

【ご連絡】 秘密保全法制に関する内閣法制局との協議メモについて

送信日時: 2012年5月2日 18:12

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 120502(訂正)再質問.jtd (21 KB) ; 120502(第5条2項関係)質問.jtd (20 KB)

内調

様

さきほどお送りした質問についてですが、
メーラーの不具合か、こちらで送信履歴が残っていないため、
もう一度送らせて頂きます。

お騒がせして大変申し訳ありませんが、本メールに添付のものでセット版となります。

拝

-----作成者:

宛先:

送信元:

日付: 2012/04/26 03:50PM

件名: 【ご連絡】 秘密保全法制に関する内閣法制局との協議メモについて

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

4月25日(水)に、秘密保全法制に関する内閣法制局との協議を実施いたしました。

その際の協議メモをご参考までに送付いたします。

審査対象の資料は、20日(金)に各省に送付した資料(26回資料)です。
(法制局への持込みは、23日(月)です。)

どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

[添付ファイル "20120425 法制局協議メモ(各省送付).jtd"は P1100000TJ/警察庁 によって削除されました]

内閣情報調査室担当官 殿

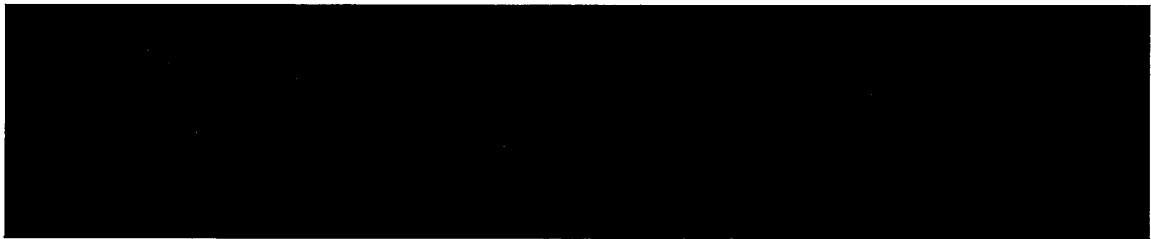
事 務 連 絡

平成24年 5 月 2 日

警 察 庁

「警察庁からの意見等（平成24年 3 月30日付け）に対する回答」について、
下記のとおり質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

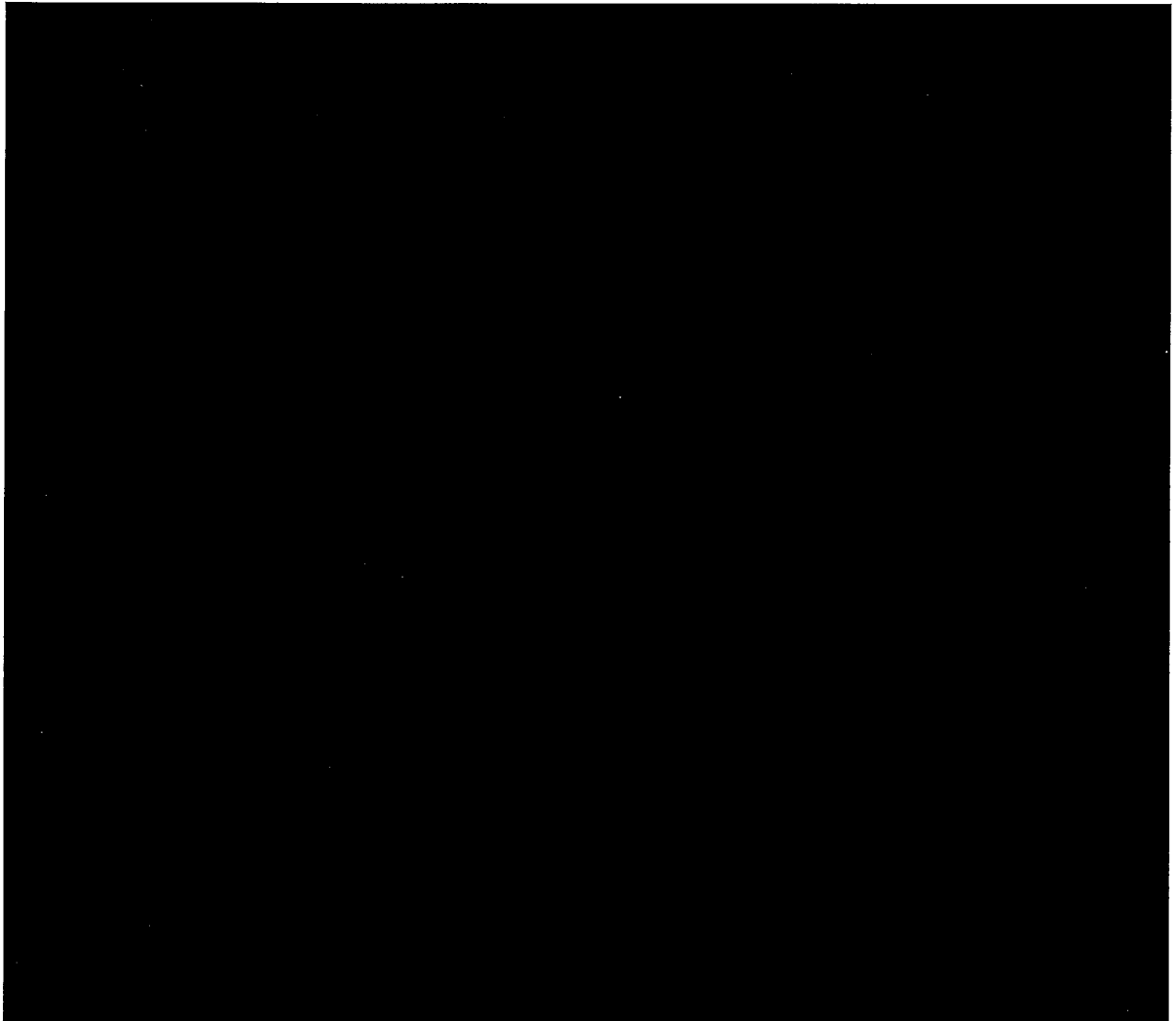


内閣情報調査室担当官 殿

事 務 連 絡
平成24年 5 月 2 日
警 察 庁

「警察庁からの意見等（平成24年4月6日付け）に対する回答」について
標記について、下記のとおり、再質問を提出いたしますので、よろしくお取り計
らい下さい。

記



警察庁からの質問に対する回答について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月7日 18:18

宛先:

添付ファイル: 質問に対する回答.zip (25 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件につきまして、貴省からの質問に対する回答を添付しておりますので、よろしくご査収願います。

なお、添付につきましては、

- ・ 3月2日付質問
- ・ 4月17日付質問
- ・ 4月17日付質問(第5条関係)
- ・ 4月23日付質問

に対する回答となっております。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

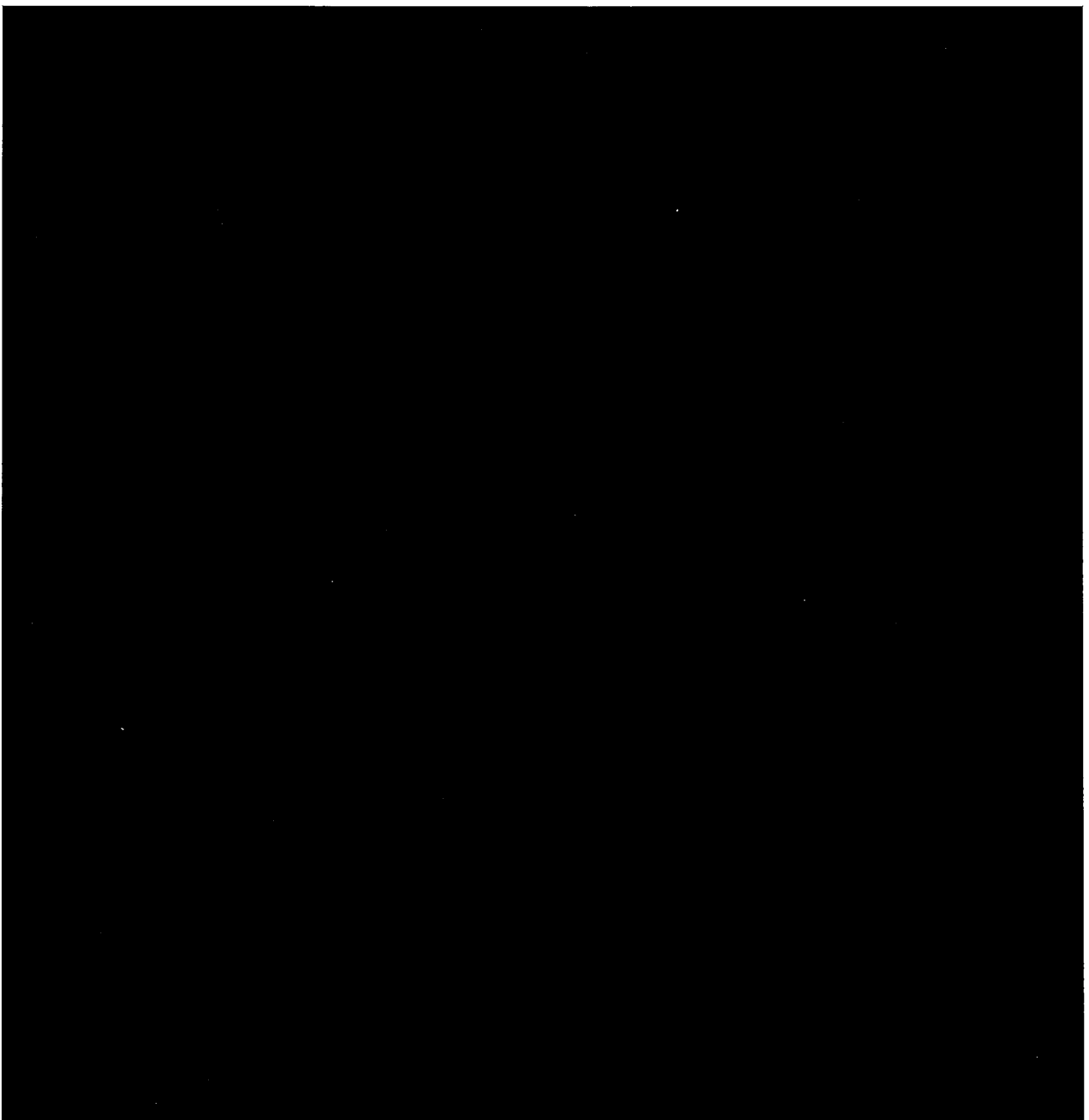
警察庁 担当者 殿

事 務 連 絡
平成24年5月7日
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年3月2日付け）に対する回答

標記について、貴省からの3月2日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記



警察庁 担当者 殿

事 務 連 絡

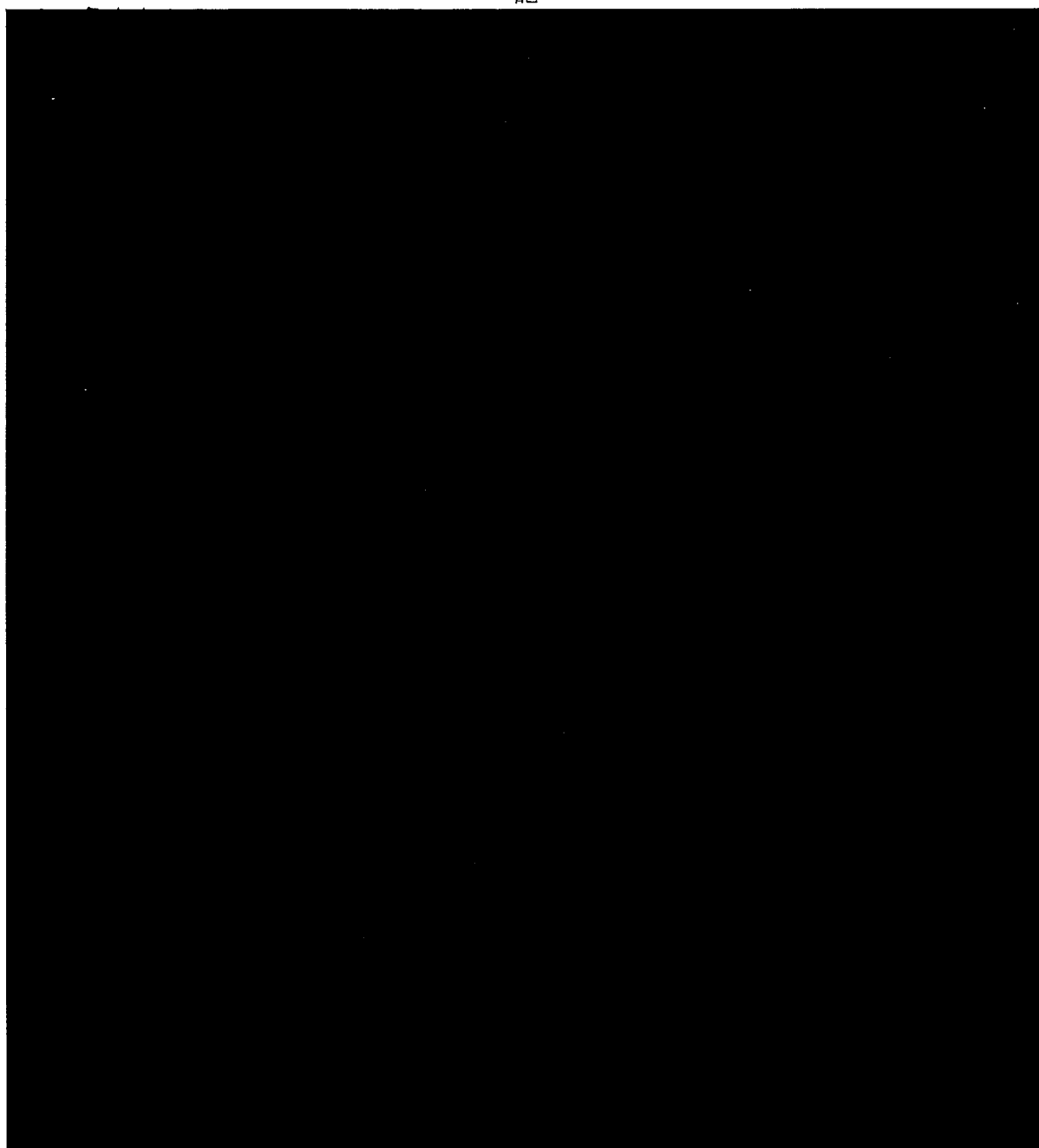
平成24年5月7日

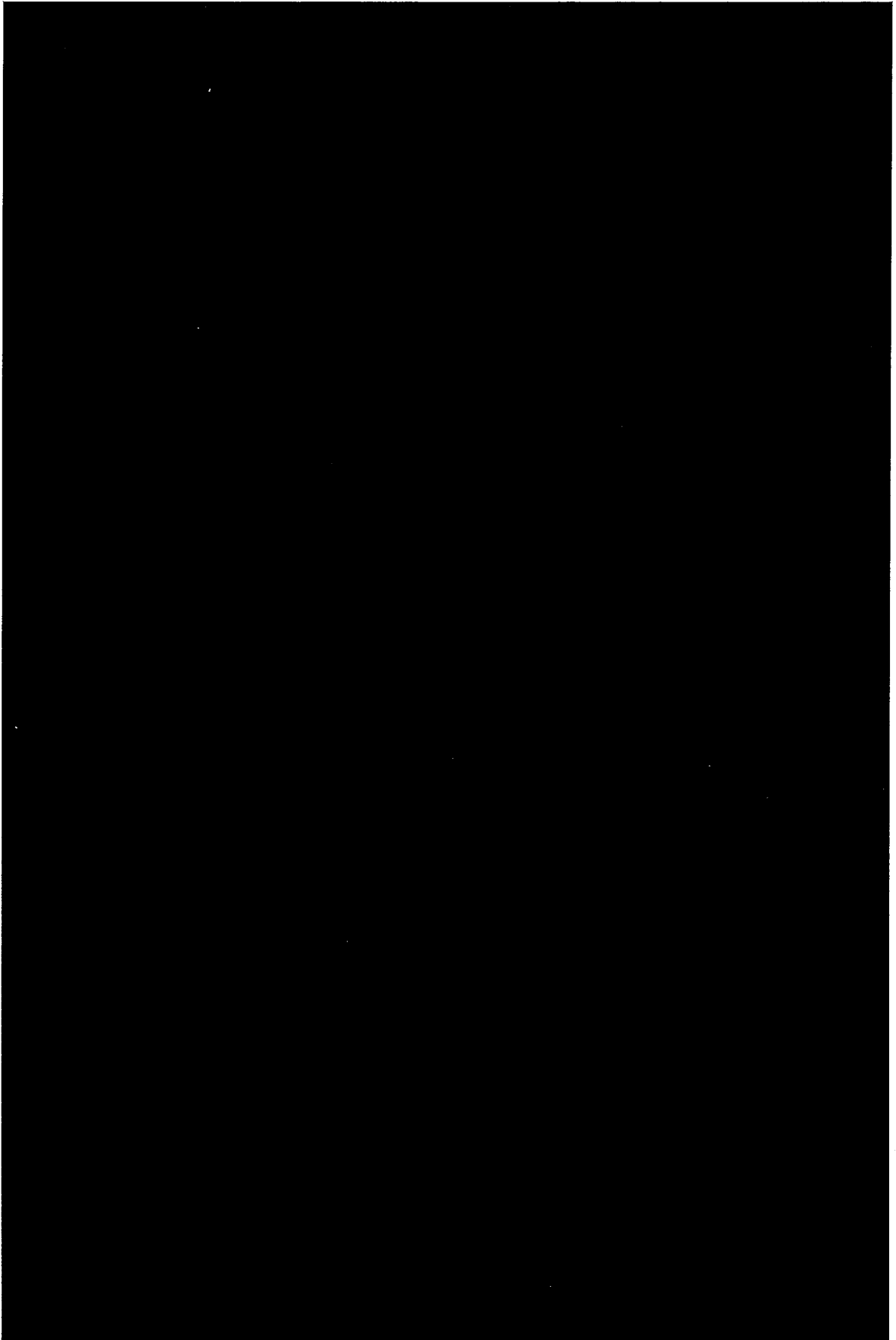
内閣情報調査室

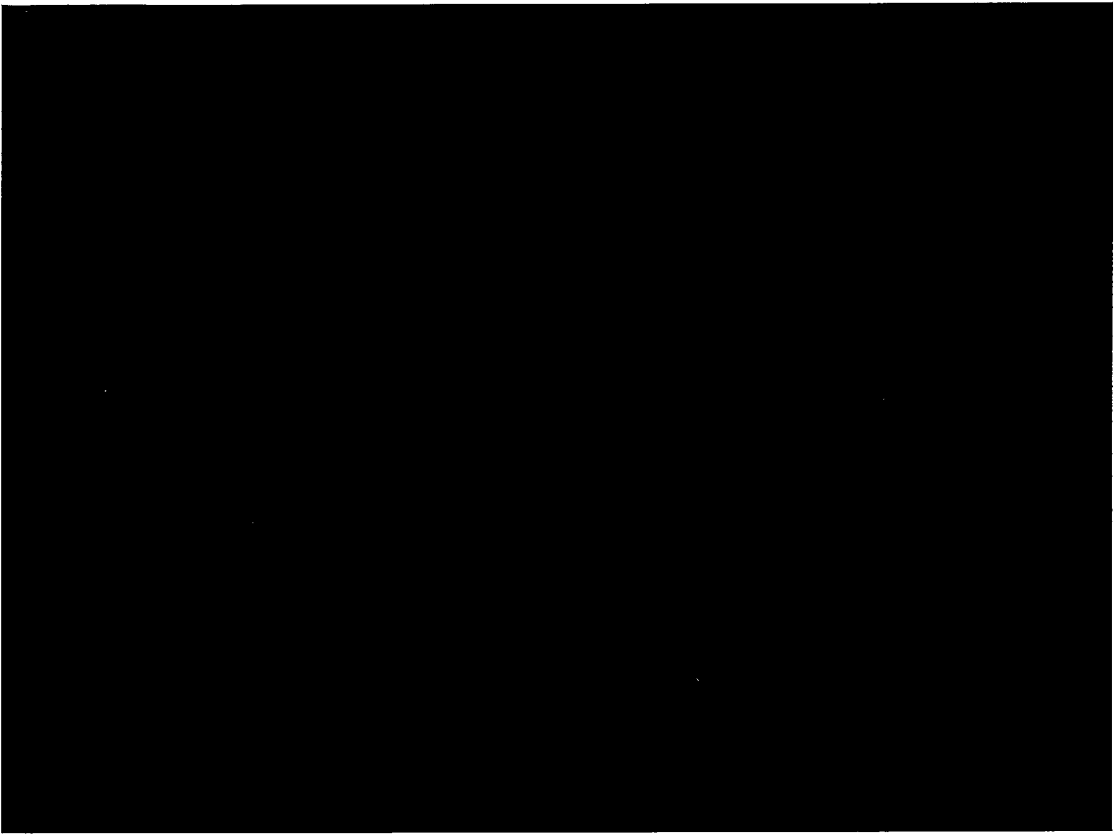
警察庁からの意見等（平成24年4月17日付け）に対する回答

標記について、貴省からの4月17日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、
宜しくお取り計らい願います。

記







警察庁 担当者 殿

事務連絡
平成24年5月7日
内閣情報調査室

警察庁からの意見等（平成24年4月17日付け）に対する回答

標記について、貴省からの4月17日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記



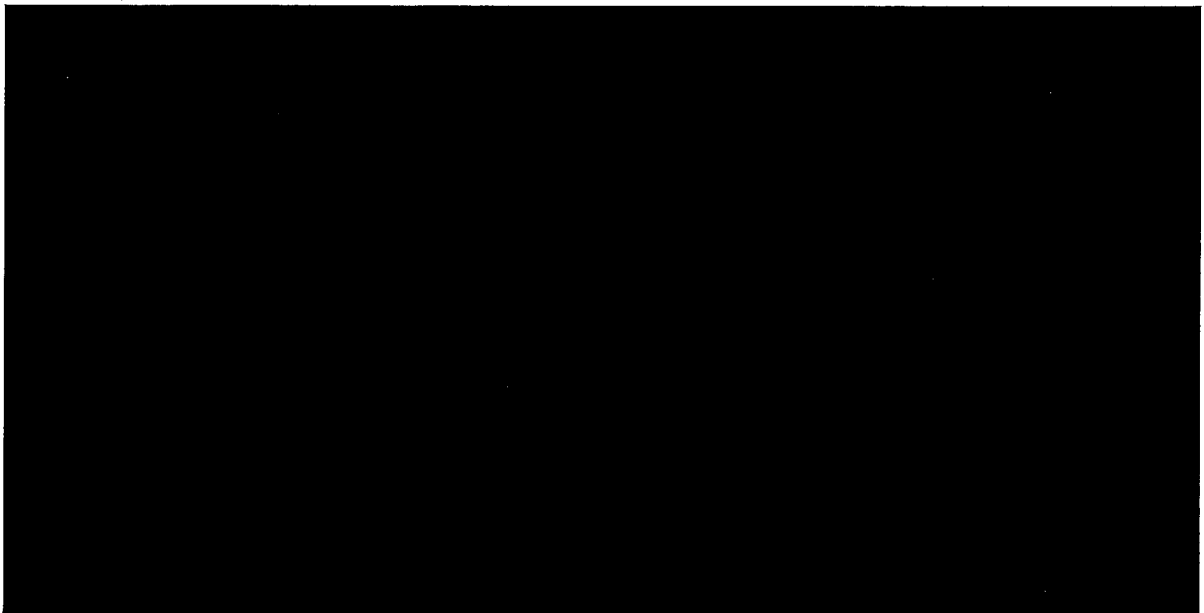
警察庁 担当者 殿

事 務 連 絡
平成24年 5 月 7 日
内 閣 情 報 調 査 室

警察庁からの意見等（平成24年4月23日付け）に対する回答

標記について、貴省からの4月23日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、
宜しくお取り計らい願います。

記



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第28回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月11日 17:14

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (25 KB); 逐条解説案.jtd (326 KB); 適性評価調査票(イメージ).jtd (219 KB); 法案概要一枚紙案.doc (49 KB); 法案概要三枚紙案.jtd (40 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第28回)を5月14日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線: [REDACTED])

E-Mail: [REDACTED]
.....

追加送信

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月11日 17:17

宛先:

添付ファイル: (6頁)【別紙1】.xls (28 KB); (7頁)【別紙2】.jtd (53 KB); (8頁)【別紙3】.jtd (48 KB); (11頁)【別紙】.xls (25 KB); (22~25頁).xls (50 KB); (26・27頁).jtd (301 KB); (28・29頁).jtd (77 KB); 論点集案.jtd (144 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

お疲れ様です。メール送信につきまして2回目の配信です。添付資料は先ほど送ったものの追加になりますので、よろしくご査収願います。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第28回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月11日 17:13

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (314 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第28回)を5月14日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第28回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月11日 17:13

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (314 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、長谷川様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第28回)を5月14日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第28回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月11日 17:12

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (314 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第28回)を5月14日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第28回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月11日 17:12

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (314 KB)

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第28回)を5月14日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第28回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月11日 17:11

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (314 KB)

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第28回)を5月14日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第28回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月11日 17:11

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (314 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第28回)を5月14日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第28回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月11日 17:11

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (314 KB)

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第28回)を5月14日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第28回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月11日 17:10

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (314 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 ネハシ 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第28回)を5月14日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第28回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月11日 17:10

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (314 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第28回)を5月14日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第28回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月11日 17:10

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (314 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第28回)を5月14日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月26日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意ください。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年5月14日

- 逐条解説案
- 法案概要一枚紙案
- 法案概要三枚紙案
- 論点集案
- 適性評価調査票（イメージ）

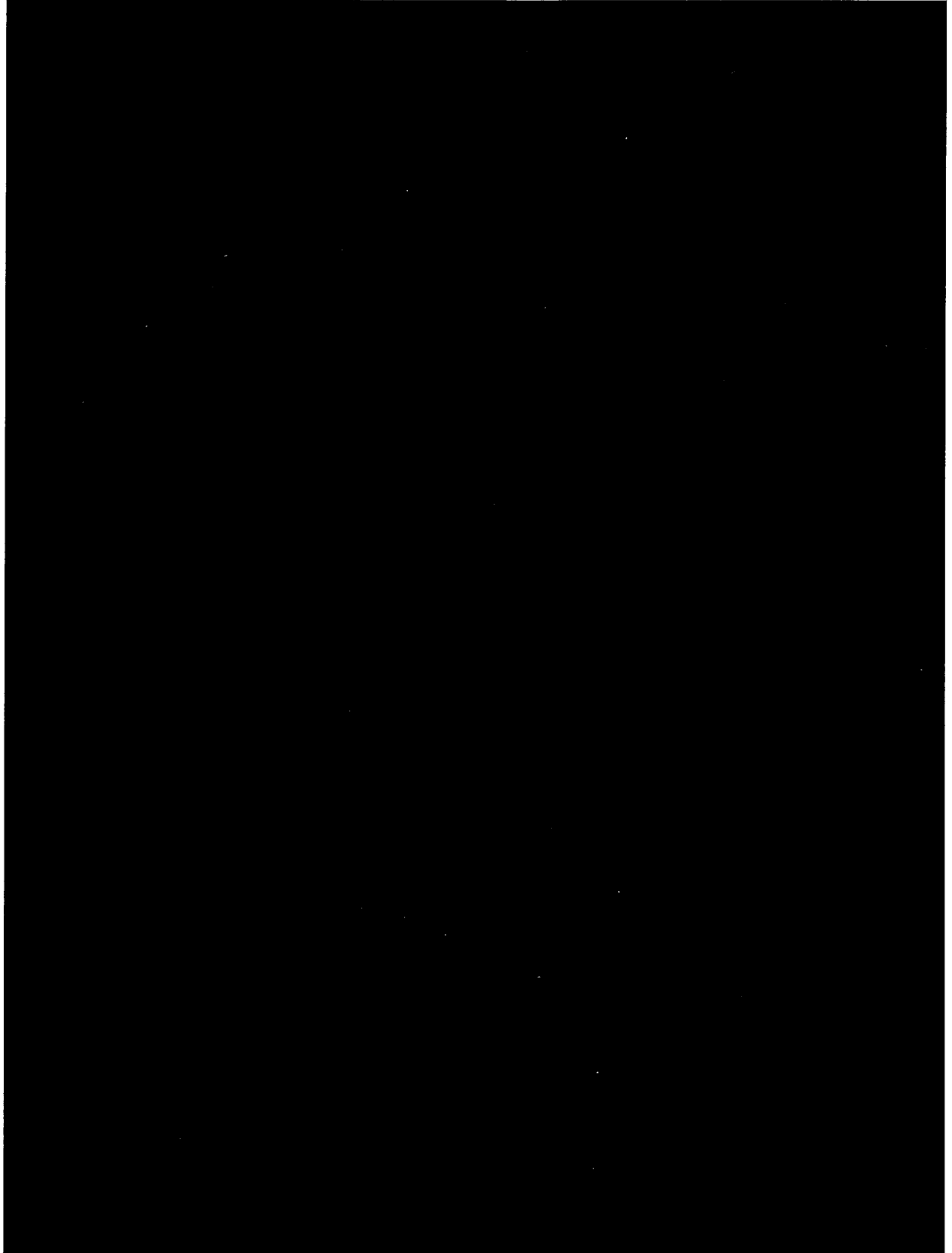
特別秘密の保護に関する法律案（仮称）

【逐条解説】

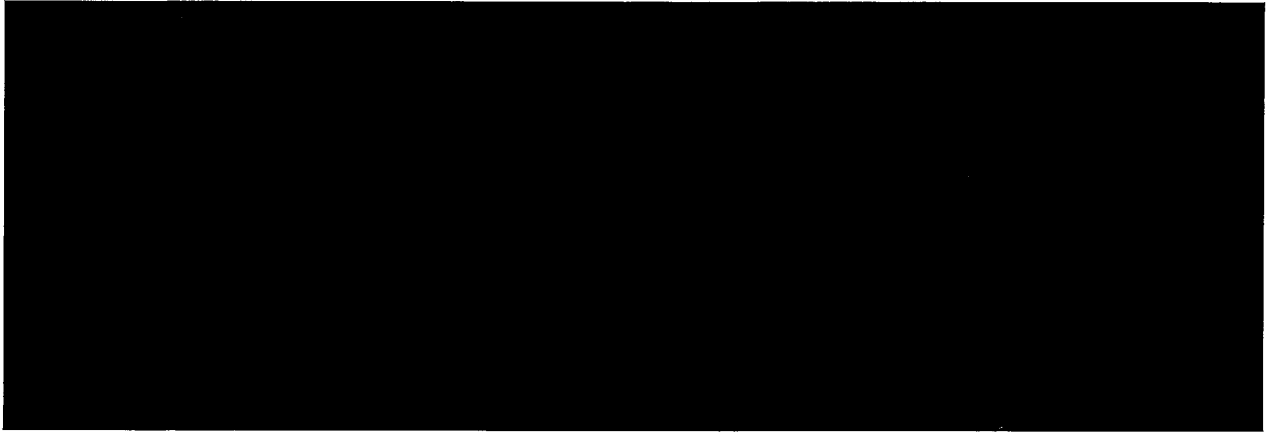
（案）

平成24年〇月
内閣官房

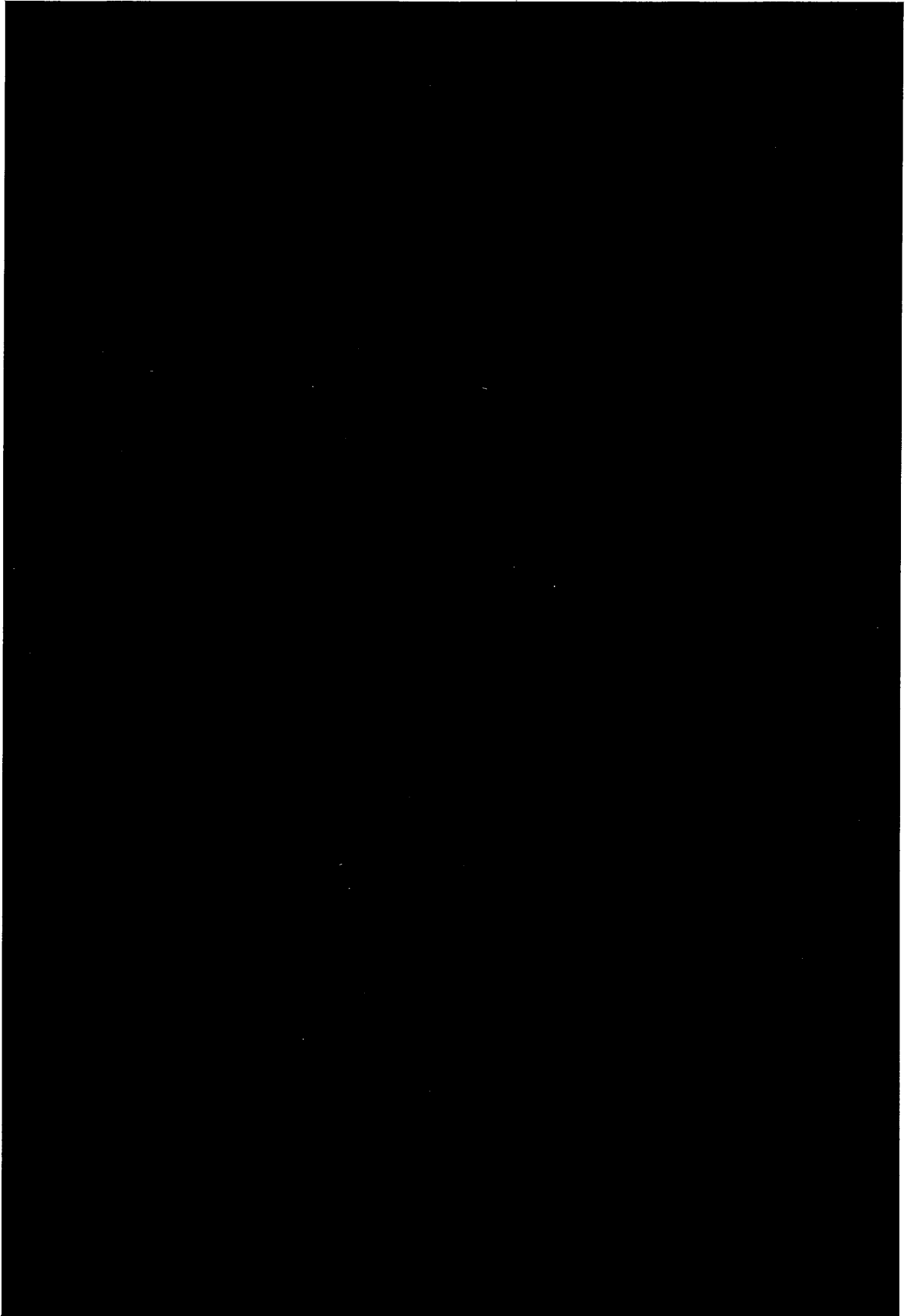
目次



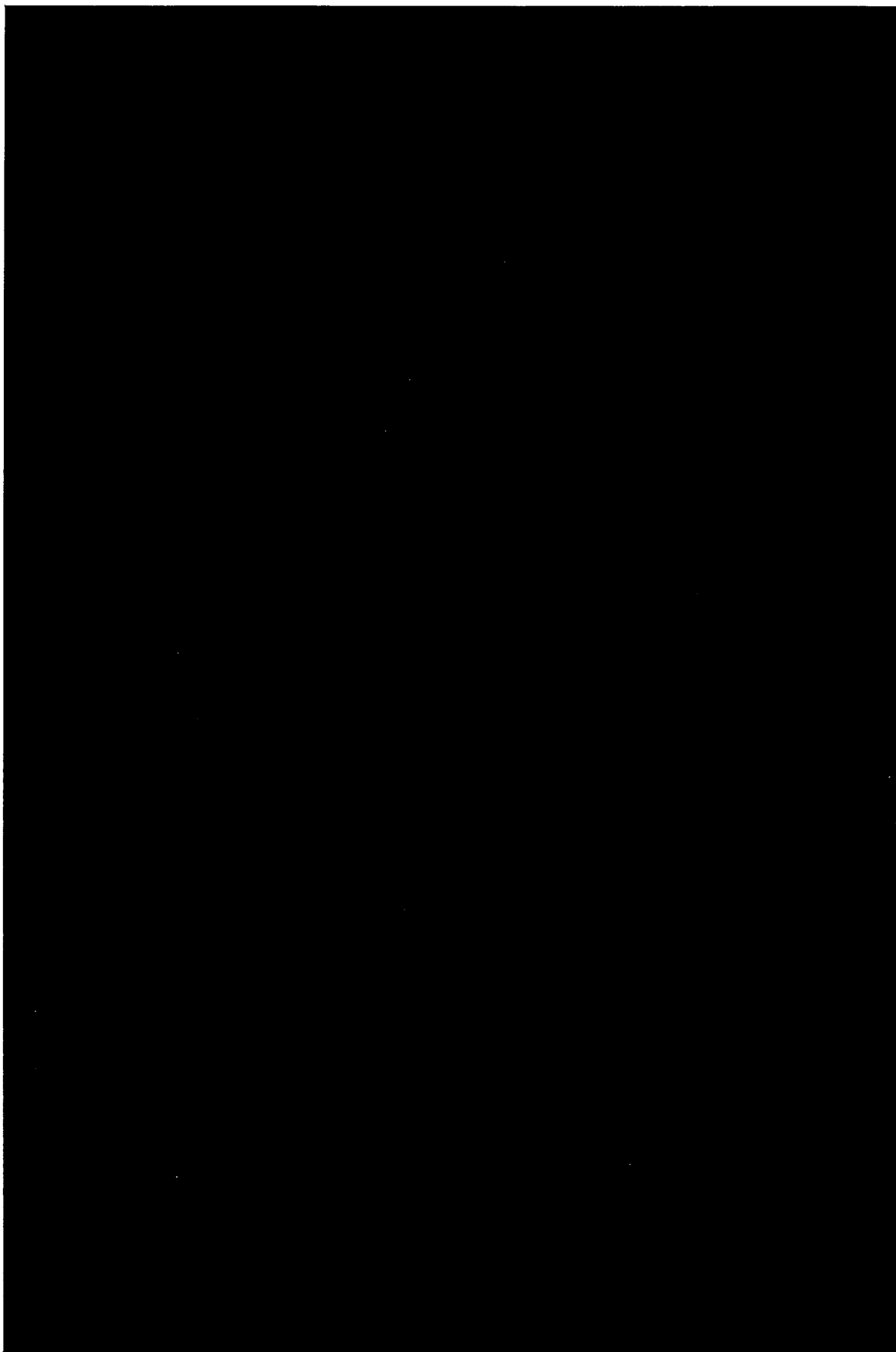
12/05/11内調内検討済み



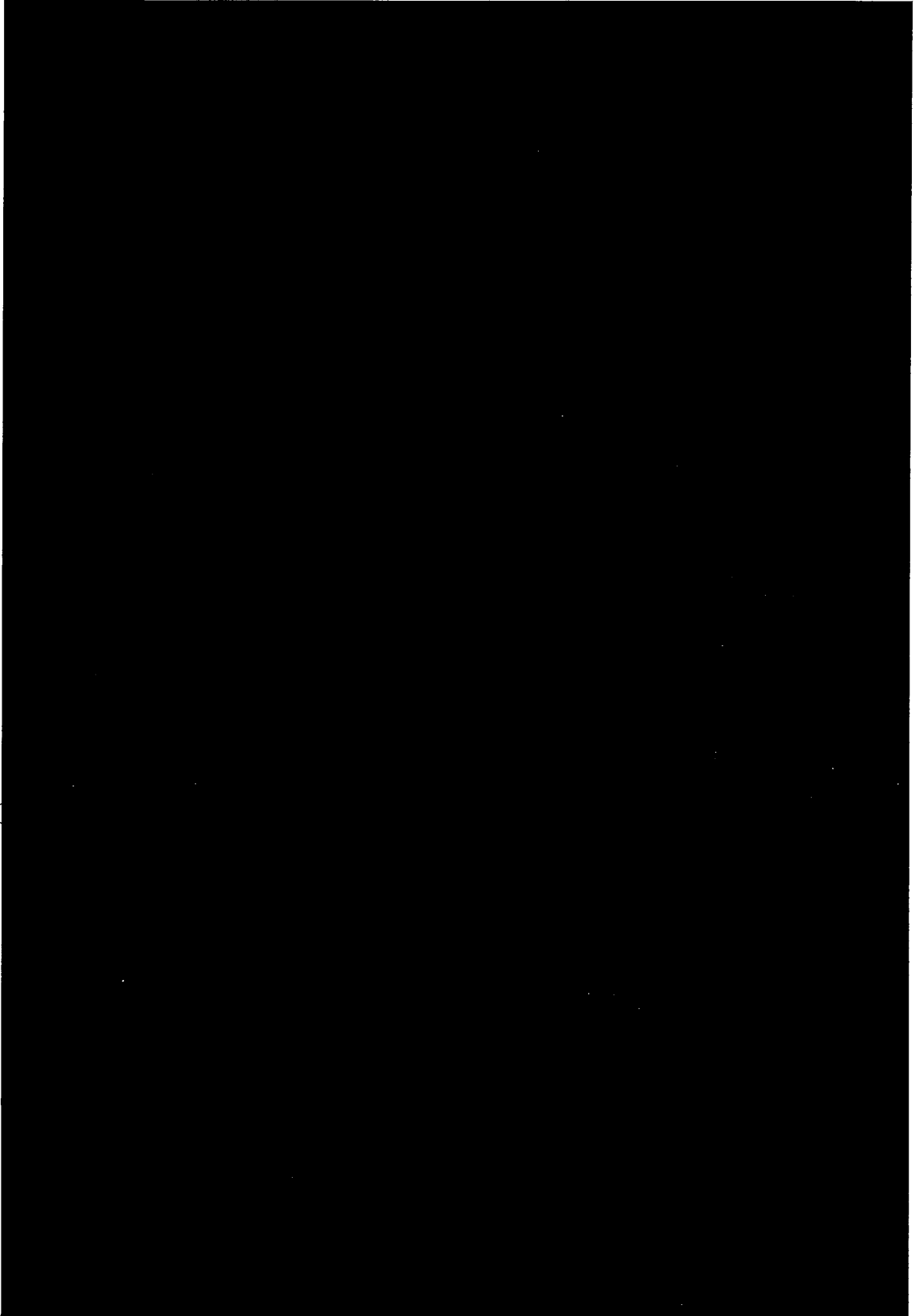
12/05/11内調内検討済み



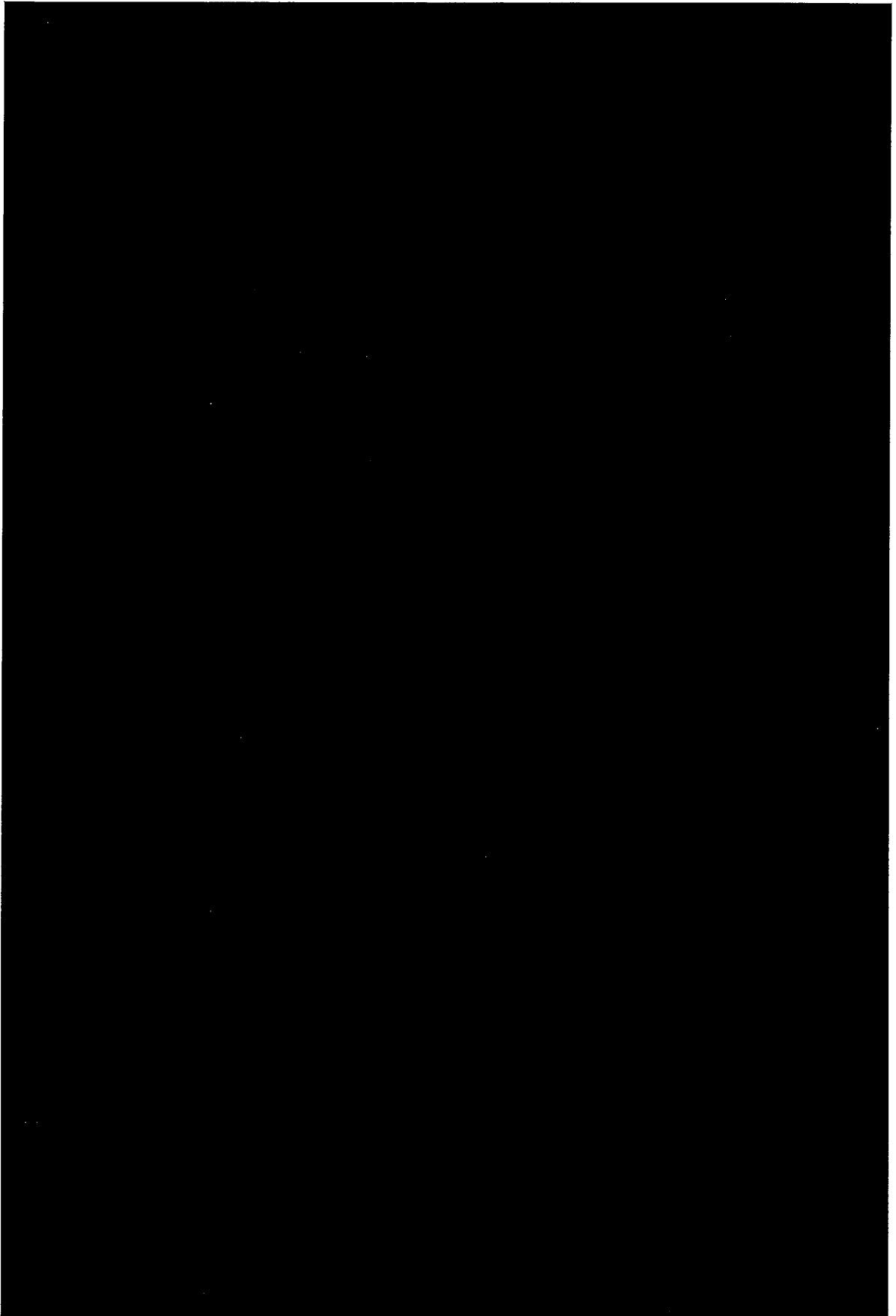
12/05/11内調内検討済み



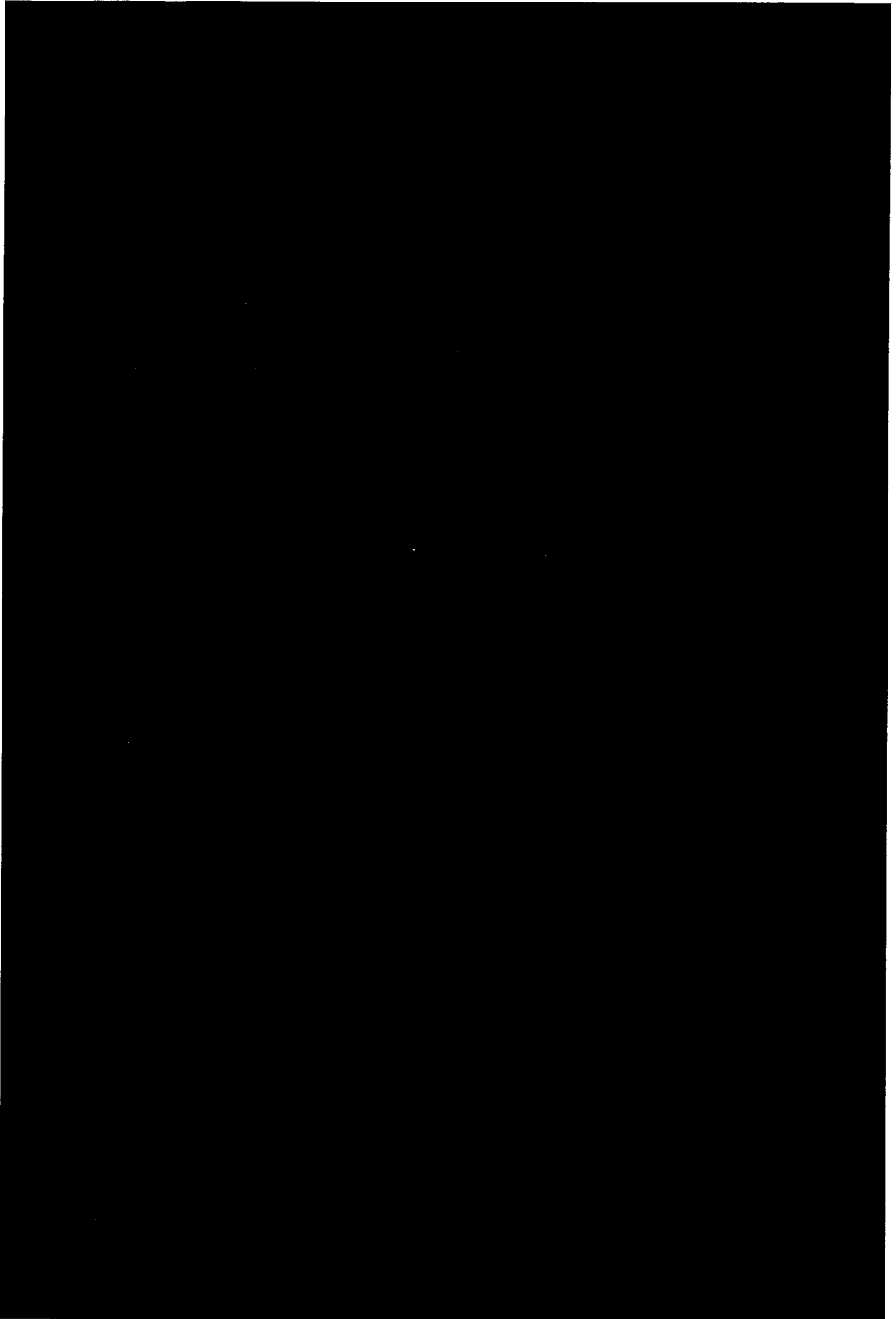
12/05/11内調内検討済み



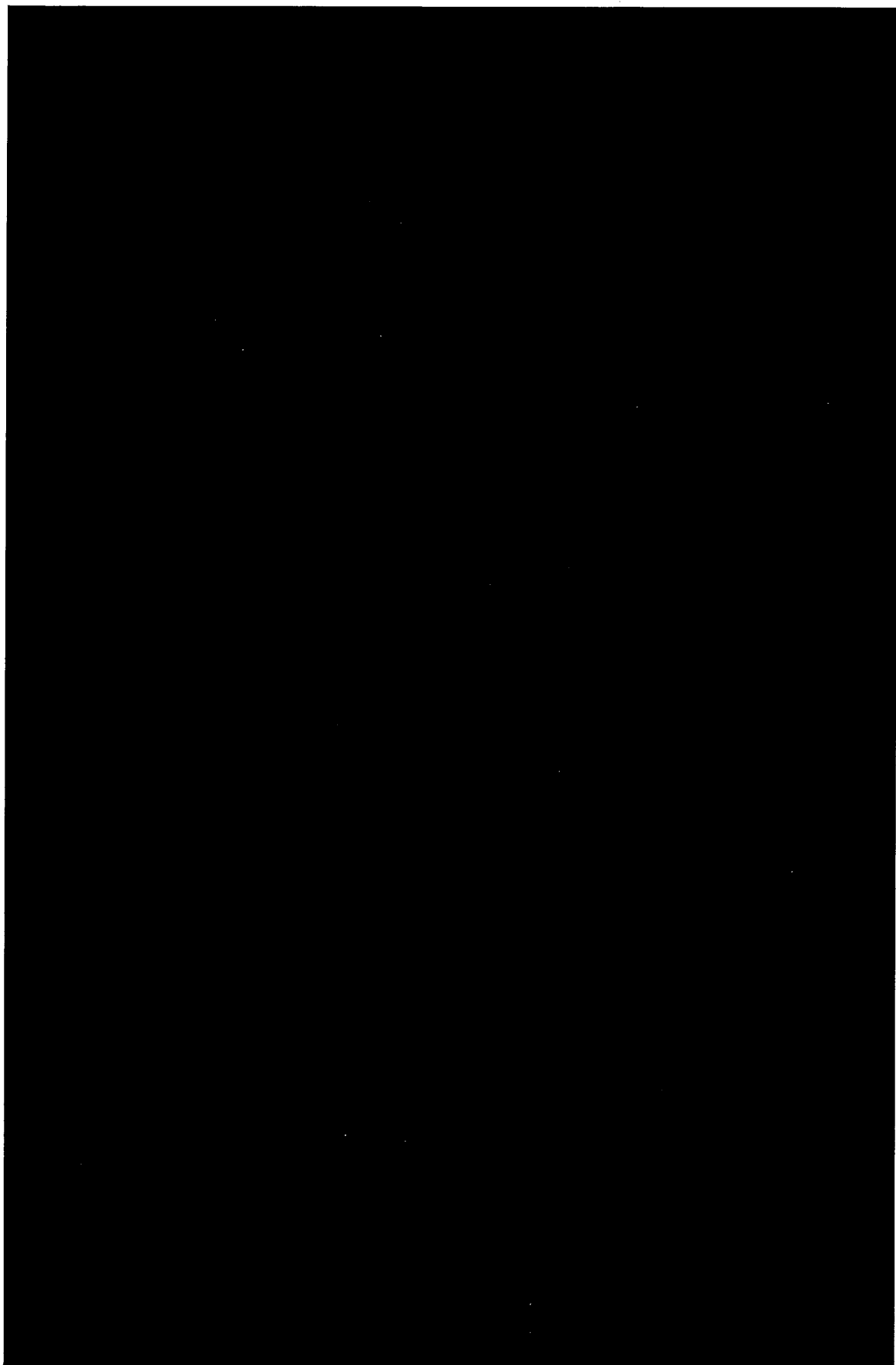
12/05/11内調内検討済み



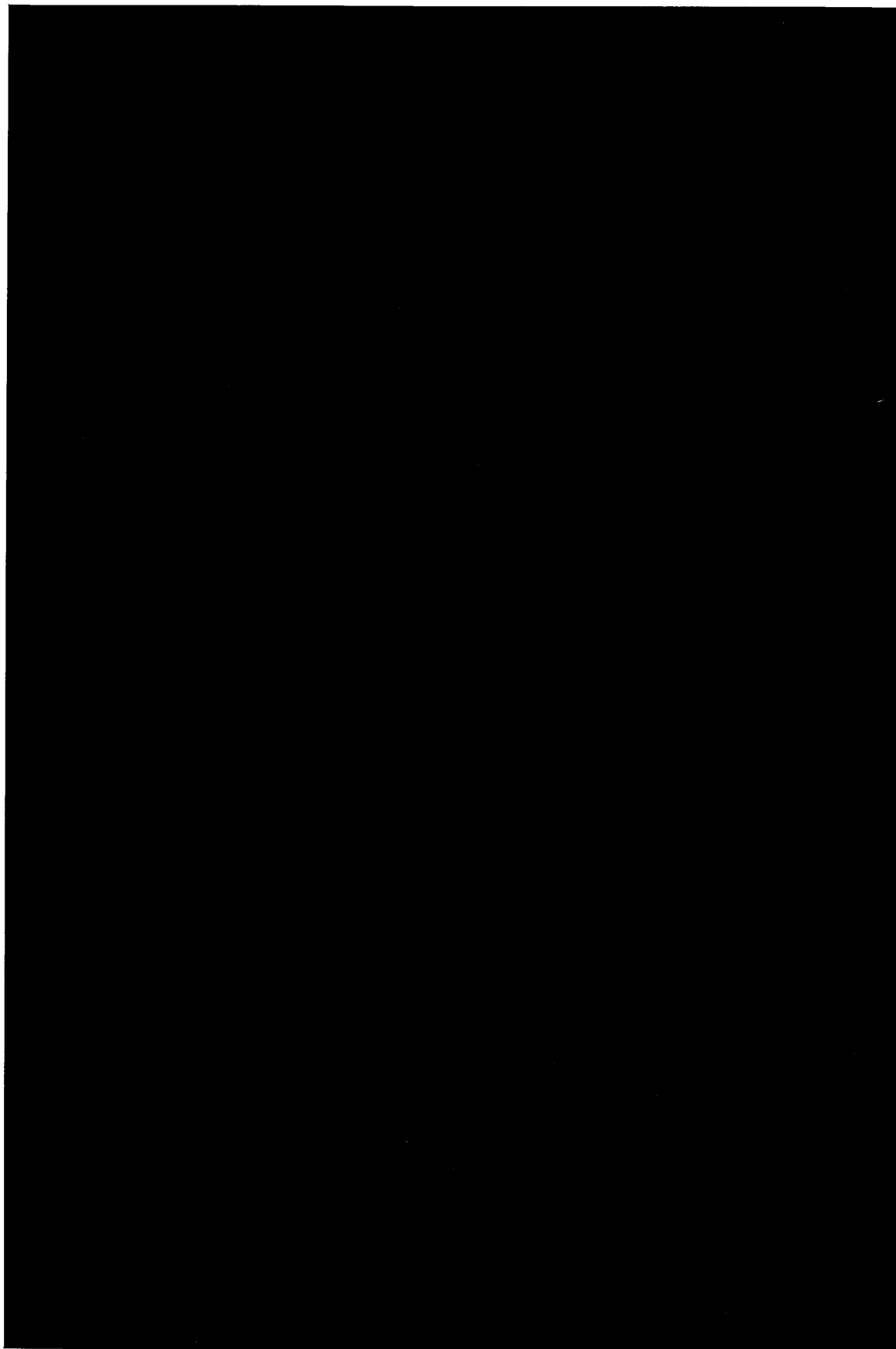
12/05/11内調内検討済み



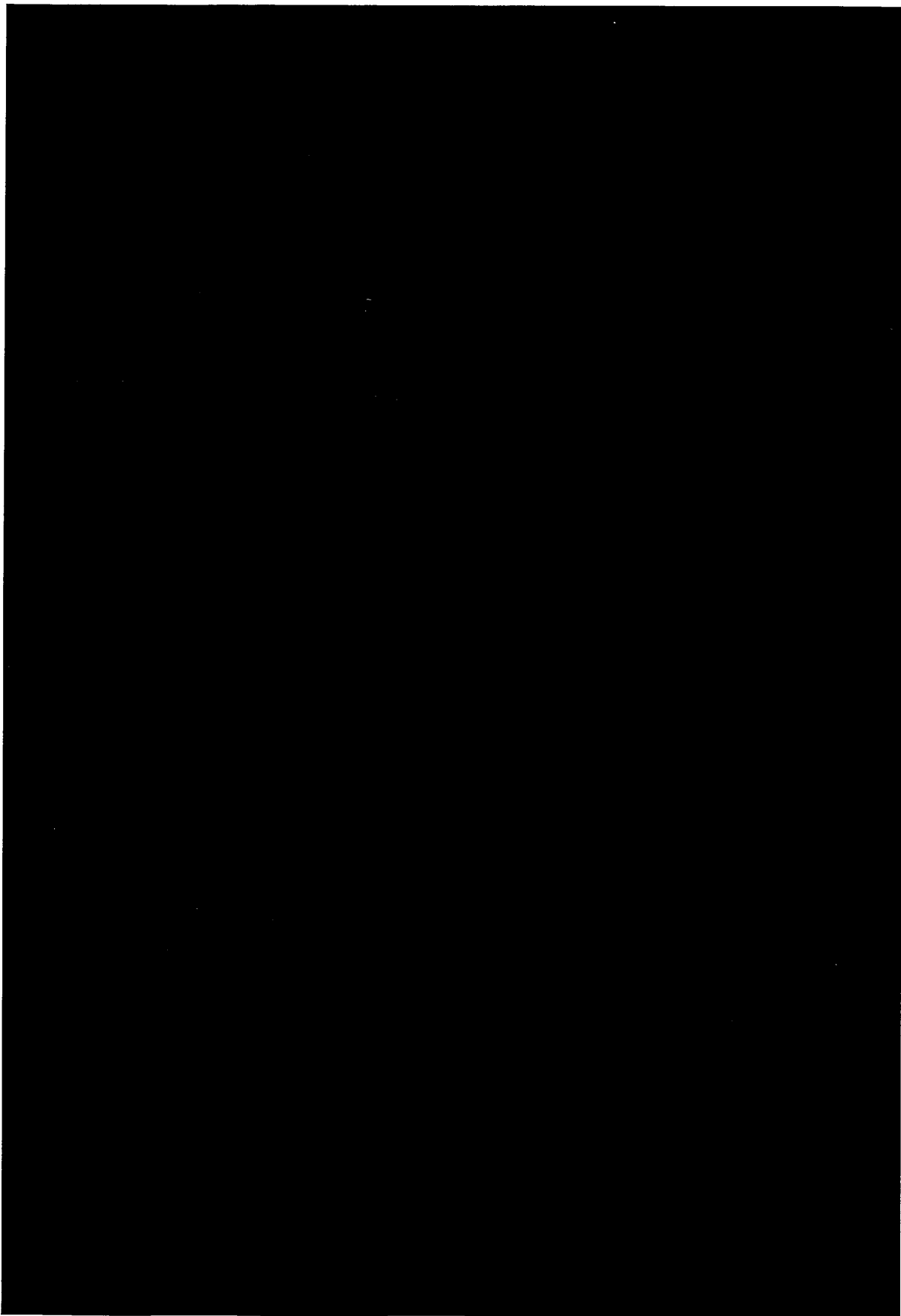
12/05/11内調内検討済み



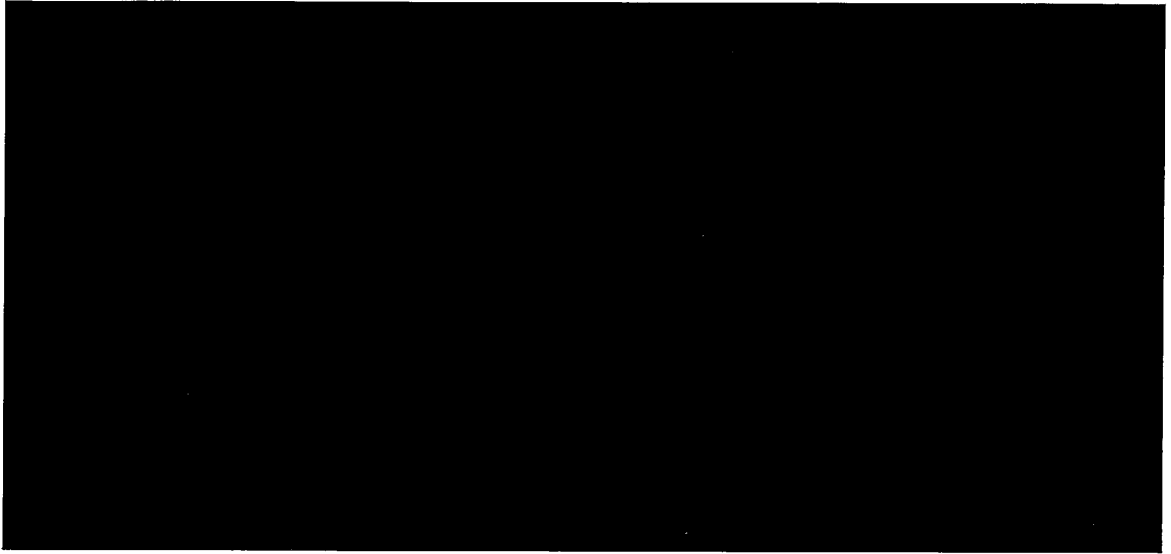
12/05/11内調内検討済み



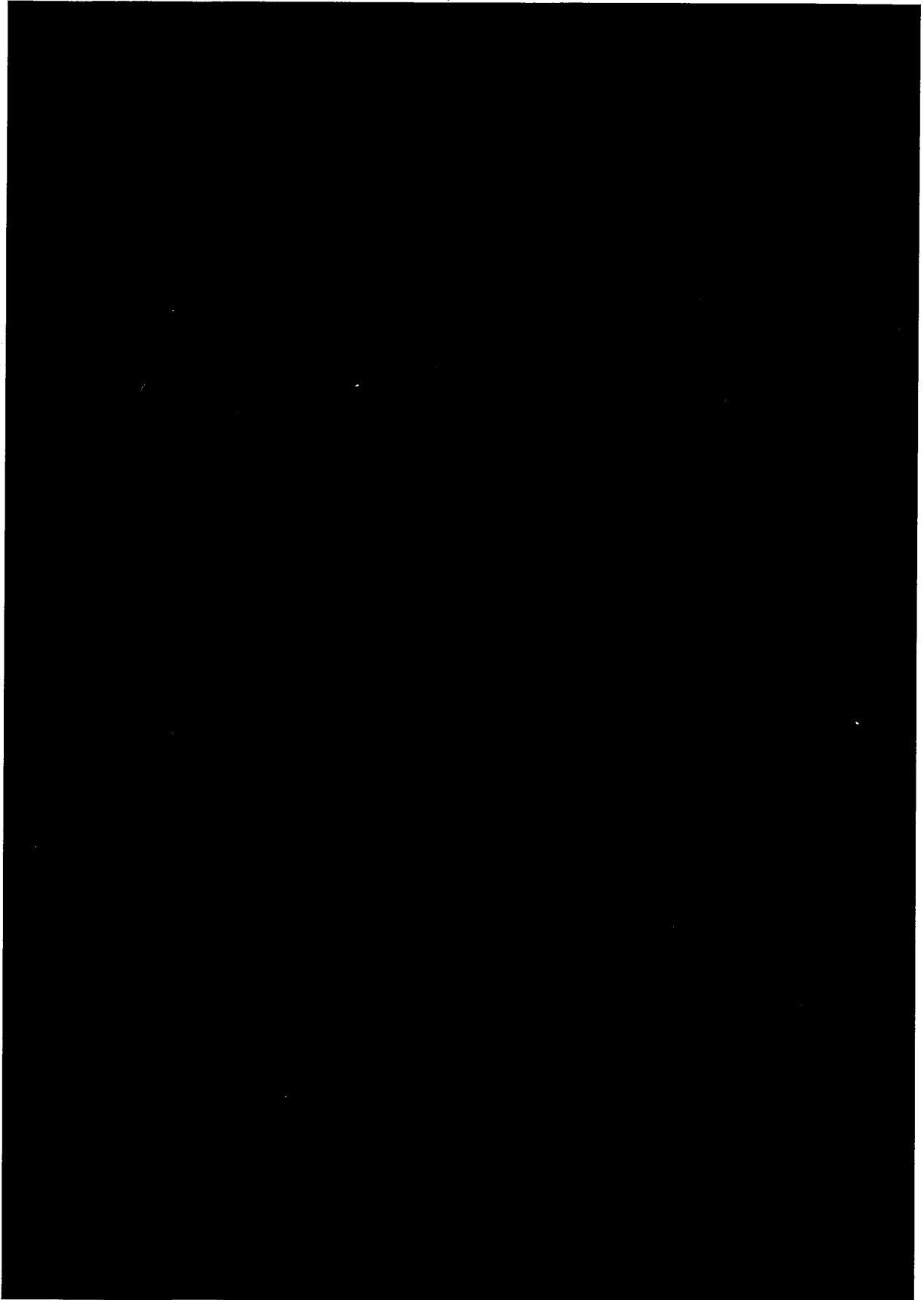
12/05/11内調内検討済み



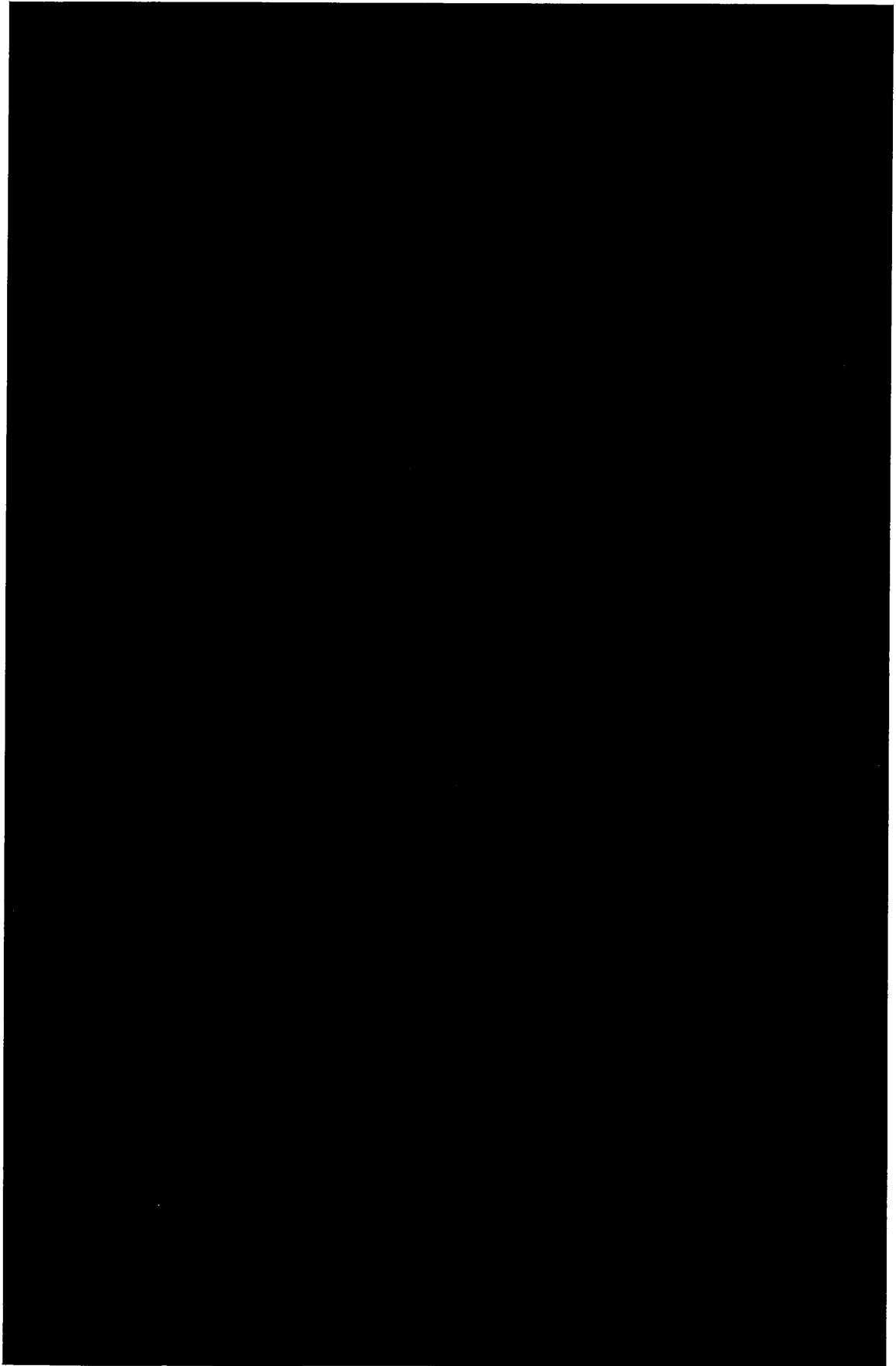
12/05/11内調内検討済み



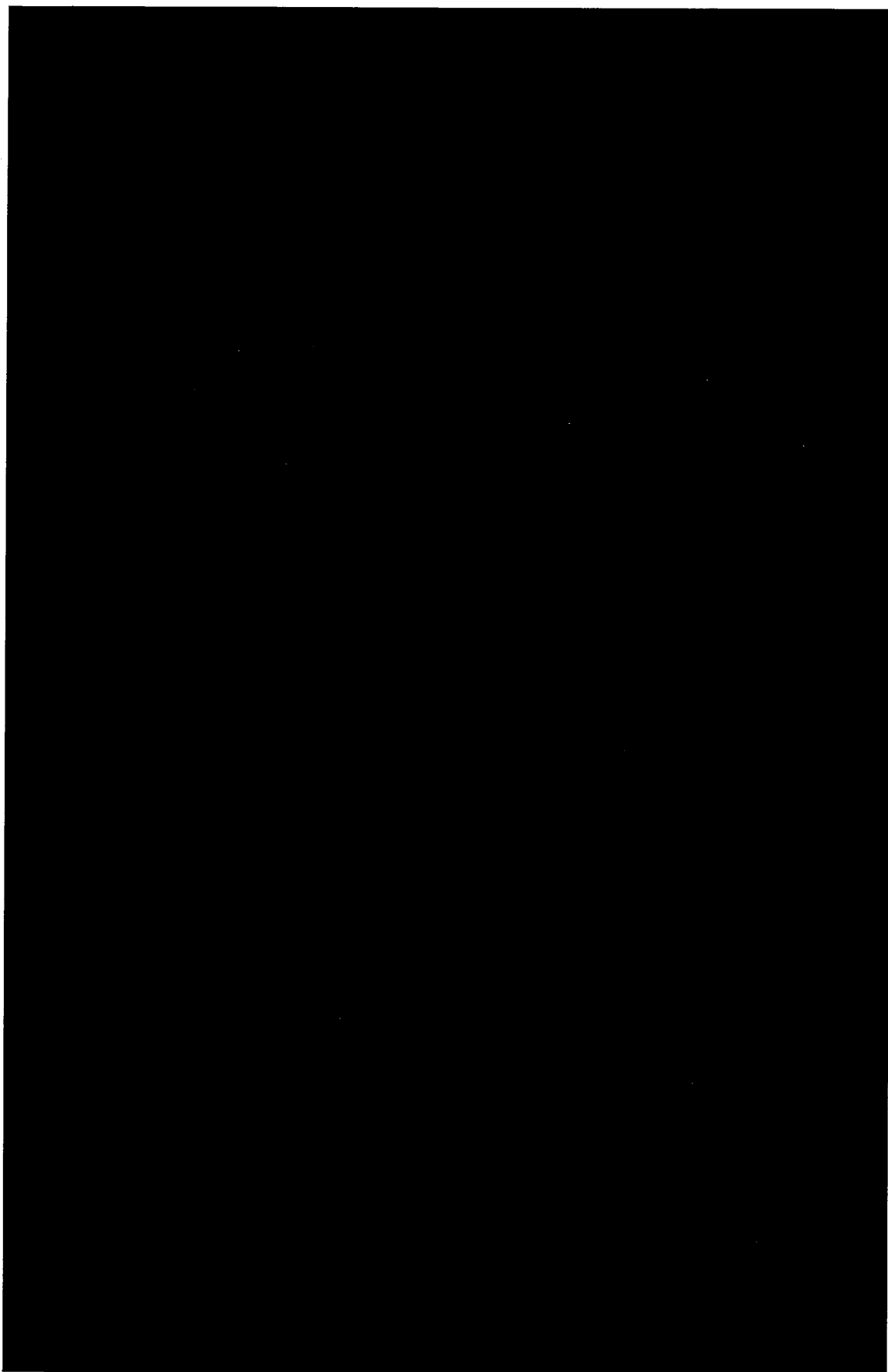
12/05/11内調内検討済み



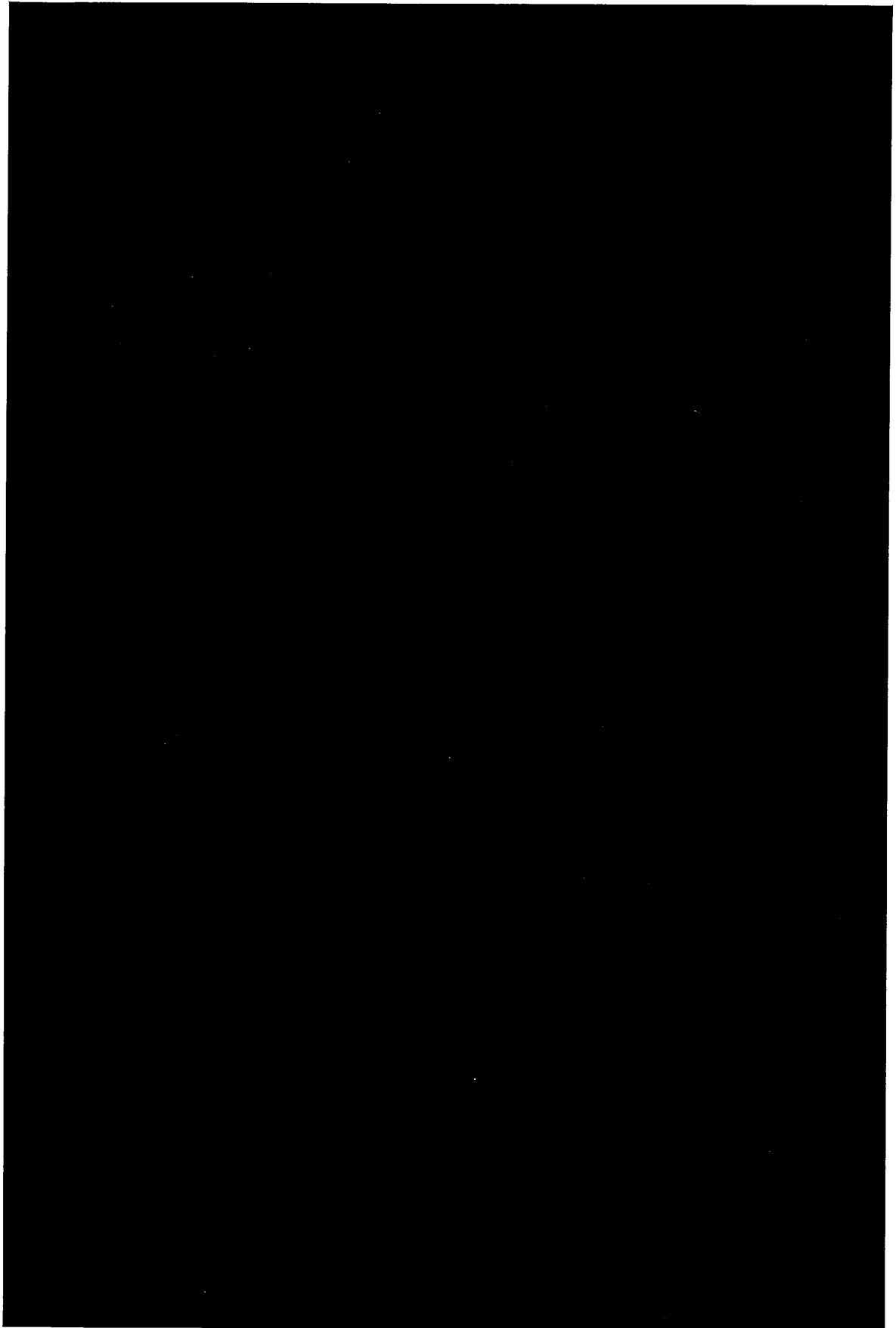
12/05/11内調内検討済み



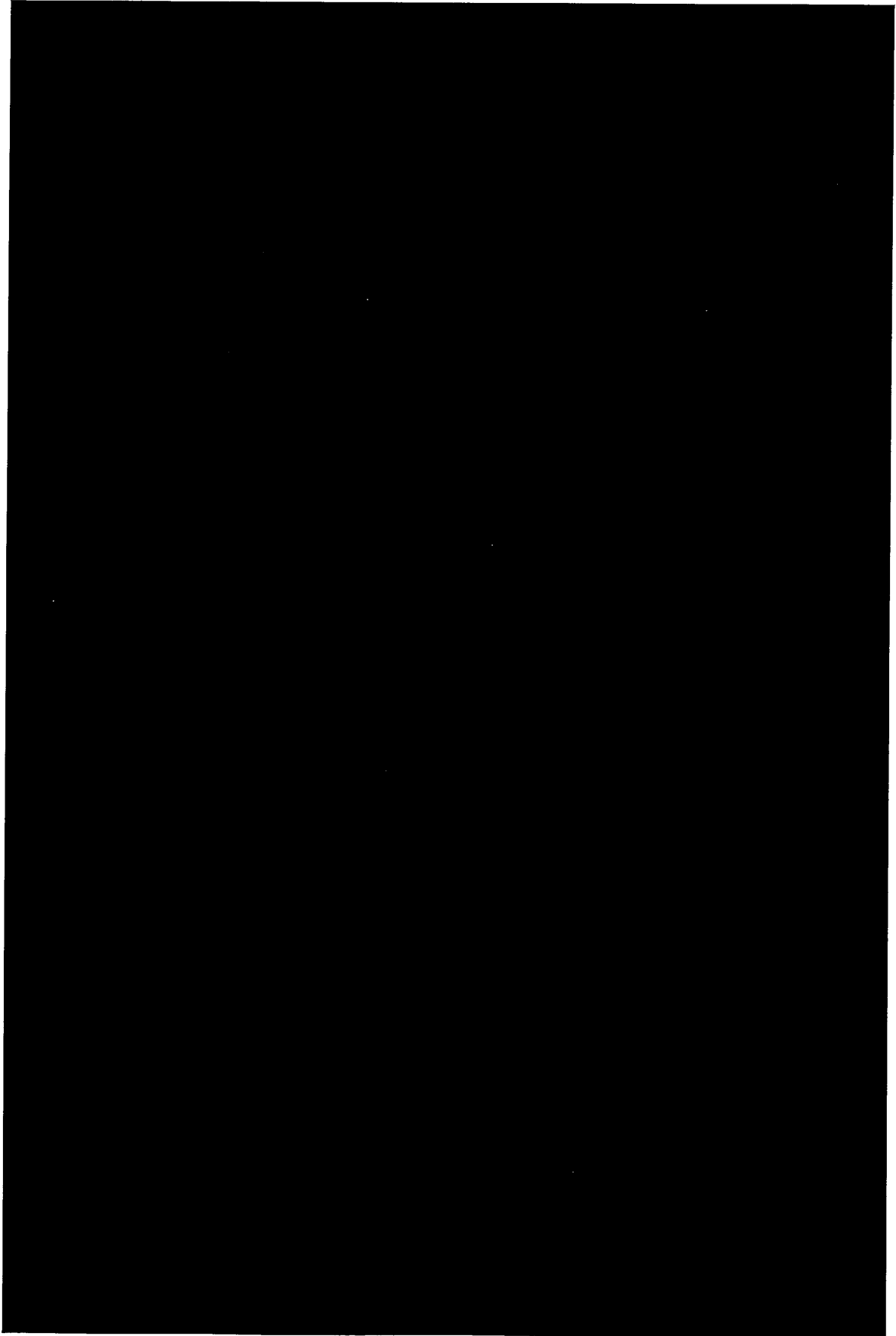
12/05/11内調内検討済み



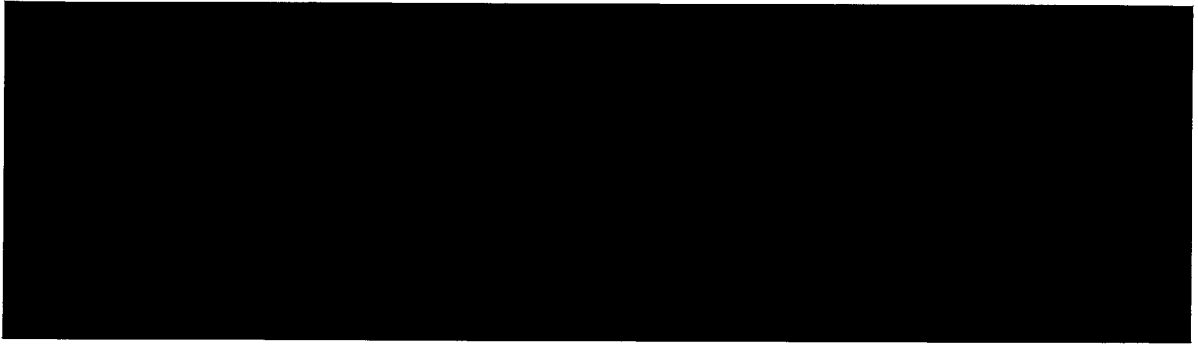
12/05/11内調内検討済み



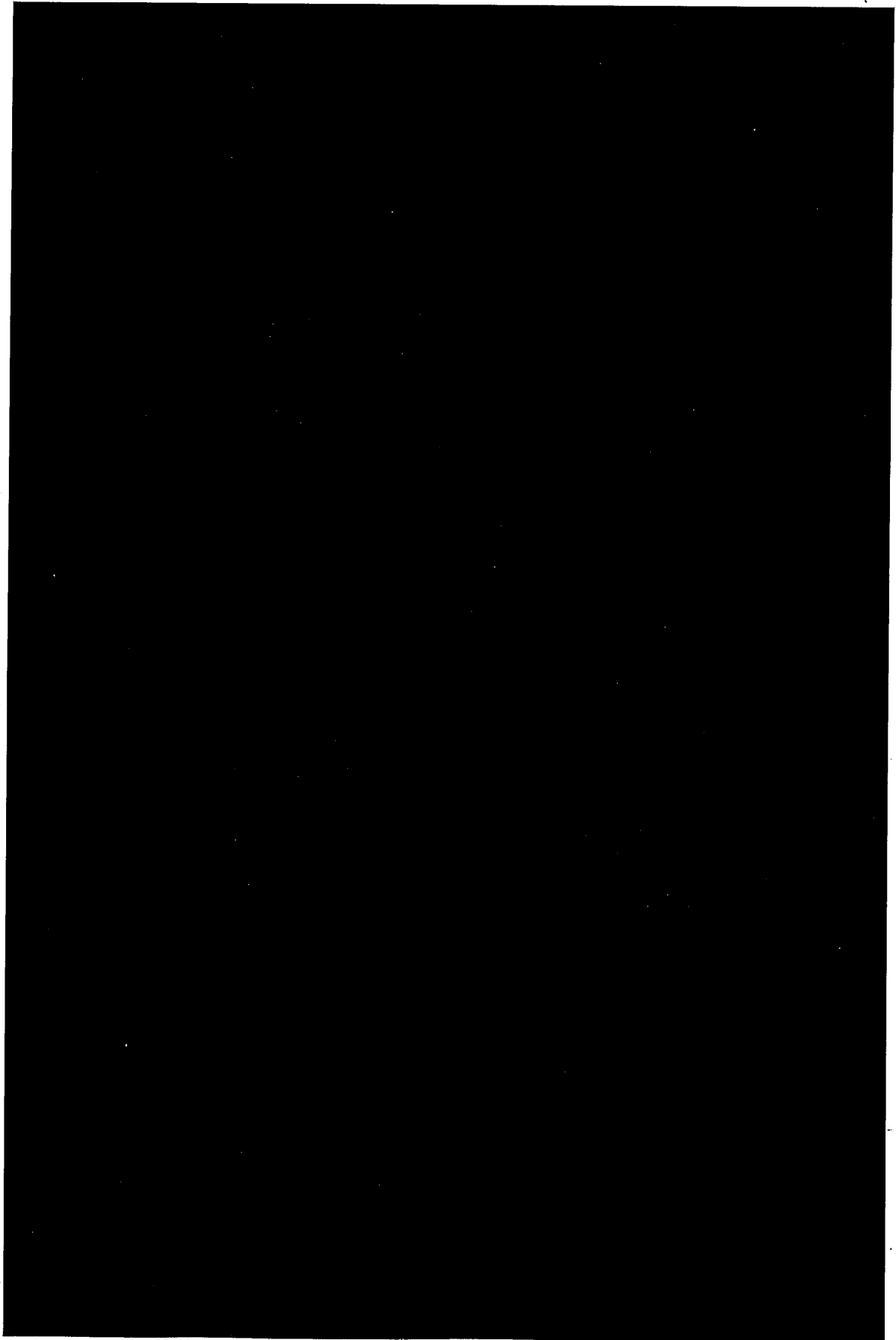
12/05/11内調内検討済み



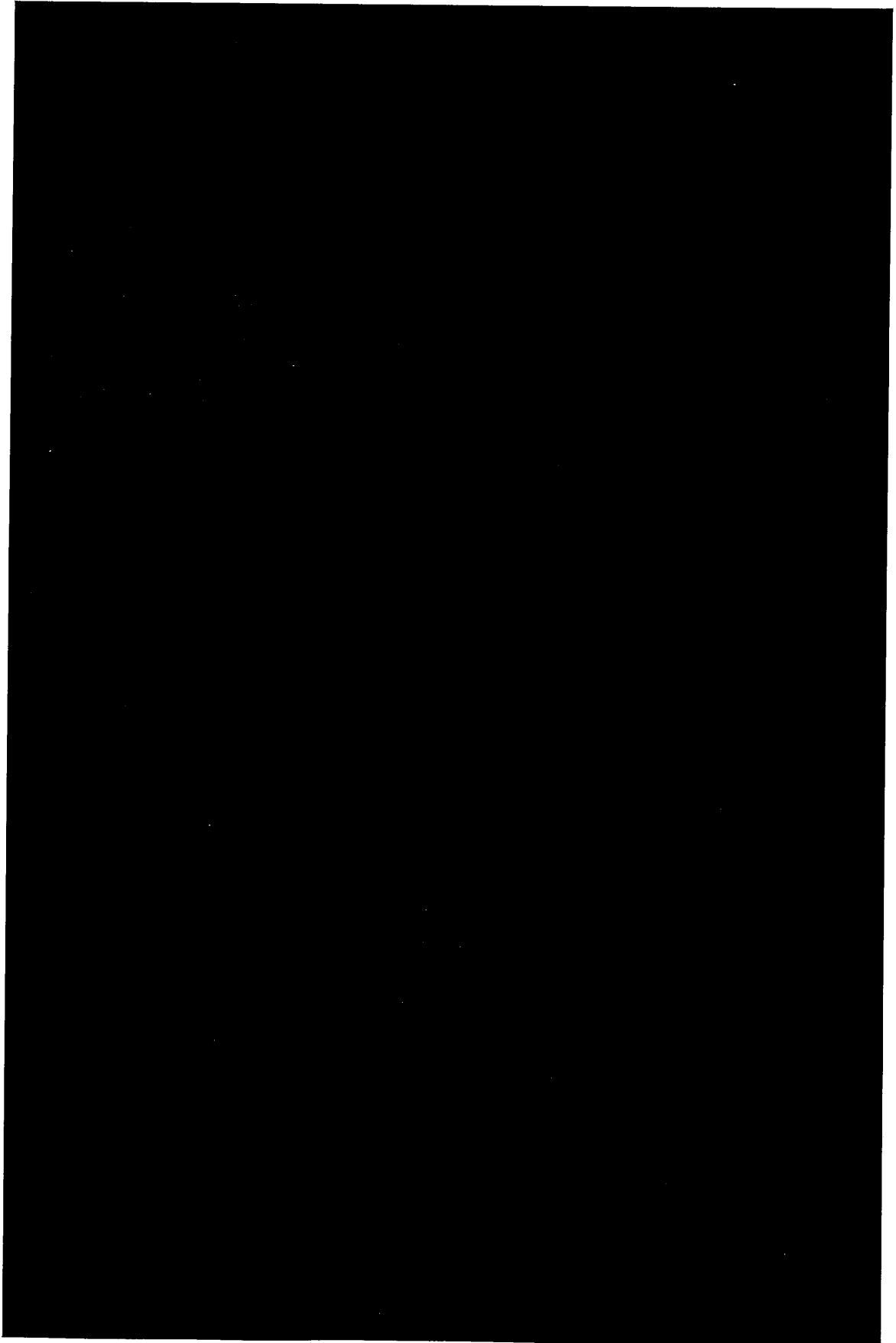
12/05/11内調内検討済み



12/05/11内調内検討済み



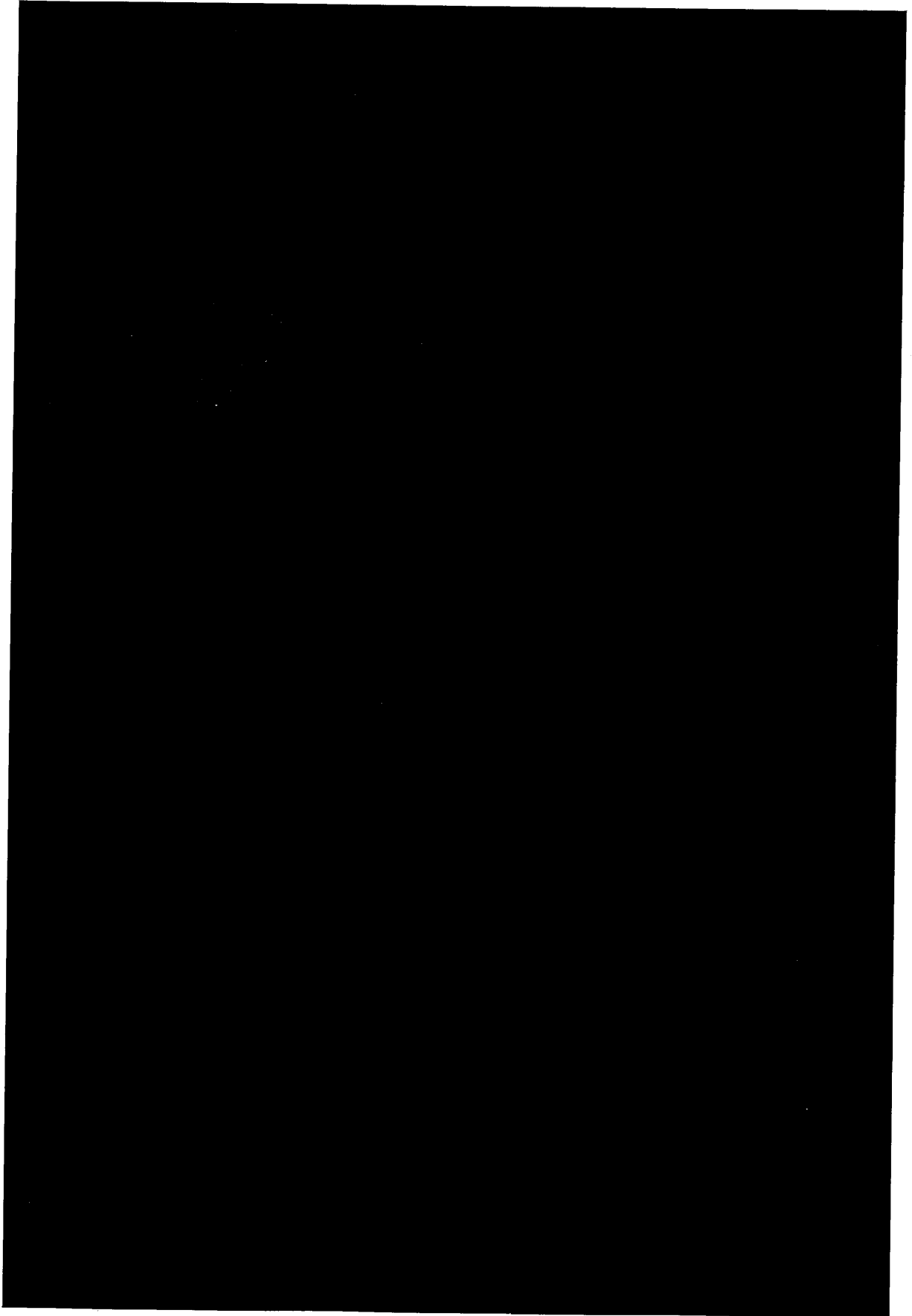
12/05/11内調内検討済み



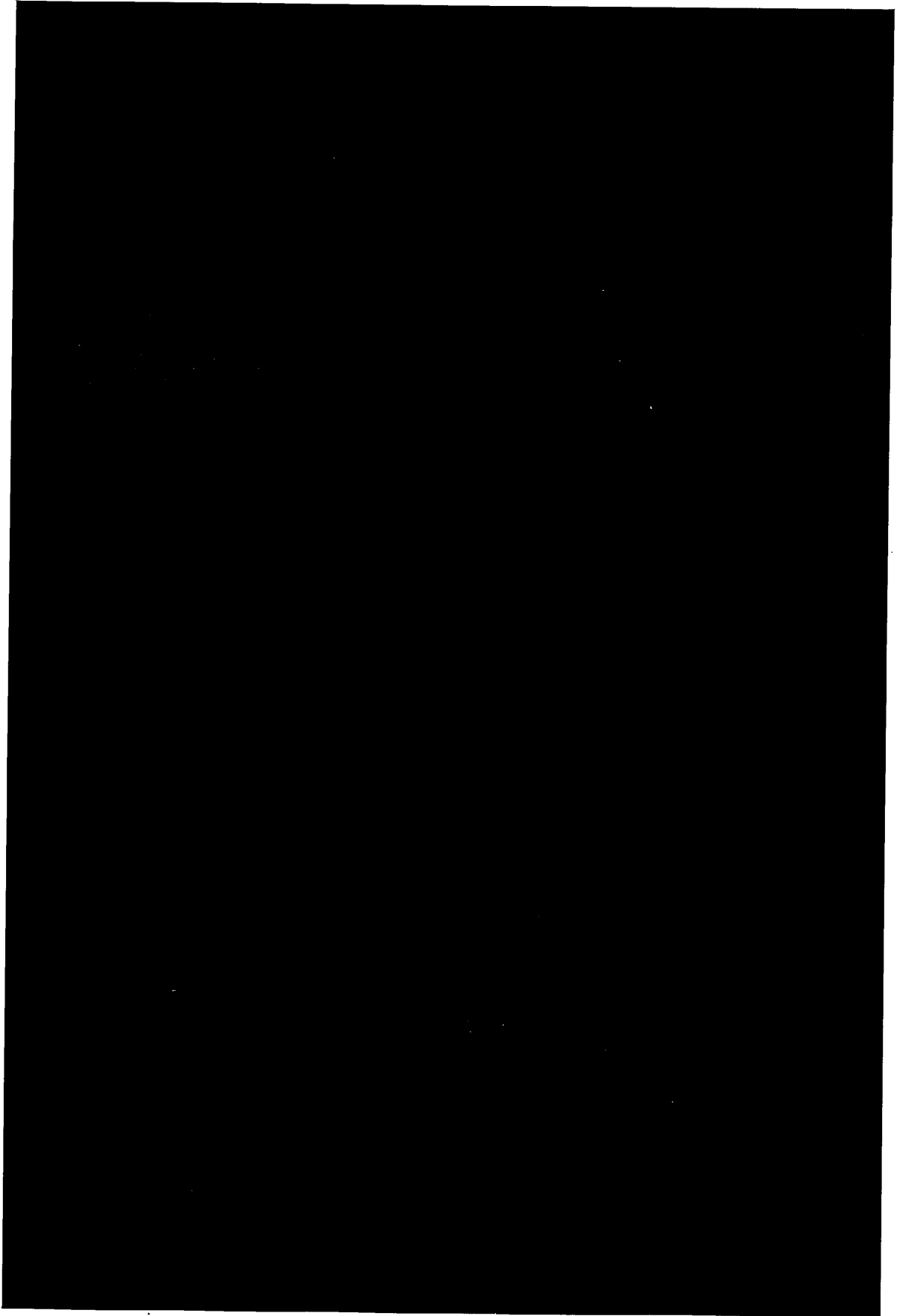
12/05/11内調内検討済み



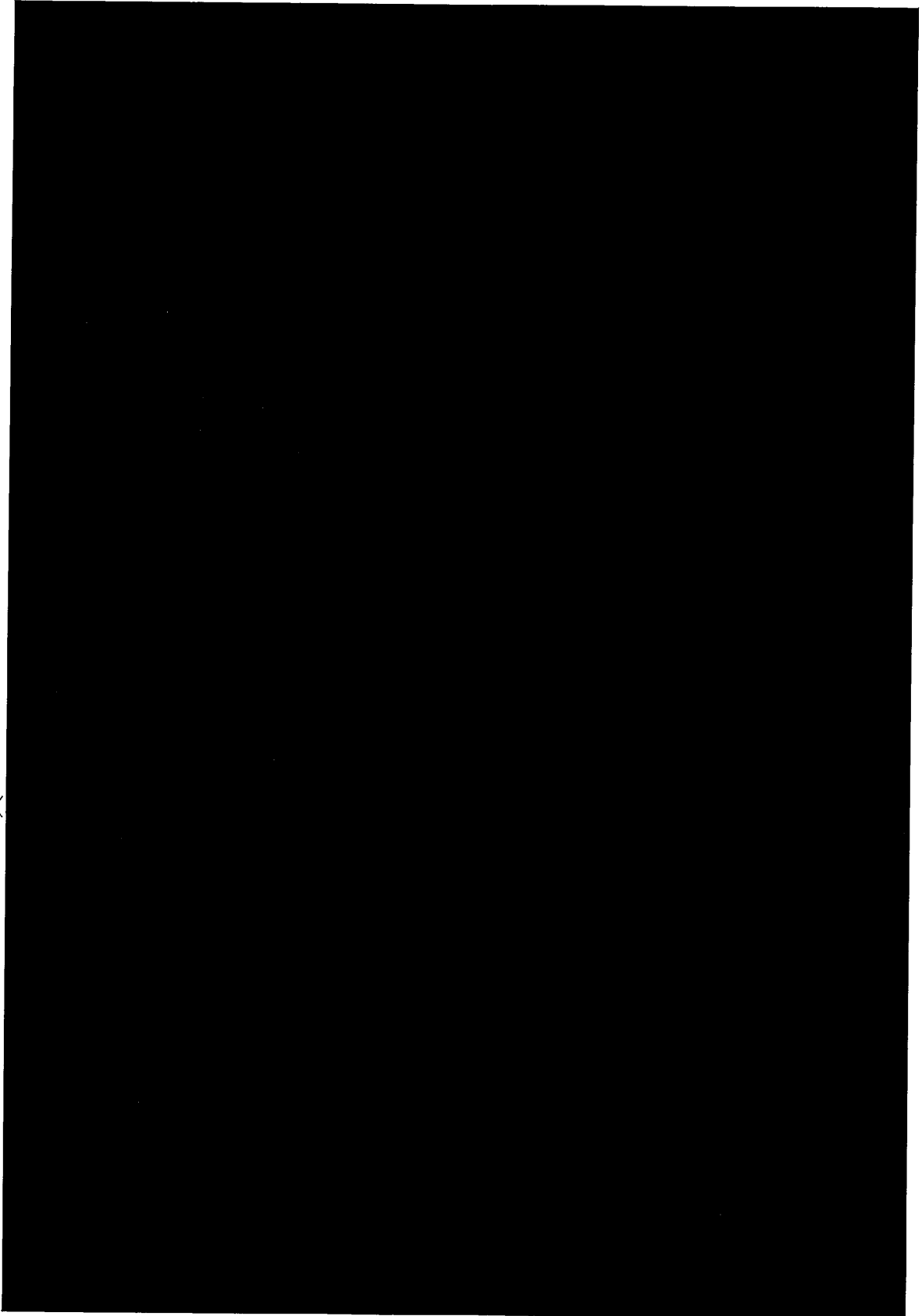
12/05/11内調内検討済み



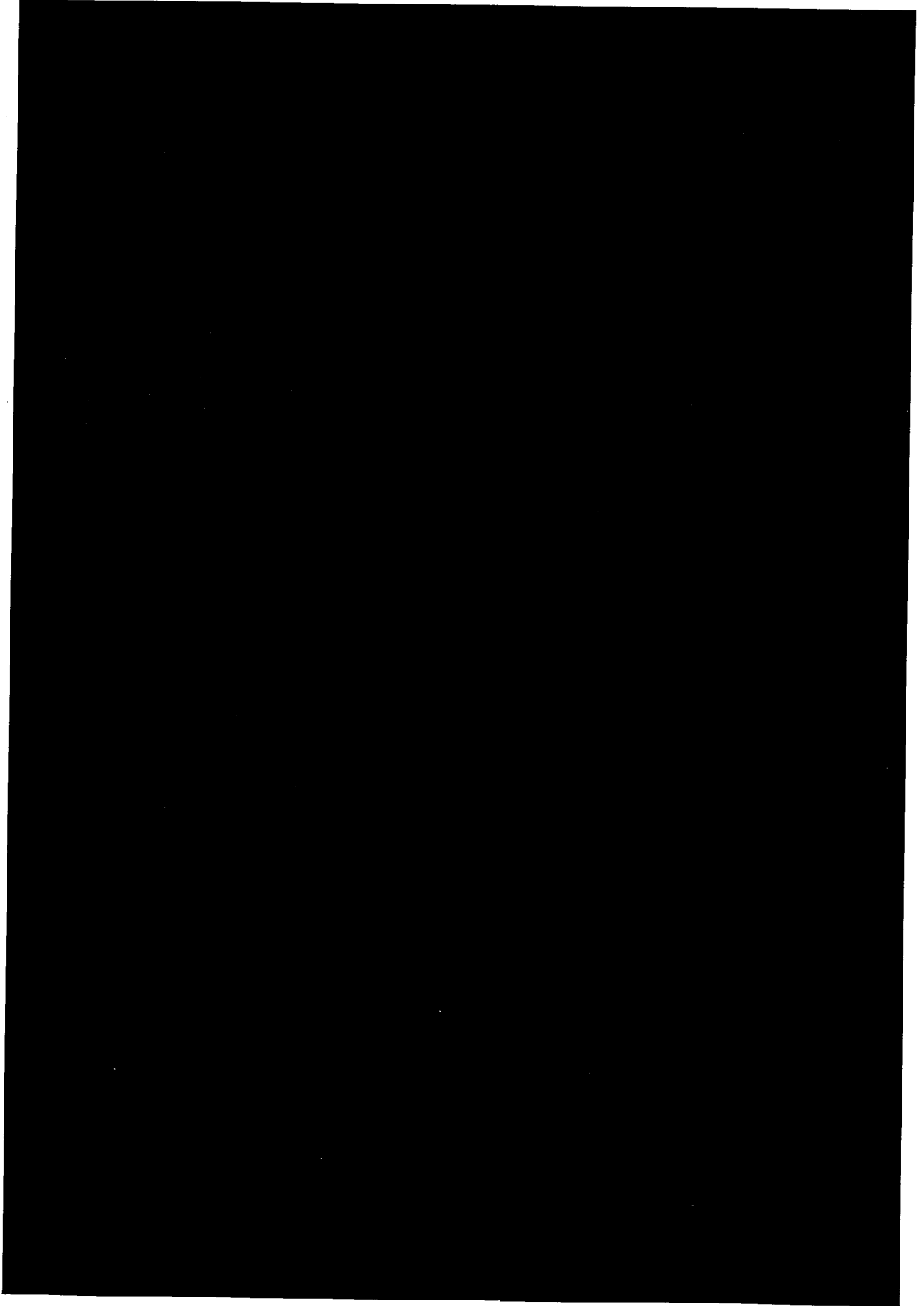
12/05/11内調内検討済み



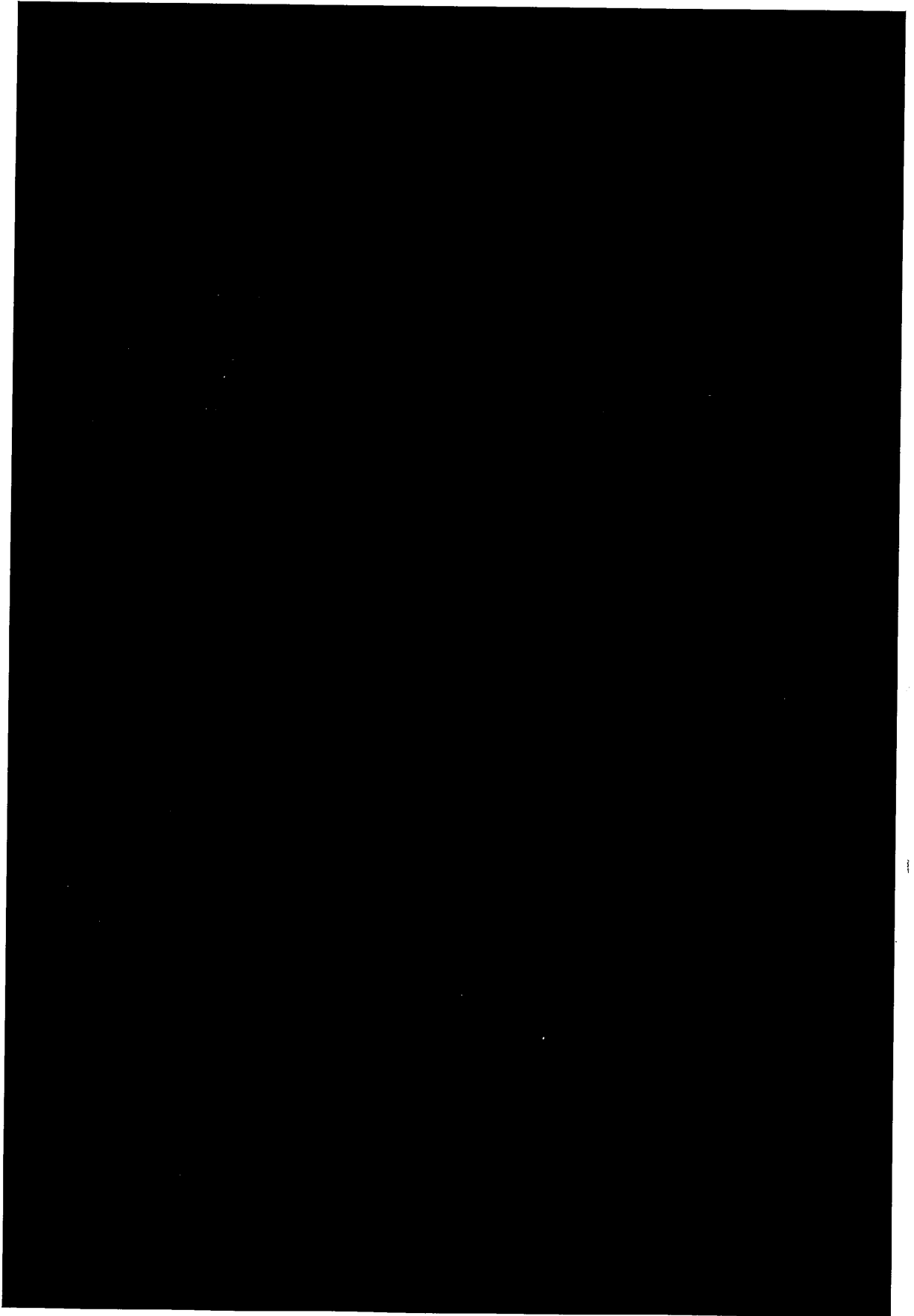
12/05/11内調内検討済み



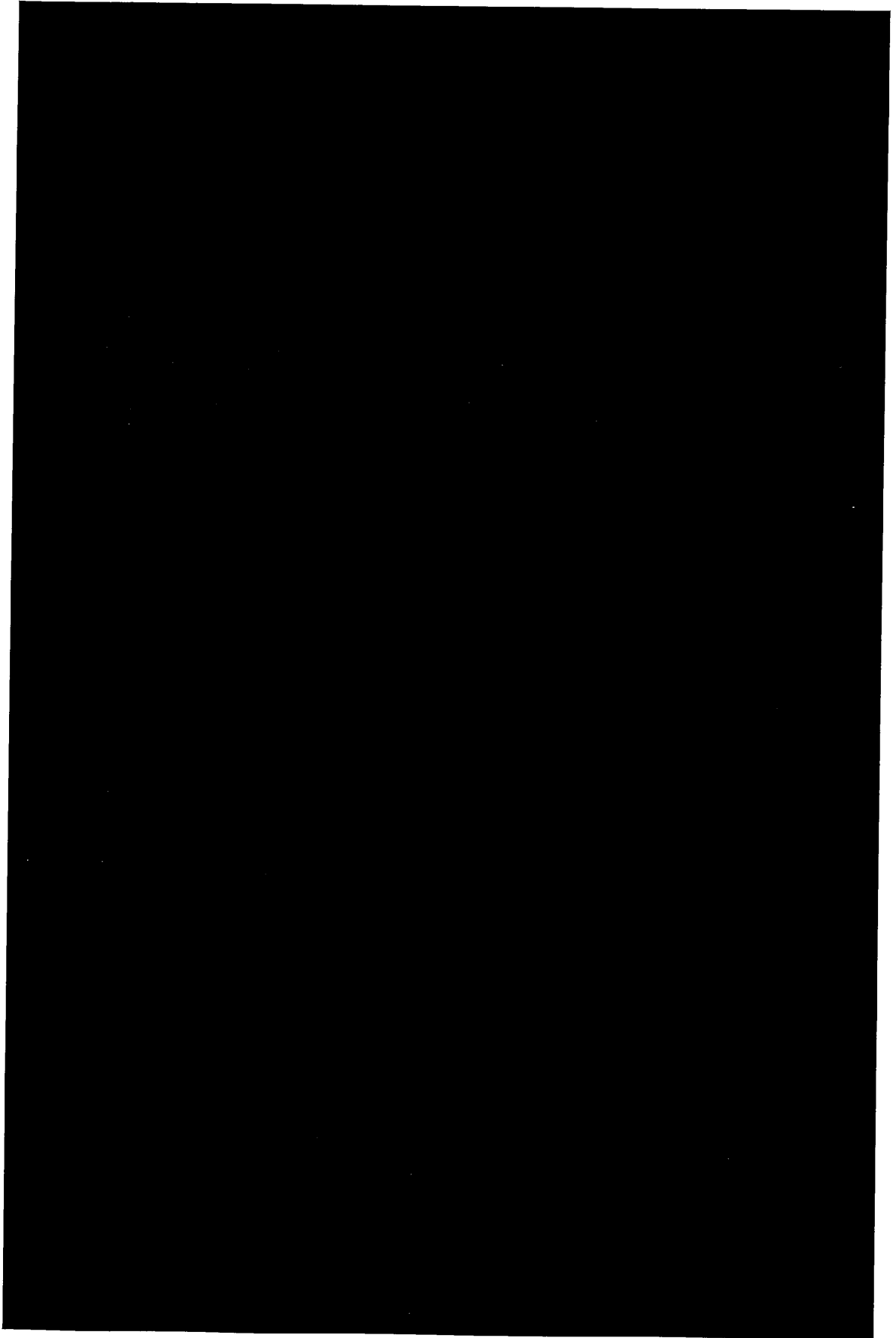
12/05/11内調内検討済み



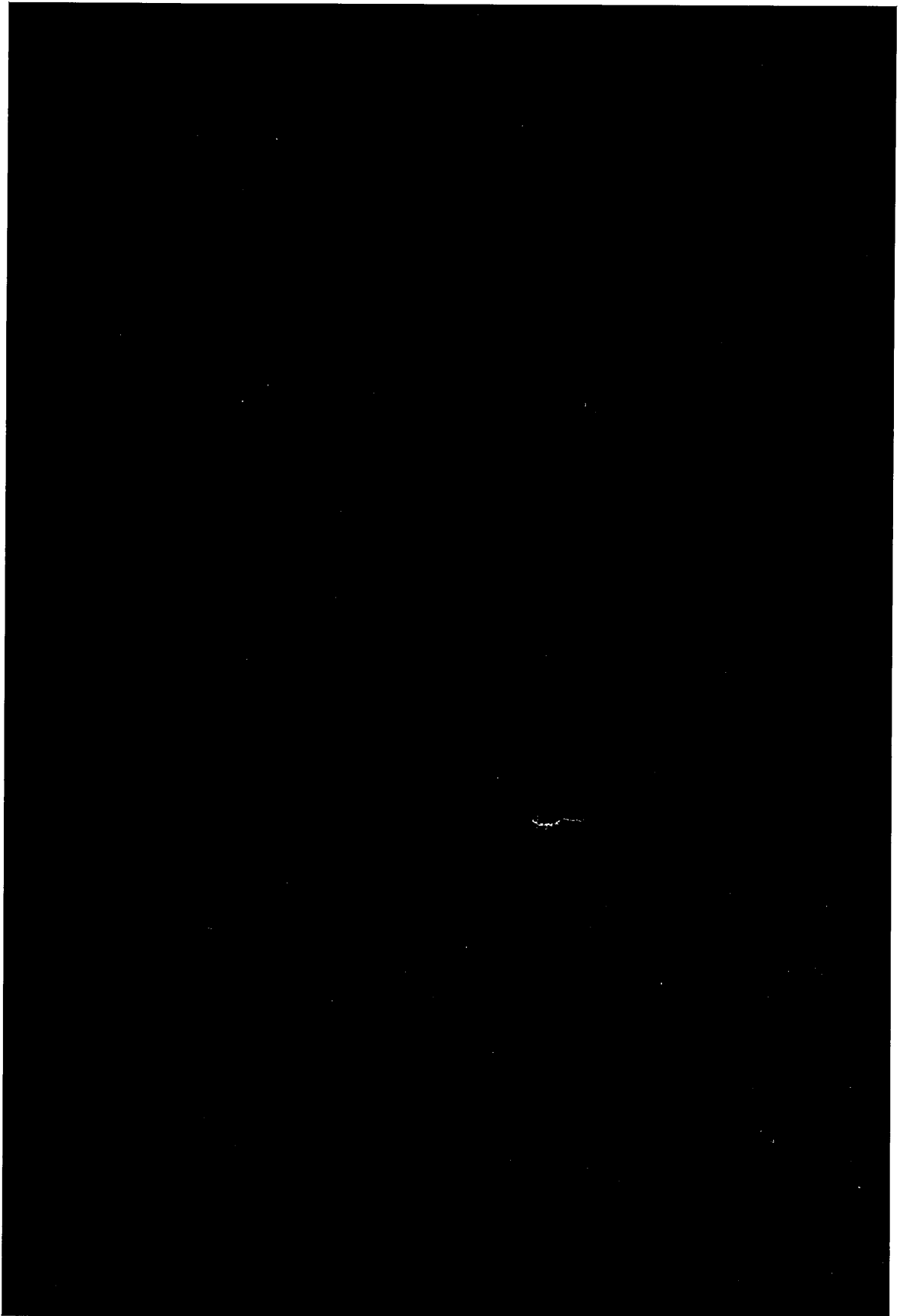
12/05/11内調内検討済み



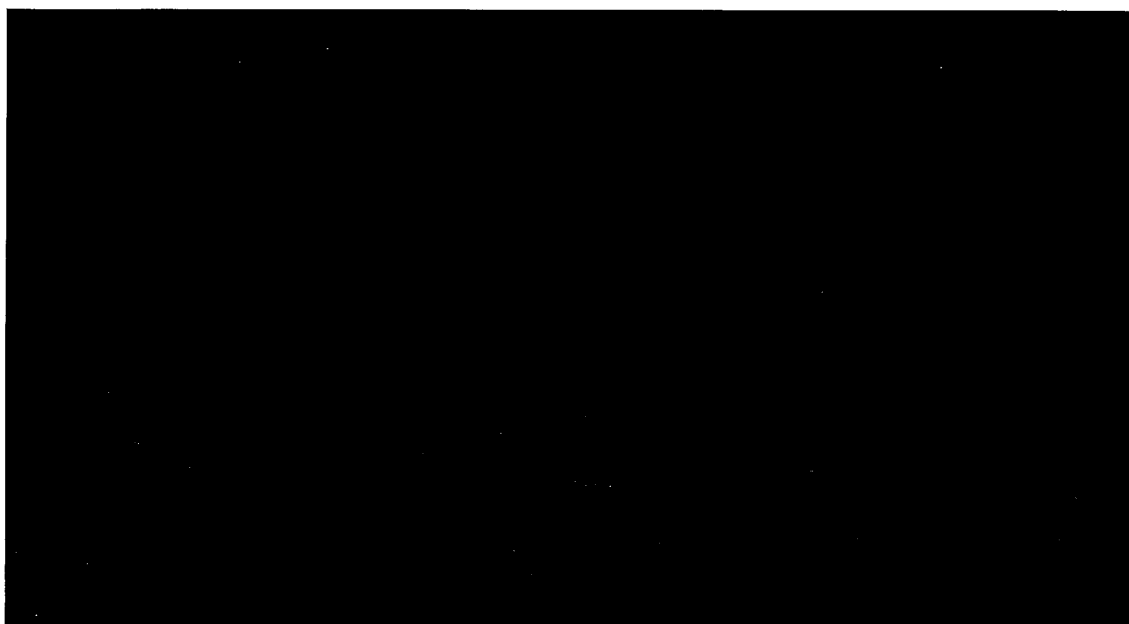
12/05/11内調内検討済み



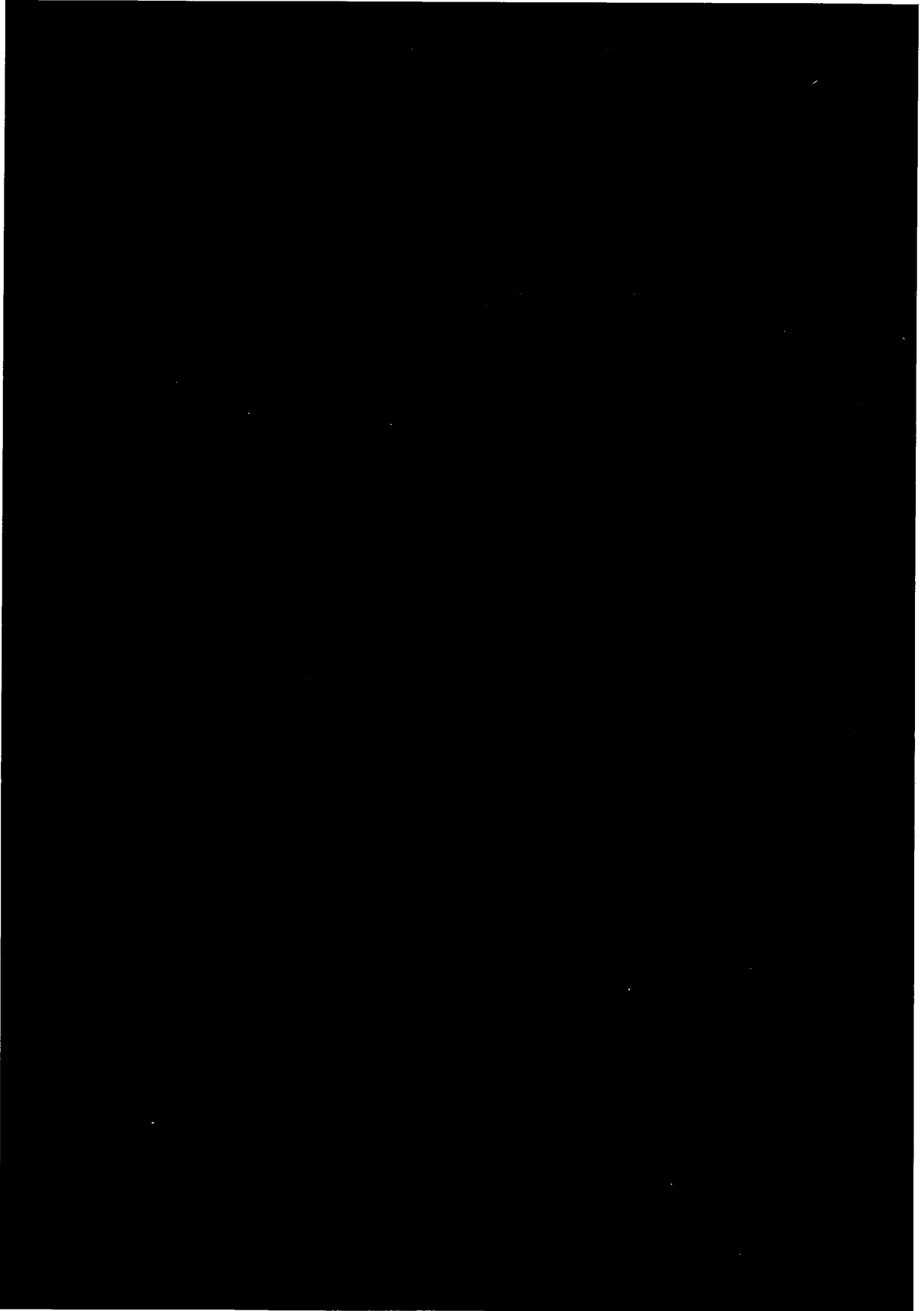
12/05/11内調内検討済み



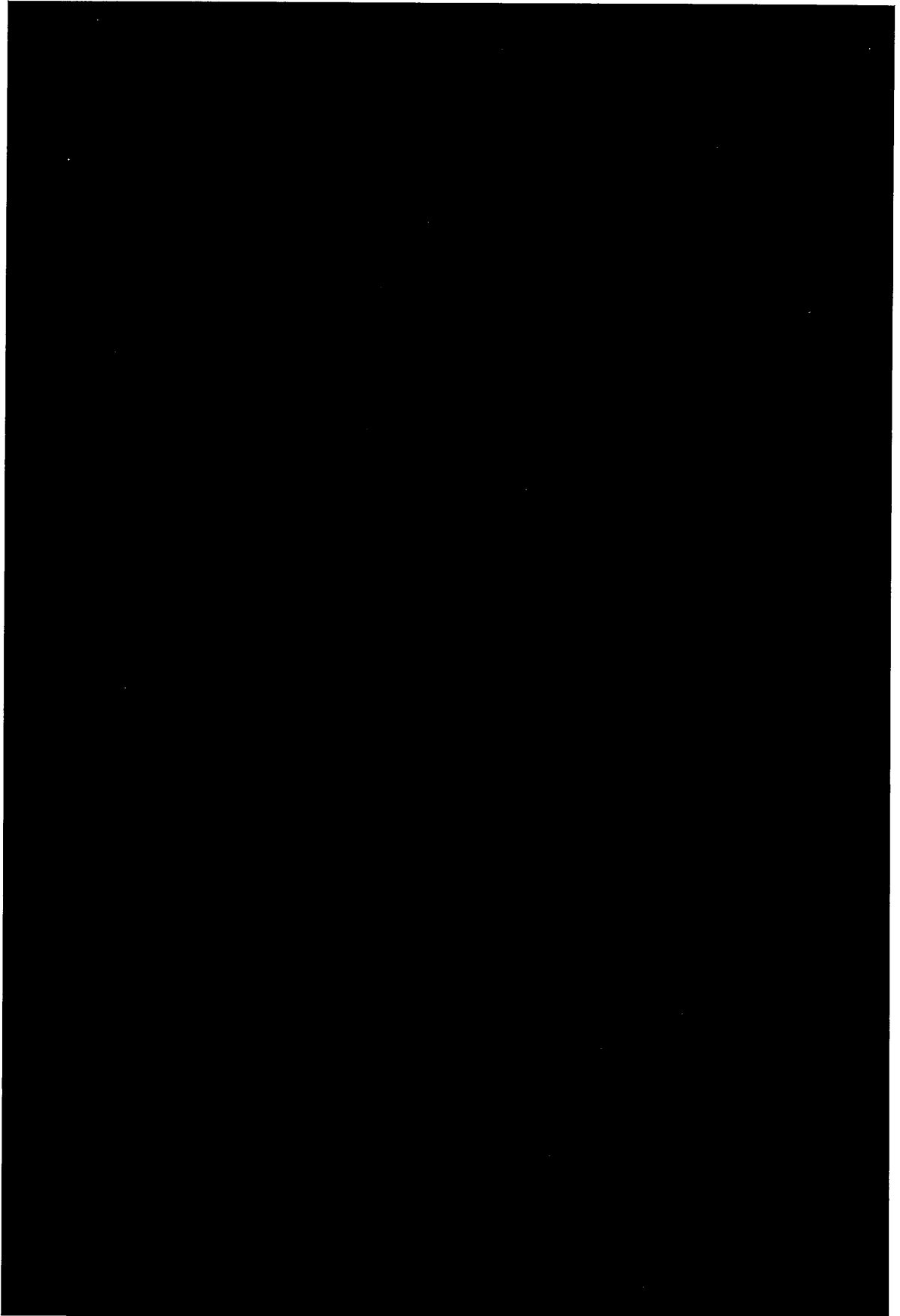
12/05/11内調内検討済み



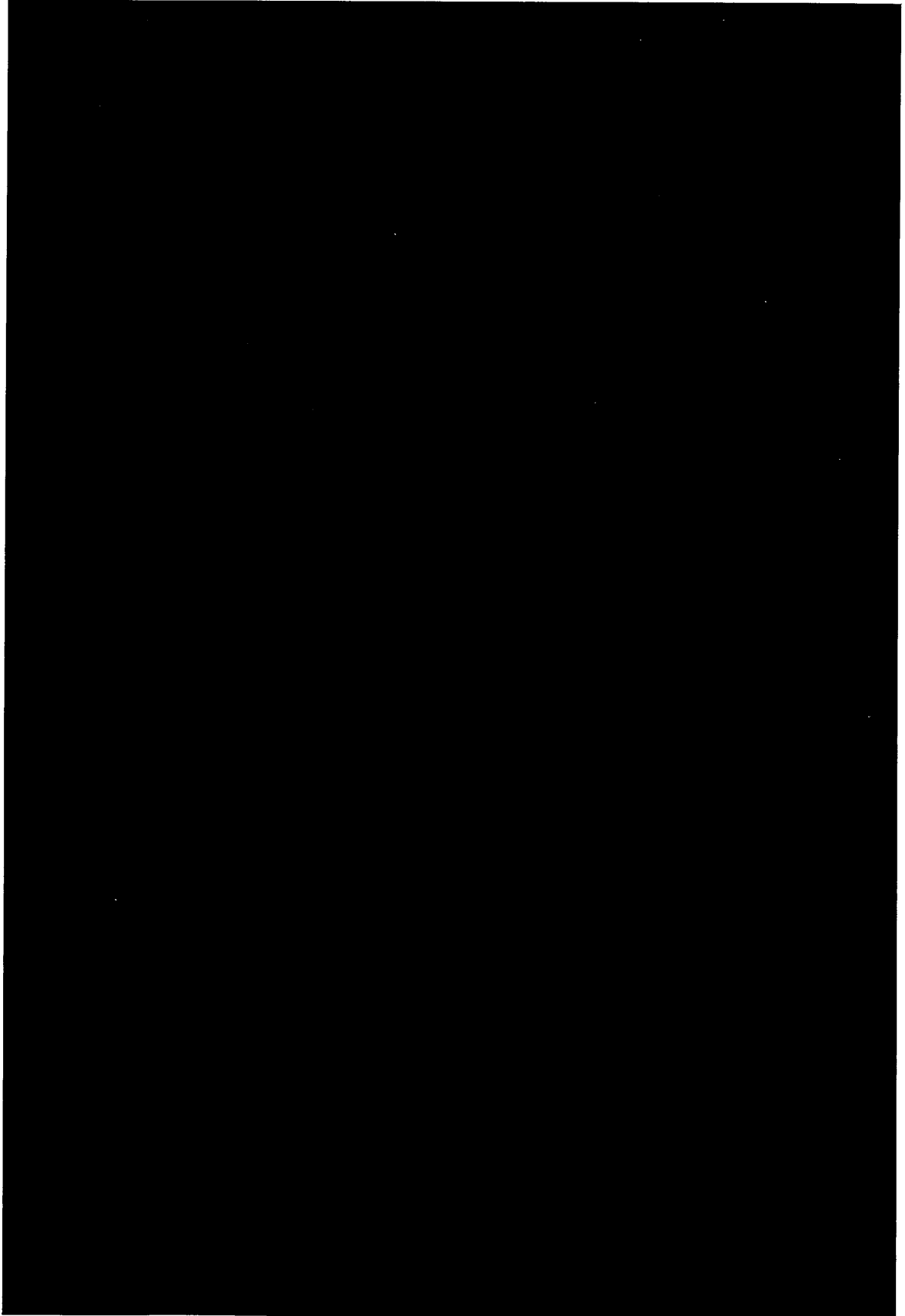
12/05/11内調内検討済み



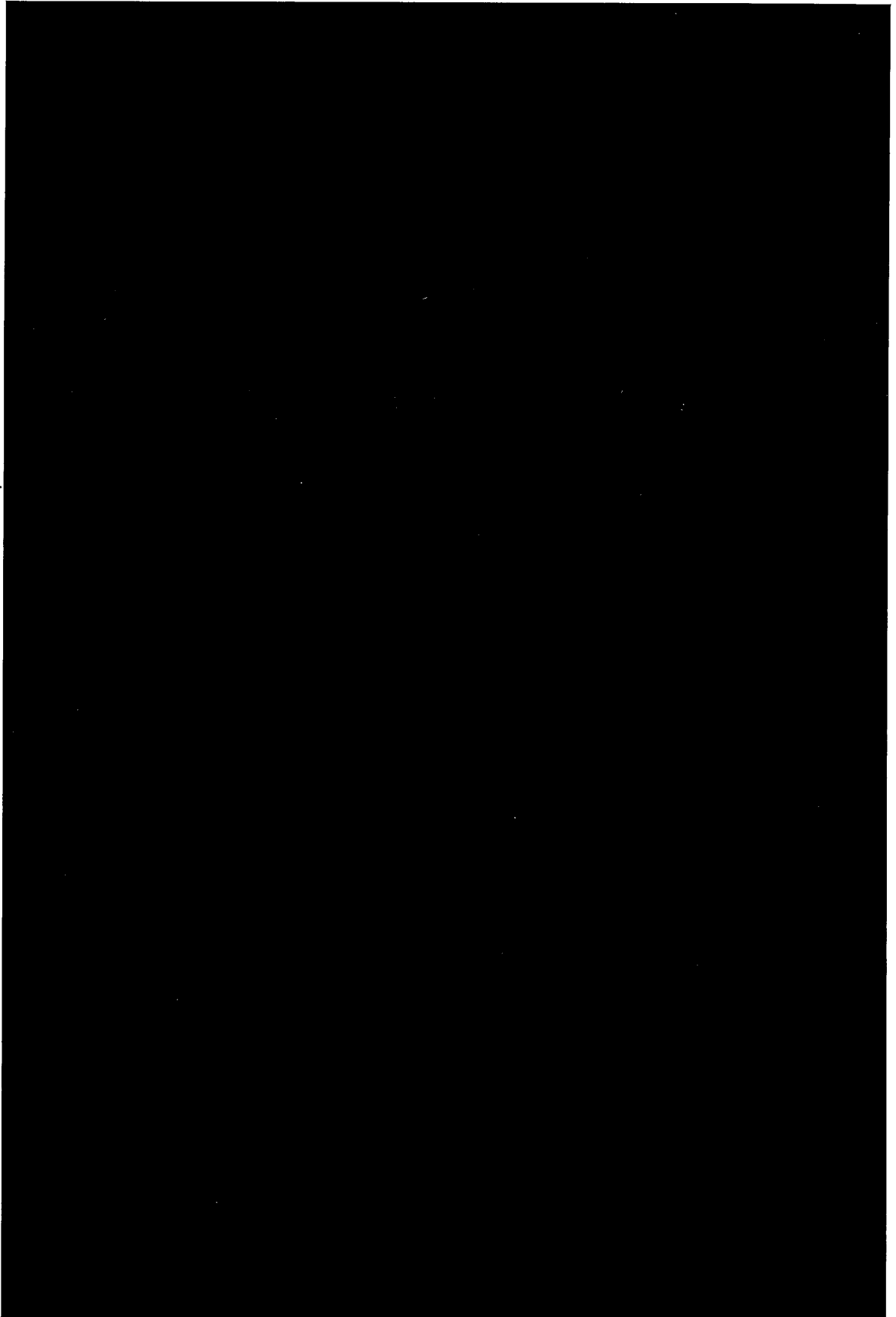
12/05/11内調内検討済み



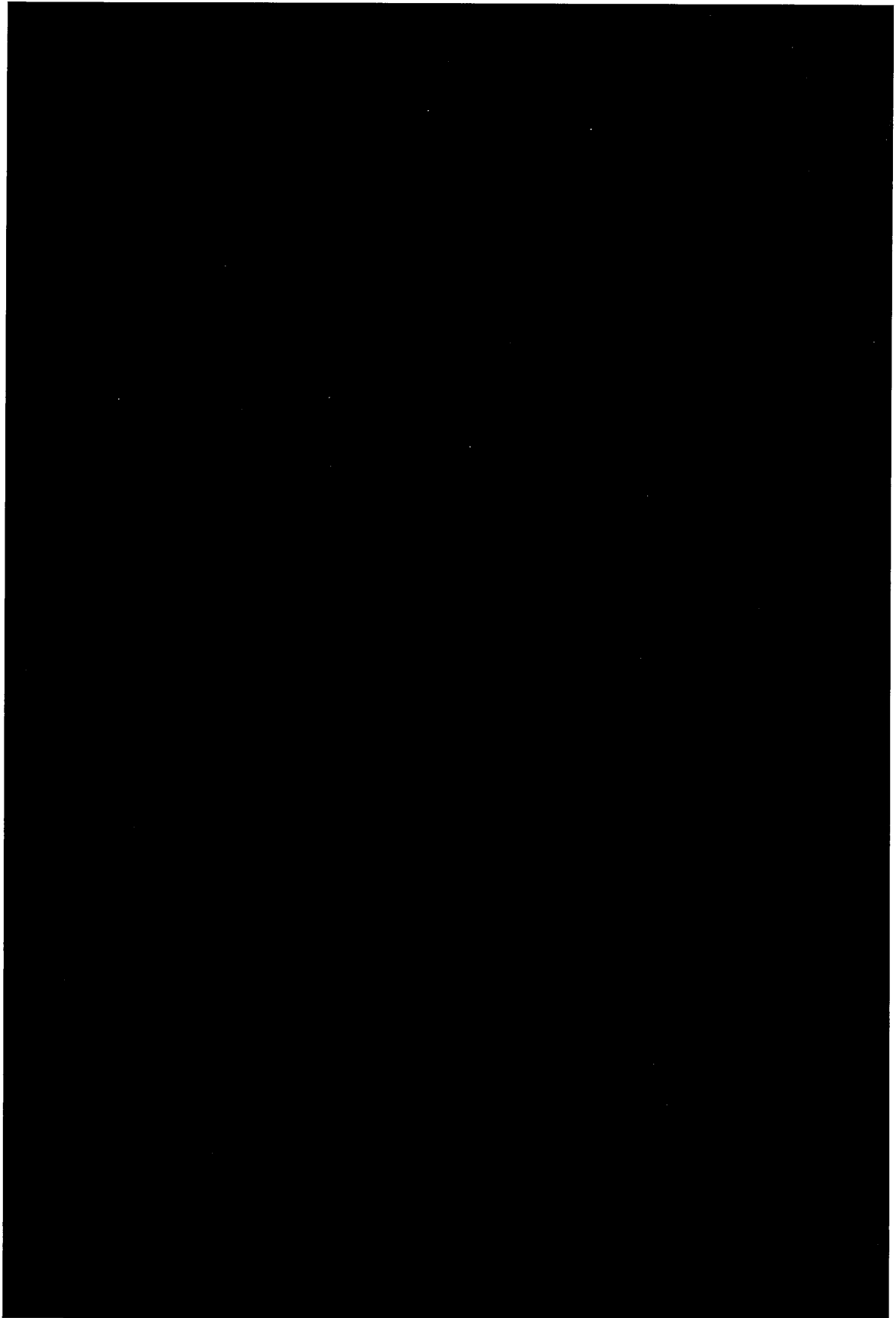
12/05/11内調内検討済み



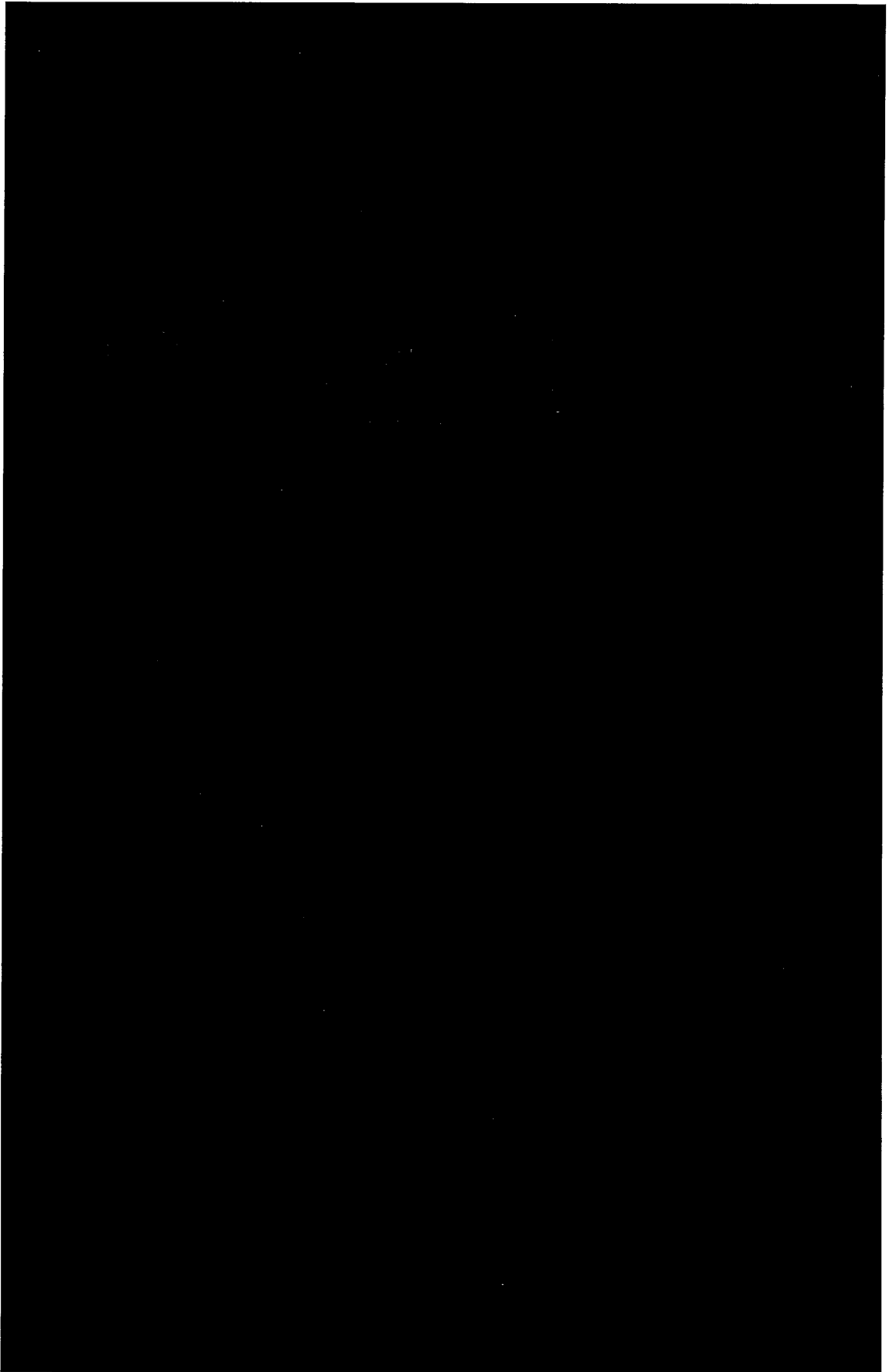
12/05/11内調内検討済み



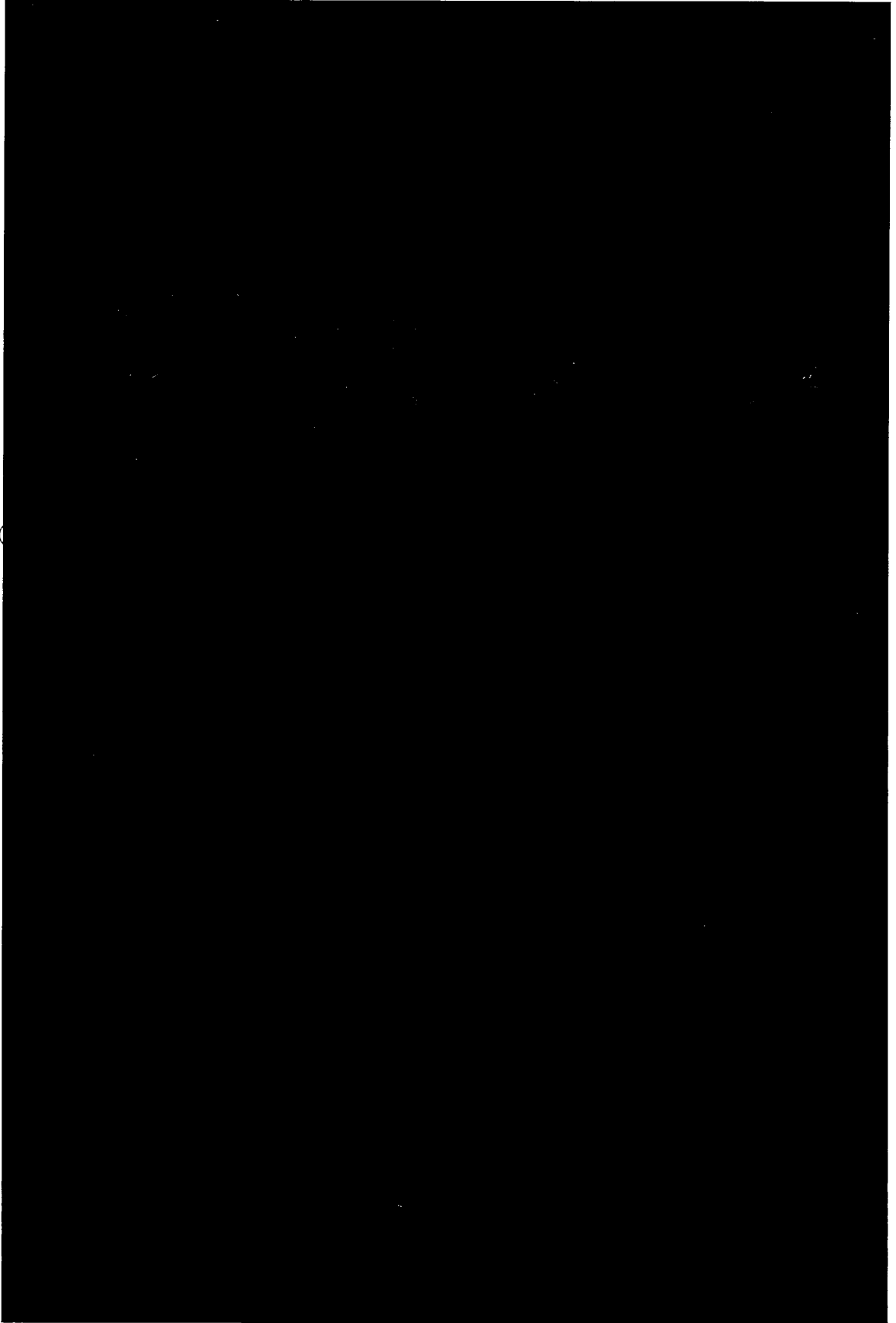
12/05/11内調内検討済み



12/05/11内調内検討済み



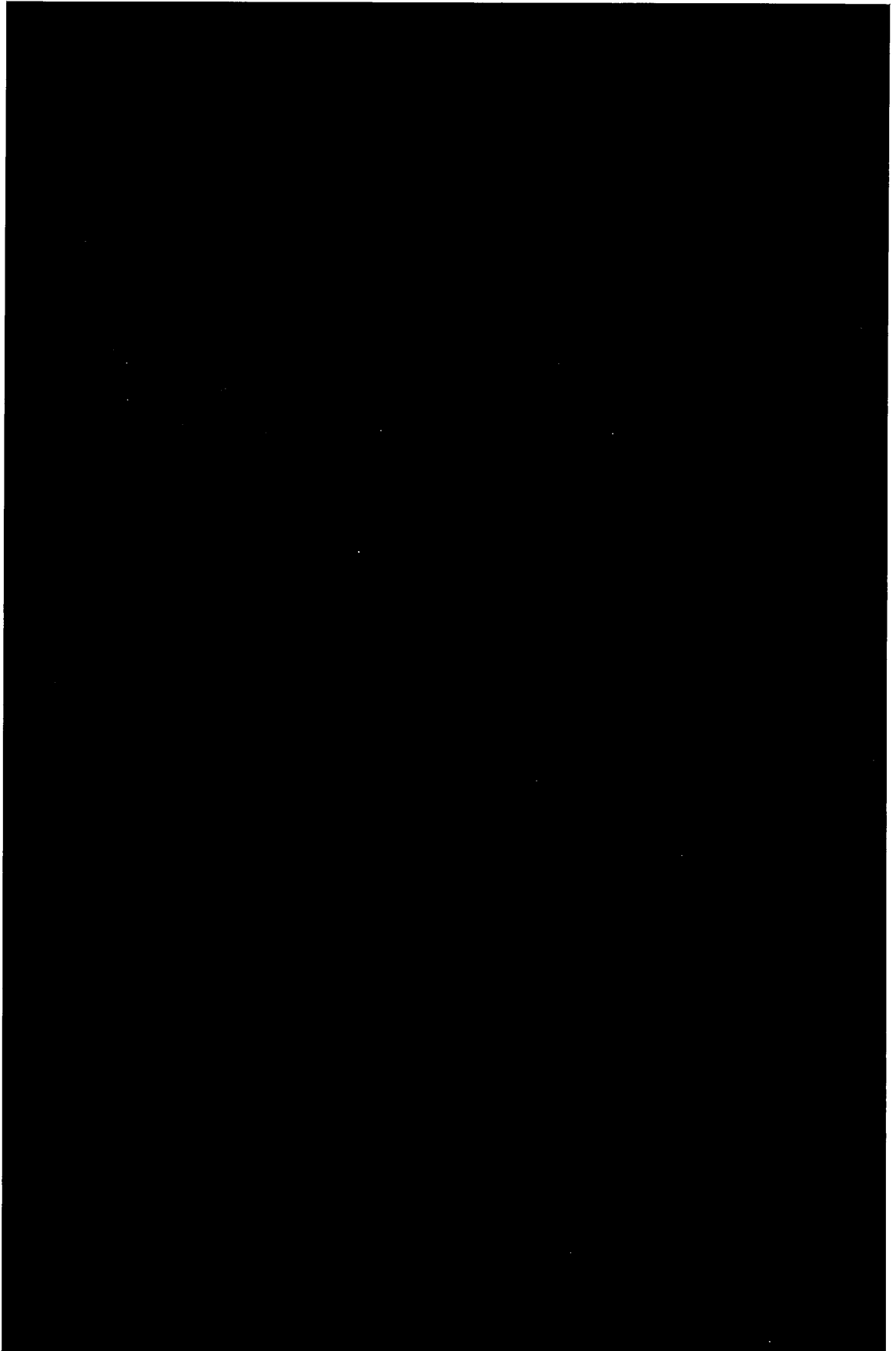
12/05/11内調内検討済み



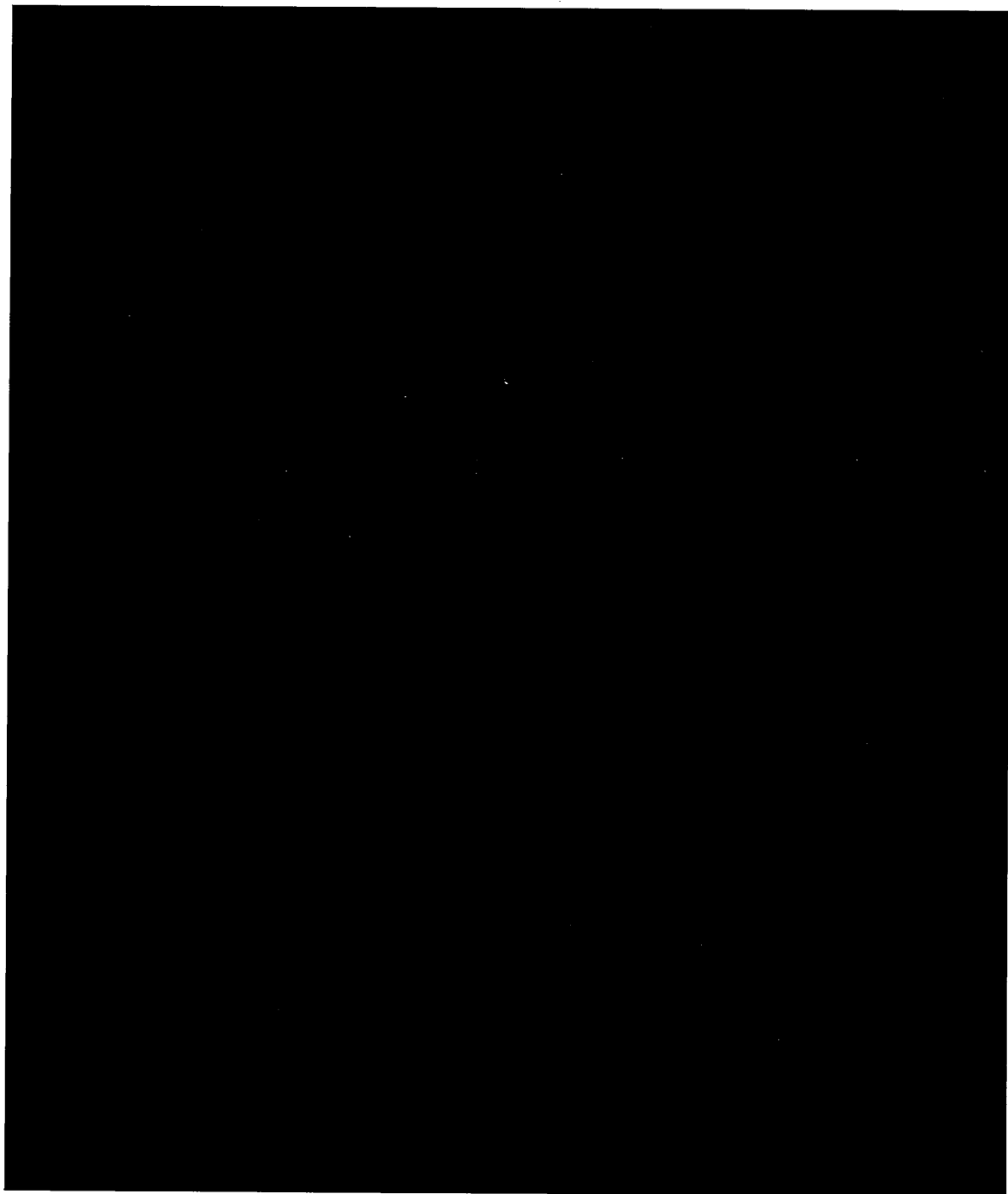
12/05/11内調内検討済み



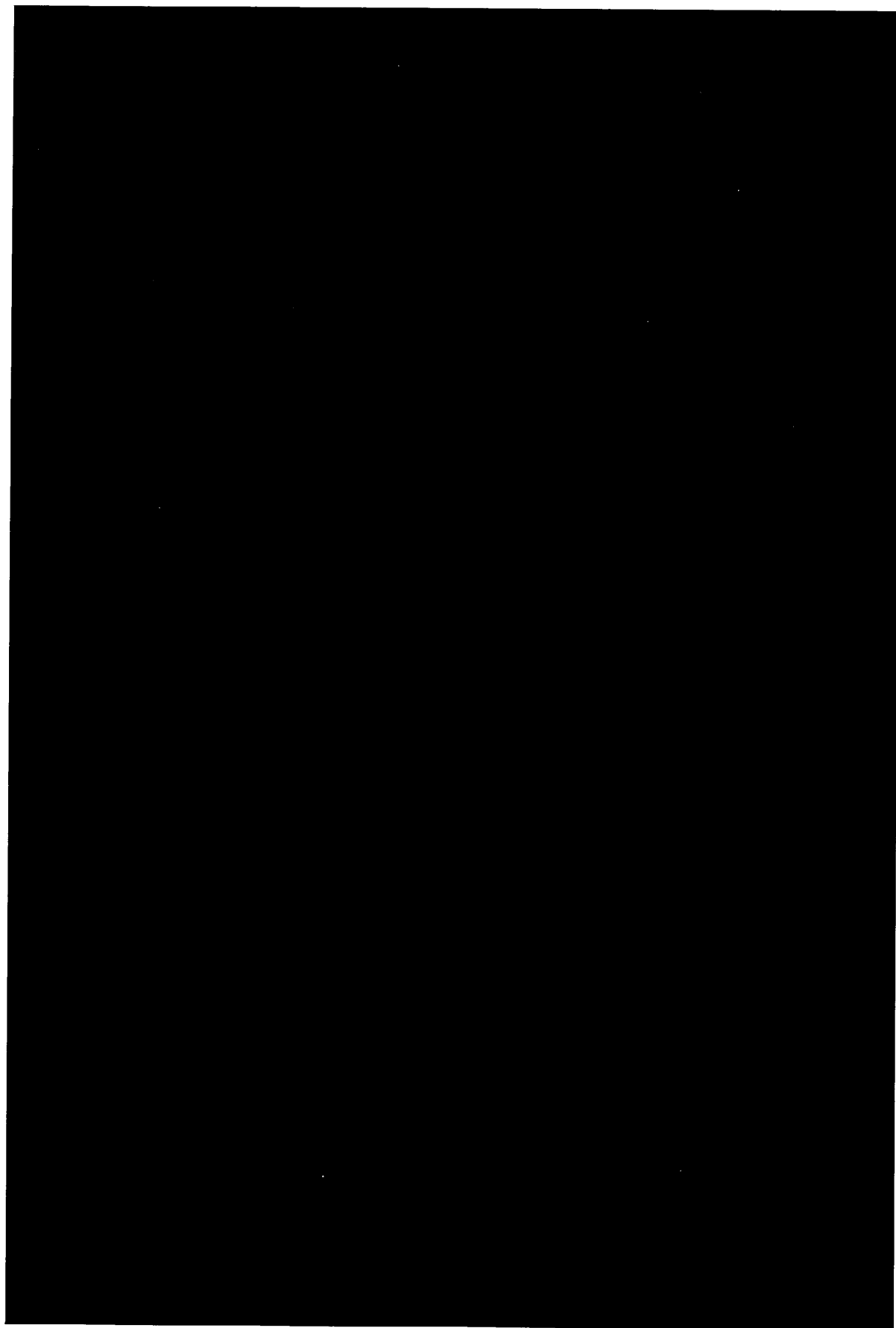
12/05/11内調内検討済み



12/05/11内調内検討済み



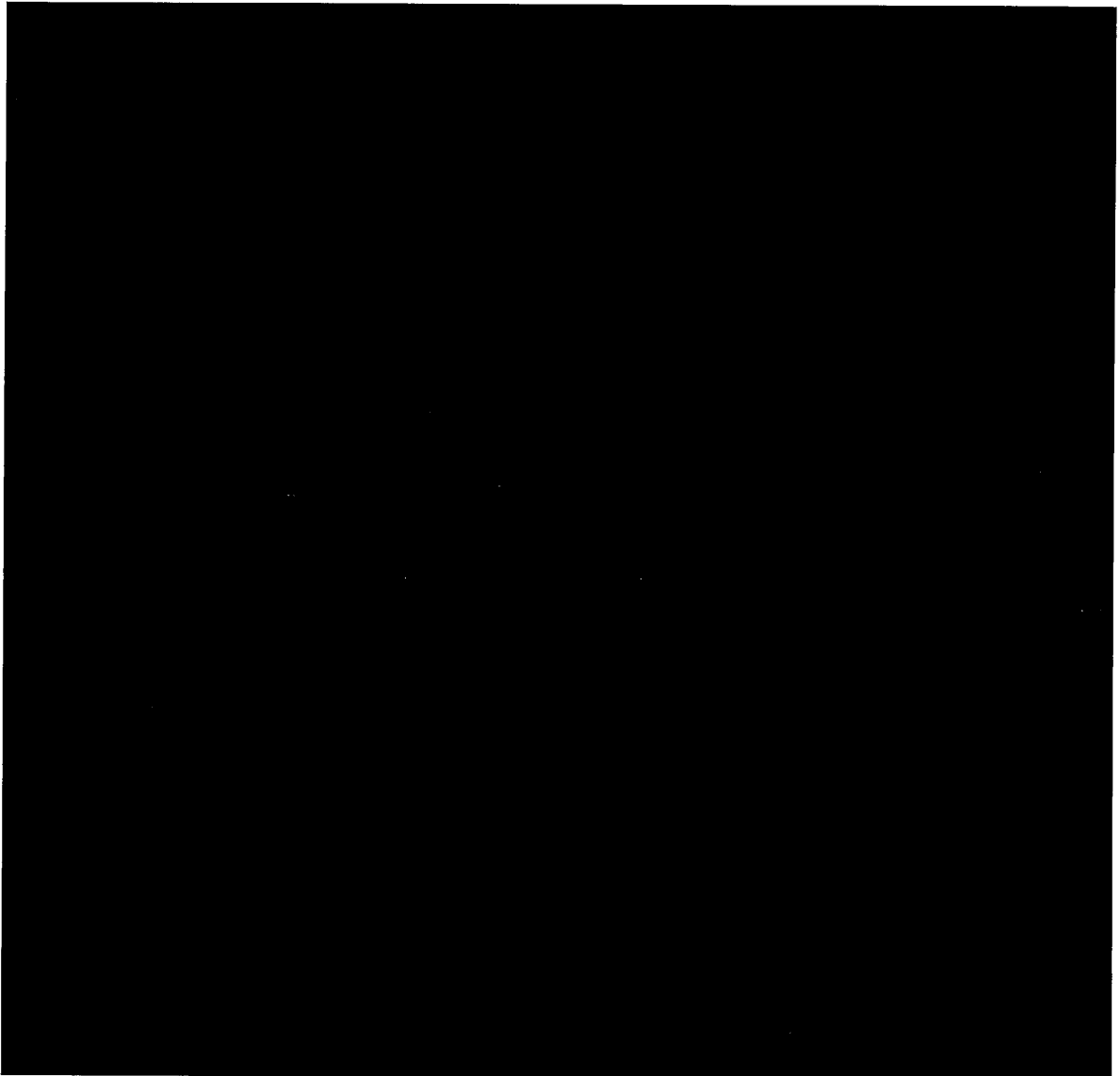
12/05/11内調内検討済み



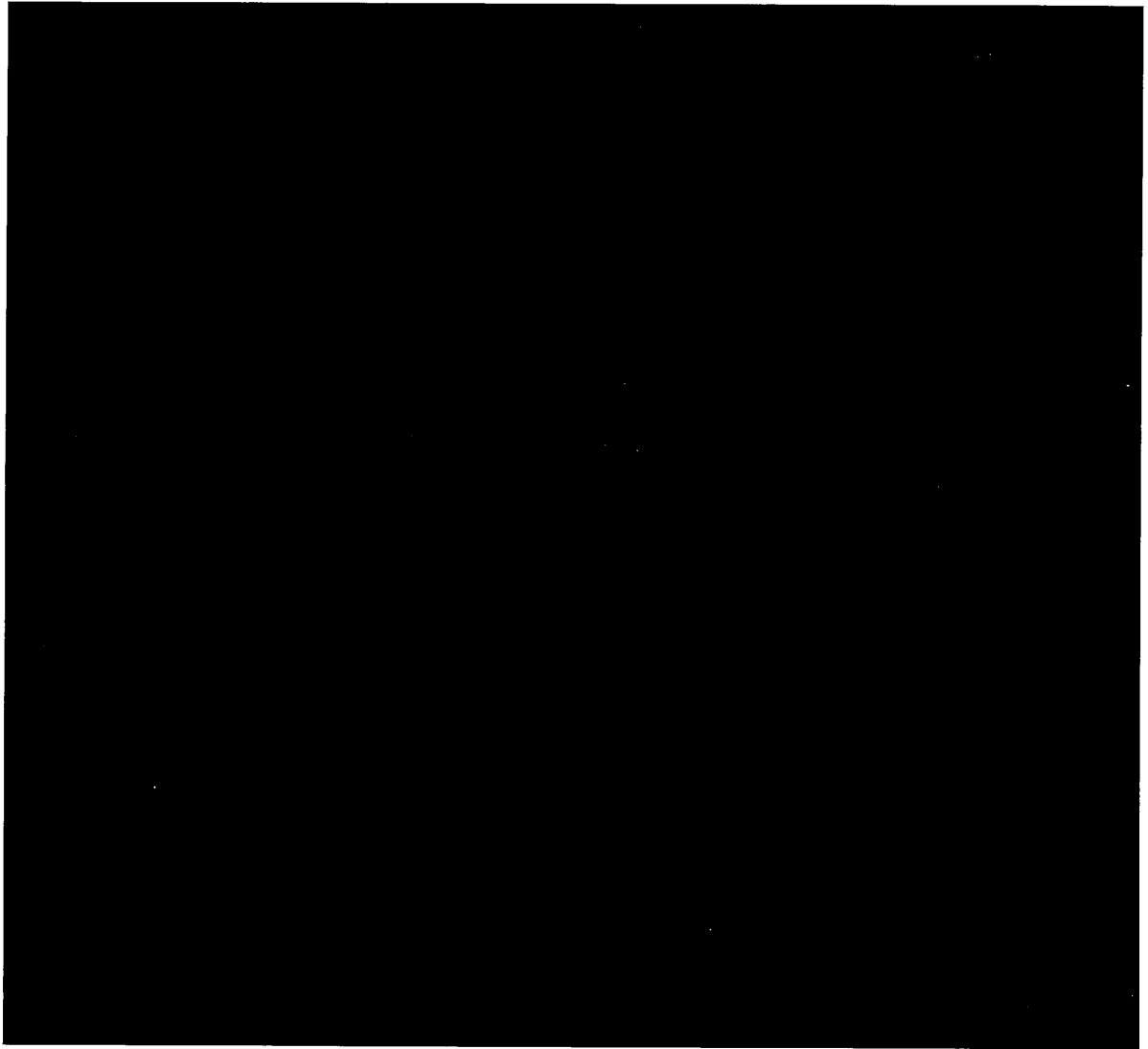
12/05/11内調内検討済み



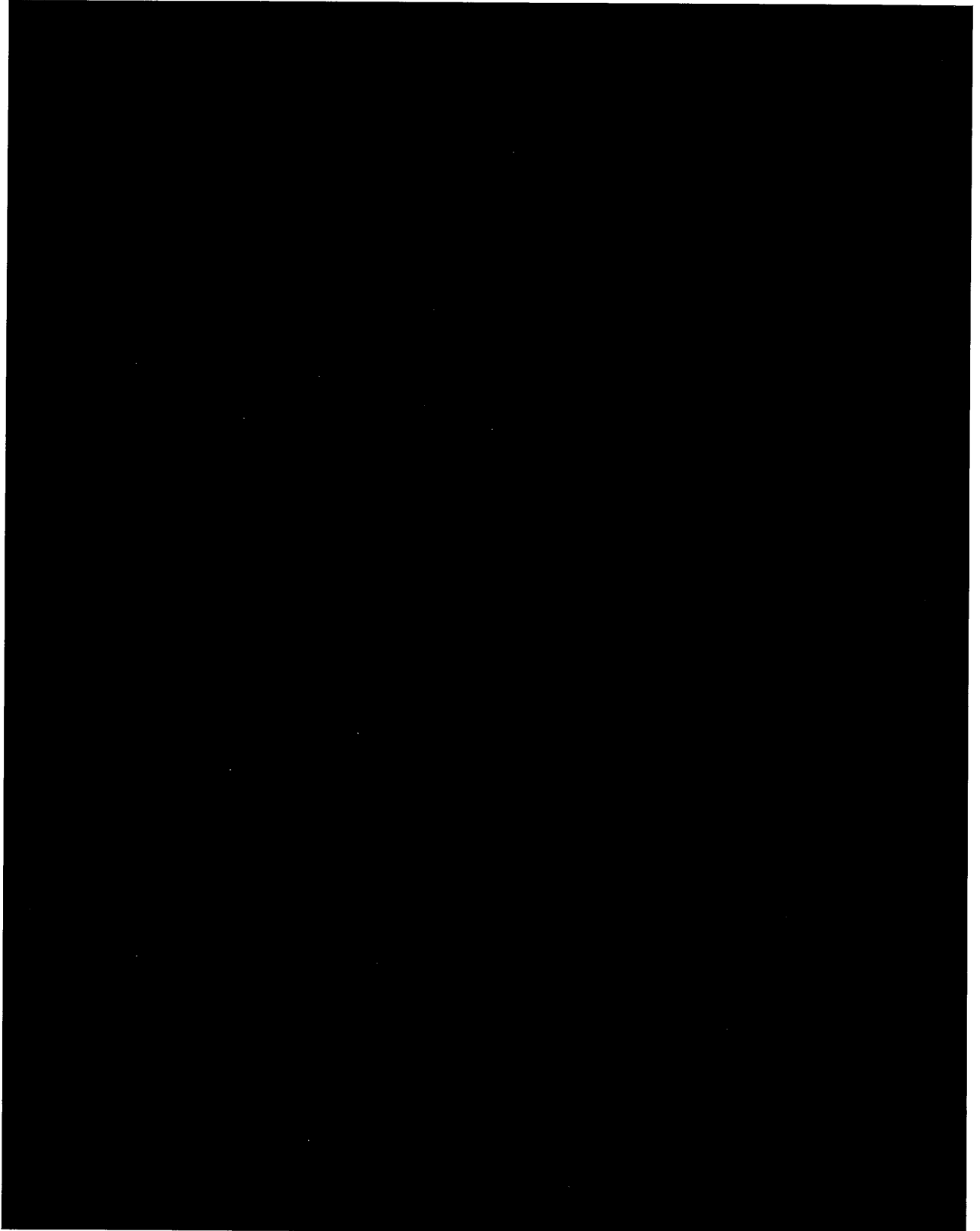
12/05/11内調内検討済み



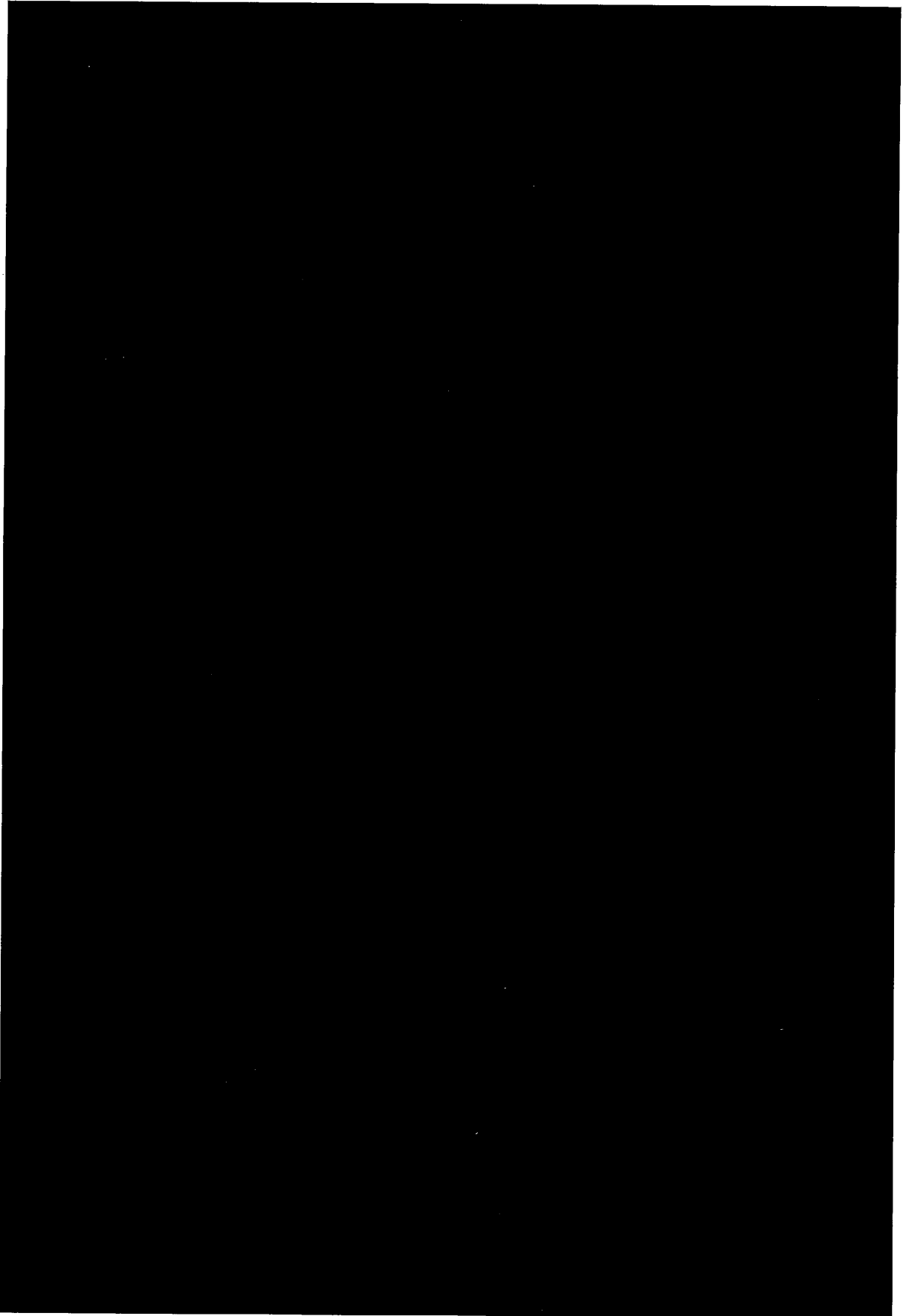
12/05/11内調内検討済み



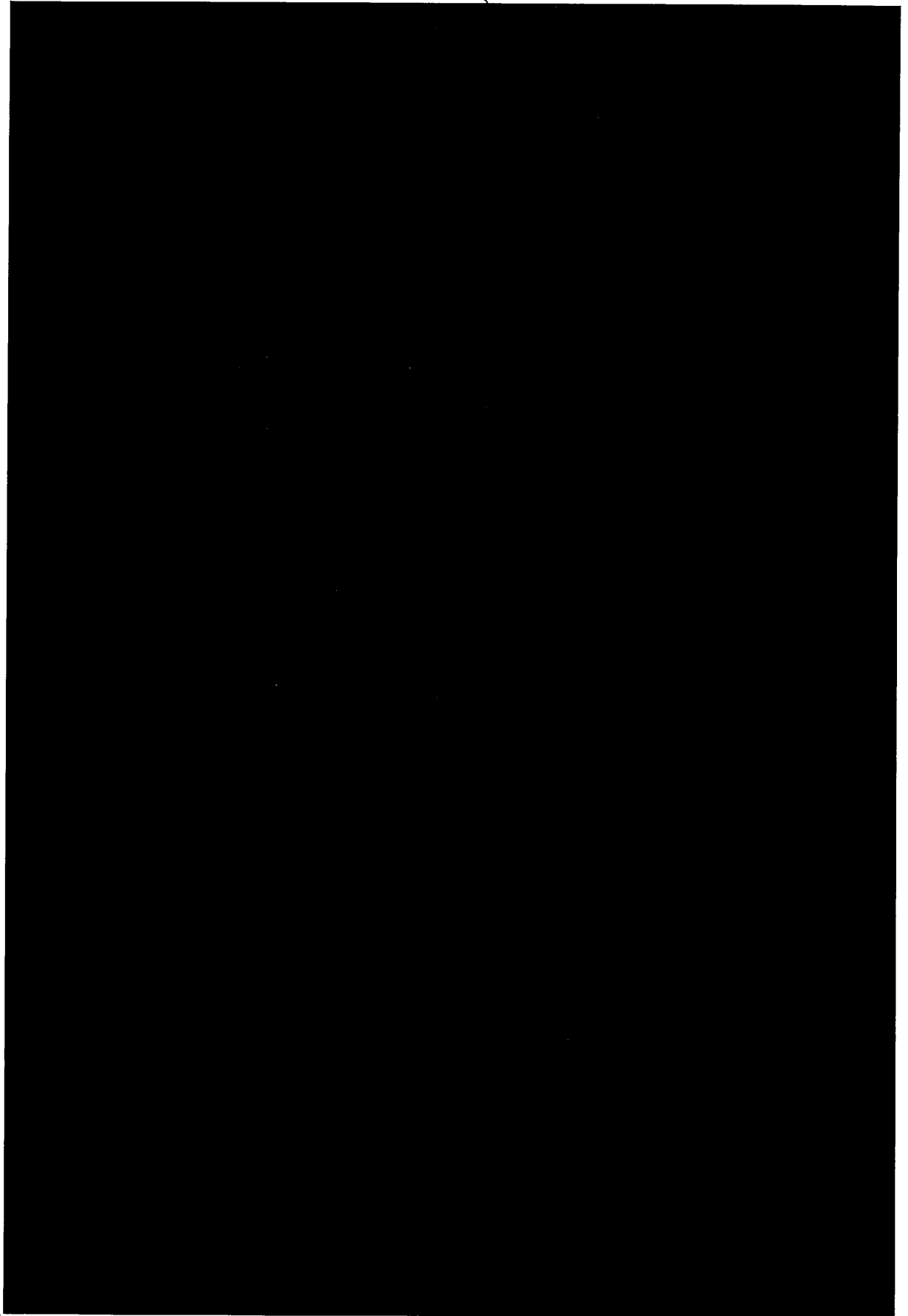
12/05/11内調内検討済み



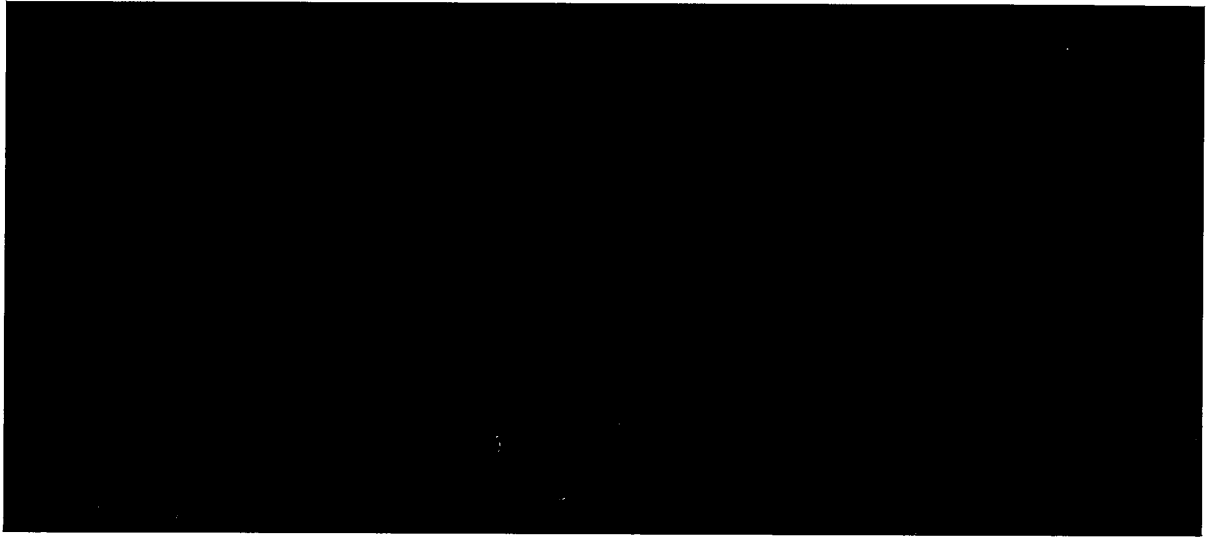
12/05/11内調内検討済み



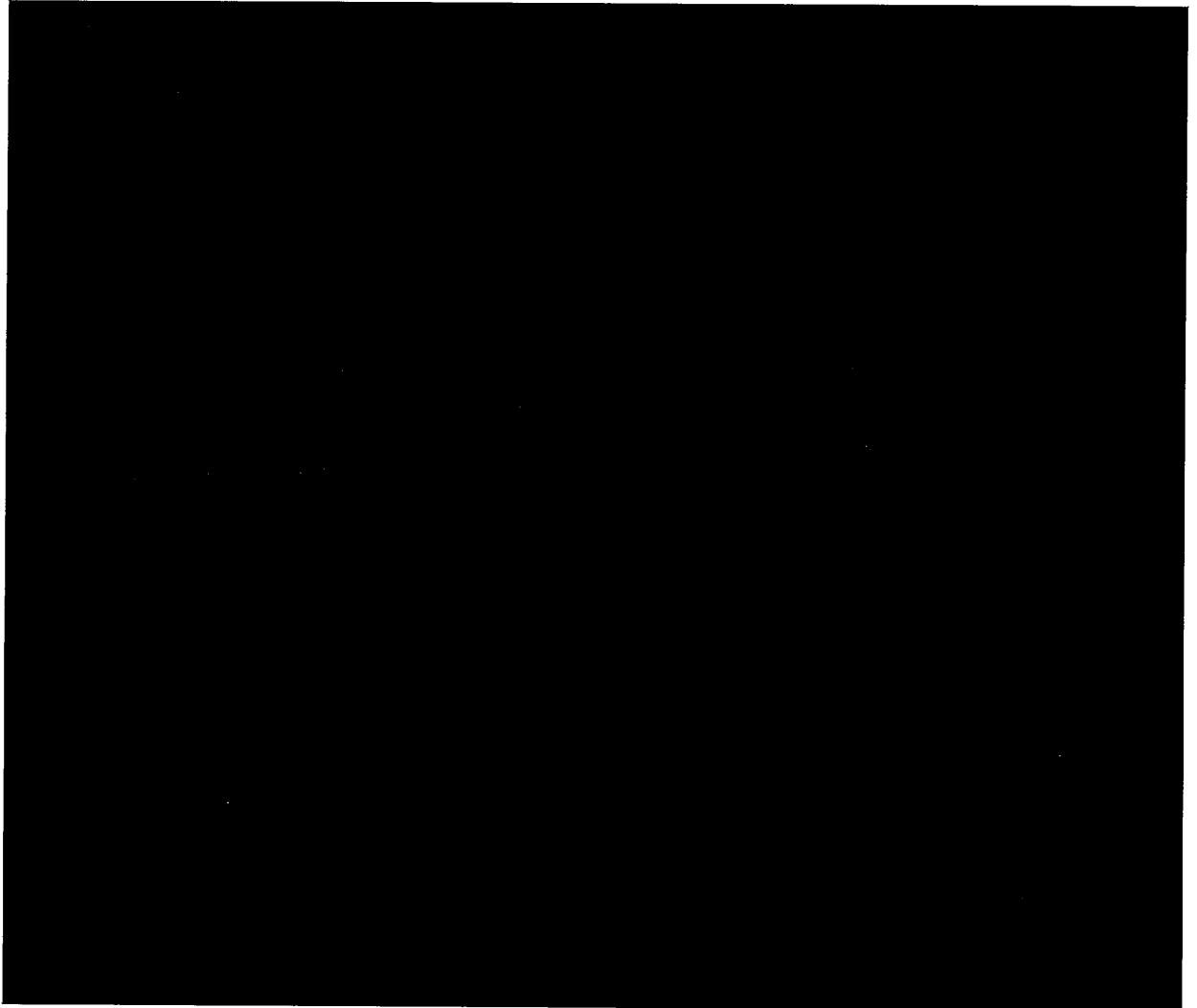
12/05/11内調内検討済み



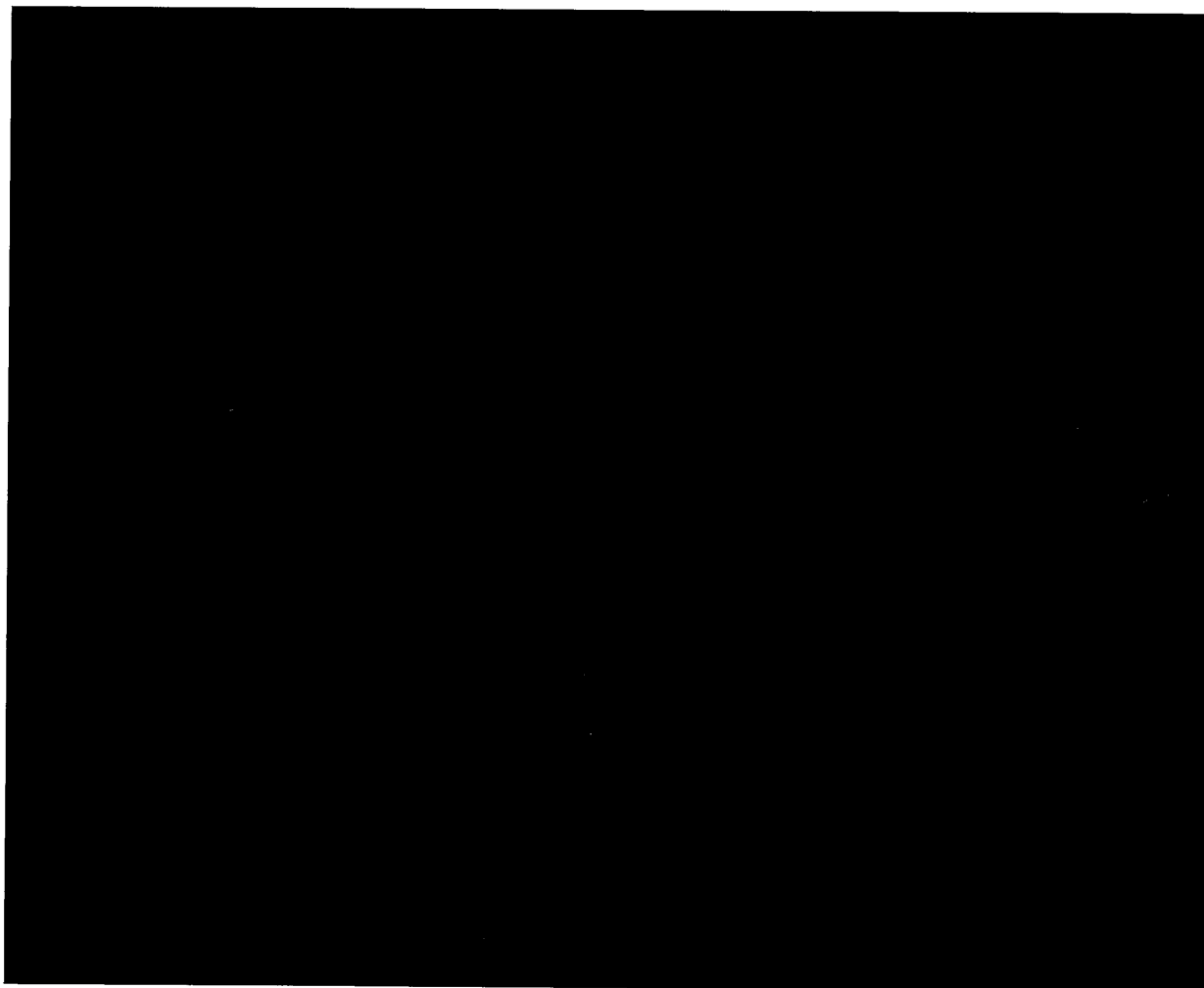
12/05/11内調内検討済み



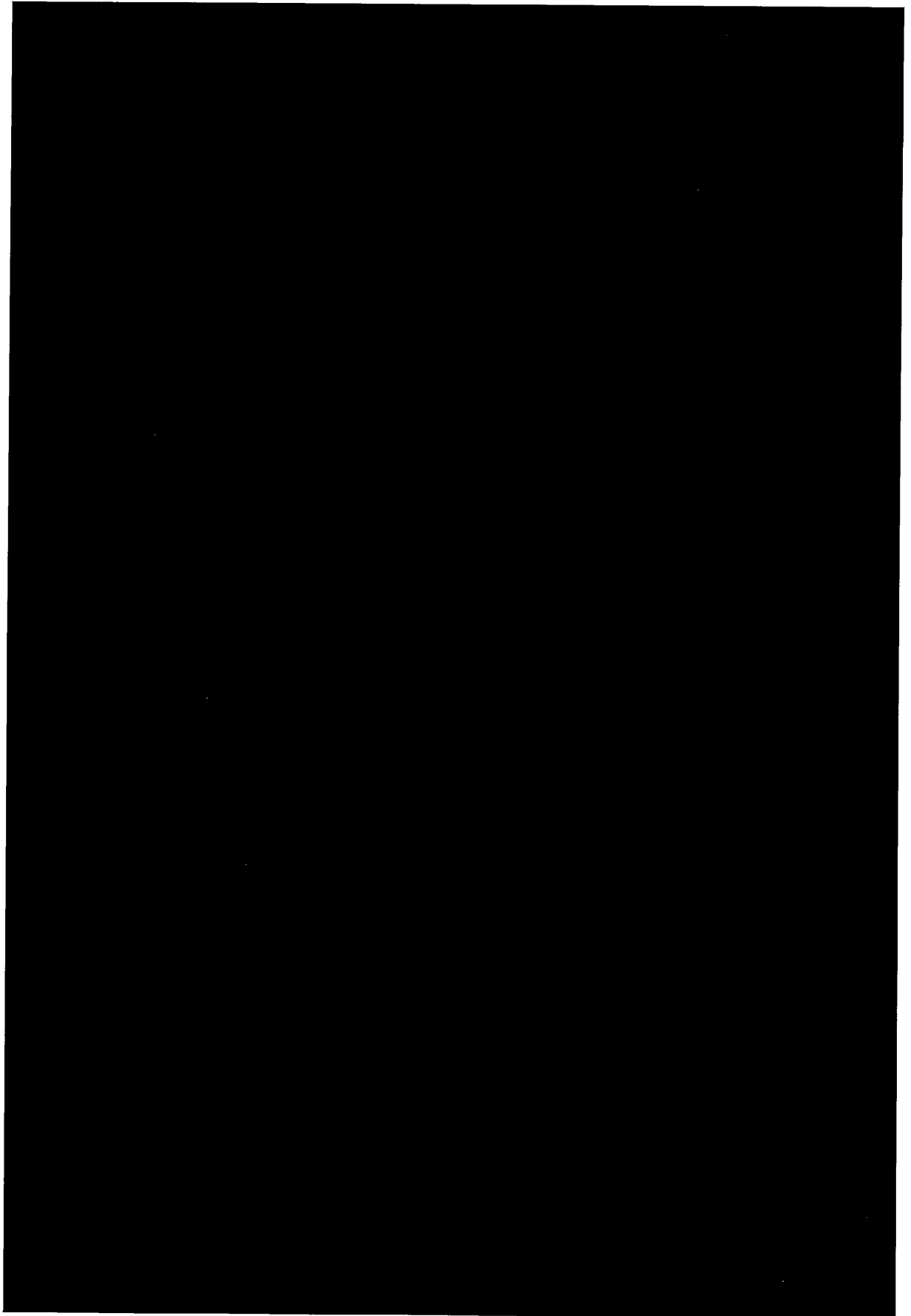
12/05/11内調内検討済み



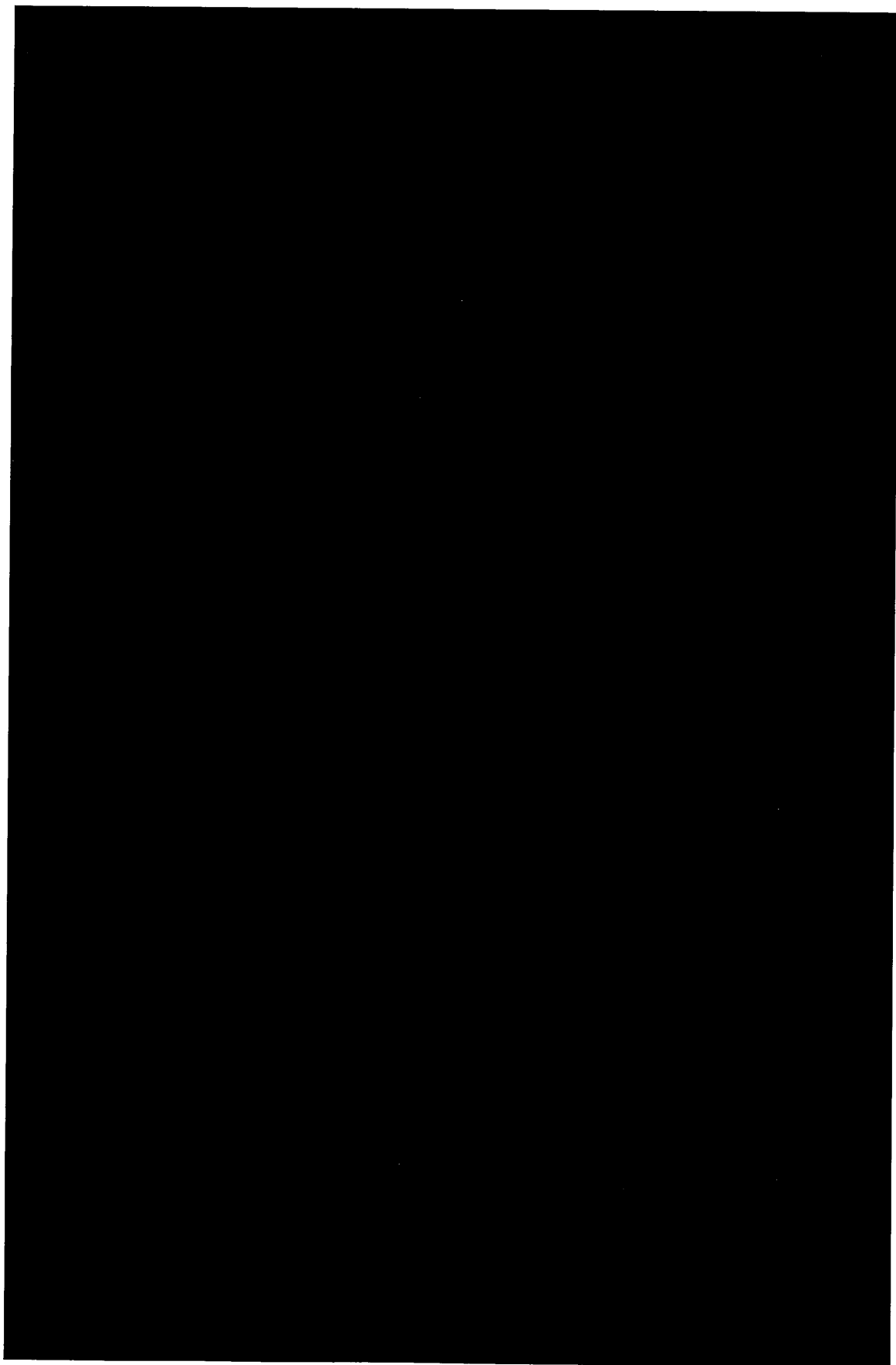
12/05/11内調内検討済み



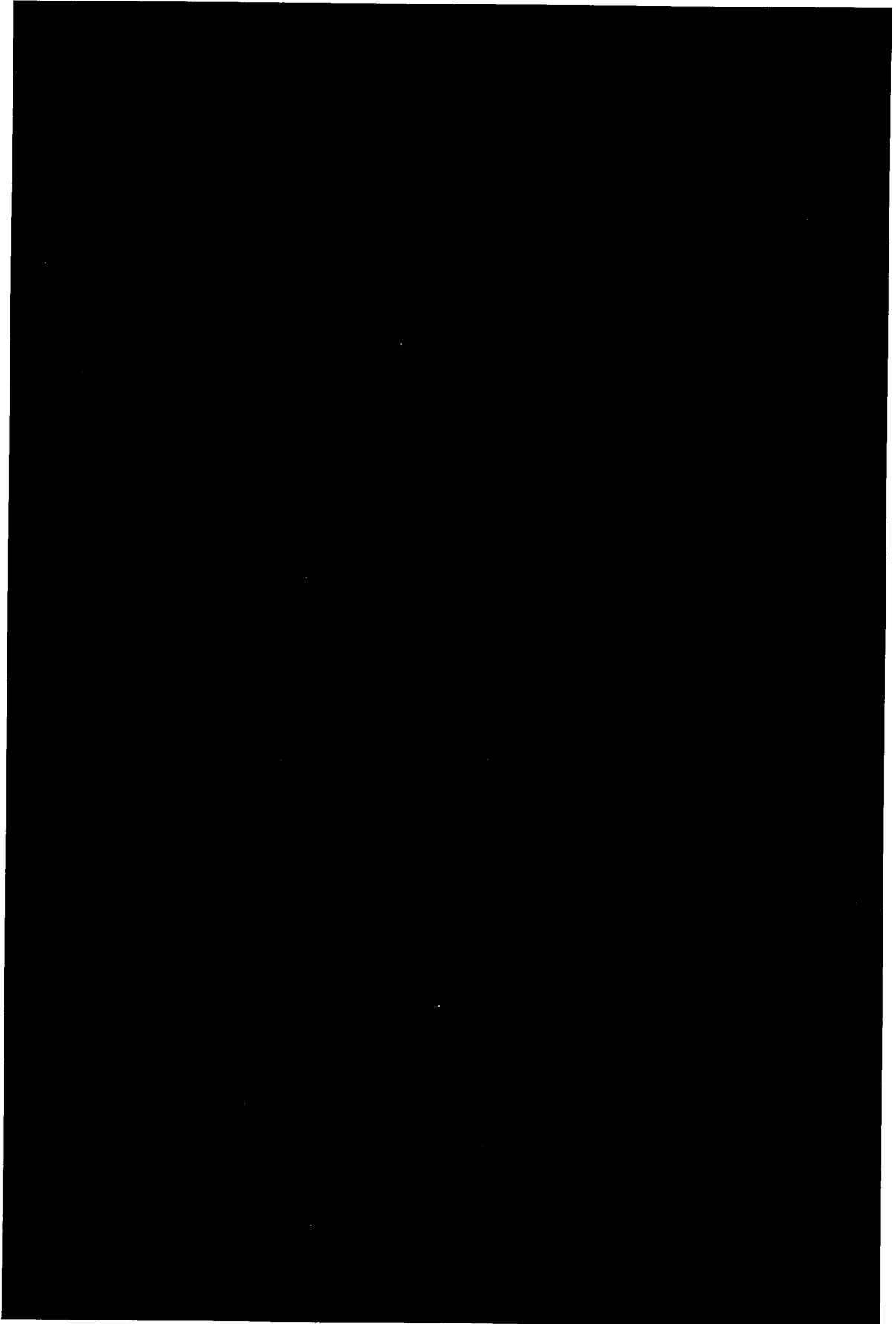
12/05/11内調内検討済み



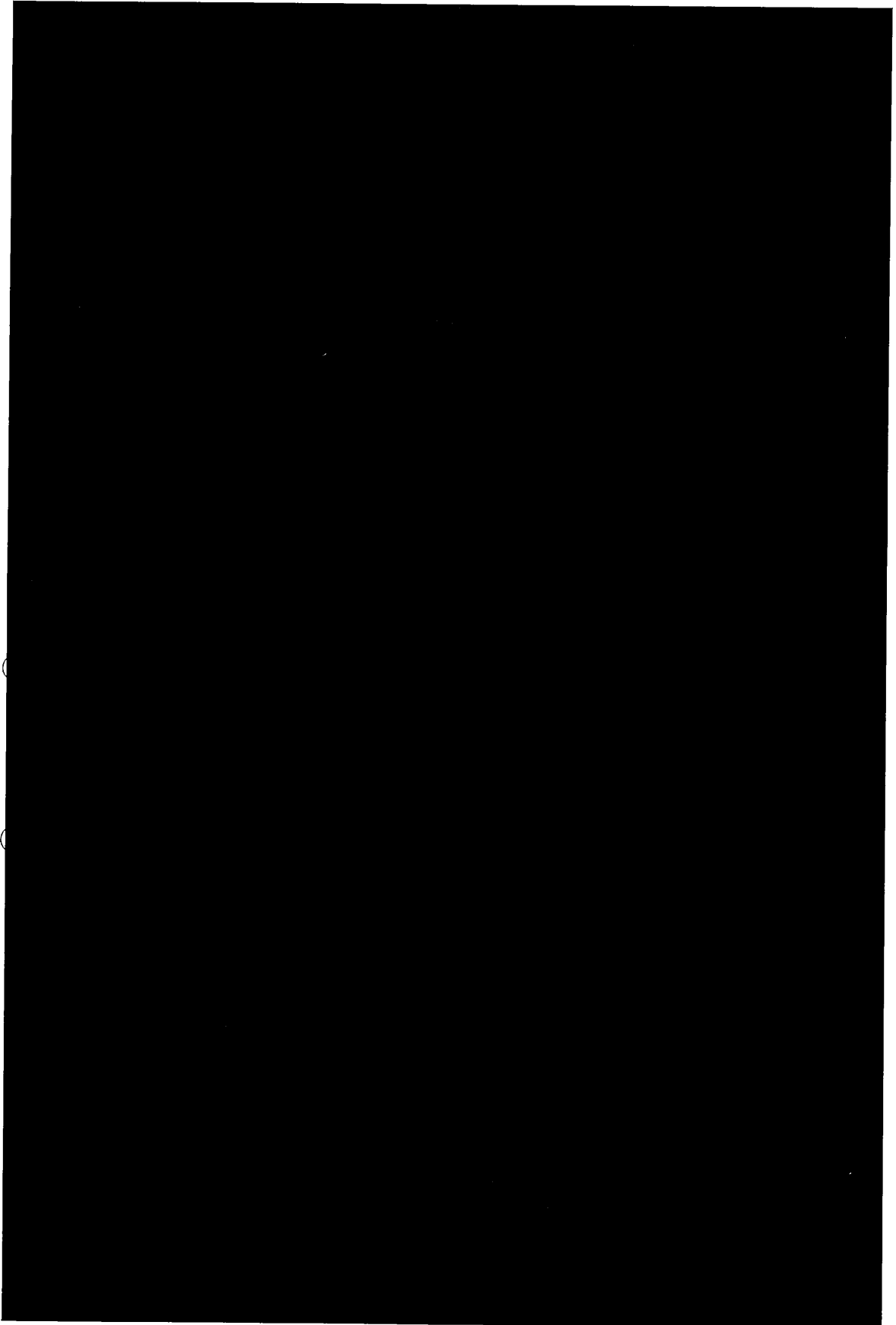
12/05/11内調内検討済み



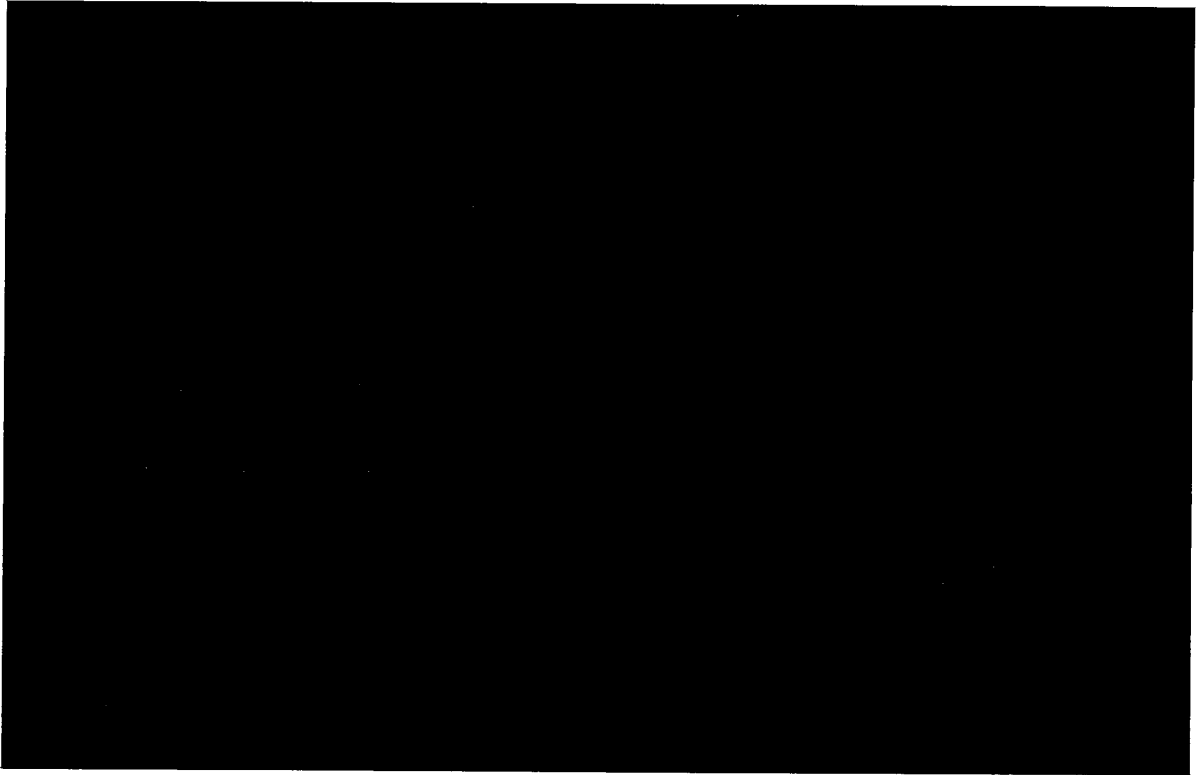
12/05/11内調内検討済み



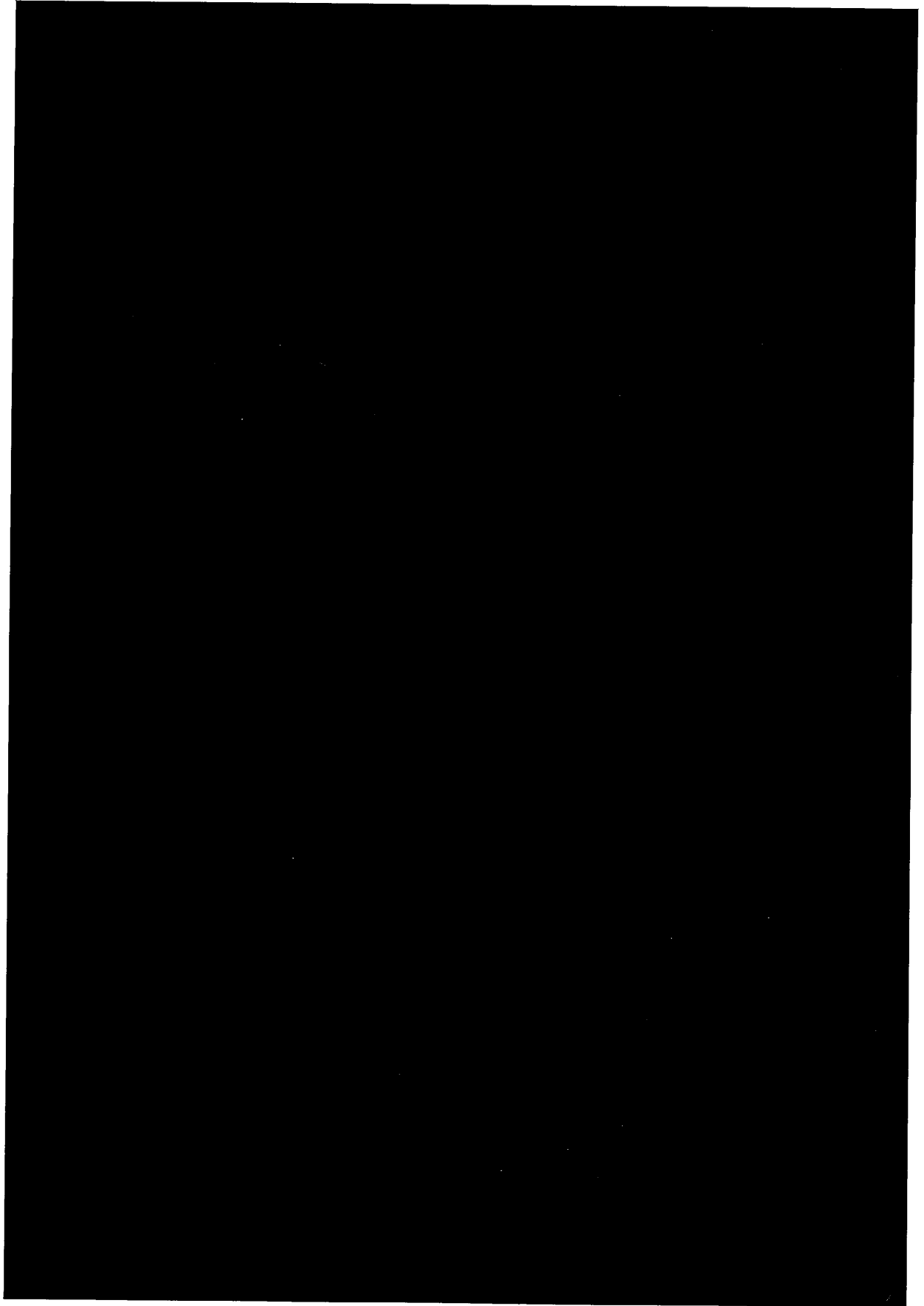
12/05/11内調内検討済み



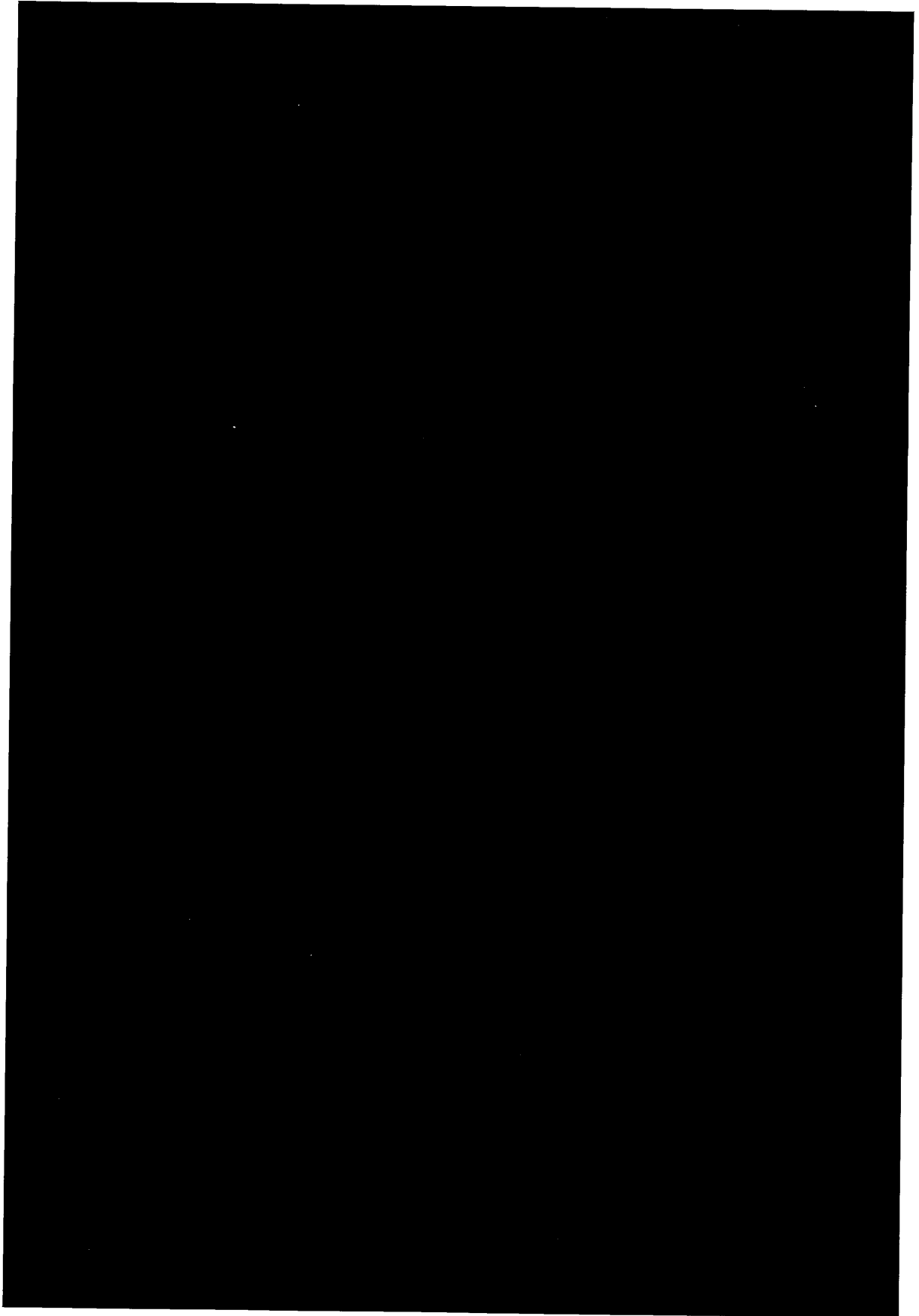
12/05/11内調内検討済み



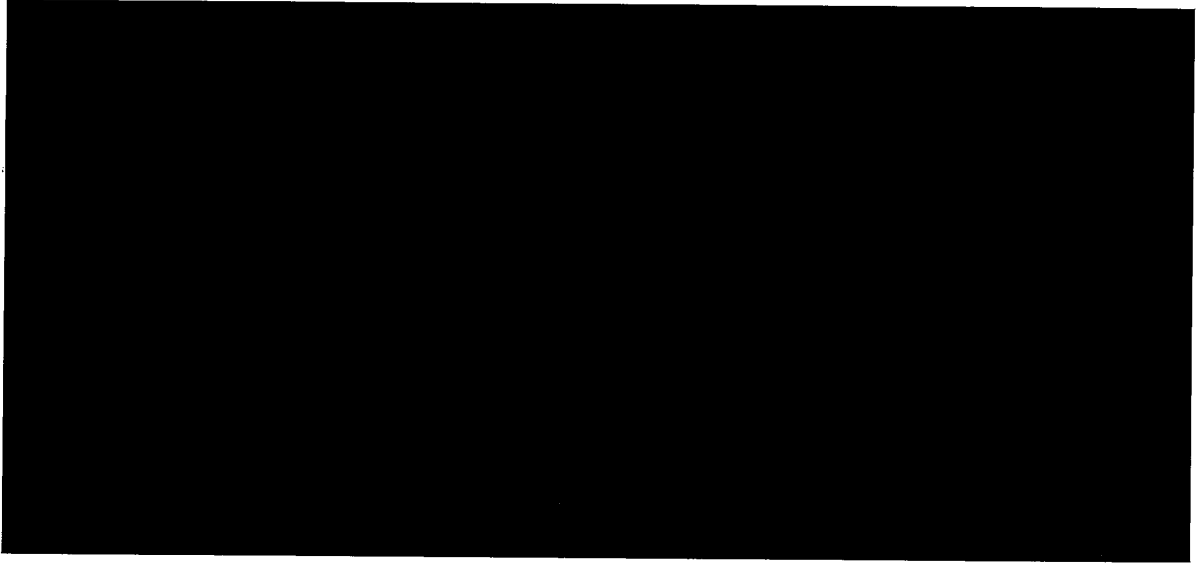
12/05/11内調内検討済み



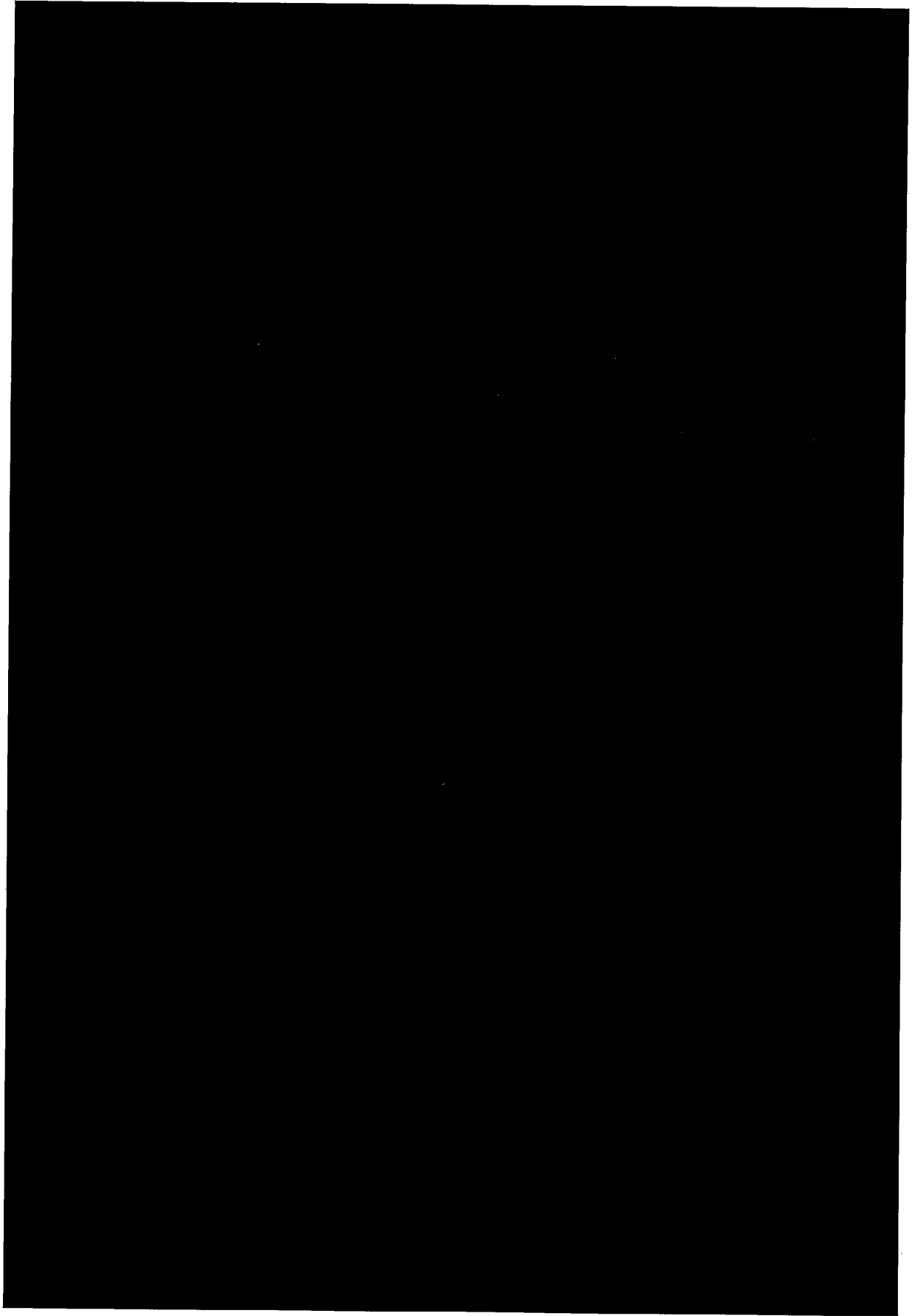
12/05/11内調内検討済み



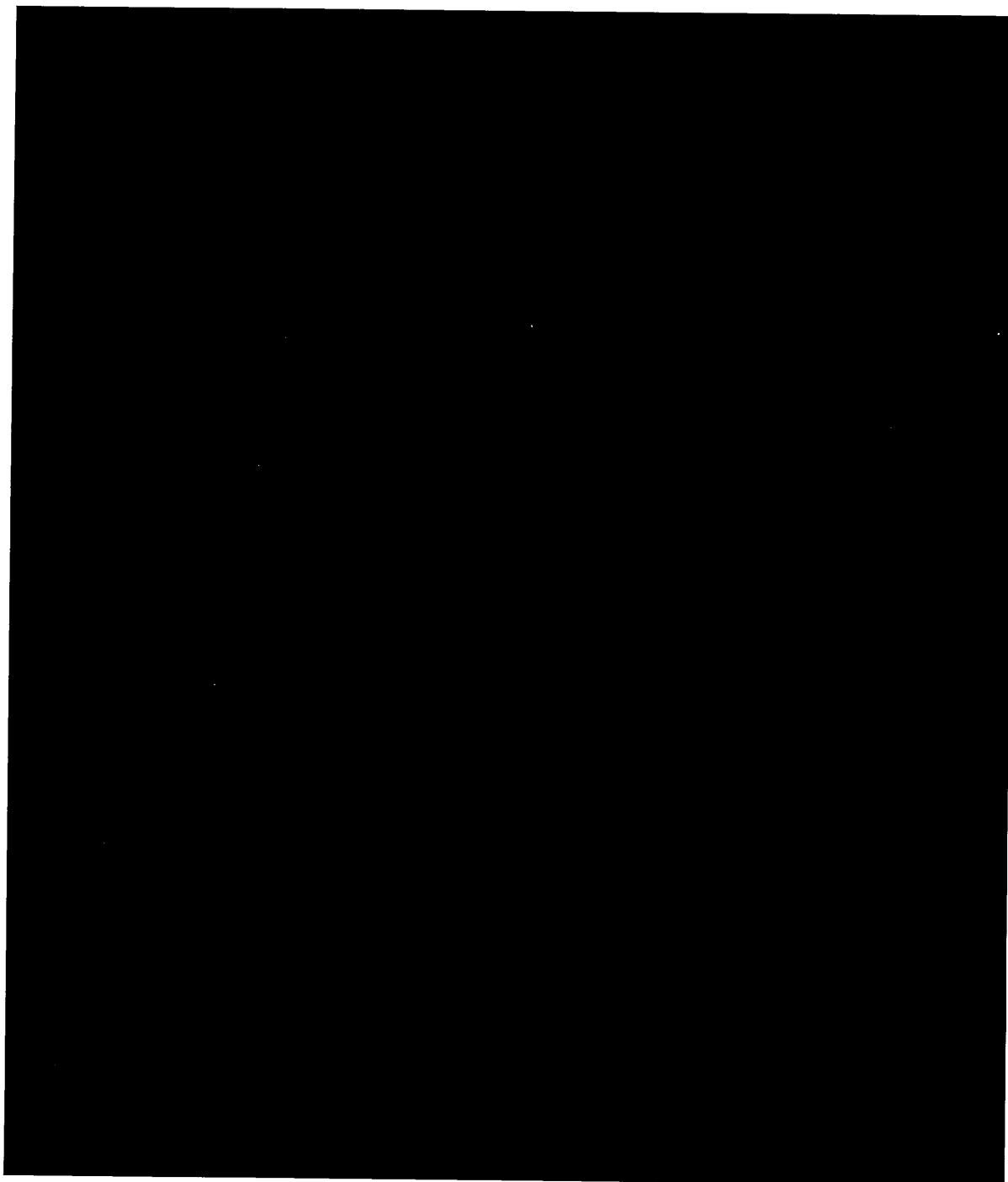
12/05/11内調内検討済み



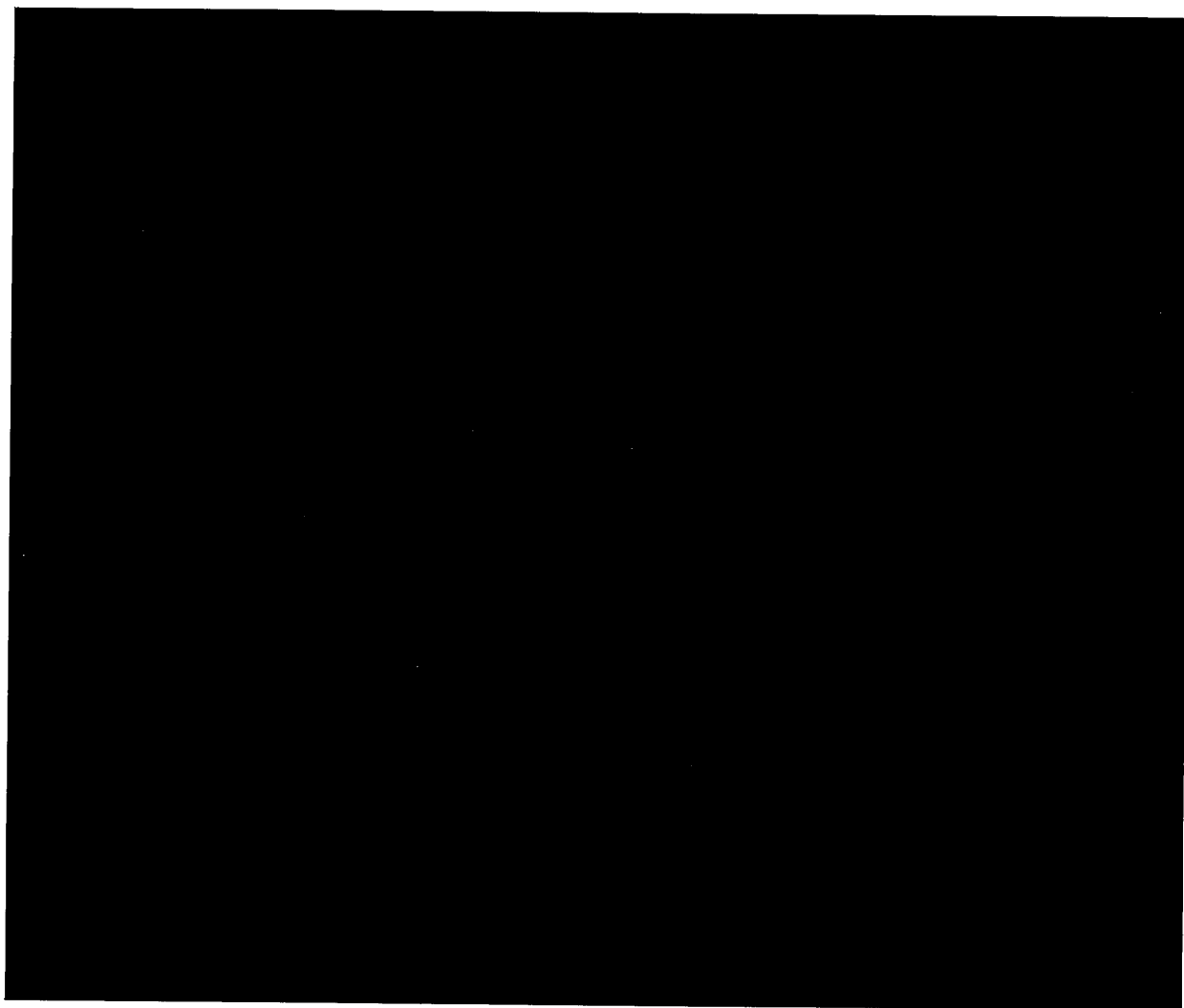
12/05/11内調内検討済み



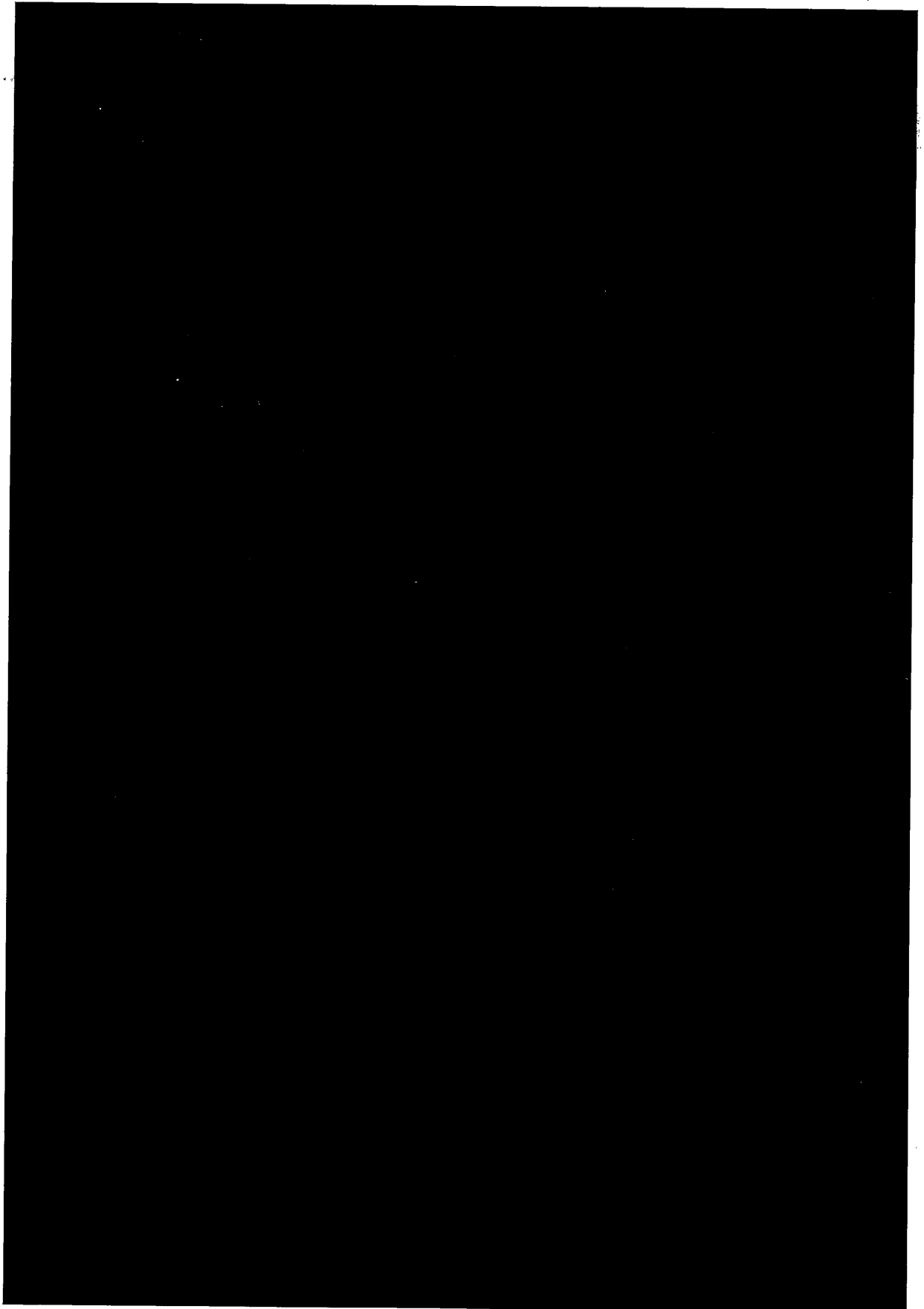
12/05/11内調内検討済み



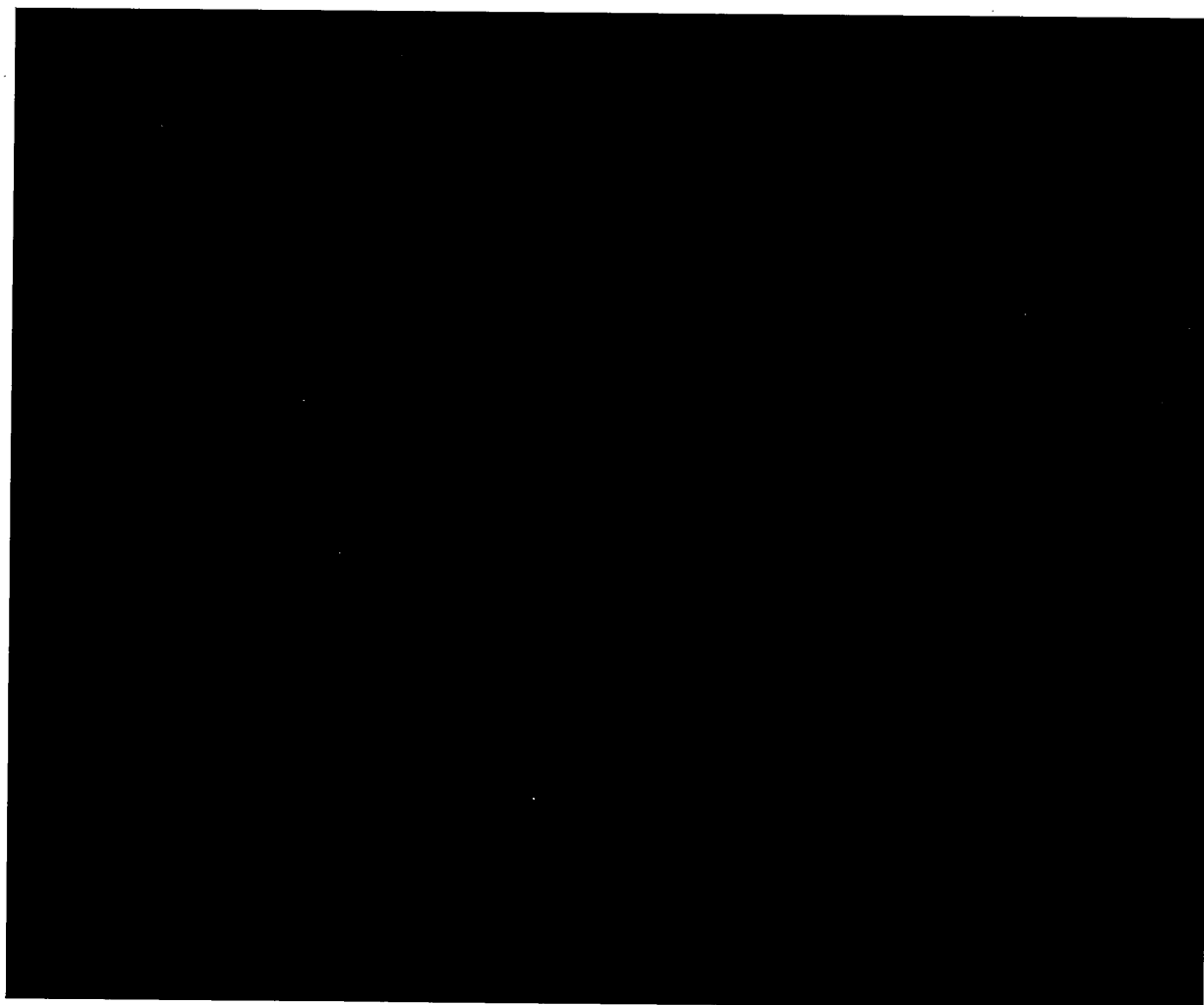
12/05/11内調内検討済み



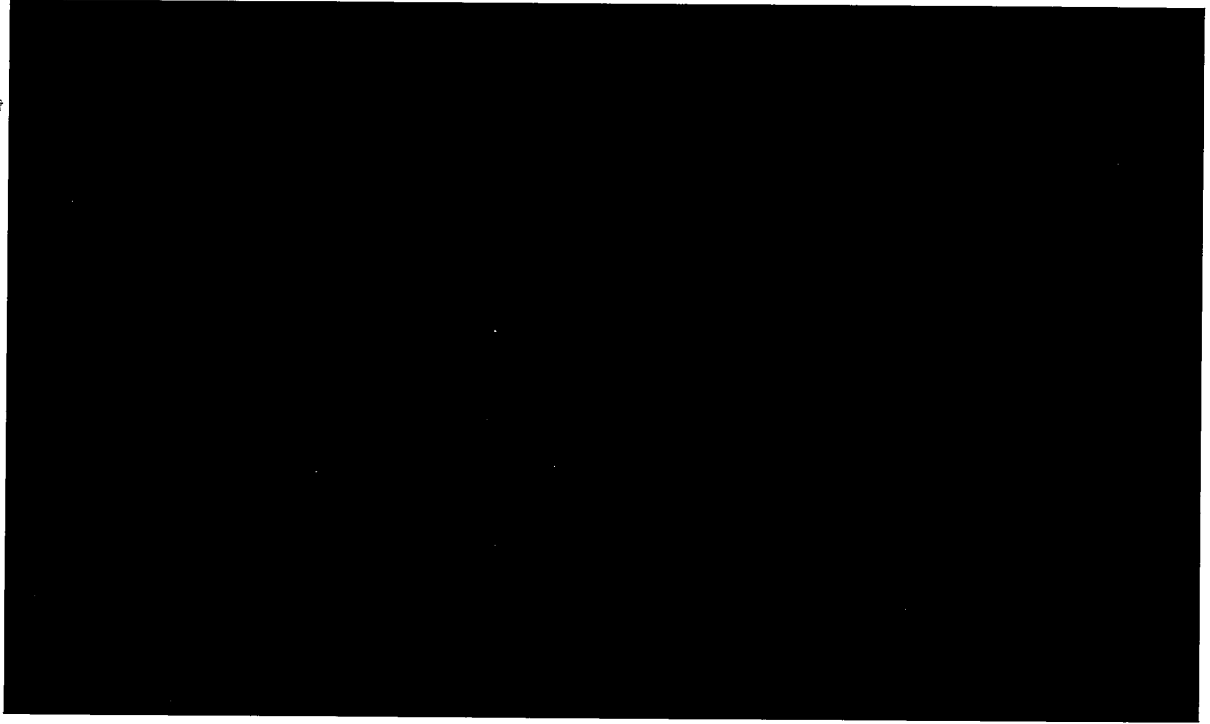
12/05/11内調内検討済み



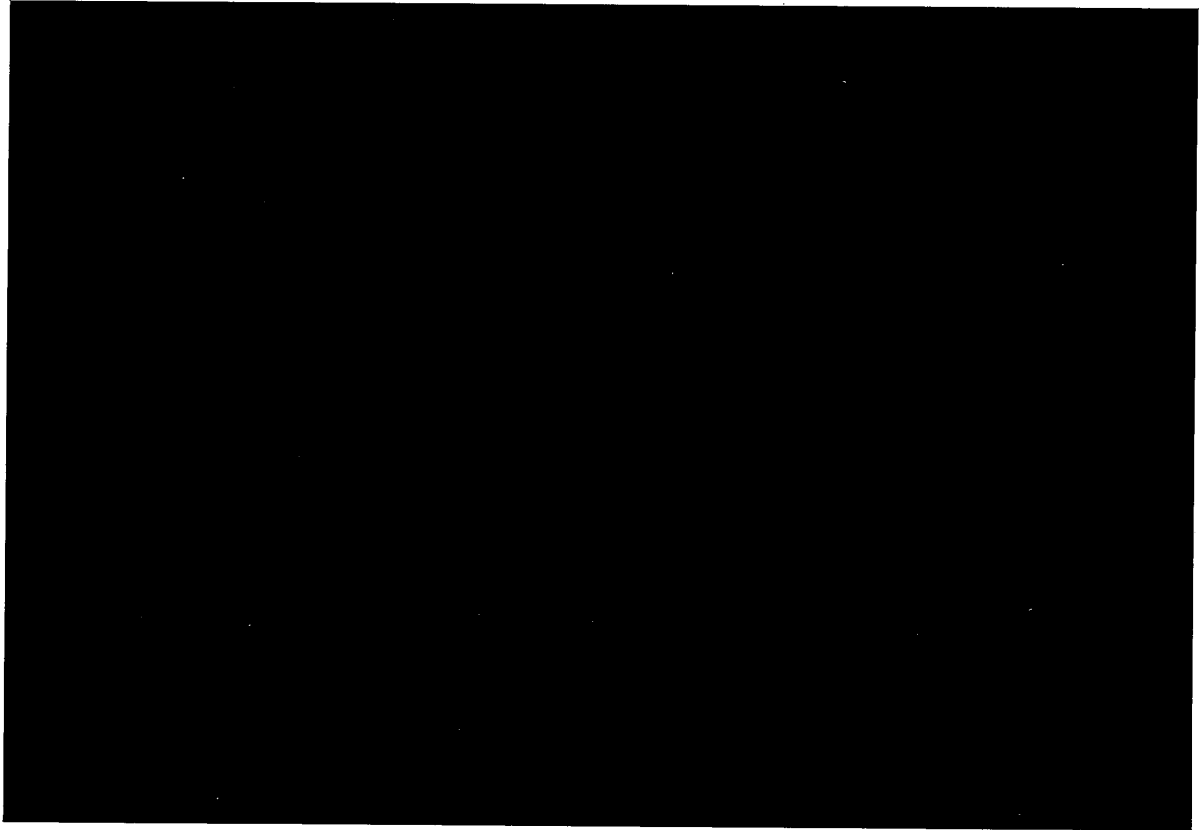
12/05/11内調内検討済み



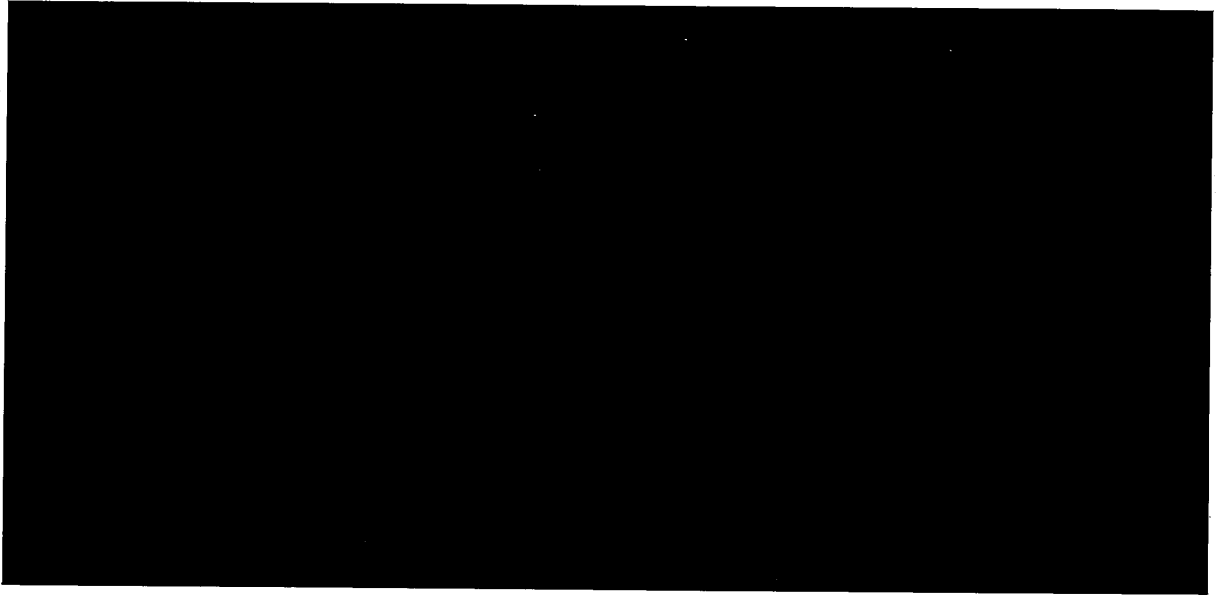
12/05/11内調内検討済み



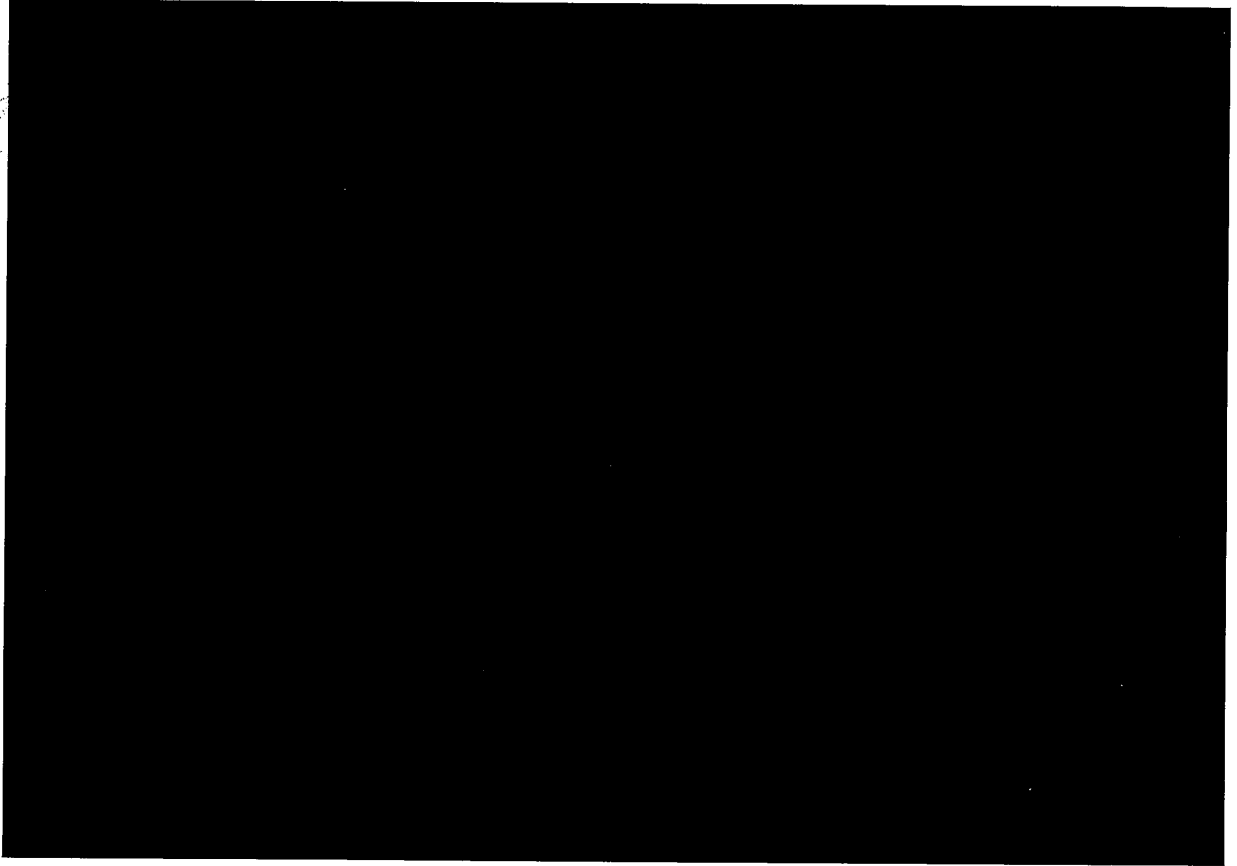
12/05/11内調内検討済み



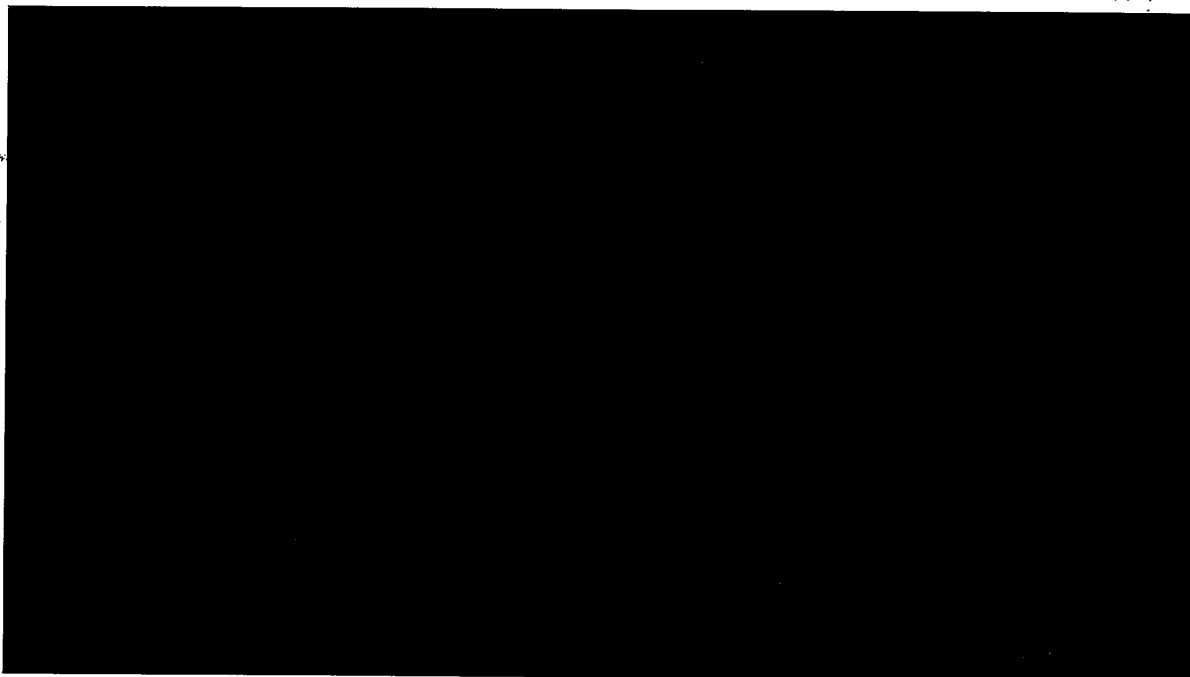
12/05/11内調内検討済み



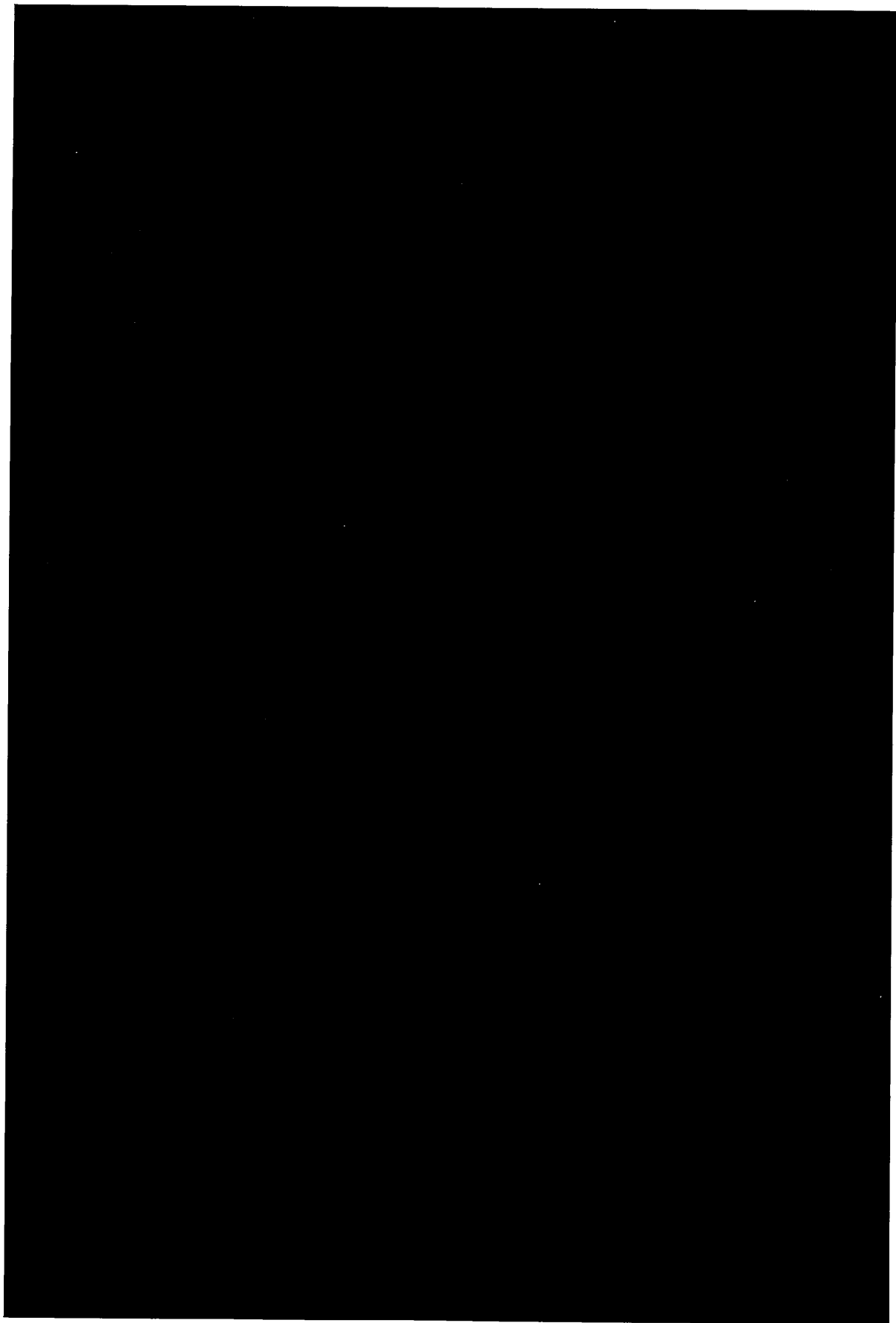
12/05/11内調内検討済み



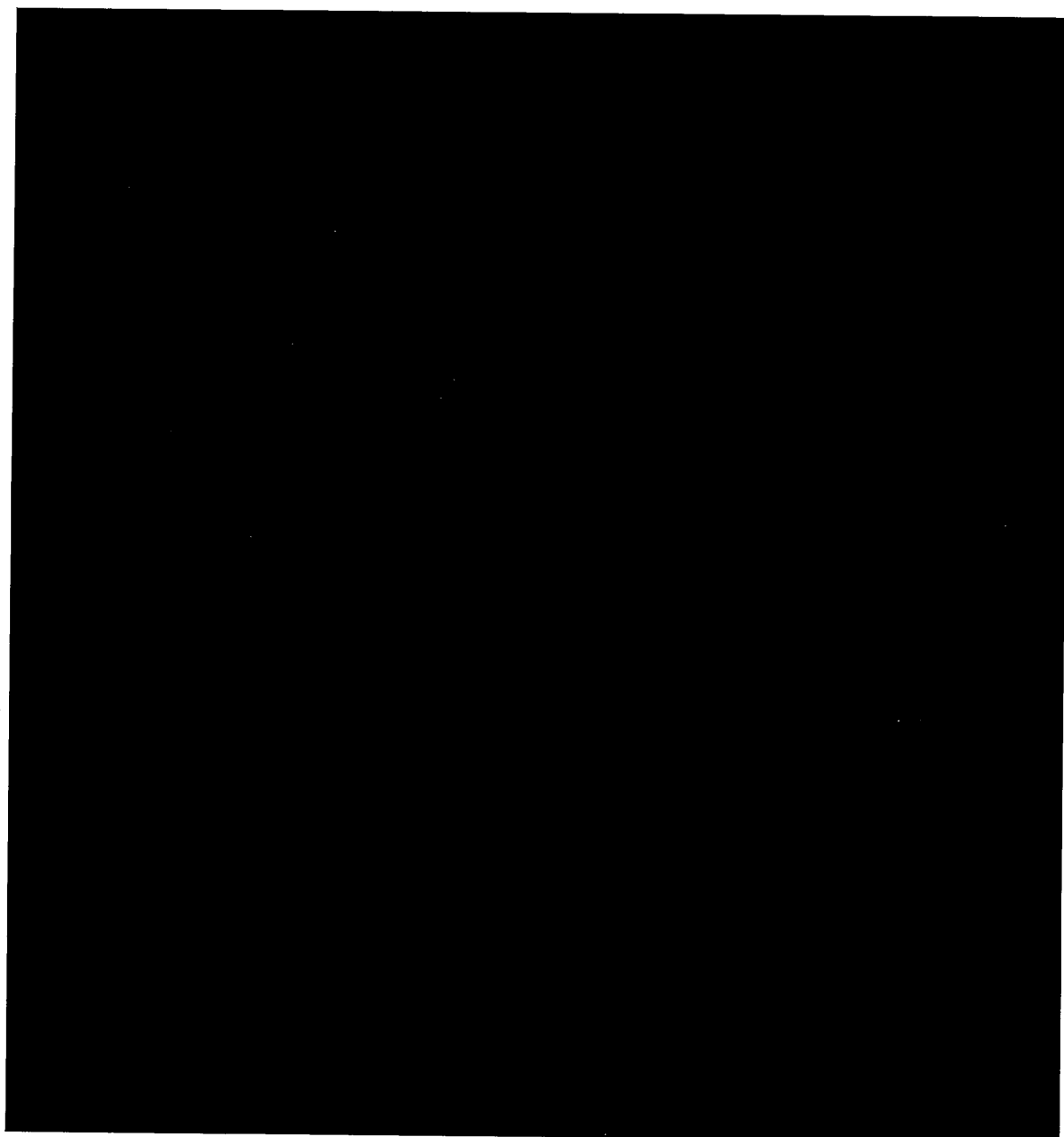
12/05/11内調内検討済み



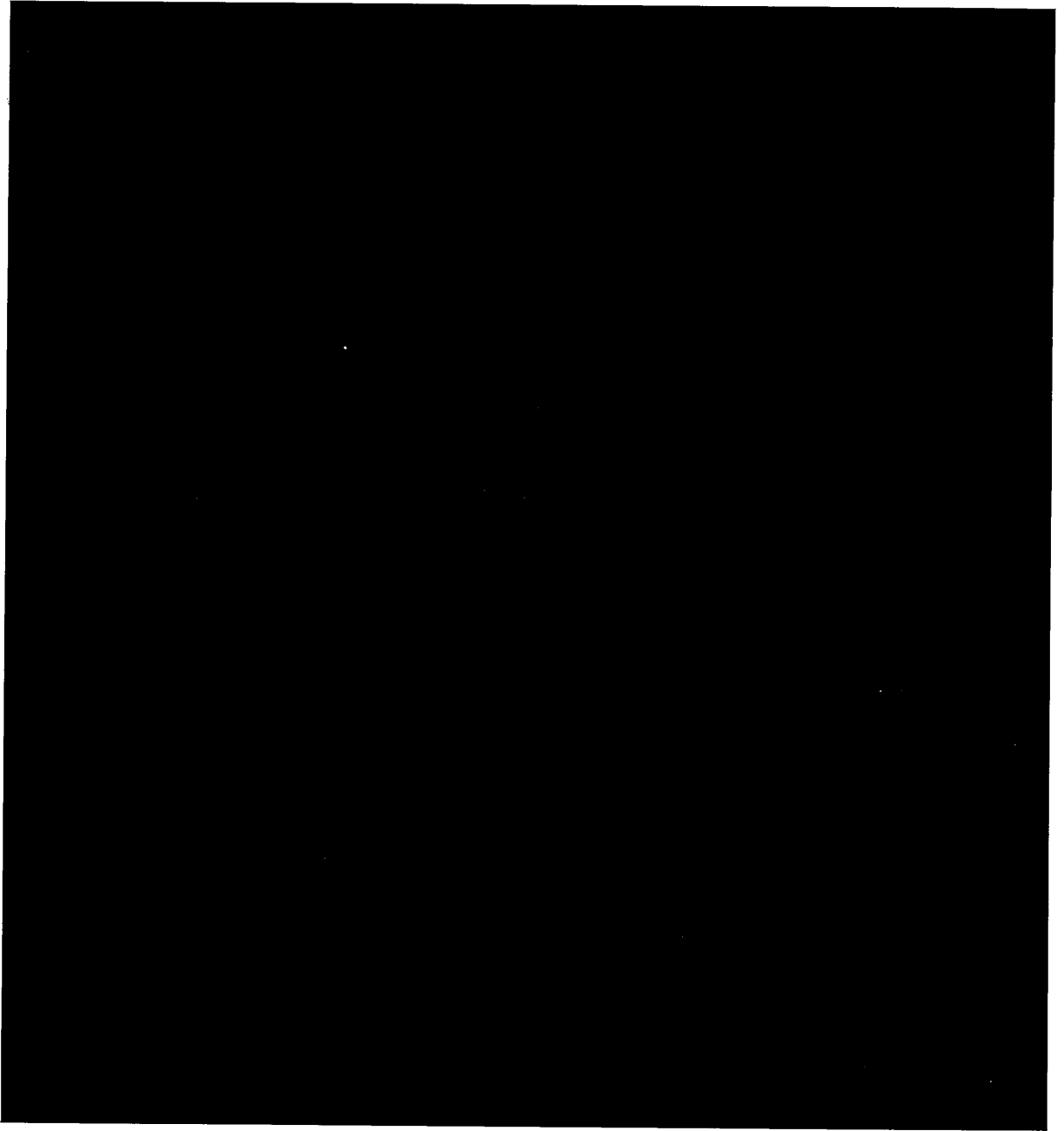
12/05/11内調内検討済み



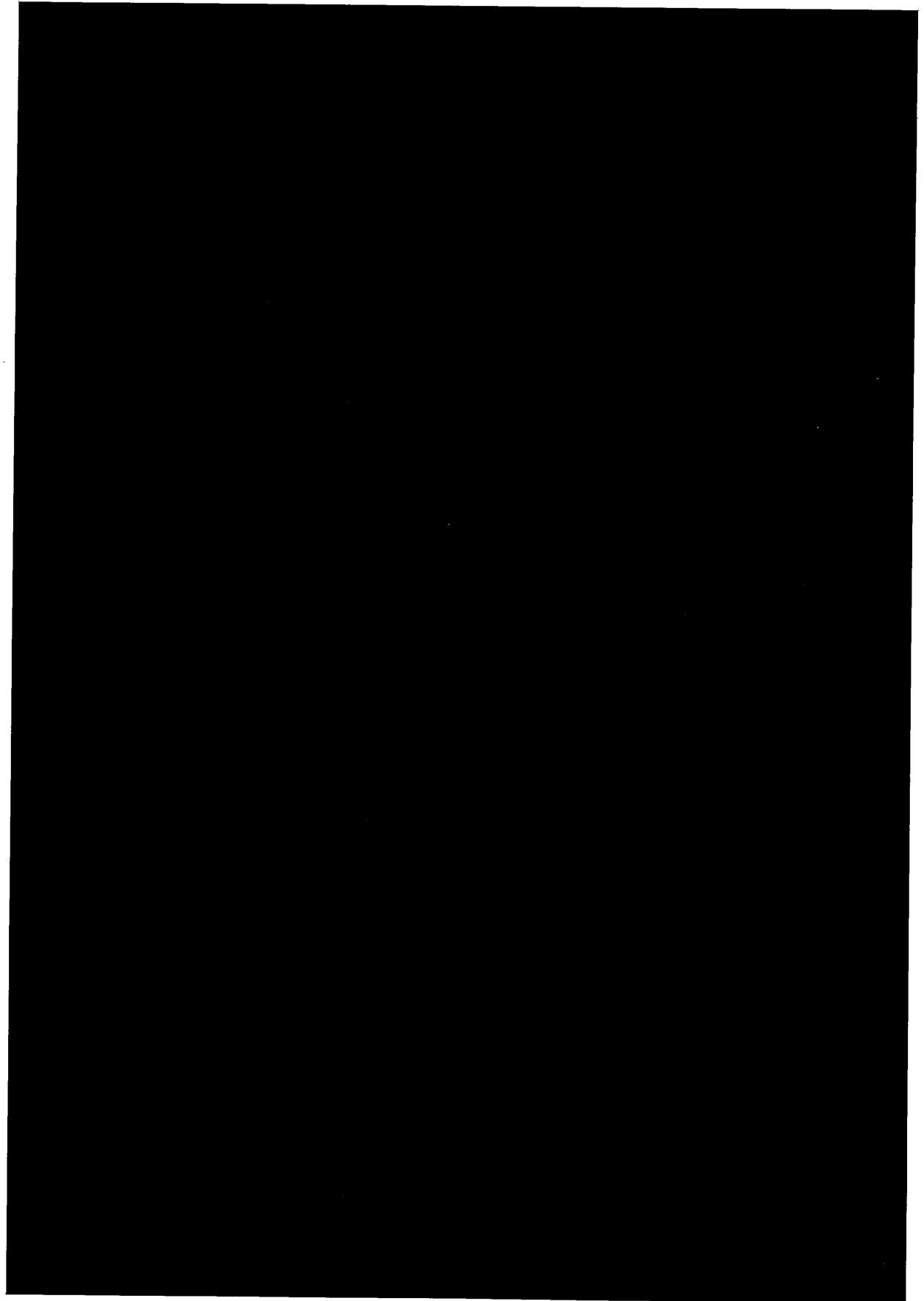
12/05/11内調内検討済み



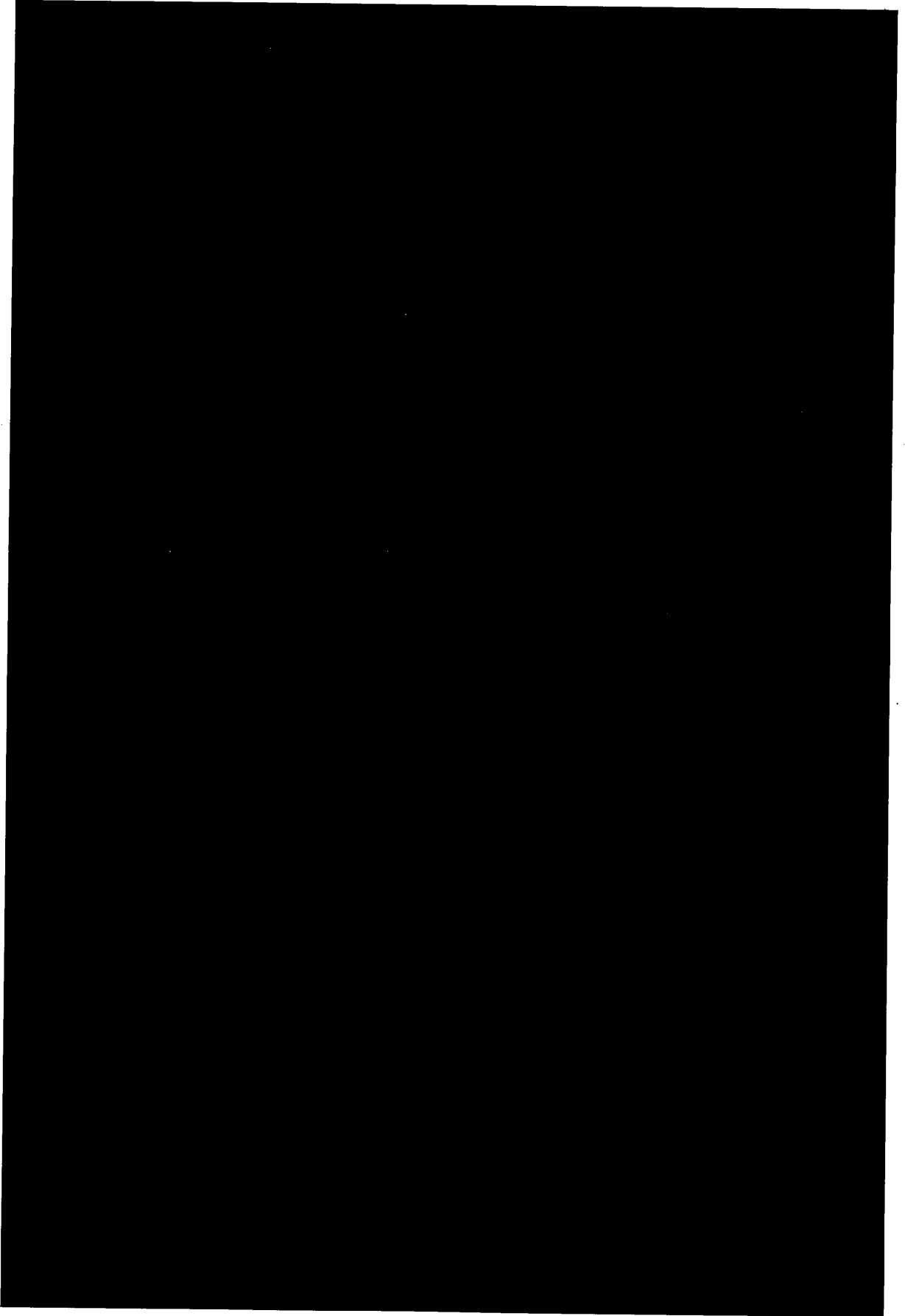
12/05/11内調内検討済み



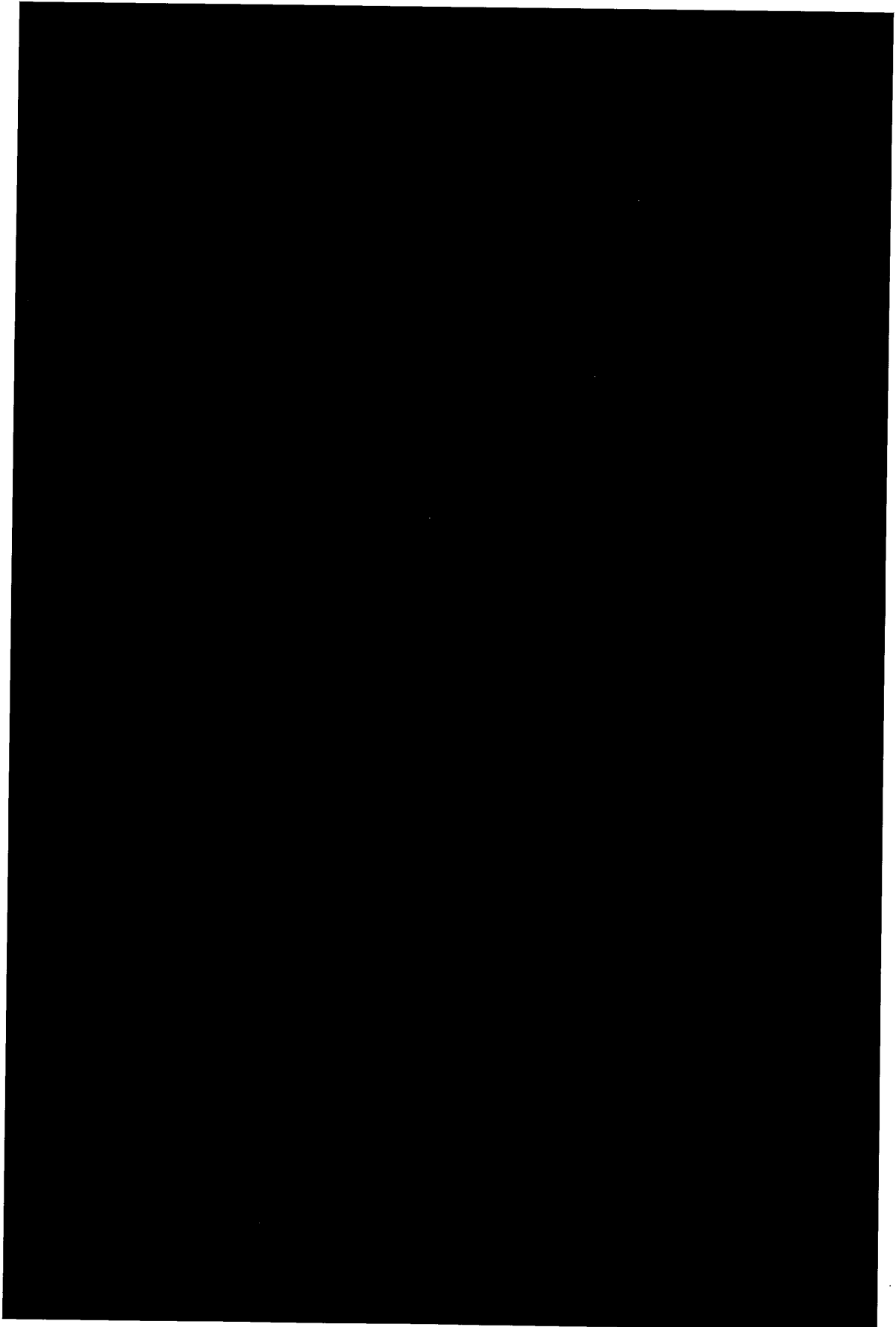
12/05/11内調内検討済み



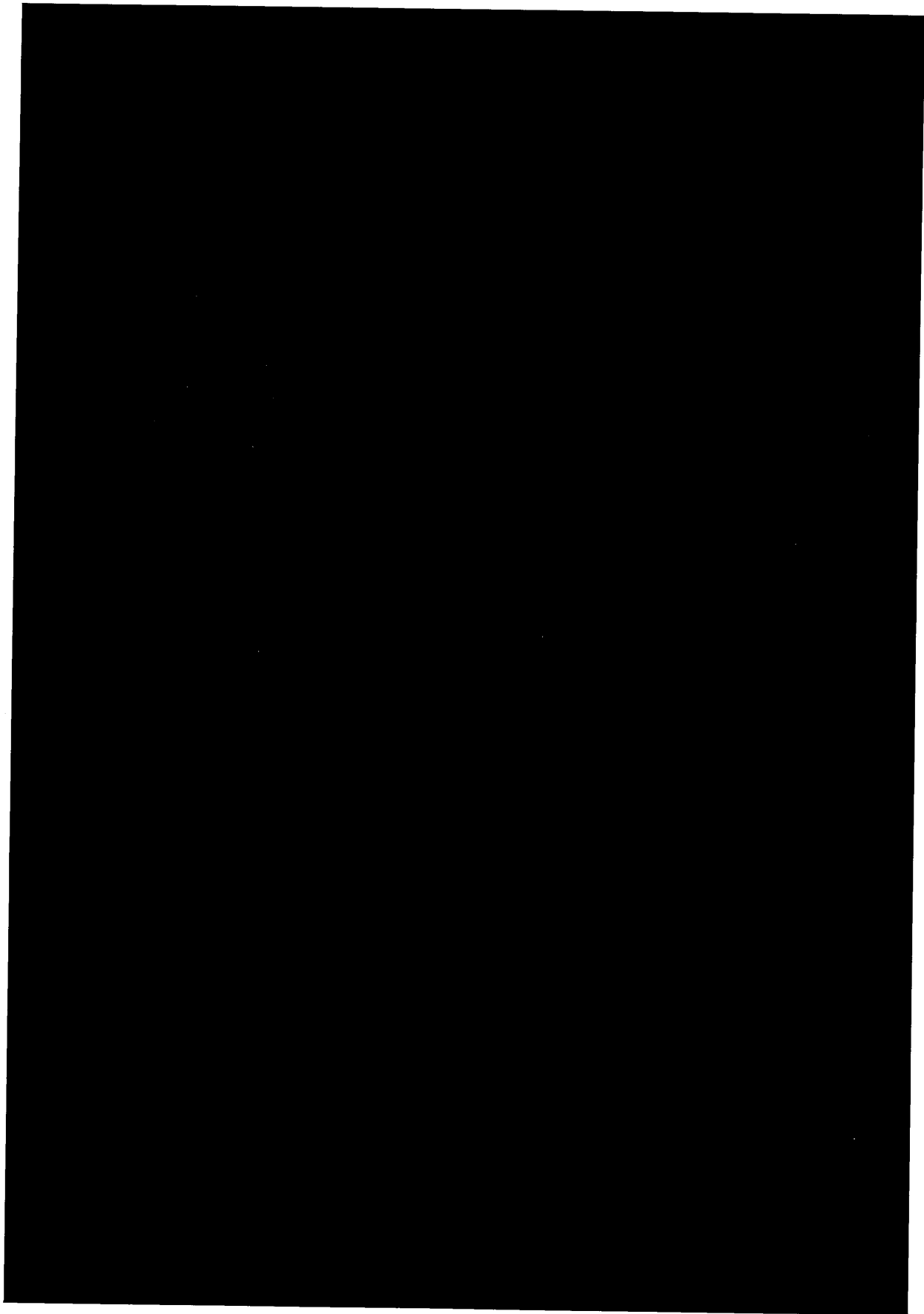
12/05/11内調内検討済み



12/05/11内調内検討済み

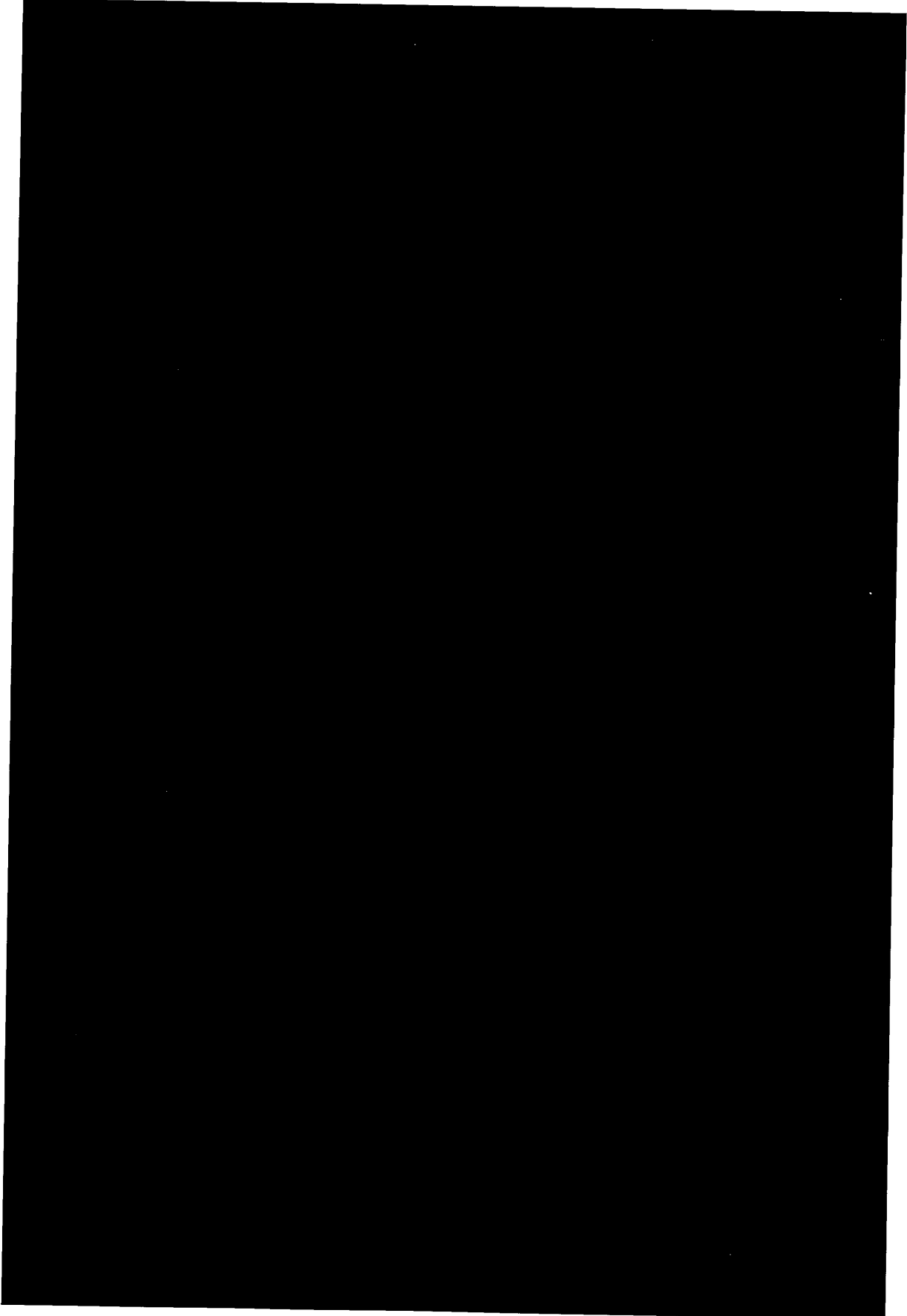


12/05/11内調内検討済み

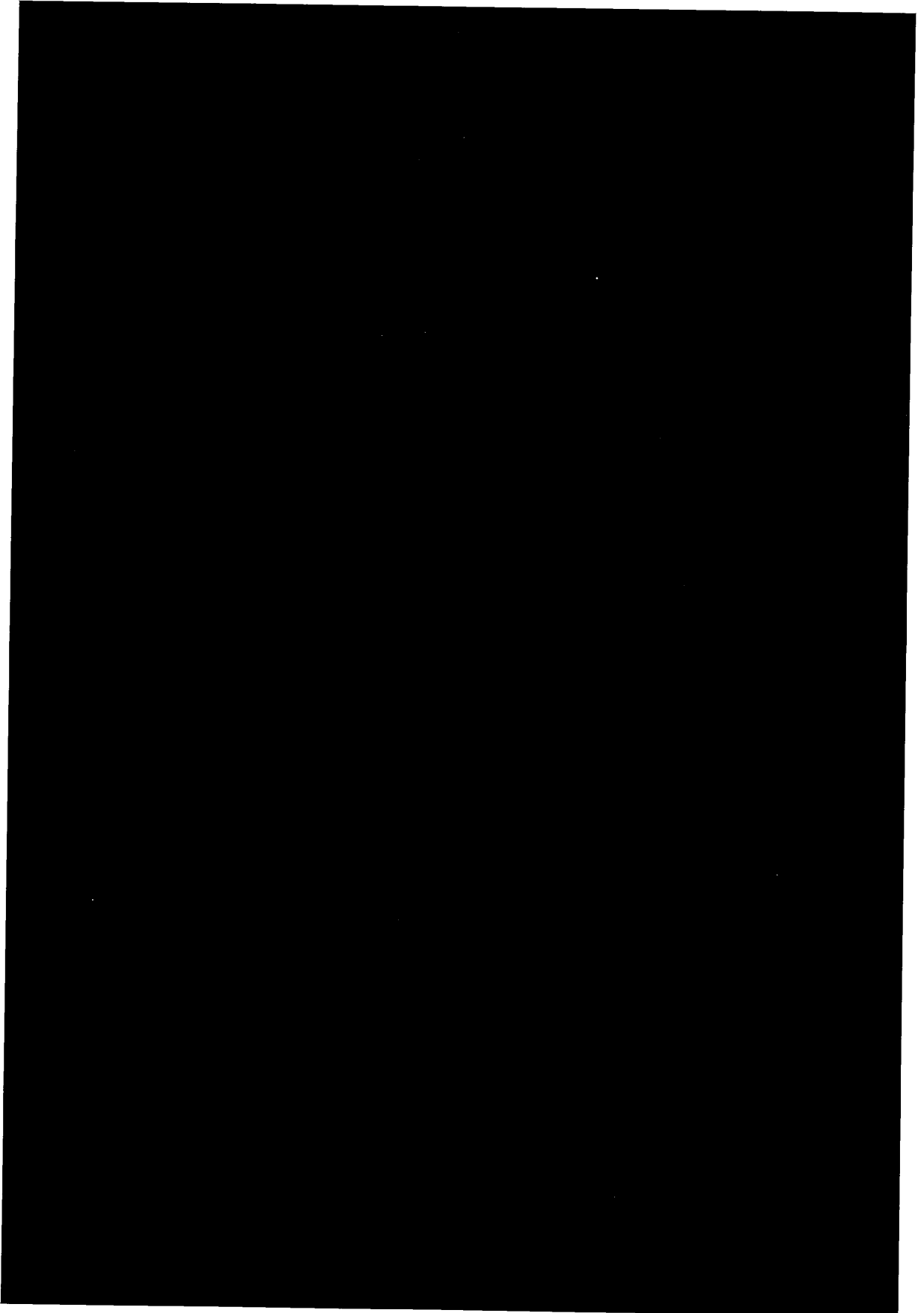


12/05/11内調内検討済み

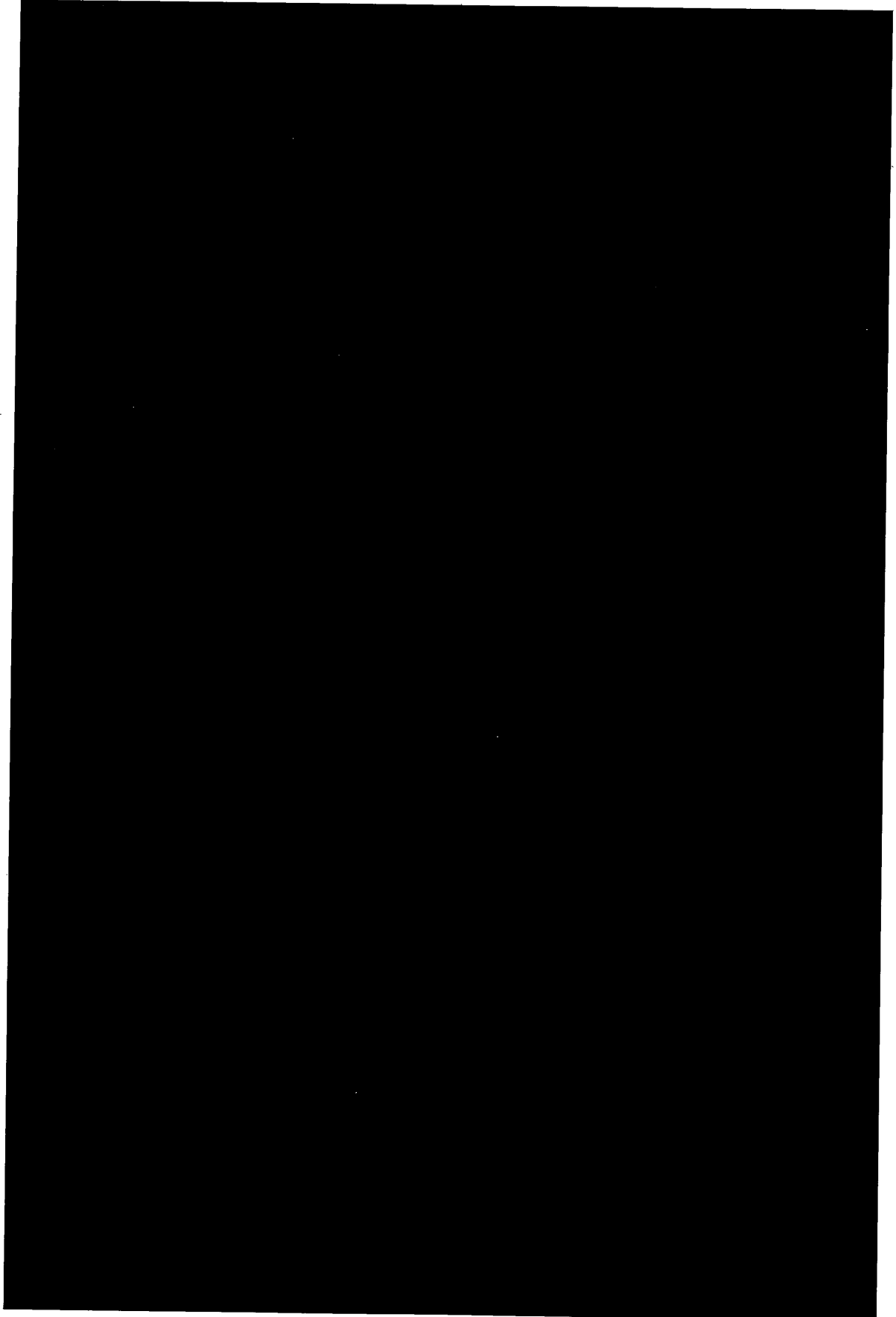
12/05/11内調内検討済み



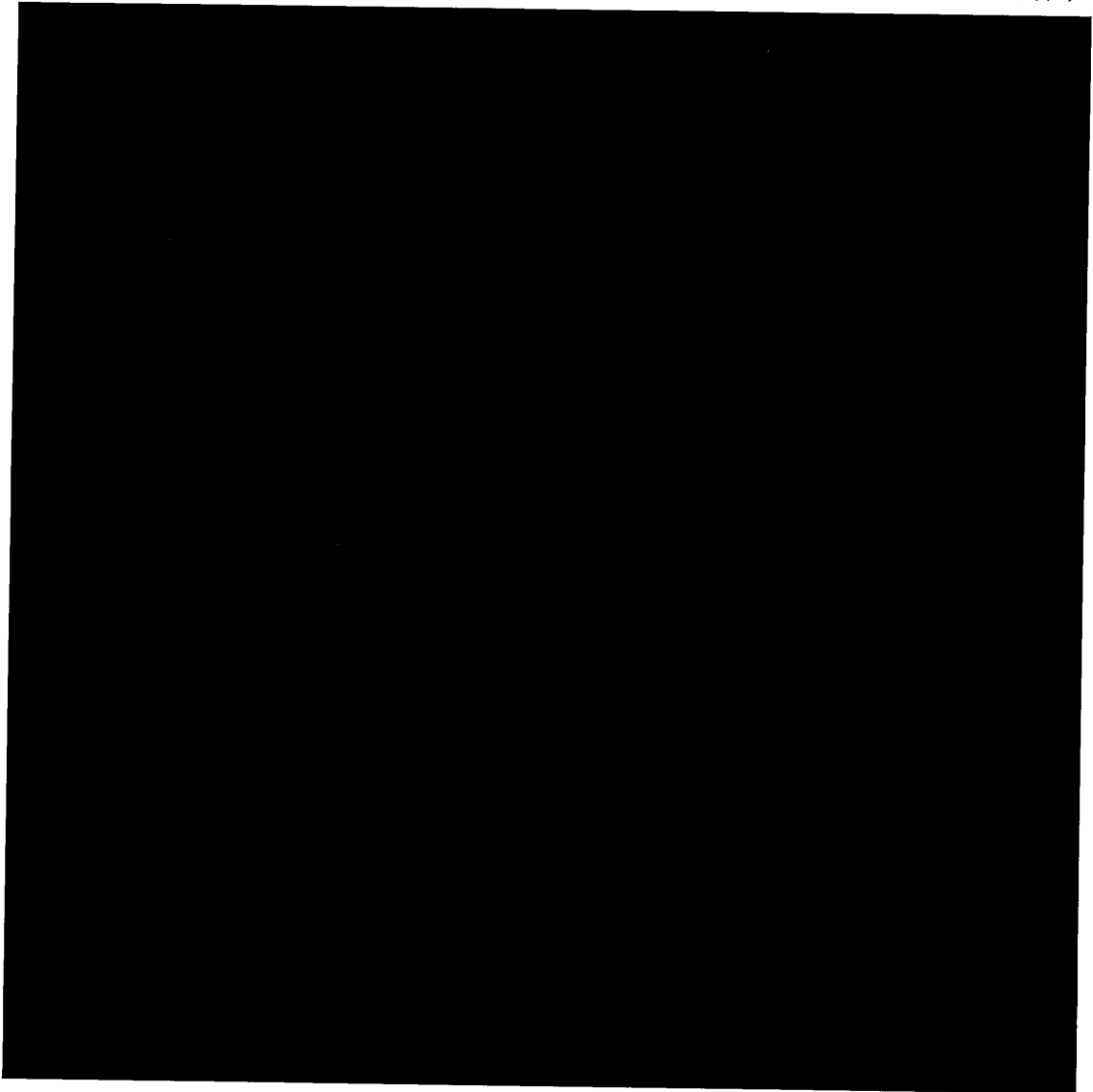
12/05/11内調内検討済み



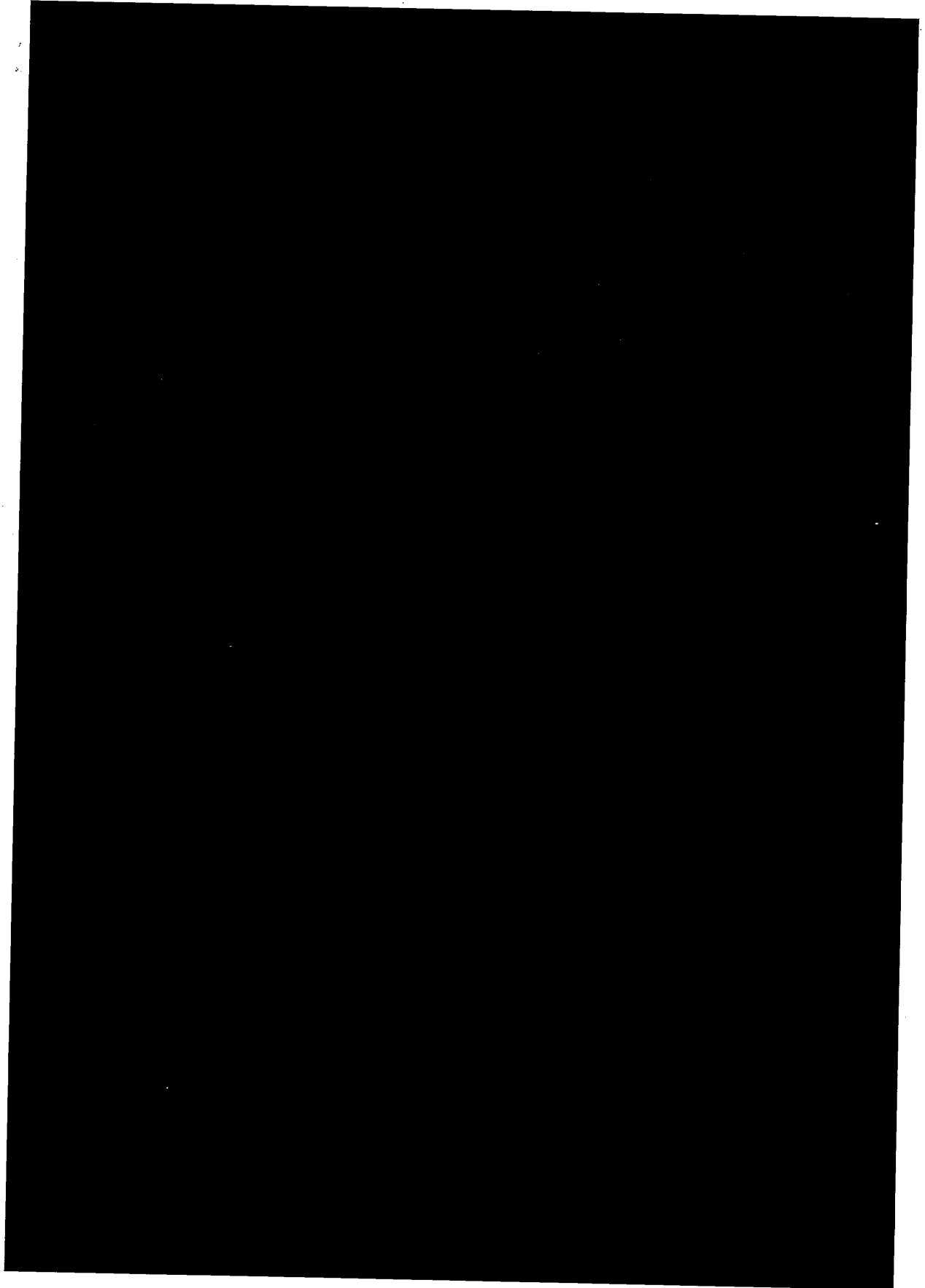
12/05/11内調内検討済み



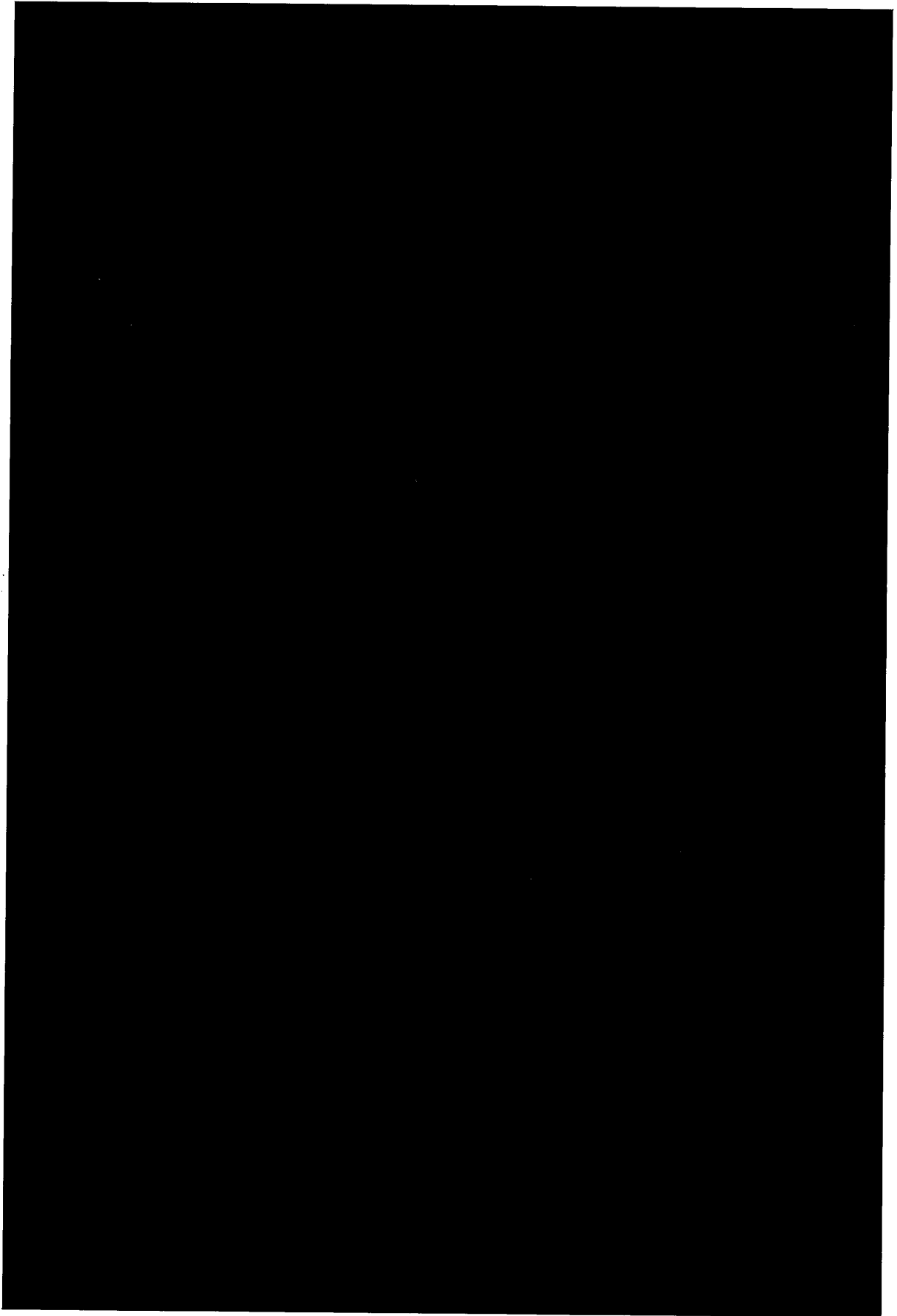
12/05/11内調内検討済み



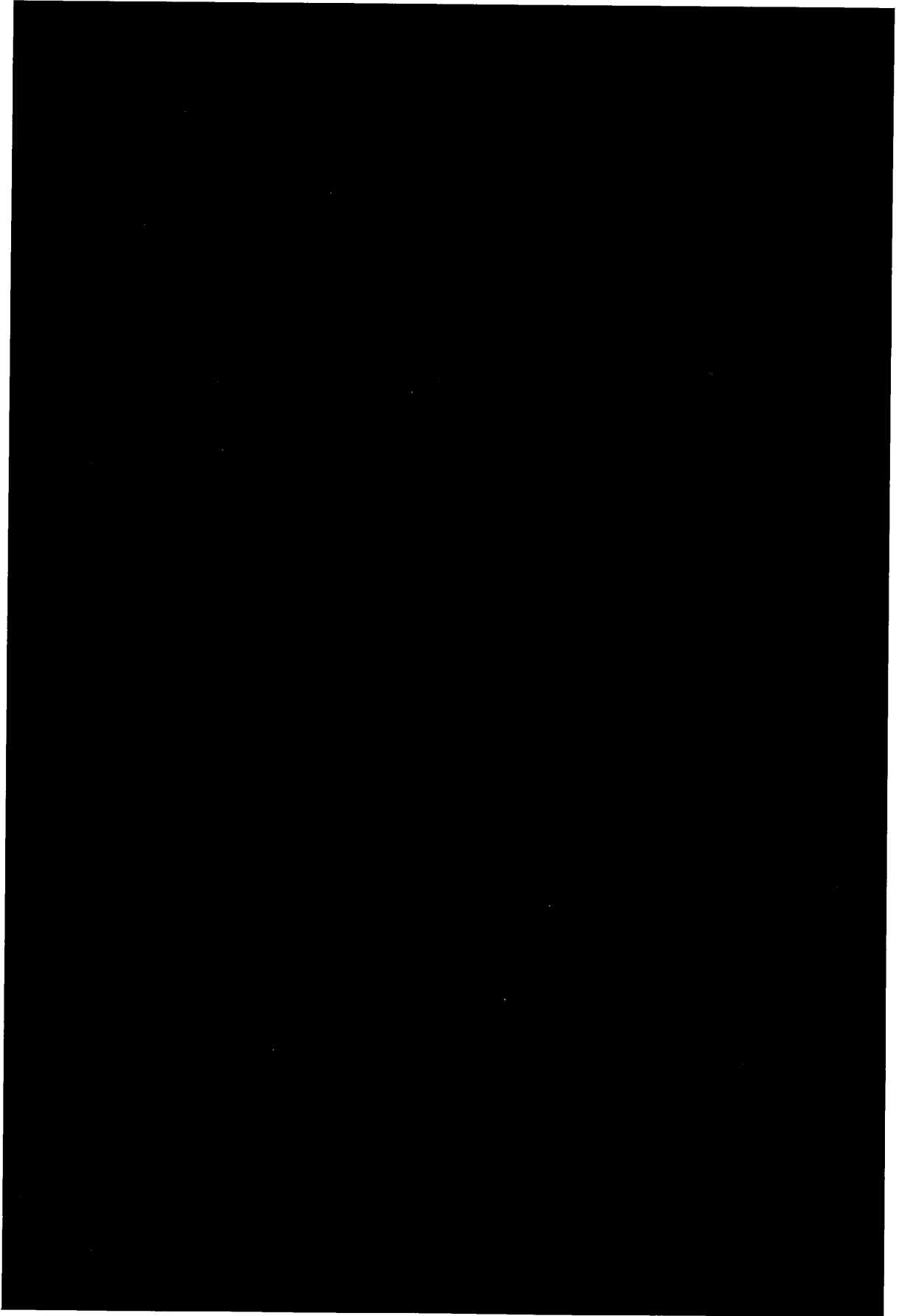
12/05/11内調内検討済み



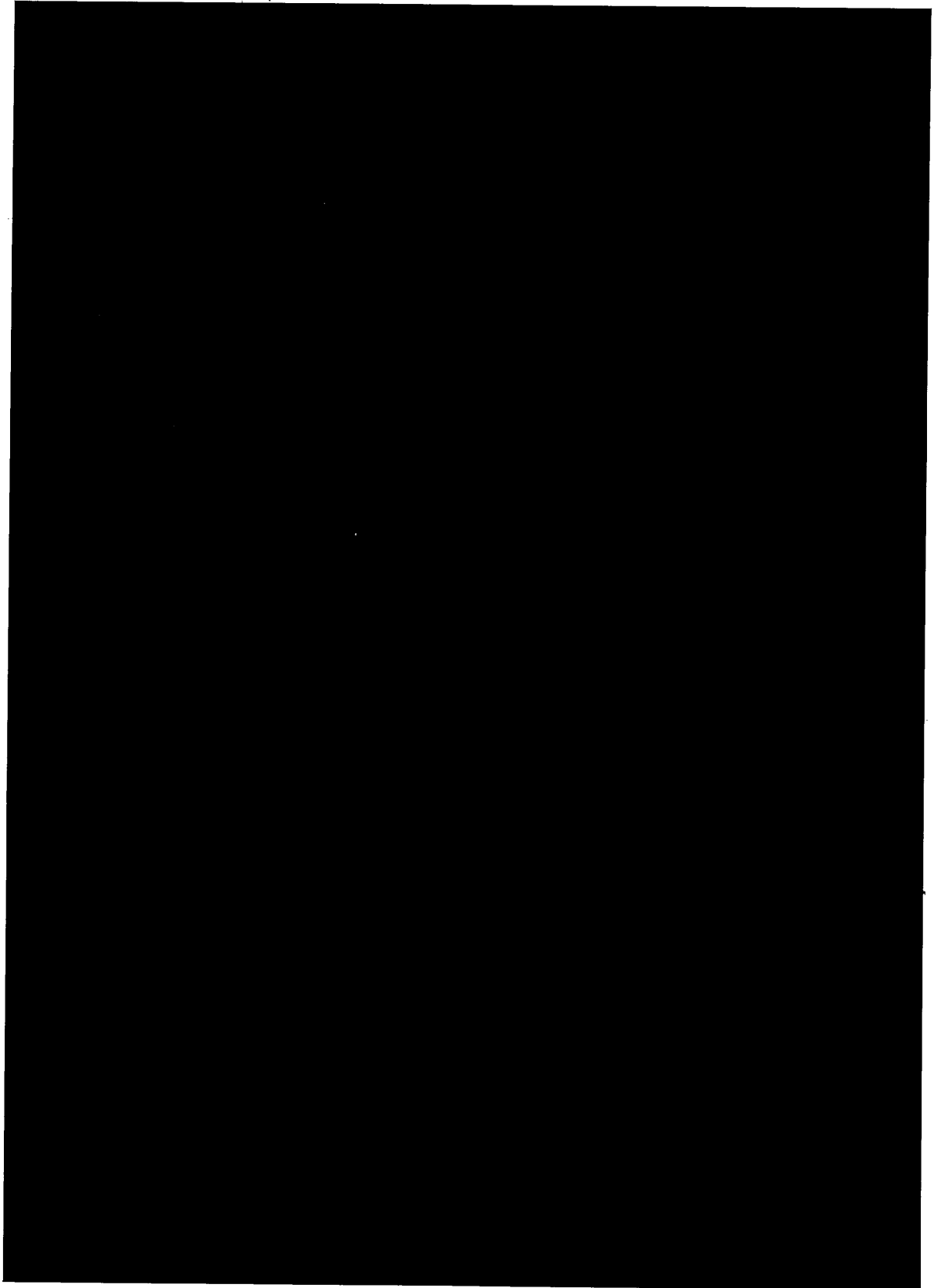
12/05/11内調内検討済み



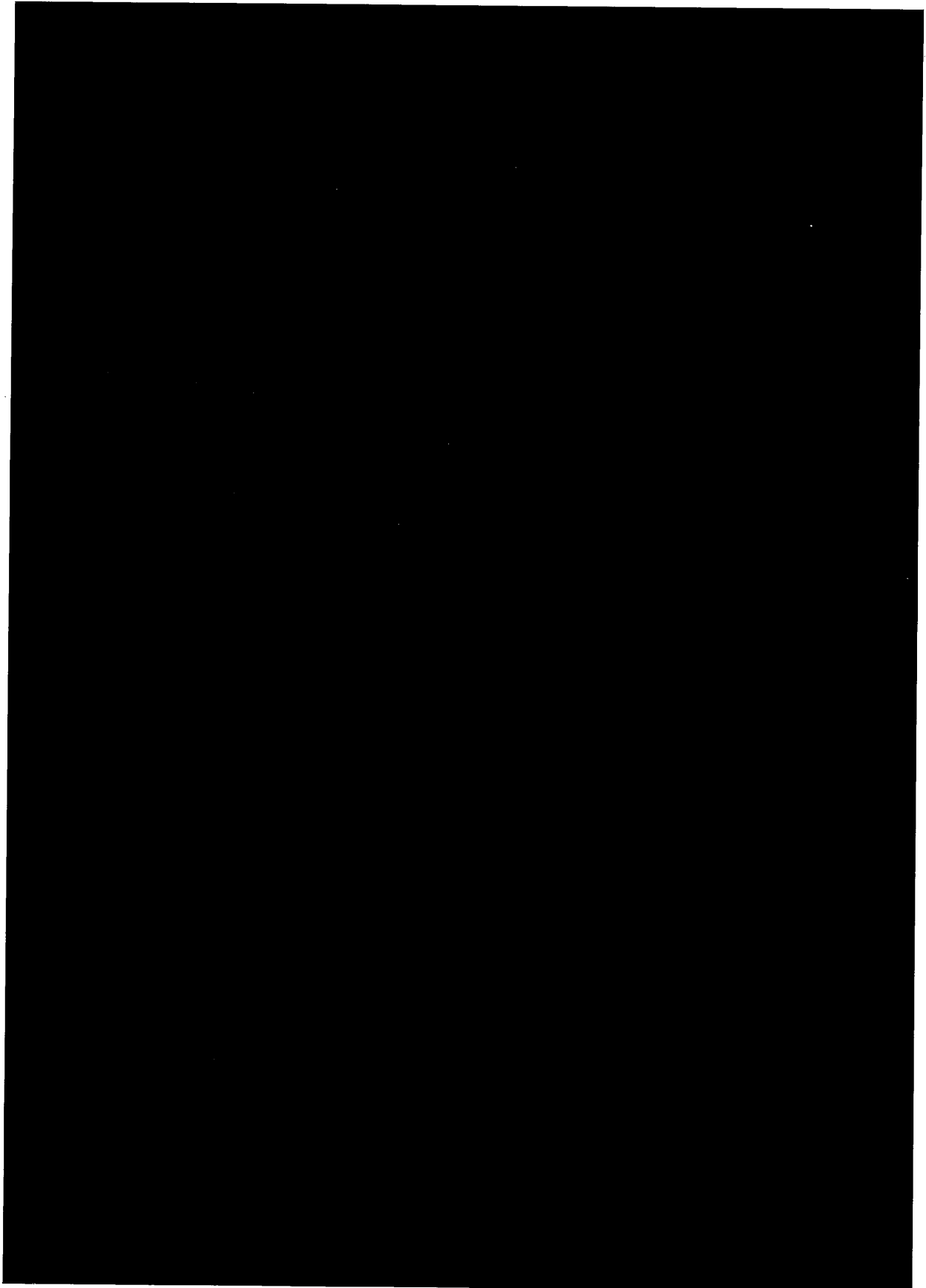
12/05/11内調内検討済み



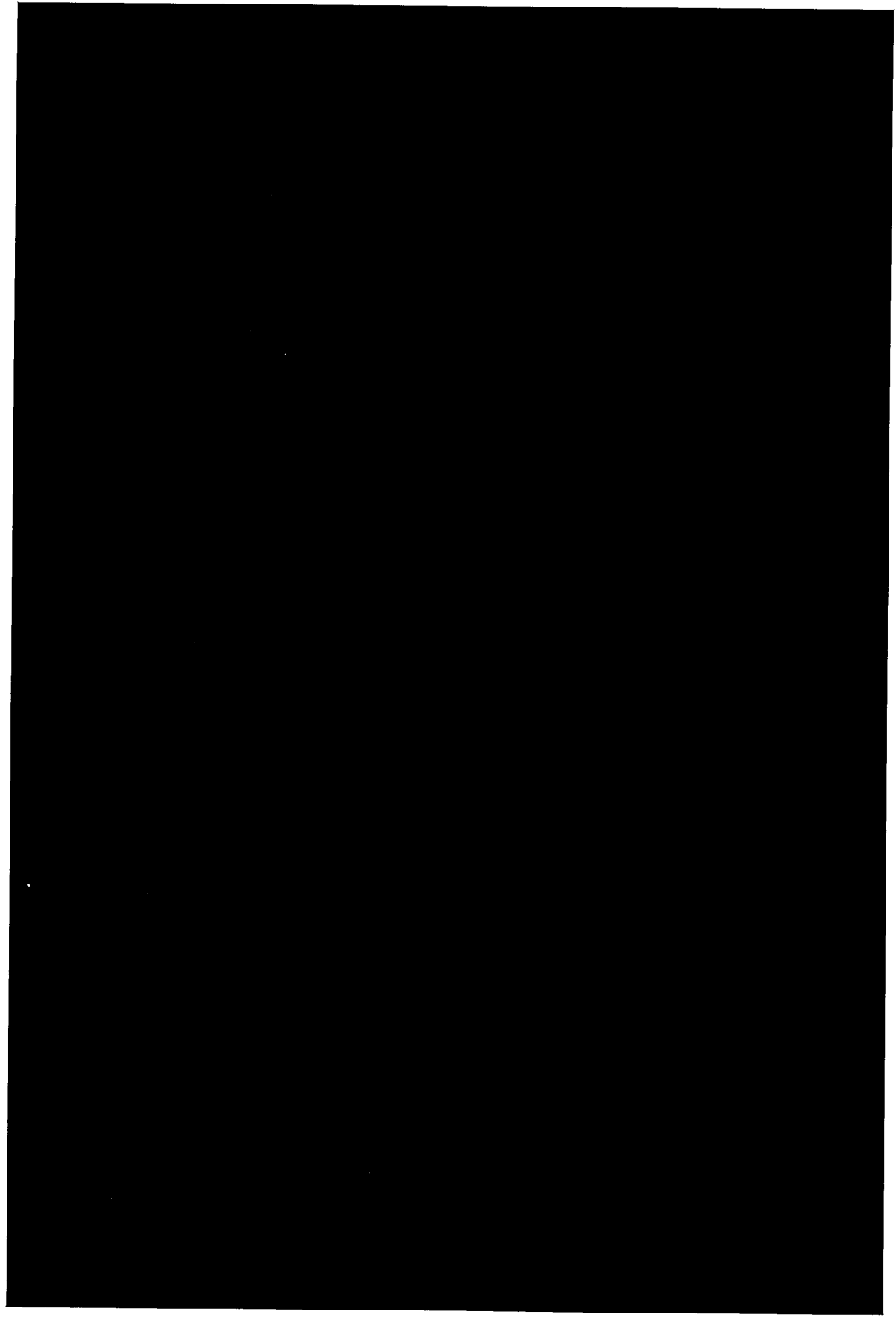
12/05/11内調内検討済み



12/05/11内調内検討済み

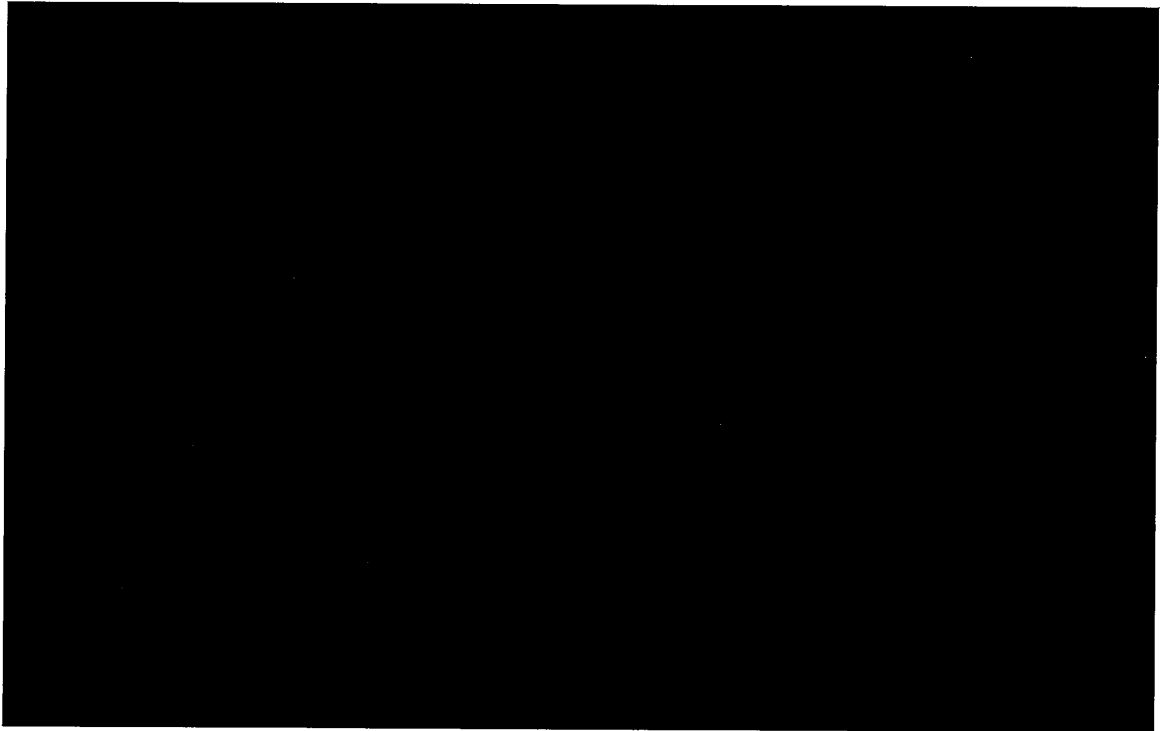


12/05/11内調内検討済み



12/05/11内調内検討済み

12/05/11内調内検討済み



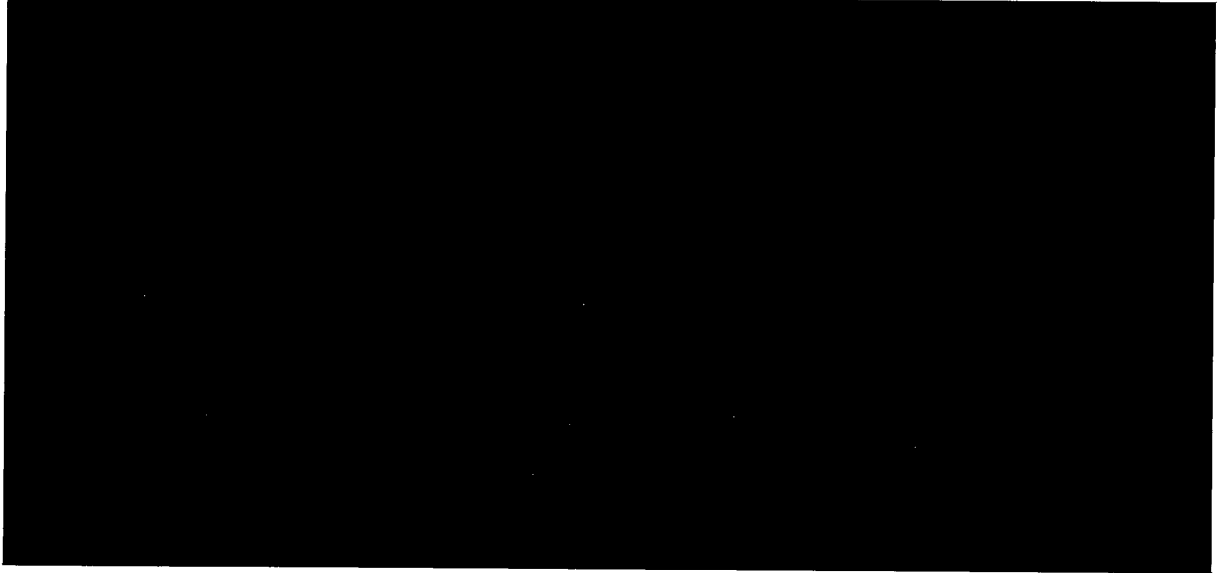
特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に関する一定の事項のうち特に秘匿することが必要なものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する適性評価の実施等の特別秘密の管理に関する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

12/05/11内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律案（仮称）の概要（案）

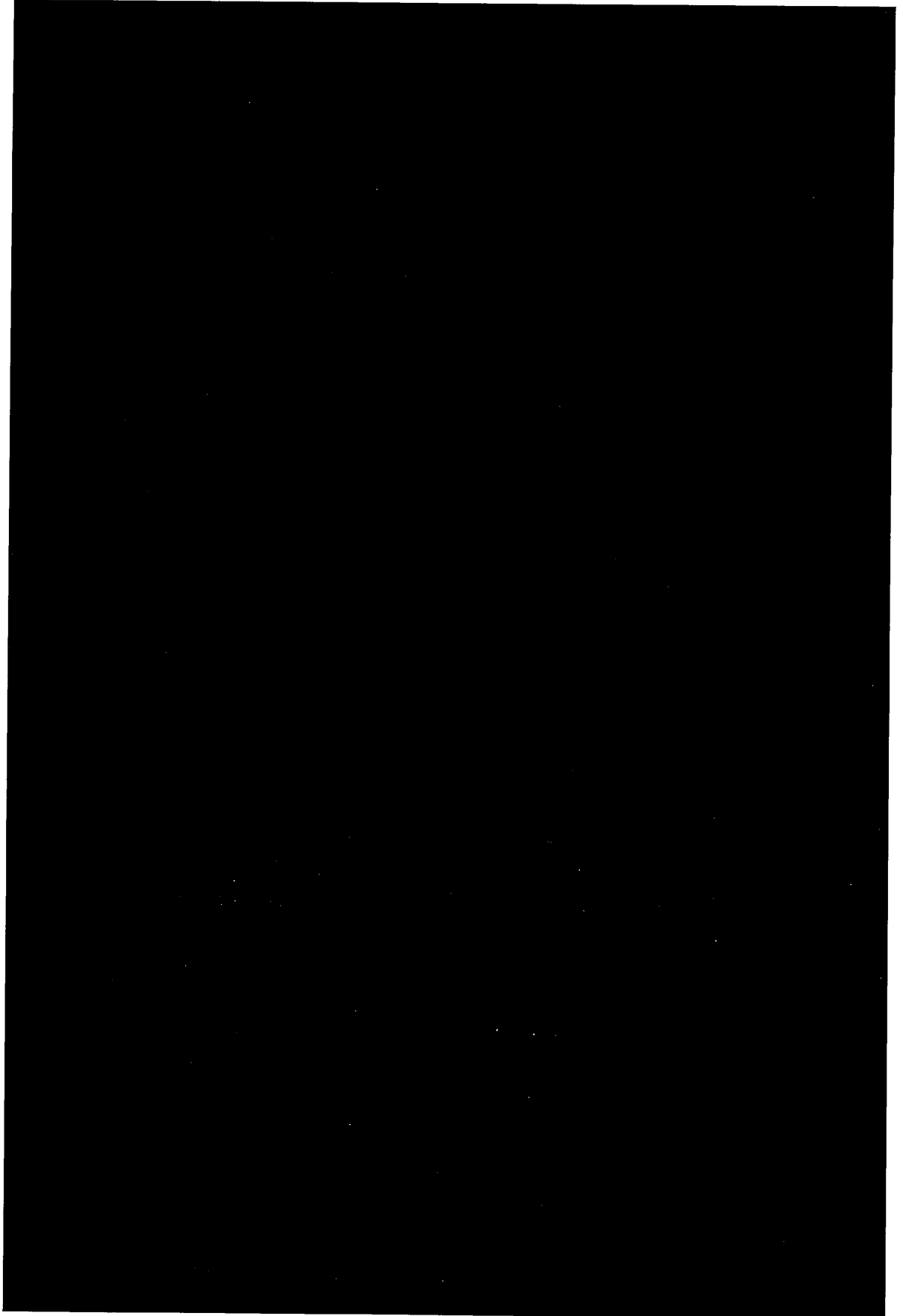
1 趣旨



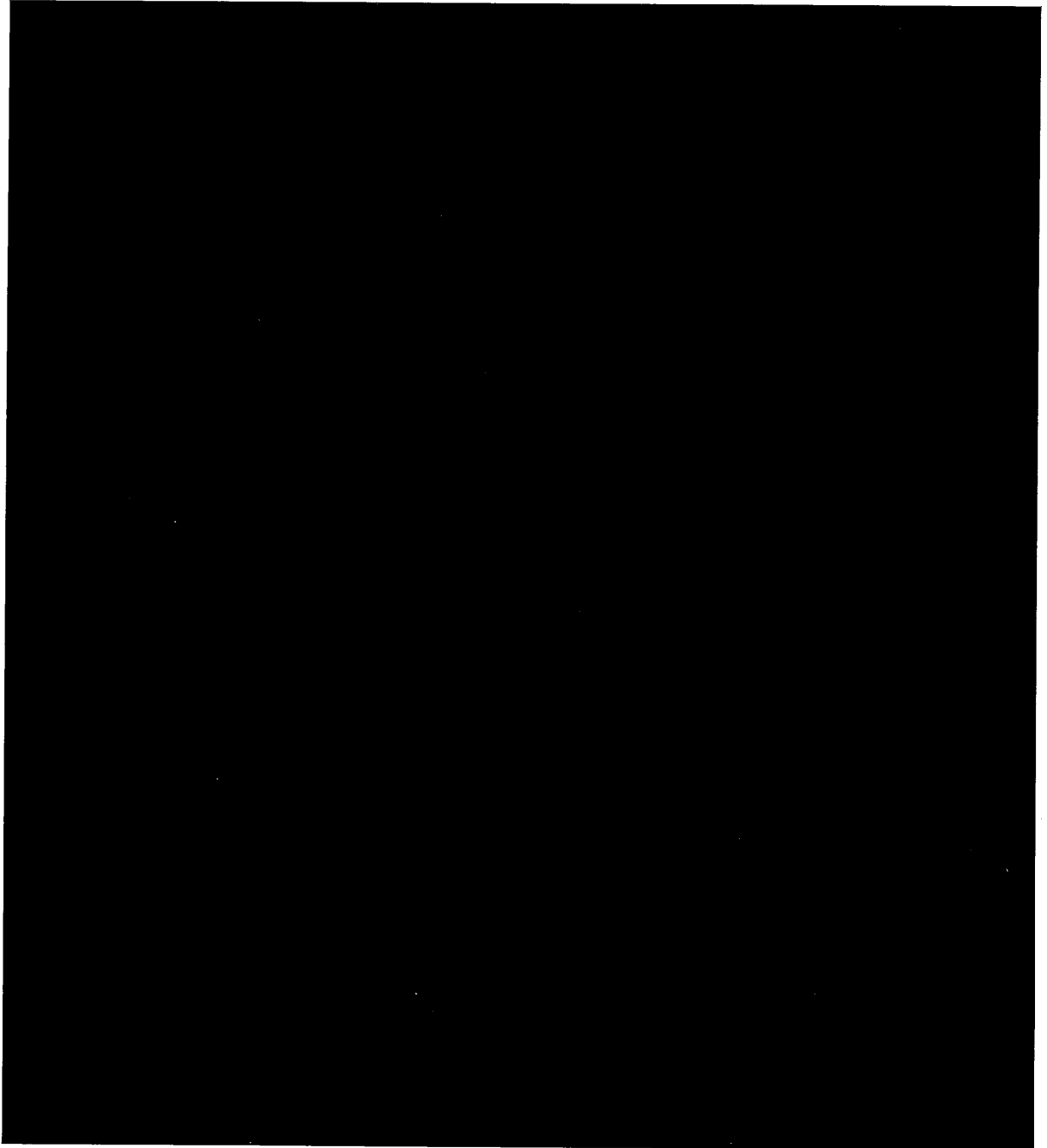
2 概要



12/05/11内調内検討済み



12/05/11内調内検討済み



特別秘密の保護に関する法律案（仮称）

【論点集】

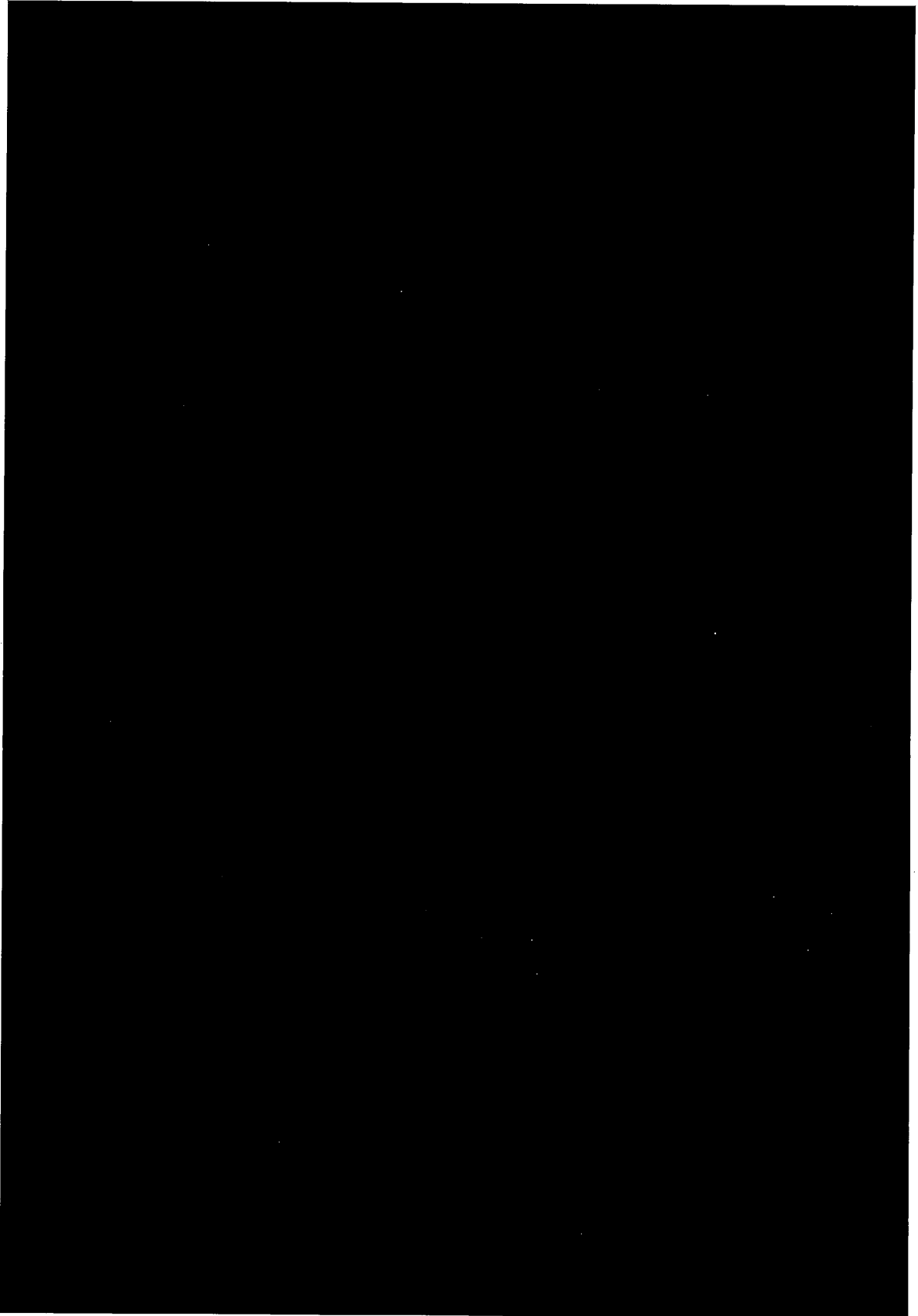
（案）

平成24年〇月
内閣官房

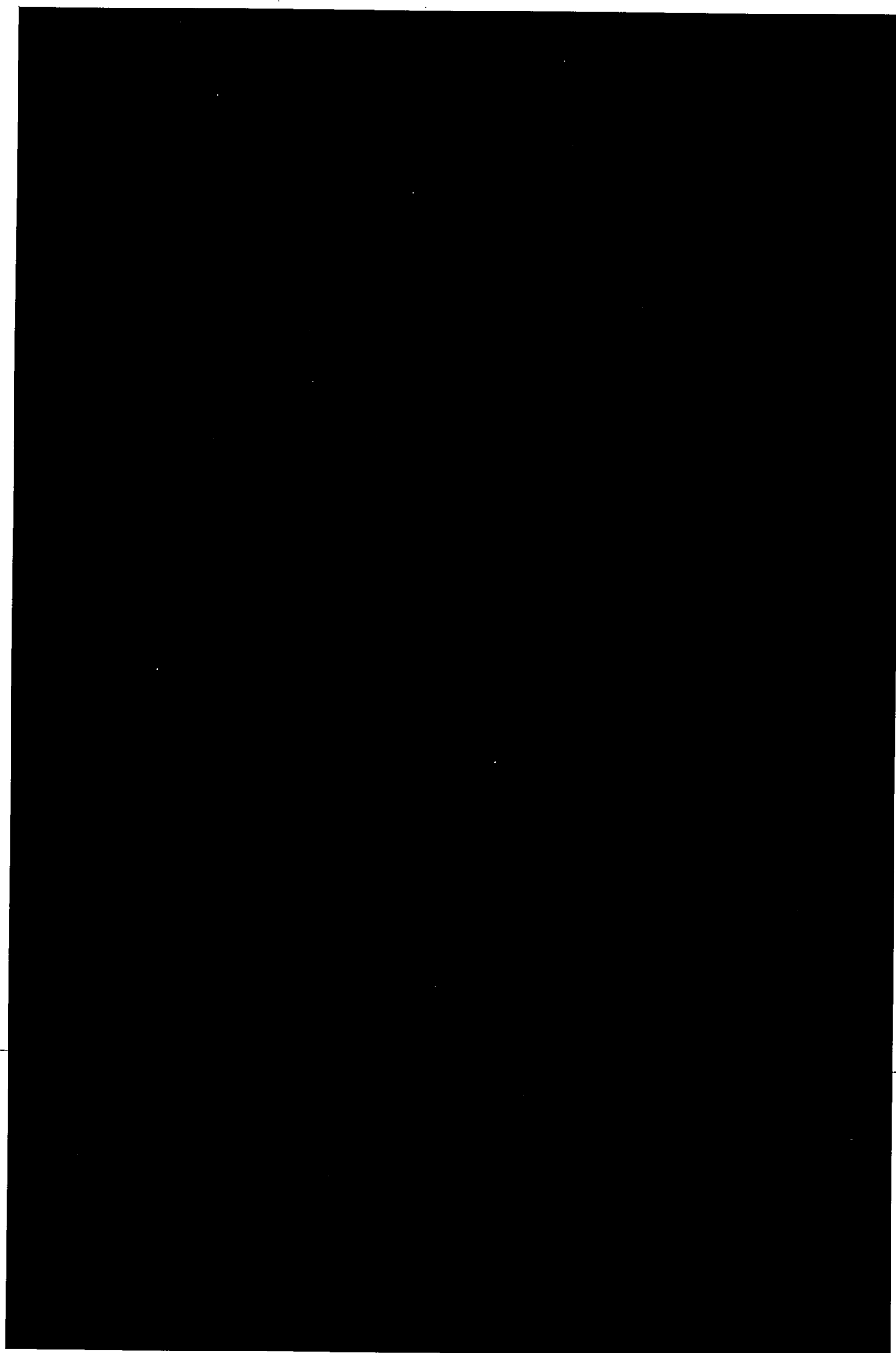
目次

1	論点	
	【論点1】秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について	01
	【論点2】	09
	【論点3】適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について	12
	【論点4】適性評価と法の下の平等との関係について	15
	【論点5】刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について	18
	【論点6】漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材 の自由との関係について	20
2	参考資料	
	○ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧	22
	○ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続	26
	○ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則	28

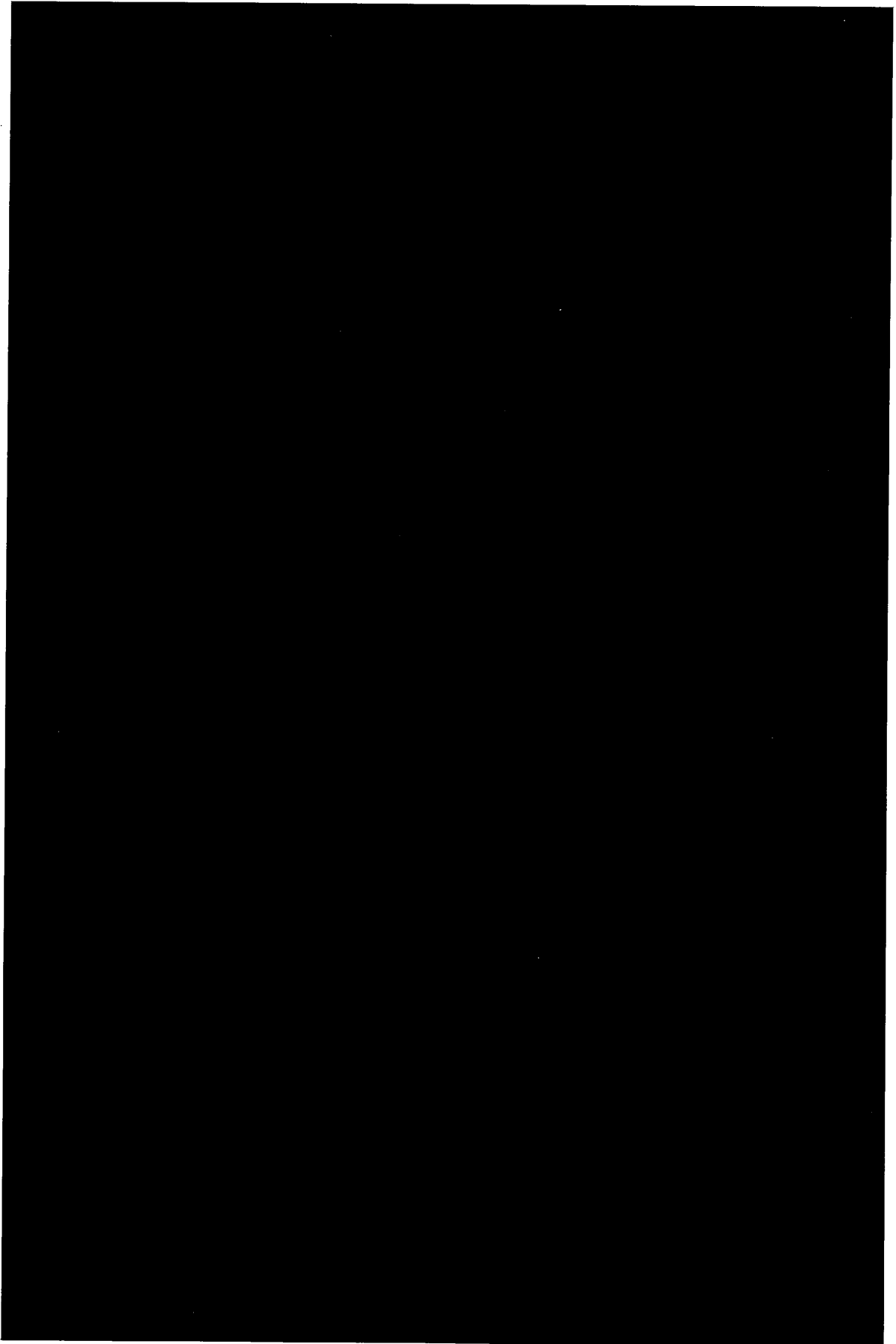
秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について（案）



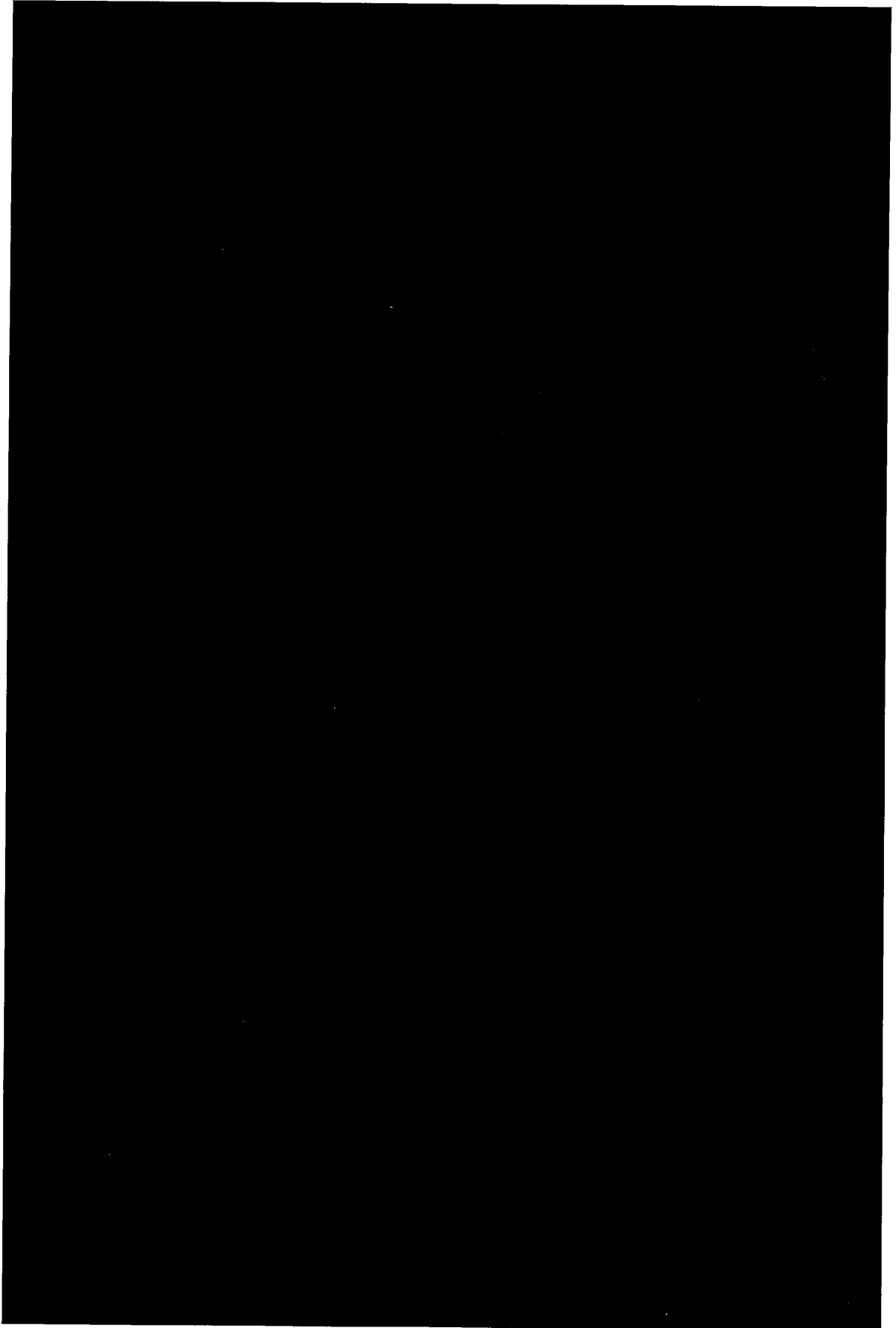
12/05/11内調内検討済み



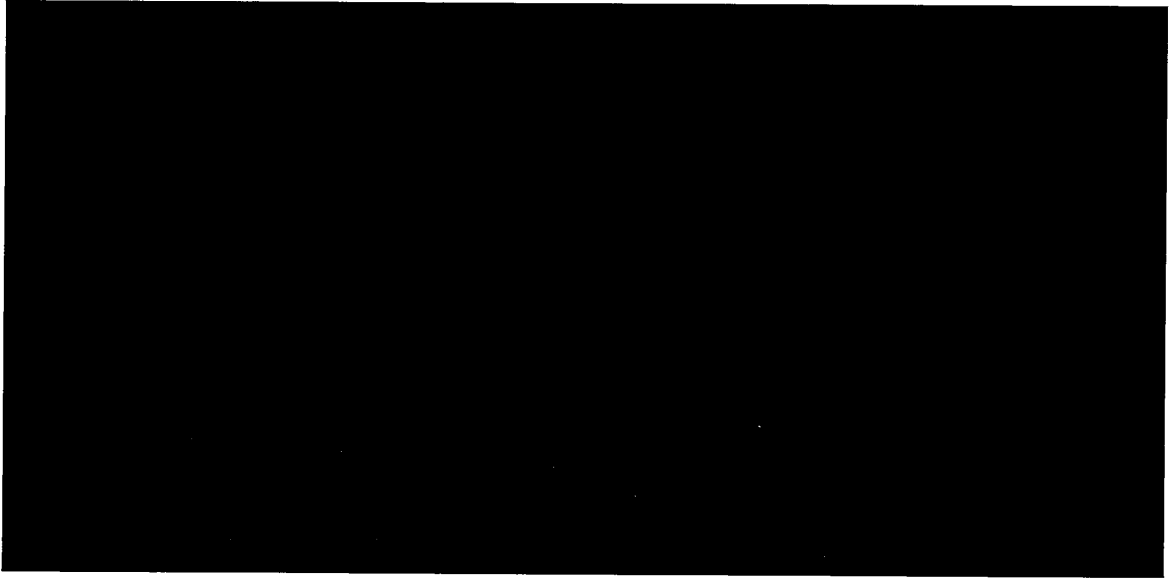
12/05/11内調内検討済み



12/05/11内調内検討済み



12/05/11内調内検討済み



【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	○ 自衛隊法違反 (懲役10月) ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	○ MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したもの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用 (起訴猶予処分)
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	○ MDA秘密保護法違反 (懲役2年6月猶予4年) ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	○ 国家公務員法違反 収賄 (起訴猶予処分) ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	○ 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) ○ 停職12か月 (辞職)
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年 7 月	- 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウイルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのID及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が流出したおそれがある。 - 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウイルスに感染した。 - 防衛大臣（当時）を含む参議院議員7人に「トロイの木馬」型のウイルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 - 総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウイルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年 8 月	- 三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウイルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 - 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウイルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年 9 月	- IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウイルスに感染したとされる。 9月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター1台がウイルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	- 複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 - 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

1 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（MDA秘密保護法）における区別

MDA秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

2 自衛隊法における区別

- (1) 自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の2第3項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

- (2) 他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

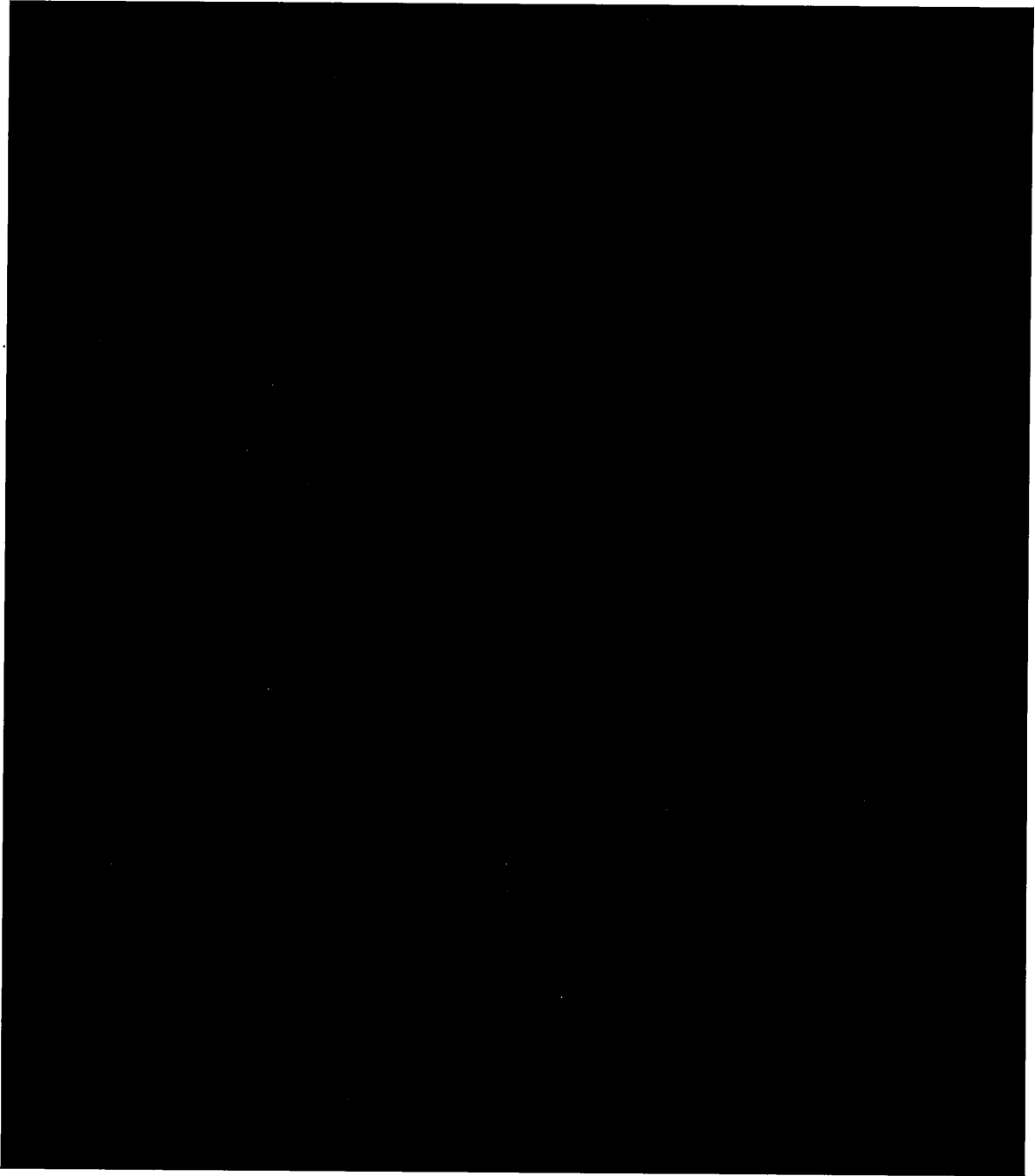
「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

[Redacted]

[Redacted]

*1

[Redacted]



*2

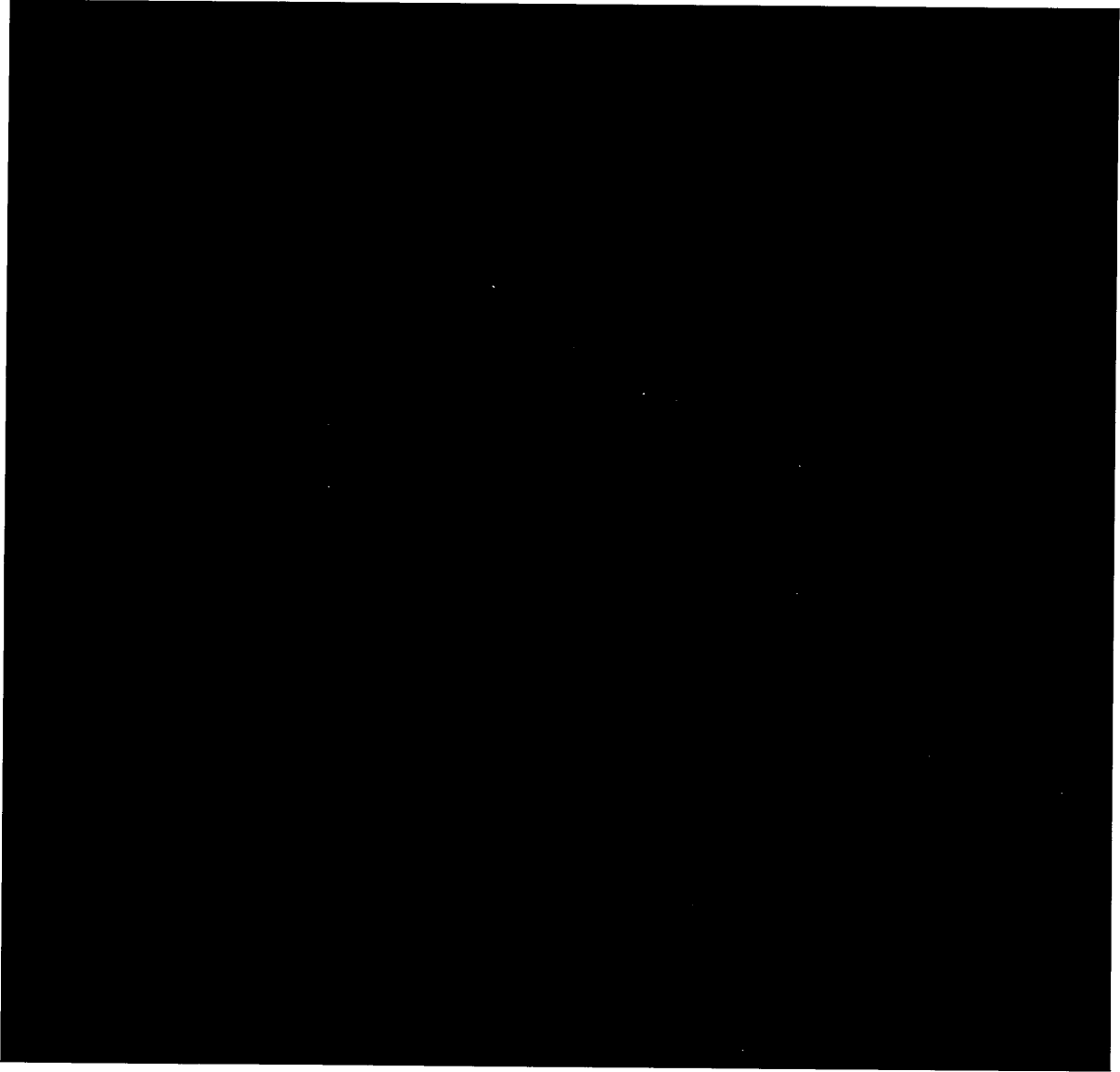
*3



【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条）が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
	国会職員法第19条			
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手続が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
	官吏服務紀律第4条			
	裁判所職員	○	○	
	裁判所職員臨時措置法			

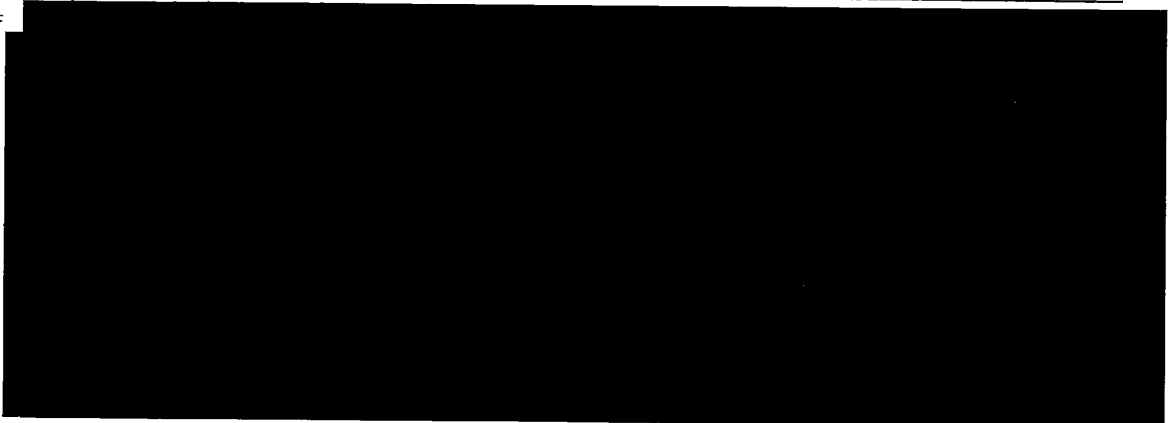
適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

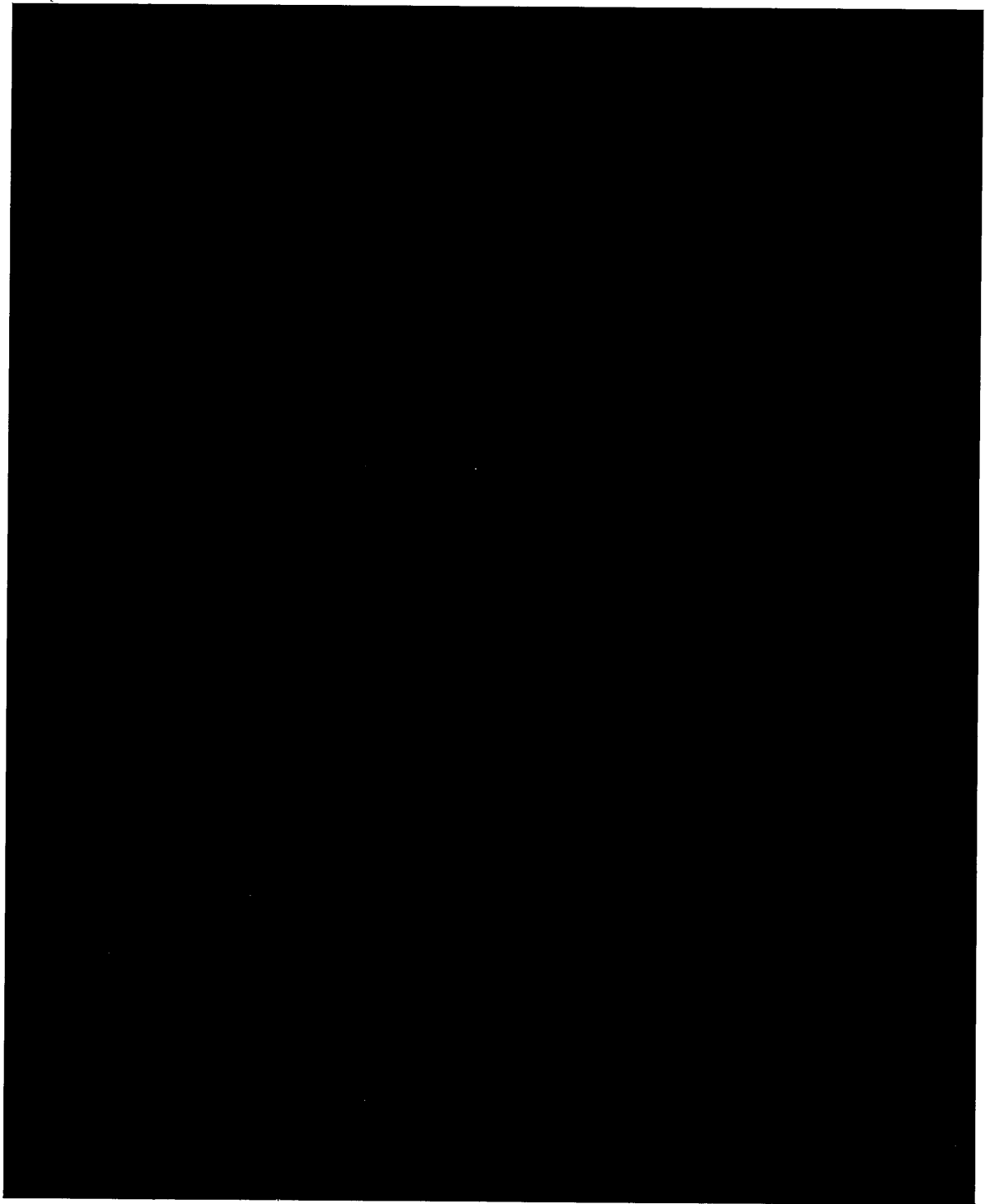


*4

*5

*6



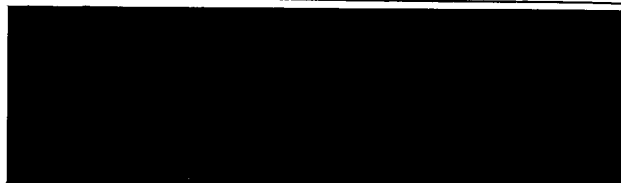


*7

*8

*9

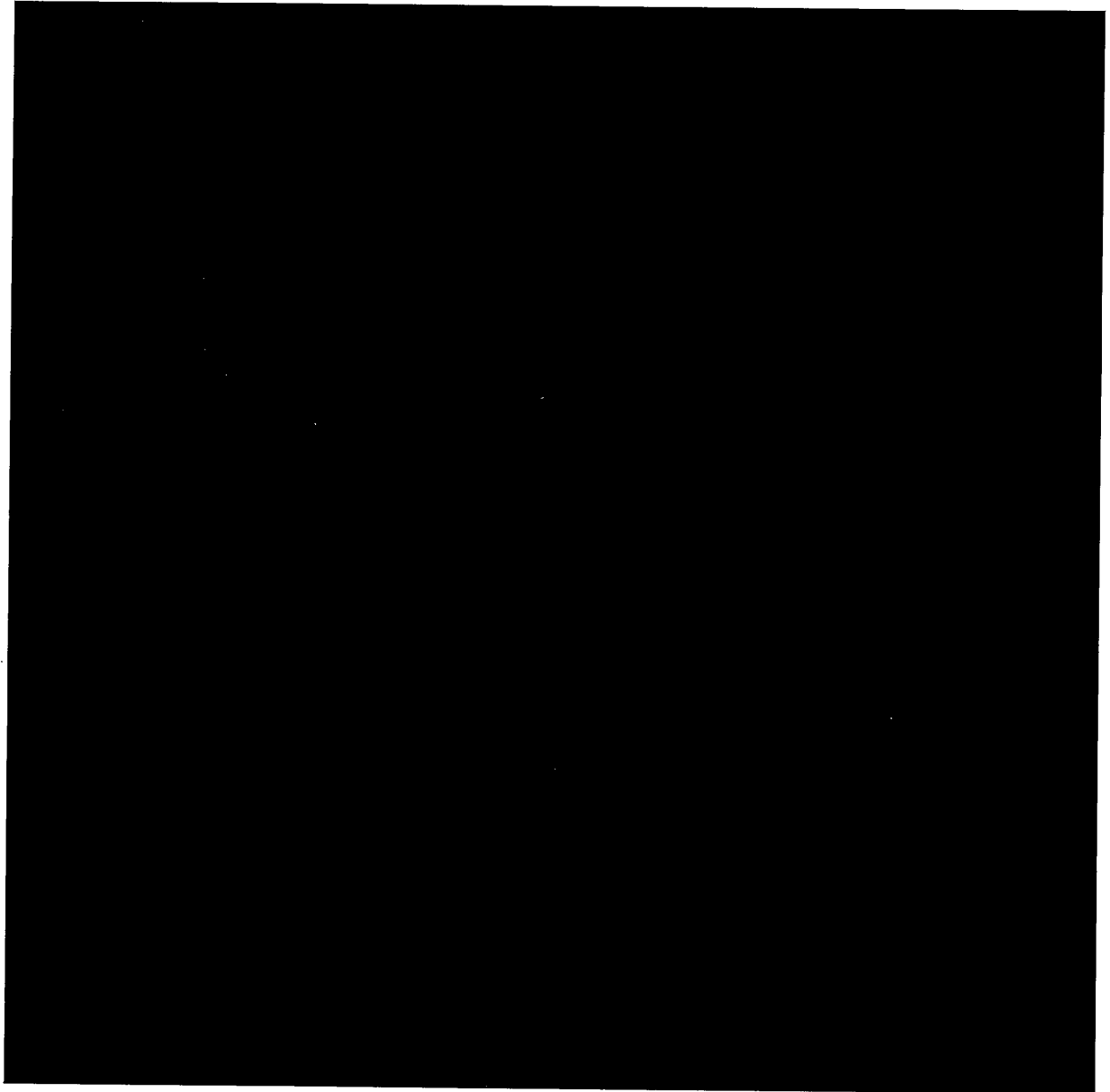
*10



12/05/11内調内検討済み



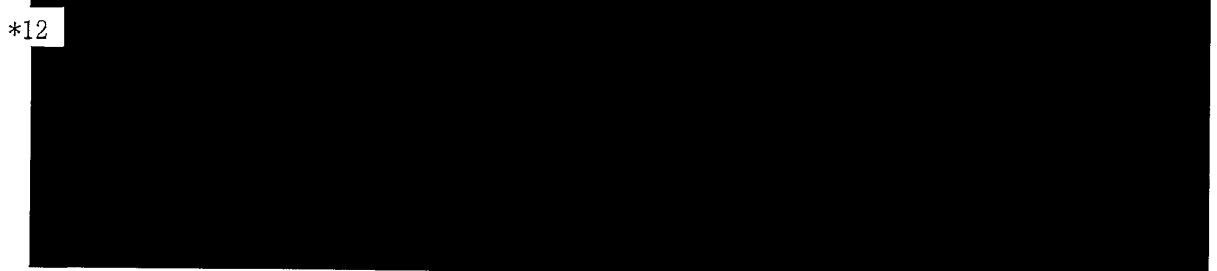
適性評価と法の下の平等との関係について（案）

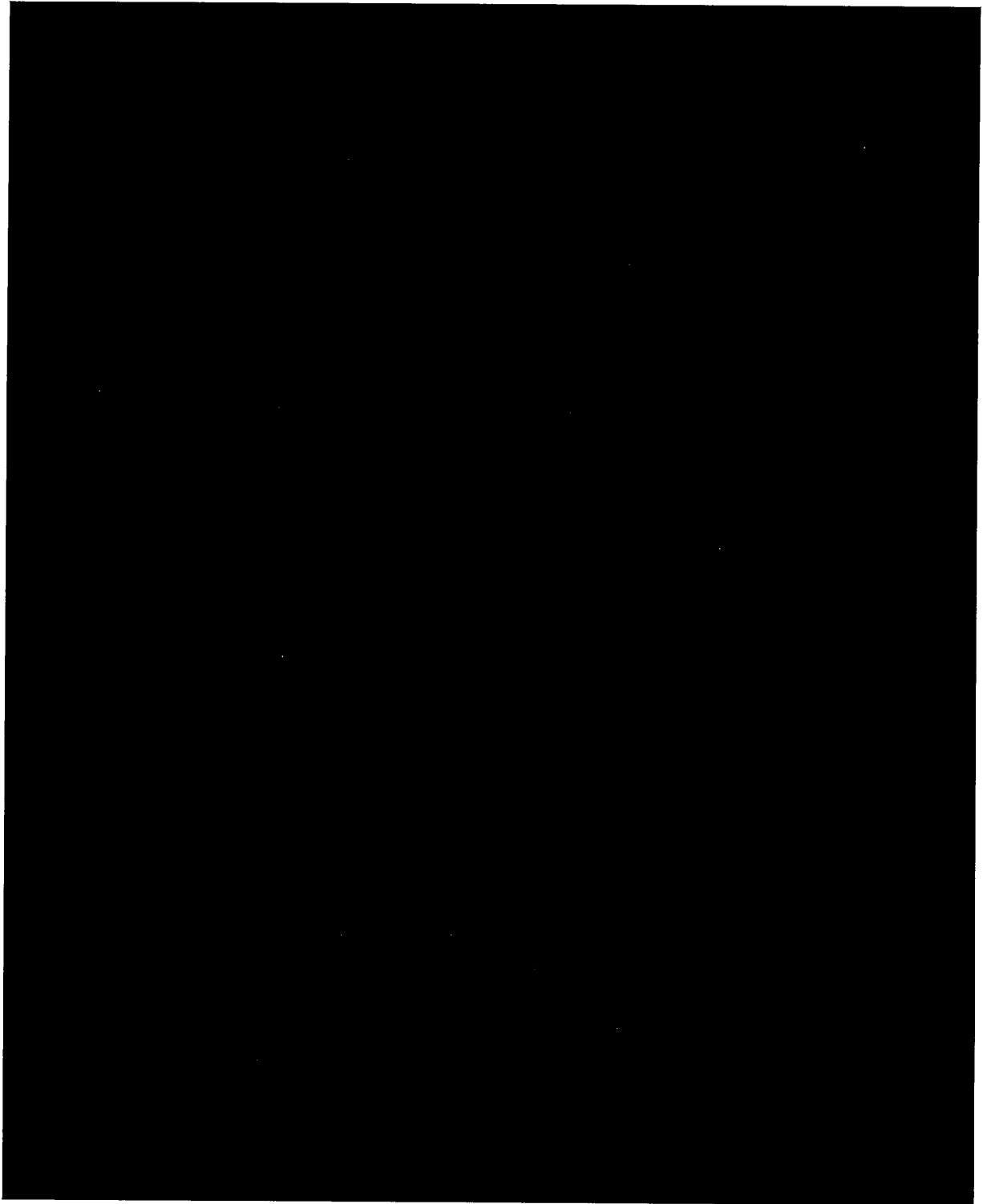


*11



*12





*13

*14

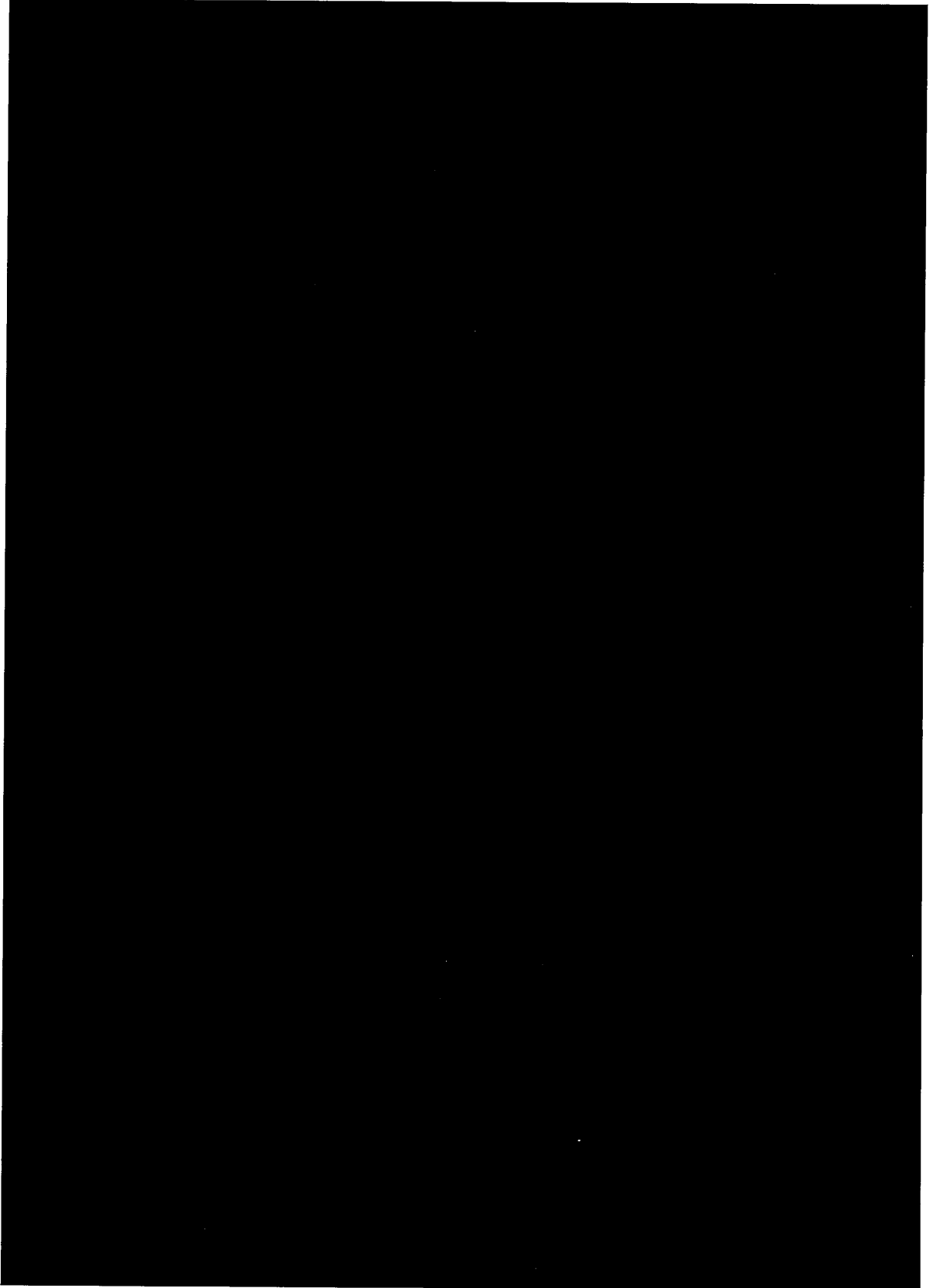
*15



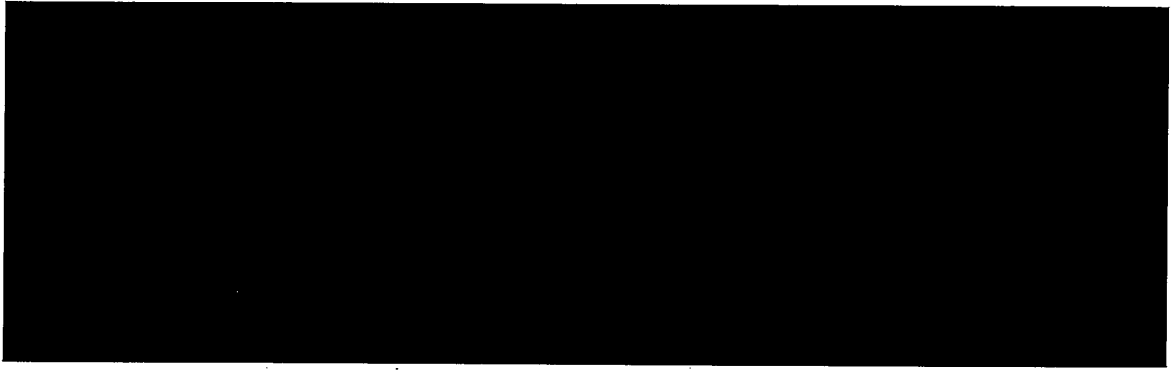
12/05/11内調内検討済み



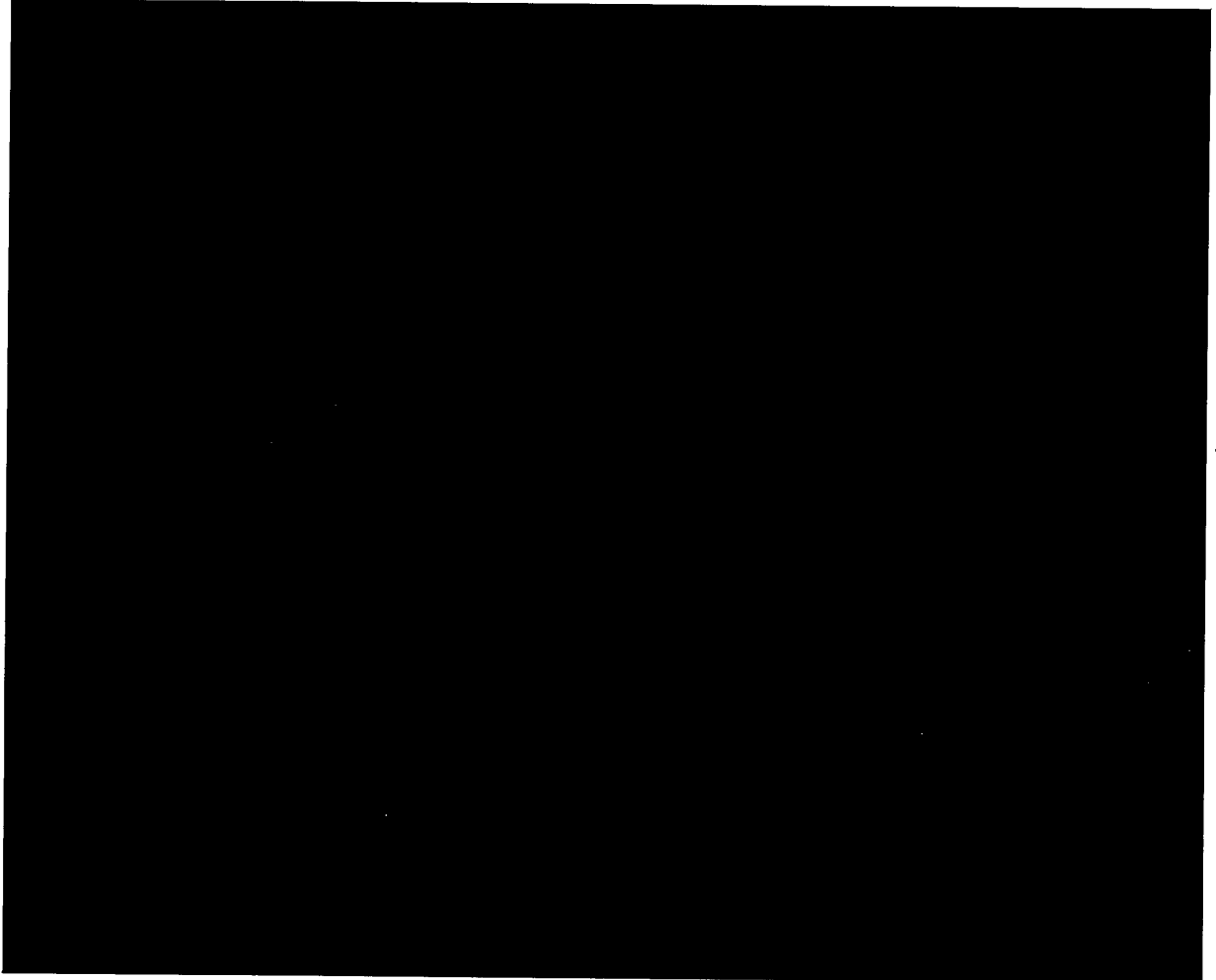
刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）



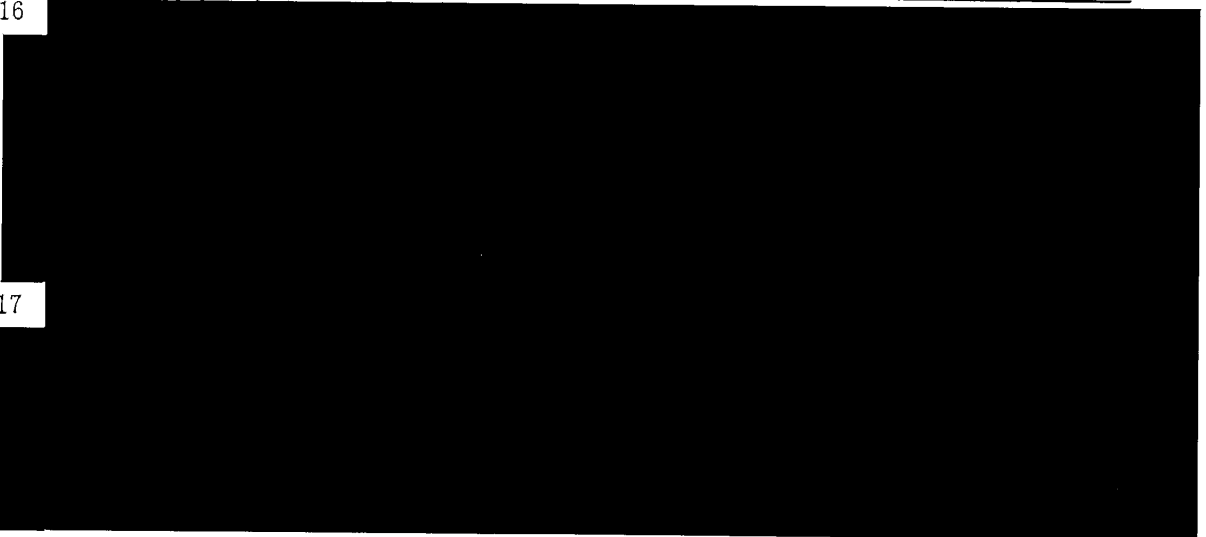
12/05/11内調内検討済み



漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との
関係について（案）

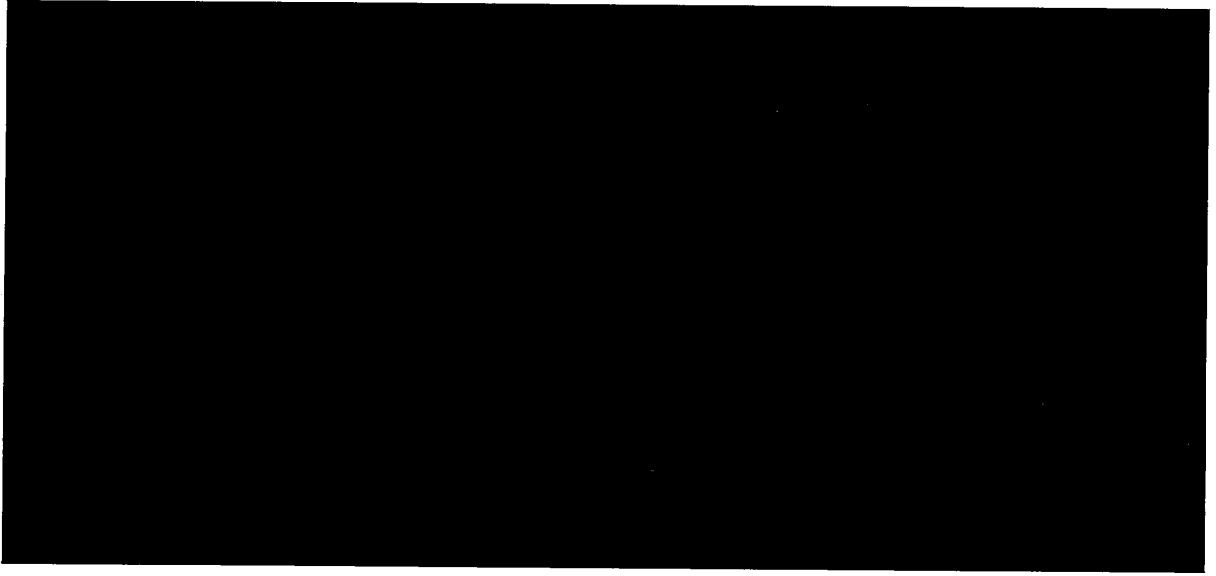


*16



*17

12/05/11内調内検討済み



○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別		根拠法	条文	法定刑
一般職国家公務員		国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
1. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:有	特命全権大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	内閣総理大臣	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	國務大臣	官吏服務紀律 國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)

種別	根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	内閣官房副長官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8) (規定なし)
	副大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8) (規定なし)
	大臣政務官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8) (規定なし)
	内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項 (規定なし)
	人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項 (規定なし)
	会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項 (規定なし)
	宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項 (規定なし)
	侍従長	官吏服務紀律	4条1項 (規定なし)
	侍従	官吏服務紀律	4条1項 (規定なし)
	東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1 (規定なし)
	式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1 (規定なし)
	侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1 (規定なし)
	宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1 (規定なし)
	皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1 (規定なし)
	女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1 (規定なし)
	侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1 (規定なし)
	東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1 (規定なし)
	東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1 (規定なし)
	東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1 (規定なし)
	宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1 (規定なし)

12/05/11内調内検討済み

種別	根拠法	条文	法定刑
侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
裁判官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣危機管理監	内閣法 国家公務員法	内閣法15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣官房副長官補	内閣法 国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣広報官	内閣法 国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣情報官	内閣法 国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣補佐官	内閣法 国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
国家公安委員会委員	警察法 国家公務員法	警察法10条1項 国家公務員法100条1項	(規定なし)
原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条	(規定なし)
宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条	(規定なし)
原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条	(規定なし)
国会職員	国会職員法	19条	(規定なし)
運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項	(規定なし)
総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項	(規定なし)
再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12第1項	(規定なし)
証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項	(規定なし)
公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6第1項	(規定なし)
食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項	(規定なし)
公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項	(規定なし)

2. 特別職国家公務員
【守秘義務】:有
【罰則】:無

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9第13項	(規定なし)
	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条1項	(規定なし)
	運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
	土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
	電波監理審議会委員	電波法 国家公務員法	電波法99条の4 国家公務員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無 【罰則】:無	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
4. その他	国会議員の秘書	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	(一般職) 地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官吏服務紀律(明治20年勅令第39号)

国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範(平成13年1月6日閣議決定)

○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)及びその配偶者	秘密を取り扱う者(本人)
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣(閣外大臣及び政務次官を含む。)	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	5年	7年(初回は5年)	10年(5年目に調査票を再提出)	最長5年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))出生地、社会保障番号、身体的特徴等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 暴力的な政府転覆活動・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与 ・ 外国渡航歴・活動歴 ・ 逮捕歴 ・ 信用状態 ・ 民事訴訟歴 ・ 薬物・アルコールの影響・通院歴 ・ 精神の問題に係る通院歴 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等)の連絡先 ・ 過去の適性評価記録	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、旅券番号等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 議会制民主主義の転覆・弱体化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与 ・ 外国居住歴 ・ 犯罪歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態 ・ 薬物・アルコールの影響 ・ 精神疾患等の状態 ・ 雇用主の人定事項 ・ 本人をよく知る者の連絡先	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、身分証明書番号等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与 ・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴 ・ 継続中の刑事・懲戒手続 ・ 信用状態 ・ 強制執行措置歴 ・ 本人をよく知る者の連絡先 ・ 過去の適性評価	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))、出生地、身分証明書番号等) ・ 学業レベル(学位、外国語能力等) ・ 職歴 ・ 外国渡航歴

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査票の主な記入事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号等） ・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等） ・ 外国居住歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態等	○ 配偶者に関するもの（配偶者が記入） ・ 本人と同様の事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 本人と同様の事項
	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族に関するもの（本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）
同意の取得	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。	・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。
プロセス及び手法	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出 ・ 本人及び配偶者それぞれへの面接（必要な場合） ・ 公私の団体への照会 ・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取
結果の通知	・ 本人に通知する。	・ 本人に通知する。	・ 適性を認めない場合、本人に通知する。	・ 本人に通知する。
理由の通知	・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。	・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。	※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。	不明

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
目的等による故意の加重漏えい型	・ 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい ・ 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 ・ 米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい 【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 ・ 米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらし外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・ 国の治安・利益を損なう目的による、<u>敵に有用な情報</u>の漏えい 【3年以上14年以下の自由刑】	・ ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、<u>国家機密</u>（※1）の外国勢力への漏えい 【1年以上の自由刑（犯情の特に重い事案（※2）では、無期又は5年以上の自由刑）】 ※1 「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。 ※2 「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①<u>国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位を濫用したとき</u>、又は②<u>その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき</u>、をいう。	・ <u>国民の基本的利益</u>（※3）に関する情報の外国勢力への漏えい 【15年以下の自由刑及び罰金】 ※3 「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周囲の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。
	・ 国防情報の漏えい ・ 米国・外国政府の暗号等の漏えい ・ <u>秘密情報システムを特定する秘密情報にアクセスする権限がある者による、当該情報の漏えい</u> ・ 行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した<u>安全保障に関する秘密情報</u>の外国政府への漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・ 防諜・諜報職員による<u>防諜・諜報情報</u>の漏えい ・ 公務員又は政府と契約関係にある者による、①<u>防諜・諜報情報</u>、②<u>防衛情報</u>、③<u>国際関係情報</u>、④<u>犯罪を惹起する情報</u>、⑤<u>通信傍受に関する情報</u>の漏えい ・ 漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・ <u>国家機密</u>の漏えい 【6月以上5年以下の自由刑（犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑）】 ・ 公務員による<u>秘密</u>の漏えい 【5年以下の自由刑又は罰金】	・ 身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい 【7年以下の自由刑及び罰金】 ・ その他の者による国防上の秘密の漏えい 【5年以下の自由刑及び罰金】

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
過失犯	- 国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	- 公務員又は政府と契約関係にある者による秘密情報に関する注意懈怠 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	- 国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【5年以下の自由刑又は罰金】 - 公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【3年以下の自由刑又は罰金】 - 公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑又は罰金】	- 身分、職業によって、又は職務若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい 【3年以下の自由刑及び罰金】
目的による加重類型 取得	- 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 - 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得 - 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	- 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 - 国の治安・利益を損なう目的による、禁止区域（※4）への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在 【3年以上14年以下の自由刑】 ※4 国が所有する軍事関連施設等	- 漏えいするための国家機密の取得 【1年以上10年以下の自由刑】	- 国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集 【10年以下の自由刑及び罰金】
	- 違法に取得された国防情報の取得又は受領 - 安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】			- 国防上の秘密の取得 - 国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り 【5年以下の自由刑及び罰金】

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

下線部：公務員等の身分要件

下線部：取得の手段を特定しているもの

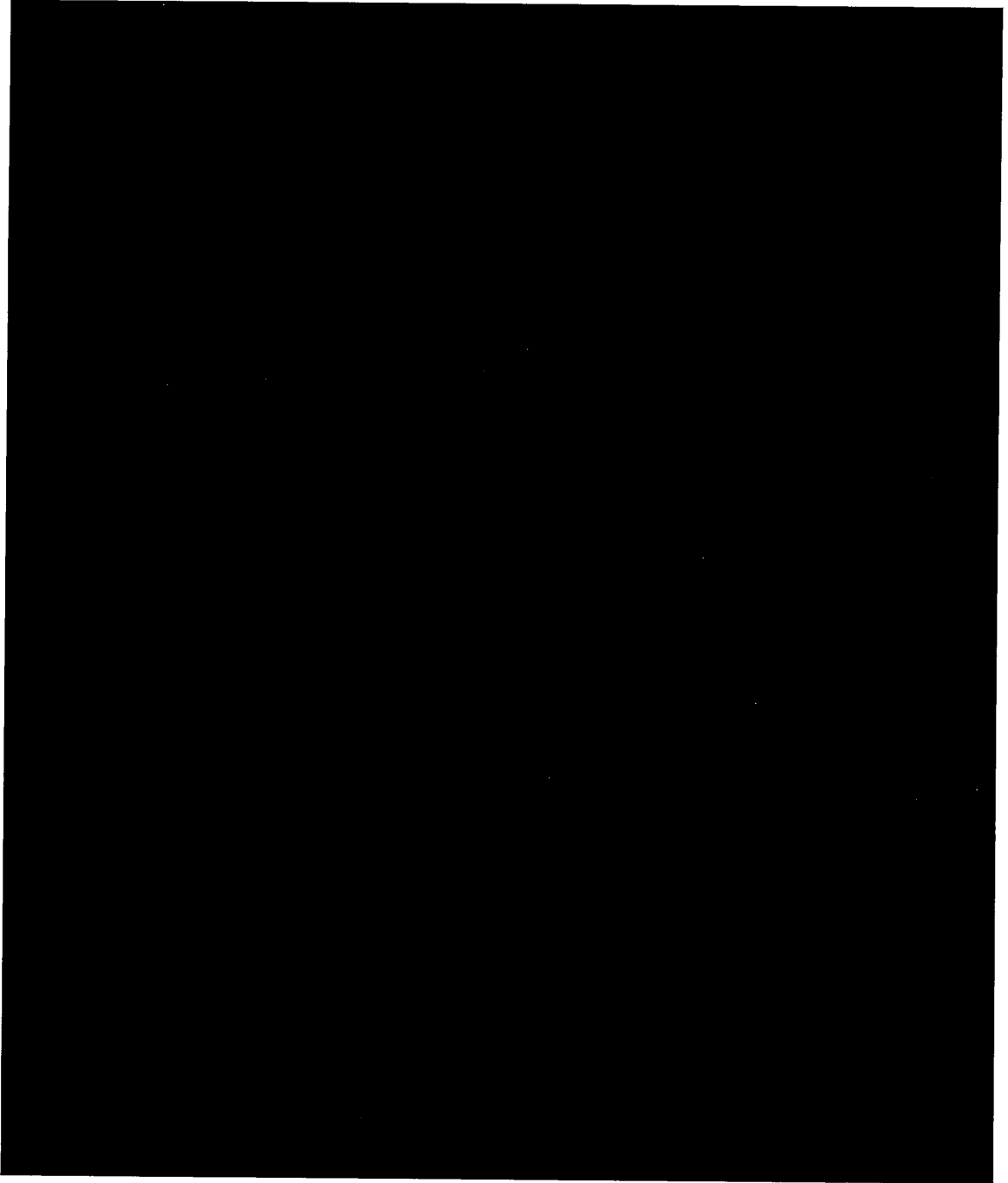
12/05/11 内調内検討済み

特別秘密の保護に関する法律（仮称）に基づく適性評価
調査票（イメージ）

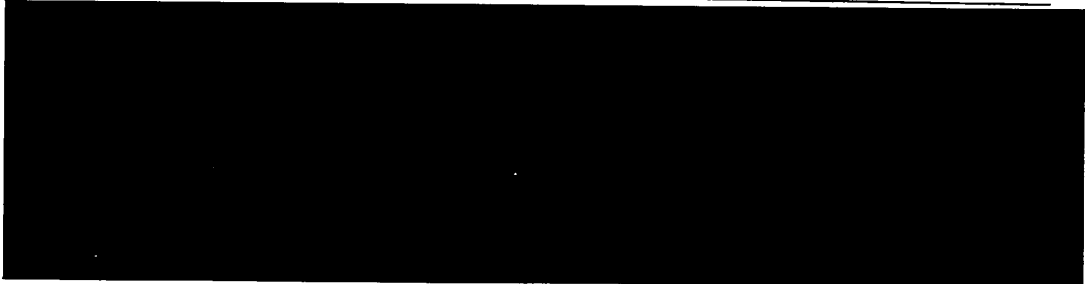
○ ○ 省

12/05/11 内調内検討済み

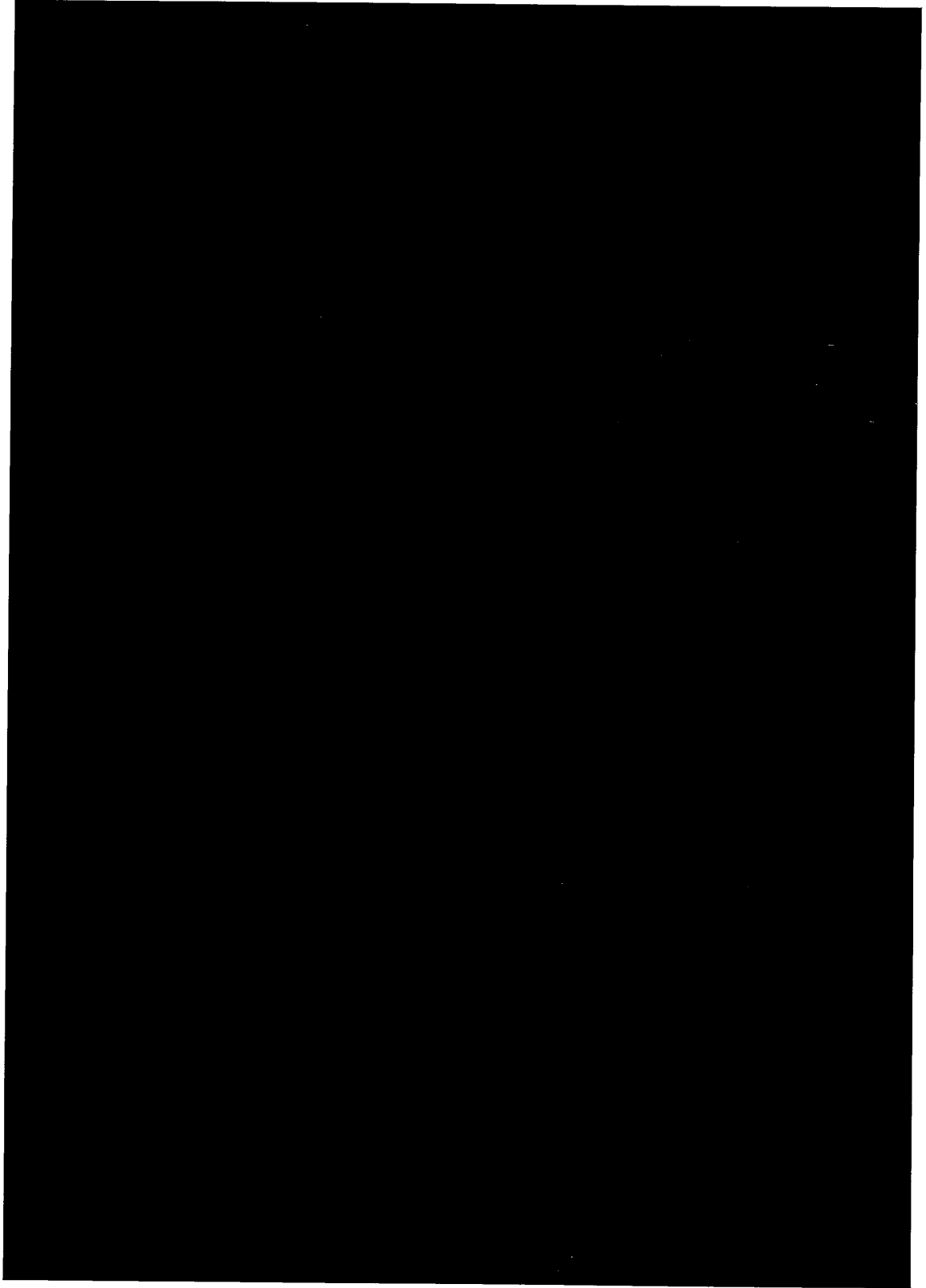
適性評価調査票



*1



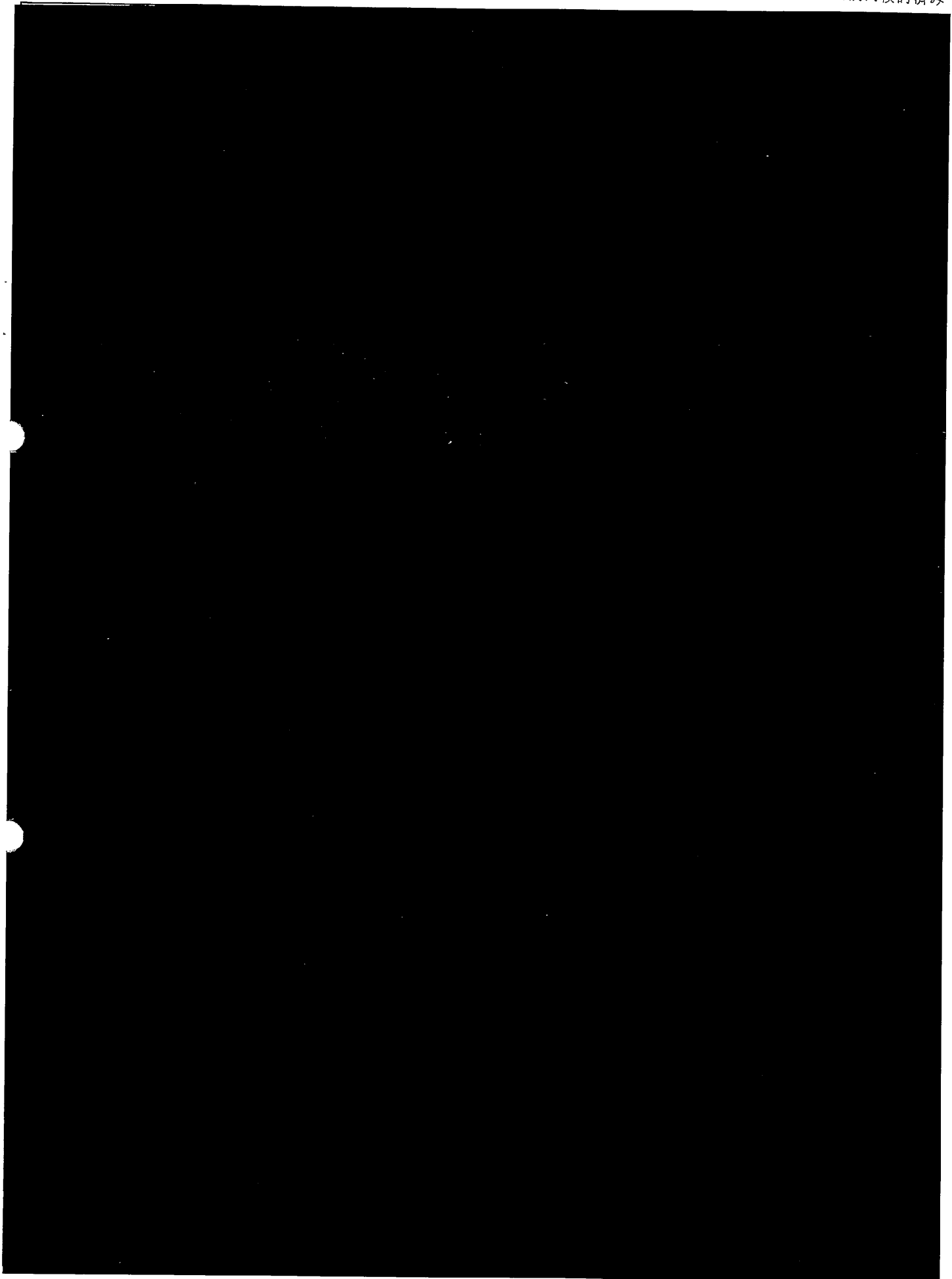
12/05/11 内調内検討済み

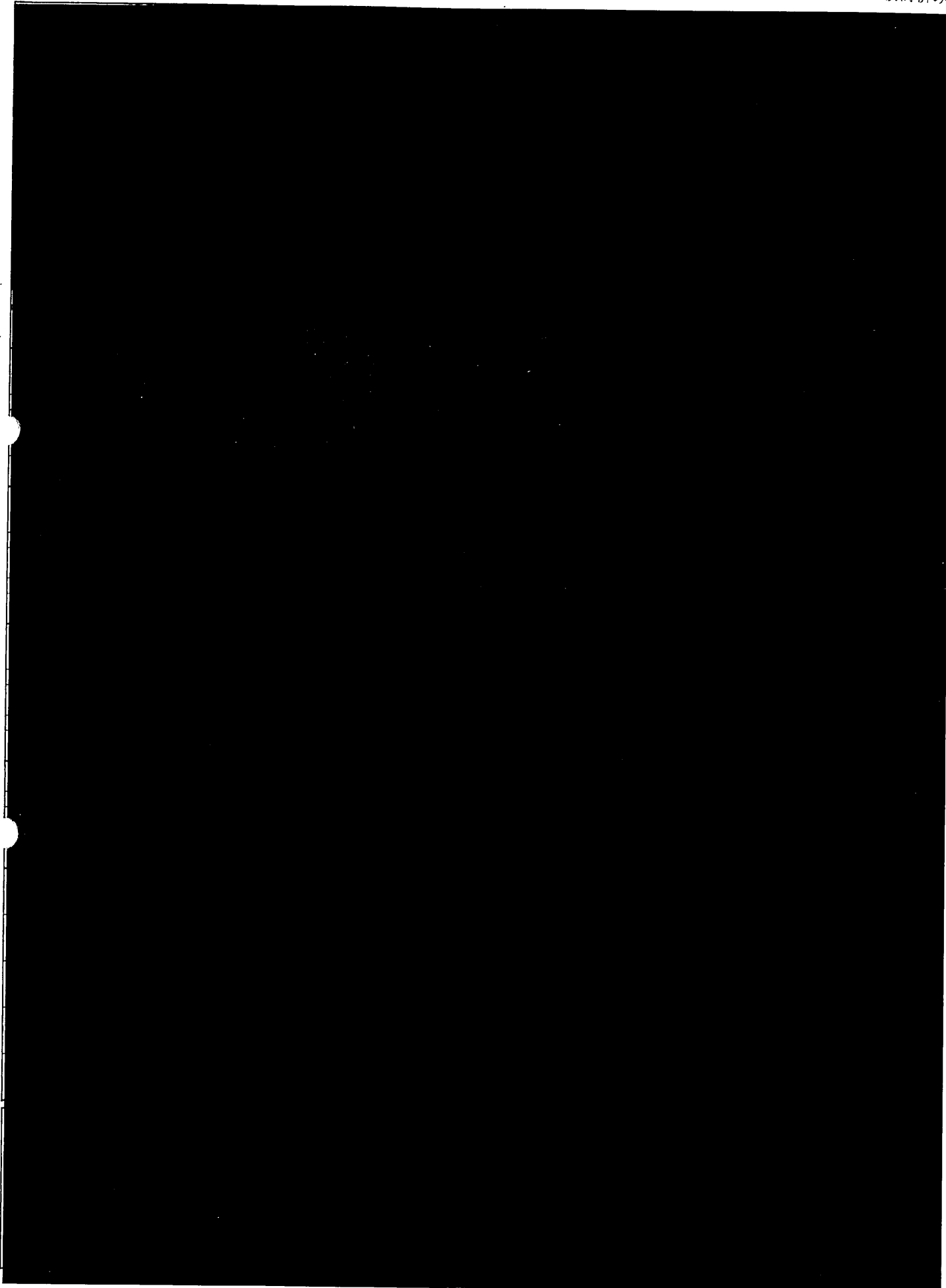


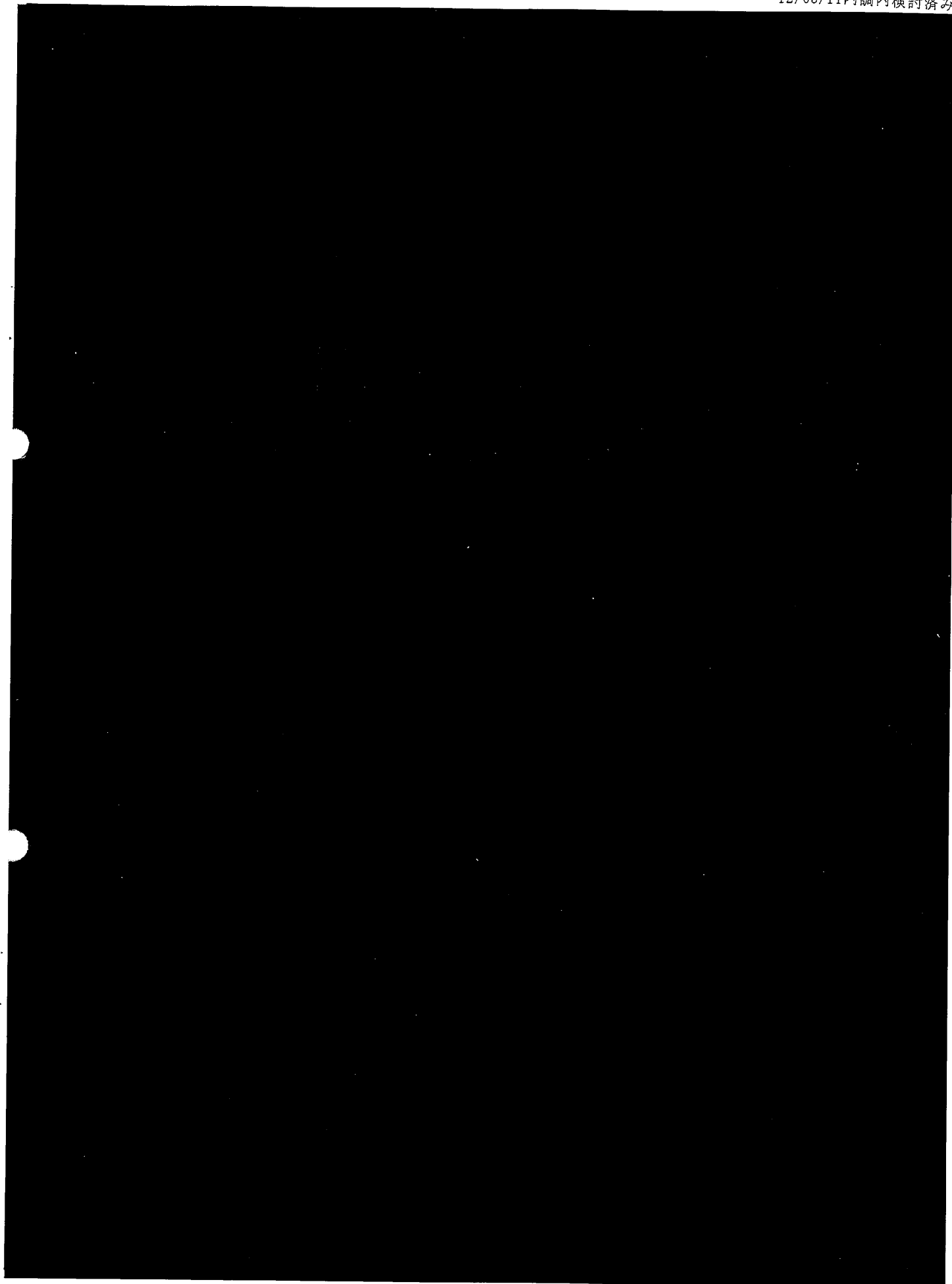
*1

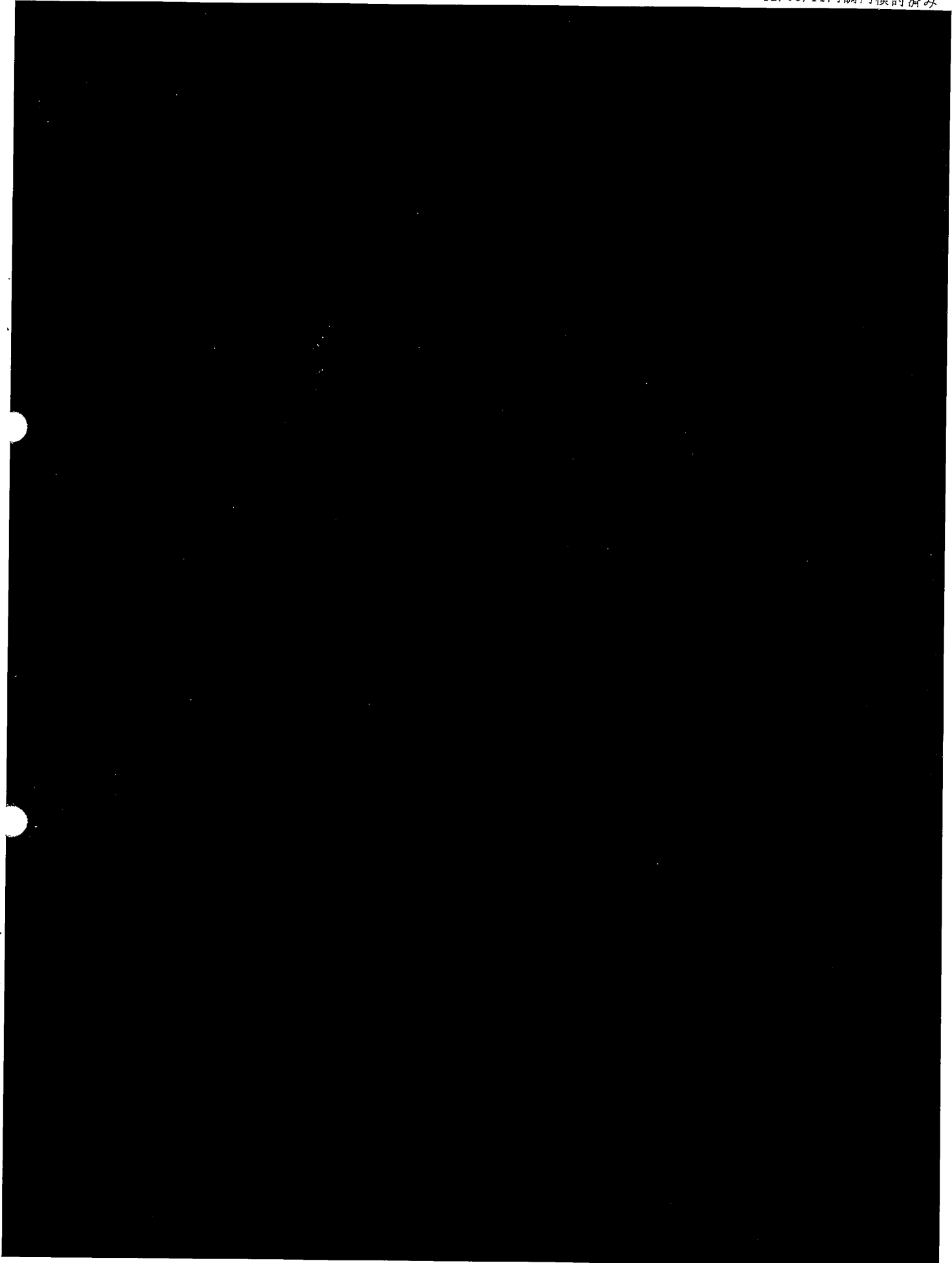


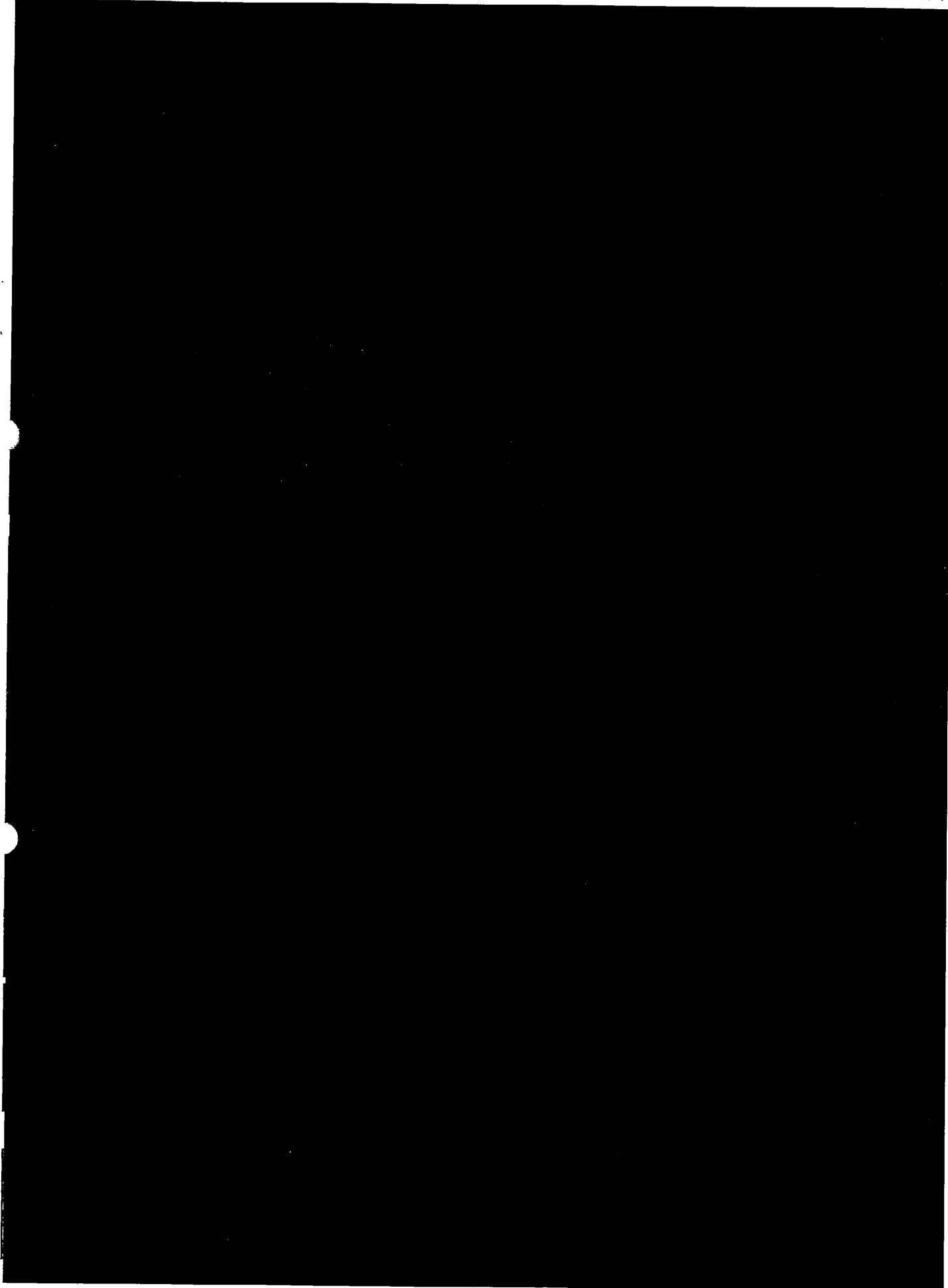






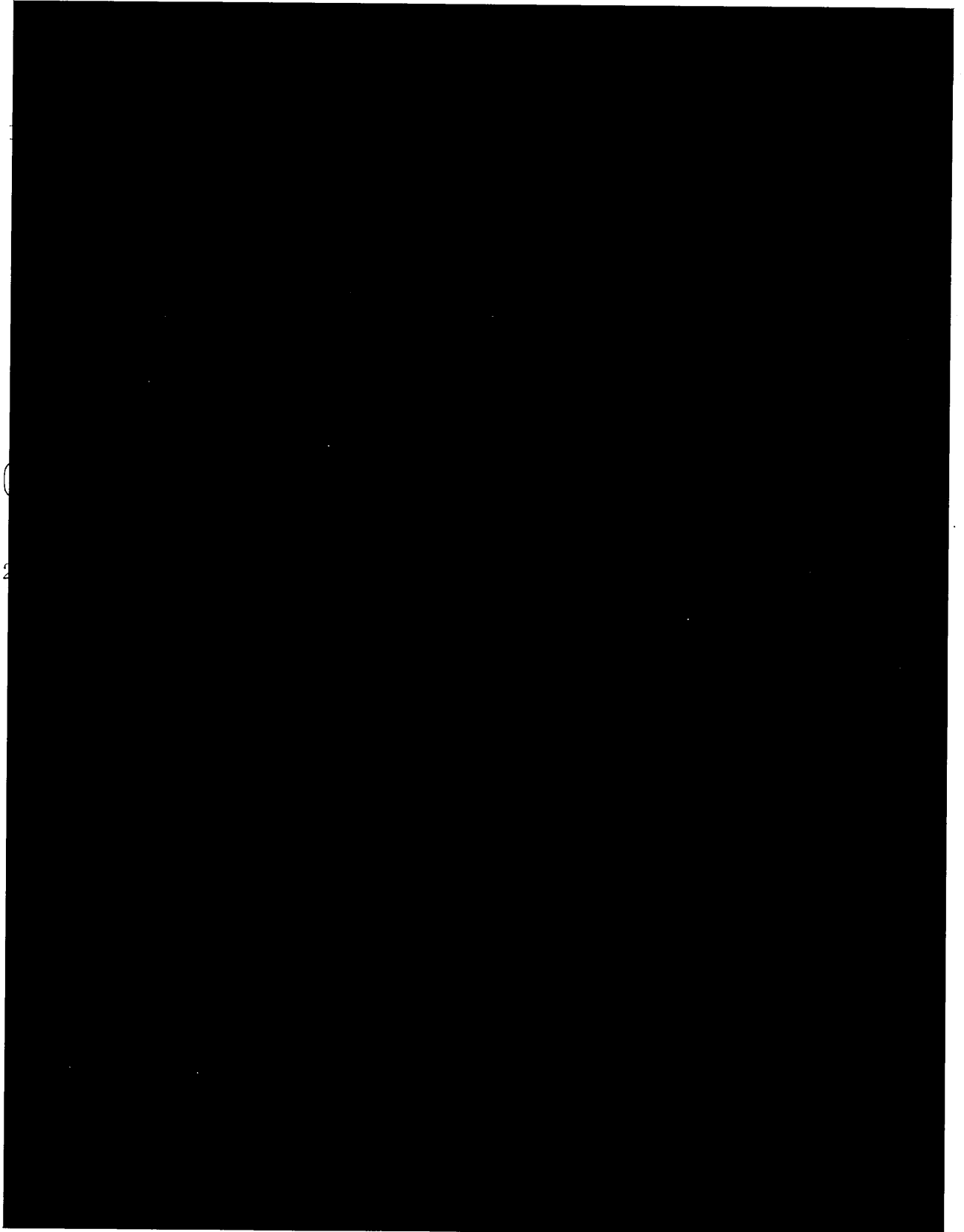






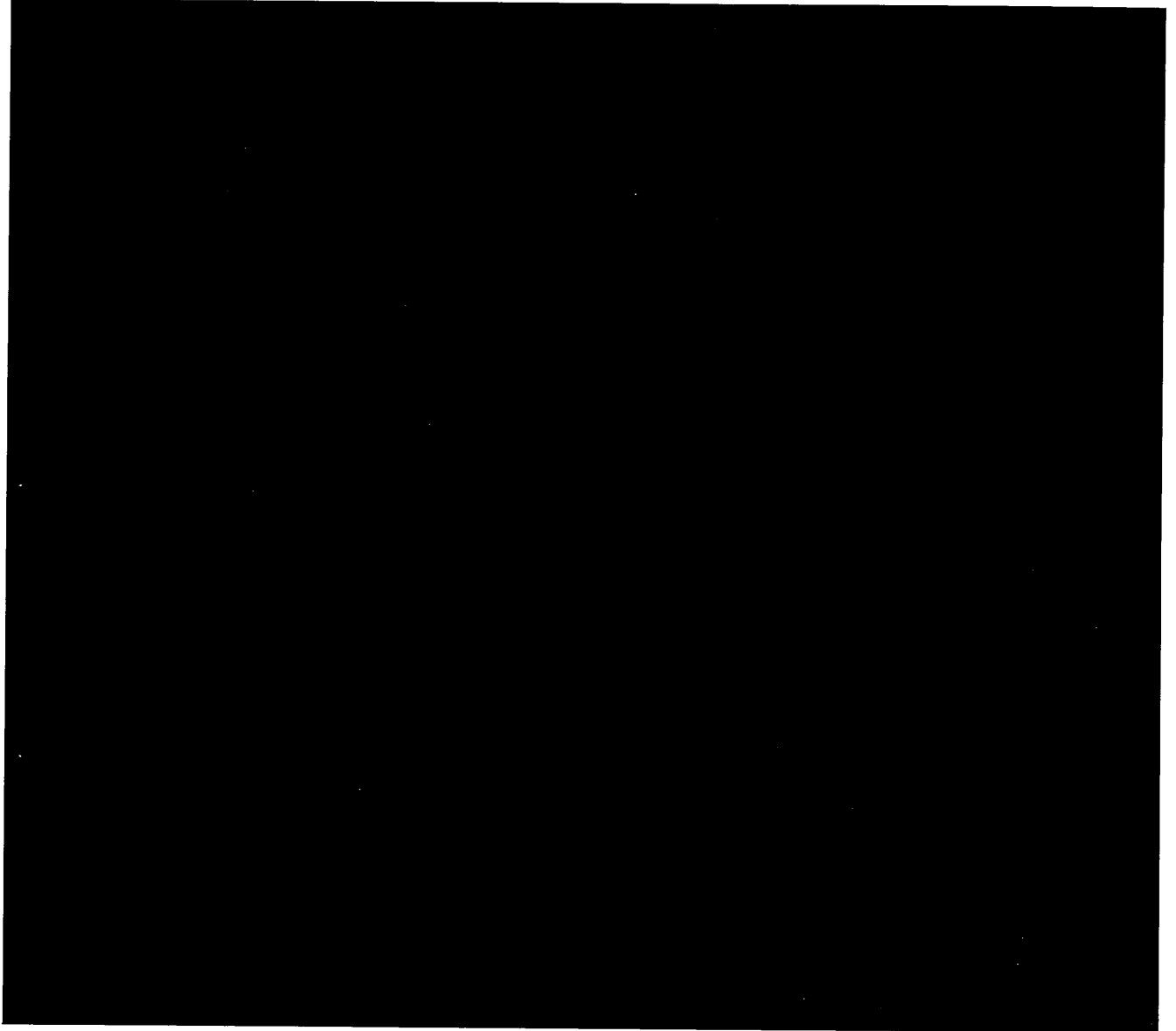
12/05/11内調内検討済み

別添 1



12/05/11内調内検討済み

別添 2



質問に対する回答について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月14日 15:44

宛先:

添付ファイル: 質問に対する回答.zip (11 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。貴省からの5月2日付け質問に対する回答を添付しておりますので、よろしくご査収願います。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

.....

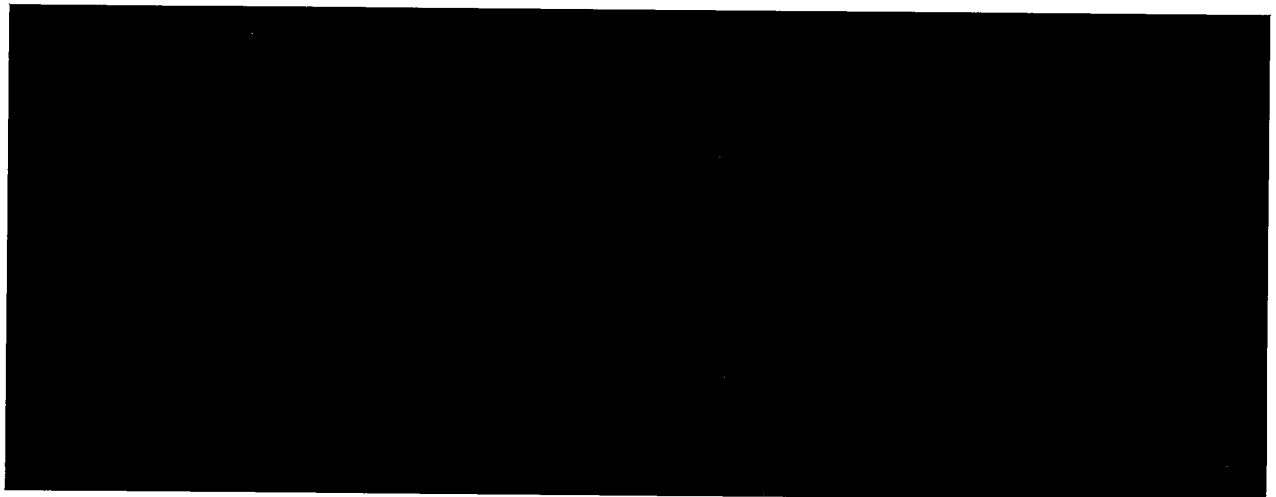
警察庁 担当者 殿

事 務 連 絡
平成24年 5 月14日
内 閣 情 報 調 査 室

警察庁からの意見等（平成24年5月2日付け）に対する回答

標記について、貴省からの5月2日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、
宜しくお取り計らい願います。

記



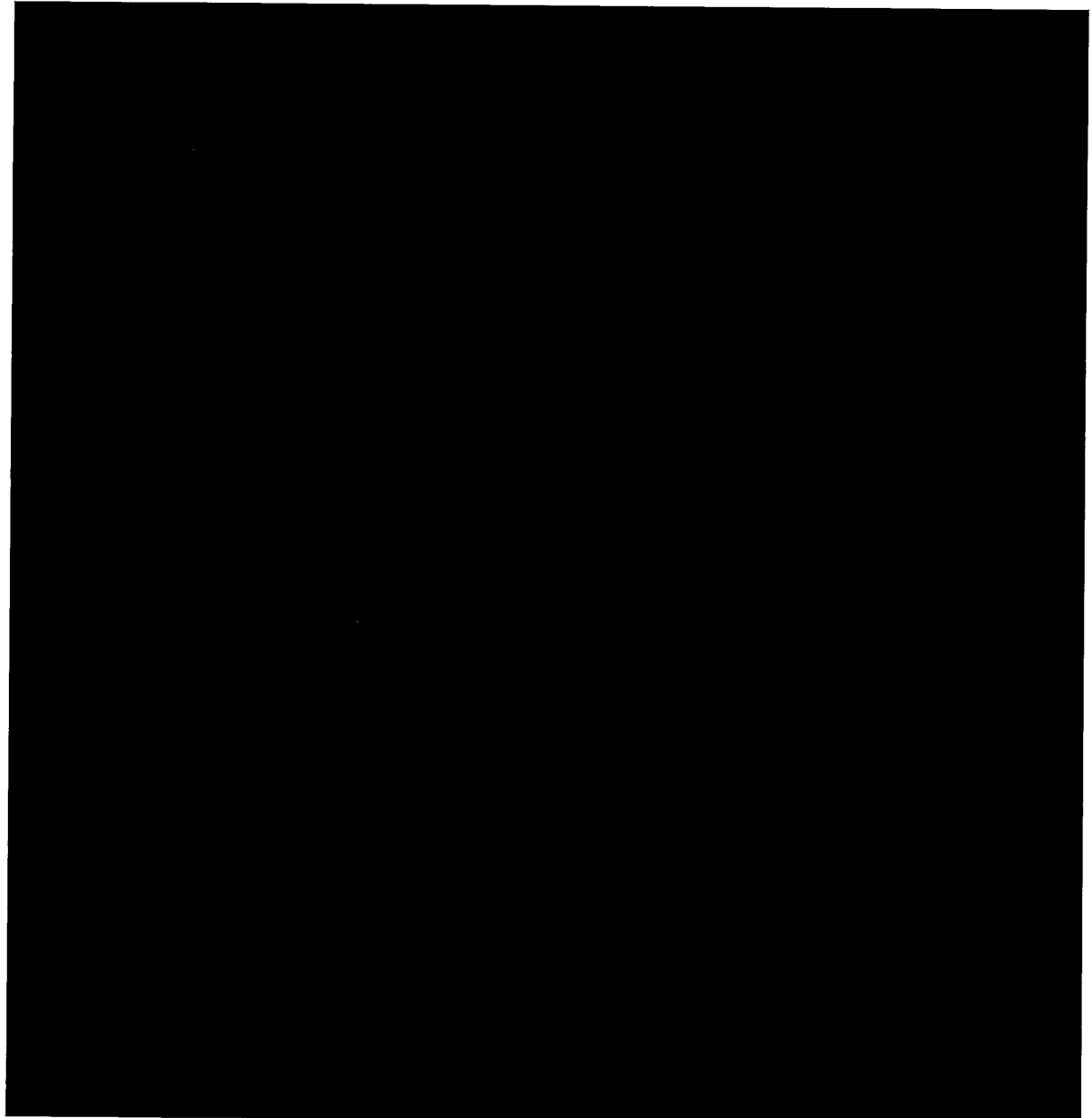
警察庁 担当者 殿

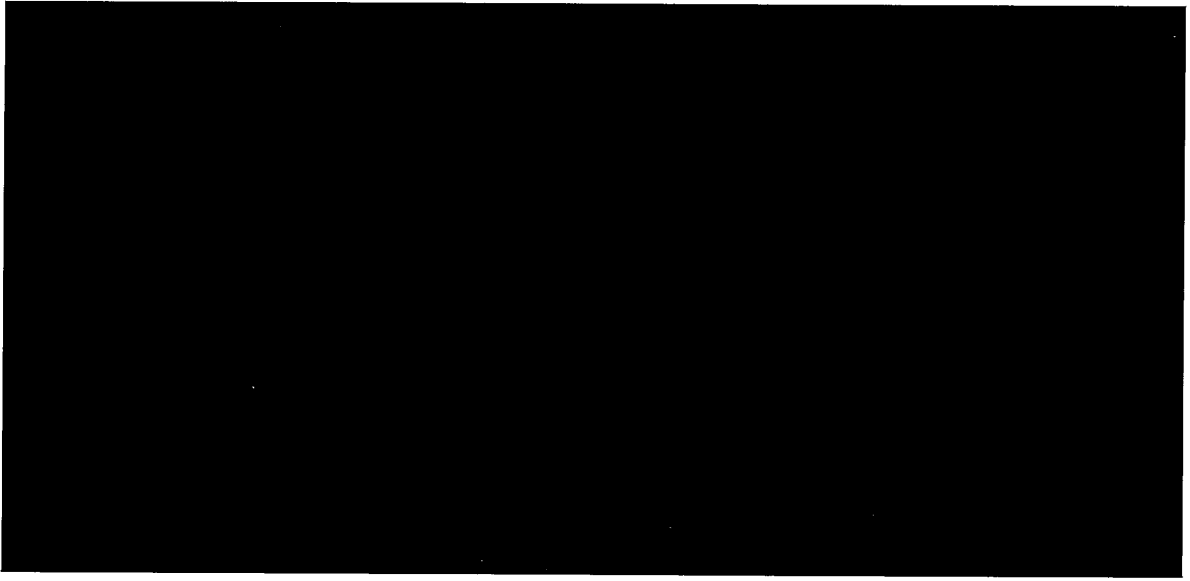
事 務 連 絡
平成24年 5 月14日
内 閣 情 報 調 査 室

警察庁からの意見等（平成24年5月2日付け）に対する回答

標記について、貴省からの5月2日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、
宜しくお取り計らい願います。

記





【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第29回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月18日 18:02

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (316 KB)

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第29回)を5月21日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第29回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月18日 18:02

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (316 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第29回)を5月21日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第29回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月18日 18:01

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (316 KB)

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第29回)を5月21日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第29回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月18日 18:01

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (317 KB)

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第29回)を5月21日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第29回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月18日 18:01

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (316 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第29回)を5月21日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第29回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月18日 18:00

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (316 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、長谷川様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第29回)を5月21日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第29回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月18日 18:00

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (316 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第29回)を5月21日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第29回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月18日 17:58

宛先:

添付ファイル: 参照条文集案.jtd (352 KB); 持込資料リスト.jtd (25 KB); 逐条解説案.jtd (338 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第29回)を5月21日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

.....

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月18日 18:00

宛先:

添付ファイル: (5頁)【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要.xls (28 KB); (6頁)【別紙2】標的型サイバー攻撃の事例.jtd (53 KB); (7頁)【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別.jtd (49 KB); (11頁)【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧.xls (25 KB); (21~24頁)現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧.xls (50 KB); (25頁)諸外国の秘密保全制度における適性評価手続.jtd (301 KB); 論点集案.jtd (144 KB); (27頁)諸外国の秘密保全制度における主な罰則.jtd (77 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

引き続きまして、論点集を送ります。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第29回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月18日 18:02

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (316 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 ネハシ 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第29回)を5月21日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第29回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月18日 18:02

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (316 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第29回)を5月21日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第29回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月18日 18:03

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (316 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第29回)を5月21日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み予定

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

また、主要論点集のみは、エクセルの資料がある都合上、別のフォルダにしております。

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

秘密保全法制 法制局持込み資料

平成24年5月21日

- 逐条解説案
- 論点集案
- 参照条文集案

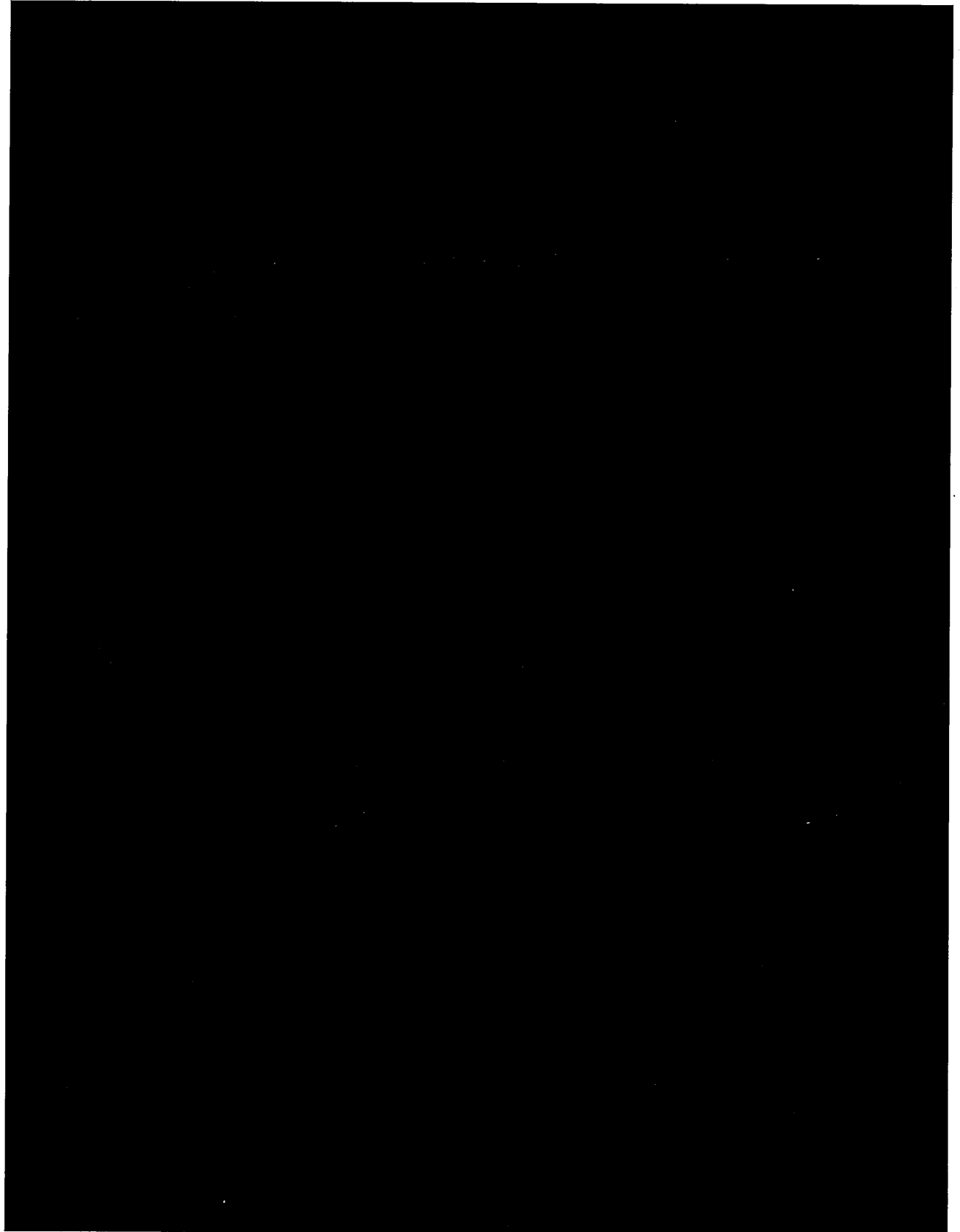
特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【逐条解説】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

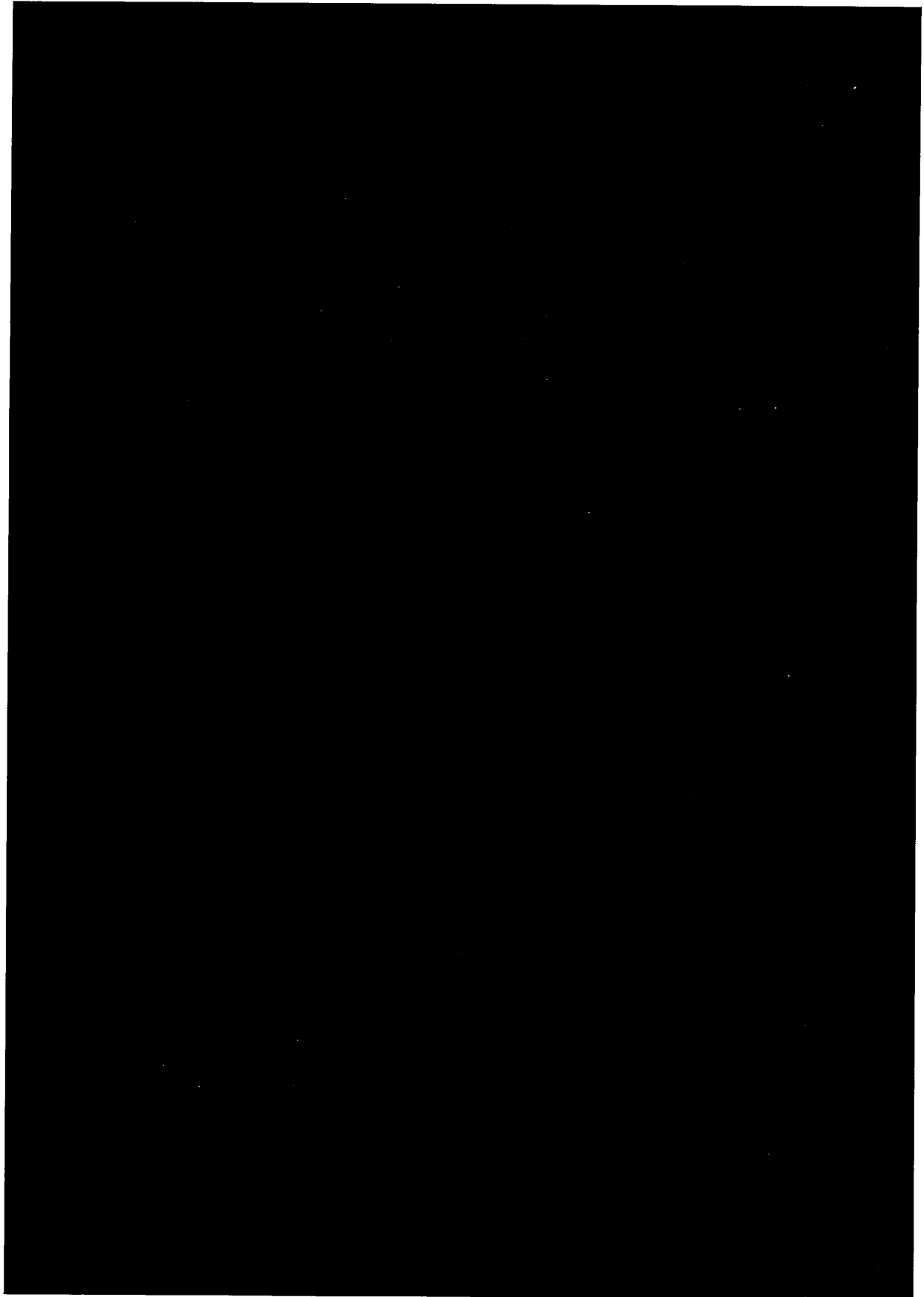
目次



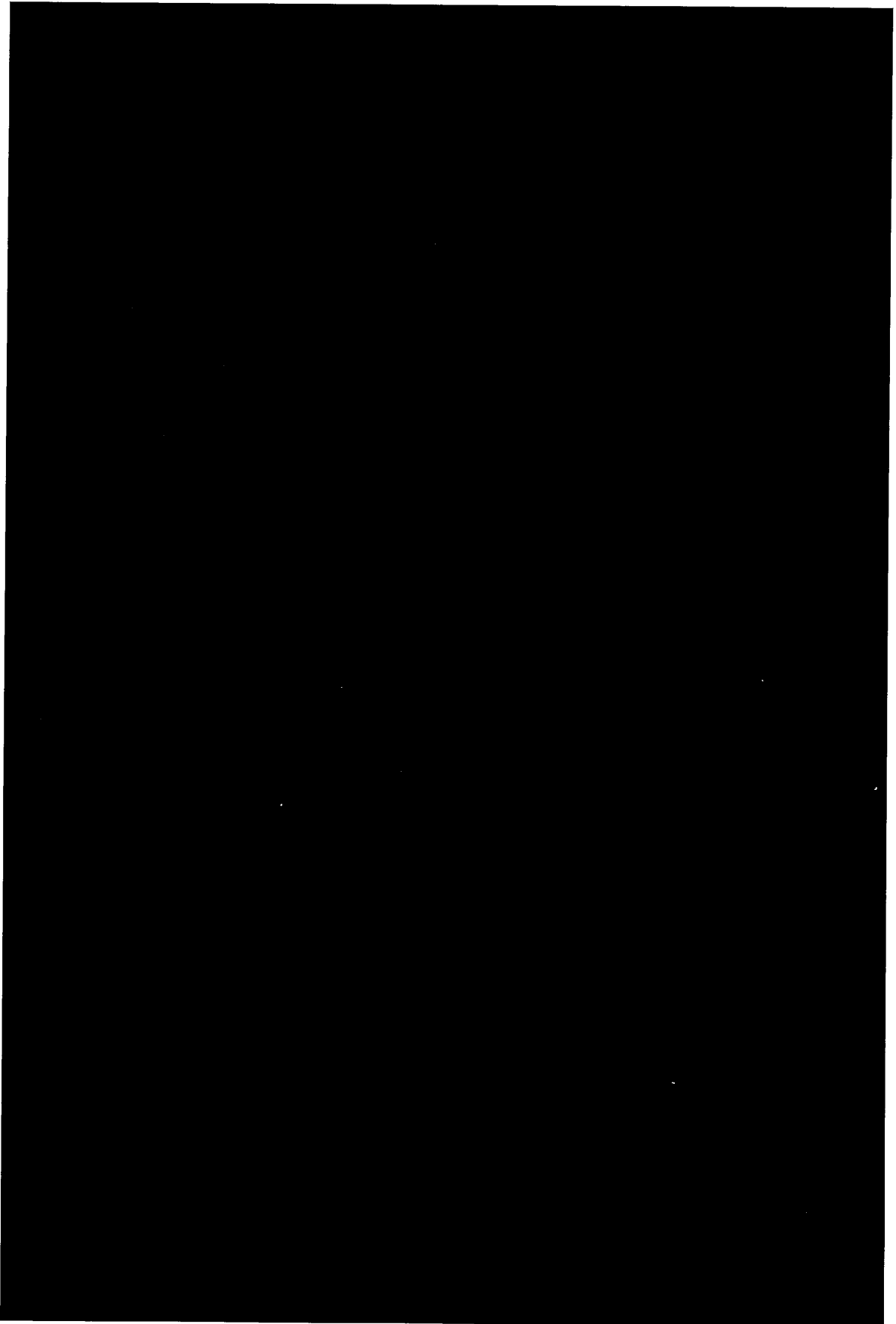
12/05/18内調内検討済み



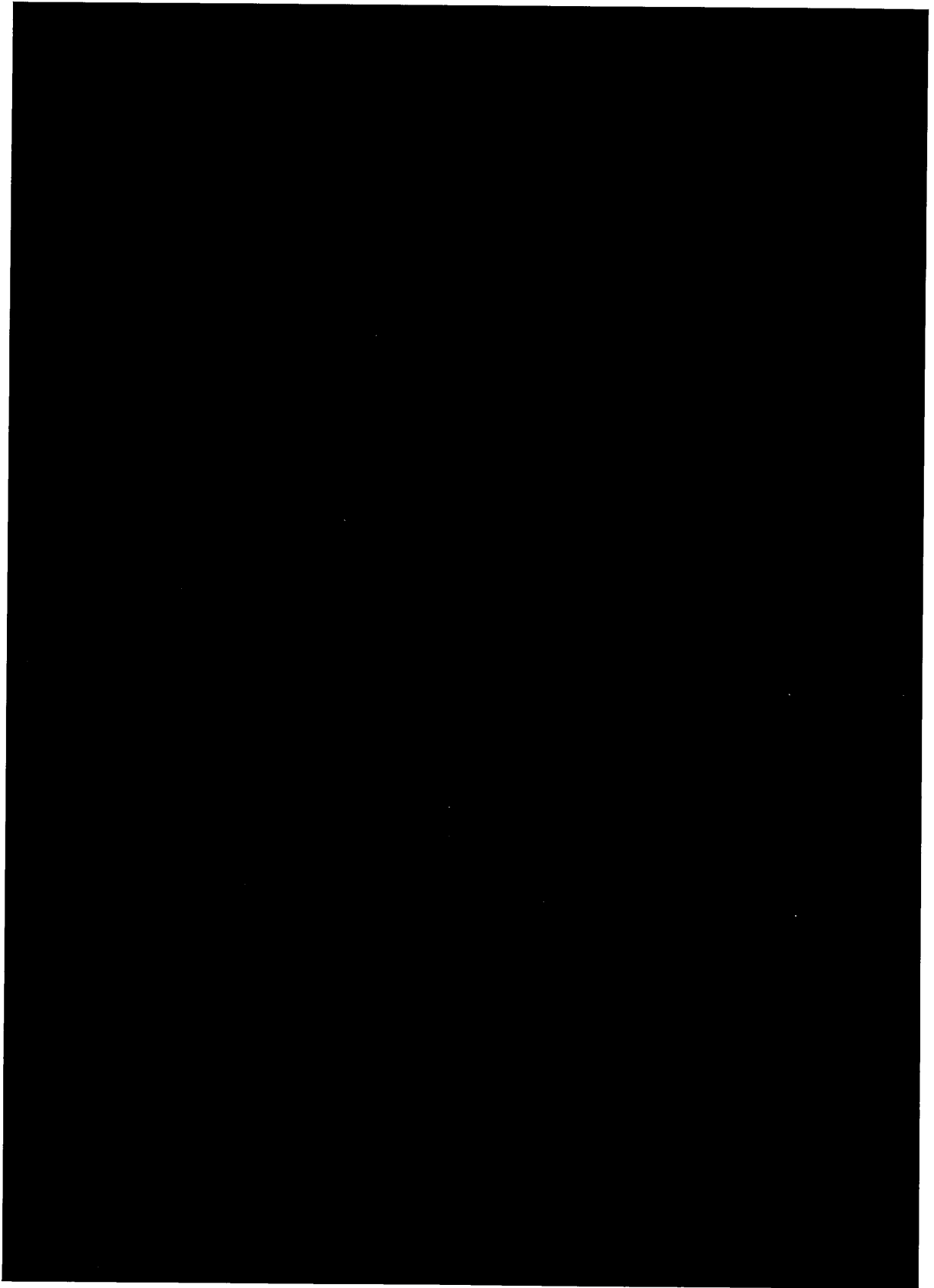
12/05/18内調内検討済み



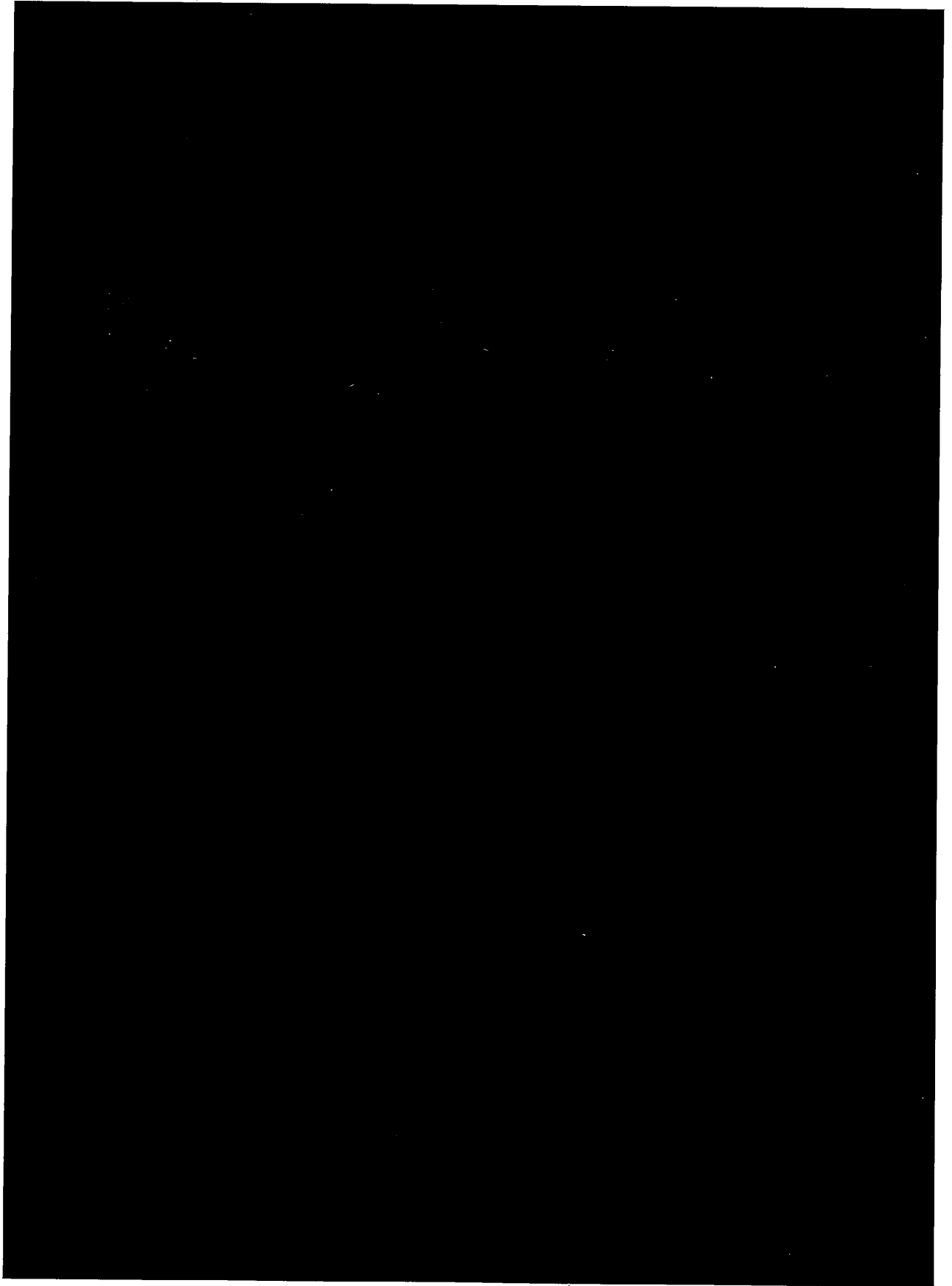
12/05/18内調内検討済み



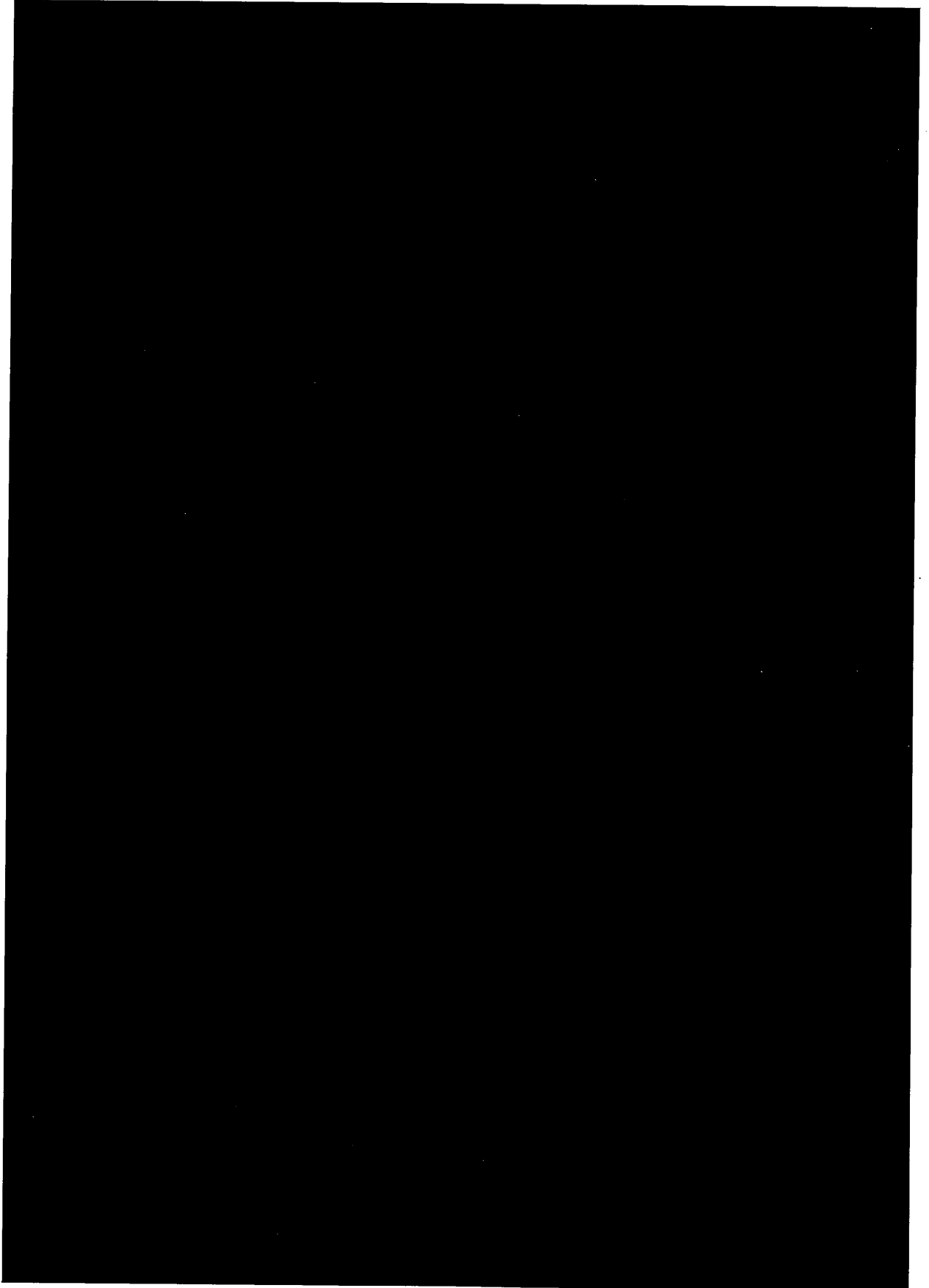
12/05/18内調内検討済み



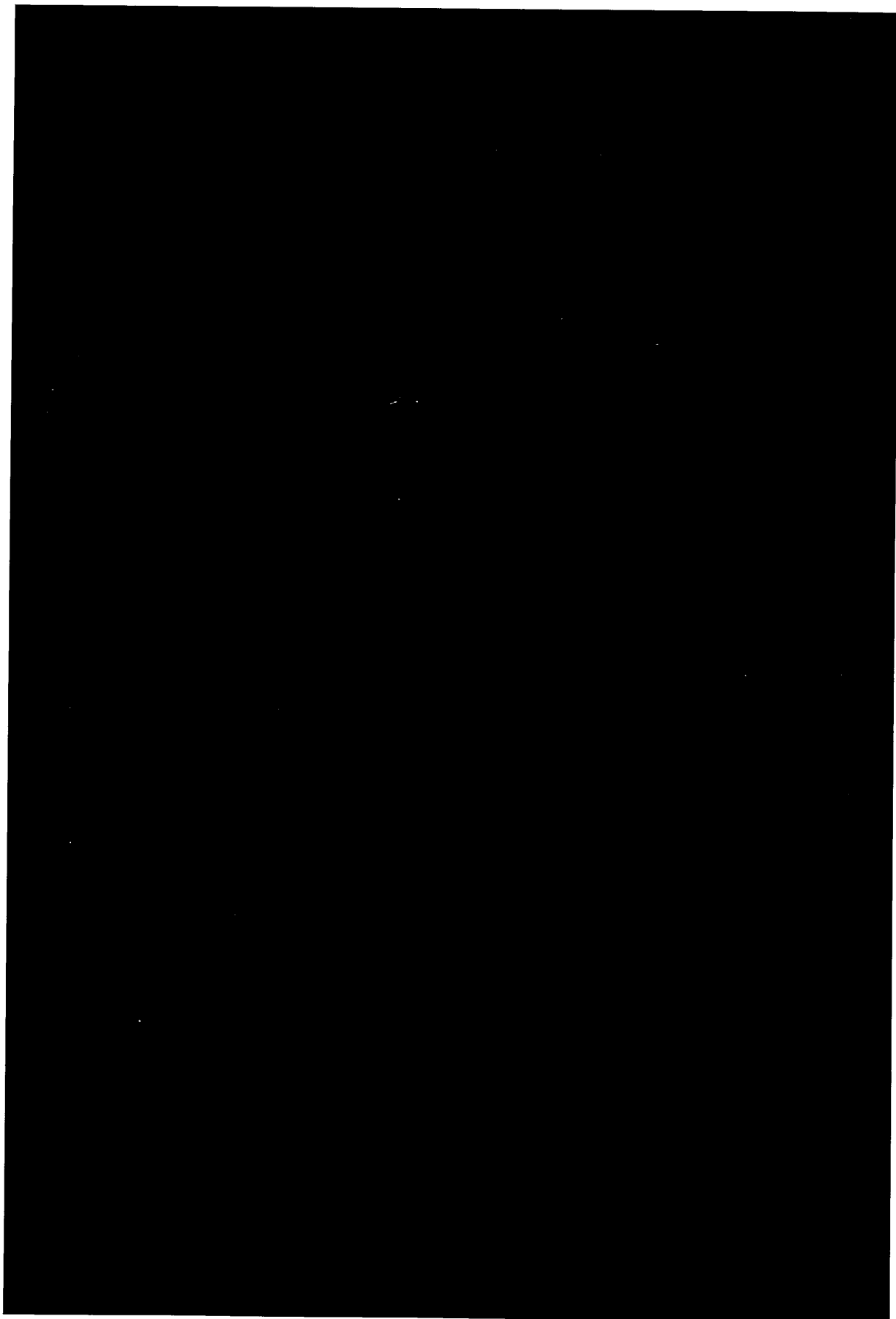
12/05/18内調内検討済み



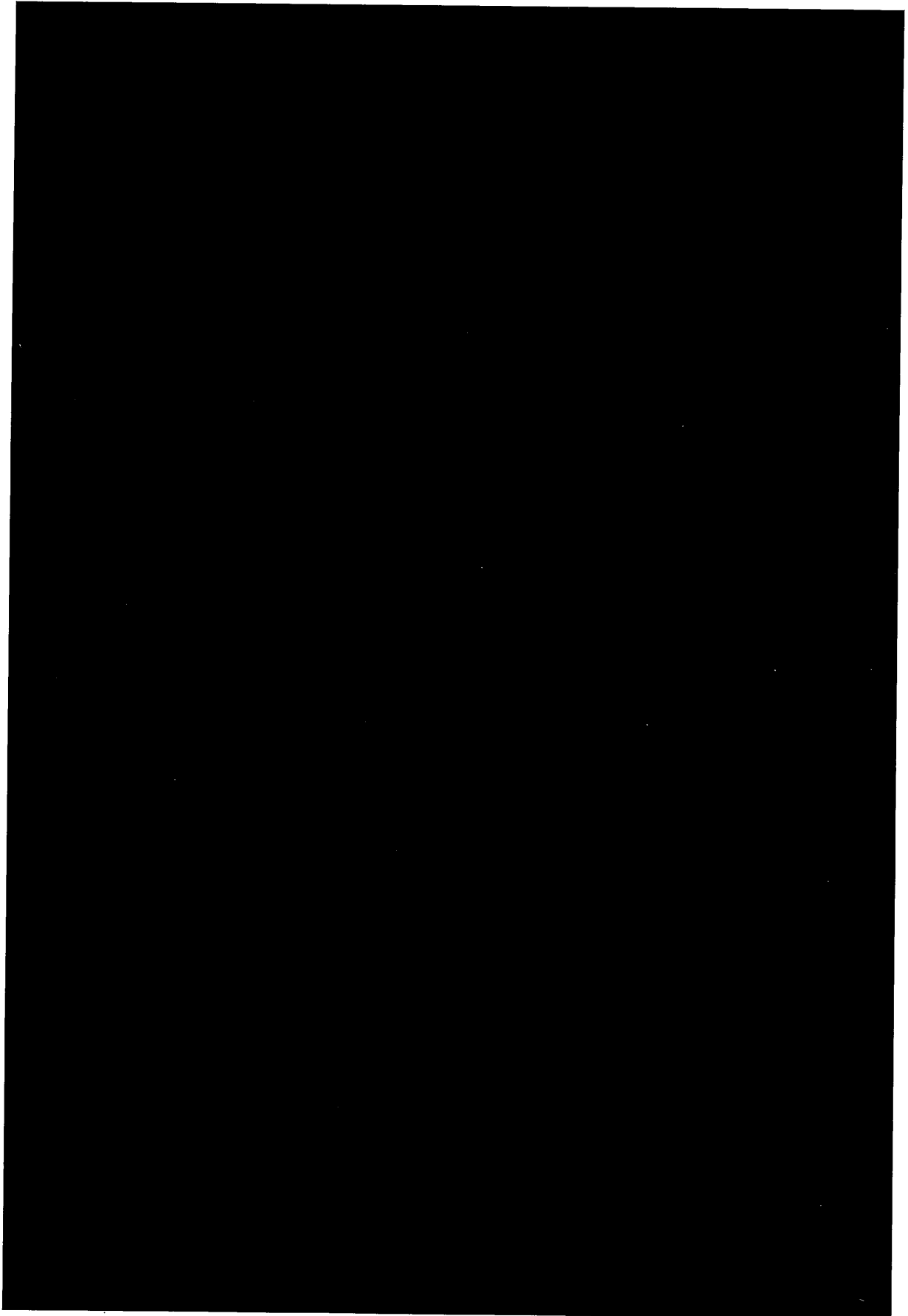
12/05/18内調内検討済み



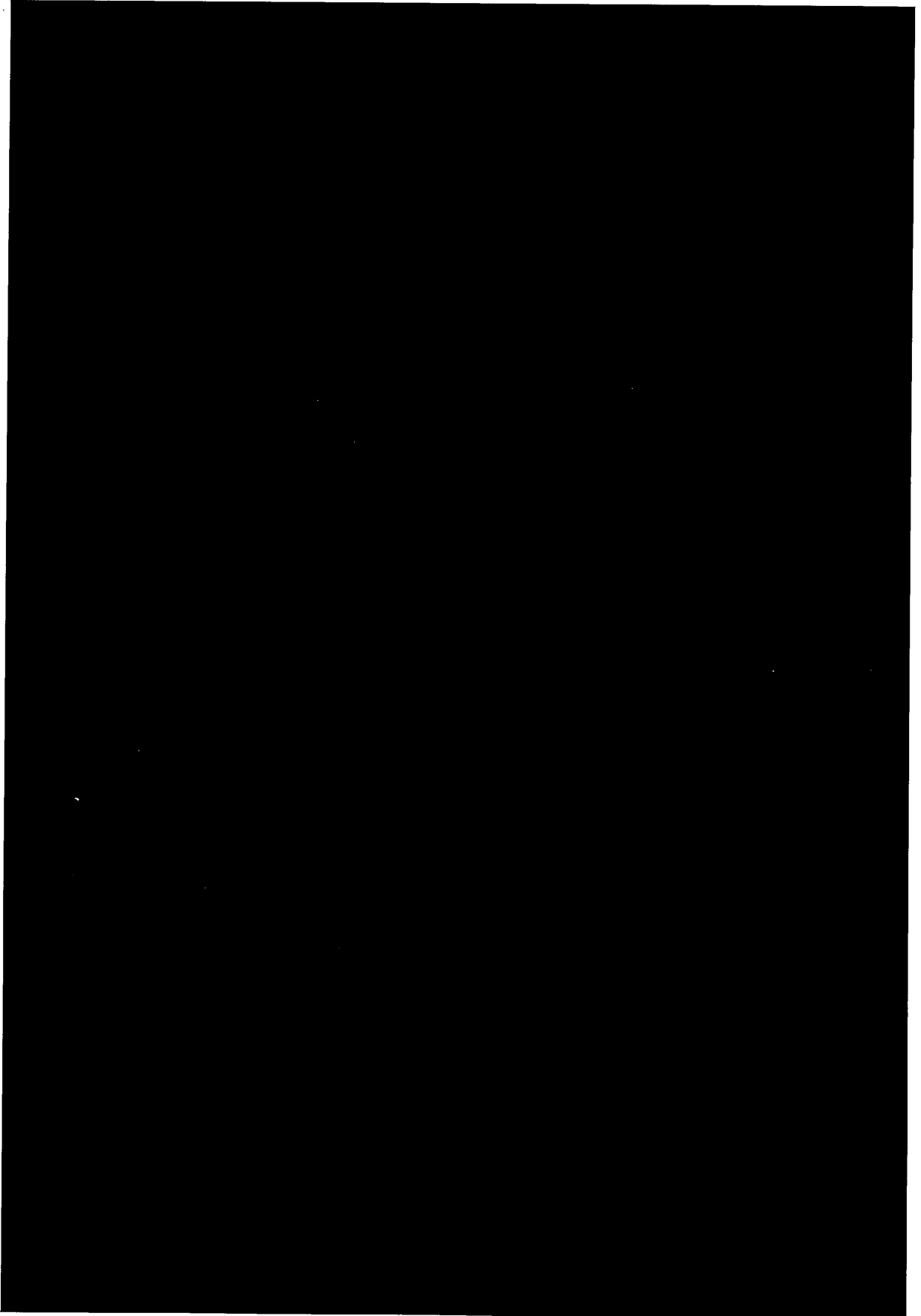
12/05/18内調内検討済み



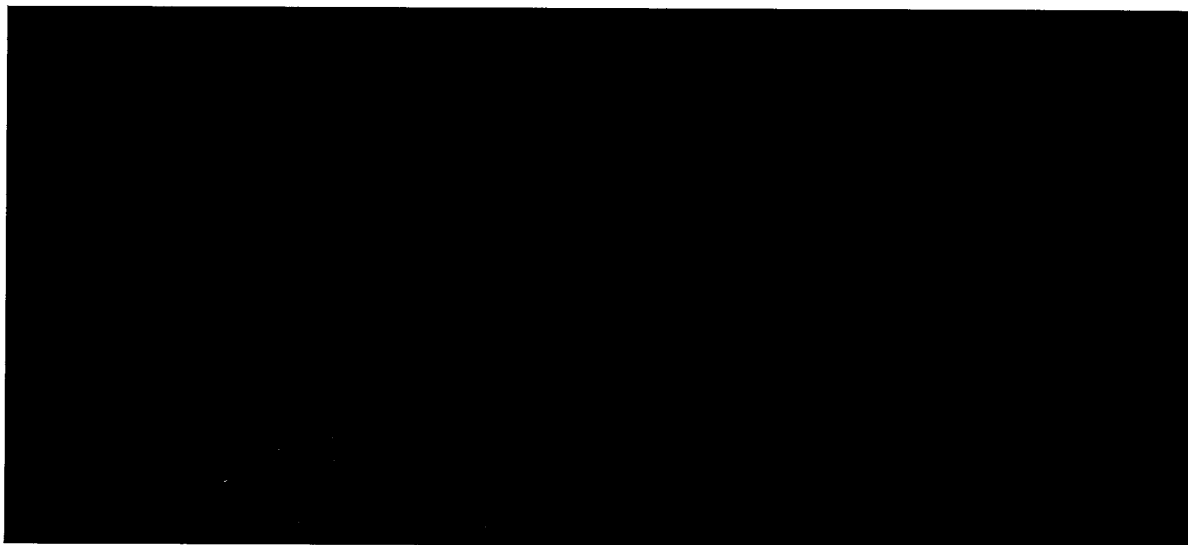
12/05/18内調内検討済み



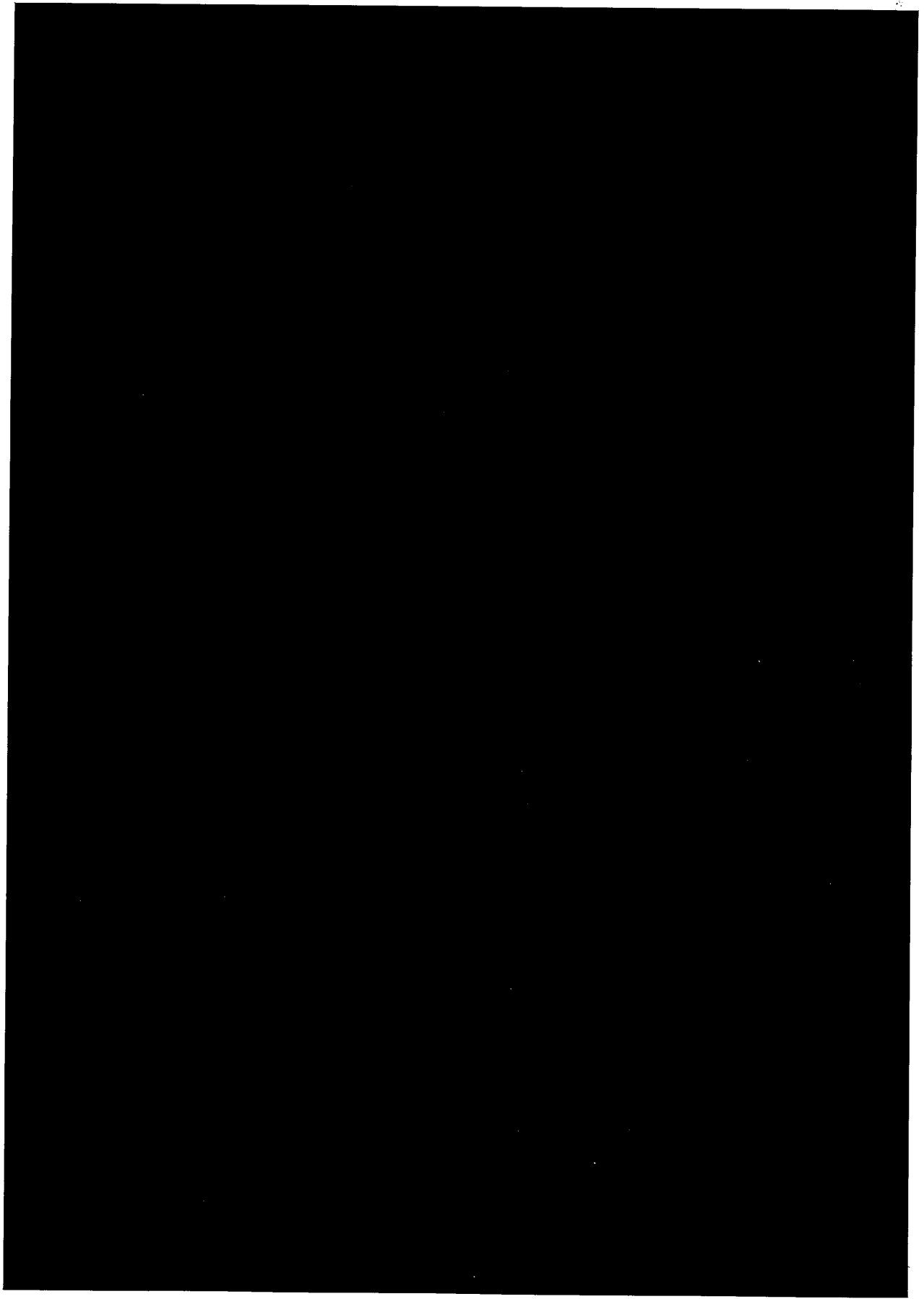
12/05/18内調内検討済み



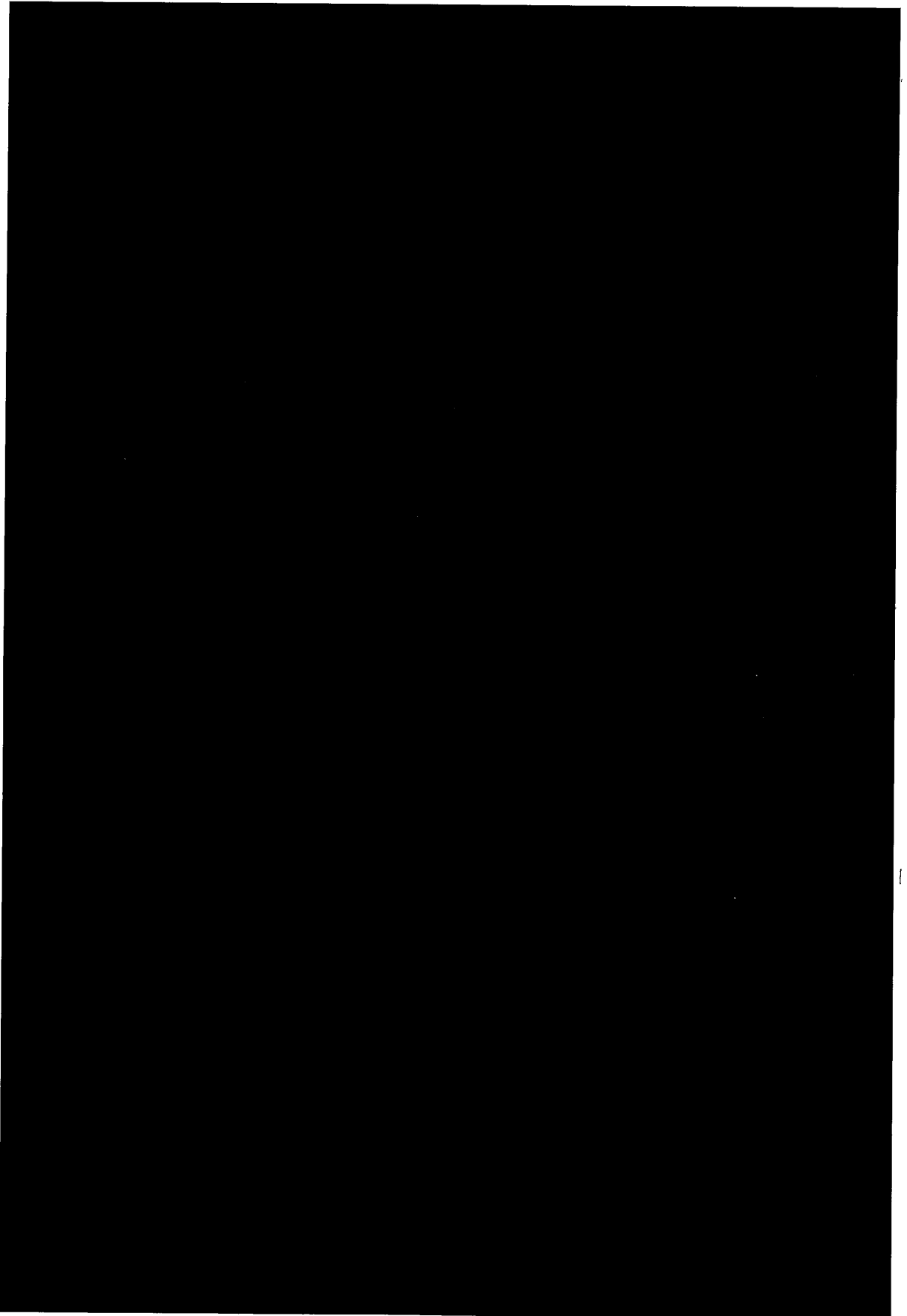
12/05/18内調内検討済み



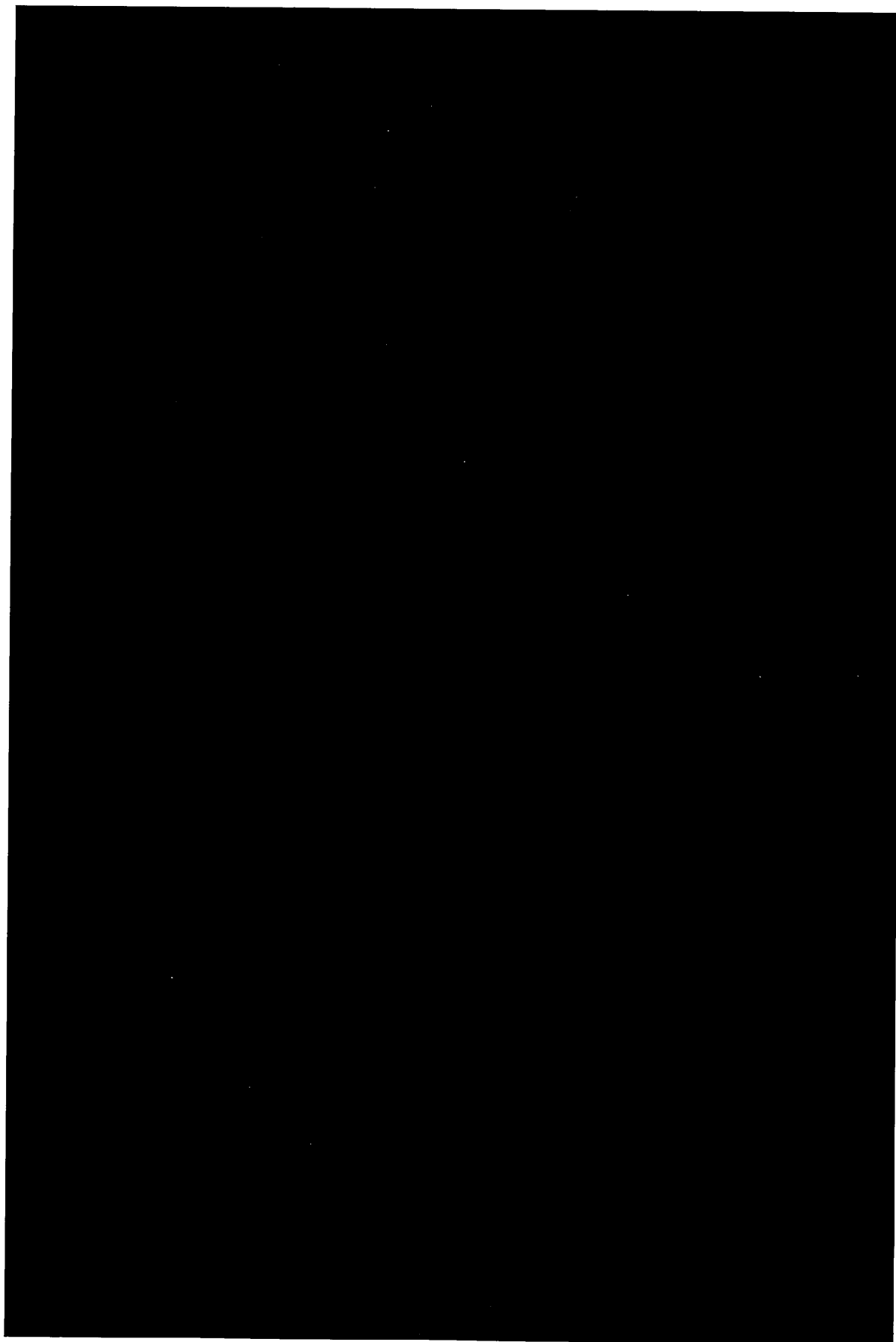
12/05/18内調内検討済み



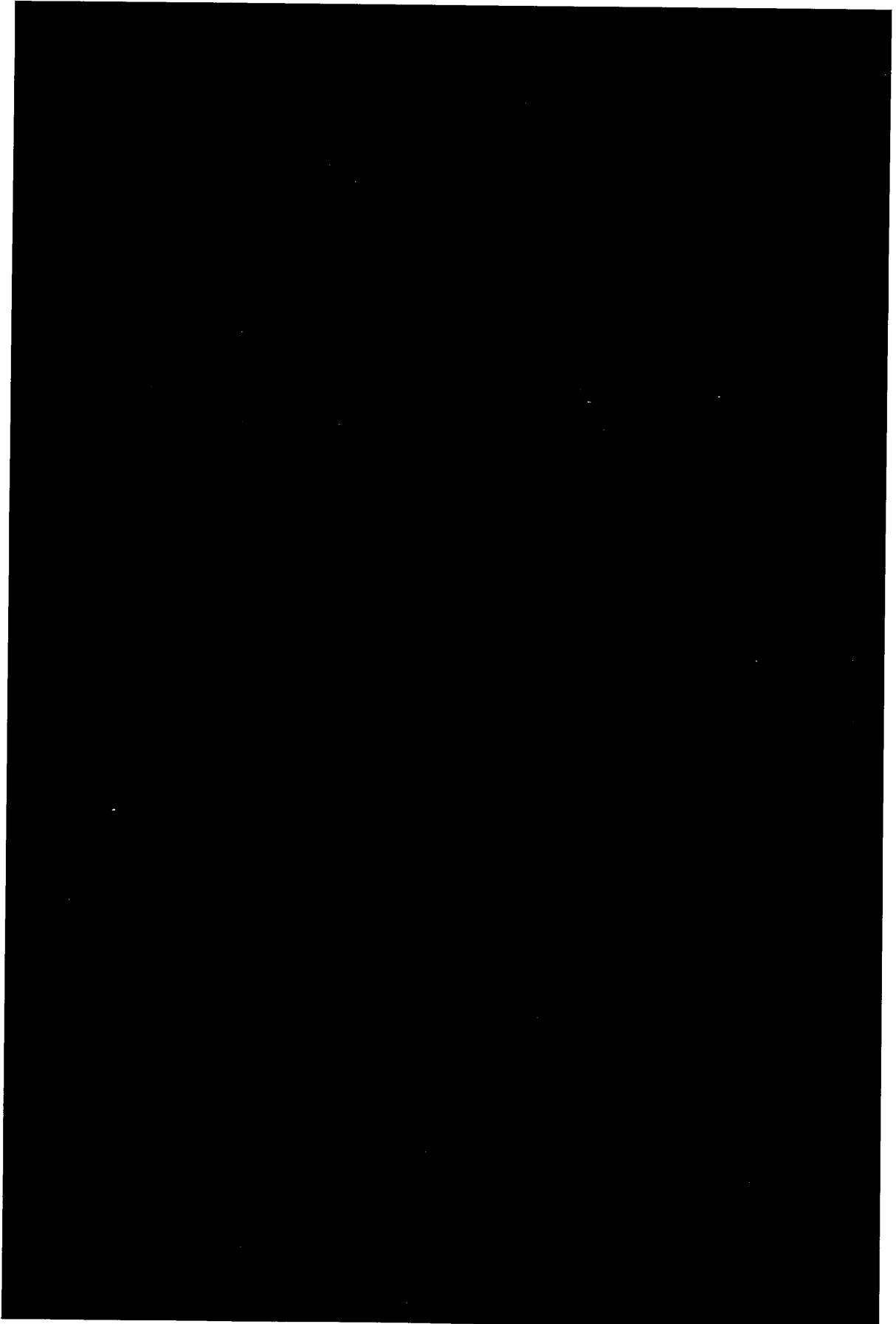
12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み

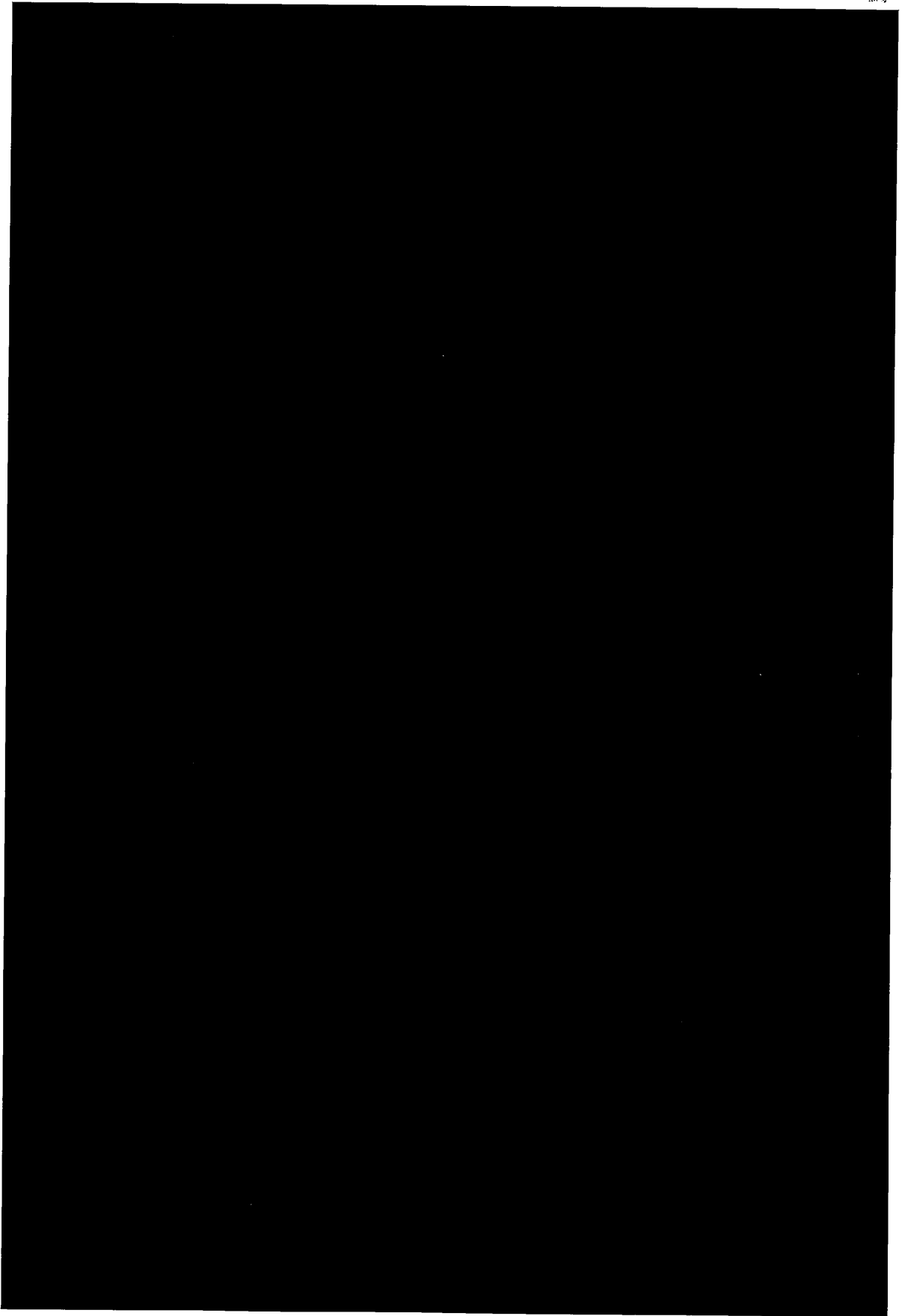


12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み

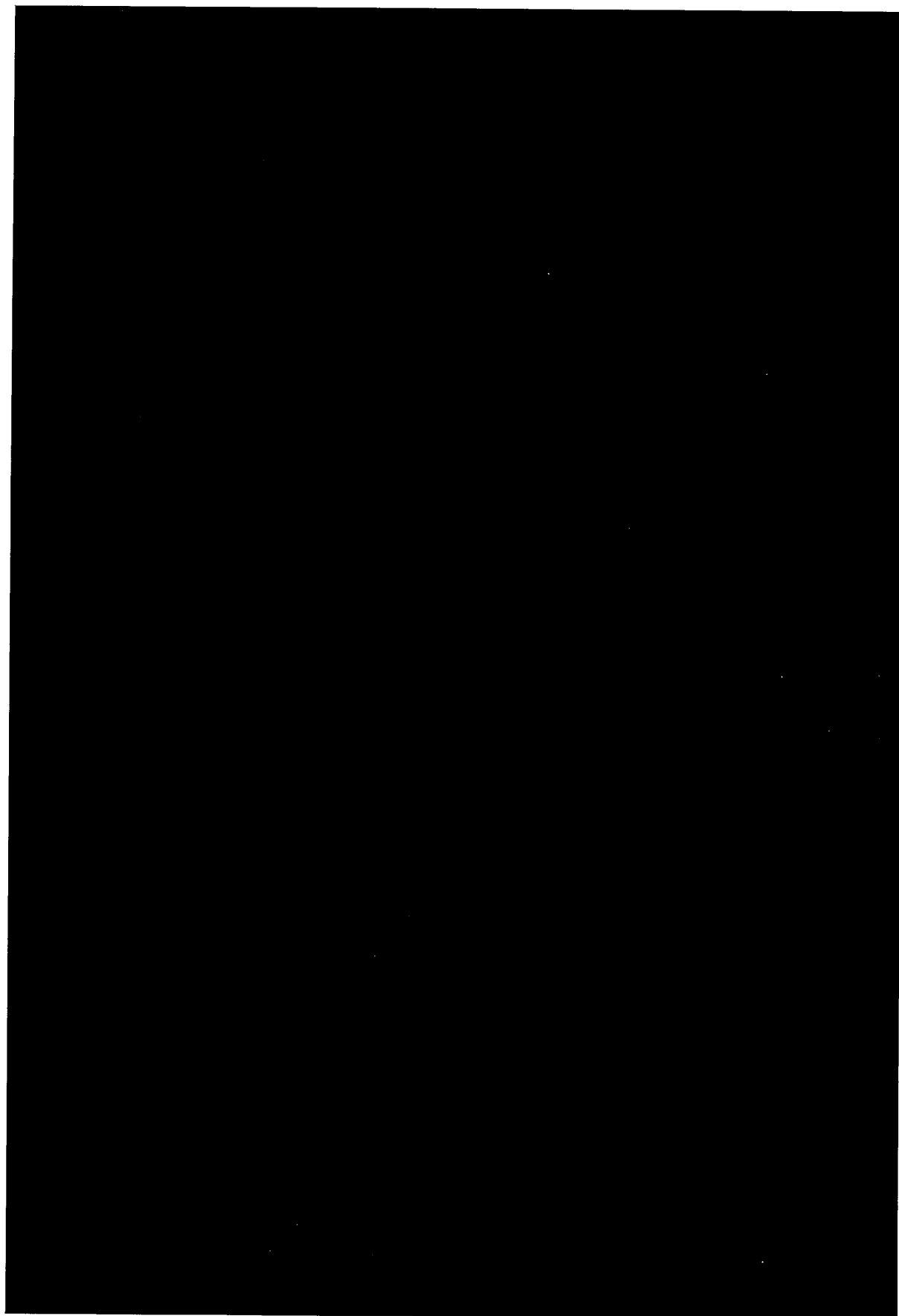
12/05



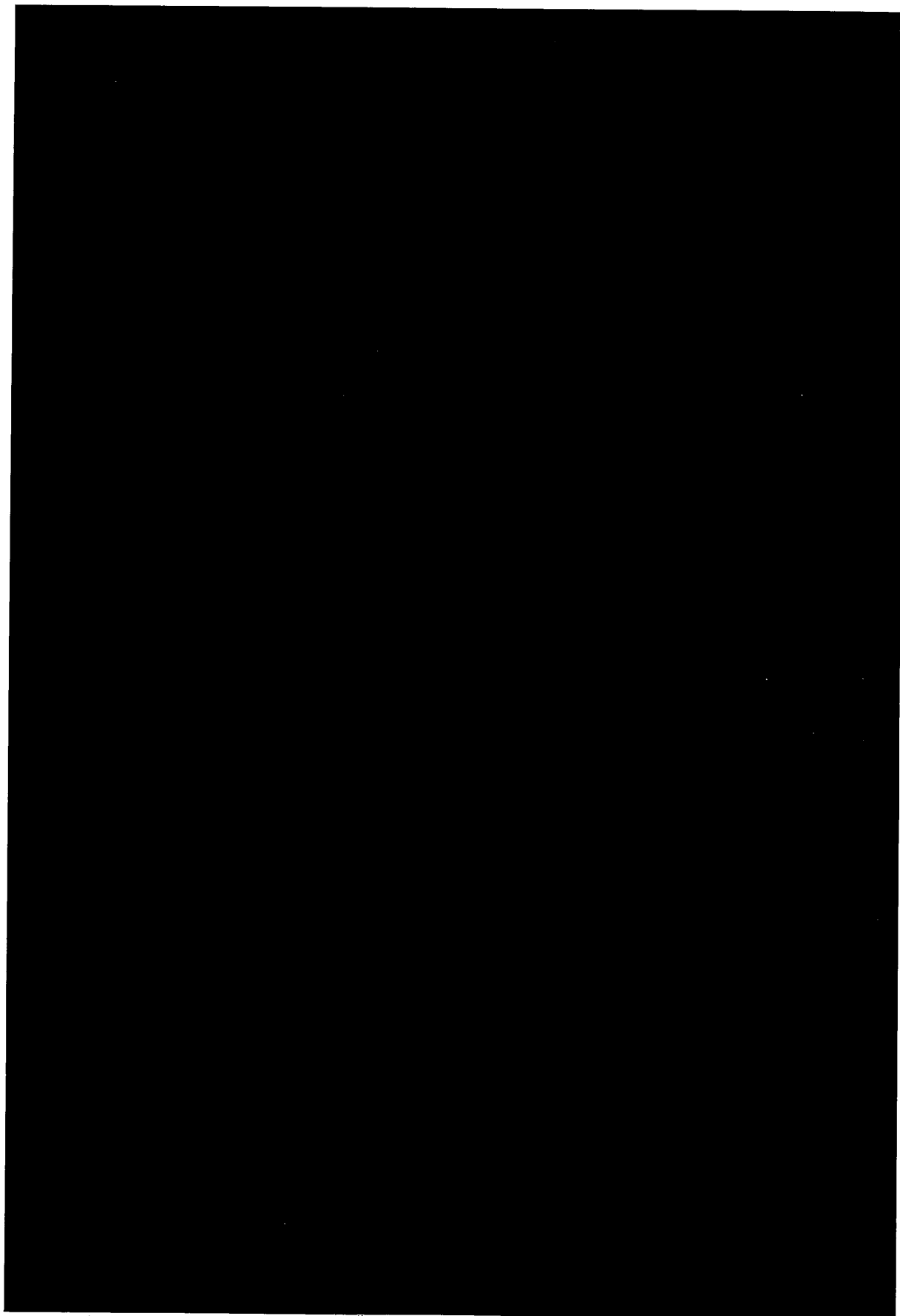
12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み



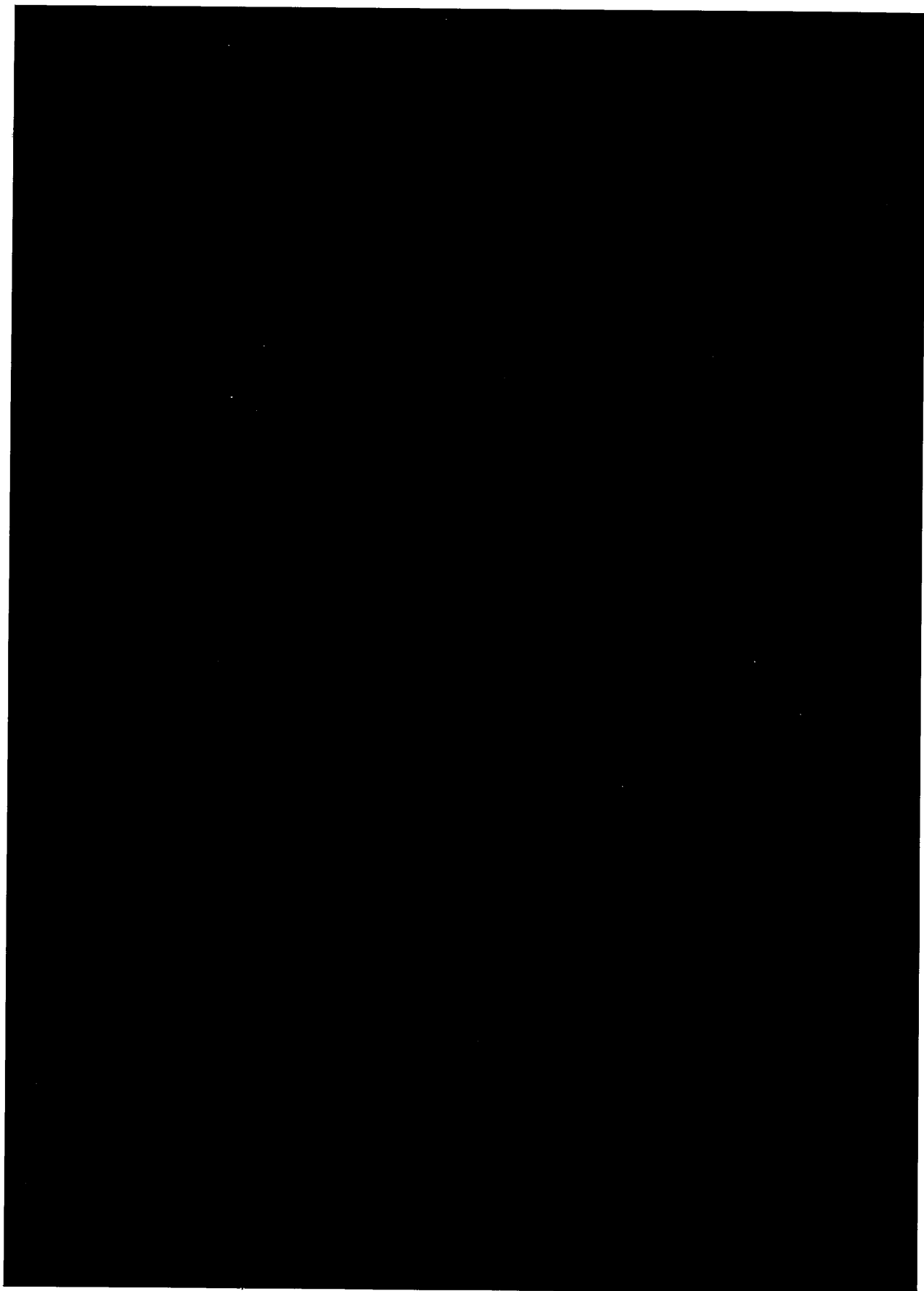
12/05/18内調内検討済み



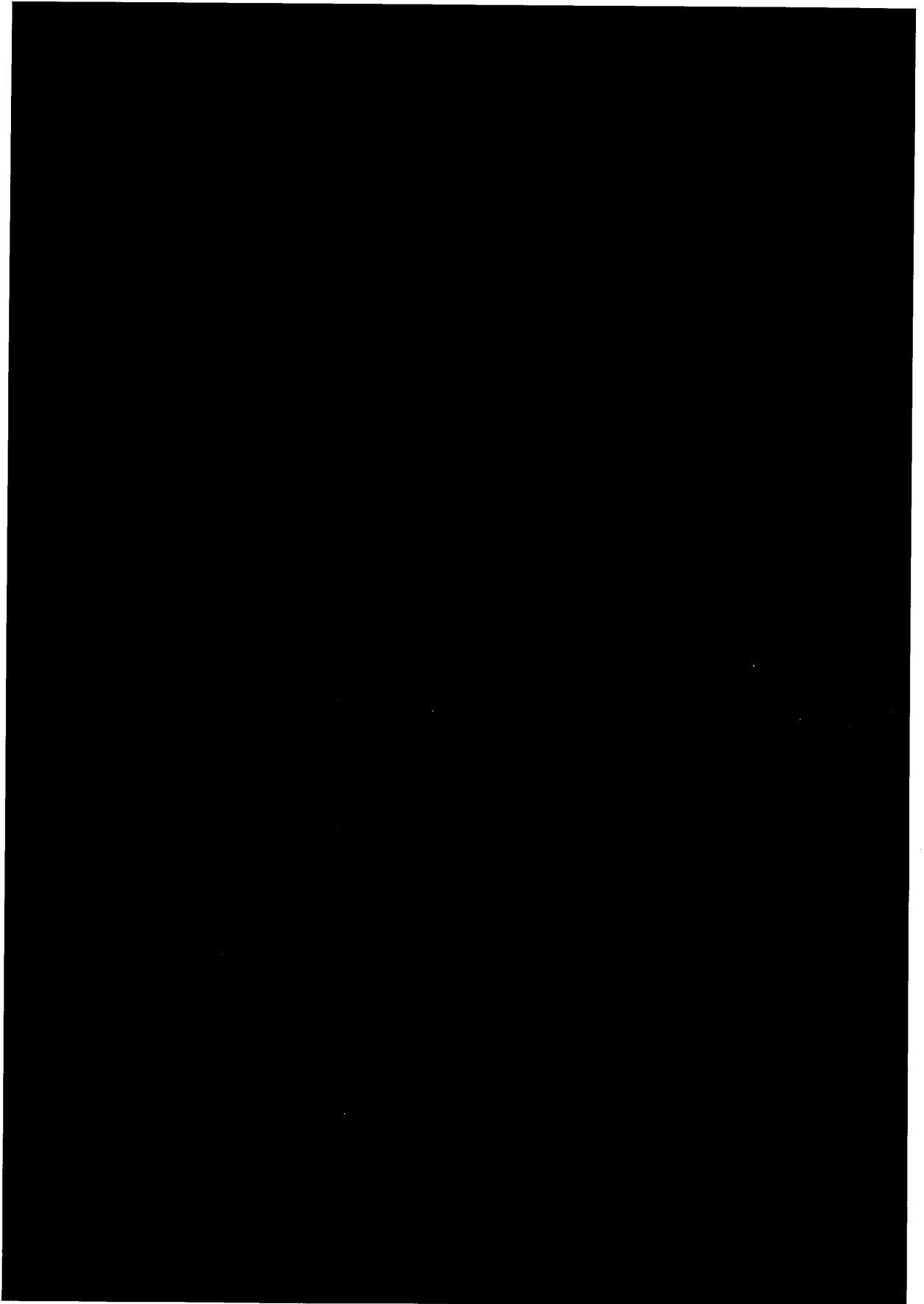
12/05/18内調内検討済み



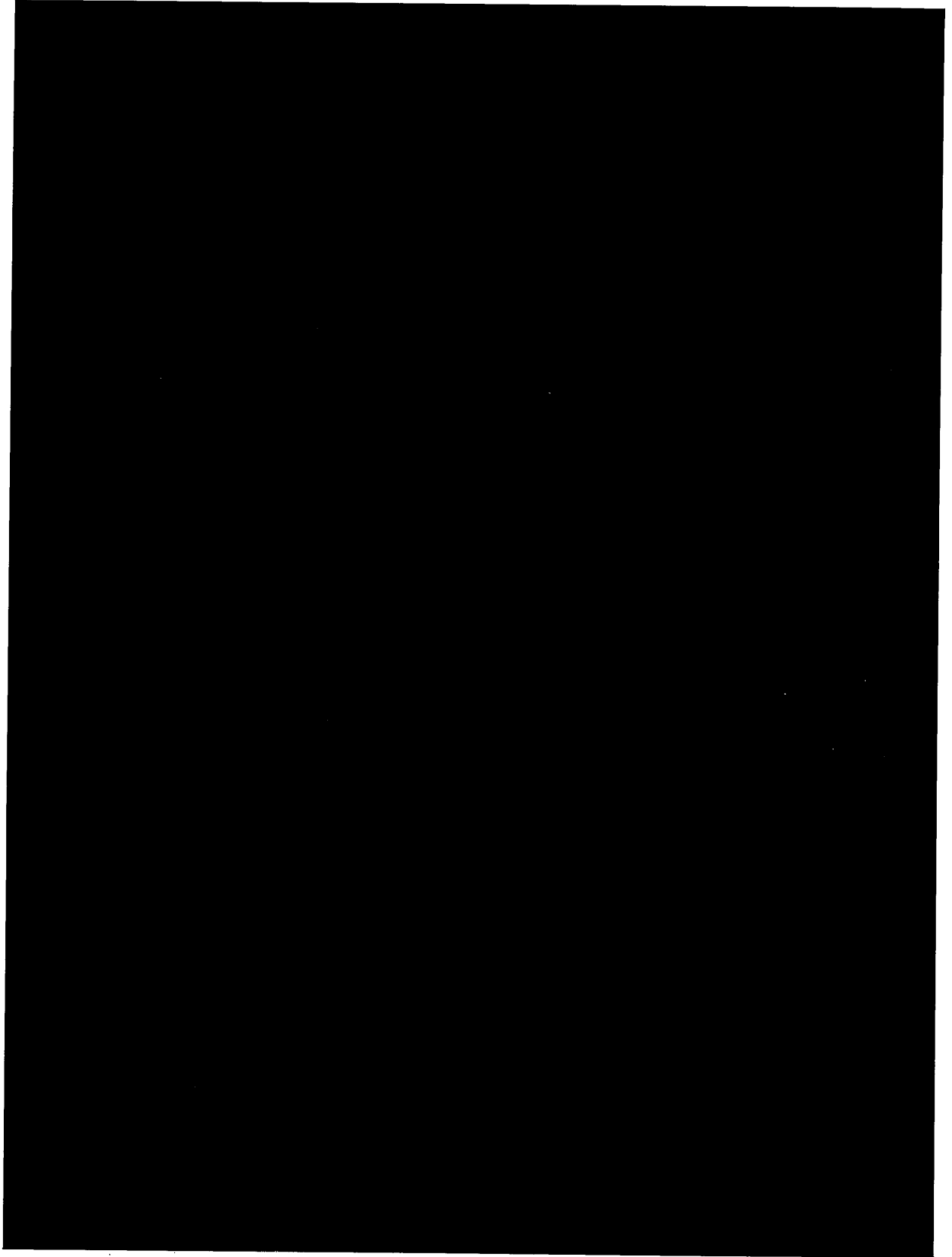
12/05/18内調内検討済み



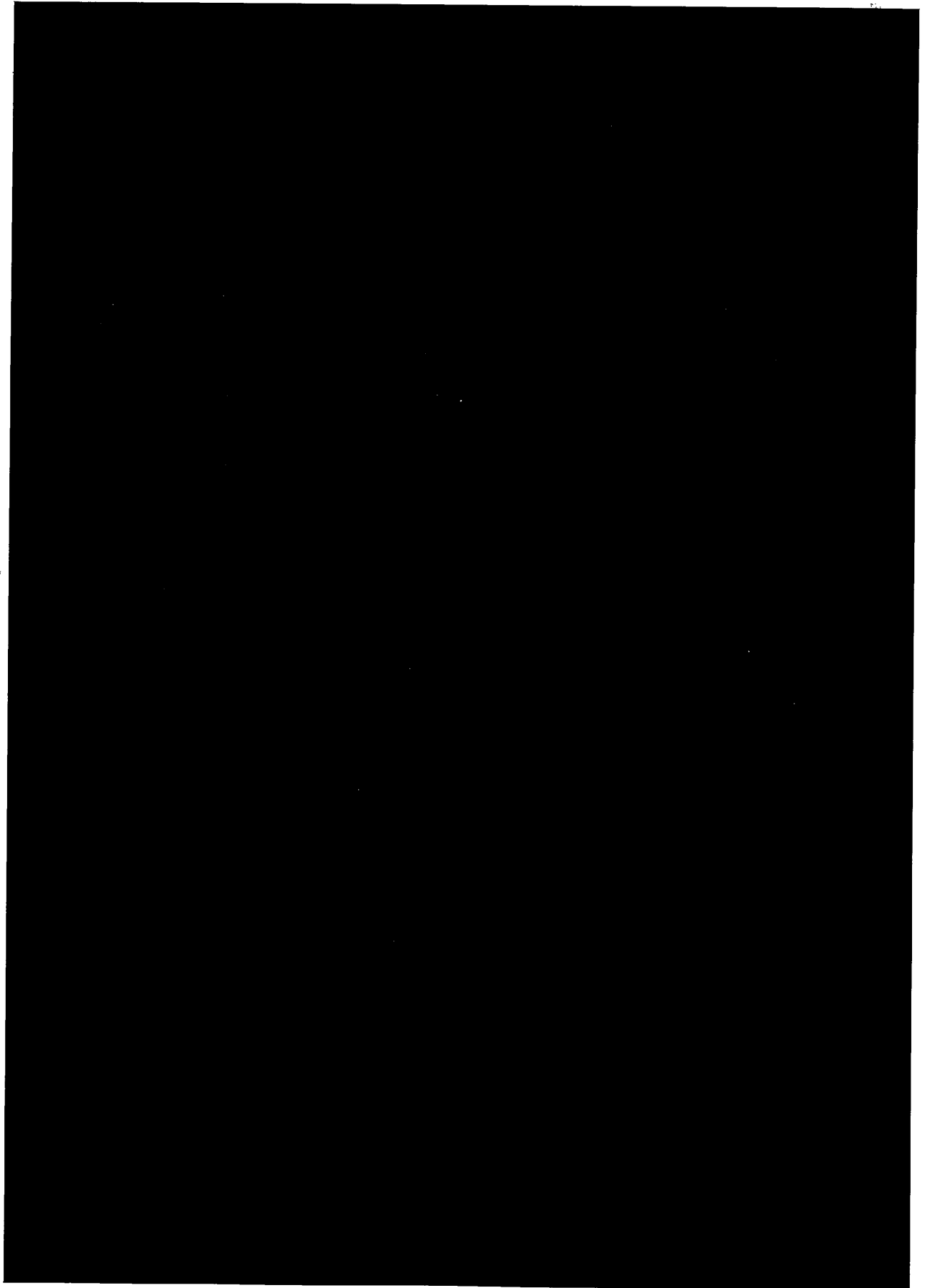
12/05/18内調内検討済み



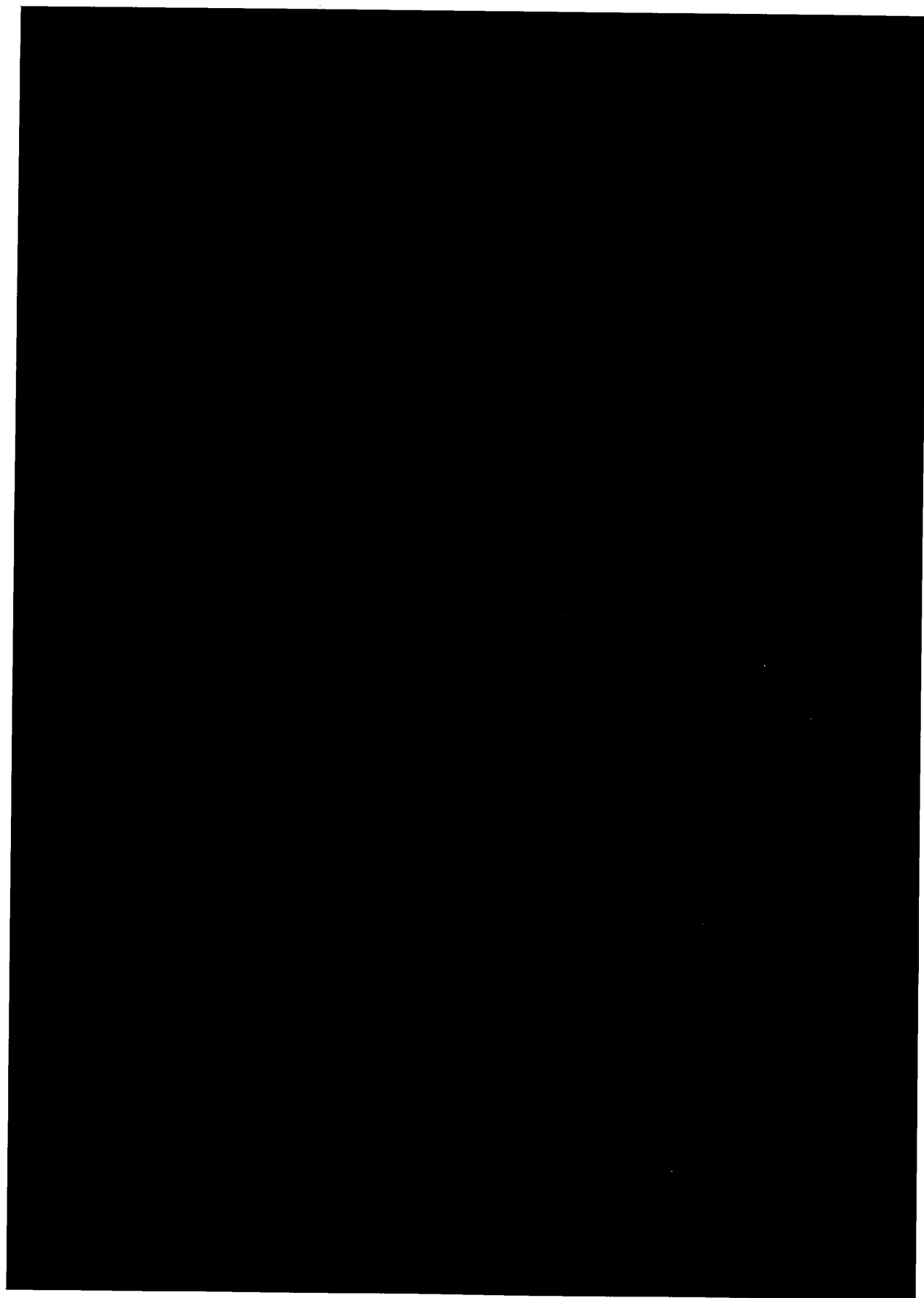
12/05/18内調内検討済み



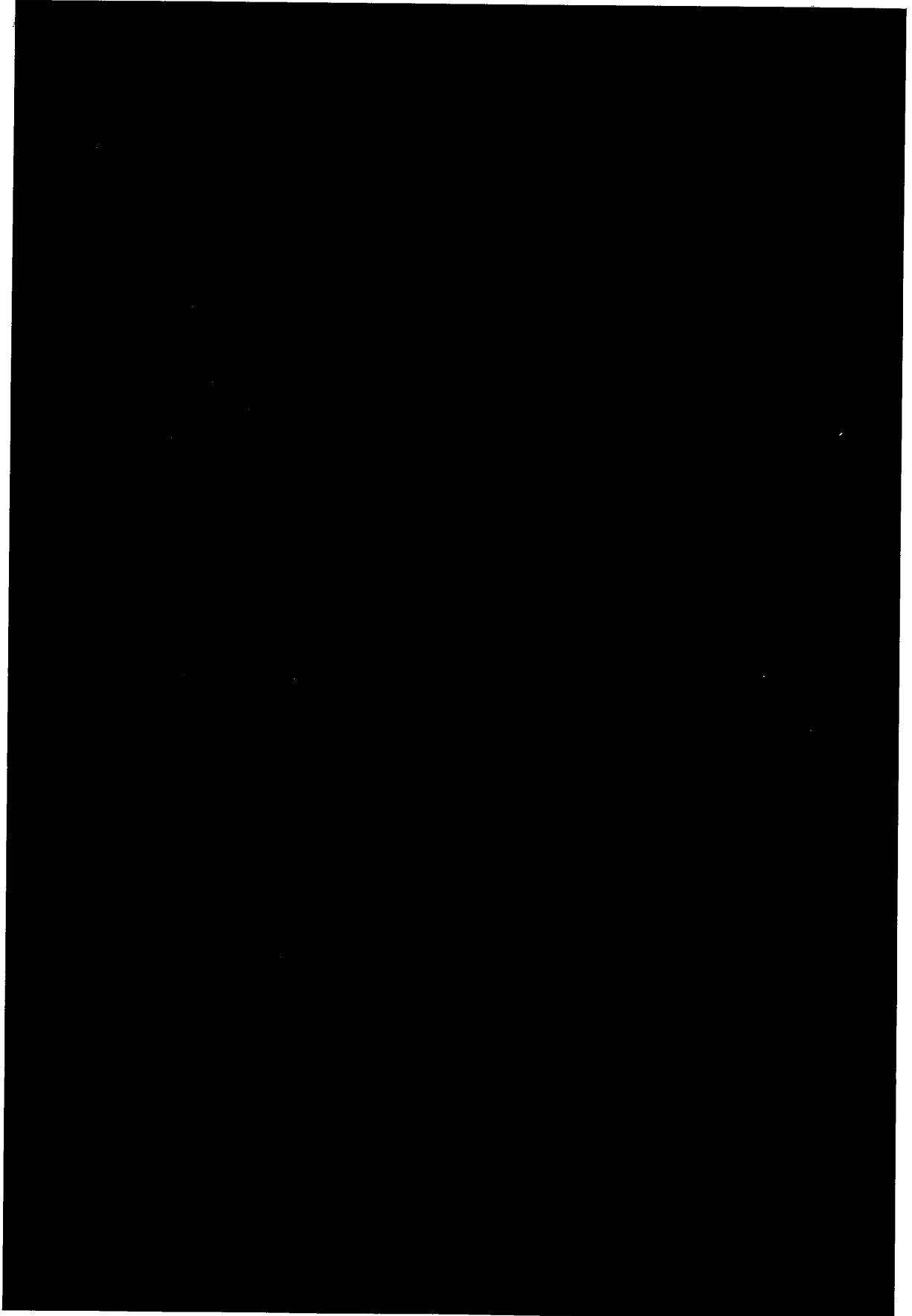
12/05/18内調内検討済み



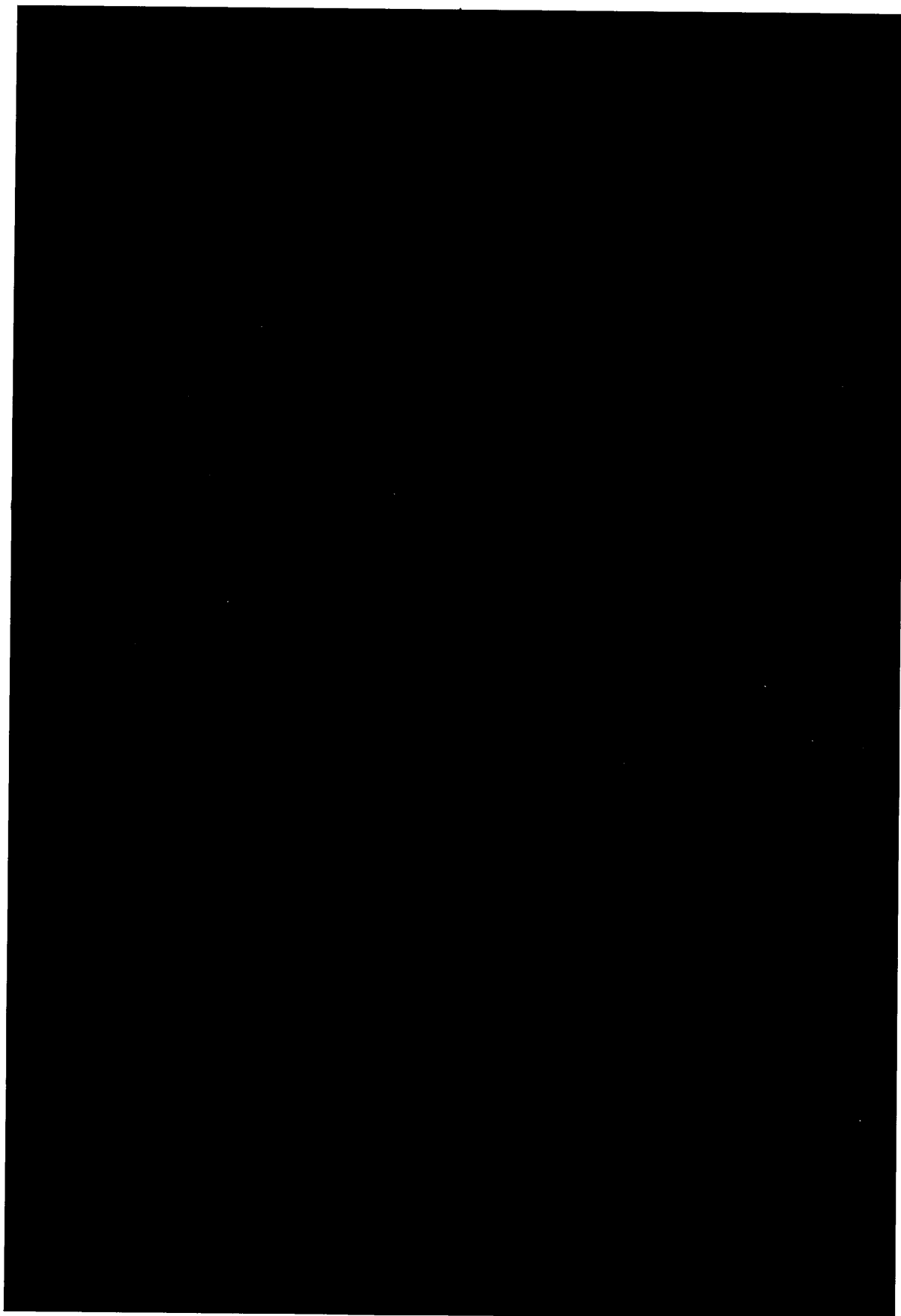
12/05/18内調内検討済み



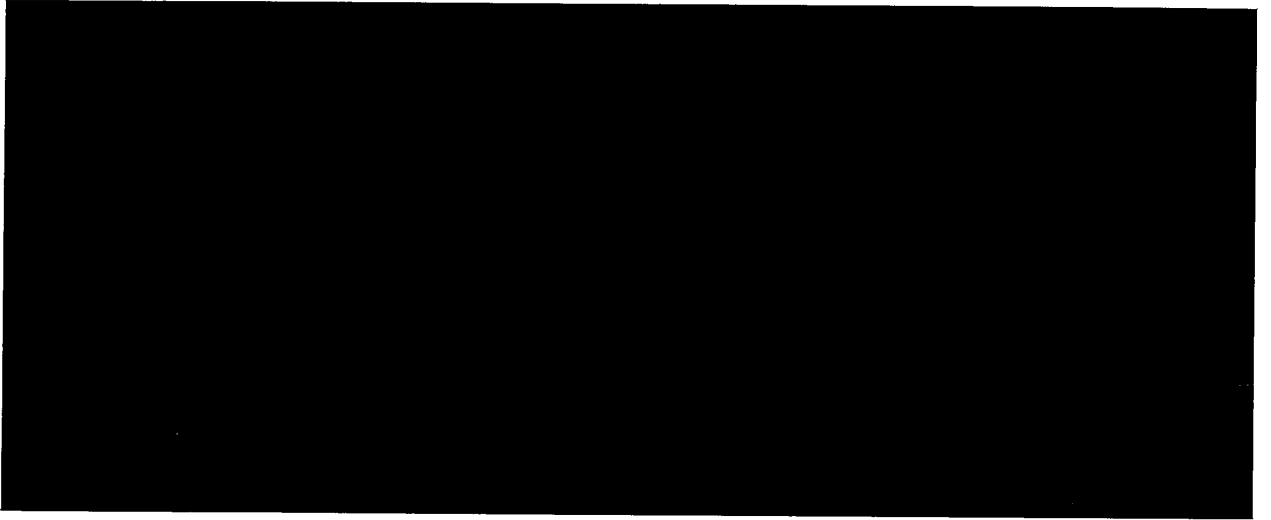
12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み

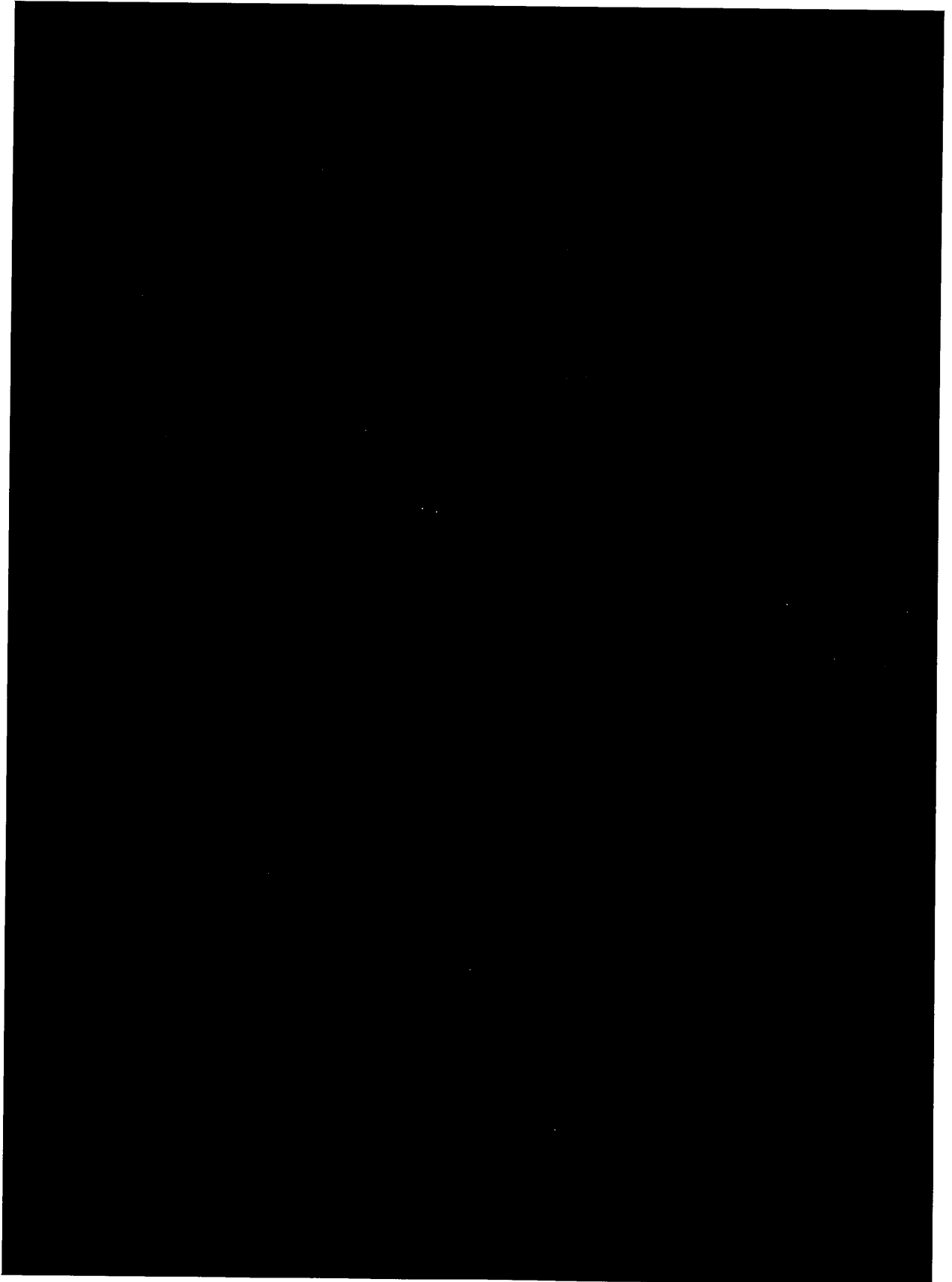


12/05/18内調内検討済み

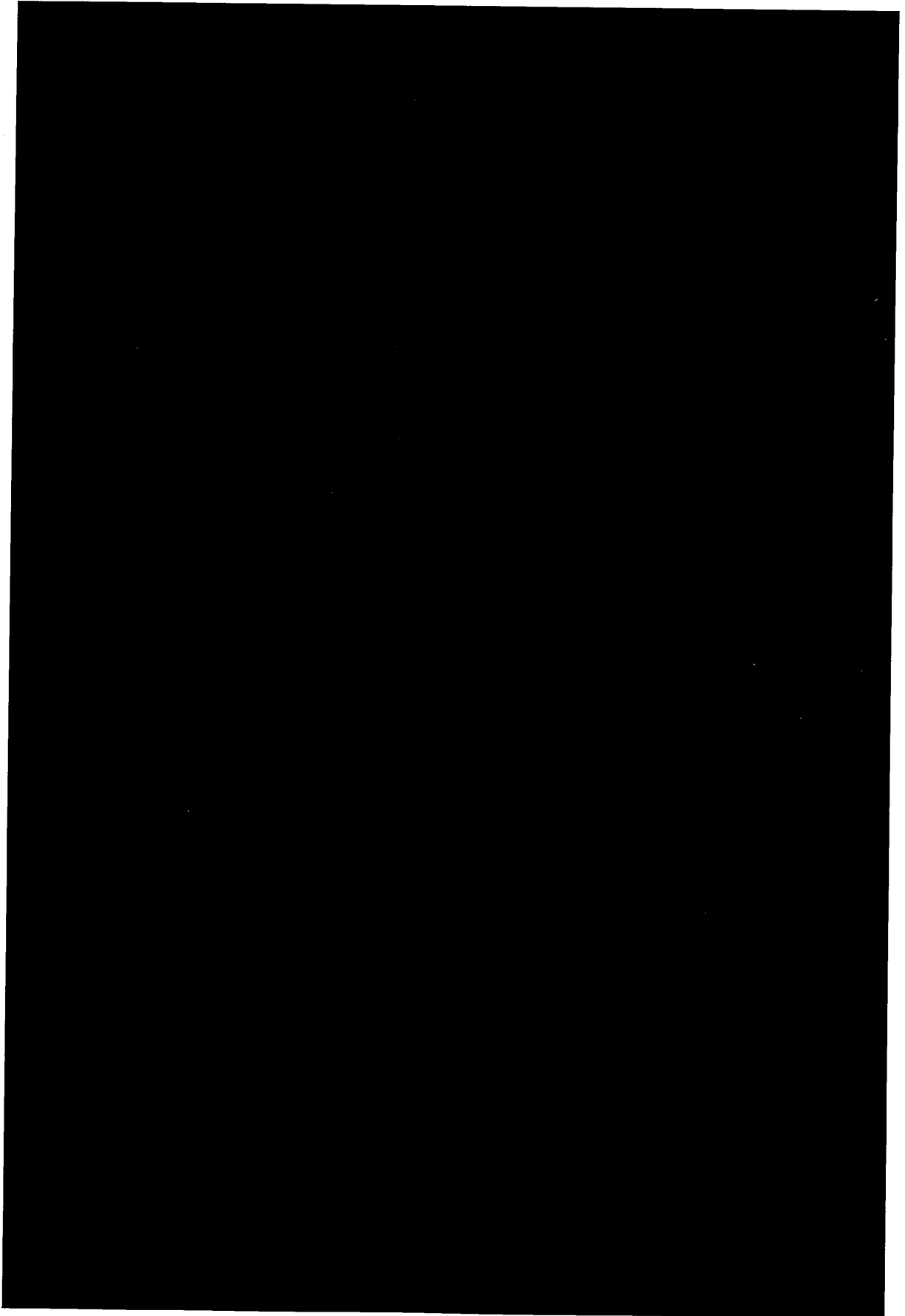


12/05/18内調内検討済み

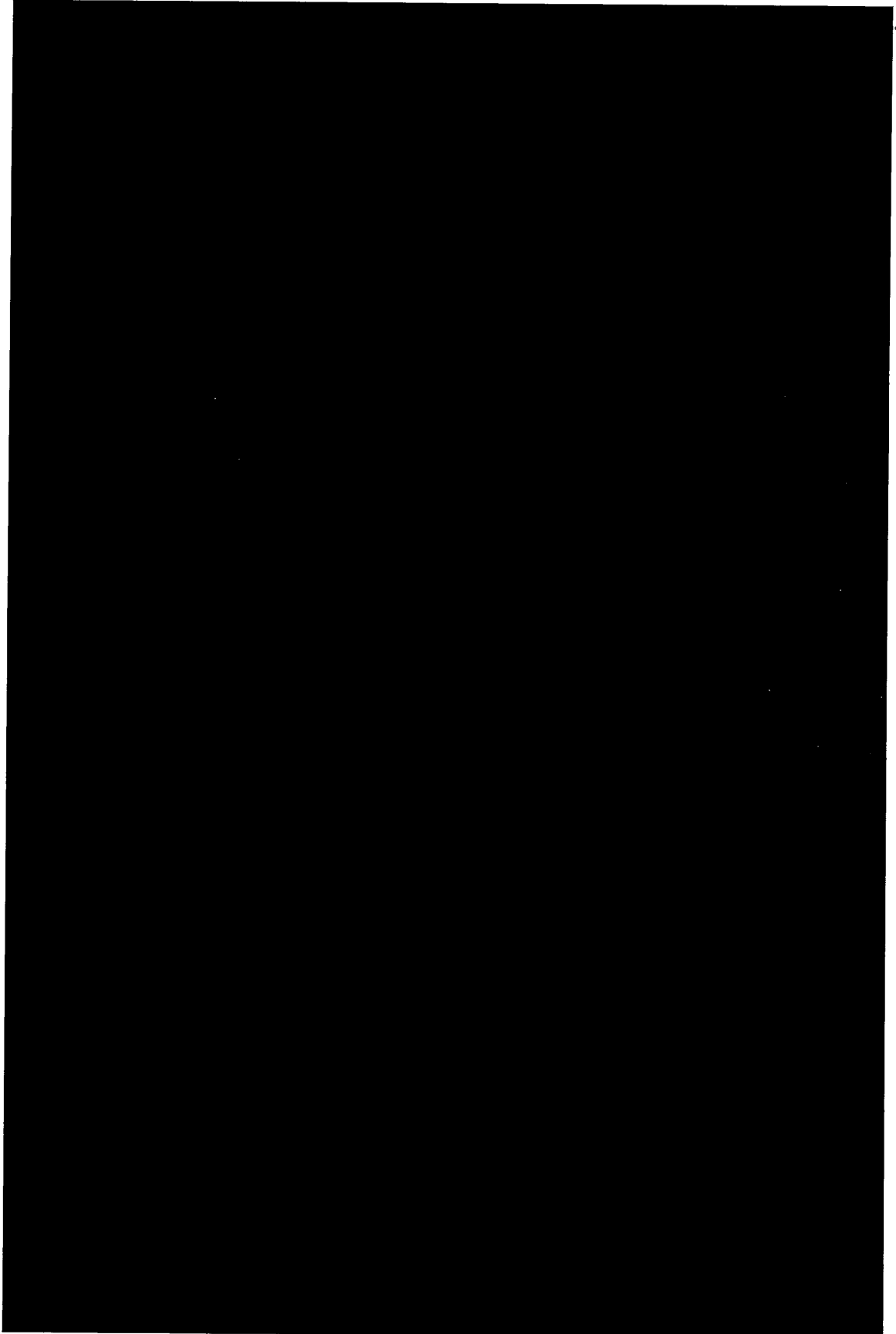
第7条（行政機関の職員に係る適性評価）



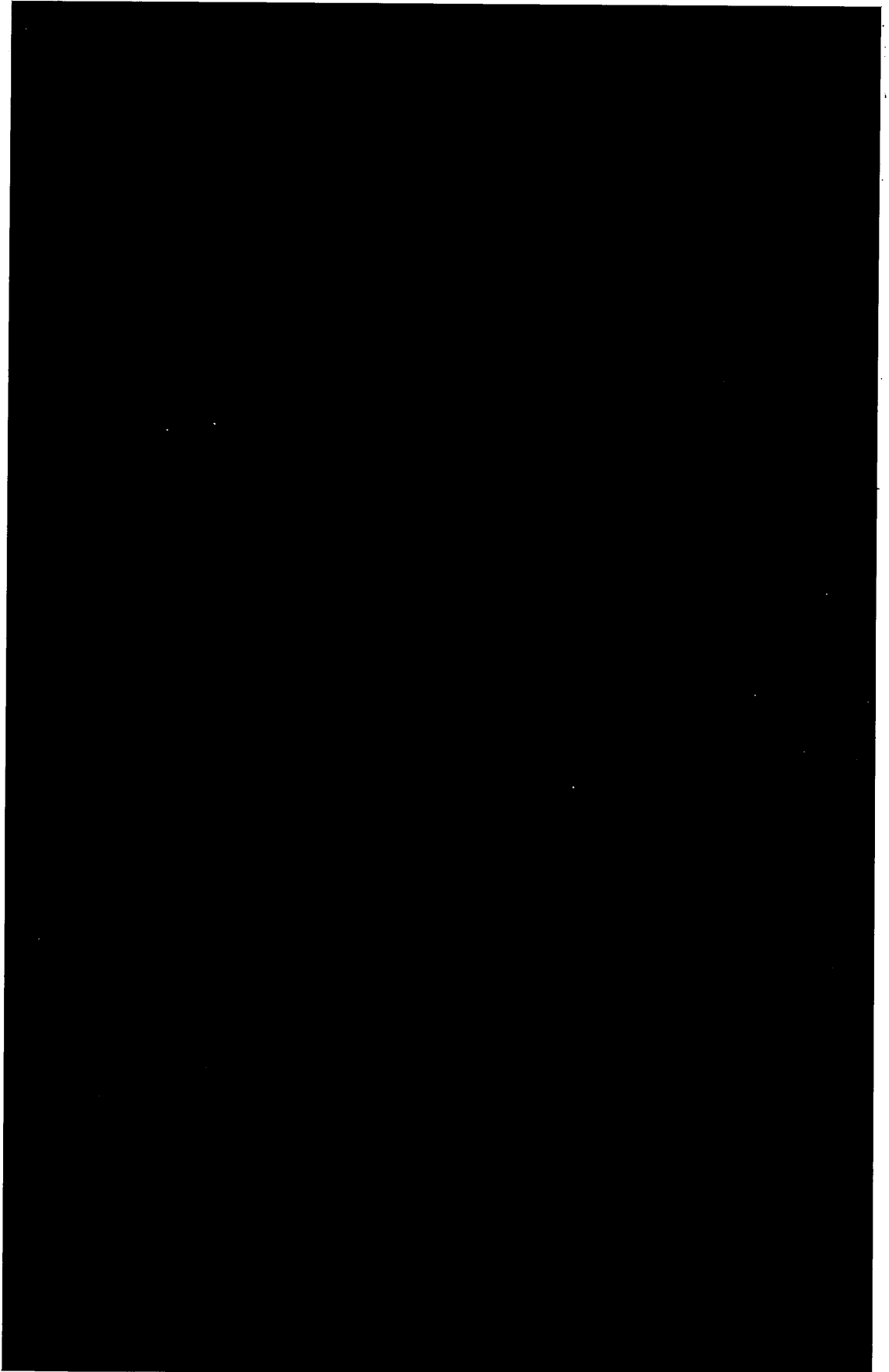
12/05/18内調内検討済み



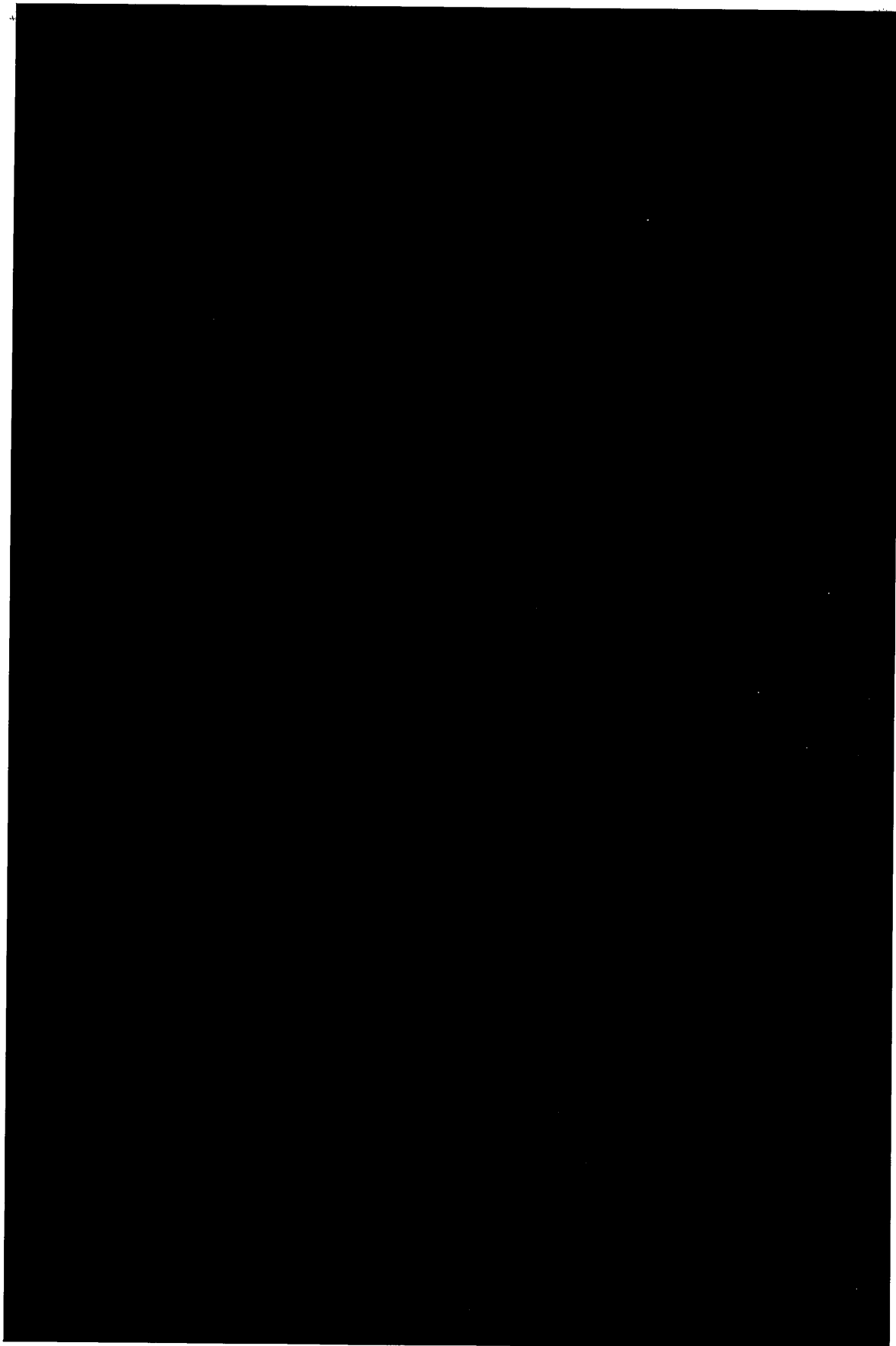
12/05/18内調内検討済み



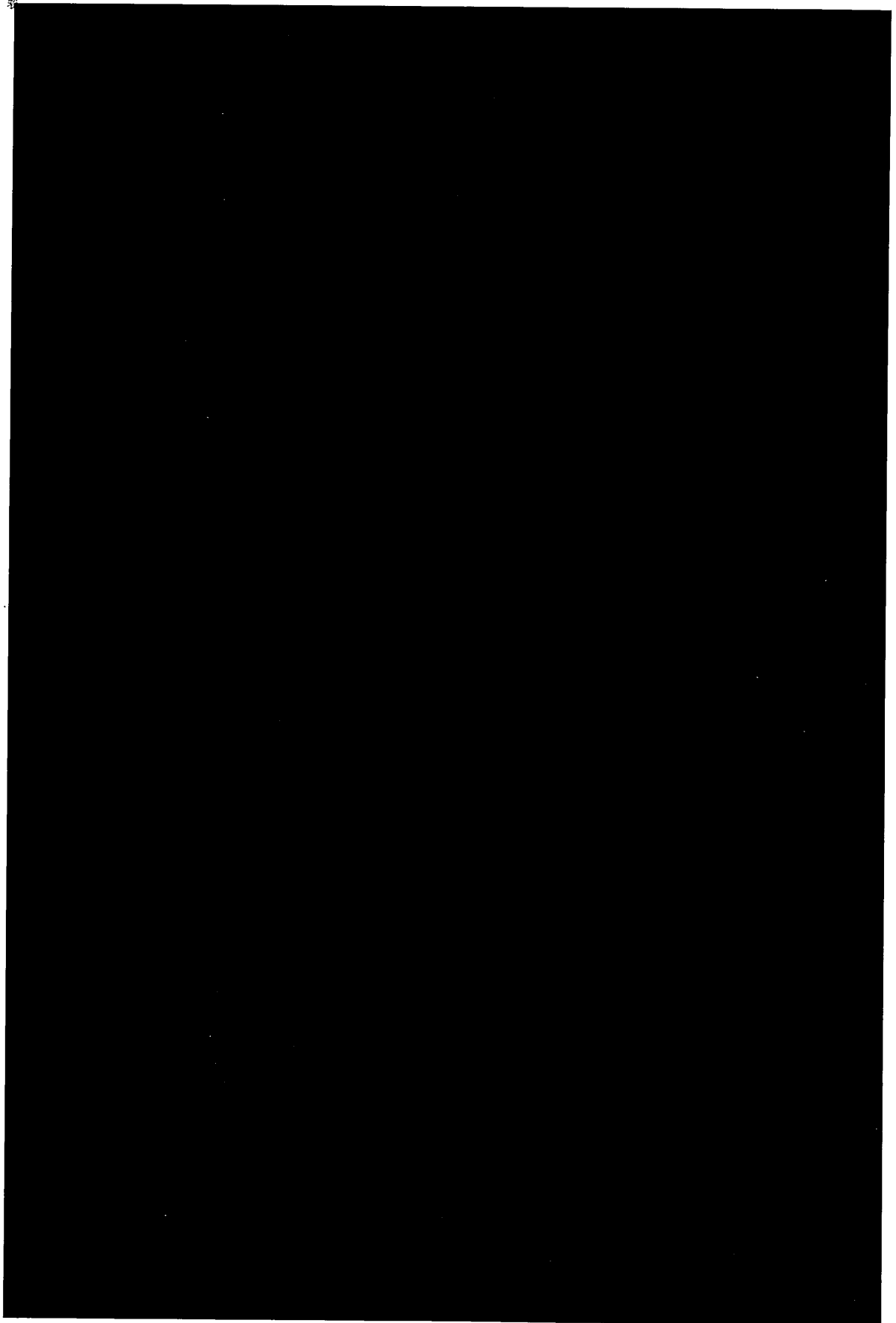
12/05/18内調内検討済み



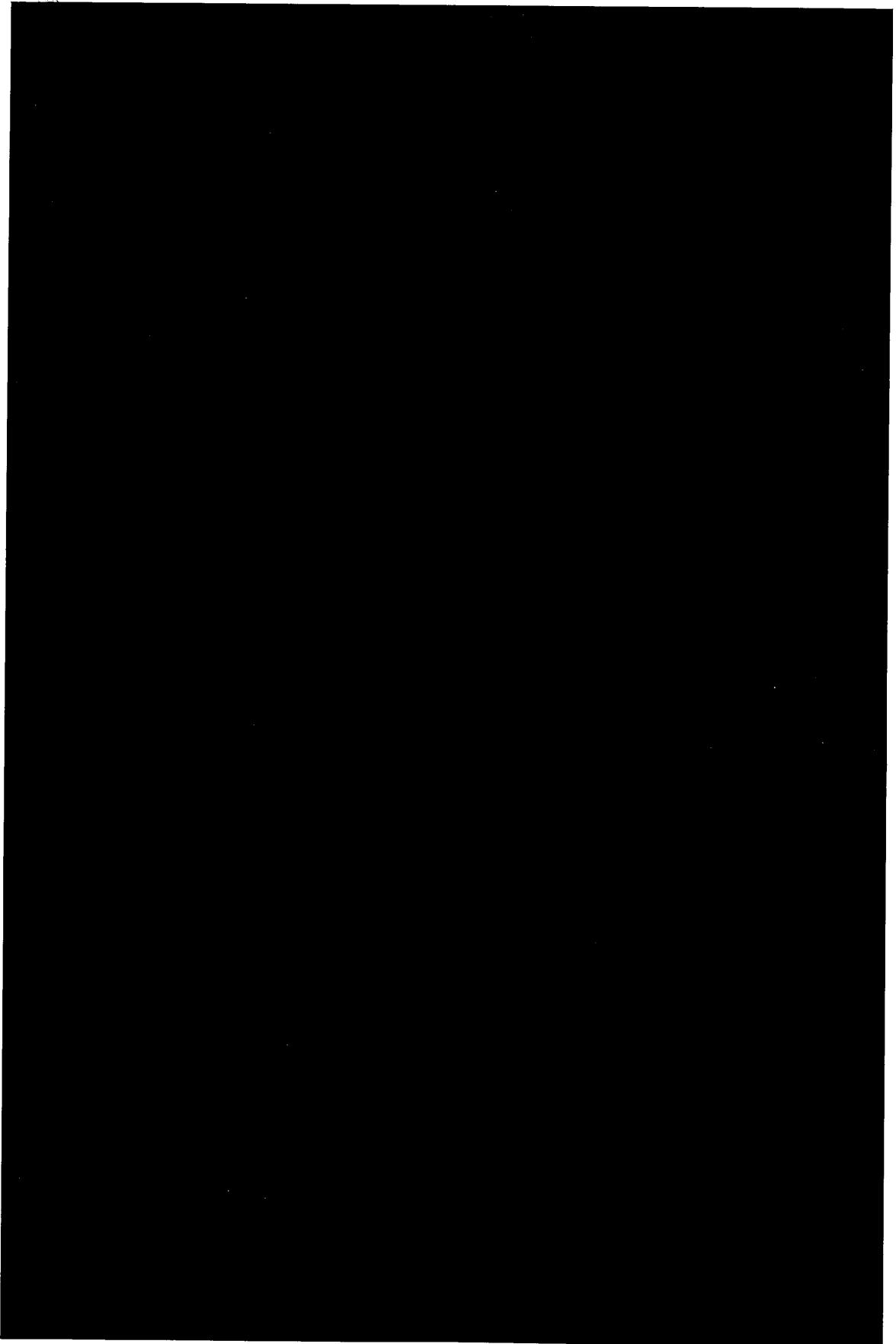
12/05/18内調内検討済み



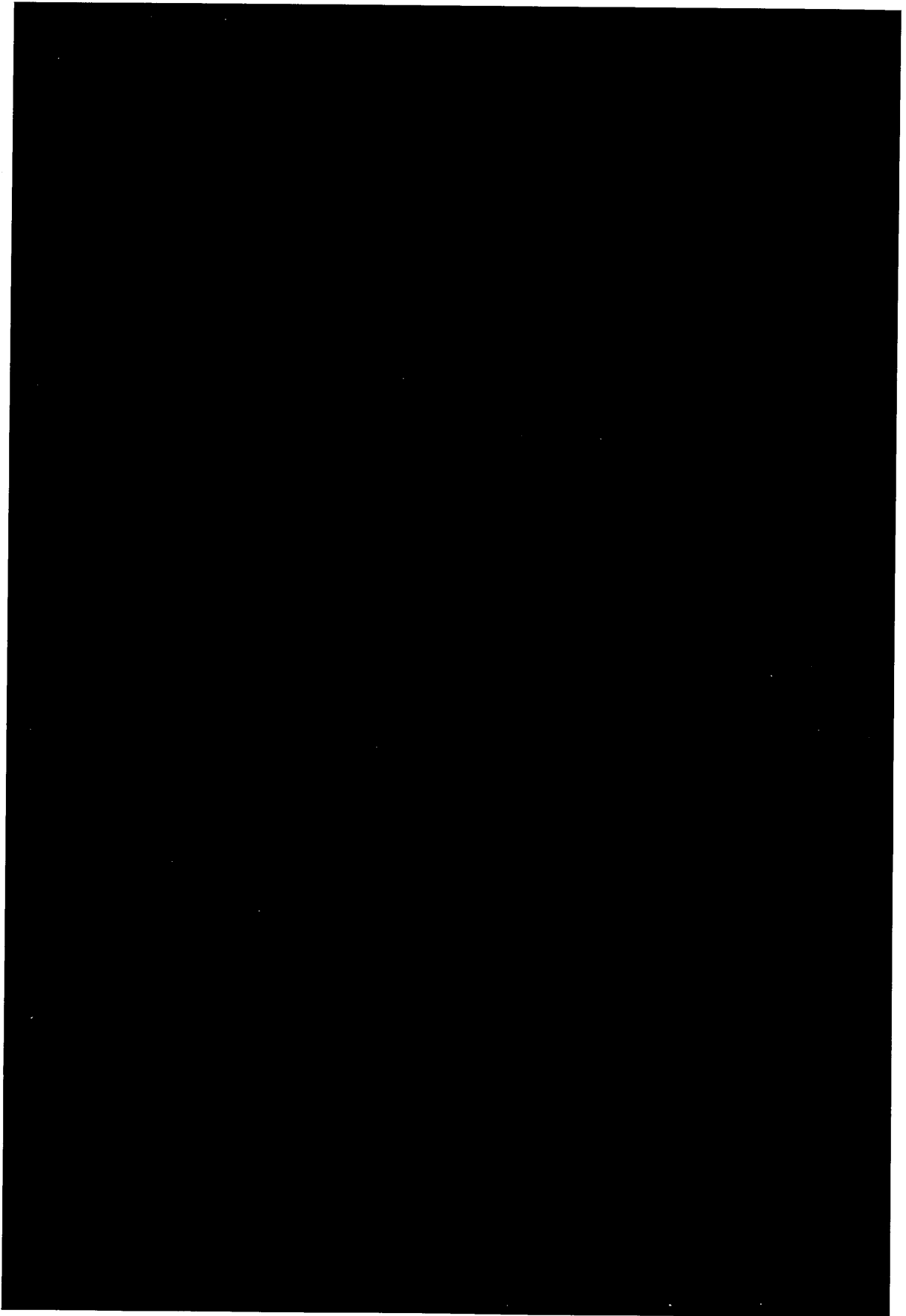
12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み

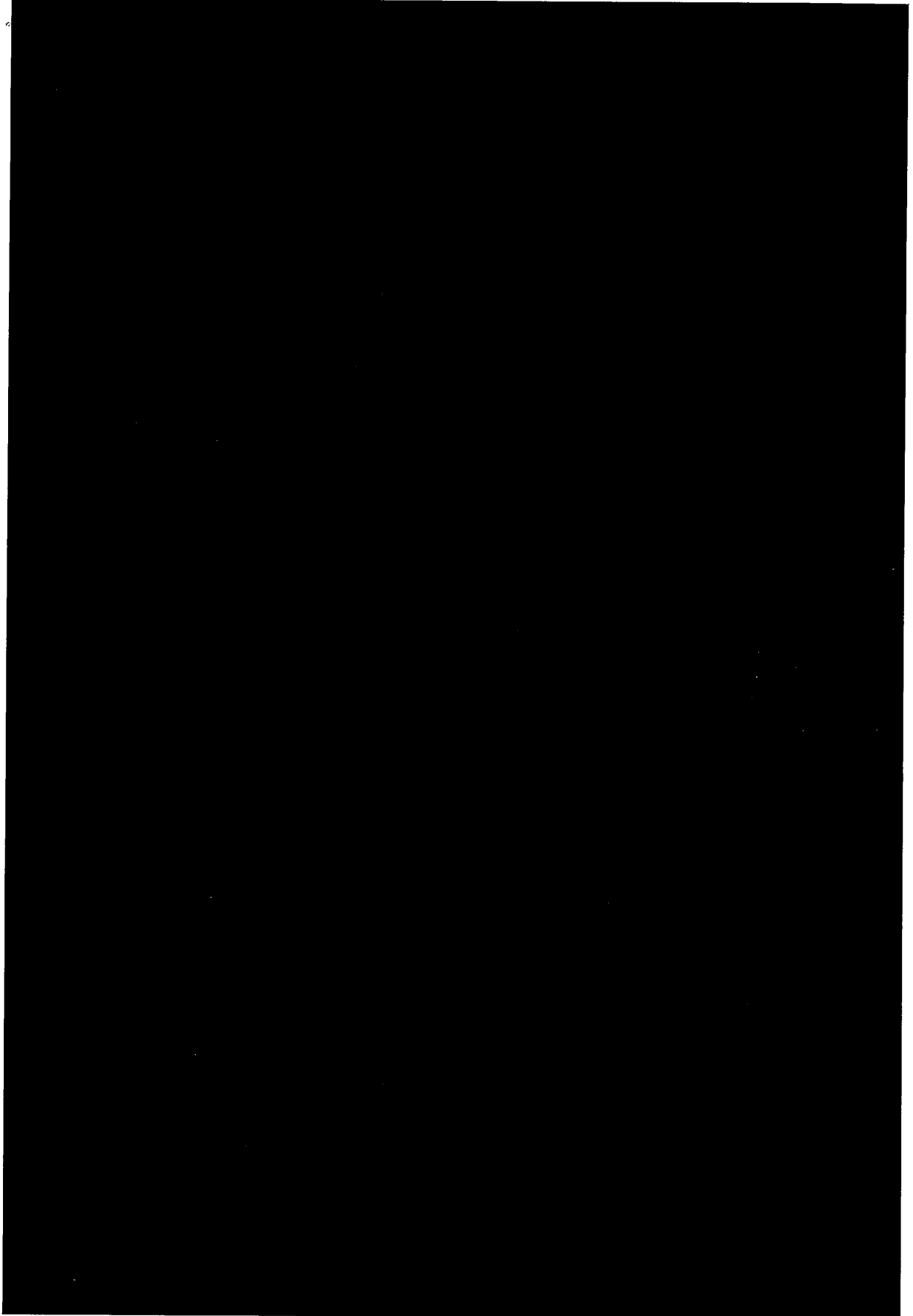


12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み

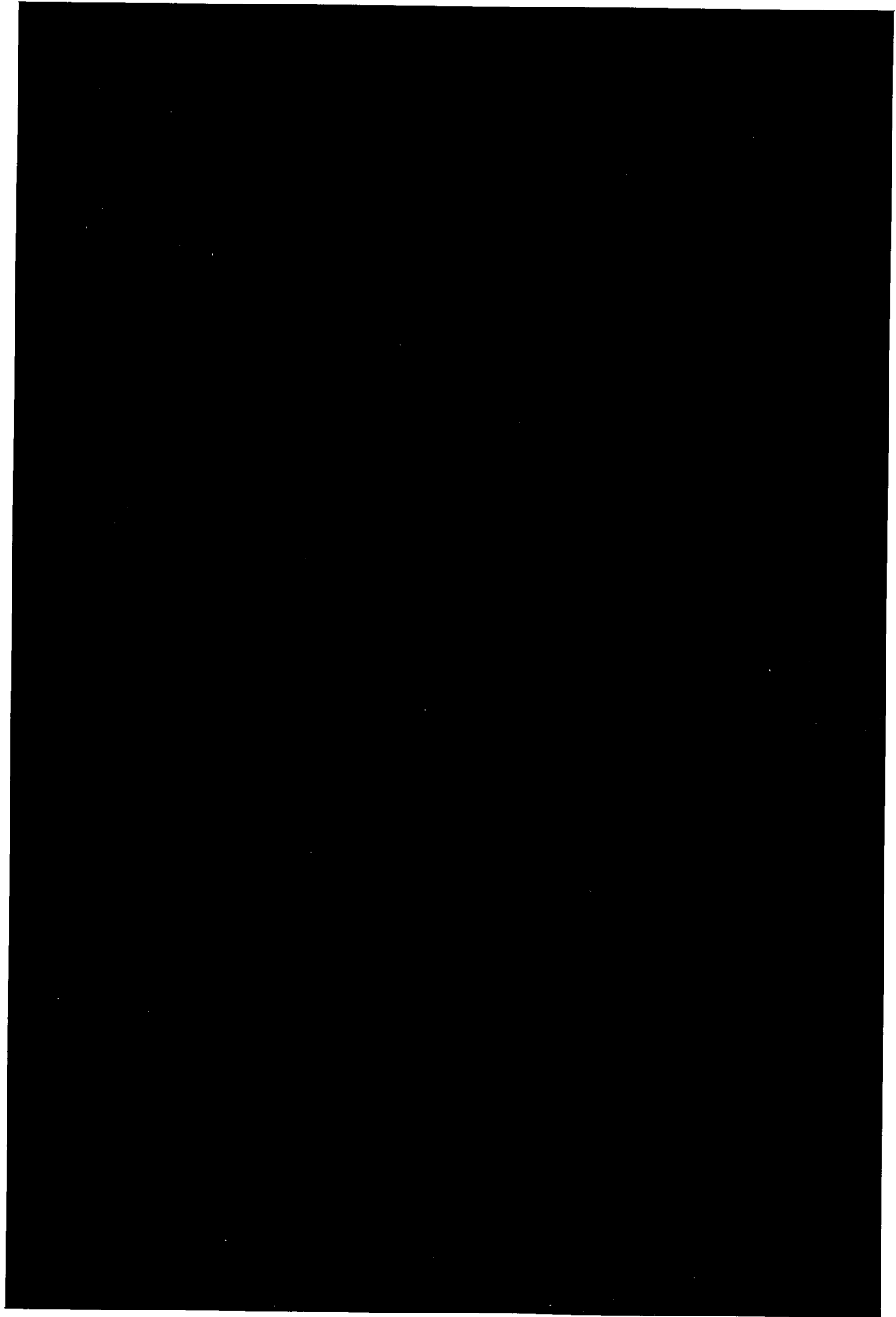
12/05/18内調内検討済み



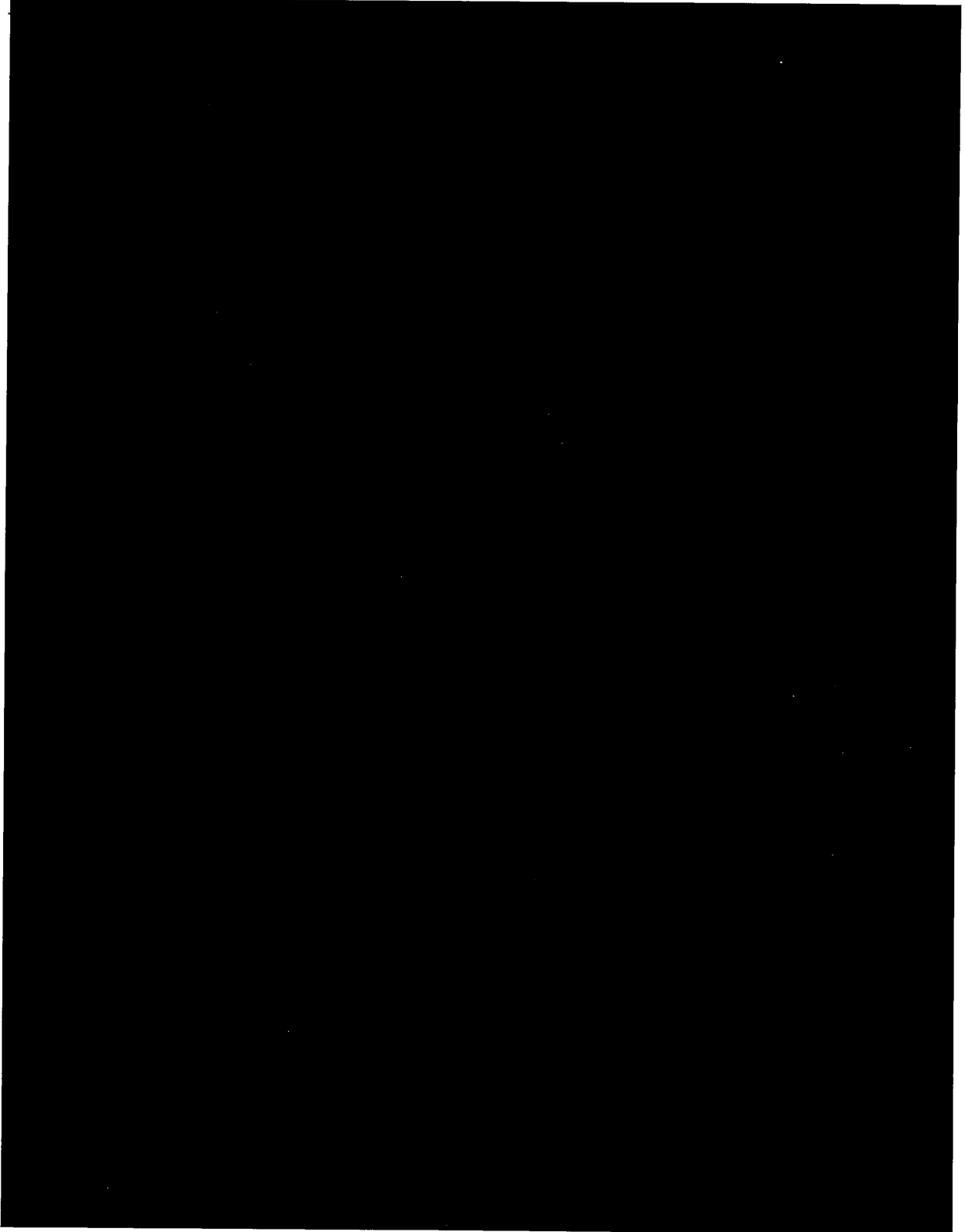
12/05/18内調内検討済み



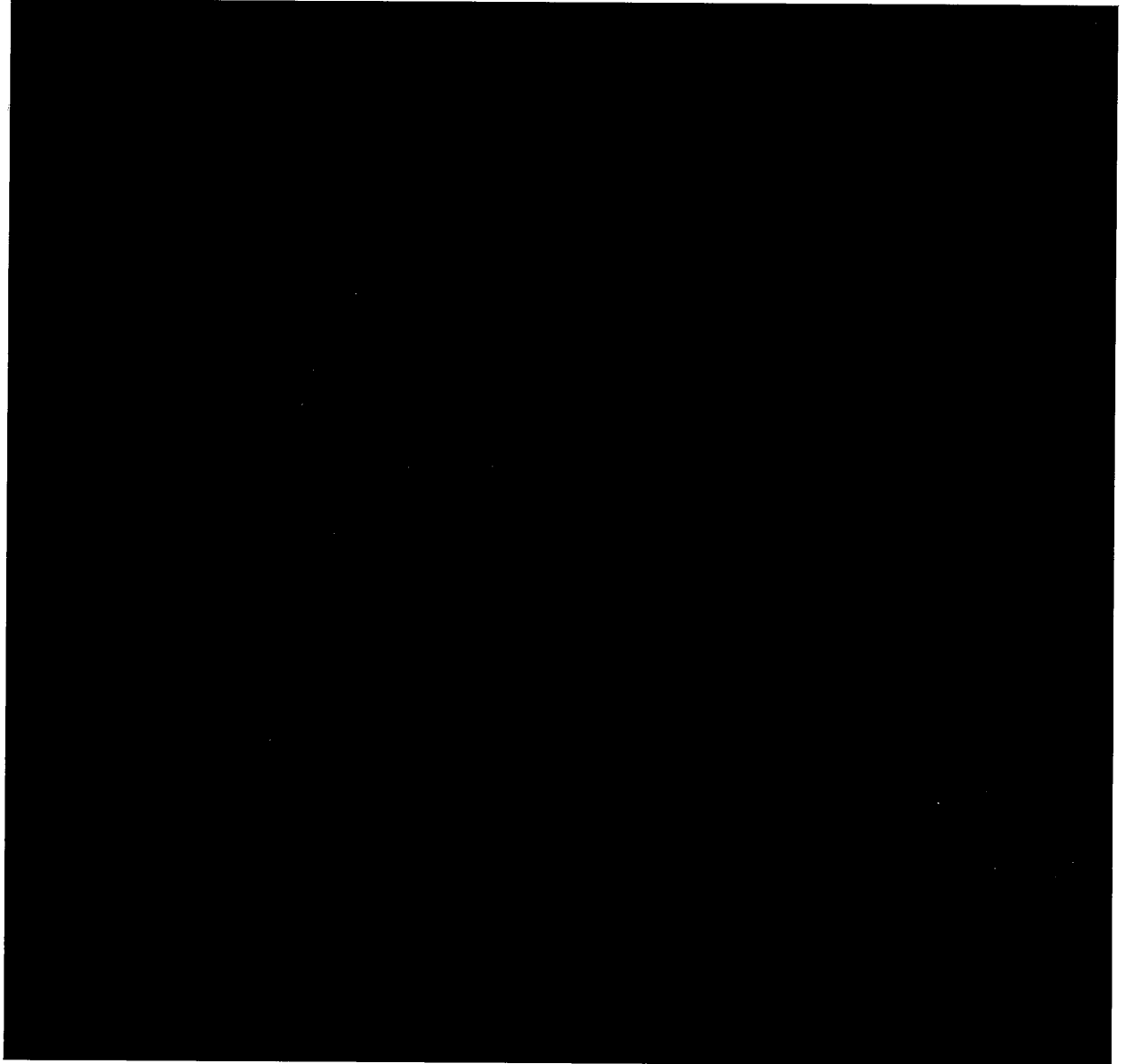
12/05/18内調内検討済み



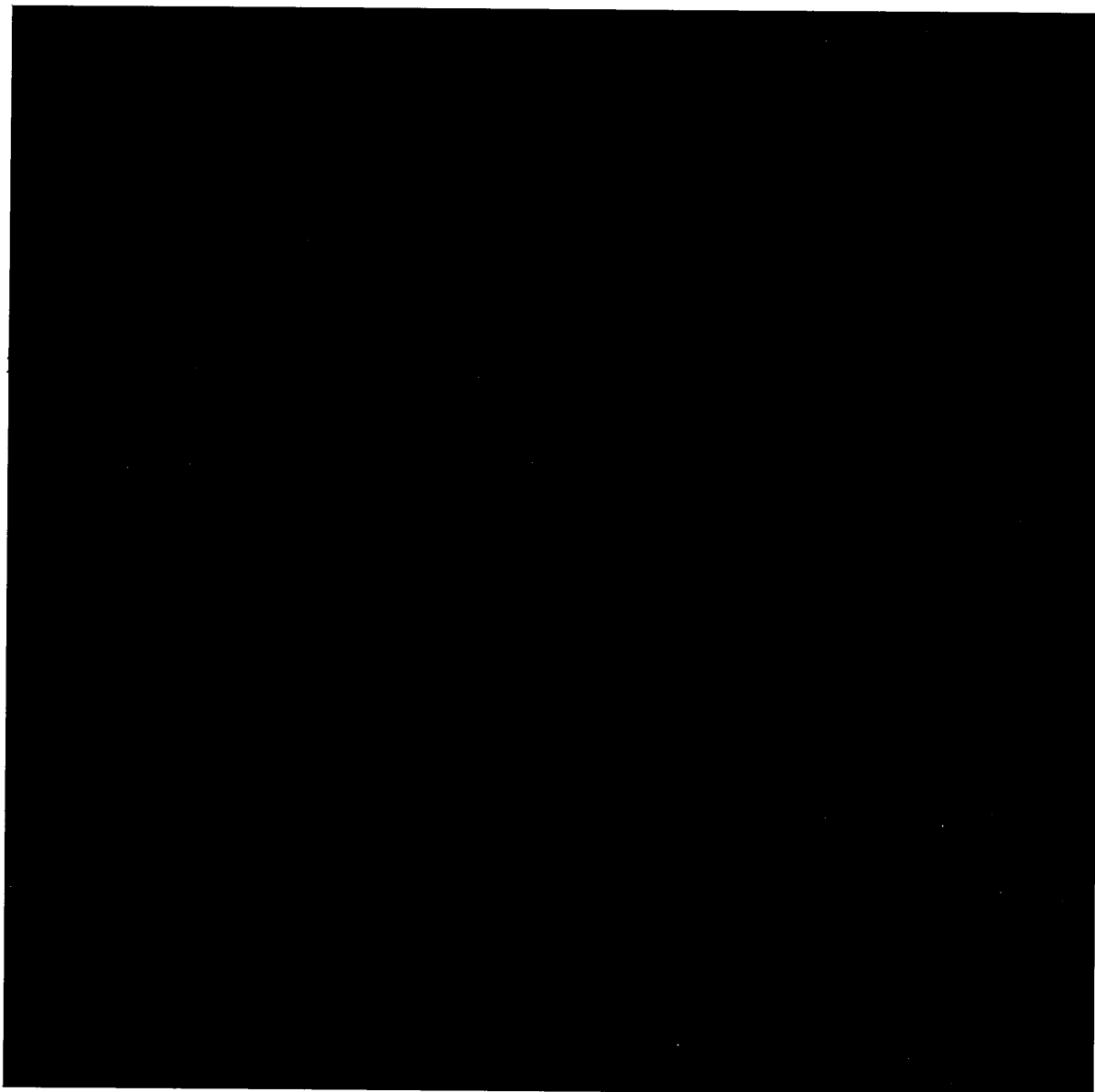
12/05/18内調内検討済み



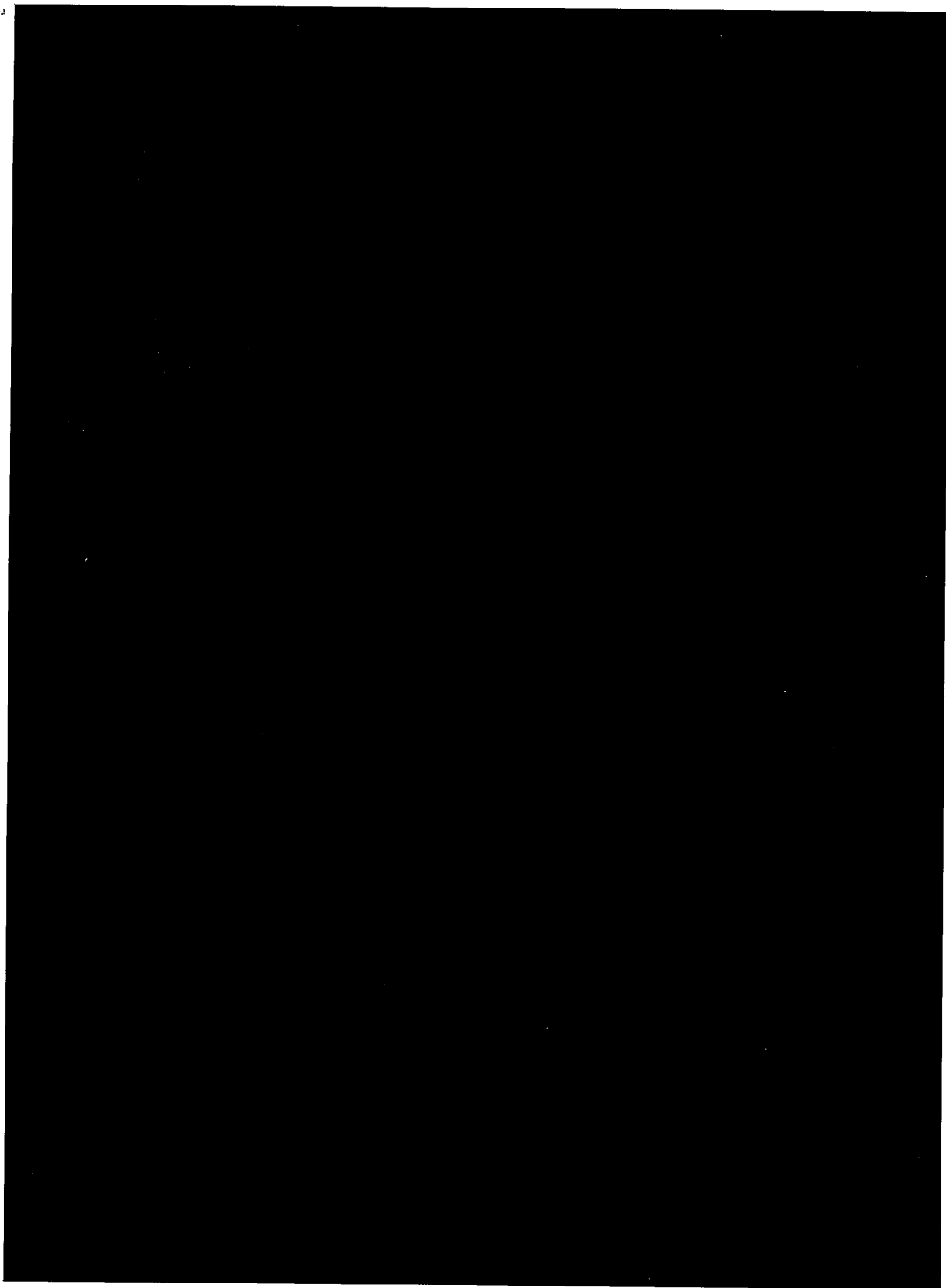
12/05/18内調内検討済み



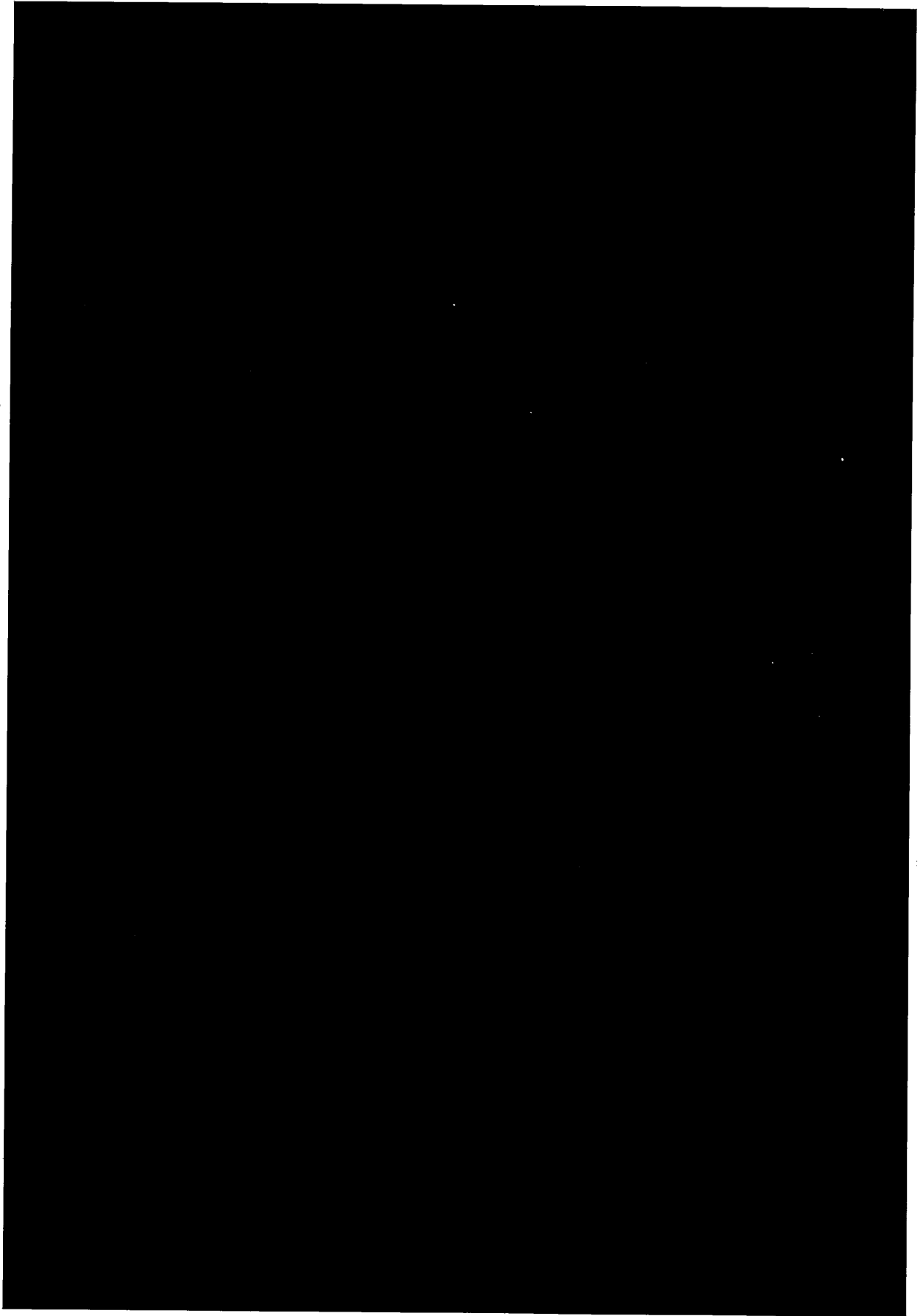
12/05/18内調内検討済み



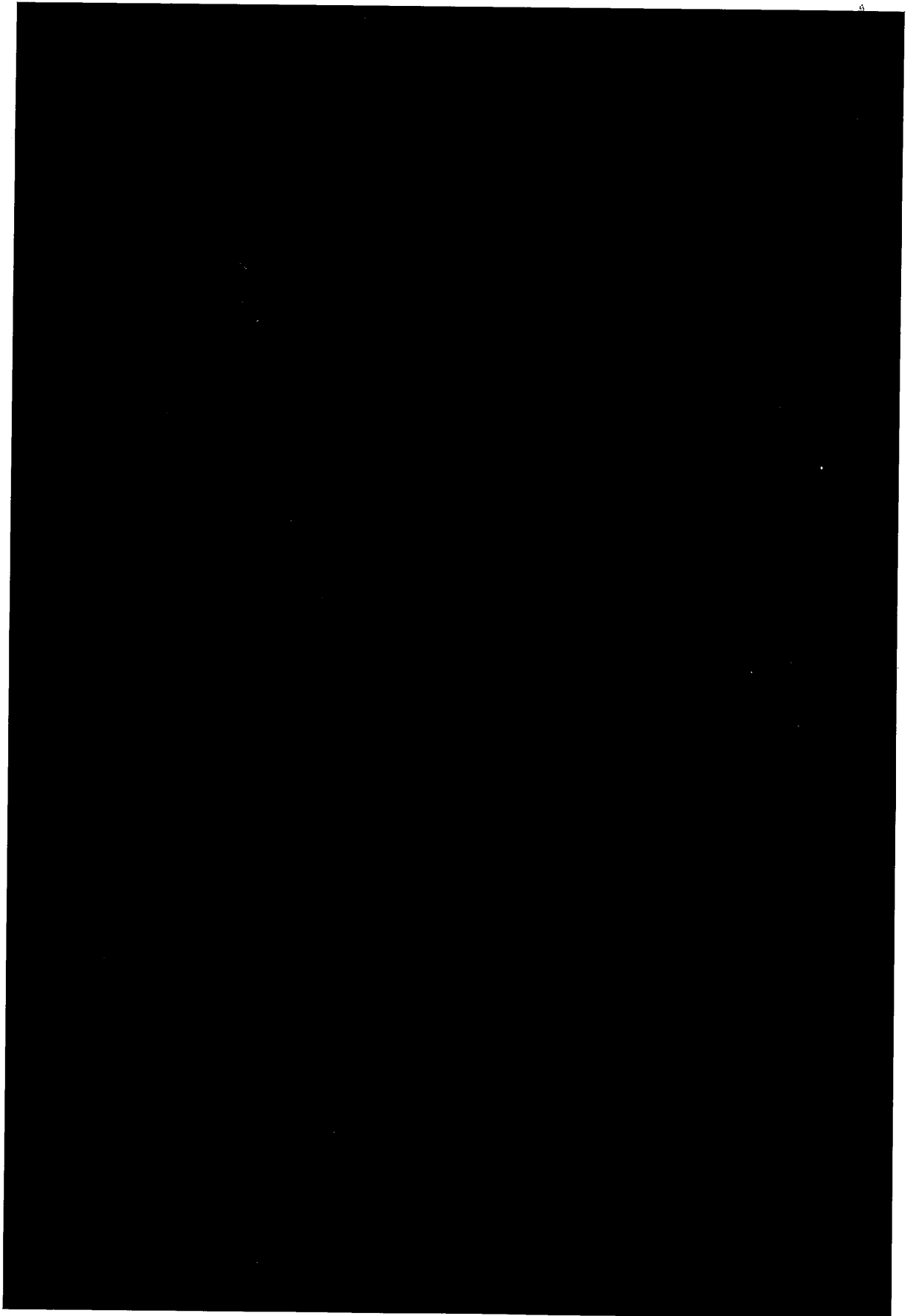
12/05/18内調内検討済み



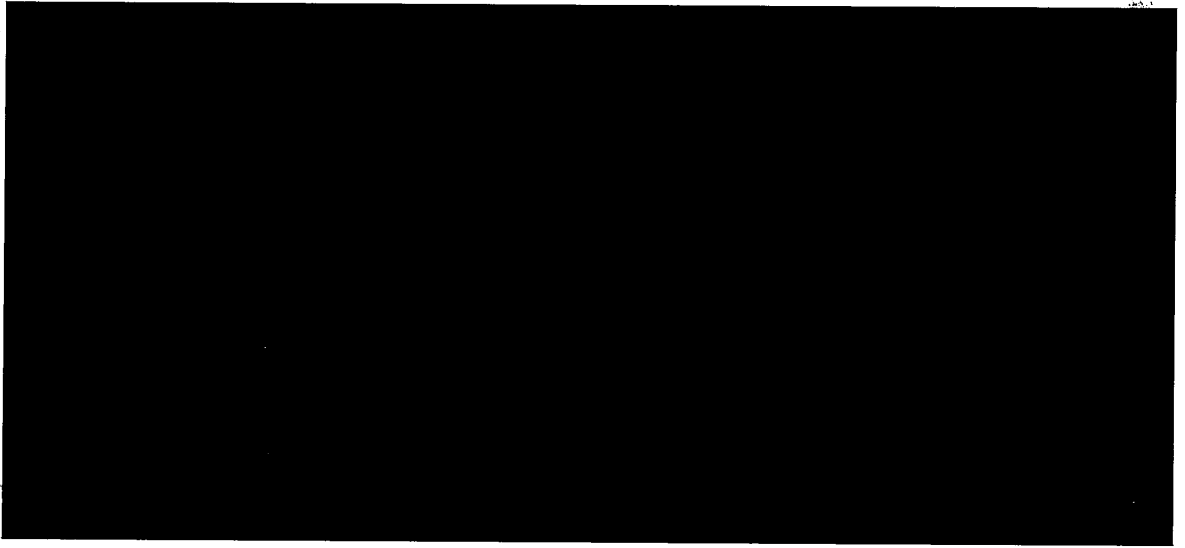
12/05/18内調内検討済み



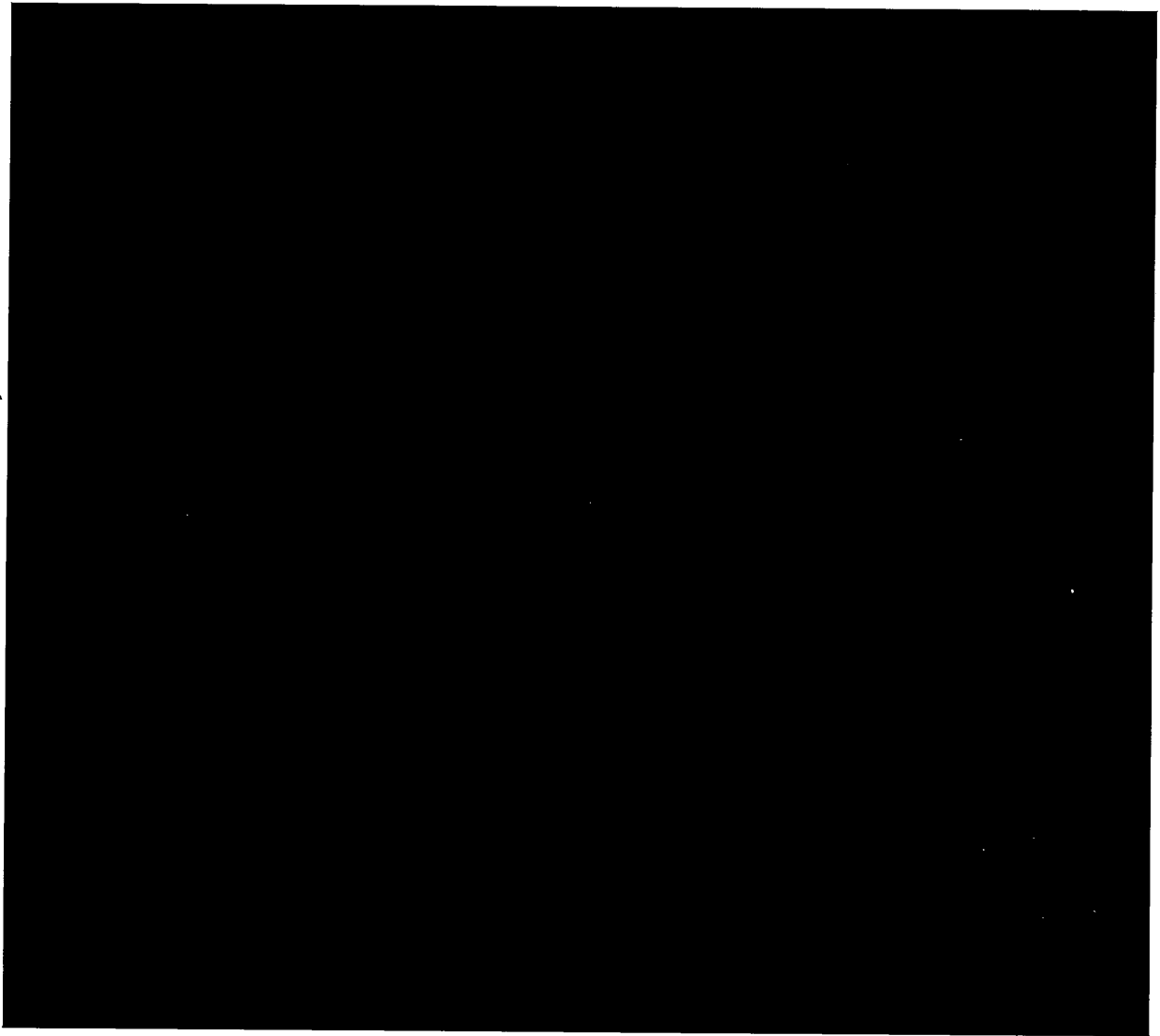
12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み

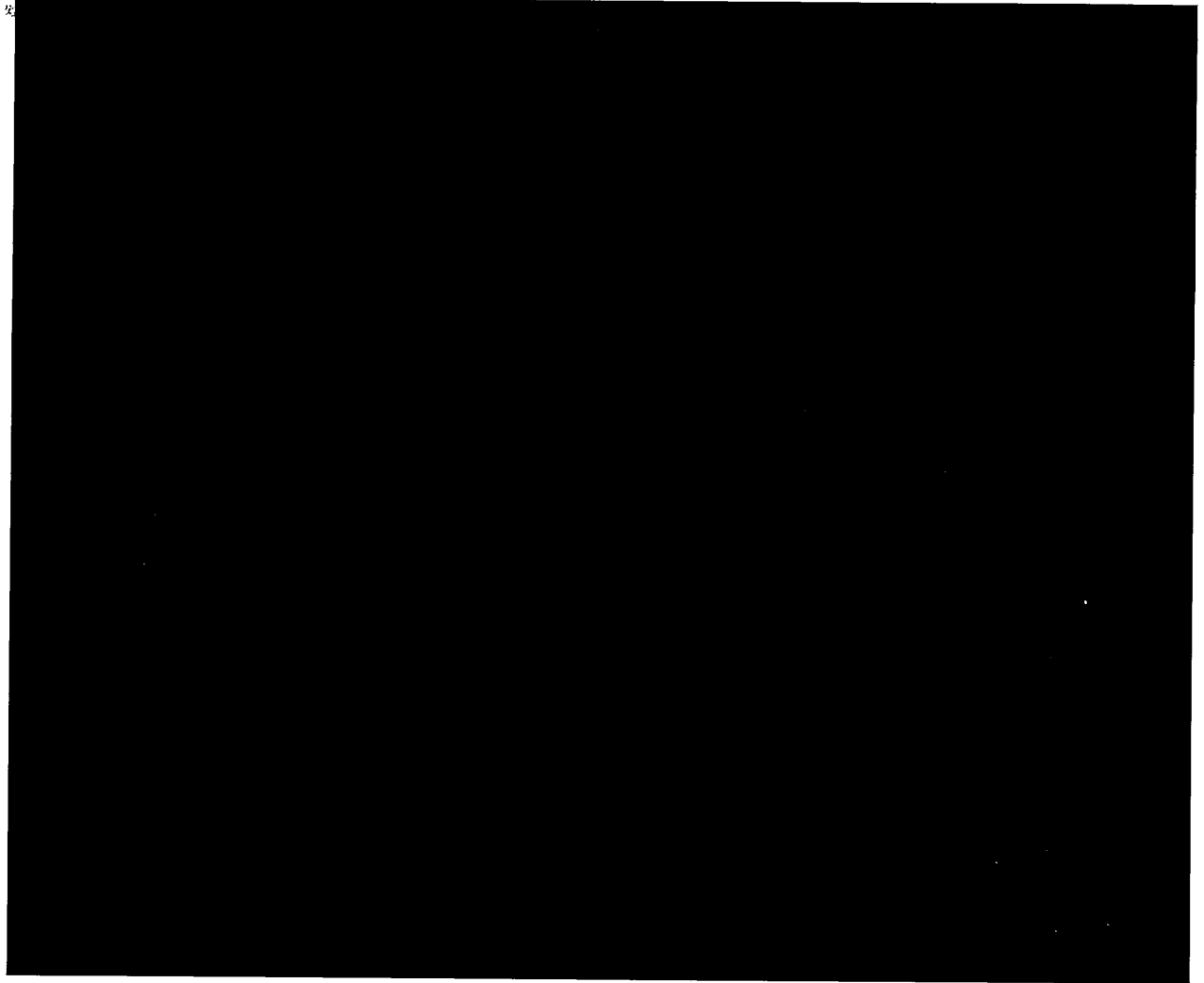


12/05/18内調内検討済み

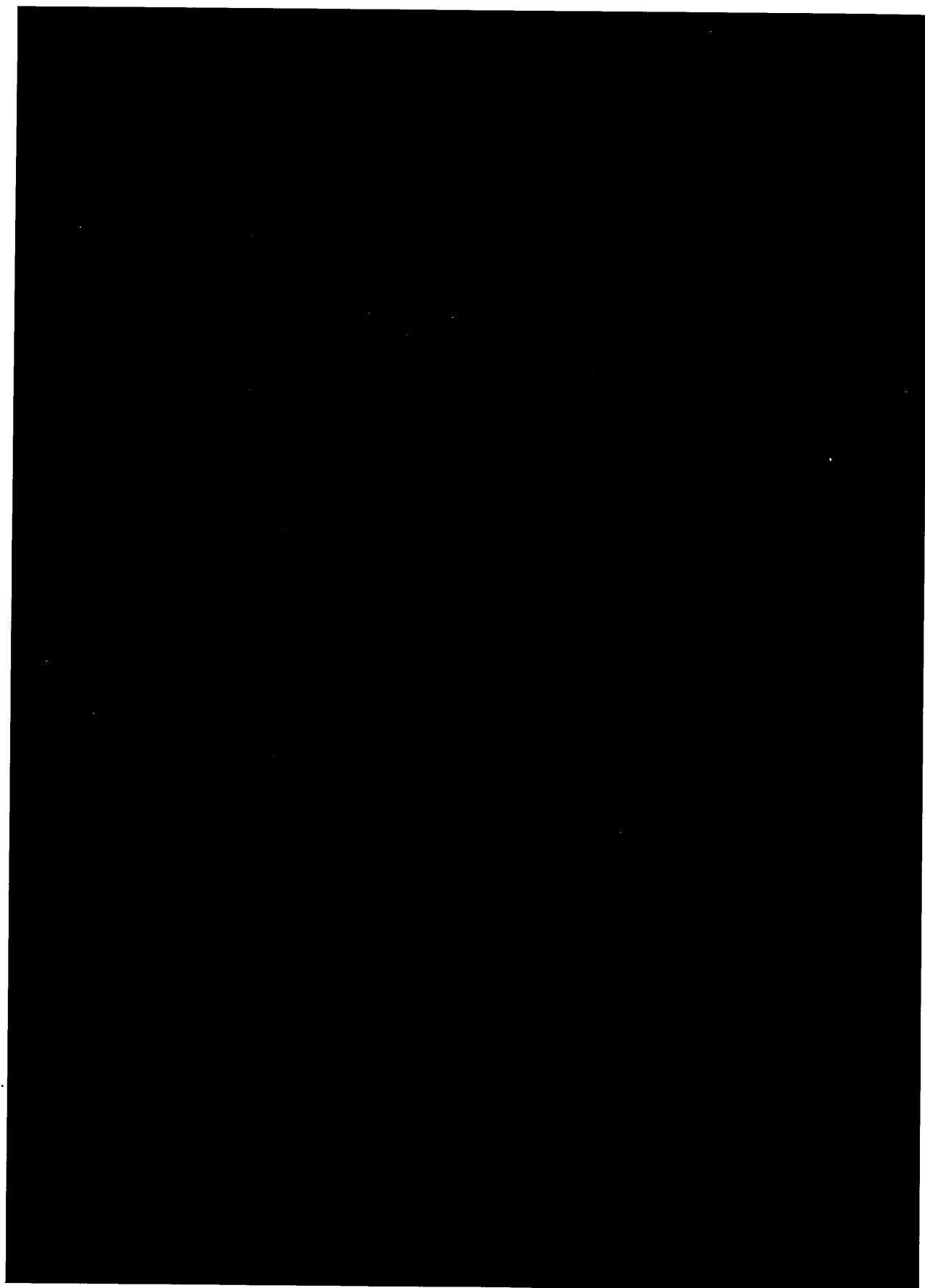


12/05/18内調内検討済み

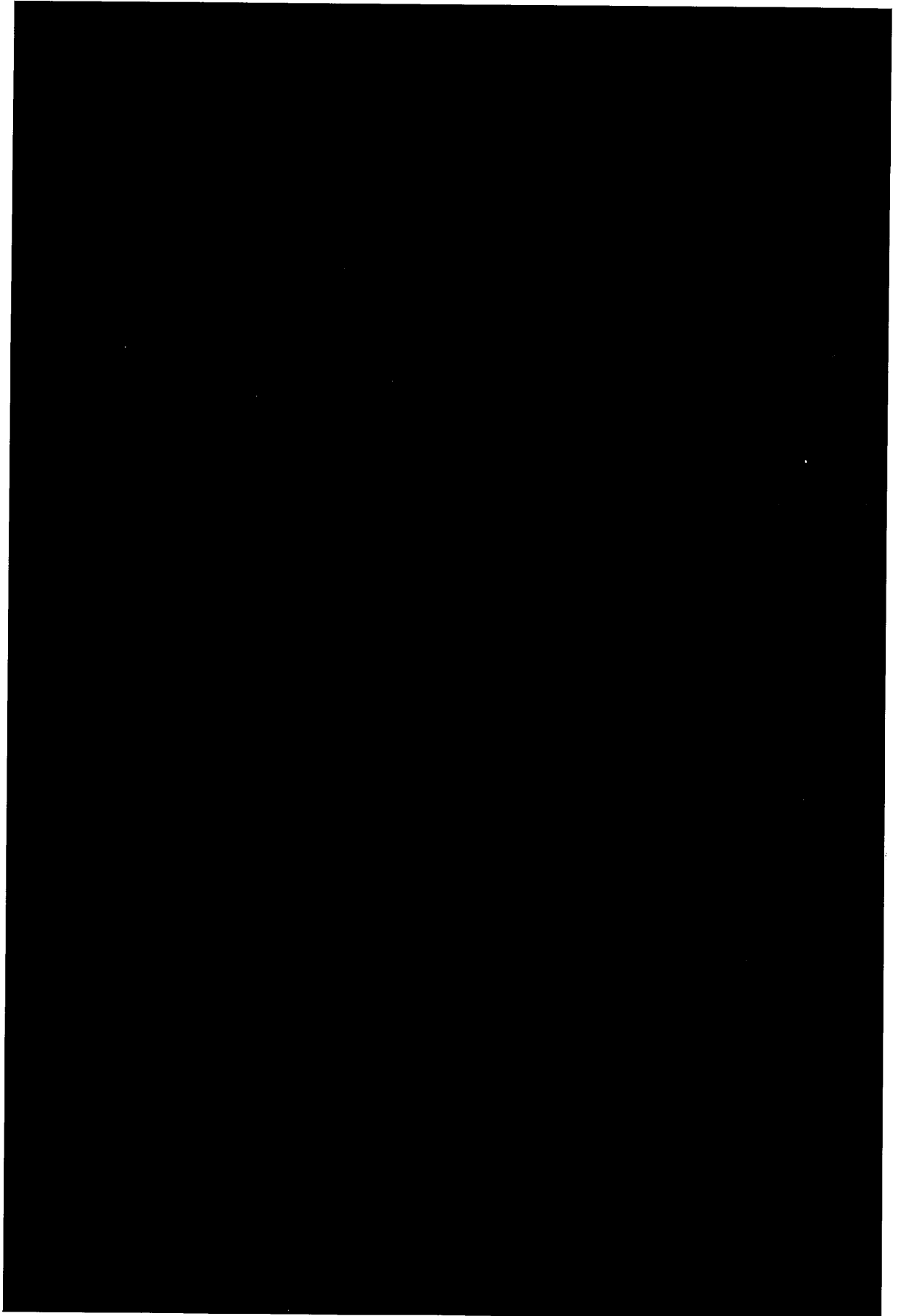
発



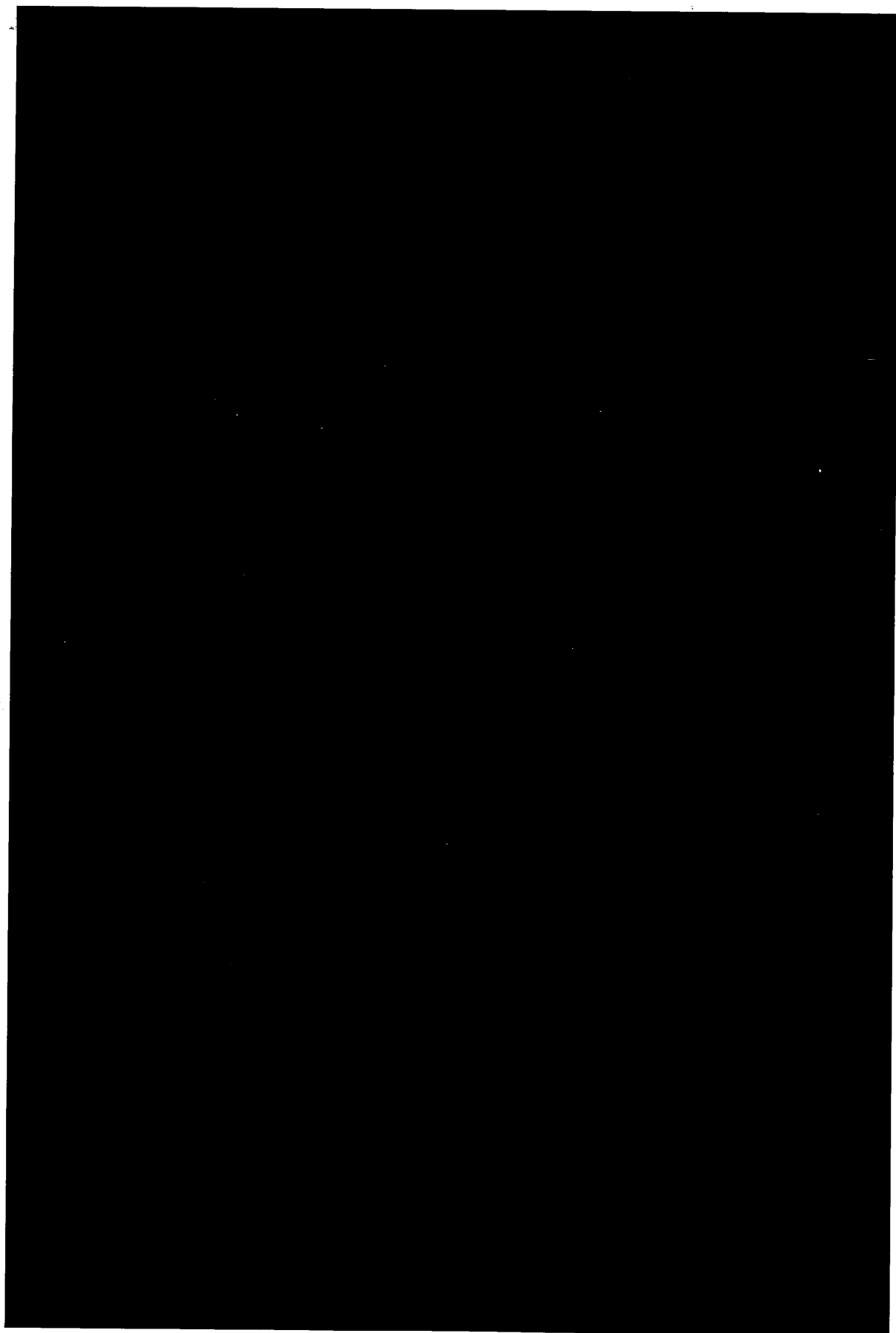
12/05/18内調内検討済み



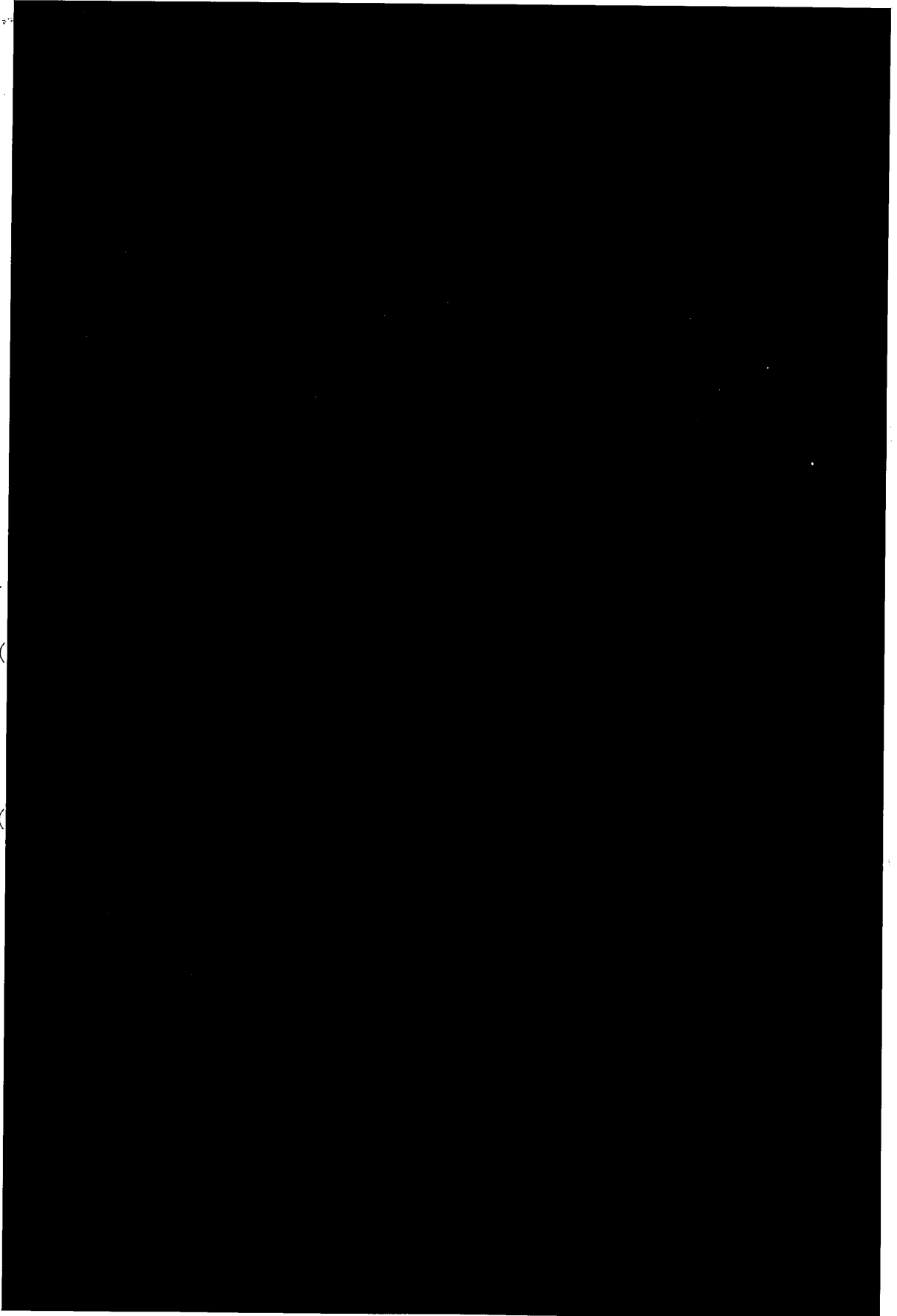
12/05/18内調内検討済み



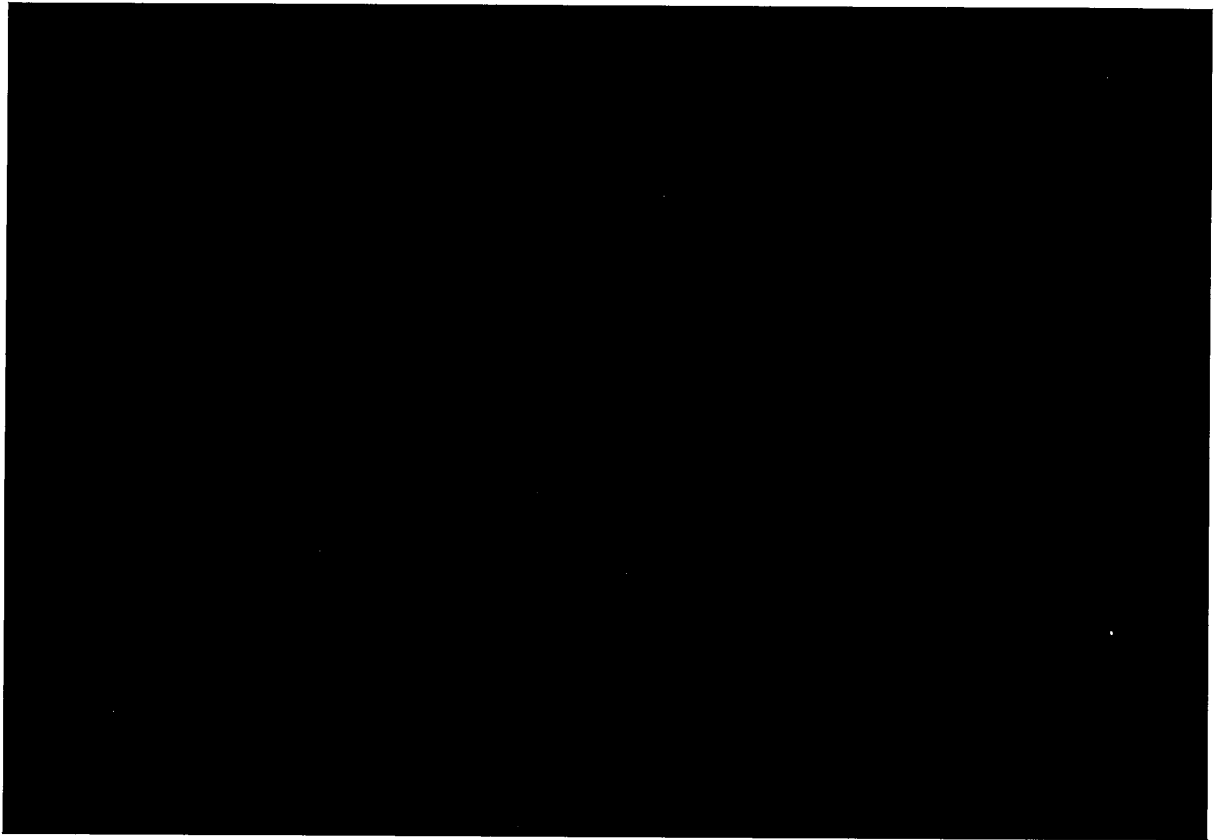
12/05/18内調内検討済み



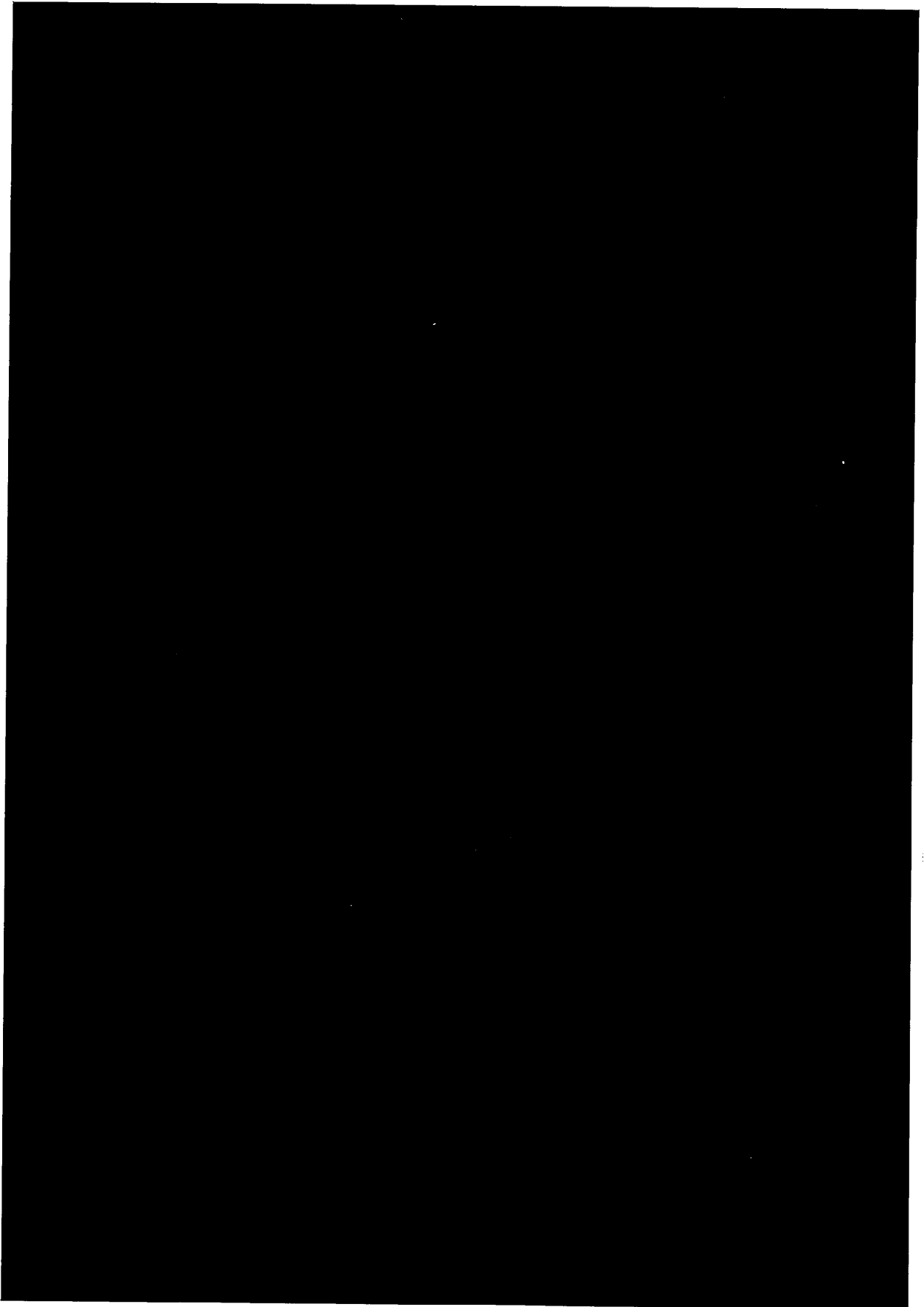
12/05/18内調内検討済み



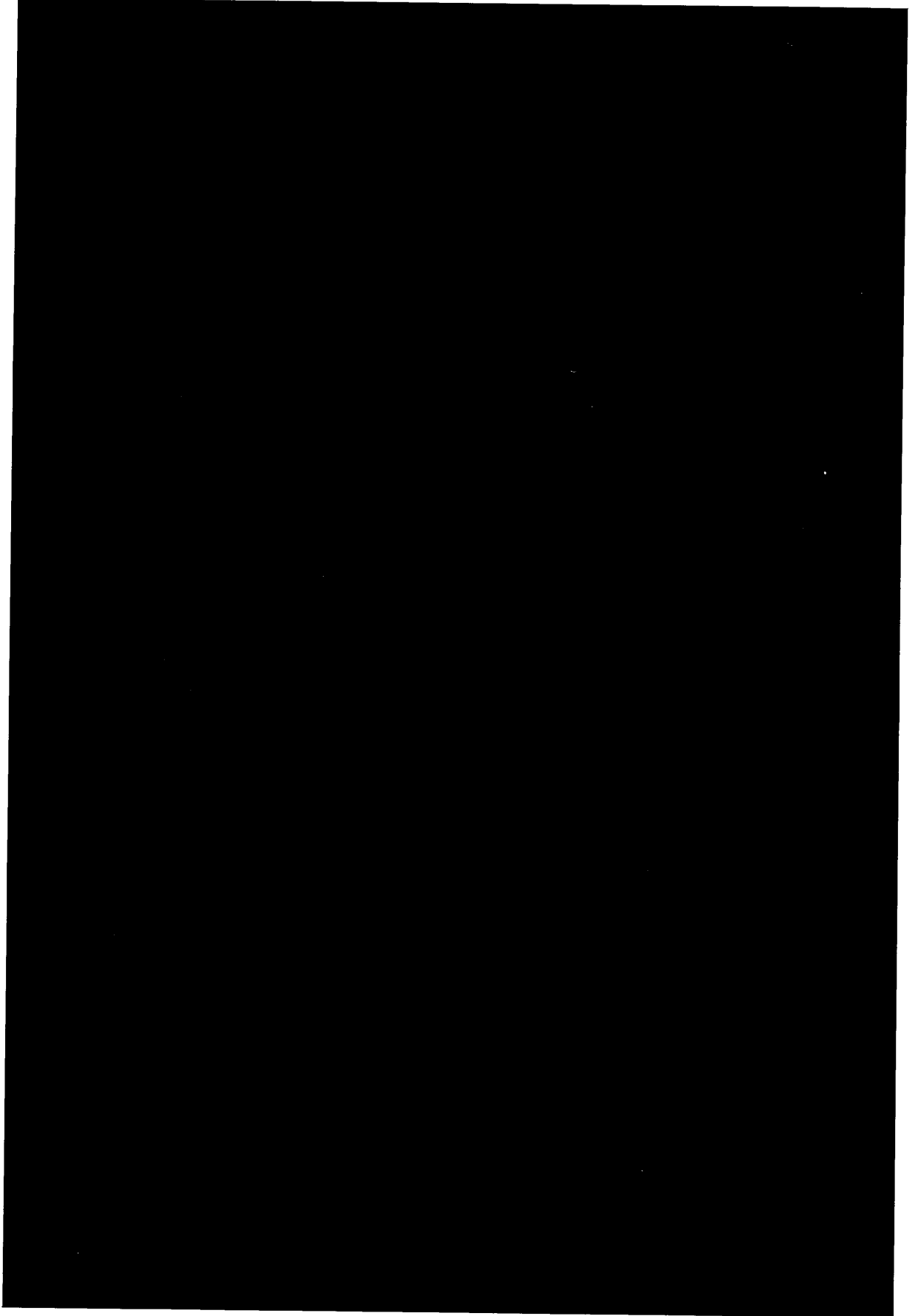
12/05/18内調内検討済み



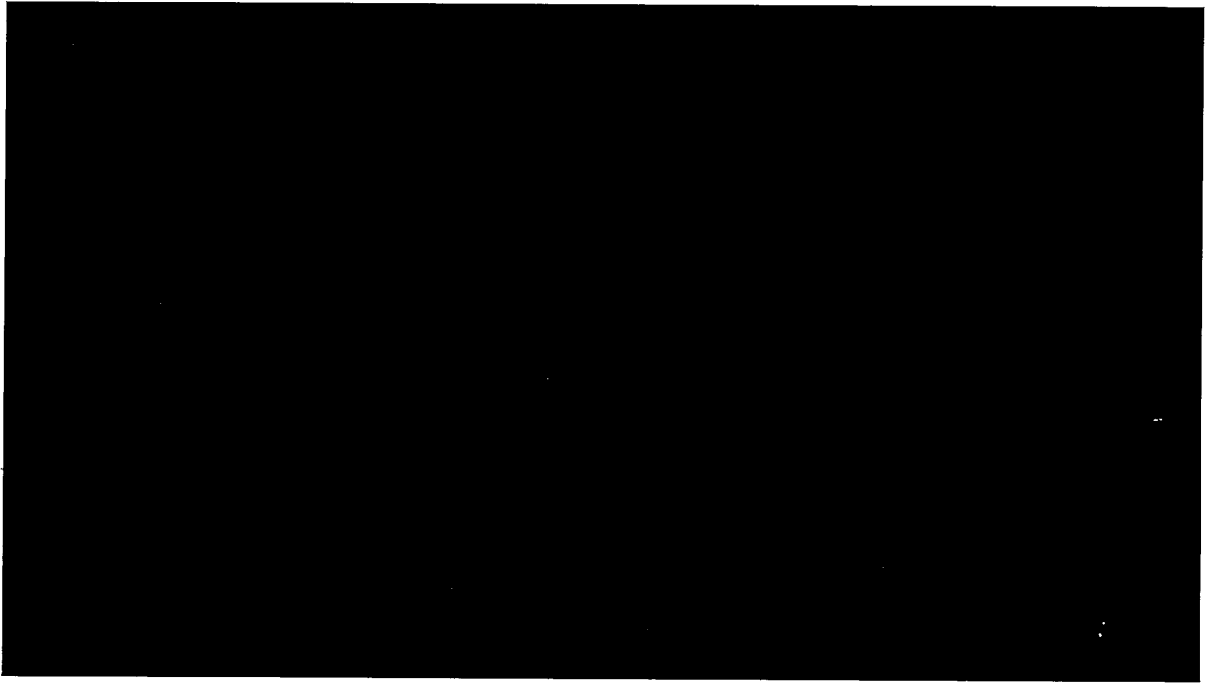
12/05/18内調内検討済み



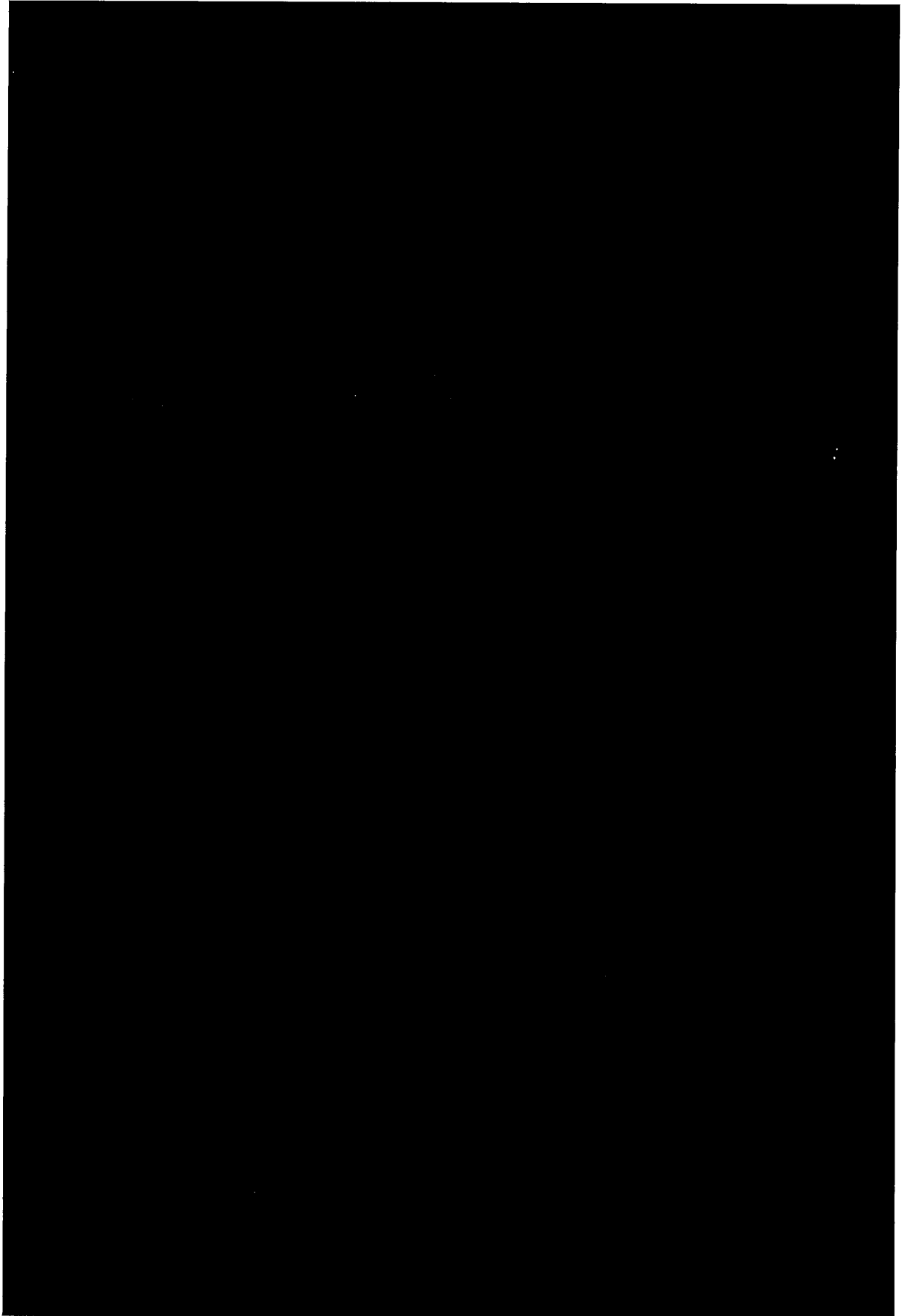
12/05/18内調内検討済み



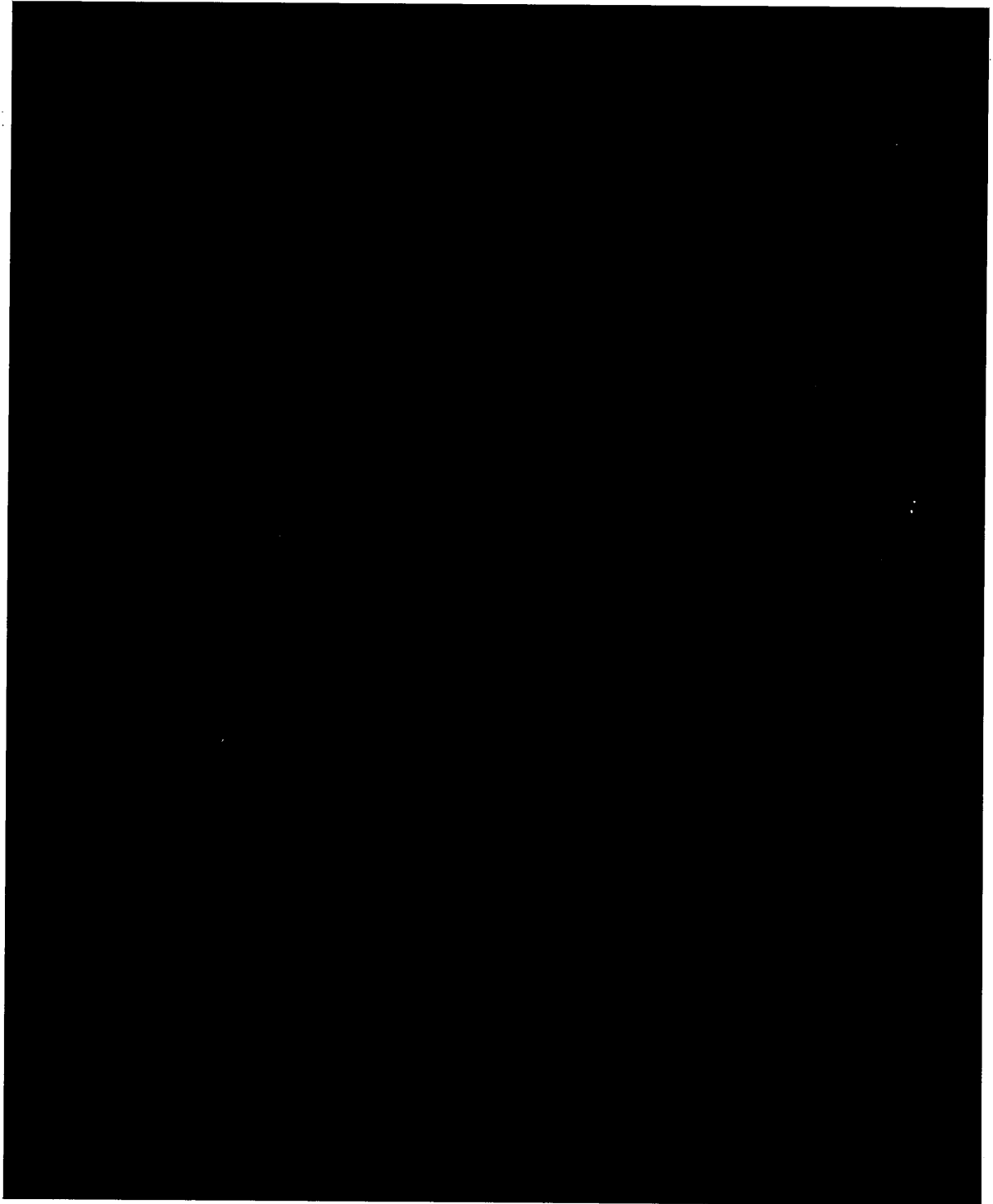
12/05/18内調内検討済み



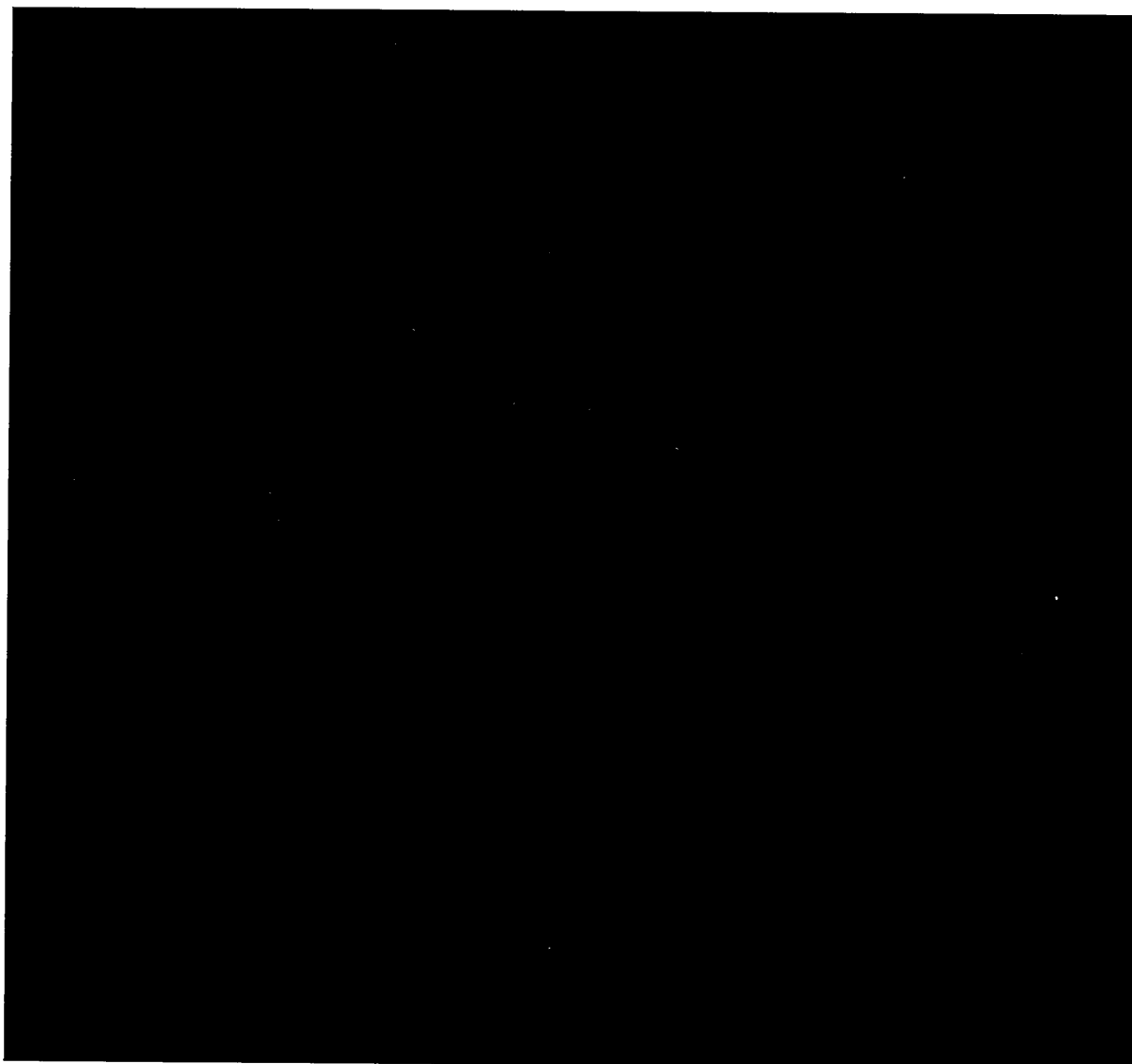
12/05/18内調内検討済み



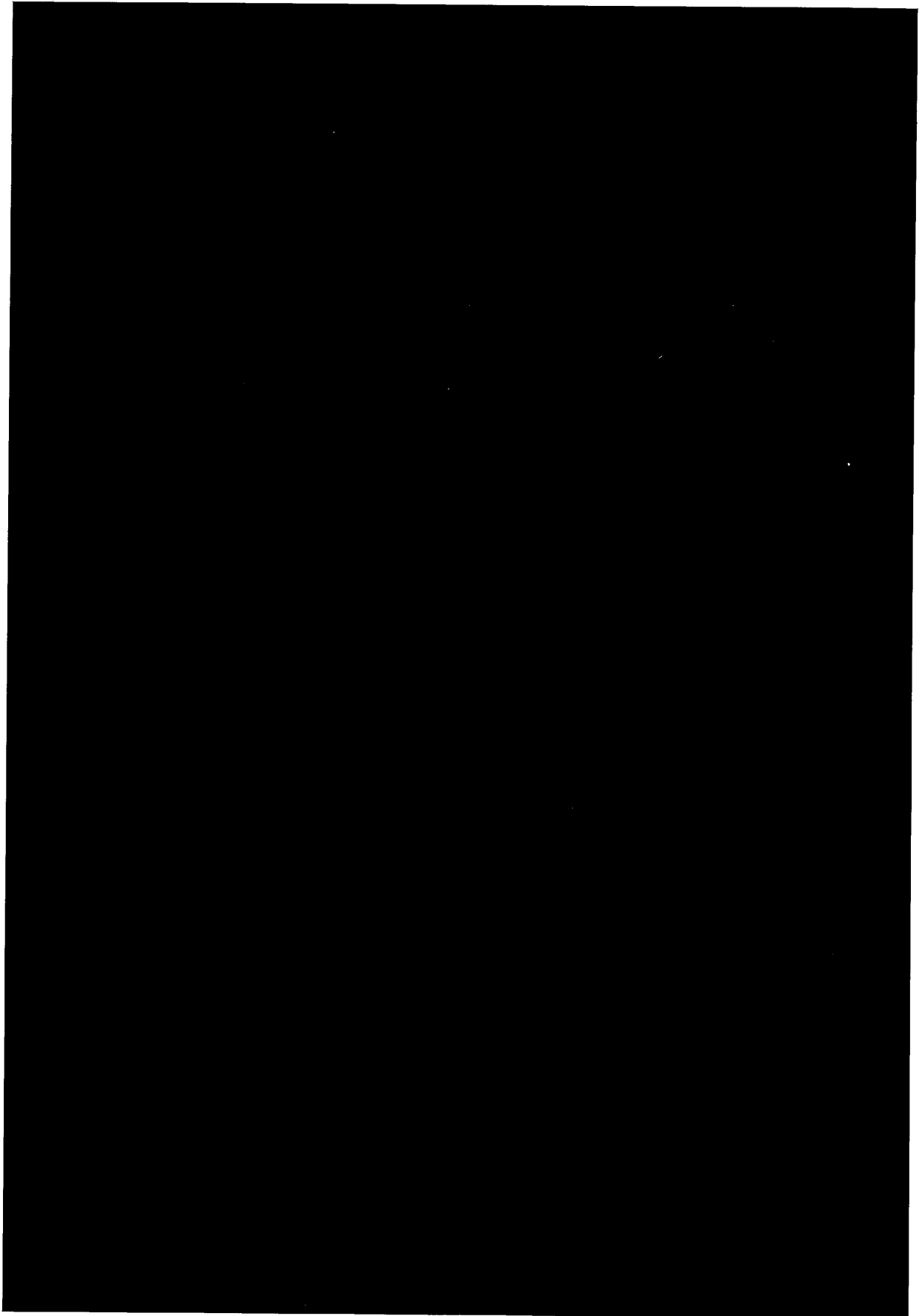
12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み



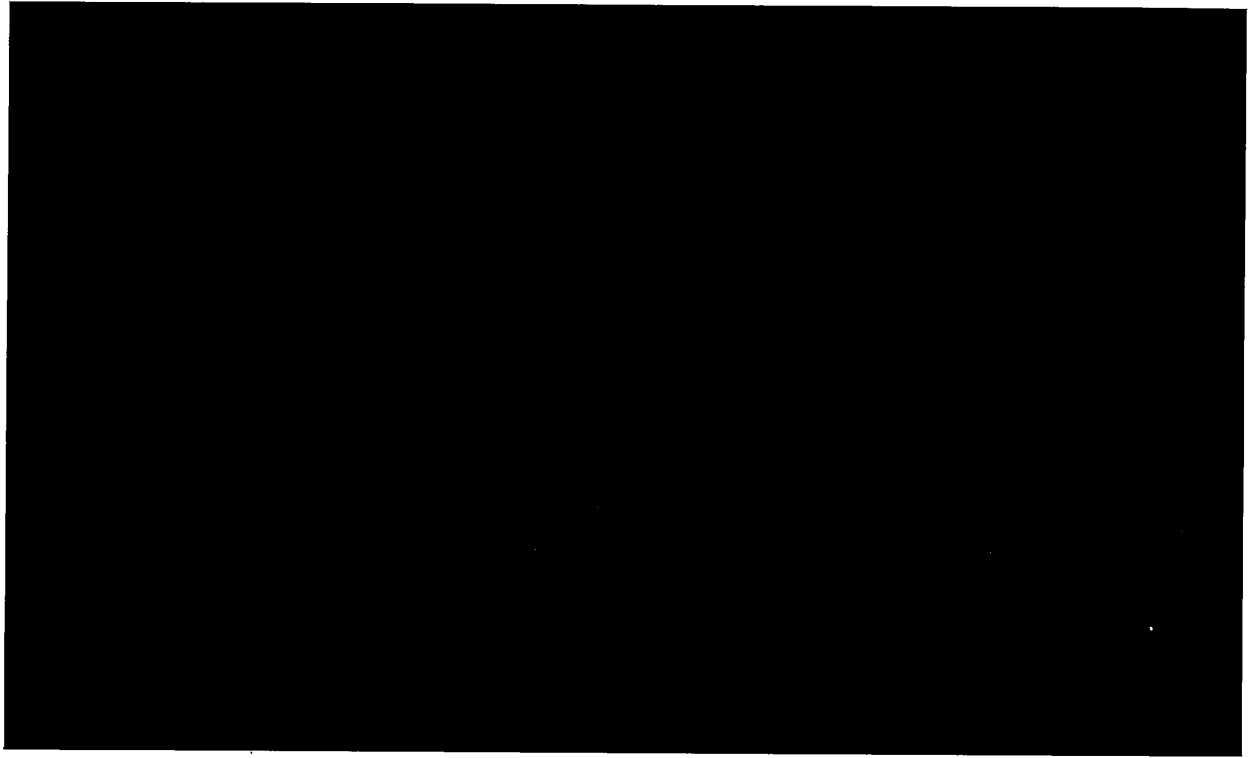
12/05/18内調内検討済み



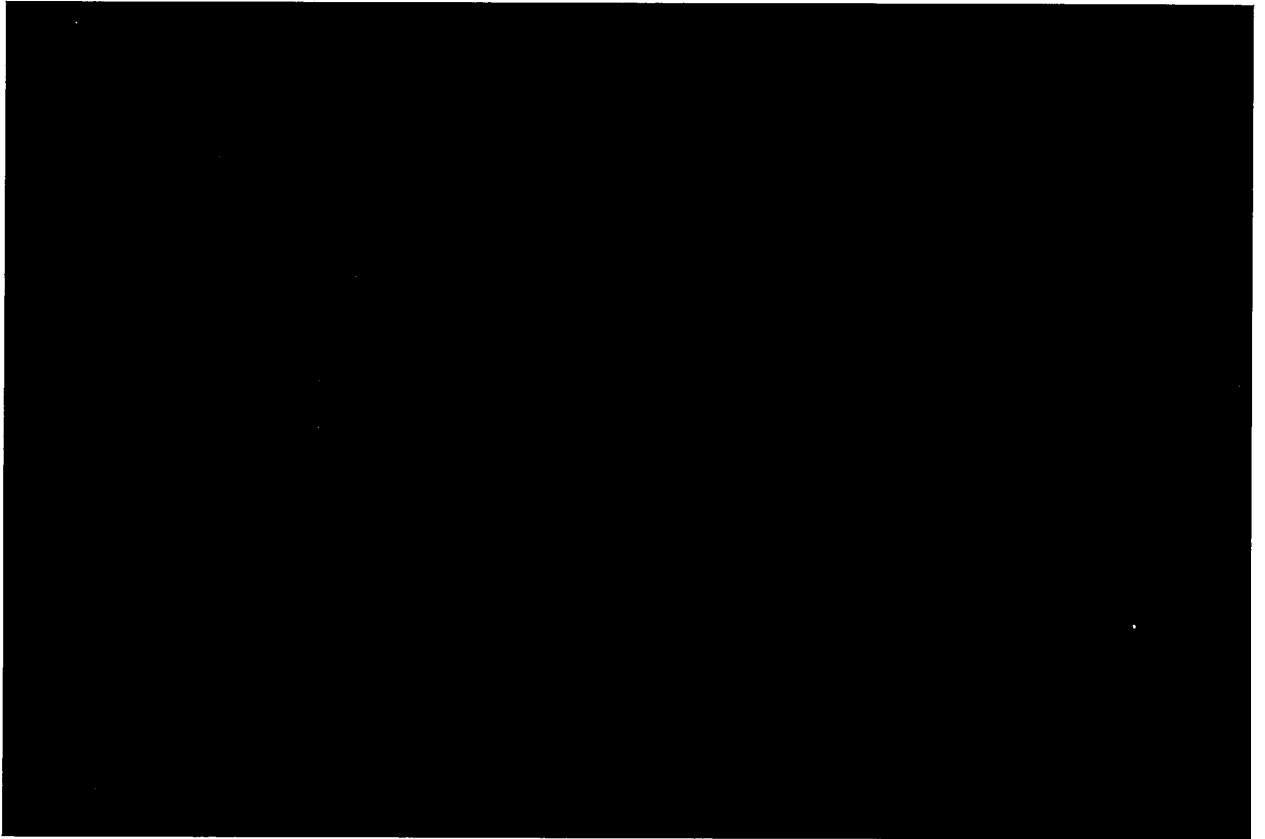
12/05/18内調内検討済み



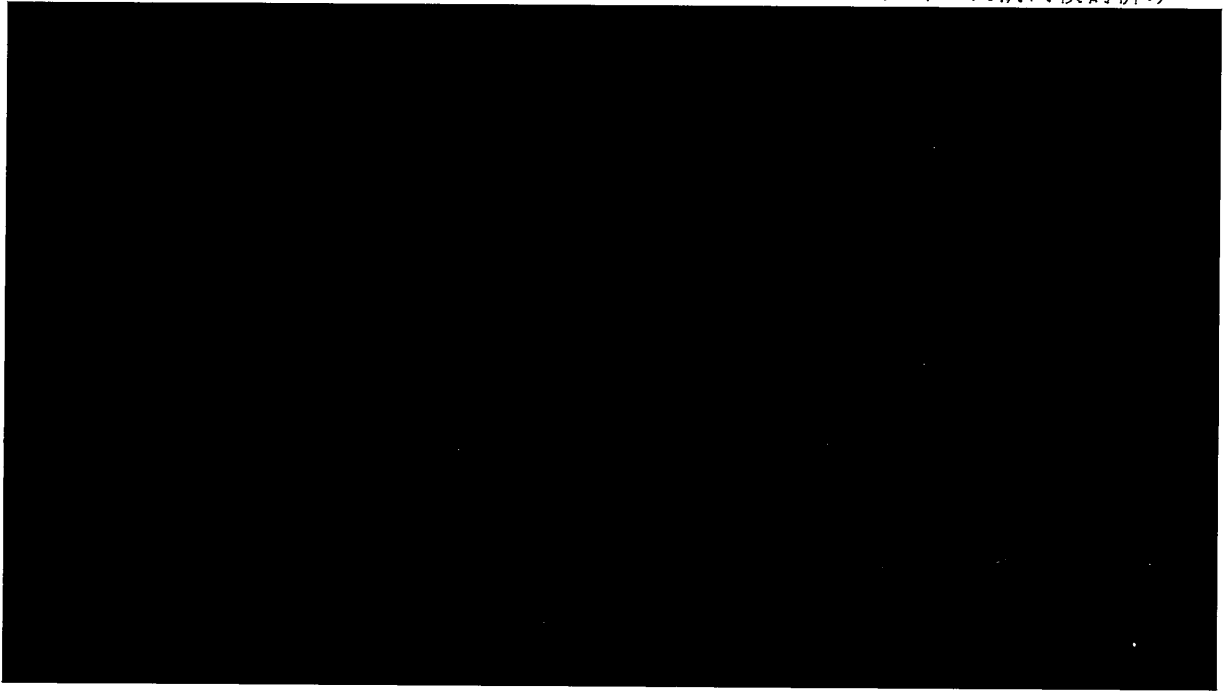
12/05/18内調内検討済み



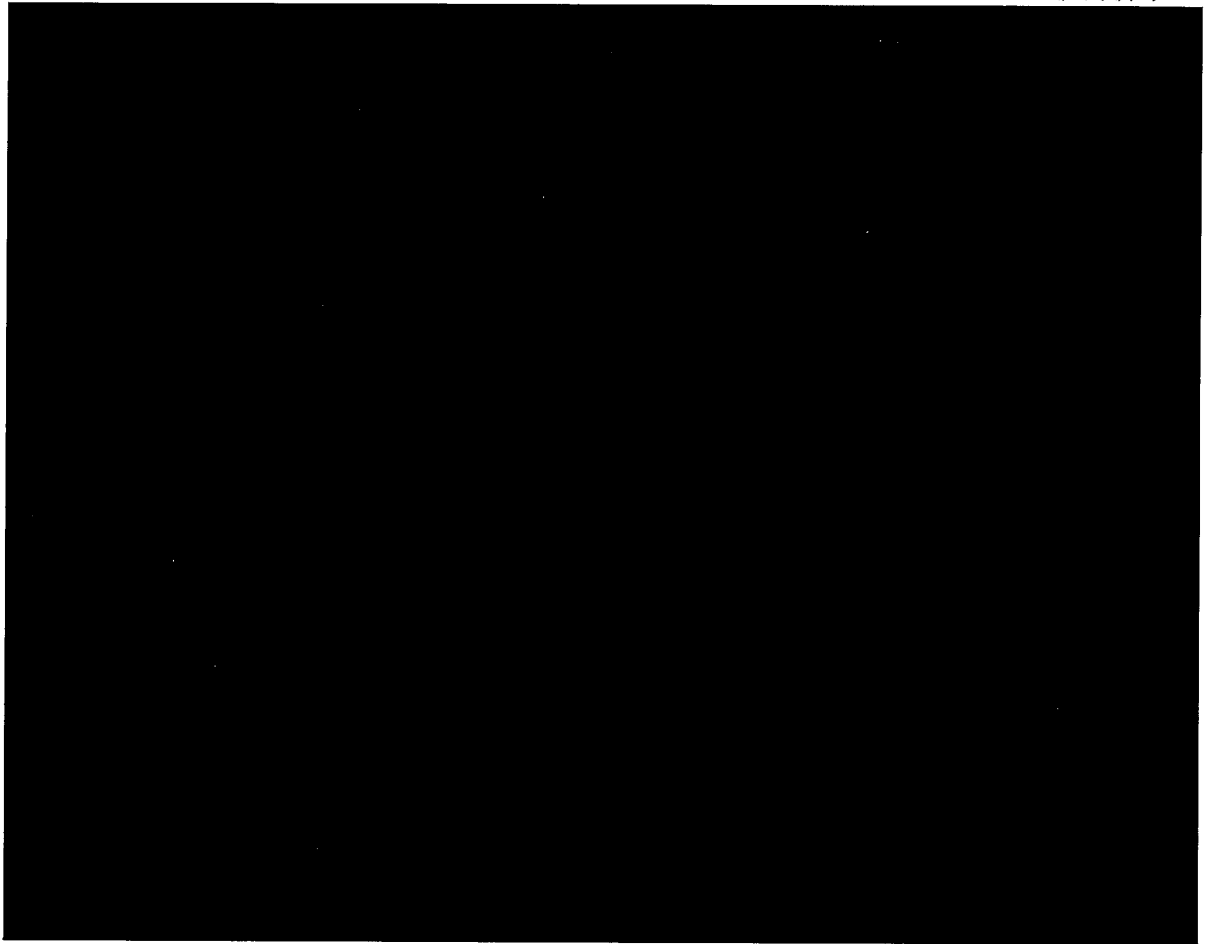
12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み



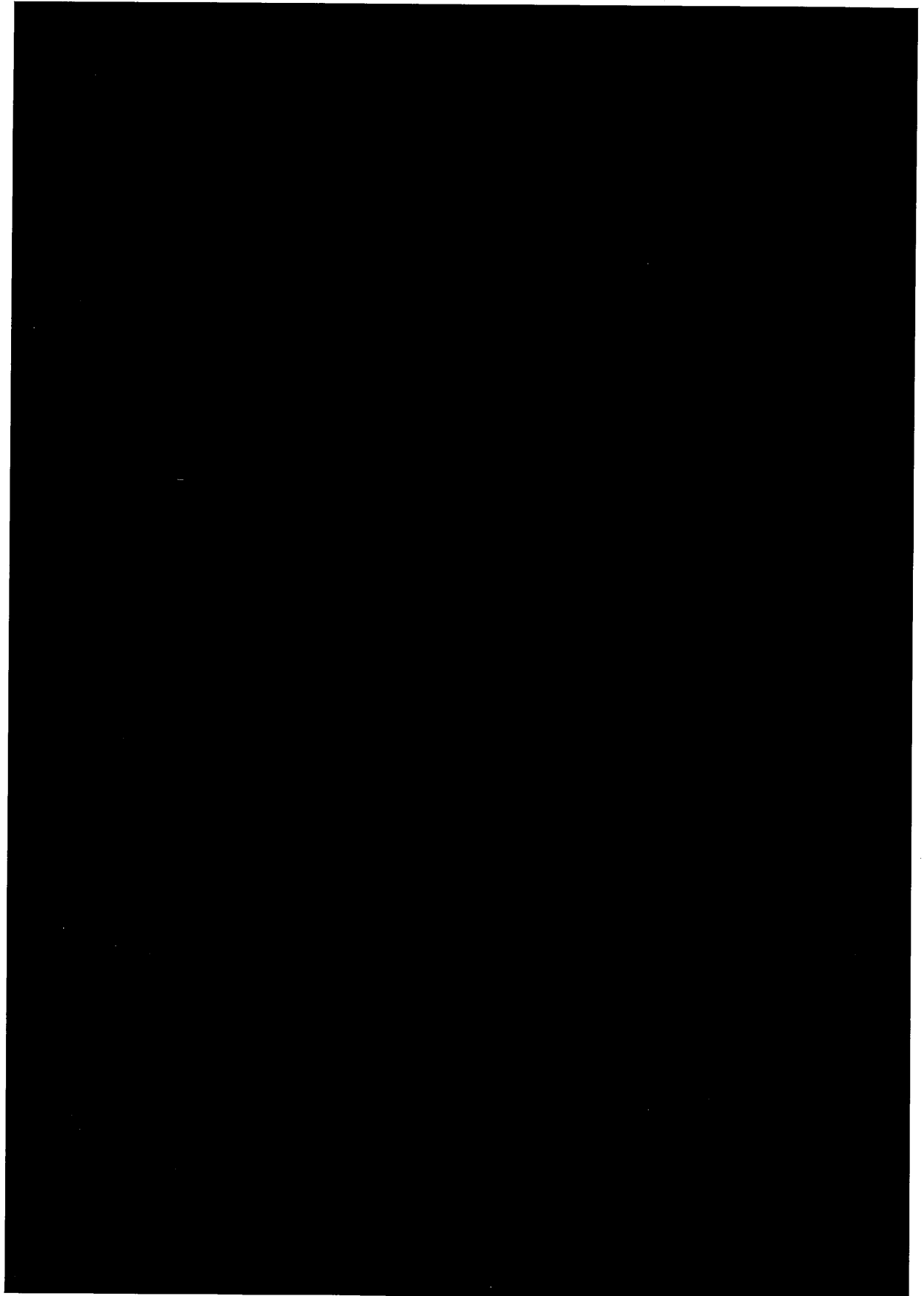
12/05/18内調内検討済み



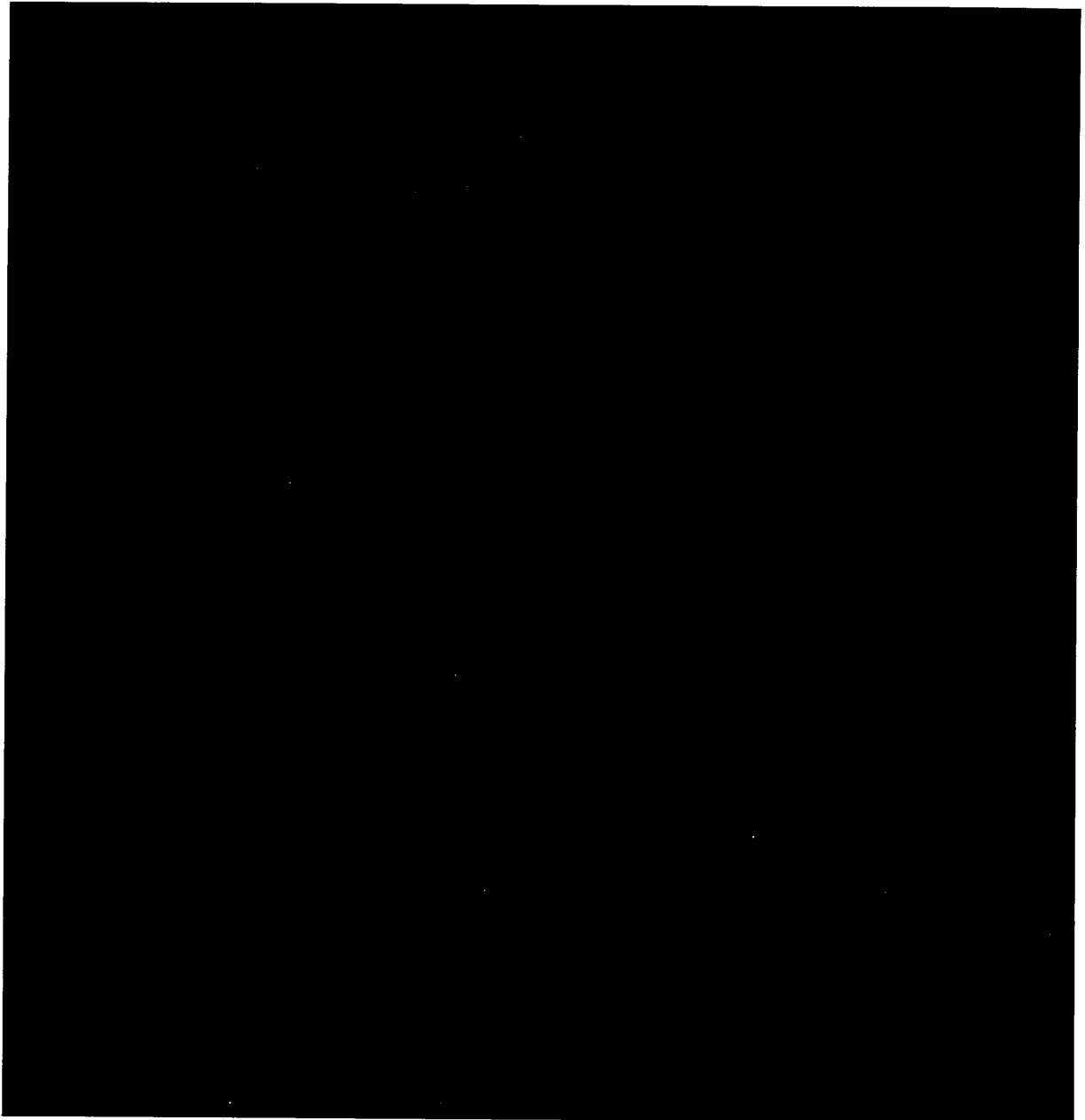
12/05/18内調内検討済み



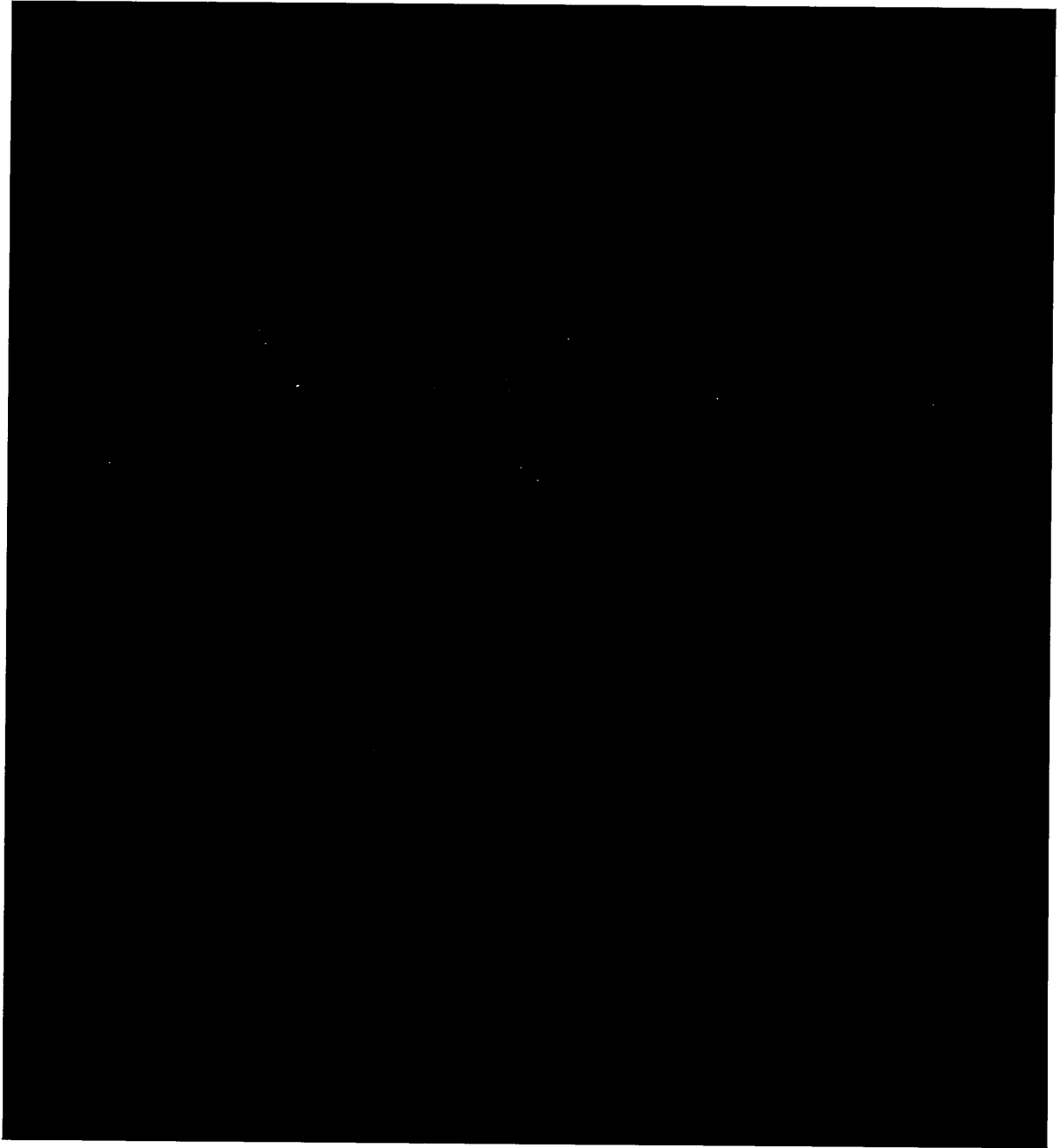
12/05/18内調内検討済み



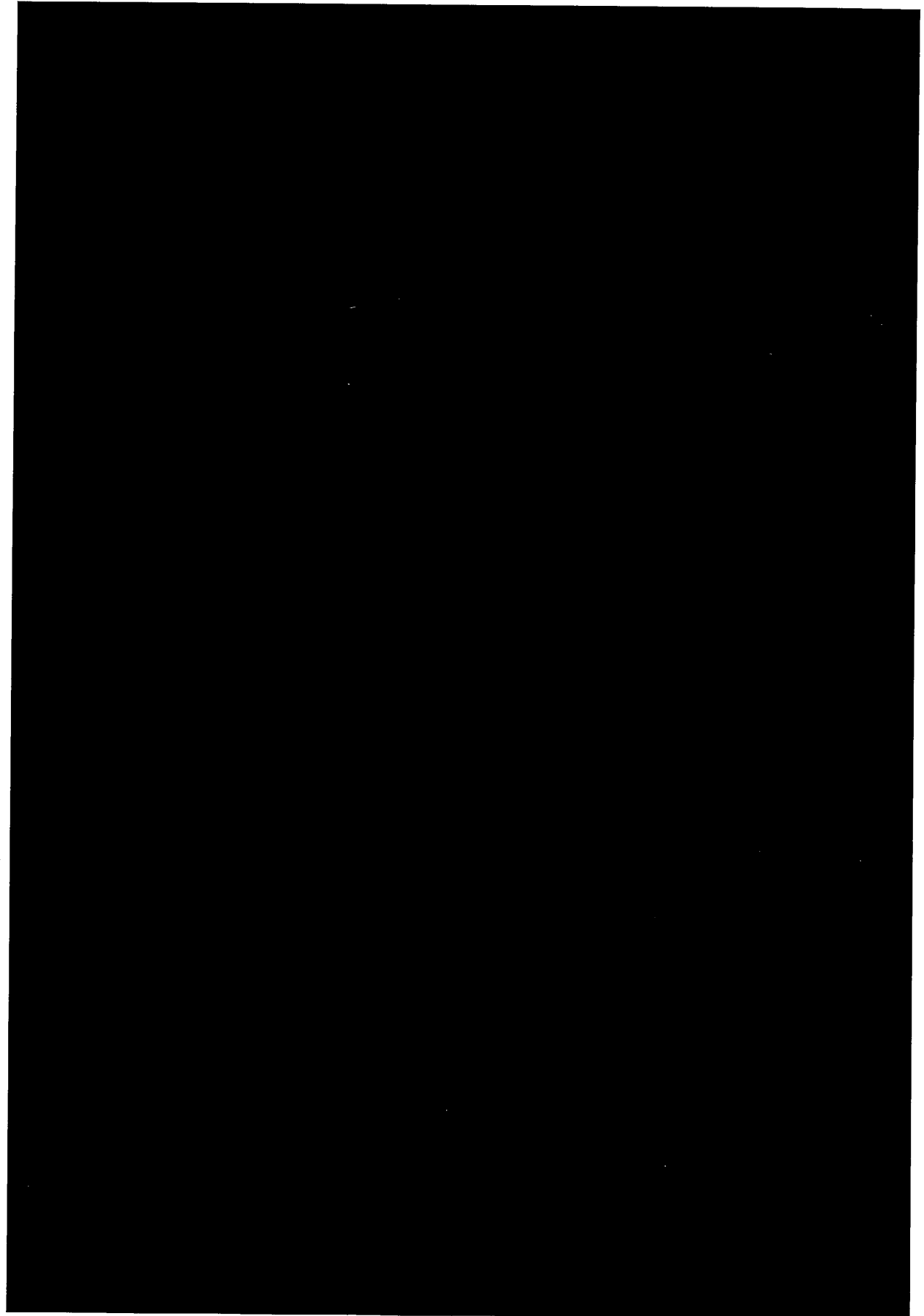
12/05/18内調内検討済み



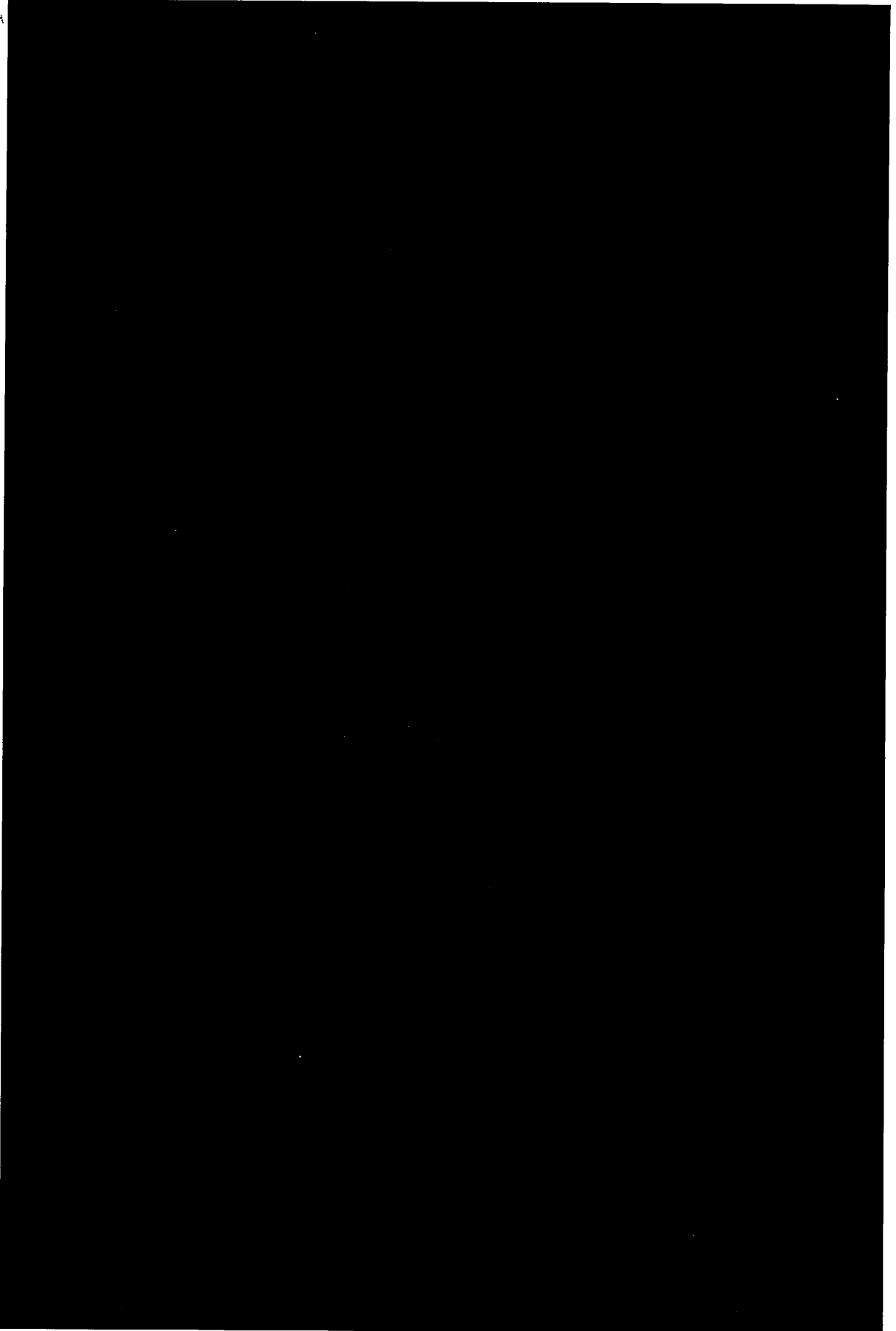
12/05/18内調内検討済み



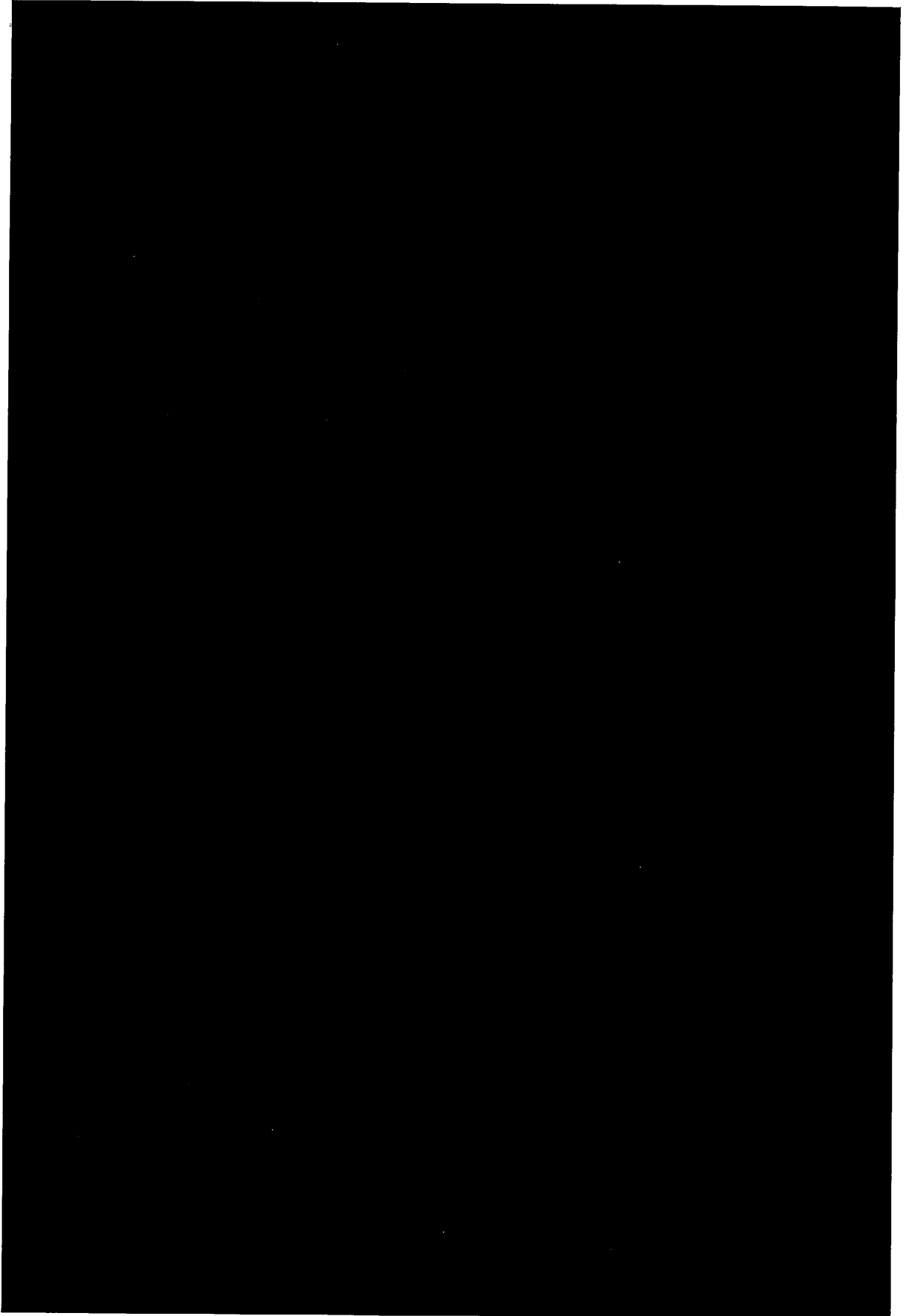
12/05/18内調内検討済み



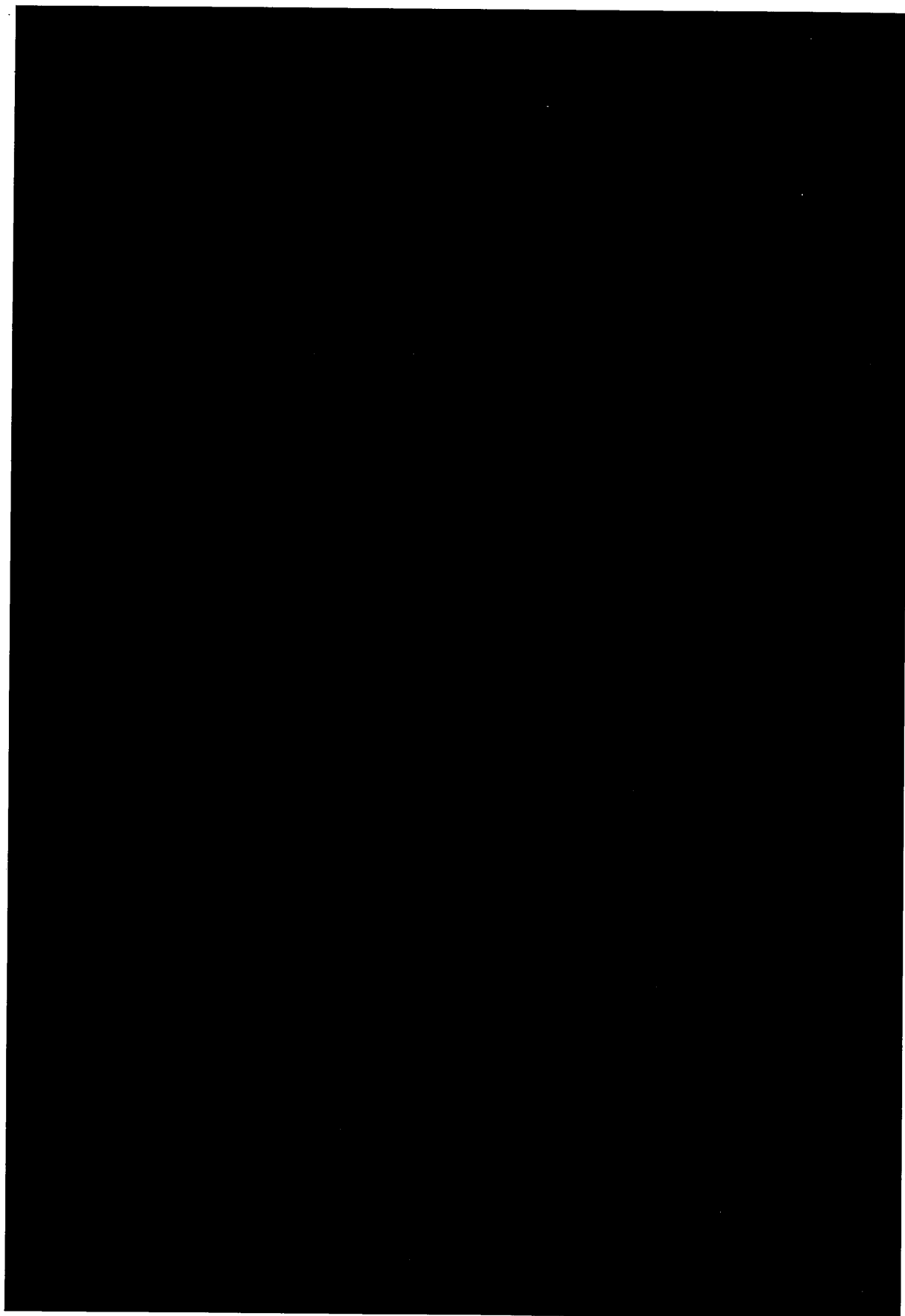
12/05/18内調内検討済み



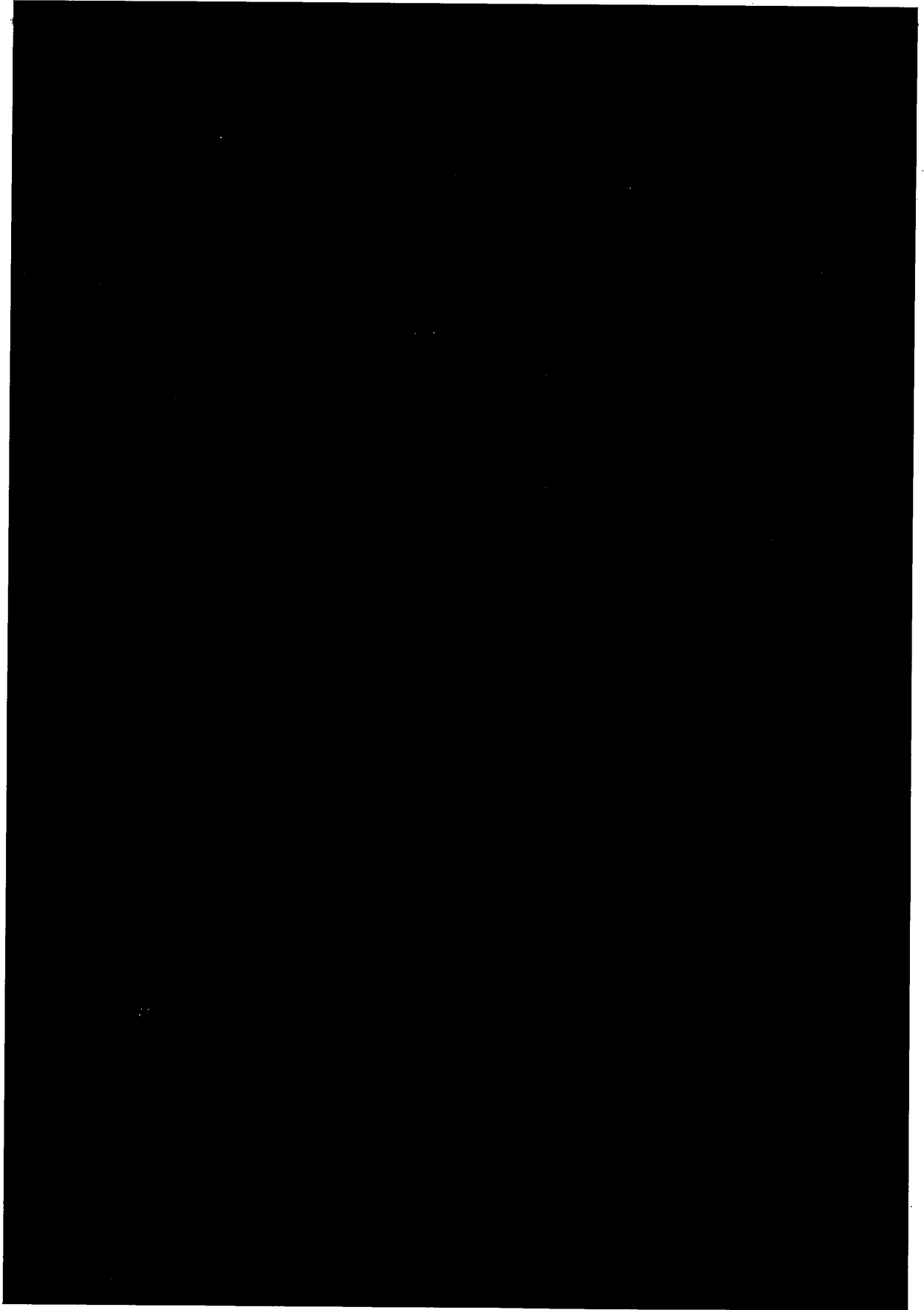
12/05/18内調内検討済み



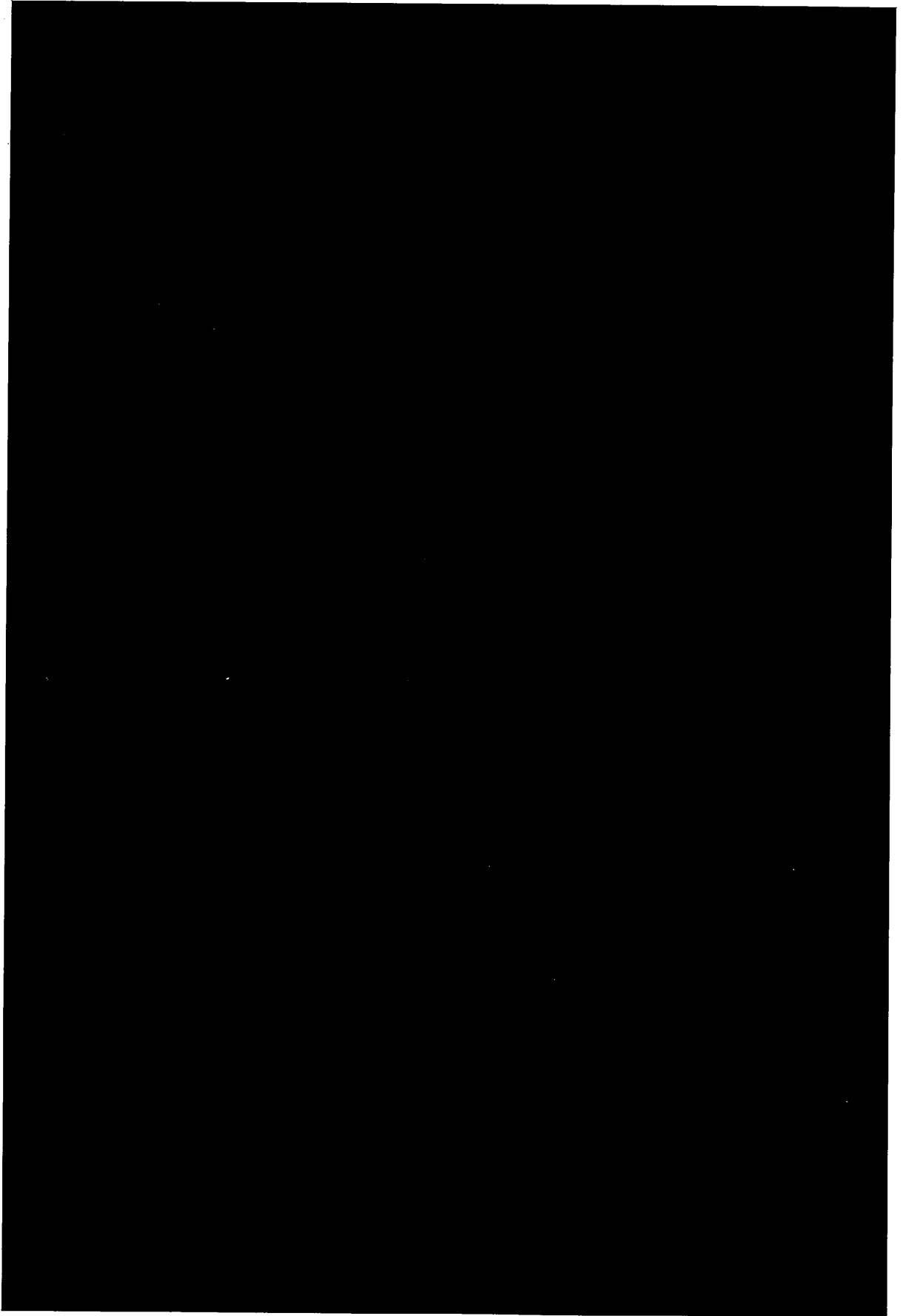
12/05/18内調内検討済み



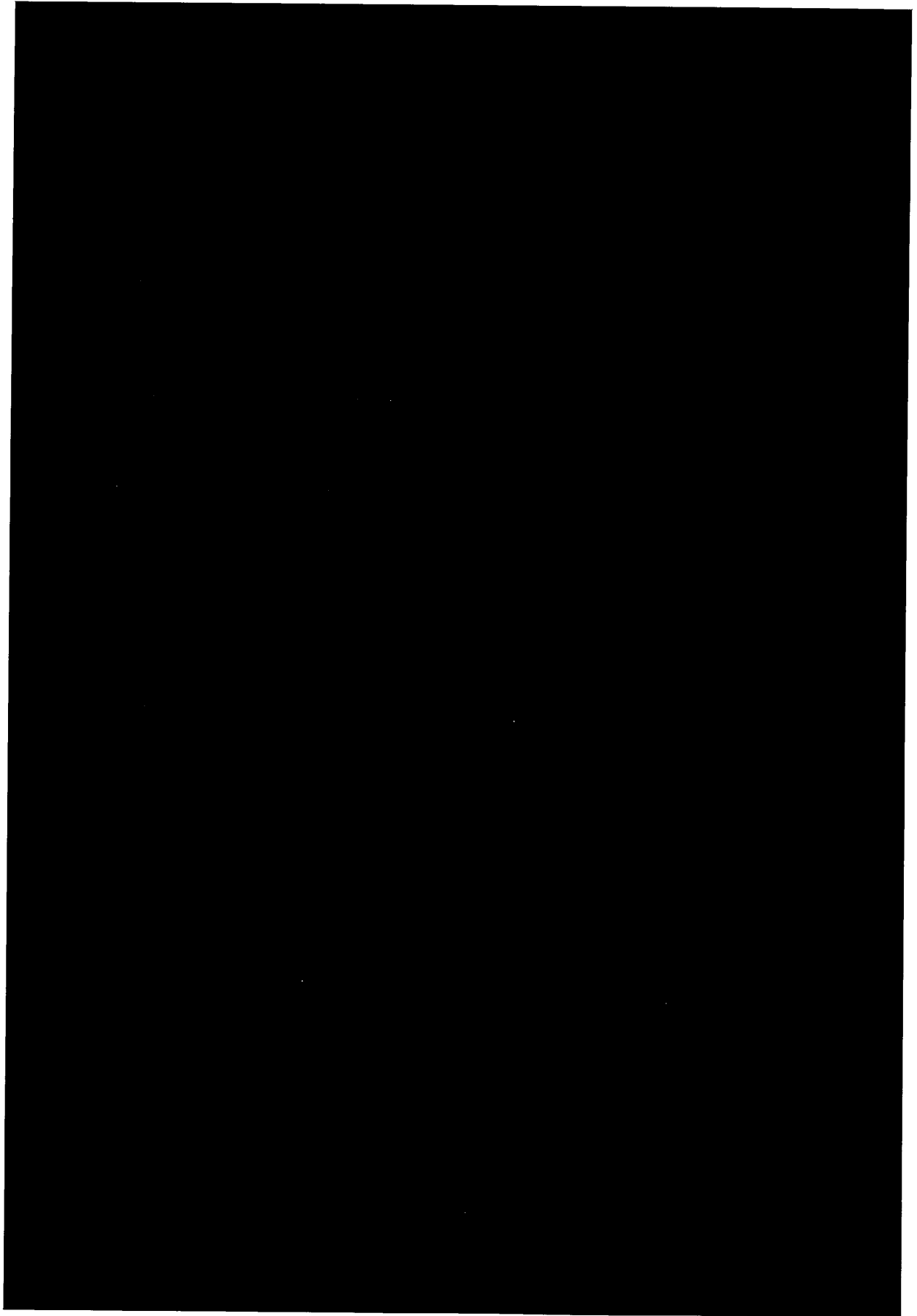
12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み

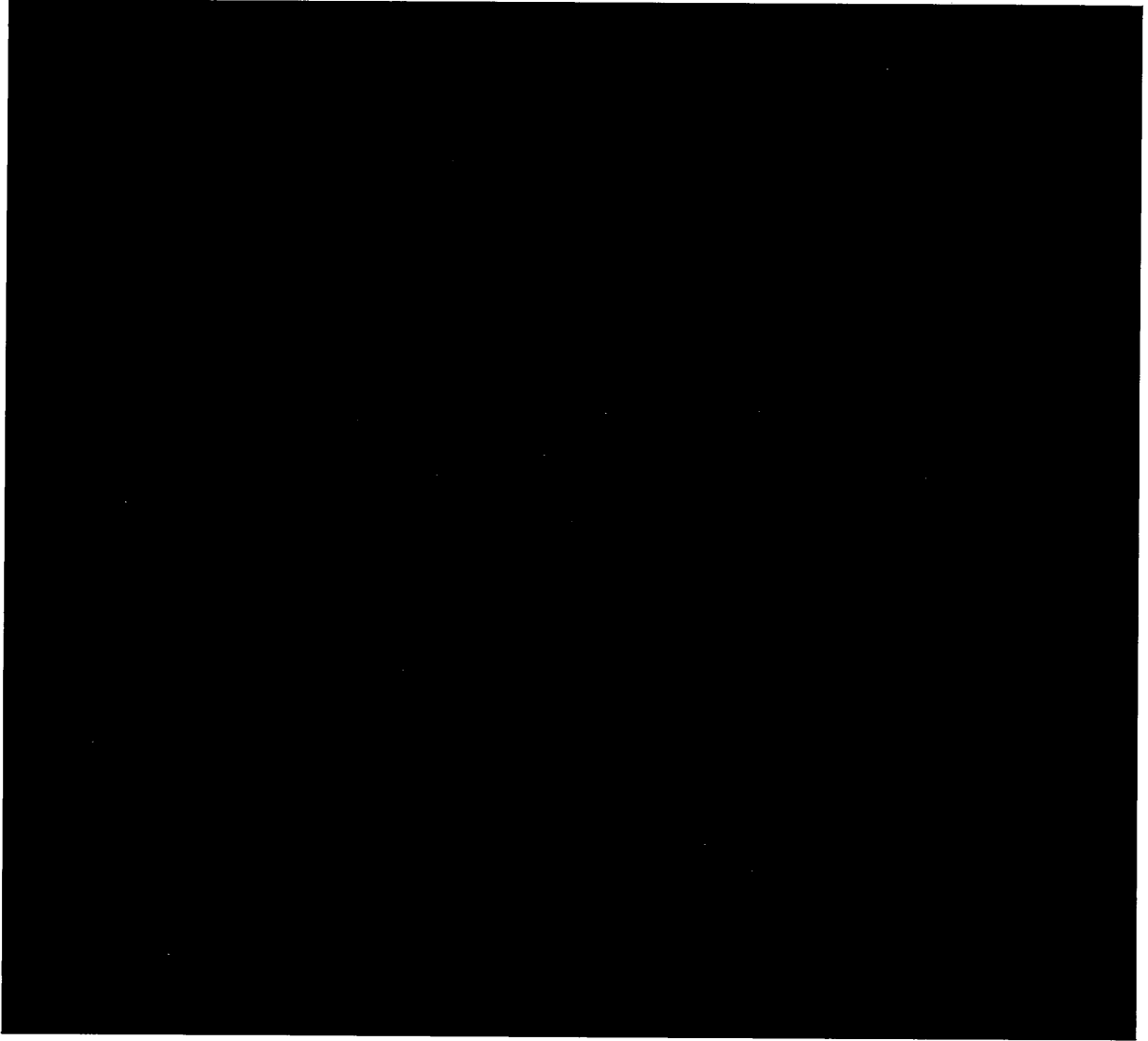


12/05/18内調内検討済み

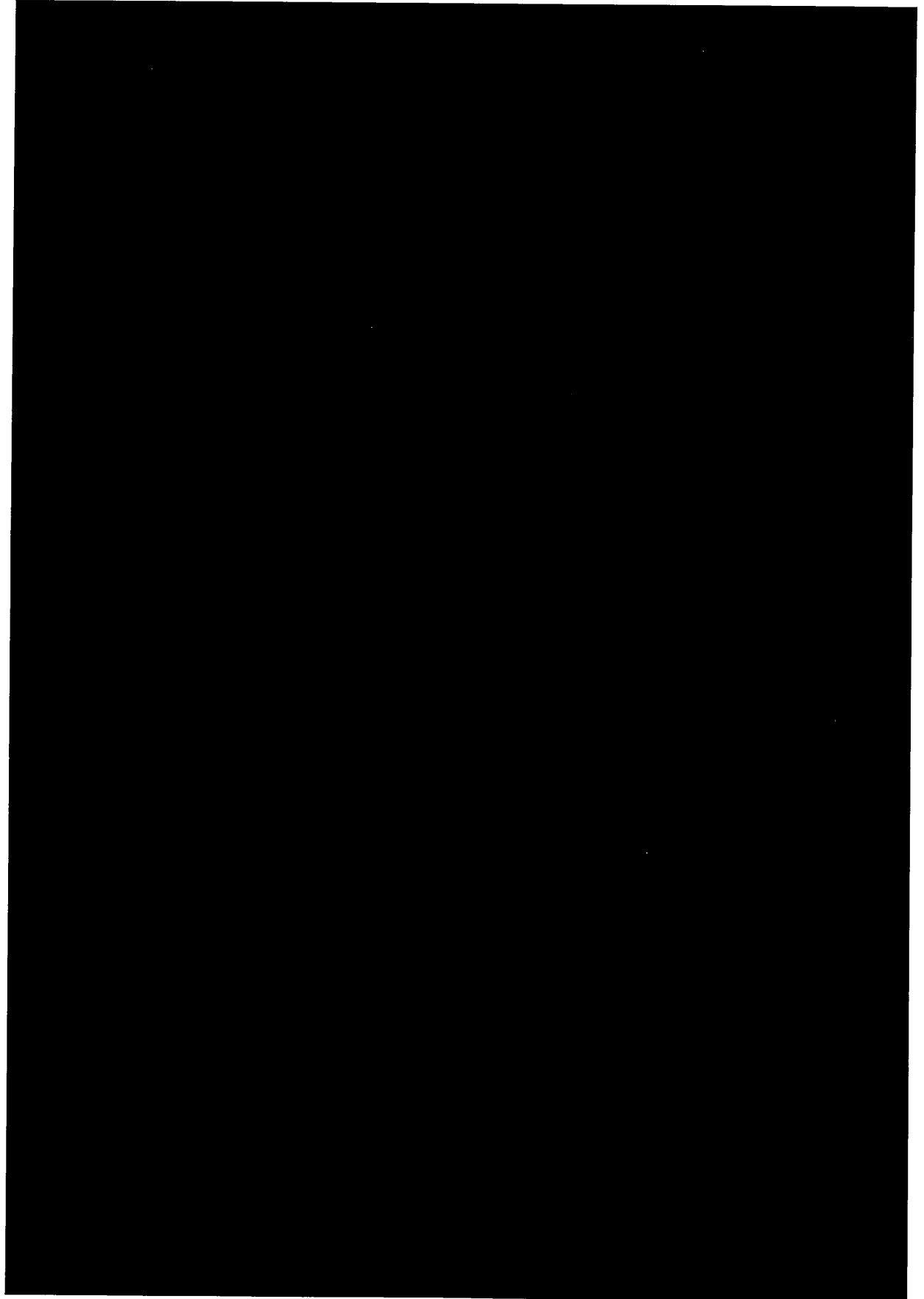


12/05/18内調内検討済み

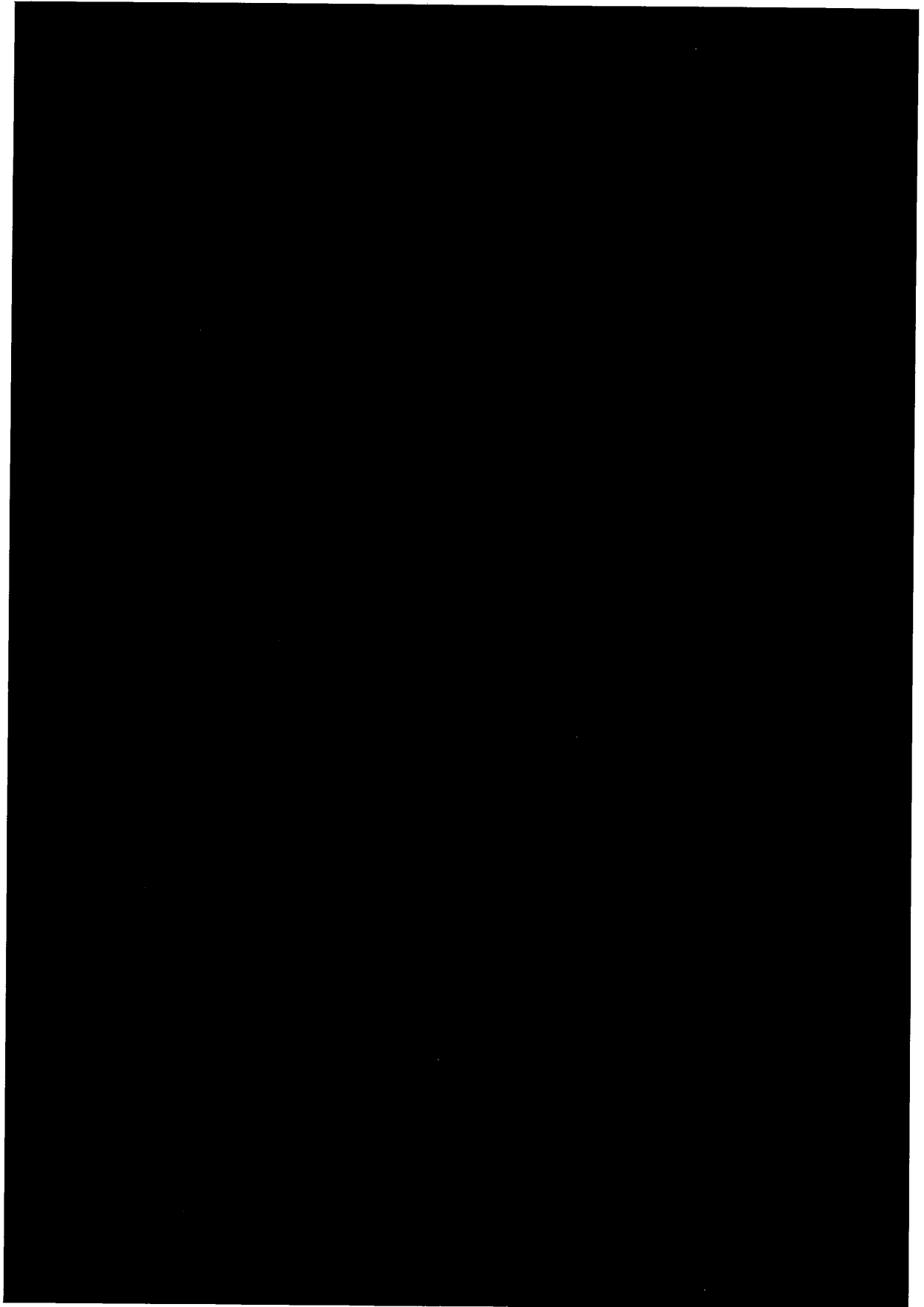
12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み

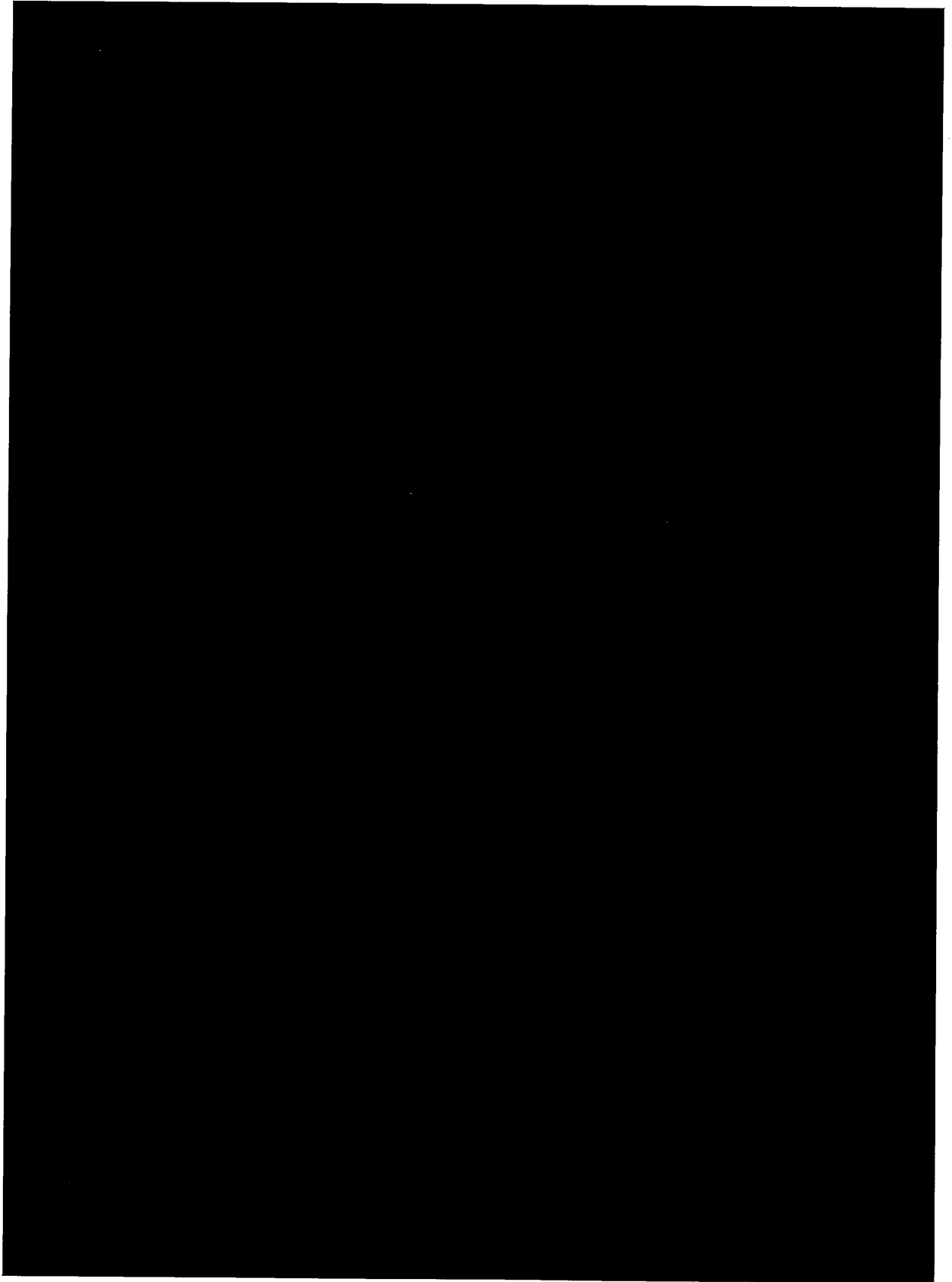


12/05/18内調内検討済み

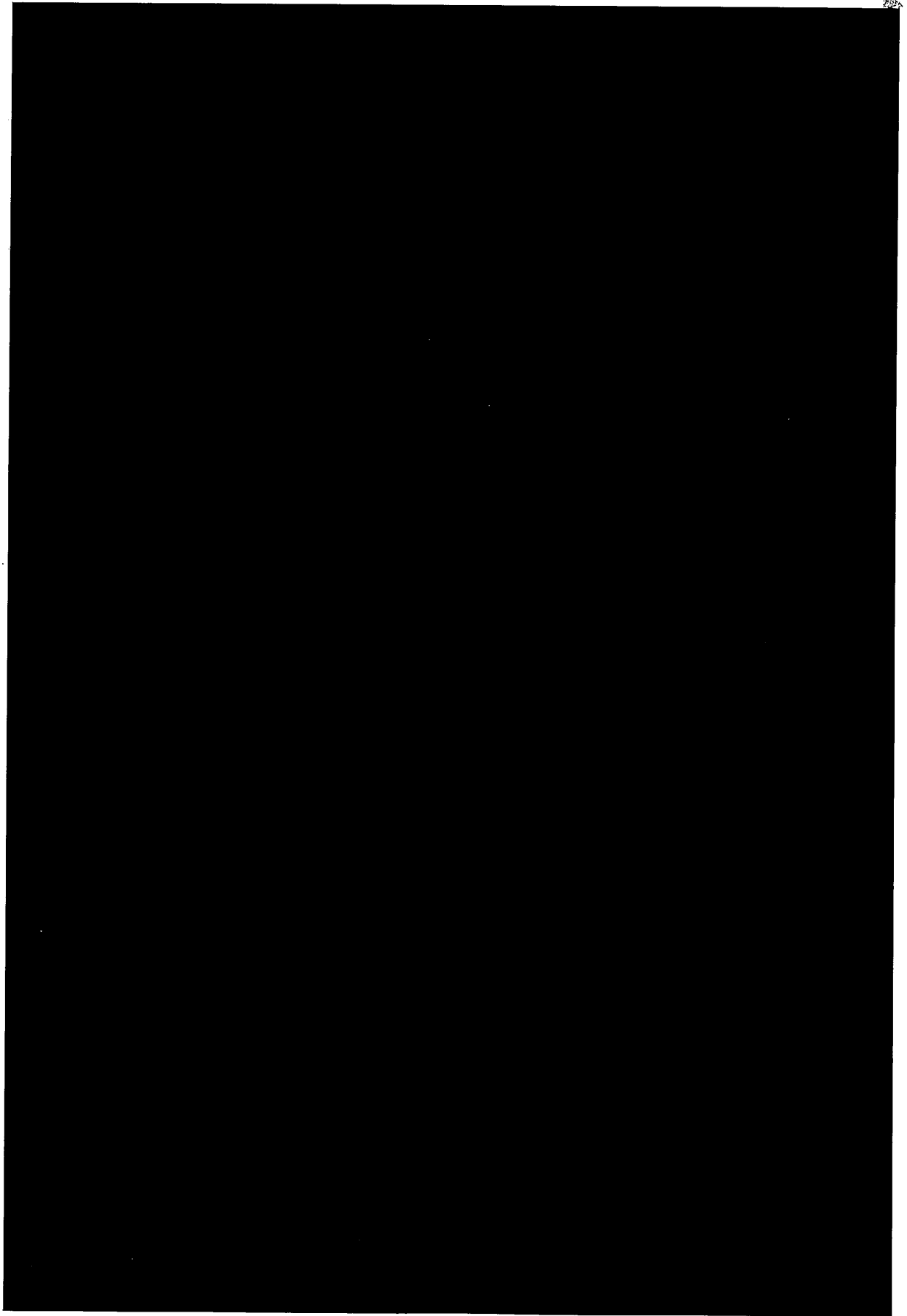


12/05/18内調内検討済み

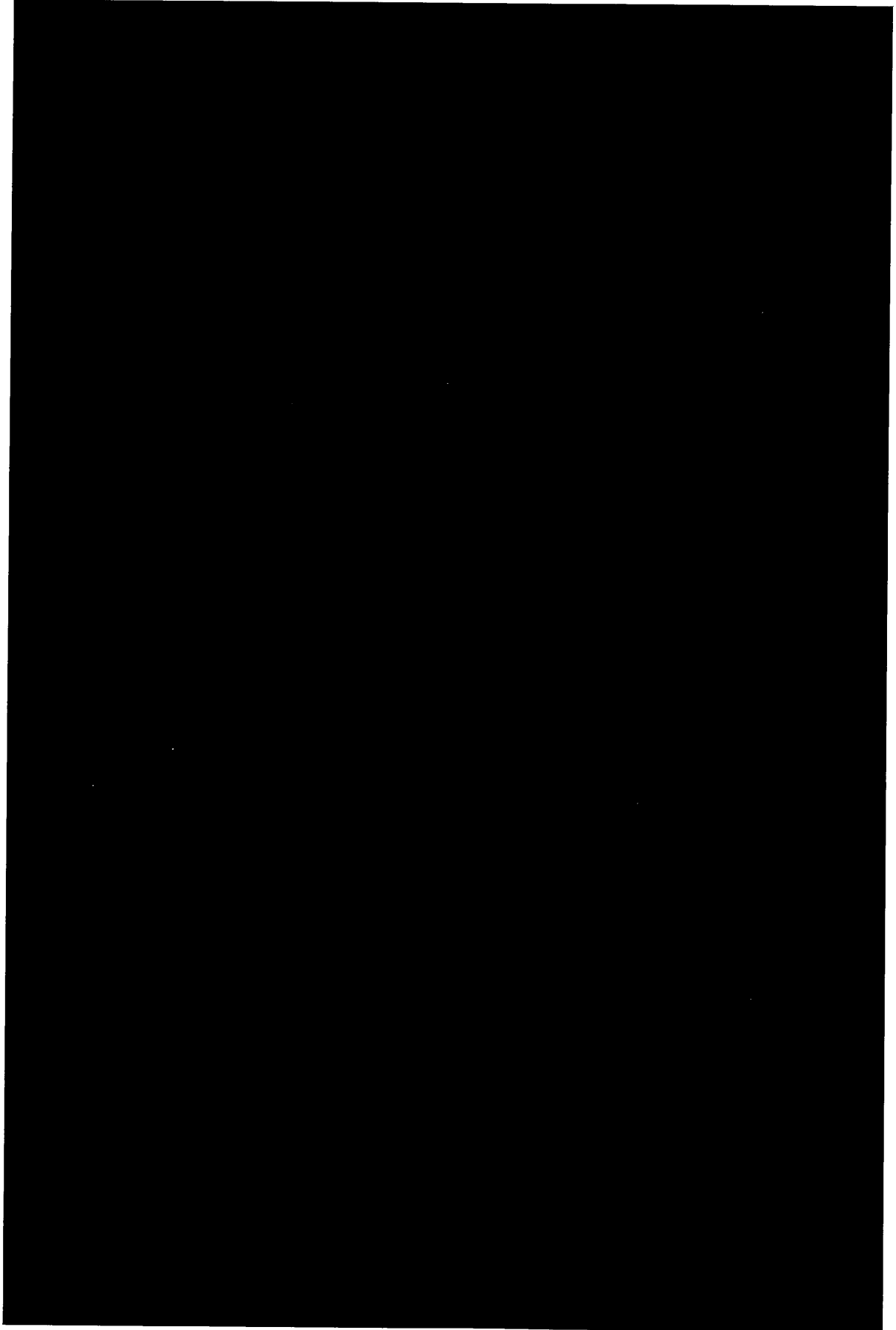
12/05/18内調内検討済み



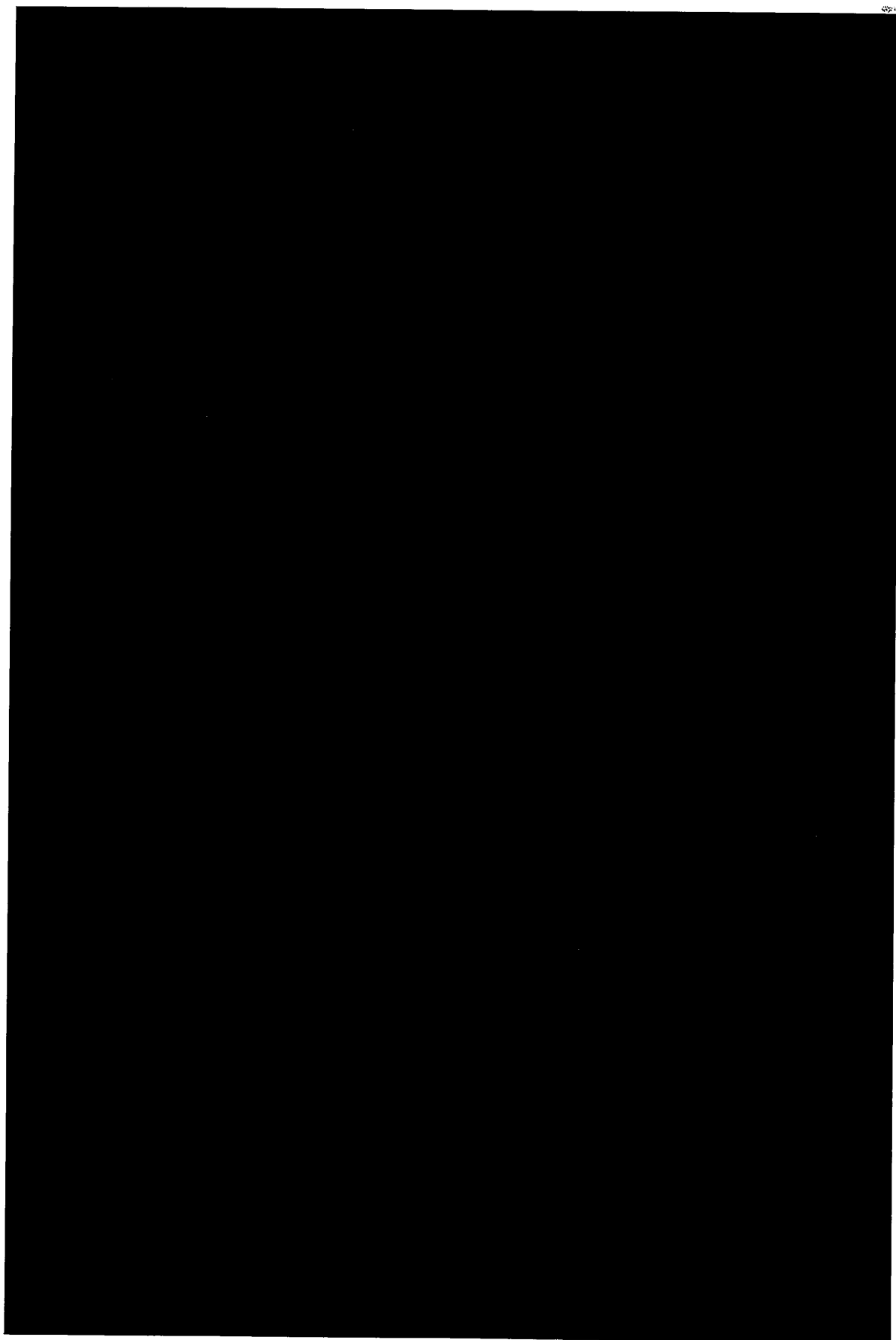
12/05/18内調内検討済み



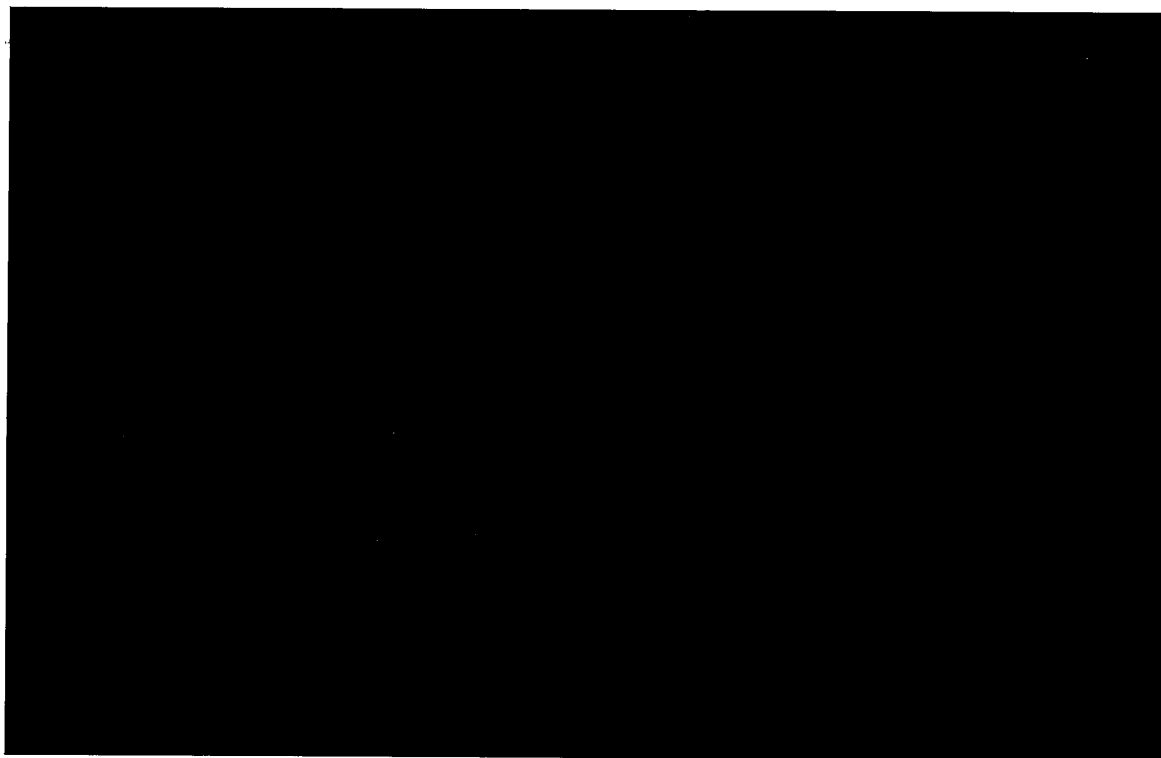
12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み



特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【論点集】

（案）

平成24年〇月
内閣官房

目次

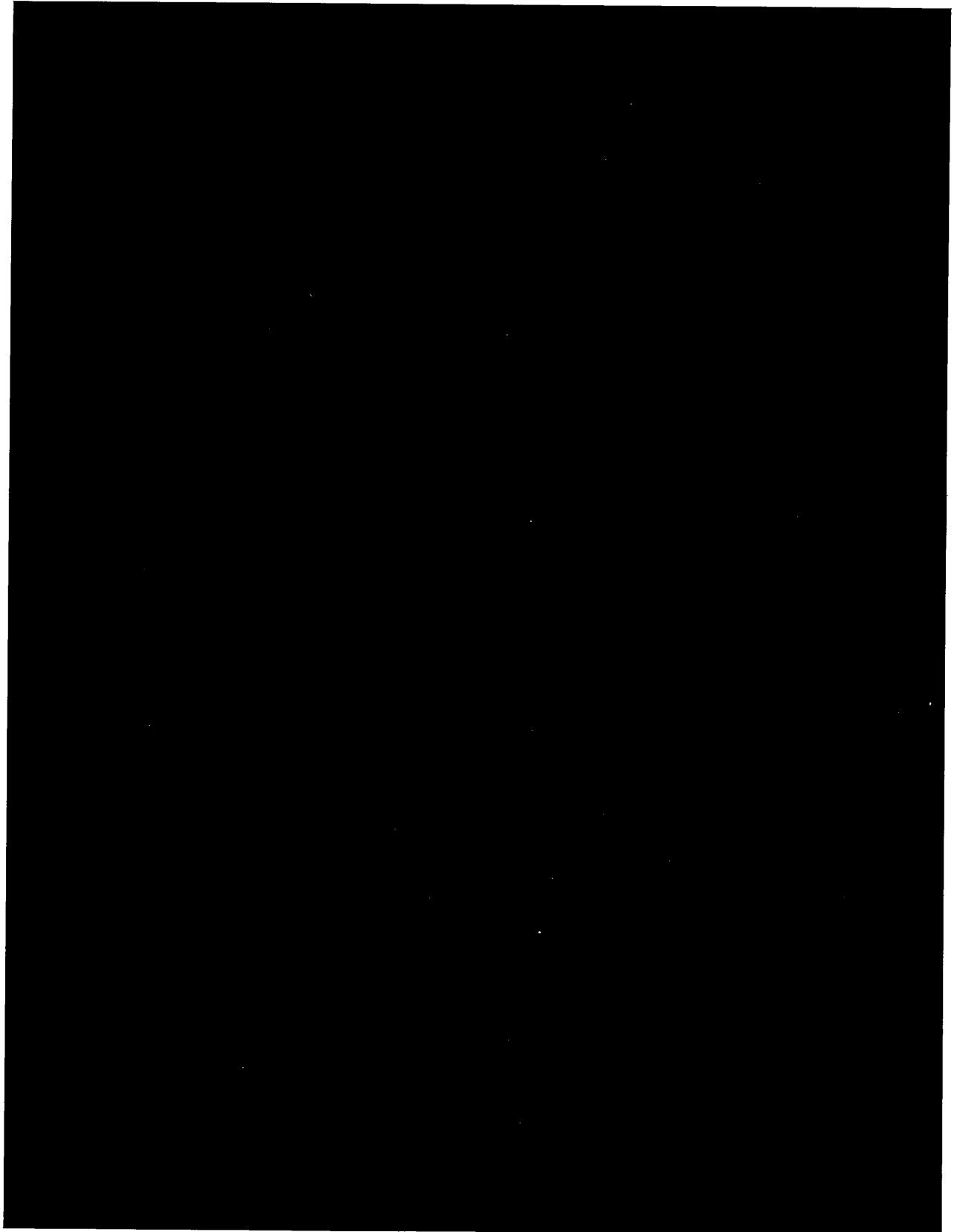
1 論点

【論点1】秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について	01
【論点2】 XX	08
【論点3】適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について	12
【論点4】適性評価と法の下での平等との関係について	15
【論点5】刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について	17
【論点6】漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材 の自由との関係について	19

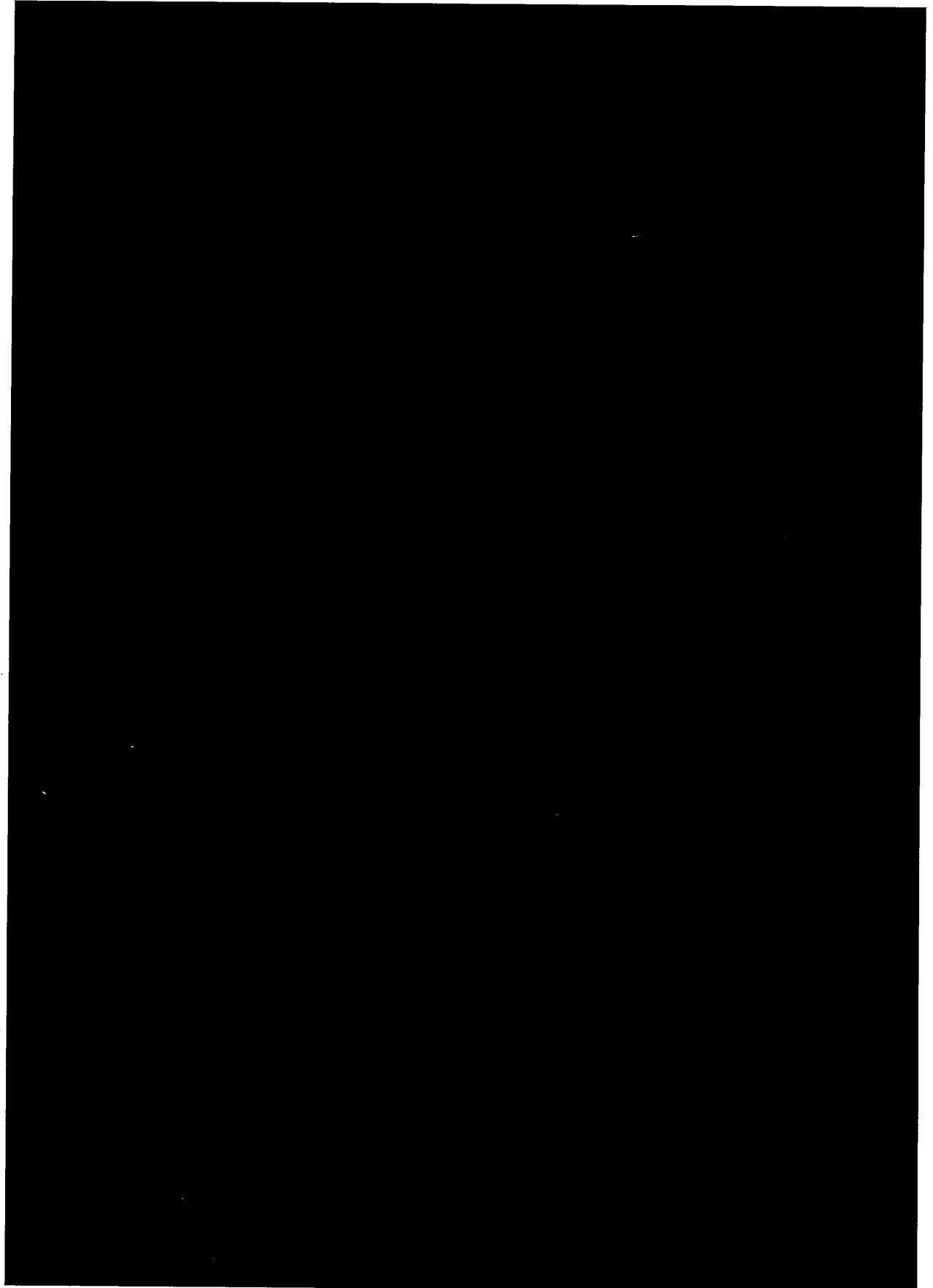
2 参考資料

○ 現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧	21
○ 諸外国の秘密保全制度における適性評価手続	25
○ 諸外国の秘密保全制度における主な罰則	27

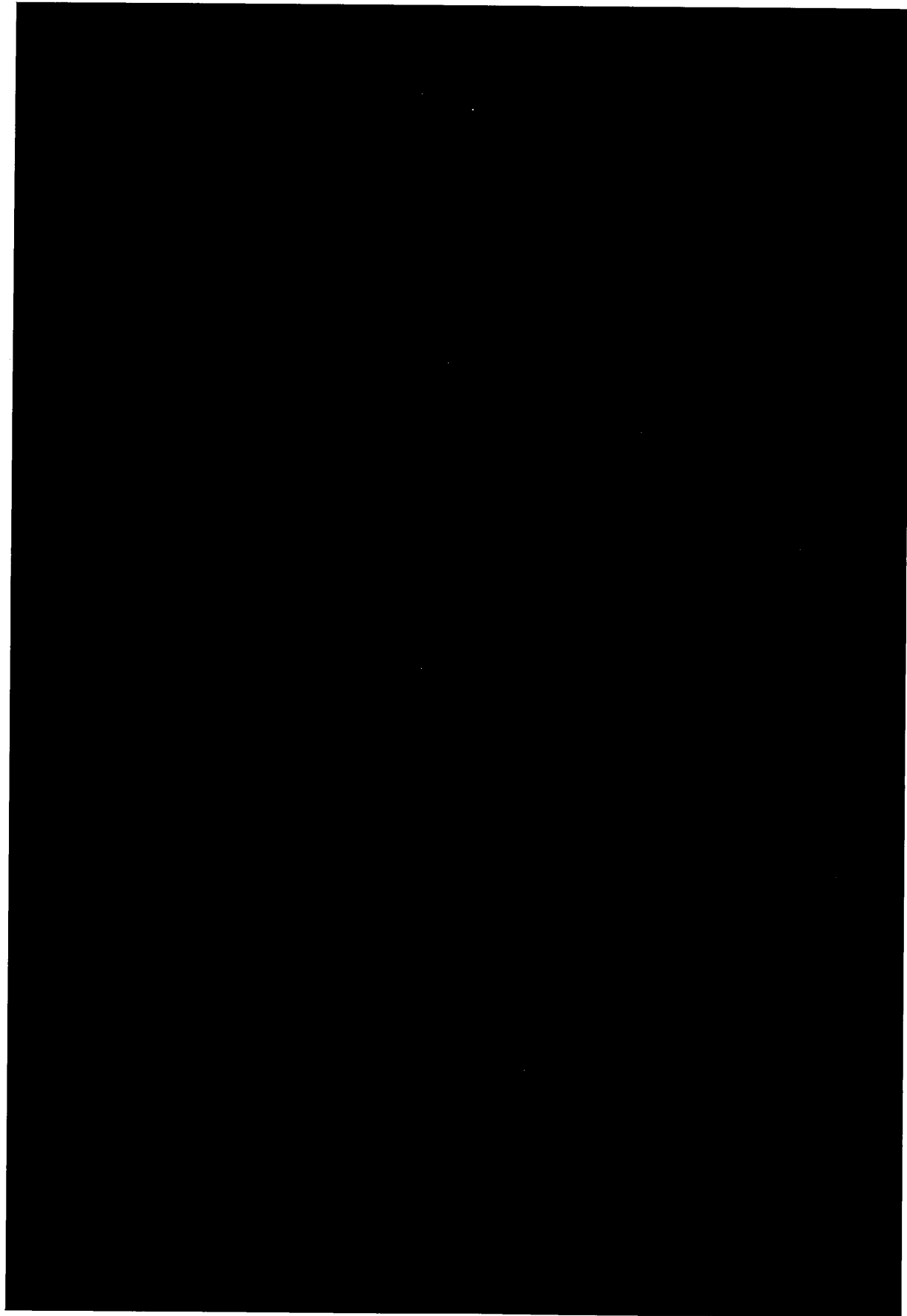
秘密保全法制の必要性及びその具体的内容について（案）



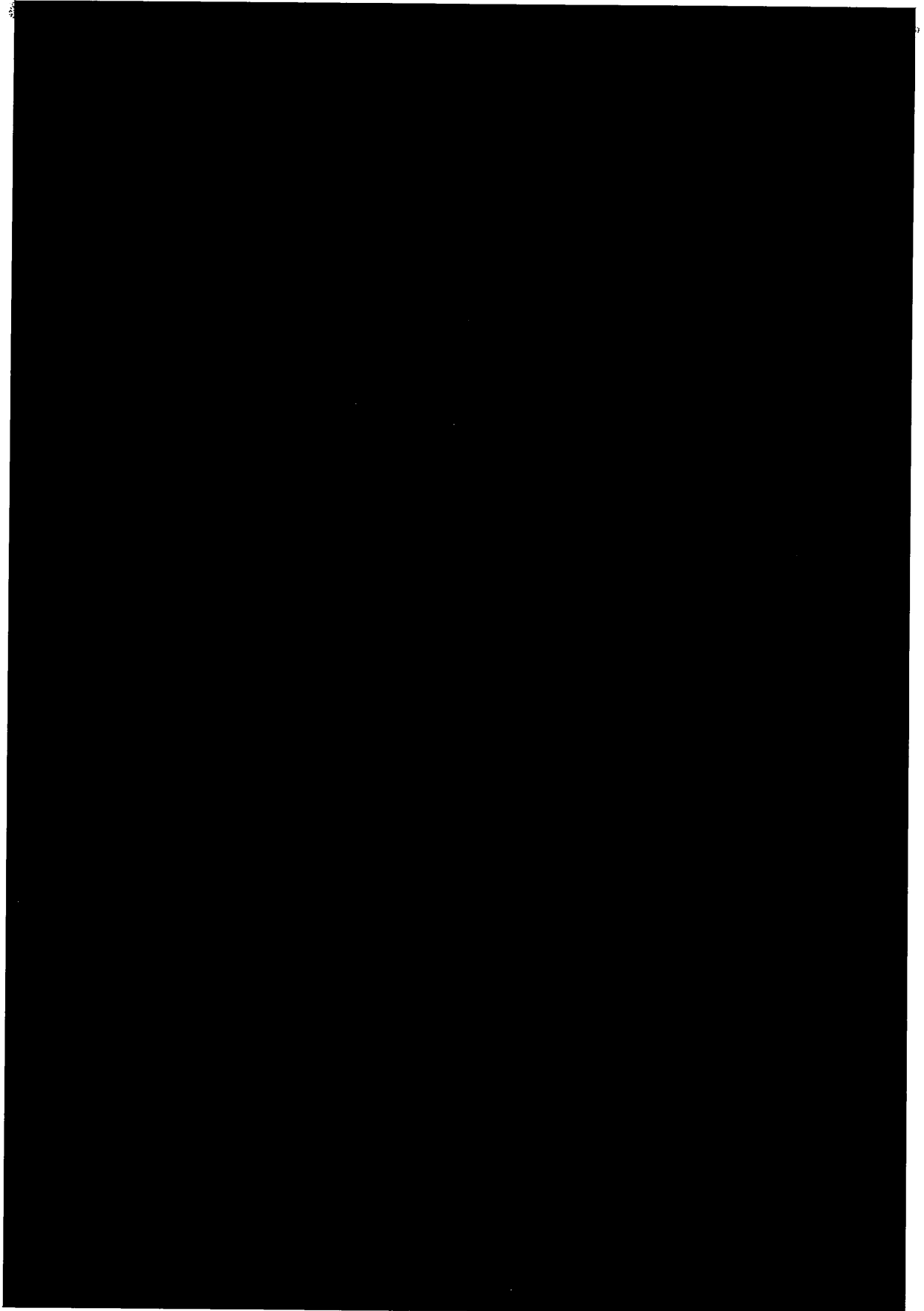
12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み



12/05/18内調内検討済み



【別紙1】主要な情報漏えい事件等の概要

事件名	検挙年	事案概要	罪名・処分結果等
ボガチョンコフ事件	平成12年	在日ロシア大使館に勤務する海軍武官から工作を受けた海上自衛隊三等海佐が、現金等の報酬を得て、海上自衛隊の秘密資料を提供したもの	○ 自衛隊法違反 (懲役10月) ○ 懲戒免職
シェルコノゴフ事件	平成14年	在日ロシア通商代表部員が、現金等の謝礼を対価に、防衛機器販売会社社長（元航空自衛官）に米国製戦闘機用ミサイル等の資料の入手・提供を要求したもの	○ MDA秘密保護法違反 (起訴猶予処分)
国防協会事件	平成15年	在日中国大使館駐在武官の工作を受けた日本国防協会役員（元自衛官）が、その求めに応じて防衛関連資料を交付したものの	○ 電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用 (起訴猶予処分)
イージスシステムに係る情報漏えい事件	平成19年	海上自衛隊三等海佐が、イージスシステムに係るデータをコンパクトディスクに記録の上、海上自衛隊の学校教官であった別の三等海佐に送付し、当該データが別の海上自衛官3名に渡り、更に他の自衛官に渡ったもの	○ MDA秘密保護法違反 (懲役2年6月猶予4年) ○ 懲戒免職
内閣情報調査室職員による情報漏えい事件	平成20年	在日ロシア大使館書記官から工作を受けた内閣情報調査室職員が、現金等の謝礼を対価に、職務に関して知った情報を同書記官に提供したもの	○ 国家公務員法違反 収賄 (起訴猶予処分) ○ 懲戒免職
尖閣沖漁船衝突事件に係る情報漏えい事案	平成22年	神戸海上保安部の海上保安官（巡視艇乗組員）が、中国漁船による巡視船衝突事件に係る捜査資料として石垣海上保安部が作成したビデオ映像をインターネット上に流出させたもの	○ 国家公務員法違反 (起訴猶予処分) ○ 停職12か月 (辞職)
国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案		国際テロ対策に係るデータがインターネット上へ掲出されたもの。当該データには、警察職員が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれていると認められた。	

【別紙2】政府機関、防衛産業等に対する標的型サイバー攻撃の事例（報道等を基に作成）

平成23年 7 月	- 国土交通省四国地方整備局のパソコンがウィルスに感染し、感染したパソコンを経由して同整備局のネットワークにログインするためのID及びパスワードがサーバから抜き取られた可能性があるほか、合計886名分の個人情報が流出したおそれがある。 - 衆議院議員が、メールの添付ファイルを開いたため、パソコンやサーバー内の情報を外部サイトに送信する「トロイの木馬」と呼ばれるウィルスに感染した。 - 防衛大臣（当時）を含む参議院議員7人に「トロイの木馬」型のウィルスが仕組まれた標的型メールが送信されたが、感染しておらず、情報流出は確認されていない。 - 総務省において、東日本大震災に関連する件名のメールの添付ファイルを開いたため、複数のパソコンが「トロイの木馬」型ウィルスに感染。外部への情報流出等については調査中だが、感染したパソコンが米国のサイトに繰り返しアクセスしていた模様。
平成23年 8 月	- 三菱重工業の約80台のサーバやパソコンがウィルスに感染し、何らかのデータの一部が社外に流出した可能性があることが確認された。しかし、10月24日時点で防衛や原子力に関する保護すべき情報が社外へ流出したことは確認されていない。 - 防衛関連企業が加盟する社団法人「日本航空宇宙工業会」のパソコンがウィルスに感染し、盗み取られたメールを基に、偽装されたウィルスメールが川崎重工に送付された。そのメールには、米国内のサイトに強制接続させる不正なプログラムが仕組まれていたが、すぐに接続を遮断したため、情報流出は免れたとされる。
平成23年 9 月	- IHI、三菱電機に対してサイバー攻撃がなされた（感染の時期等は不明）。三菱電機は、添付ファイルを開けると外部に強制接続して端末内の情報を抜き取る標的型メールによる攻撃を受け、一部の端末がウィルスに感染したとされる。 9月中旬、内閣官房の職員に、外部からの情報抜き取りを狙った標的型攻撃メールが複数送信され、コンピューター1台がウィルスに感染したが、情報流出は確認されていない。
平成23年10月	- 複数の在外公館において、情報の窃取を目的にした標的型メールが増加。秘密情報の漏えいは確認されず。 - 国土地理院において、観測データを扱うサーバーがサイバー攻撃を受け、IDとパスワードが解析され、不正に侵入された結果、当該サーバを踏み台にした攻撃が行われたことが判明。

【別紙3】取扱業務者と業務知得者の区別

1 MDA秘密保護法における区別

MDA秘密保護法は、取扱業務者と業務知得者の概念を初めて採用し、故意又は過失による特別防衛秘密の漏えいにつき両者の間で法定刑に差を設けているところ、両者の意義及び法定刑に差を設ける理由は以下のとおりである（町田充「防衛秘密保護法解説」49頁）。

「広く『業務』といっても、元来防衛秘密を取り扱うことを業務としている者と、たまたま担当事件に関する業務により防衛秘密を知得領有した者とを同一の刑をもって臨むのは適当でないと考えられた」

2 自衛隊法における区別

- (1) 自衛隊法も、取扱業務者と業務知得者の概念を採用した上で、故意又は過失による防衛秘密の漏えいにつき取扱業務者のみを処罰の対象としているところ、その意義は以下のとおりである（防衛庁防衛局調査課「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』とは、防衛秘密を取り扱うこと自体を担当業務とする者をいう。『業務』とは、本来、人が社会生活上の地位に基づき反復・継続して行う行為であり、通常、反復継続性が必要とされるが、取り扱うこと自体が業務とされれば、防衛秘密を取り扱うことの頻度、程度や、防衛秘密を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。

この『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には、防衛秘密を取り扱う①防衛庁の職員、②国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者、③防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者が該当するものとされる。」

なお、自衛隊法第96条の2第3項は、上記②③の者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる旨規定するところ、これは「『自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、』国の行政機関や契約業者に限定して、秘密保全上の観点から罰則の対象とすることとしつつ、防衛秘密を取り扱わせることを可能としたもの」（上記「防衛秘密制度の解説」54頁）である。

- (2) 他方、業務知得者は処罰の対象とならないところ、その意義は以下のとおりである（上記「防衛秘密制度の解説」71頁）。

「なお、①防衛秘密の漏えい事件に携わる司法関係者、②秘密会において防衛秘密の提示を受けた国会議員、③許認可権限に基づき防衛秘密の提出を受けた国家公務員、④建築基準法等に基づく申請等により防衛秘密の提出を受けた地方公務員については、それを取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないことから、『防衛秘密を取り扱うことを業務とする者』には該当しないと言える。また、⑤国家間の協力のために防衛秘密に接することとなった米国関係者についても、防衛秘密を取り扱うこと自体を反復・継続して行うものではないと解される。」

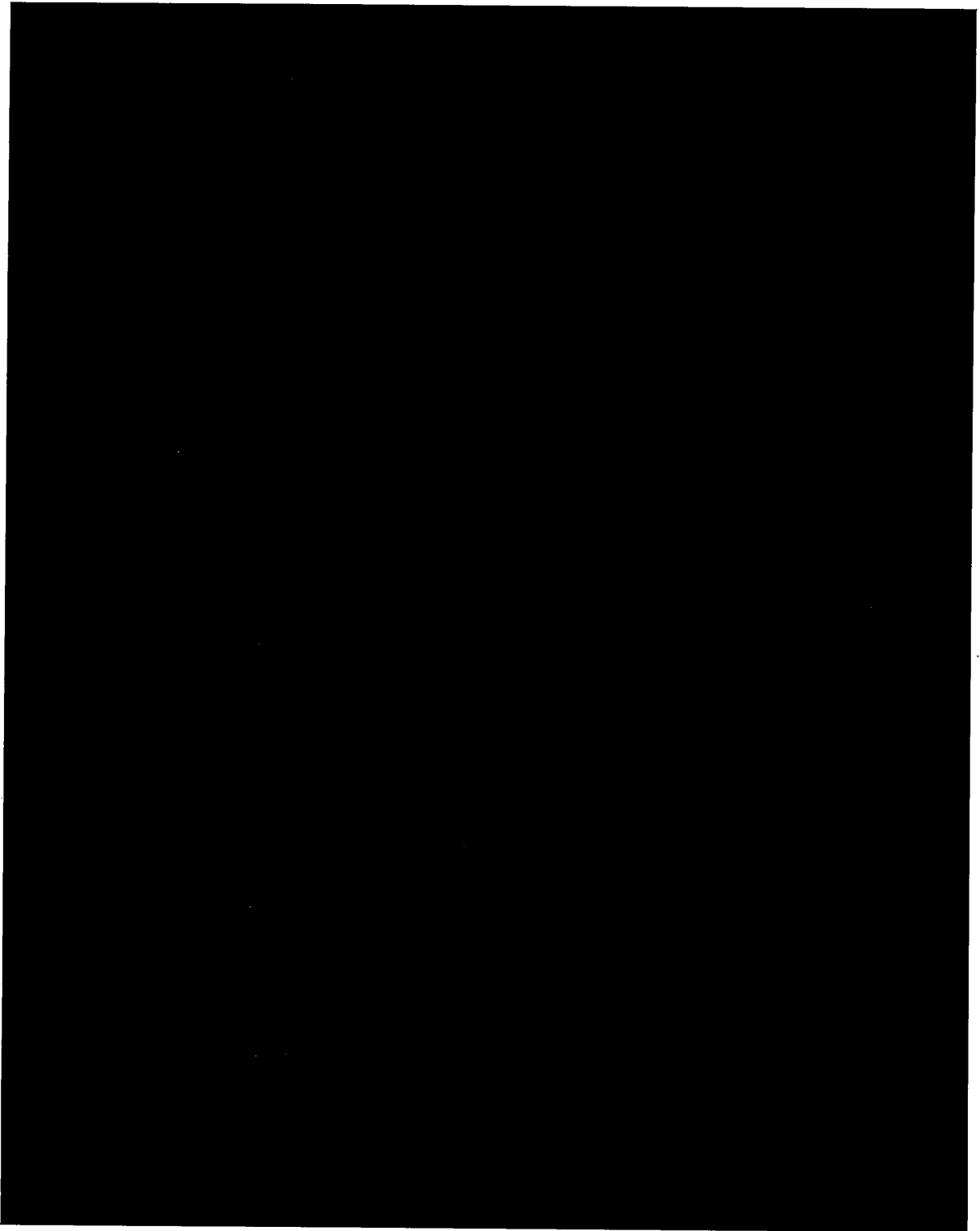
[Redacted]

[Redacted]

*1

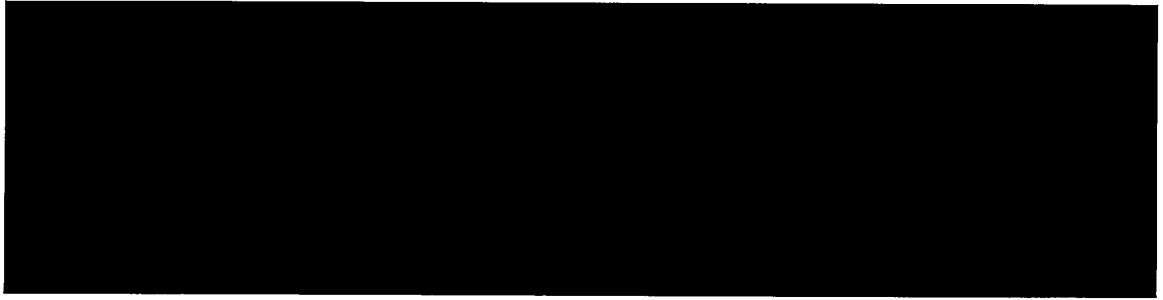
[Redacted]

*2



*3

*4



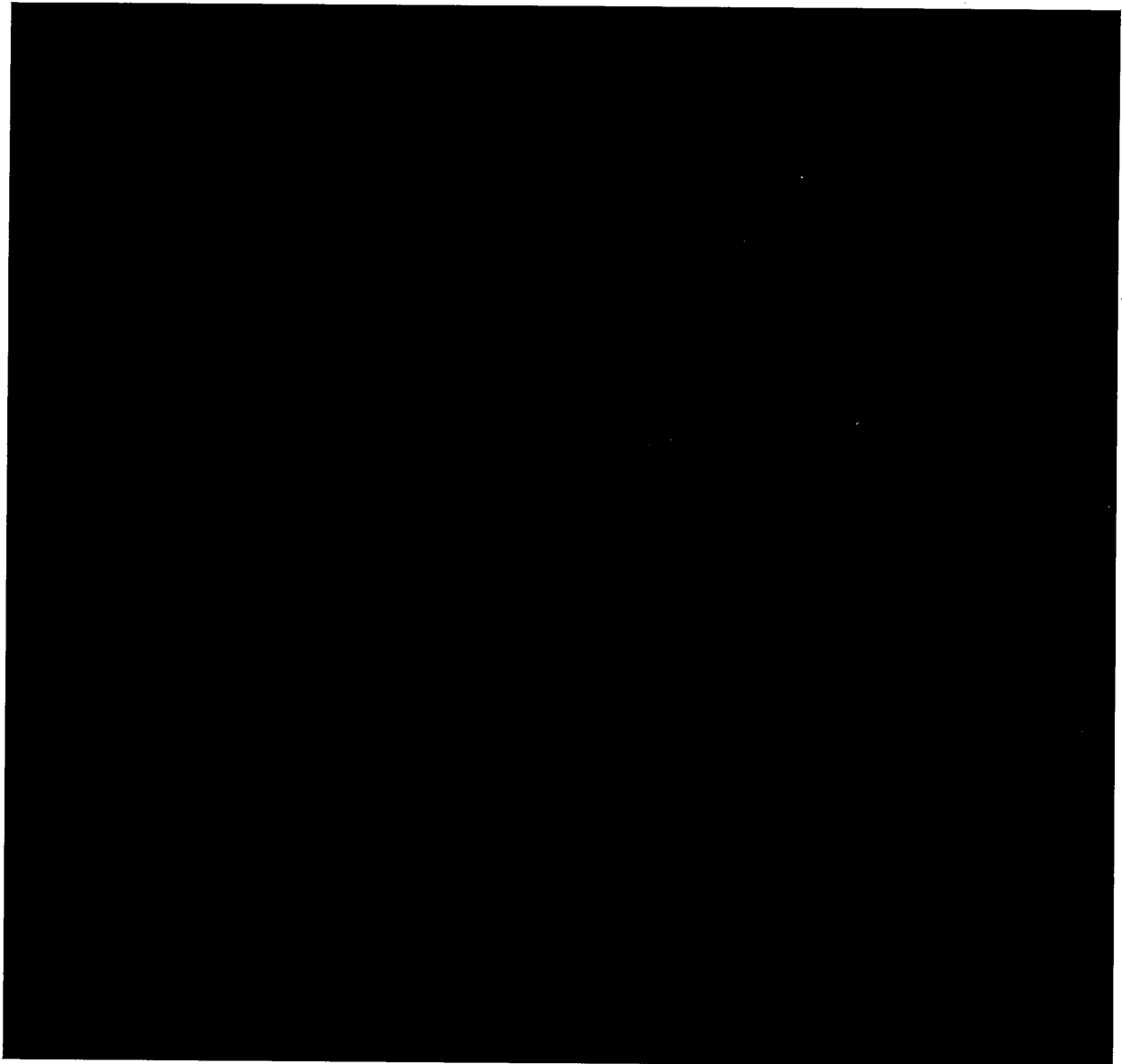
*5



【別紙】立法府及び司法府における守秘義務一覧

		守秘義務	罰則	備考
立法府	国会議員	×	—	憲法及び国会法に規定されている秘密会において公表しないとされたものを他に漏らした者について、参議院規則（昭和22年議決）では院内の懲罰規定が整備されている（同規則第236条、国会法第63条）が、衆議院規則には同様の規定はない。
	国会職員	○	×	
	国会職員法（昭和22年法律第85号）第19条			
司法府	裁判官	○	×	裁判官には官吏服務紀律により職務上知り得た秘密に守秘義務が課せられているが、高度な職業倫理に基づく行動ができる又は期待でき、それを担保するものとして弾劾裁判又は分限裁判の手續が設けられていることから、罰則で担保された守秘義務は課せられていない。（平成16年4月9日の衆議院法務委員会における司法制度改革推進本部事務局長答弁）。
	官吏服務紀律（明治20年勅令第39号）第4条第1項			
	裁判所職員	○	○	
	裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）			

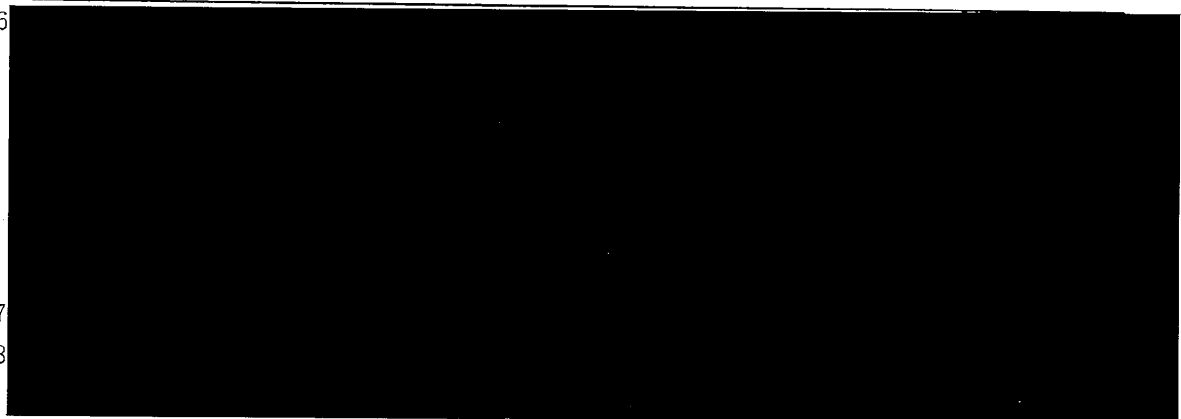
適性評価と思想・良心及び信教の自由との関係について（案）

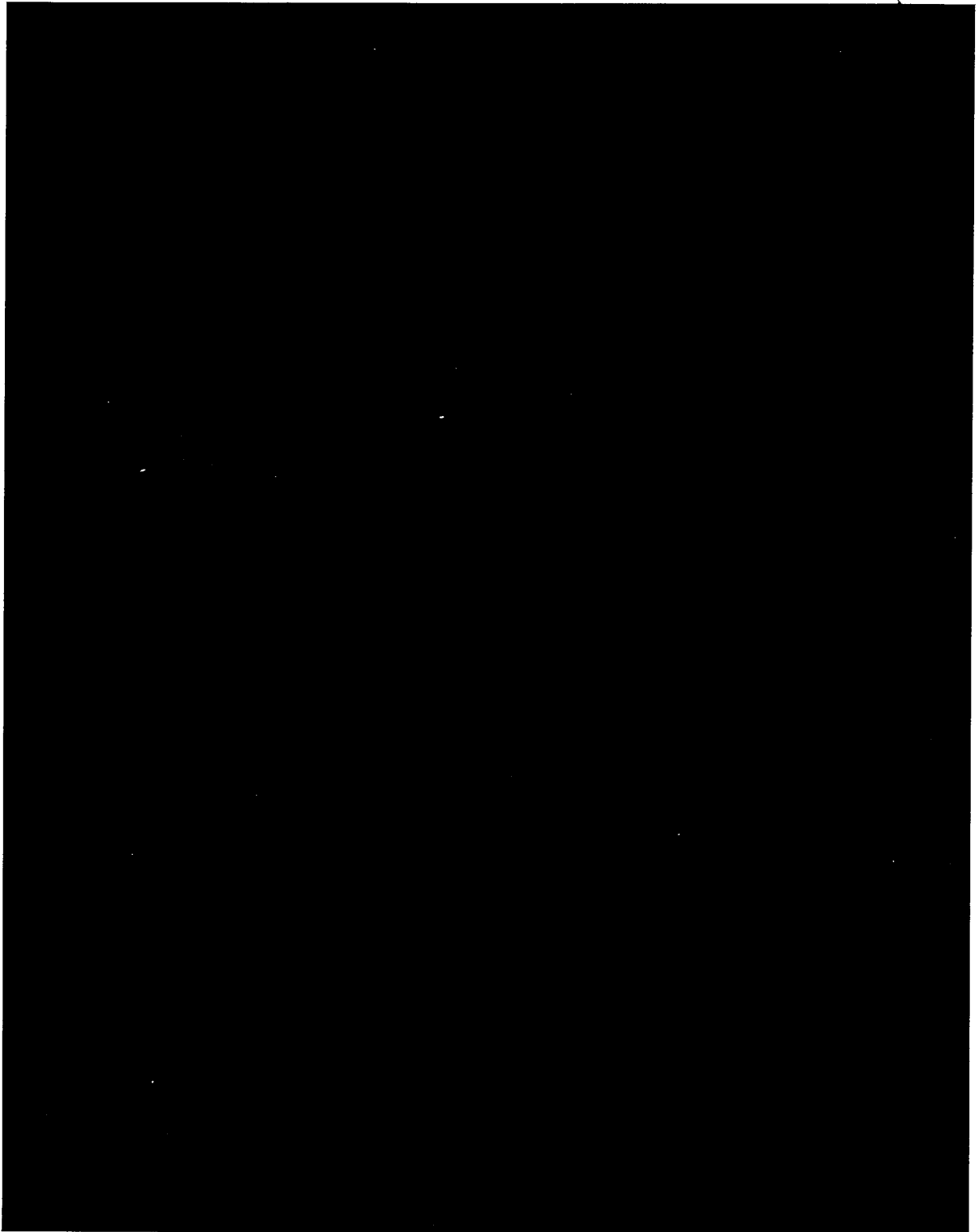


*6

*7

*8



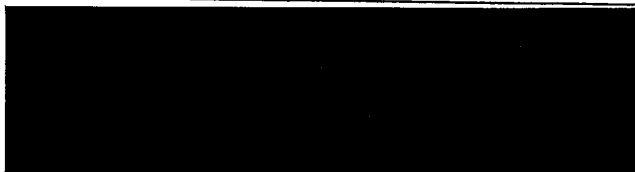


*9

*10

*11

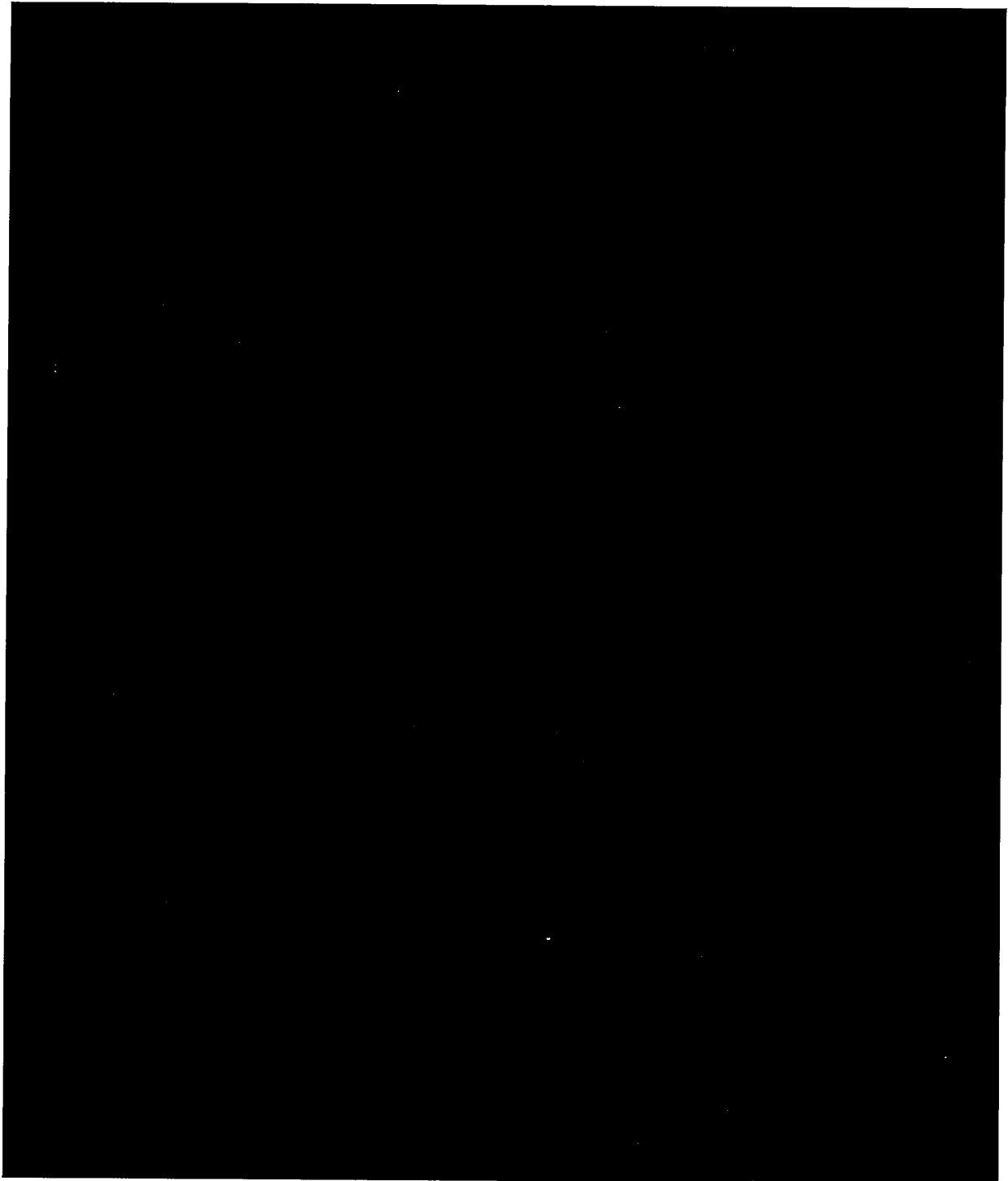
*12



12/05/18内調内検討済み



適性評価と法の下の平等との関係について（案）

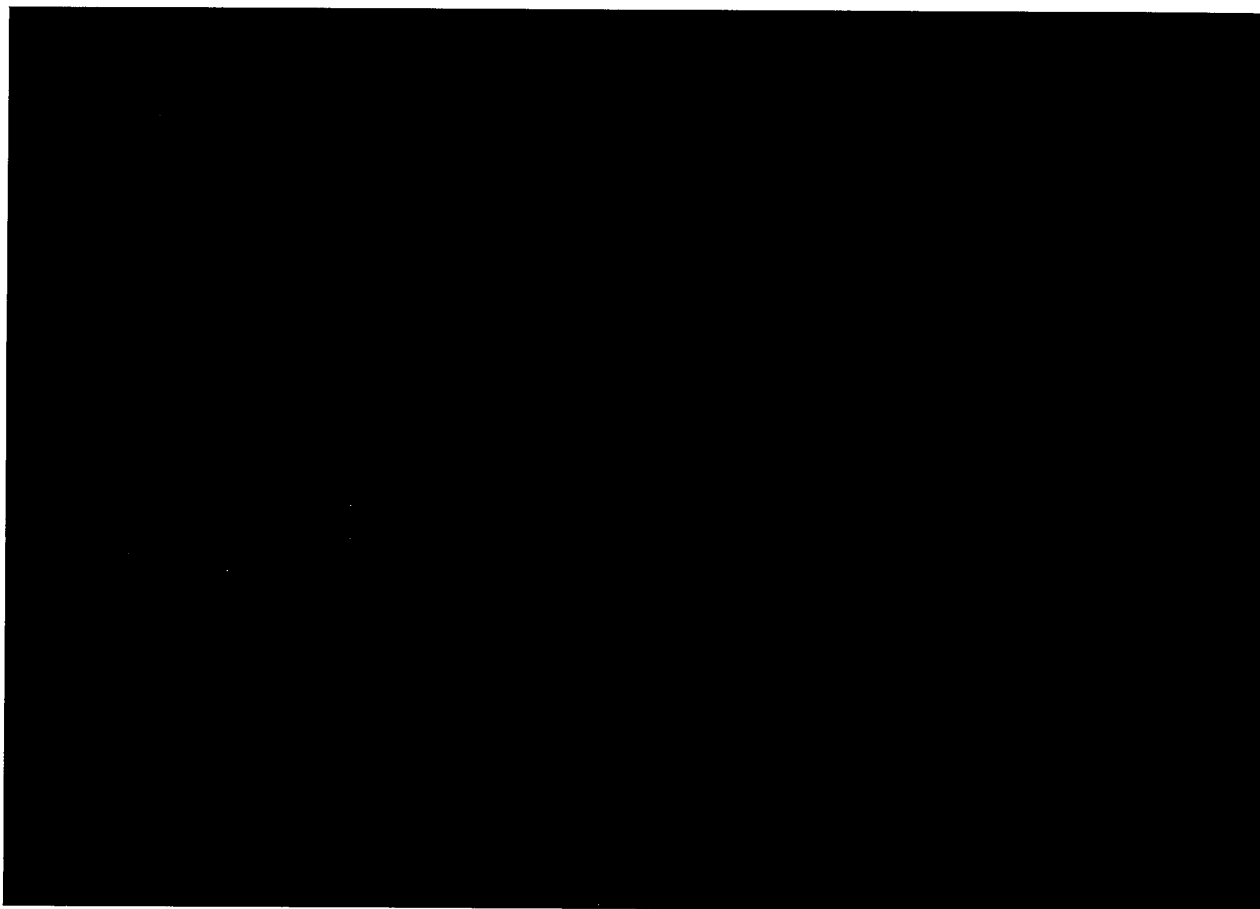


*13

*14

*15



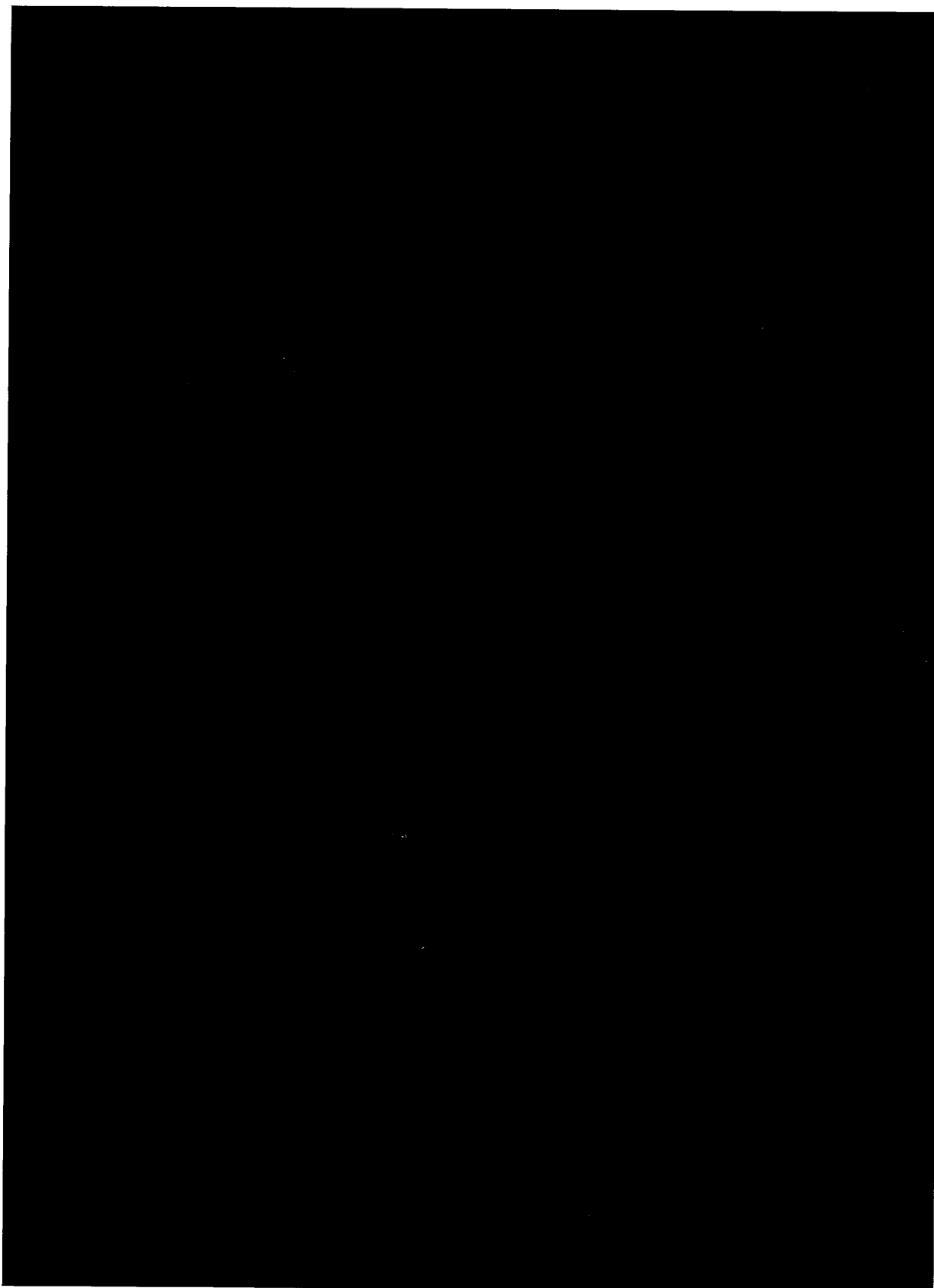


*16

*17



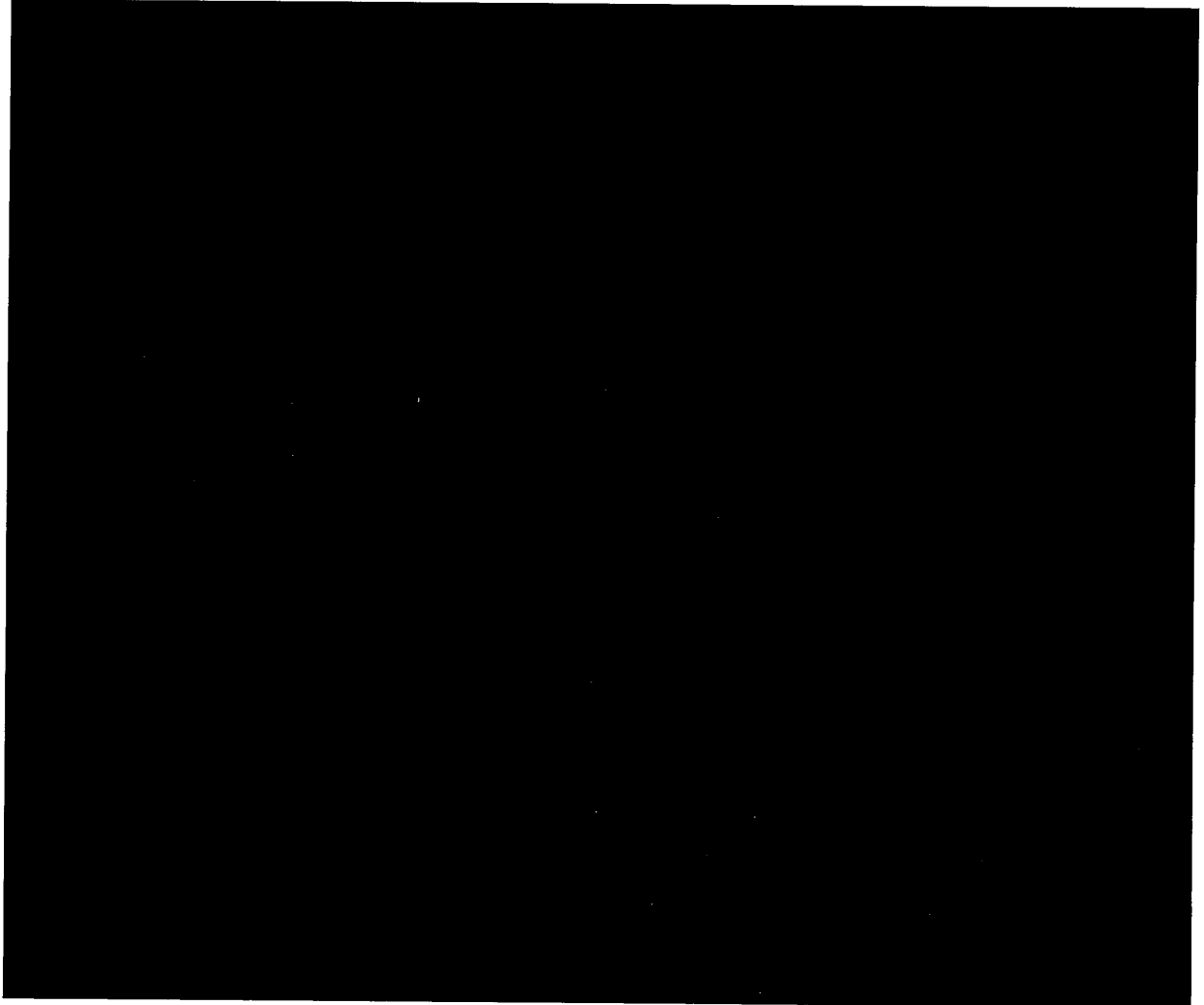
刑事裁判手続における特別秘密の立証方法について（案）



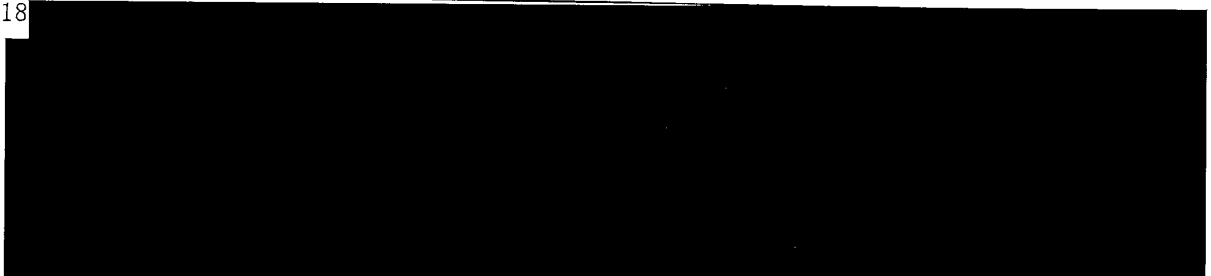
12/05/18内調内検討済み



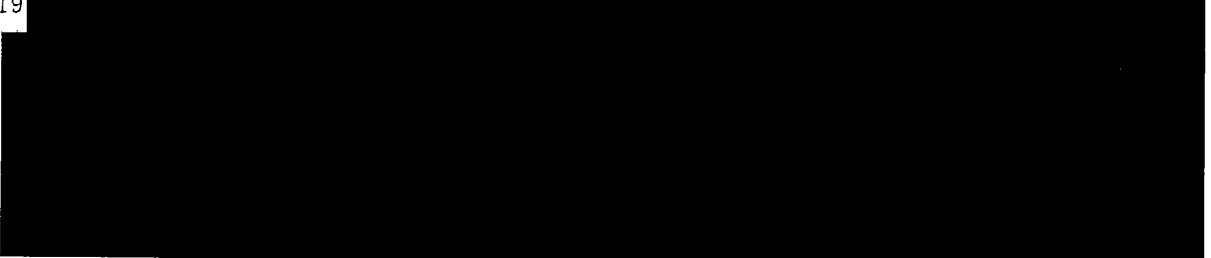
漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の取材の自由との関係について（案）



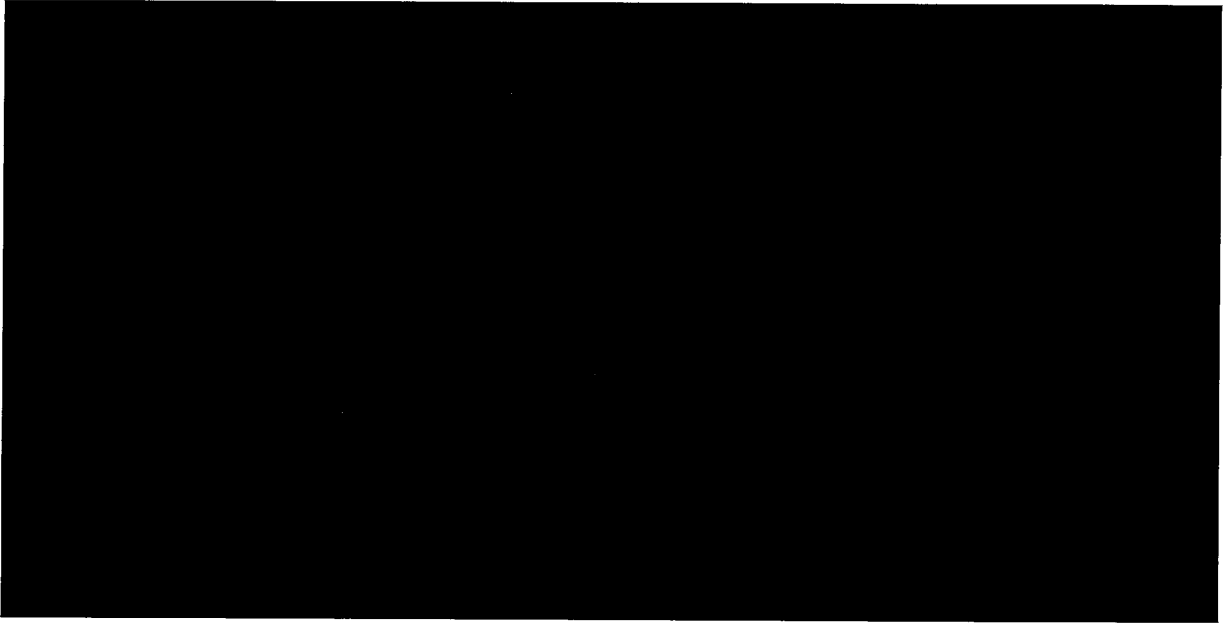
*18



*19



12/05/18内調内検討済み



○現行法上の国家公務員等の守秘義務一覧

種別		根拠法	条文	法定刑
一般職国家公務員		国家公務員法	109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
1. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:有	特命全権大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特命全権公使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	特派大使	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	全権委員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員	外務公務員法 国家公務員法	外務公務員法27条、4条1項 国家公務員法100条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	防衛省職員（自衛隊員）	自衛隊法	118条1項1号、59条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	裁判所職員	裁判所職員臨時措置法 国家公務員法	裁判所職員臨時措置法1号 国家公務員法109条12号、100条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	69条の2、54条1項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	国家公務員倫理審査会会長、委員	国家公務員倫理法	46条、18条1項	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公正取引委員会委員長、委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	93条、39条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	公害等調整委員会委員長、委員	公害等調整委員会設置法	20条、11条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	中央労働委員会委員	労働組合法	29条、23条	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	情報公開・個人情報保護審査会委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	18条、4条8項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	公害健康被害補償不服審査会委員	公害健康被害の補償等に関する法律	145条、123条	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
	会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員	会計検査院法	19条の5、19条の3第8項	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	政治資金適正化委員会委員	政治資金規正法	26条の7、19条の32第7項	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	内閣総理大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	国務大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)

	種別			
	種別	根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】: 有 【罰則】: 無	内閣官房副長官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	副大臣	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	大臣政務官	官吏服務紀律 国務大臣、副大臣及び大臣 政務官規範	紀律4条1項 規範1(8)	(規定なし)
	内閣法制局長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	人事院総裁、人事官	国家公務員法	6条2項、100条1項	(規定なし)
	会計検査院長、検査官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	宮内庁長官	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	侍従長	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	侍従	官吏服務紀律	4条1項	(規定なし)
	東宮大夫	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	式部官長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	侍従次長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	宮務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	皇室医務主管	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	女官長及び女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	侍医長及び侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮侍従長及び東宮侍従	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮女官長及び東宮女官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	東宮侍医長及び東宮侍医	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)
	宮務官	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1	(規定なし)

種別	根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	侍女長	宮内庁における特別職の職員の服務、勤務時間等に関する内規	第5の1 (規定なし)
	裁判官	官吏服務紀律	4条1項 (規定なし)
	内閣危機管理監	内閣法 国家公務員法	内閣法15条4項 国家公務員法100条1項 (規定なし)
	内閣官房副長官補	内閣法 国家公務員法	内閣法16条3項、15条4項 国家公務員法100条1項 (規定なし)
	内閣広報官	内閣法 国家公務員法	内閣法17条3項、15条4項 国家公務員法100条1項 (規定なし)
	内閣情報官	内閣法 国家公務員法	内閣法18条3項、15条4項 国家公務員法100条1項 (規定なし)
	内閣総理大臣補佐官	内閣法 国家公務員法	内閣法19条4項、15条4項 国家公務員法100条1項 (規定なし)
	内閣総理大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項 (規定なし)
	国務大臣秘書官	官吏服務紀律	4条1項 (規定なし)
	人事院総裁秘書官	官吏服務紀律	4条1項 (規定なし)
	会計検査院院長秘書官	官吏服務紀律	4条1項 (規定なし)
	内閣法制局長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項 (規定なし)
	宮内庁長官秘書官	官吏服務紀律	4条1項 (規定なし)
	国家公安委員会委員	警察法 国家公務員法	警察法10条1項 国家公務員法100条1項 (規定なし)
	原子力委員会の委員長及び委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	10条 (規定なし)
	宇宙開発委員会の委員長及び委員	文部科学省設置法	14条 (規定なし)
	原子力安全委員会委員	原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	22条、10条 (規定なし)
	国会職員	国会職員法	19条 (規定なし)
	運輸安全委員会委員長、委員	運輸安全委員会設置法	12条1項 (規定なし)
	総合科学技術会議議員	内閣府設置法	33条1項 (規定なし)
	再就職等監視委員会委員長、委員	国家公務員法	106条の12第1項 (規定なし)
	証券取引等監視委員会委員長、委員	金融庁設置法	16条1項 (規定なし)
	公認会計士・監査審査会会長、委員	公認会計士法	37条の6第1項 (規定なし)
	食品安全委員会委員	食品安全基本法	32条1項 (規定なし)
	公益認定等委員会委員	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	39条1項 (規定なし)

種別		根拠法	条文	法定刑
2. 特別職国家公務員 【守秘義務】:有 【罰則】:無	国地方係争処理委員会委員	地方自治法	250条の9第13項	(規定なし)
	電気通信事業紛争処理委員会委員	電気通信事業法	150条1項	(規定なし)
	運輸審議会委員	国土交通省設置法	21条1項	(規定なし)
	土地鑑定委員会委員	地価公示法	18条1項	(規定なし)
	衆議院議員選挙区画定審議会委員	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	6条7項	(規定なし)
	国会等移転審議会委員	国会等の移転に関する法律	15条8項	(規定なし)
	電波監理審議会委員	電波法 国家公務員法	電波法99条の4 国家公務員法100条1項	(規定なし)
3. 特別職国家公務員 【守秘義務】:無 【罰則】:無	中央更正保護審査会委員長、委員	更正保護法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	社会保険審査会委員長、委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	地方財政審議会委員	総務省設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	労働保険審査会委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	公安審査委員会委員長、委員	公安審査委員会設置法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央社会保険医療協議会委員	社会保険医療協議会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	中央選挙管理会委員	公職選挙法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本ユネスコ国内委員会会長、副会長及び委員	ユネスコ活動に関する法律	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学士院会員	日本学士院法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	日本学術会議会員	日本学術会議法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
4. その他	国会議員の秘書	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	国会議員	国会法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	(一般職) 地方公務員	地方公務員法	60条2号、34条1項	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金
	地方公共団体の長、議長、議員等	地方自治法	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都知事秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)
	東京都議会議長秘書	特別職の指定に関する条例	(守秘義務の規定なし)	(規定なし)

官吏服務紀律 (明治20年勅令第39号)

国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範 (平成13年1月6日閣議決定)

○諸外国の秘密保全制度における適性評価手続

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
根拠	合衆国法典及び行政命令	政府声明及びセキュリティ・ポリシーの枠組み(政府統一基準で各省に義務的履行を求めるもの)	保安審査法	国防法典及び国防秘密保全に関する政府間通達
対象者	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	国の各官庁及び警察機関の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)	連邦政府の各官庁の構成員及び契約業者のうち秘密を取り扱う者(本人)及びその配偶者	秘密を取り扱う者(本人)
対象外の者	大統領及び副大統領	首相及び大臣(閣外大臣及び政務次官を含む。)	連邦大統領、連邦首相及び連邦大臣	大統領、首相及び大臣
実施権者	連邦政府の各官庁	国の各官庁及び警察機関	連邦政府の各官庁	首相の委任を受けた者
有効期間	5年	7年(初回は5年)	10年(5年目に調査票を再提出)	最長5年(その職に在任中のみ有効)
調査票の主な記入事項	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))出生地、社会保障番号、身体的特徴等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 暴力的な政府転覆活動・テロリズム・国民の憲法上の権利の行使を暴力的に妨害する違法な活動への関与 ・ 外国渡航歴・活動歴 ・ 逮捕歴 ・ 信用状態 ・ 民事訴訟歴 ・ 薬物・アルコールの影響・通院歴 ・ 精神の問題に係る通院歴 ・ 本人をよく知る者(友人、同僚、上司、近隣者等)の連絡先 ・ 過去の適性評価記録	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))出生地、旅券番号等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 議会制民主主義の転覆・弱体化を目的とする活動、スパイ、破壊工作活動、テロリズムへの関与 ・ 外国居住歴 ・ 犯罪歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態 ・ 薬物・アルコールの影響 ・ 精神疾患等の状態 ・ 雇用主の人定事項 ・ 本人をよく知る者の連絡先	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))出生地、身分証明書番号等) ・ 学歴・職歴・軍歴 ・ 反憲法組織・旧東独情報機関への関与 ・ セキュリティ上懸念される国家への渡航歴・滞在歴 ・ 継続中の刑事・懲戒手続 ・ 信用状態 ・ 強制執行措置歴 ・ 本人をよく知る者の連絡先 ・ 過去の適性評価	○ 本人に関するもの ・ 人定事項(氏名、住所歴、生年月日、国籍(帰化情報を含む。))出生地、身分証明書番号等) ・ 学業レベル(学位、外国語能力等) ・ 職歴 ・ 外国渡航歴

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
調査票の主な記入事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地、社会保障番号等） ・ 婚姻及び離婚の期日及び届出地	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、住所歴、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等） ・ 外国居住歴 ・ 財務状況 ・ 信用状態等	○ 配偶者に関するもの（配偶者が記入） ・ 本人と同様の事項	○ 配偶者に関するもの（本人が記入） ・ 本人と同様の事項
	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）	○ 家族に関するもの（本人及び配偶者がそれぞれの親族について記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍、出生地）	○ 家族・同居人に関するもの（本人が記入） ・ 人定事項（氏名、現住所、生年月日、国籍（帰化情報を含む。）、出生地等）
同意の取得	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 書面の提出により取得する。 ・ 本人以外の者の同意は取得していない。	・ 本人及び配偶者について、それぞれ書面の提出により取得する。 ・ 本人及び配偶者以外の者の同意は取得していない。	・ 調査票を提出することをもって同意したものと解されている。
プロセス及び手法	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 本人への面接 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取	・ 本人及び配偶者がそれぞれ調査票に記入し、提出 ・ 本人及び配偶者それぞれへの面接（必要な場合） ・ 公私の団体への照会 ・ 本人及び配偶者について、それぞれよく知る者からの聴取	・ 本人が調査票に記入し、提出 ・ 公私の団体への照会 ・ 本人をよく知る者からの聴取
結果の通知	・ 本人に通知する。	・ 本人に通知する。	・ 適性を認めない場合、本人に通知する。	・ 本人に通知する。
理由の通知	・ 適性を認めない場合、国家安全保障上の利益及び他の法令が許容する限りにおいて包括的かつ詳細に通知する。	・ 適性を認めない場合、可能な範囲で通知する。	※ 適性を認めないと判断する場合は、情報源の保護が保証される範囲で、あらかじめその判断の理由となる事実が示される。なお、情報保護上著しい不利益が生じ得る場合には示されないことがある。	・ 不明

注：機密性が最も高い区分の秘密を取り扱う際に必要となる適性評価手続について記載している。

○諸外国の秘密保全制度における主な罰則

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
目的等による故意の漏えい型	・ 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、外国政府への国防情報の漏えい ・ 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の漏えい 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 ・ 米国に損害を与え、又は外国を利することがあり得ると信じるに足る理由を有する者による、不正アクセスにより取得した政府指定の国防・外交上の重要情報の漏えい 【10年（再犯の場合は20年）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】 ・ 米国の安全と利益を損ない、又は米国に害をもたらし外国政府を利する目的による、米国・外国政府の暗号等の漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・ 国の治安・利益を損なう目的による、<u>敵に有用な情報</u>の漏えい 【3年以上14年以下の自由刑】	・ ドイツに不利益を与え、又は外国の勢力に利益を与える目的による、<u>国家機密</u>（※1）の外国勢力への漏えい 【1年以上の自由刑（犯情の特に重い事案（※2）では、無期又は5年以上の自由刑）】 ※1 「国家機密」とは、限定された範囲の者のみに入手可能で、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を回避するため、外国の勢力に対して秘密にしておかなければならない事実、物又は知識をいう。 ※2 「犯情の特に重い事案」とは、原則として、行為者が、①<u>国家機密の保持をその者に特別に義務付ける責任ある地位</u>を濫用したとき、又は②その行為により、ドイツ連邦共和国の対外的安全に対して、特に重大な不利益を及ぼす危険を生じたとき、をいう。	・ <u>国民の基本的利益</u>（※3）に関する情報の外国勢力への漏えい 【15年以下の自由刑及び罰金】 ※3 「国民の基本的利益」とは、国の独立性、領土の一体性、国の安全性、共和政体、国防及び外交能力、国内外における国民の保護、自然環境とその周辺の状況の調和並びに国の科学・経済力及び文化的遺産の重要な要素をいう。
	・ 国防情報の漏えい ・ 米国・外国政府の暗号等の漏えい ・ <u>秘密保持義務を付与する秘密情報にアクセスする権限がある者</u>による、当該情報の漏えい ・ 行政機関の職員又は行政機関が過半数の株式を所有する企業の職員による、大統領等が指定した<u>安全保障に関する秘密情報</u>の外国政府への漏えい 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・ <u>防諜・諜報職員</u>による<u>防諜・諜報情報</u>の漏えい ・ 公務員又は政府と契約関係にある者による、①<u>防諜・諜報情報</u>、②防衛情報、③<u>国際関係情報</u>、④<u>犯罪を惹起する情報</u>、⑤<u>通信傍受に関する情報</u>の漏えい ・ 漏えいにより秘密情報を取得した者による漏えい 【2年（略式手続の場合は6月）以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	・ <u>国家機密</u>の漏えい 【6月以上5年以下の自由刑（犯情の特に重い事案では、1年以上10年以下の自由刑）】 ・ 公務員による<u>秘密</u>の漏えい 【5年以下の自由刑又は罰金】	・ 身分、職業によって、又は職務若しくは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による漏えい 【7年以下の自由刑及び罰金】 ・ その他の者による国防上の秘密の漏えい 【5年以下の自由刑及び罰金】

	アメリカ（合衆国法典）	イギリス（公務秘密法）	ドイツ（刑法）	フランス（刑法）
過失犯	- 国防情報を委託され、又は適法に所持し、若しくは管理している者が、重過失によって、委託に反する適切な保管場所からの移動等を可能にした場合 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	- 公務員又は政府と契約関係にある者による秘密文書等に関する注意懈怠 【3月以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	- 国家機密を過失により無権限者に漏えいし、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【5年以下の自由刑又は罰金】 - 公務、職務上の地位又は官庁の委託により入手可能であった国家機密を、無権限者に軽率に取得させ、ドイツの対外的安全に重大な不利益を及ぼす危険を生じさせたとき 【3年以下の自由刑又は罰金】 - 公務員が、過失による秘密の漏えいによって重要な公共利益を危うくしたとき 【1年以下の自由刑又は罰金】	- 身分、職業によって、又は職務若しくはは一時的若しくは恒常的な任務に基づいて、国防上の秘密を所持する者による過失の漏えい 【3年以下の自由刑及び罰金】
目的による加重類型 取得	- 戦時における、敵への伝達を意図した国防情報の収集・記録 【死刑、無期刑又は有期刑（上限なし）】 - 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防に関連する場所等への接近その他の方法による国防情報の取得 - 米国に損害を与え、又は外国を利する意図を有する者による、国防情報の取得 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】	- 国の治安・利益を損なう目的による、敵に有用な情報の取得 - 国の治安・利益を損なう目的による、禁止区域（※4）への接近、視察、立ち寄り、侵入又は付近での滞在 【3年以上14年以下の自由刑】 ※4 国が所有する軍事関連施設等	- 漏えいするための国家機密の取得 【1年以上10年以下の自由刑】	- 国民の基本的利益に関する情報の外国勢力への漏えい目的での収集 【10年以下の自由刑及び罰金】
	- 違法に取得された国防情報の取得又は受領 - 安全保障に関する秘密情報の外国政府による取得又は受領 【10年以下の自由刑若しくは罰金又はこれらの併科】			- 国防上の秘密の取得 - 国防上の秘密として秘密指定された区域への無権限者の立入り 【5年以下の自由刑及び罰金】

網掛部分：国防に関する秘密以外のものを含んでいると考えられる秘密

下線部：公務員等の身分要件

下線部：取得の手段を特定しているもの

特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

【参照条文集】 （案）

出典：ぎょうせい「現行日本法規」
ぎょうせい「現行法令インターネット版」
官報

平成24年〇月
内閣官房

特別秘密の保全に関する法律（仮称）（案） 参照条文

○日本国憲法（抄）	1
○官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）	1
○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	1
○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	3
○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）	4
○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）	4
○国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）	4
○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	4
○参議院規則（昭和二十二年議決）（抄）	5
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	5
○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）（抄）	5
○裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（抄）	6
○警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）	7
○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）	7
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）	9
○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）	10
○割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）（抄）	10
○防衛諸計画の作成等に関する訓令（昭和五十二年防衛庁訓令第八号）（抄）	10
○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）	11
○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）	12
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）	12
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	13
○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）	14
○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（抄）	14
○法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）	15
○行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）	15

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号） （抄）	16
○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号） （抄）	17
○会社法（平成十七年法律第八十六号） （抄）	17
○情報業務の実施に関する訓令（平成十八年防衛庁訓令第二十一号） （抄）	18
○労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号） （抄）	18
○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号） （抄）	18
○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第百七十七回国会提出閣法第七十七号） （抄）	19
【資料1】合議制の機関について	20
【資料2】特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）と秘密保全に関する現行法との対照表	24

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ (略)

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ (略)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② (略)

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第八十二条 (略)

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

○官吏服務紀律（明治二十年勅令第三十九号）（抄）

第四条 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

2 (略)

○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

(すべての者の国外犯)

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで（内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助）の罪

三 第八十一条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）、第八十七条（未遂罪）及び第八十八条（予備及び陰謀）の罪

四 第四百八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪

五 第五百十四条（詔書偽造等）、第五百十五条（公文書偽造等）、第五百七条（公正証書原本不実記載等）、第五百八条（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二（電磁的記録不正作出及び供用）の罪

六 第六十二条（有価証券偽造等）及び第六十三条（偽造有価証券行使等）の罪

七 第六十三条の二から第六十三条の五まで（支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）の罪

八 第六十四条から第六十六条まで（御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪並びに第六十四条第二項、第六十五条第二項及び第六十六条第二項の罪の未遂罪（自首等）

第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

2 (略)

第五十四条 一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

2 (略)

(予備及び陰謀)

第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。

(住居侵入等)

第三百十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏示)

第三百十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護士、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは

科料に処する。

(脅迫)

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。
(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
(強盗)

第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。
2 (略)

(詐欺)
第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。
2 (略)

(恐喝)
第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。
2 (略)

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

③・④ (略)

第十八条 (略)

- 2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。
- 3 (略)

○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条（略）

- 2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 (略)

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第六十三条 秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第一百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

② 内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

③ 前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

④ 前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

○国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）

第十九条 国会職員は、本属長の許可がなければ、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。その職を離れた後でも同様である。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

②⑤ (略)

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 十一 (略)

十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
十三 十八 (略)

第百十一条 第百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

○参議院規則(昭和二十二年議決)(抄)

第二百三十六条 国会法第六十三条により公表しないものを他に漏した者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

○国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)(抄)

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

第三条 (略)

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4 (略)

(施設等機関)

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)(抄)

第二百八十一条の五 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた

証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

② 弁護人（第四百四十条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。）又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第三百十六条の二十七 裁判所は、第三百十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

②・③ (略)

○裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（抄）

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第六十六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第六十六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第六十六条の七から第六十六条の十三まで、第六十六条の十四第三項から第五項まで、第六十六条の十五、第六十六条の二十五、第六十六条の二十六及び第六百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二〇九 (略)

○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（長官）

第十六条（略）

2 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

目次

第一章（第六章（略））

第七章 自衛隊の権限等（第八十七条―第九十六条の二）

第八章（第九章（略））

附則

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条（略）

2（略）

5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

第七章 自衛隊の権限等（第八十七―第九十六の二）

（自衛隊の施設等の警護出動）

第八十一条の二 内閣総理大臣は、本邦内にある次に掲げる施設又は施設及び区域において、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で多数の人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊する行為が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設又は施設及び区域の警護のため部隊等の出動を命ずることができる。

一 自衛隊の施設

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域（同協定第二十五条の合同委員会において自衛隊の部隊等が警護を行うこととさ

れたものに限る。)

2・3 (略)

(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。
一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。

5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

別表第四(第九十六条の二関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量

- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）

（定義）

第一条 （略）

2 （略）

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

（罰則）

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、特別防衛秘密を探知し、又は収集した者

二 （略）

三 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を他人に漏らしたものの

2・3 （略）

第五条 （略）

2 （略）

3 第三条第一項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、同条第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせ

ん動した者は、前項と同様とする。

4 (略)

○自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号) (抄)

(防衛秘密が要件を欠くに至つた場合の措置)

第百十三條の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六條の二第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三條の二の規定による標記及び第百十三條の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなつた旨を周知させなければならない。

○割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号) (抄)

第四十九條の二 (略)

2 人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一 クレジットカード番号等が記載され、又は記録された人の管理に係る書面又は記録媒体の記載又は記録について、その承諾を得ずにその複製を作成すること。

二 不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第三条に規定する不正アクセス行為をいう。)を行うこと。

3 (略)

4 前三項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○防衛諸計画の作成等に関する訓令(昭和五十二年防衛庁訓令第八号) (抄)

(目的)

第八条 統合中期防衛構想は、原則としてその作成する年度の二年後の年度以降五年間を対象とし、統合長期防衛戦略を参考として、努めて科学的分析評価を行い、内外の諸情勢を踏まえて我が国に対する脅威を分析し、これに対する防衛構想、防衛の態勢及び統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの各自衛隊の体制に関する基本構想について検討するとともに、対象期間内における防衛力整備上重視すべき事項を明らかにし、中期計画の策定並びに陸海空自衛隊中期能力見積り及び統合中期能力見積りの作成

等に資することを目的とする。

2 前項の防衛構想及び防衛の態勢の検討に当たっては、防衛、警備等に関する計画を参考とするものとする。
(作成及び見直し等)

第九条 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を原則として五年毎に作成し、その作成する年度末までに防衛大臣に報告するものとする。
2 統合幕僚長は、統合中期防衛構想の作成に当たっては、内外の諸情勢については情報業務の実施に関する訓令第十九号の規定により情報本部長が作成する統合中期情報見積りを踏まえるものとする。

3 統合幕僚長は、統合中期防衛構想を作成しない年度にあつては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果統合中期防衛構想に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するものとする。
(目的等)

第十八条 防衛、警備等に関する計画は、年度業務計画の実施により整備、維持等される防衛力を参考として、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態及び間接侵略その他治安維持上重大な事態が生じた際に自衛隊が対処する場合における基本的事項等について定めることとする。

2 前項に規定するもののほか、防衛、警備等に関する計画の作成等に関し必要な事項は、別に定める。

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）（抄）

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。以下この条において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の保有者の管理を害する行為をいう。以下この条において同じ。）により、営業秘密を取得した者

二・三 (略)

四 営業秘密を保有者から示された者であつて、その営業秘密の管理に係る任務に背いて前号イからハまでに掲げる方法により領得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用し、又は開示した者

五 営業秘密を保有者から示されたその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。次号において同じ。）又は従業者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、

その営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、又は開示した者（前号に掲げる者を除く。）

六 営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業員であった者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いてその営業秘密の開示の申込みをし、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受けて、その営業秘密をその職を退いた後に使用し、又は開示した者（第四号に掲げる者を除く。）

七 (略)

256 (略)

7 第一項及び第二項の規定は、刑法その他の罰則の適用を妨げない。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（文書提出命令等）

第二百二十三条 (略)

255 (略)

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

2 (略)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)(のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一・二 (略)

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四・六 (略)

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む。)及び作業施設を置くことができる。

(設置)

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
食育推進会議	食育基本法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法
自殺総合対策会議	自殺対策基本法
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)

「官民人材交流センター」

「国家公務員法」

(設置)

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 (略)

(施設等機関)

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）（抄）

(所掌事務)

第四条 外務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

三（二十九） (略)

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を起動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

第三条 何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

（罰則）

第十一条 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

（法務総合研究所）

第六十二条 法務総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うこと。

五 （略）

2・3 （略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六 会計検査院

25 (略)

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3・4 (略)

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事象及び武力攻撃予測事象をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十四条 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保を図るため、次条から第二十七条までに定めるもののほか、武力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2 (略)

(緊急対処事態対処方針)

第二十五条 政府は、緊急対処事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。以下同じ。）に至ったときは、緊急対処事態に関する対処方針（以下「緊急対処事態対処方針」という。）を定めるものとする。

2
12
(略)

○公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第三条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（解任）

第三百二十九条 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2
(略)

（取締役の報酬等）

第三百六十一条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額

二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法

三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2
(略)

○情報業務の実施に関する訓令（平成十八年防衛庁訓令第二十一号）（抄）

（統合中期情報見積り）

第十九条 統合中期情報見積りは、原則としてその作成する年度の二年後の年度以降五年間を対象とし、我が国に対する脅威の動向を中心に内外の諸情勢について見積もり、防衛諸計画の作成等に関する訓令第九条の規定に基づく統合中期防衛構想の作成に資することを目的とする。

2 情報本部長は、統合中期防衛構想が作成される年度に合わせ、原則として五年毎に統合中期情報見積りを作成し、当該見積りの内容を防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

3 情報本部長は、統合中期情報見積りを作成しない年度にあつては、必要に応じて見直しを行うものとし、その結果統合中期情報見積りに重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上防衛大臣に報告するとともに、その写しを統合幕僚長に送付するものとする。

○労働契約法（平成十九年法律第二百十八号）（抄）

（懲戒）

第十五条 使用者が労働者を懲戒することができるときにおいて、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。

（解雇）

第十六条 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設

- 置法第四十条及び第五十六条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院
- 258 (略)

○国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第百七十七回国会提出閣法第七十七号）（抄）

（個人情報保護の保護に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第六十四条 次に掲げる法律の規定中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

- 一 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十三条第一項
- 二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第一項第一号

【資料1】合議制の機関について

一 安全保障会議

○安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（抄）

（組織）

第三条 会議は、議長及び第五条第一項各号に掲げる議員（同条第二項の規定により臨時に会議に参加する議員を含む。）で組織する。

（議長）

第四条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 （略）

（議事）

第九条 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

二 人事院

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（職員）

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

2、3、4 （略）

（総裁）

第十一条 人事院総裁は、人事官の中から、内閣が、これを命ずる。

2 人事院総裁は、院務を総理し、人事院を代表する。

3 （略）

三 公正取引委員会

○昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）（抄）

第二十九条 公正取引委員会は、委員長及び委員四人を以て、これを組織する。

2、4 (略)

第三十三条 委員長は、公正取引委員会の会務を総理し、公正取引委員会を代表する。

2 (略)

第三十四条 公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3、4 (略)

四 国家公安委員会

○警察法(昭和二十九年法律第六十二号) (抄)

(設置及び組織)

第四条 内閣総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。

2 国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する。

(委員長)

第六条 委員長は、国務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3 (略)

(会議)

第十一条 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

五 公害等調整委員会

○公害等調整委員会設置法(昭和四十七年法律第五十二号) (抄)

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 (略)

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4・5 (略)

六 公安審査委員会

○公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）（抄）

(組織)

第四条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

(委員長)

第十条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 (略)

(会議)

第十一条 委員会は、委員長及び五人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 (略)

七 中央労働委員会

○労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

(中央労働委員会の委員の任命等)

第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

2・6 (略)

(中央労働委員会の会長)

第十九条の九 中央労働委員会に会長を置く。

2 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

3 会長は、中央労働委員会の会務を総理し、中央労働委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第二十一条 (略)

2 労働委員会の会議は、会長が招集する。

3 労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

八 運輸安全委員会

○運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号) (抄)

(組織)

第七条 委員会は、委員長及び委員十二人をもつて組織する。

2 (略)

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 (略)

(会議)

第十一条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び六人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 (略)

九 会計検査院

○会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号) (抄)

第二条 会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官会議と事務総局を以てこれを組織する。

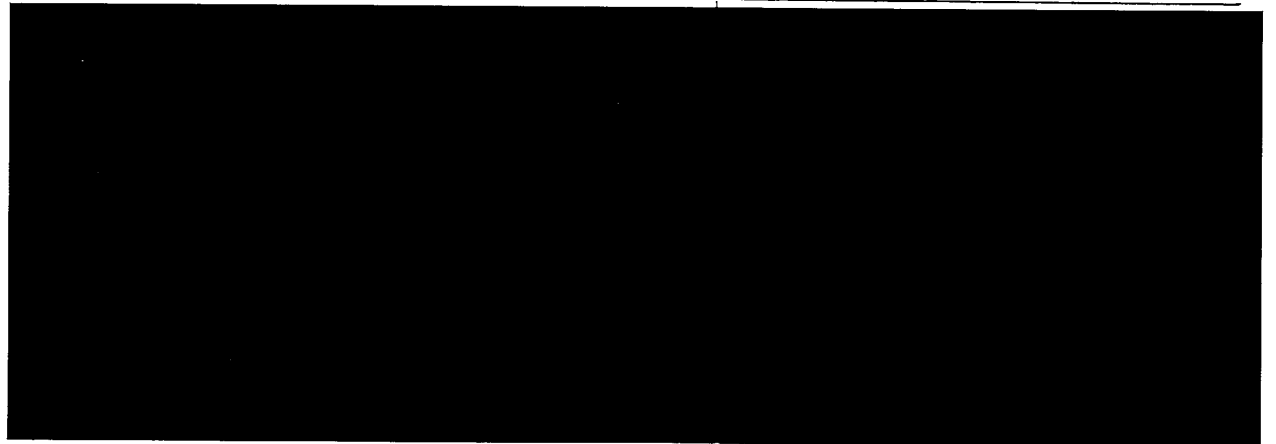
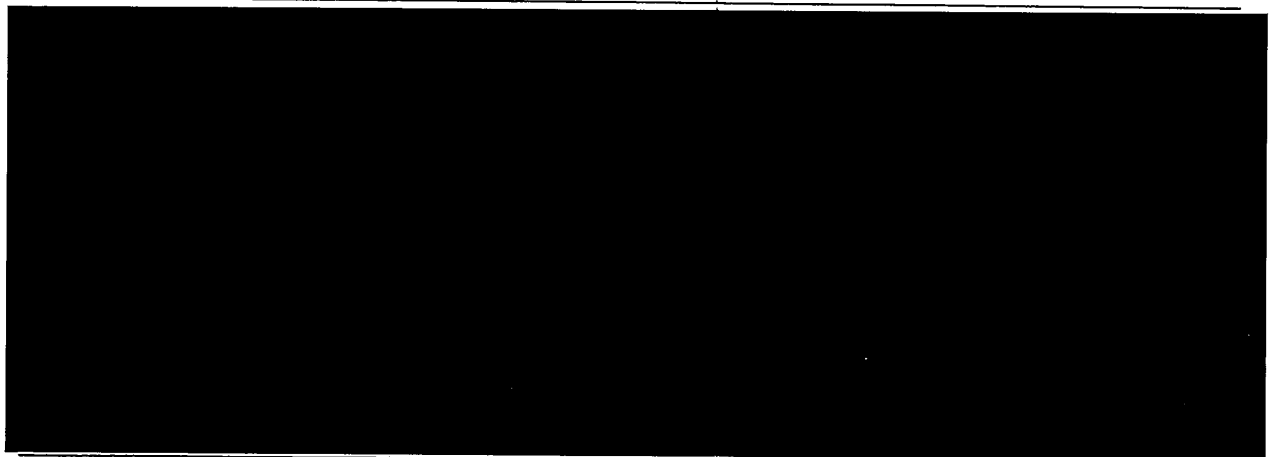
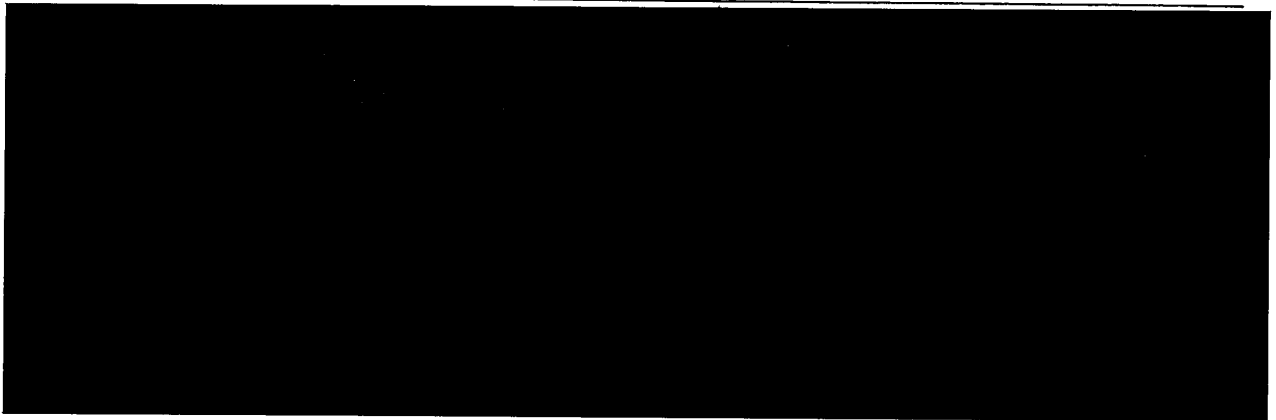
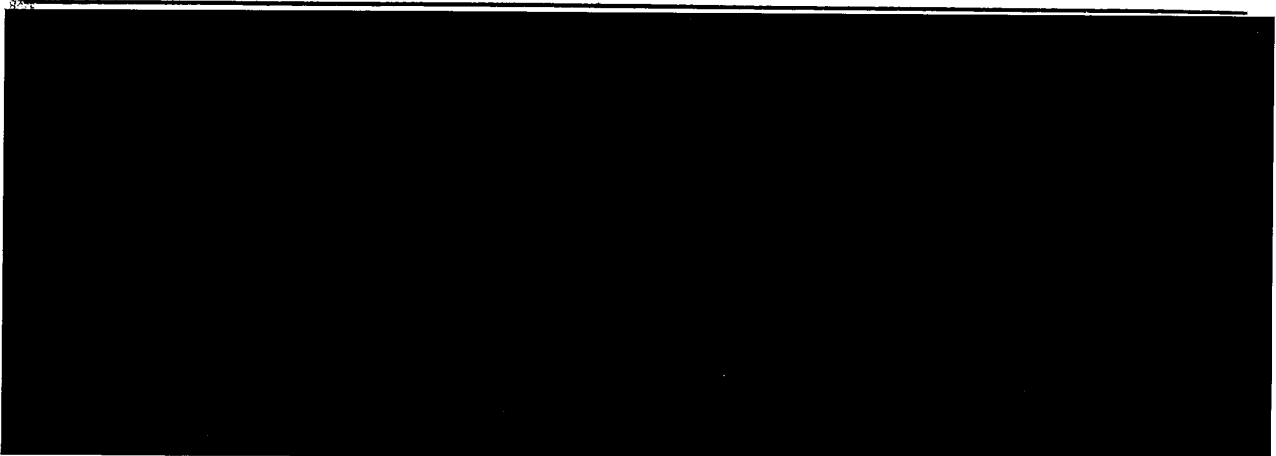
第三条 会計検査院の長は、検査官のうちから互選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第十条 検査官会議の議長は、院長を以て、これに充てる。

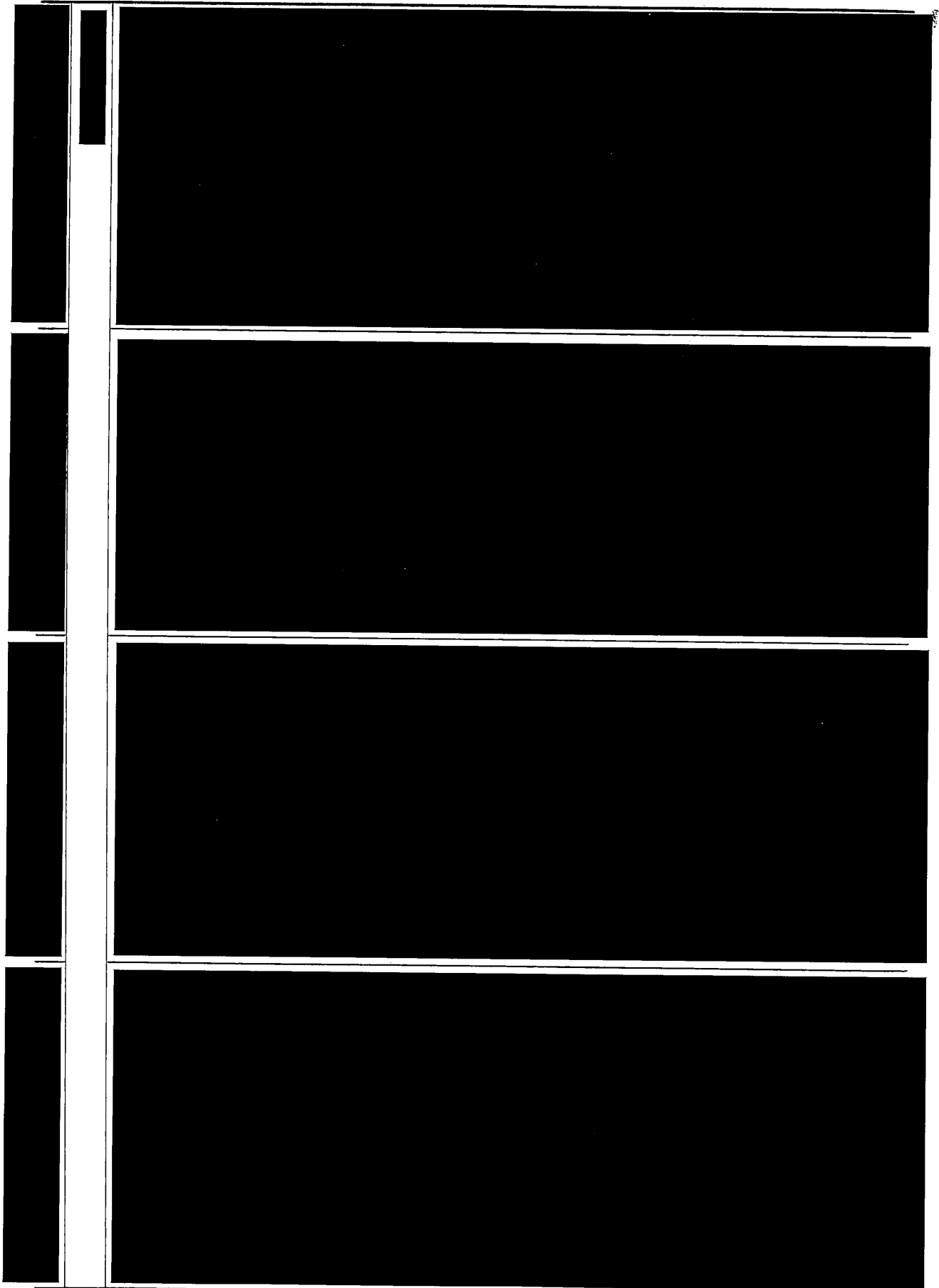
第十二条 事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、庶務並びに審査の事務を掌る。

②・③ (略)

		【資料2】 特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）と秘密保全に関する現行法との対照表 特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）（抄）	
		自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	
		日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）	
		日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）	



12/05/18内調内検討済み



[illegible]

内閣情報調査室からの回答に対する再意見等について

送信日時: 2012年5月21日 15:27

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 12050121警察庁再意見等.jtd (24 KB) ; 12050121警察庁再質問.jtd (25 KB)

内閣情報調査室

様

お世話になっております。

警察庁の[]です。

標記について、添付のとおり再意見等を提出いたします。
お忙しいところ、大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

[] 拝

内閣情報調査室担当官 殿

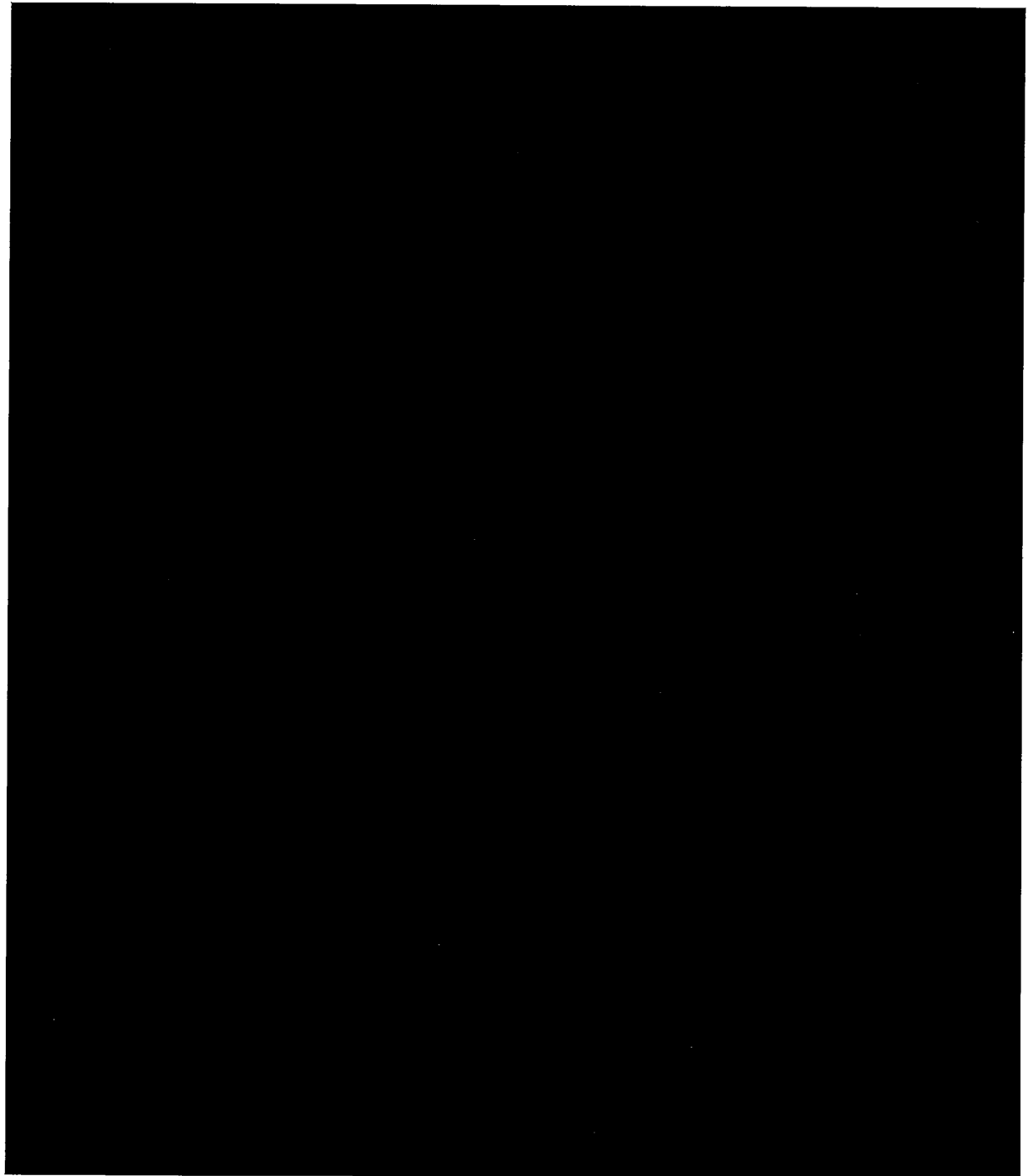
事 務 連 絡

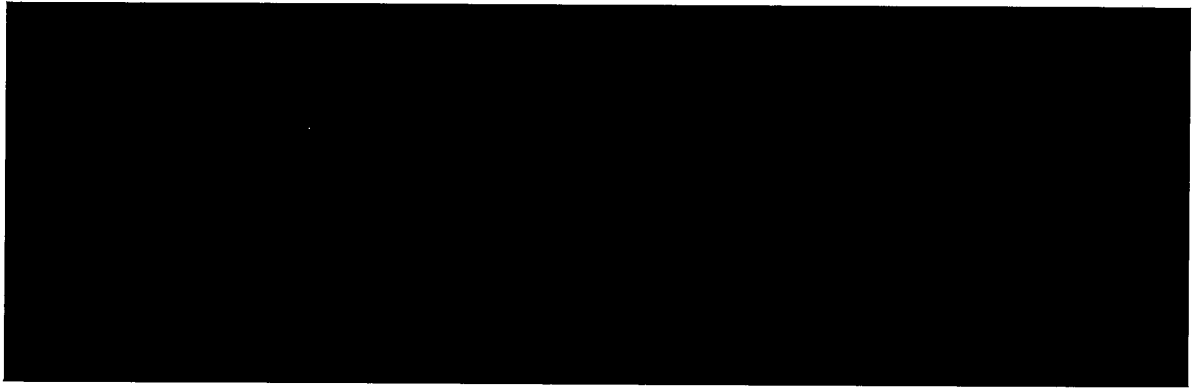
平成24年 5 月 21 日

警 察 庁

警察庁からの意見等（平成24年4月17日付け）に対する回答について（再意見等）
標記について、下記のとおり再意見等を提出いたしますので、よろしくお取り計
らい願います。

記





内閣情報調査室担当官 殿

事 務 連 絡
平成24年 5 月 21 日
警 察 庁

警察庁からの意見等（平成24年 4 月 23 日付け）に対する回答について（再質問）
標記について、下記のとおり再質問を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記



【防衛省】秘密保全新法について

送信日時: 2012年5月22日 13:51

宛先: 内調職員061(内閣情報調査室)

添付ファイル: 【防衛省】秘密保全新法に係る意見等(指定権)250~1.docx (18 KB)

内調 様

お世話になっております。

特別秘密の保護に関する法律(仮称)について、添付のとおり、意見を提出させていただきます。
よろしくお取り計らい願います。

防衛省防衛政策局調査課

情報保全企画室総括・保全班

代表) 03-3268-3111

内線) 様

注意
(機密性2情報)

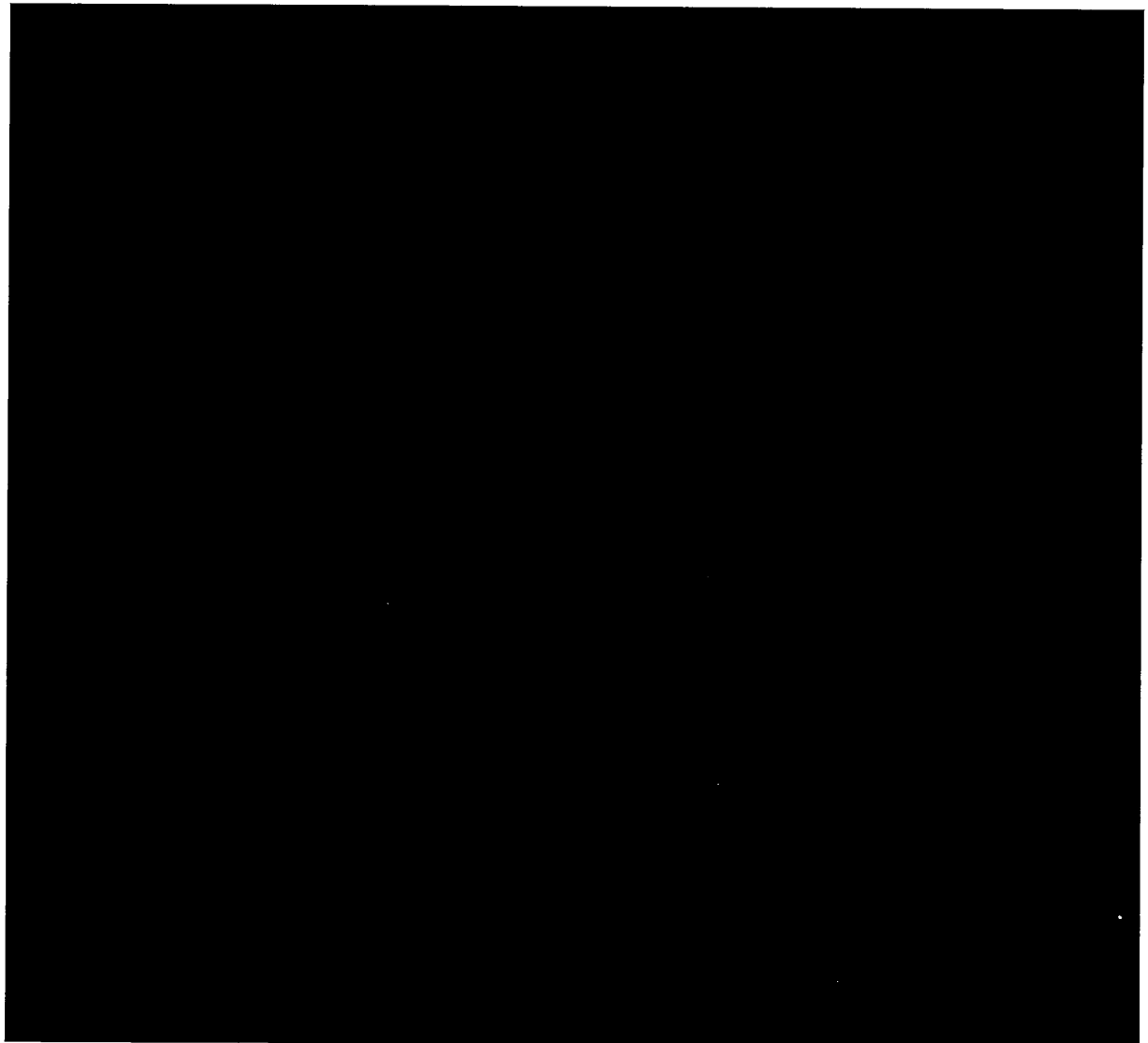
平成24年5月22日
防衛省防衛政策局

内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律（仮称）」に係る意見等について
～第6次～

標記について、以下のとおり、意見等を提出します。

なお、以下の意見に対する回答の内容によっては、再度、意見を提出させていただく
場合があることを申し添えさせていただきます。



【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第30回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月25日 16:53

宛先:

添付ファイル: 防衛省.zip (138 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 様、 様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第30回)を5月28日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第30回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月25日 16:52

宛先:

添付ファイル: 外務省.zip (138 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第30回)を5月28日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

- 第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
- 第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
- 第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
- 第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
- 第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
- 第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
- 第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
- 第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
- 部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
- 第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
- 第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
- 第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
- 部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
- 第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
- 第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
- 第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
- 第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
- 第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
- 第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
- 第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
- 第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
- 第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
- 第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
- 第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
- 第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
- 第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
- 第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
- 第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
- 第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
- 第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
- 第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第30回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月25日 16:52

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (138 KB)

経済産業省 経済産業政策局知的財産政策室 ネハシ 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第30回)を5月28日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙の恐れ縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第30回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月25日 16:52

宛先: 高岩 直樹(副長官補本室); 岩浅 太一(副長官補本室)

添付ファイル: 内政.zip (138 KB)

内閣官房副長官室(内政) 高岩様、岩浅様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第30回)を5月28日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線:)

E-Mail:
.....

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第30回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月25日 16:51

宛先:

添付ファイル: 経産省.zip (138 KB)

経済産業省 大臣官房情報システム厚生課 林様、監物様、藤本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第30回)を5月28日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第30回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月25日 16:51

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 外政.zip (138 KB)

内閣副長官補室(外政) 八幡 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第30回)を5月28日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第30回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月25日 16:50

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 安危.zip (138 KB)

内閣副長官補室(安危) 丸山 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第30回)を5月28日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第30回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月25日 16:50

宛先:

添付ファイル: 警察庁.zip (138 KB)

警察庁 警備局警備企画課 藤原様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第30回)を5月28日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第30回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月25日 16:50

宛先:

添付ファイル: 法務省.zip (138 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様、長谷川様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第30回)を5月28日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第30回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月25日 16:49

宛先:

添付ファイル: 公安庁.zip (138 KB)

公安調査庁 総務部総務課審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第30回)を5月28日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

【ご連絡】内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(第30回)について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月25日 16:49

宛先:

添付ファイル: 参照条文集(資料2).jtd (165 KB); 持込資料リスト.jtd (25 KB); 条文案.jtd (59 KB); 第16条修正案(別シートあり).jtd (102 KB); 逐条解説案.jtd (343 KB); 読替表.jtd (150 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第30回)を5月28日(月)に内閣法制局に持ち込む予定です。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、お気づきの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡いただけたらと存じます。

これまでの法制局とのやりとりの経緯としては、

第1回 : 9月15日に資料持込み、9月20日に審査
第2回 : 10月13日に資料持込み、10月18日に審査
第3回 : 11月2日に資料持込み、11月7、8日に審査
第4回 : 11月11日に資料持込み、11月15日に審査
第5回 : 11月18日に資料持込み、11月21日に審査
第6回 : 11月25日に資料持込み、11月28日に審査
第7回 : 11月30日に資料持込み、同日に審査
第8回 : 12月1日に資料持込み、11月28日に審査
部長概要説明資料 : 12月2日に資料持込み、12月7日に部長概要説明
第9回 : 12月12日に資料持込み、12月12、13日に審査
第10回 : 12月14日に資料持込み、同日に審査
第11回 : 12月15日に資料持込み、16日に審査
部長再説明資料 : 12月16日に資料持込み
第12回 : 12月22日に資料持込み、同日に審査
第13回 : 12月27日に資料持込み、(これまでのところ審査なし)
第14回 : 1月30日に資料持込み、17日に審査
第15回 : 2月6日に資料持込み、7日に審査
第16回 : 2月13日に資料持込み、17日に審査
第17回 : 2月20日に資料持込み、21日に審査
第18回 : 2月27日に資料持込み、3月6日に審査
第19回 : 3月5日に資料持込み(これまでのところ審査なし)
第20回 : 3月12日に資料持込み、3月13日に審査
第21回 : 3月19日に資料持込み、3月27日に審査
第22回 : 3月26日に資料持込み、3月27日に審査
第23回 : 4月2日に資料持込み、4月5日に審査
第24回 : 4月9日に資料持込み、4月10、11日に審査
第25回 : 4月16日に資料持込み、同日に審査
第26回 : 4月23日に資料持込み、4月25日に審査
第27回 : 5月7日に資料持込み、5月8日に審査
第28回 : 5月14日に資料持込み、5月16日に審査
第29回 : 5月21日に資料持込み、5月22日に審査

となっております。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。(これまでと同様、セキュリティ機能を設定しております。)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL:03-5253-2111(内線:)

E-Mail:

秘密保全法制 法制局持込み資料

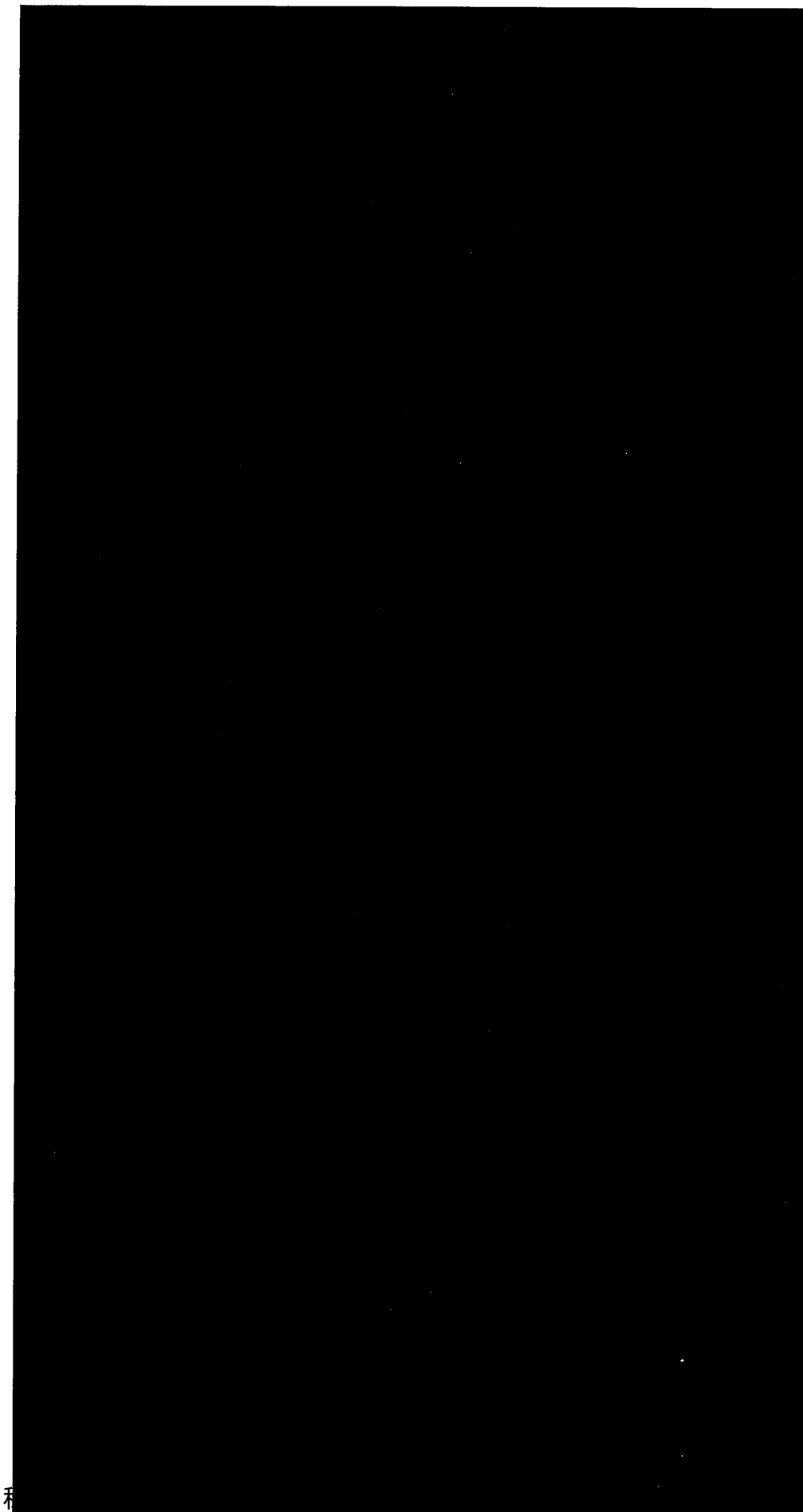
平成24年5月28日

- 条文案
- 読替表
- 逐条解説案
- 特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）と秘密保全に関する現行法との対照表
（参照条文集案中の資料2）
- 第16条修正案

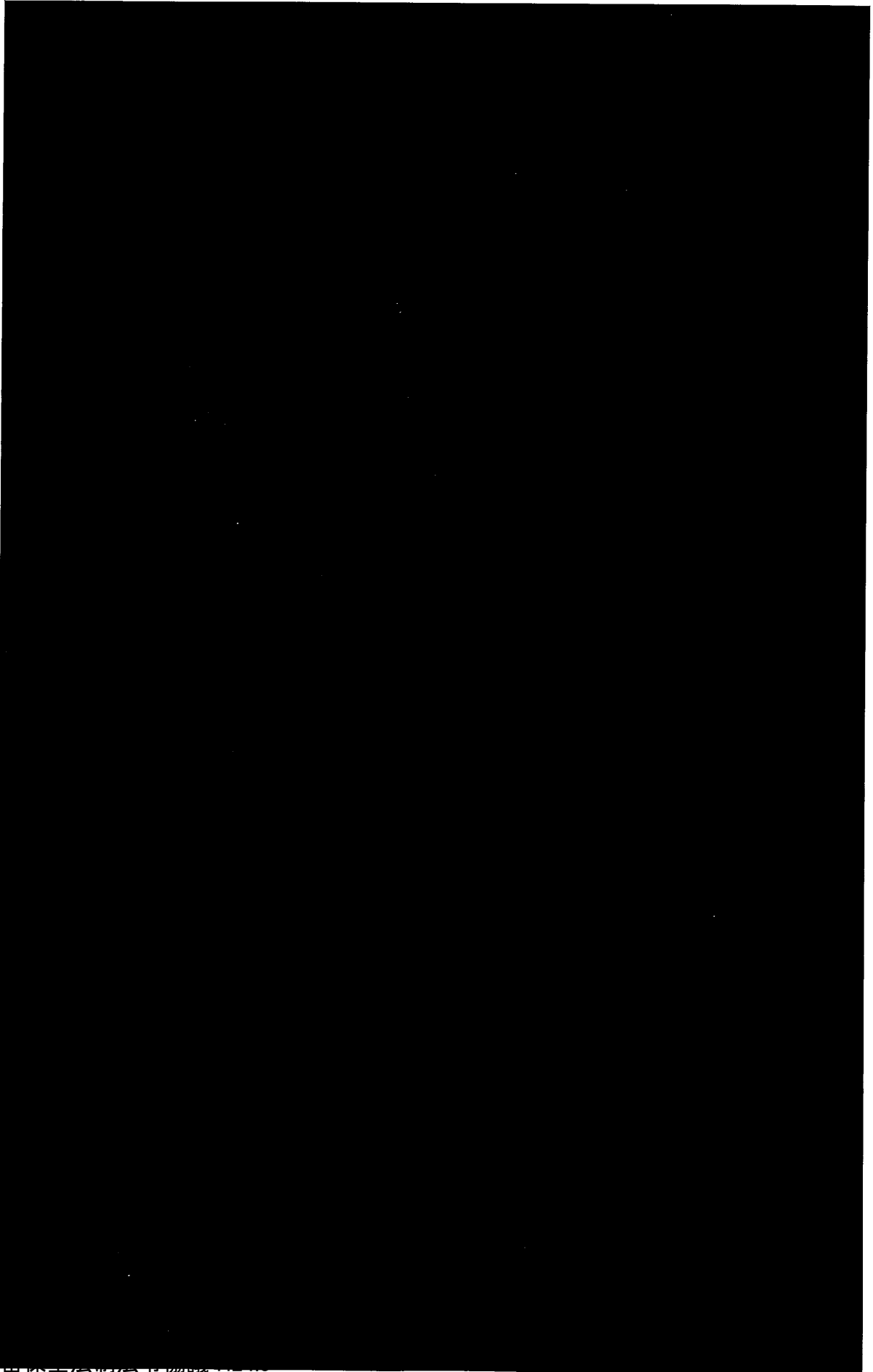
12/05/25

目次

特別秘密の保護に関する法律（仮称）
（案）

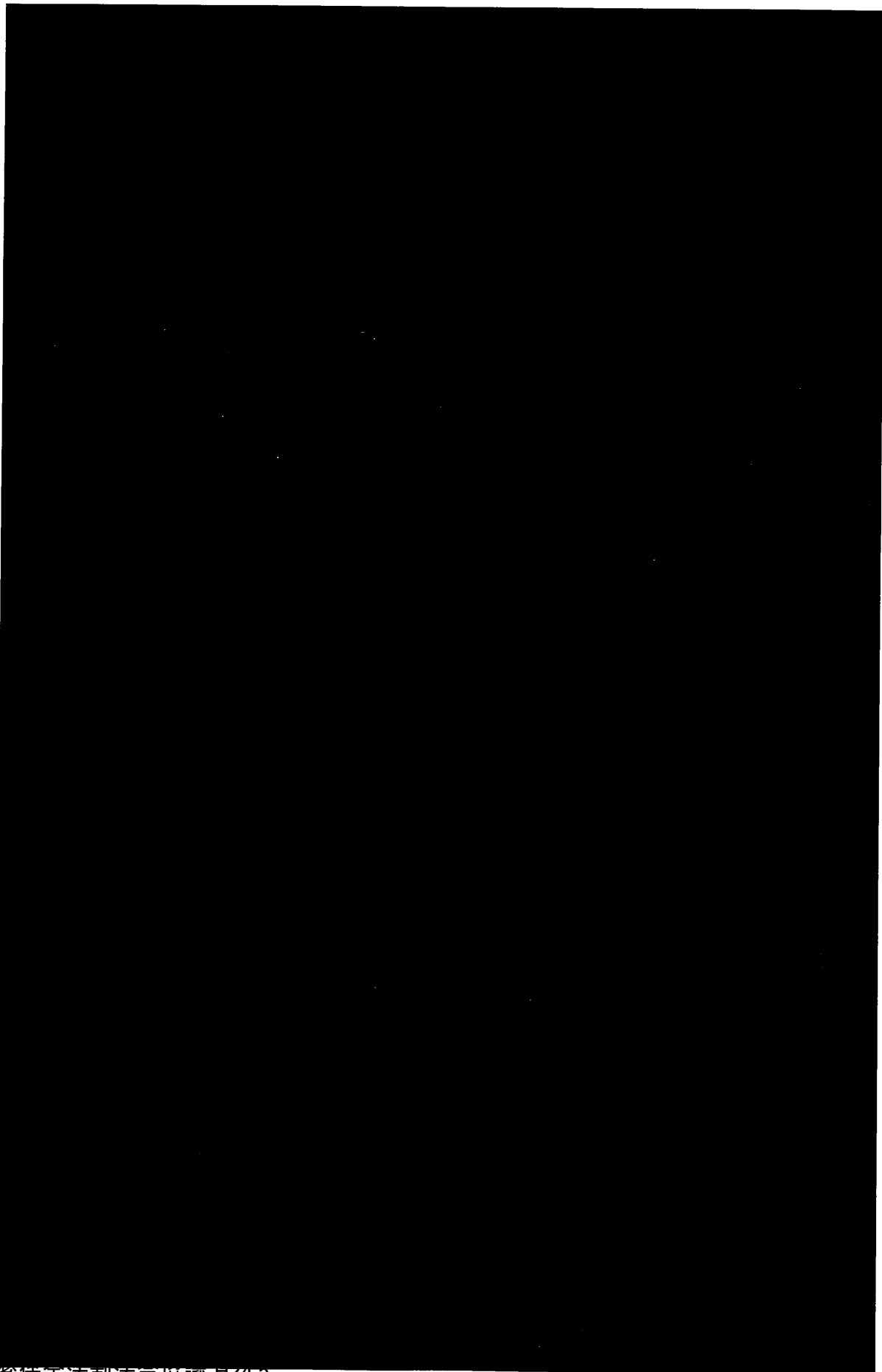


12/05/25

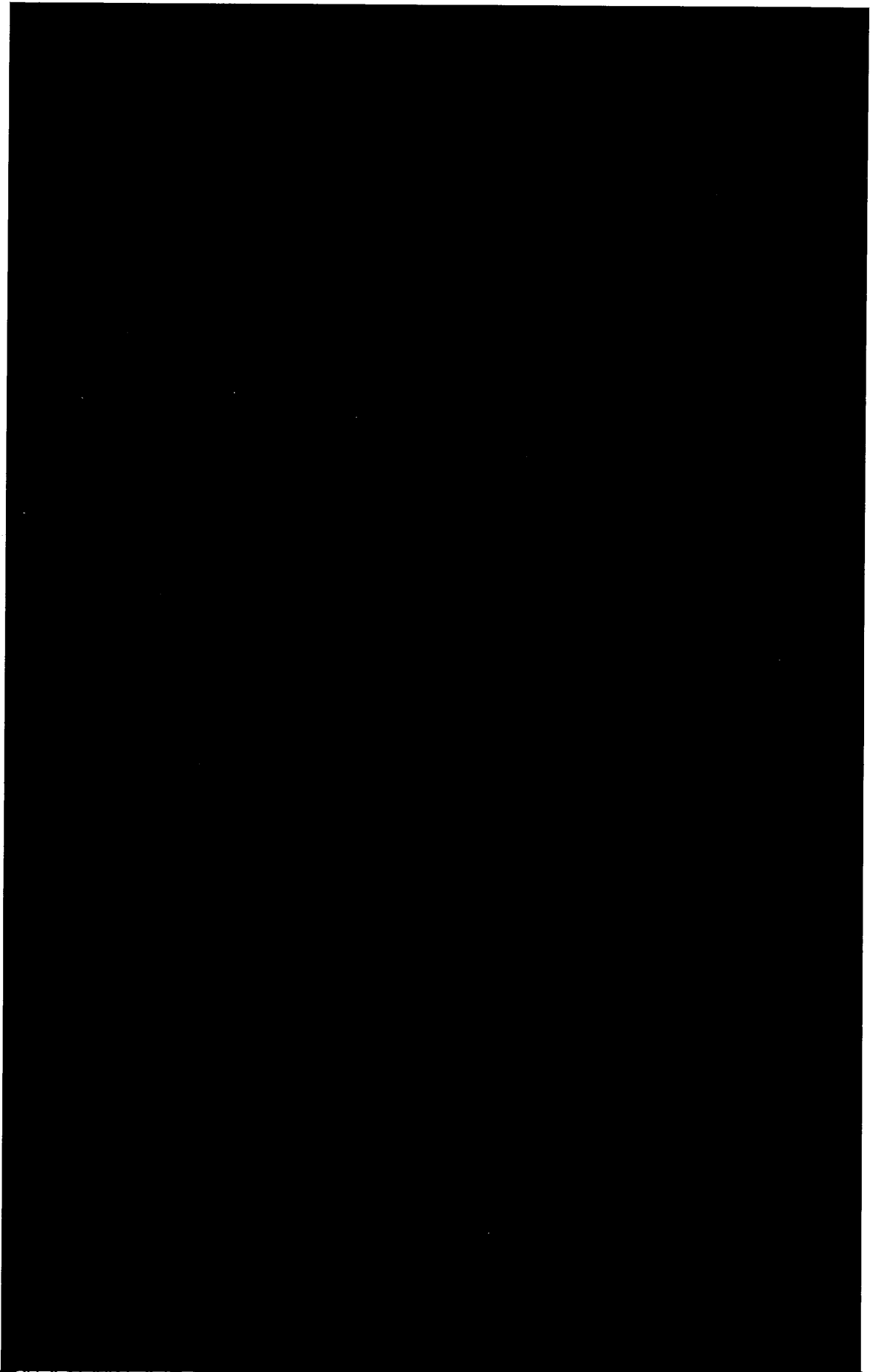


秘 由 保 主 法 制 公 事 協 議 中 華 人 民 共 和 國

12/05/25

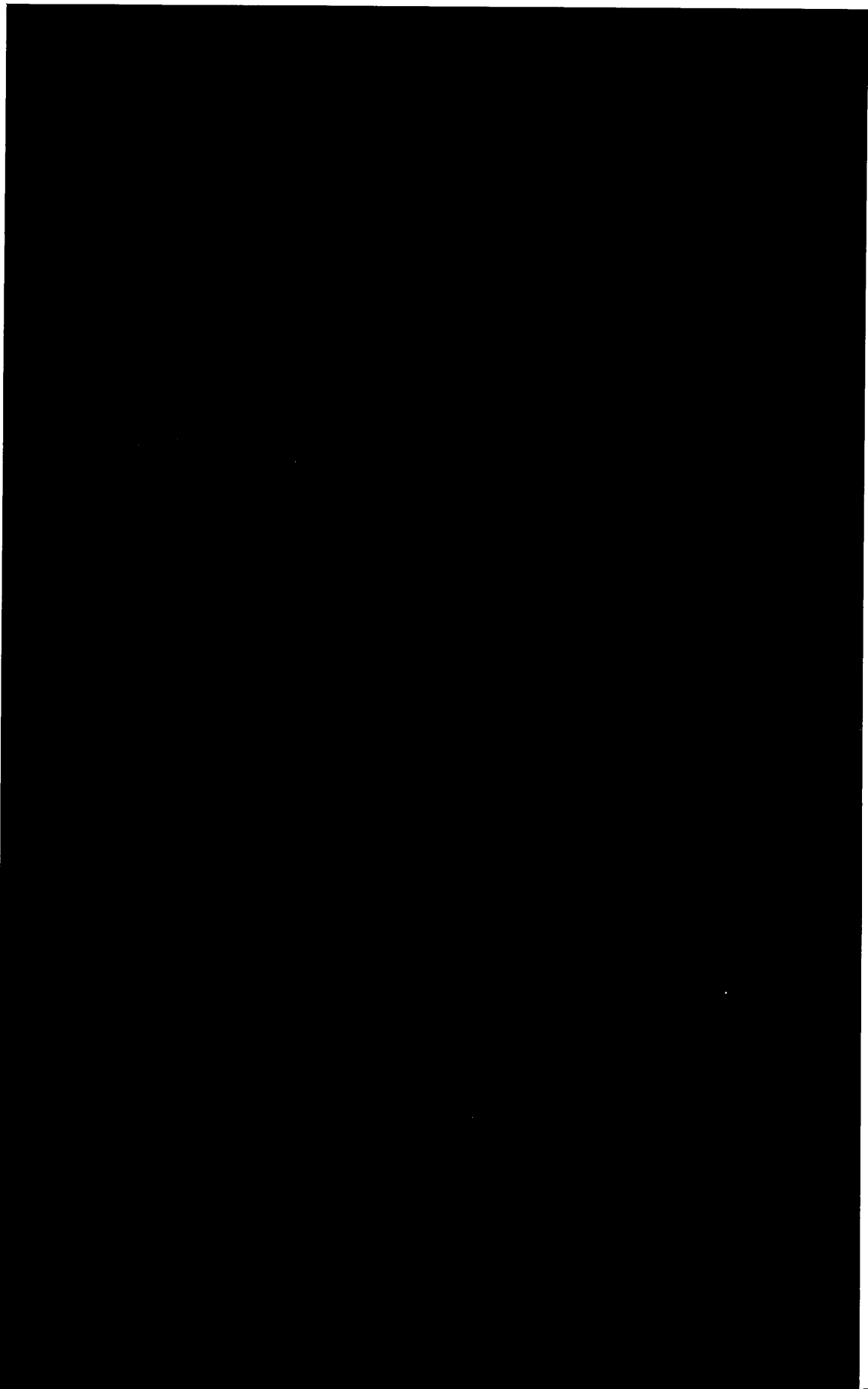


12/05/25

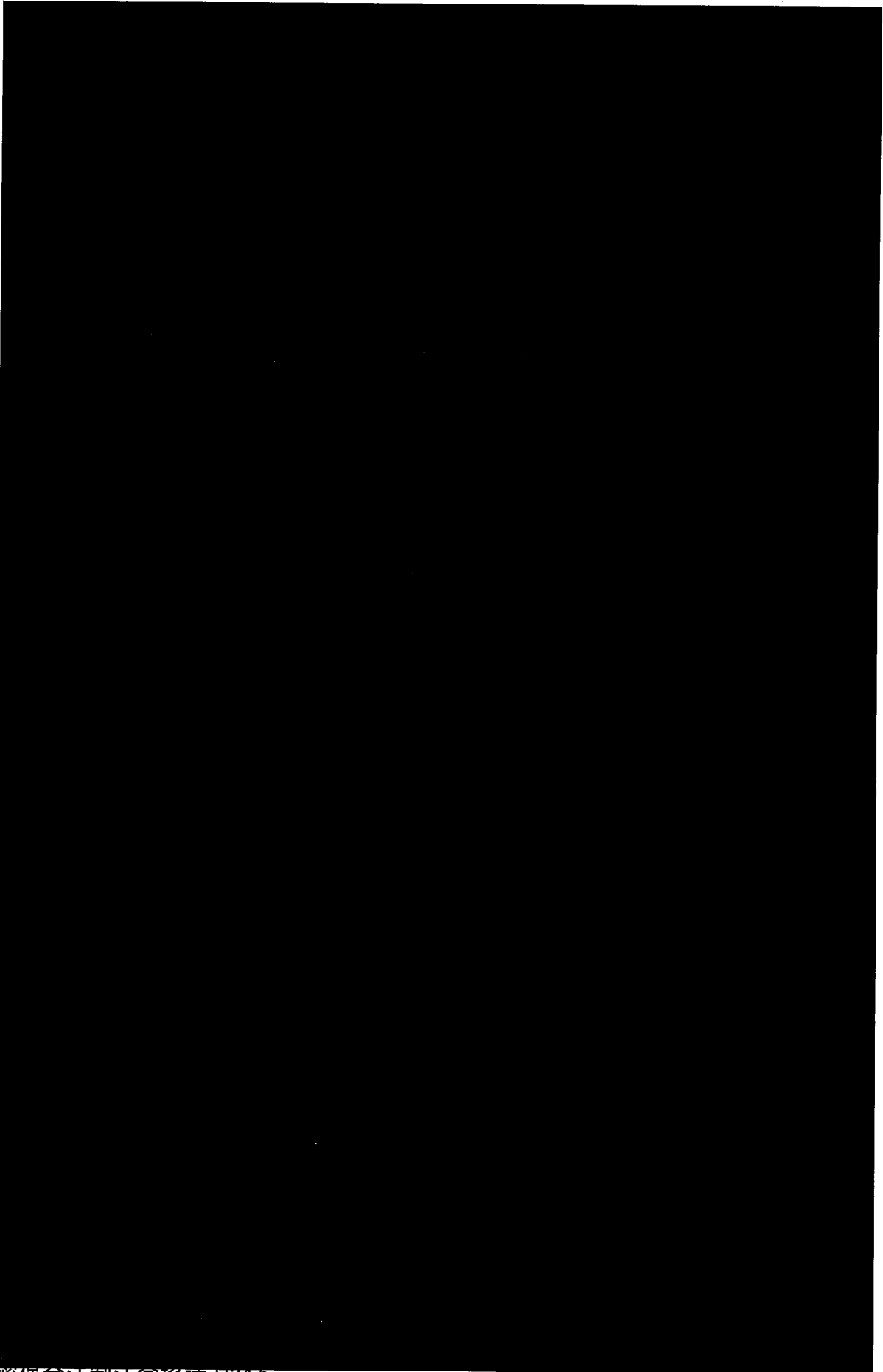


12/05/25

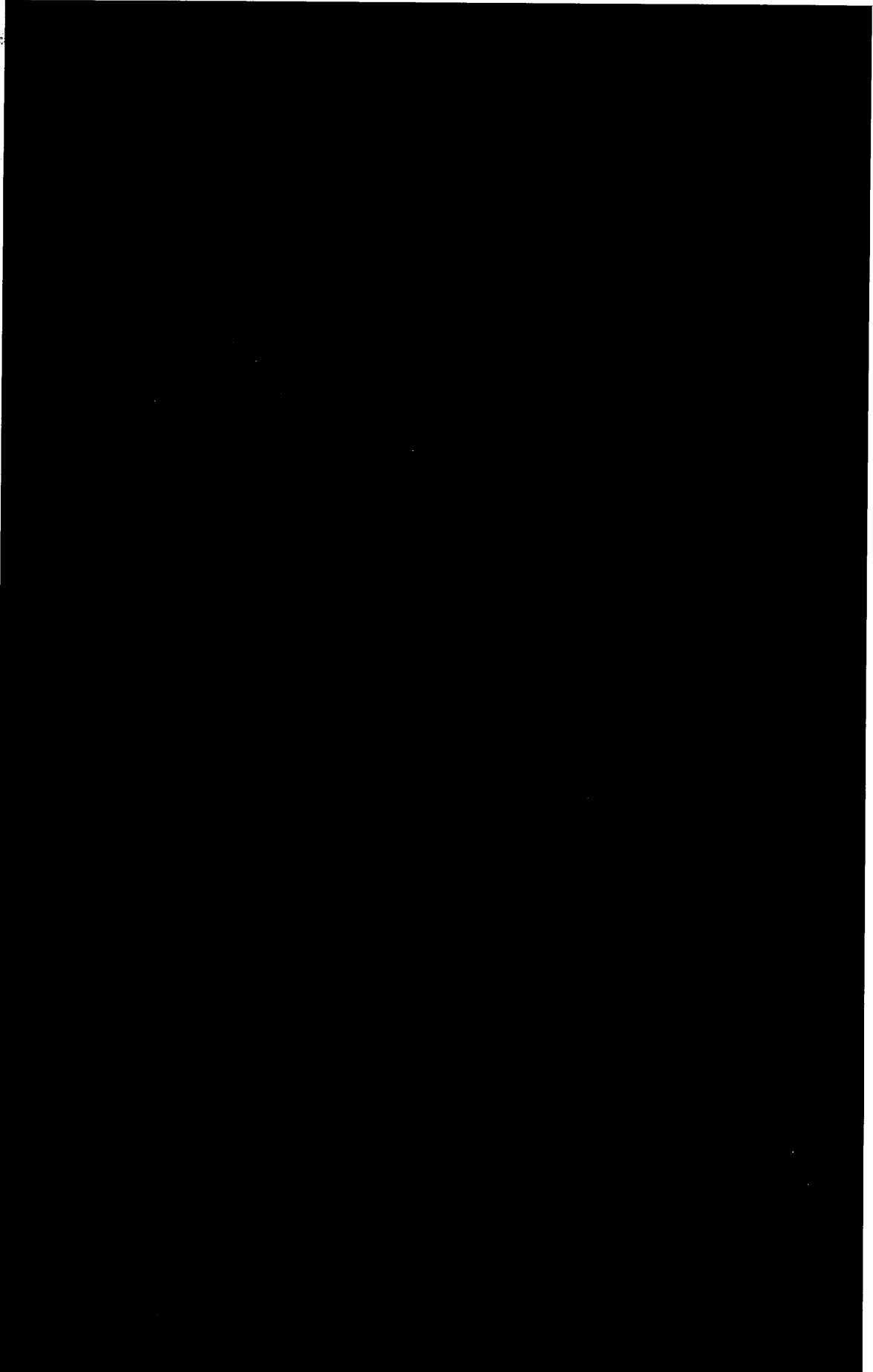
12/05/25



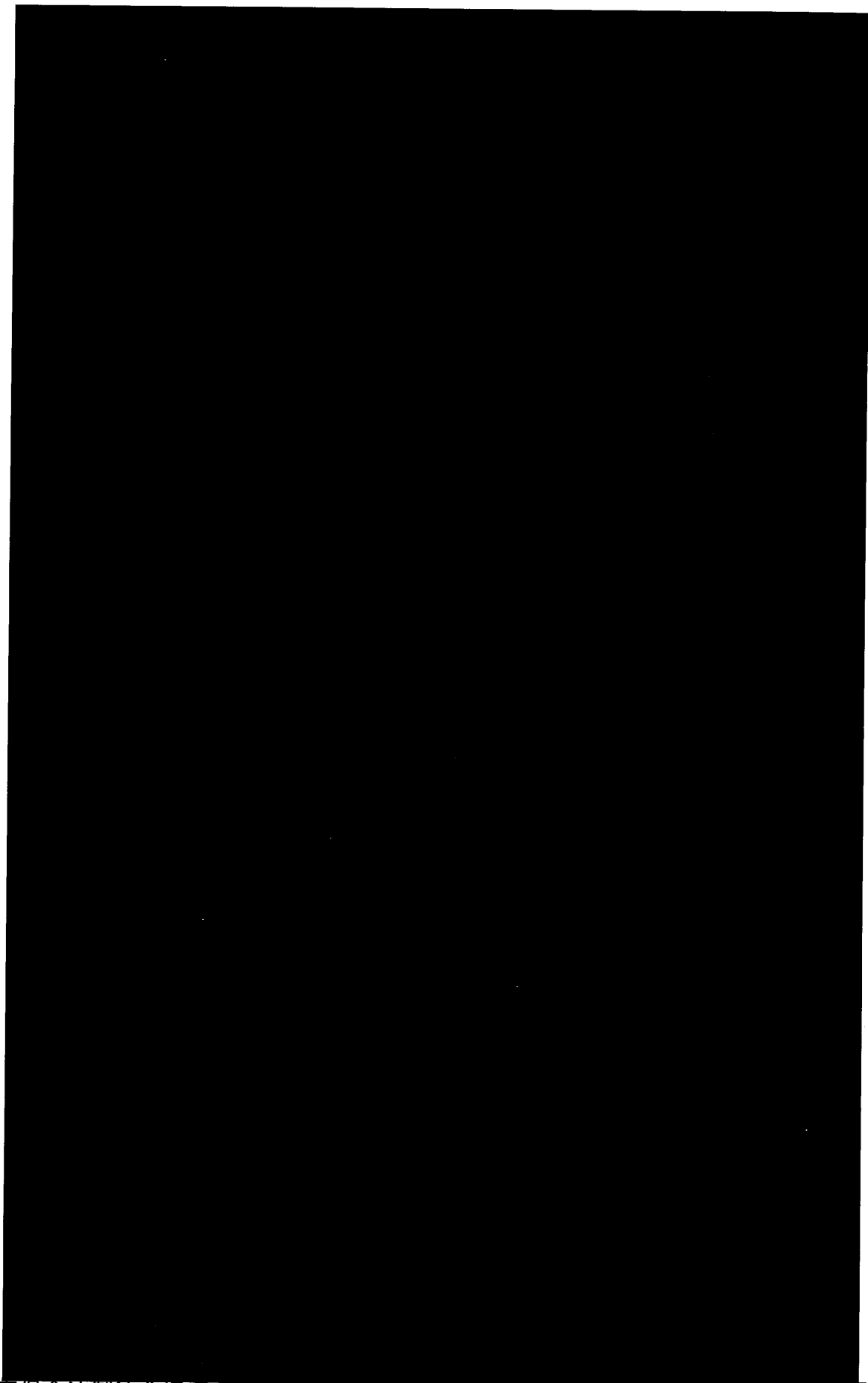
12/05/25



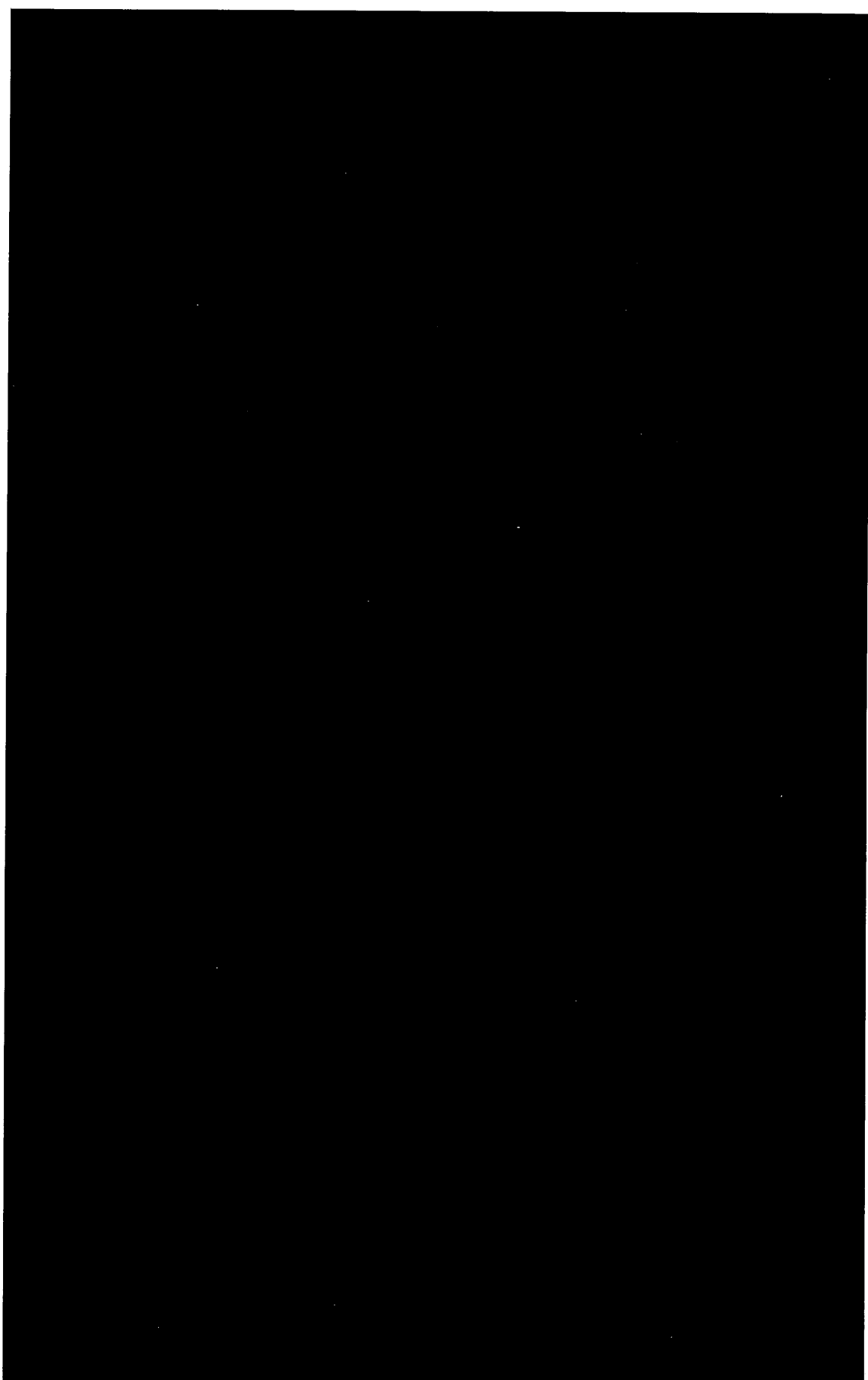
12/05/25



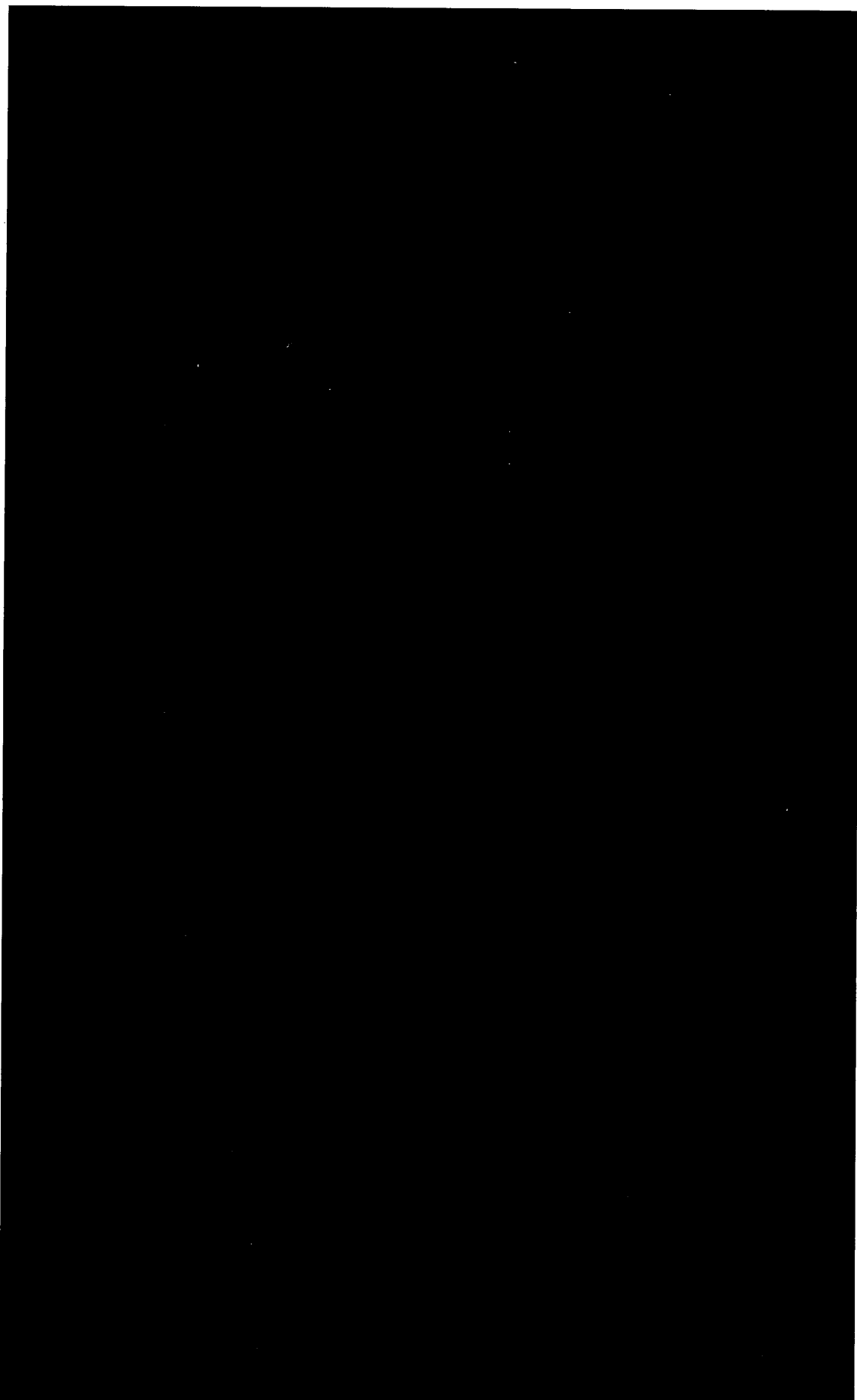
12/05/25



12/05/25

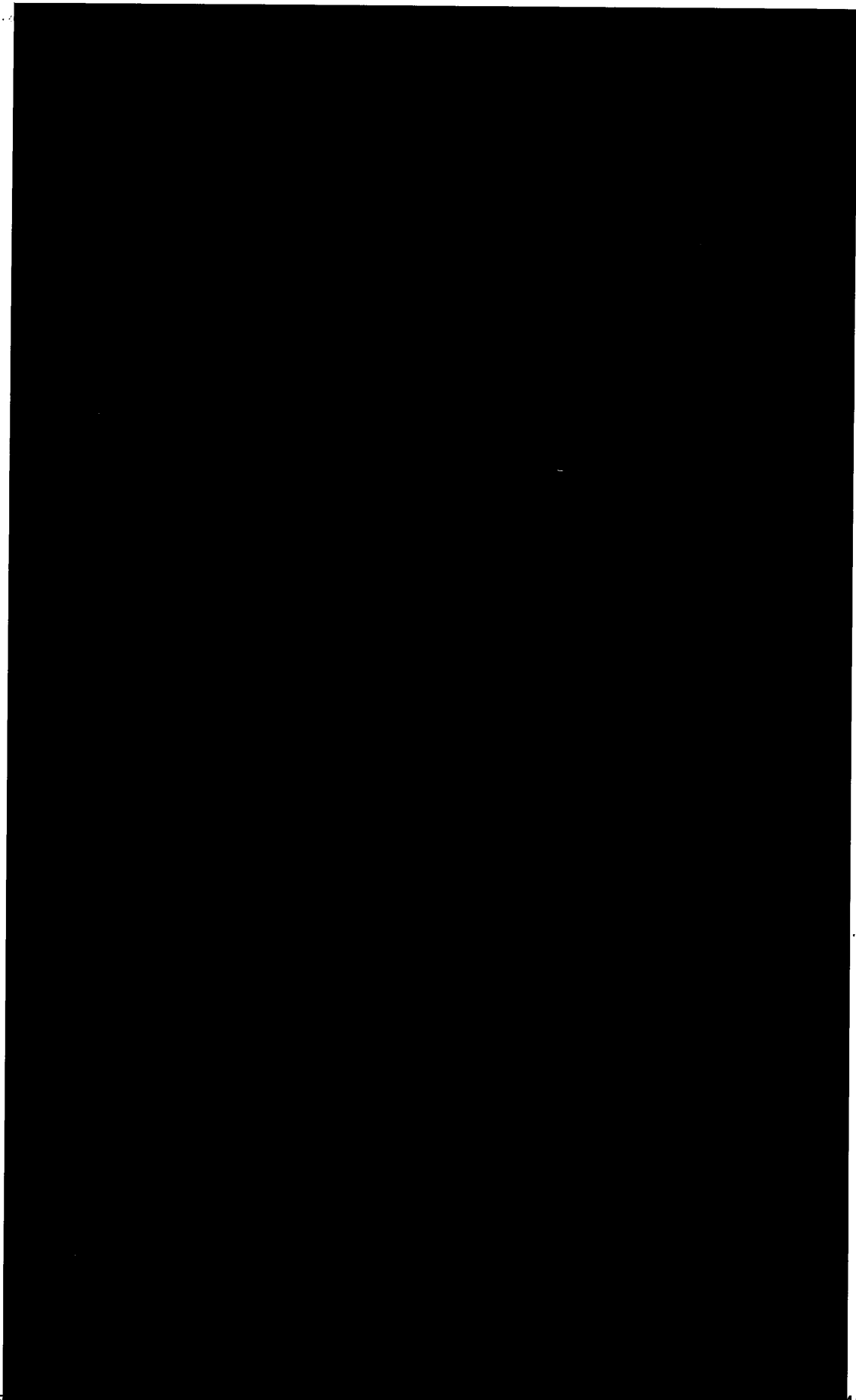


12/05/25

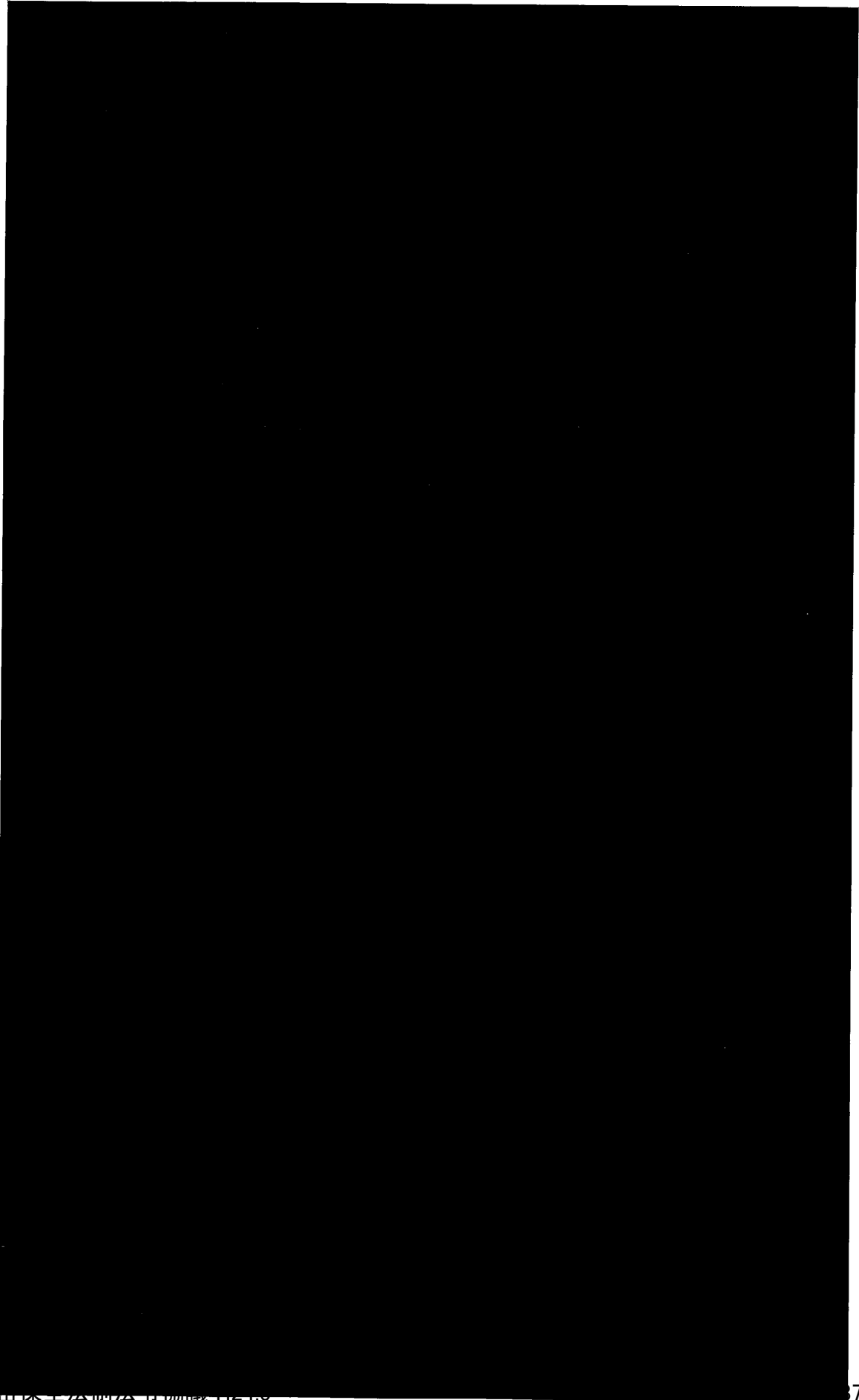


12/05/25

12/05/25

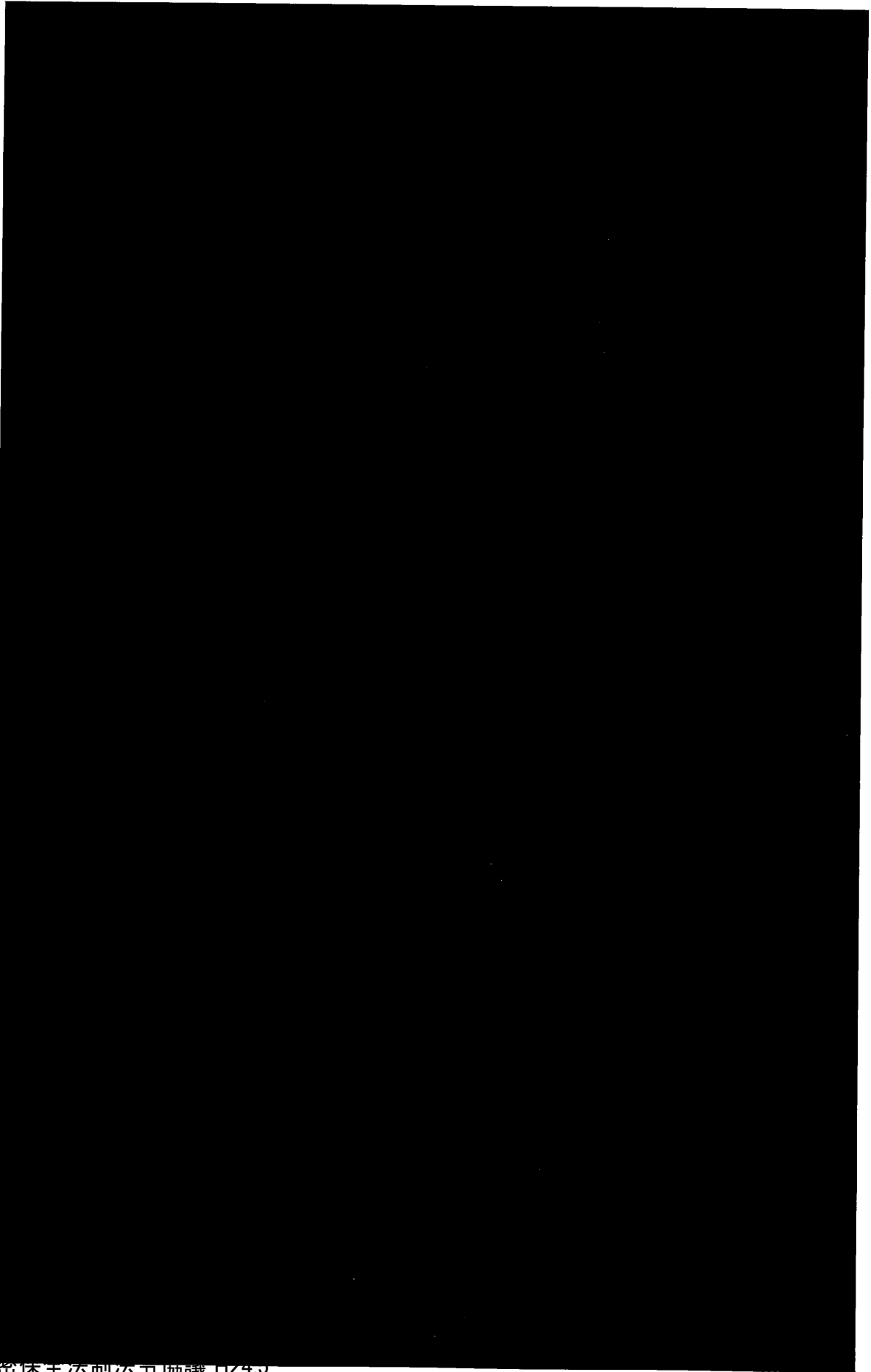


12/05/25

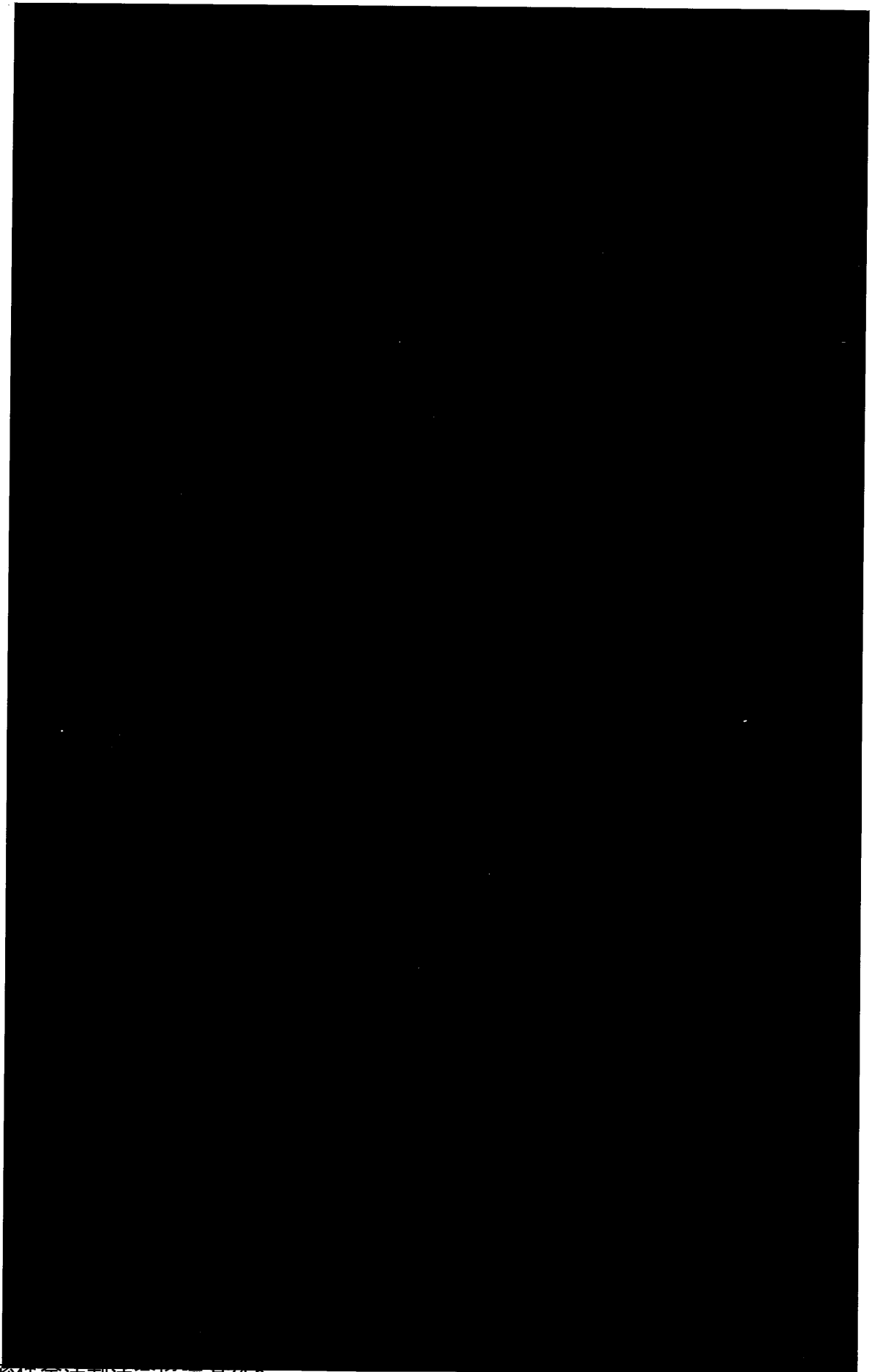


12/05/25

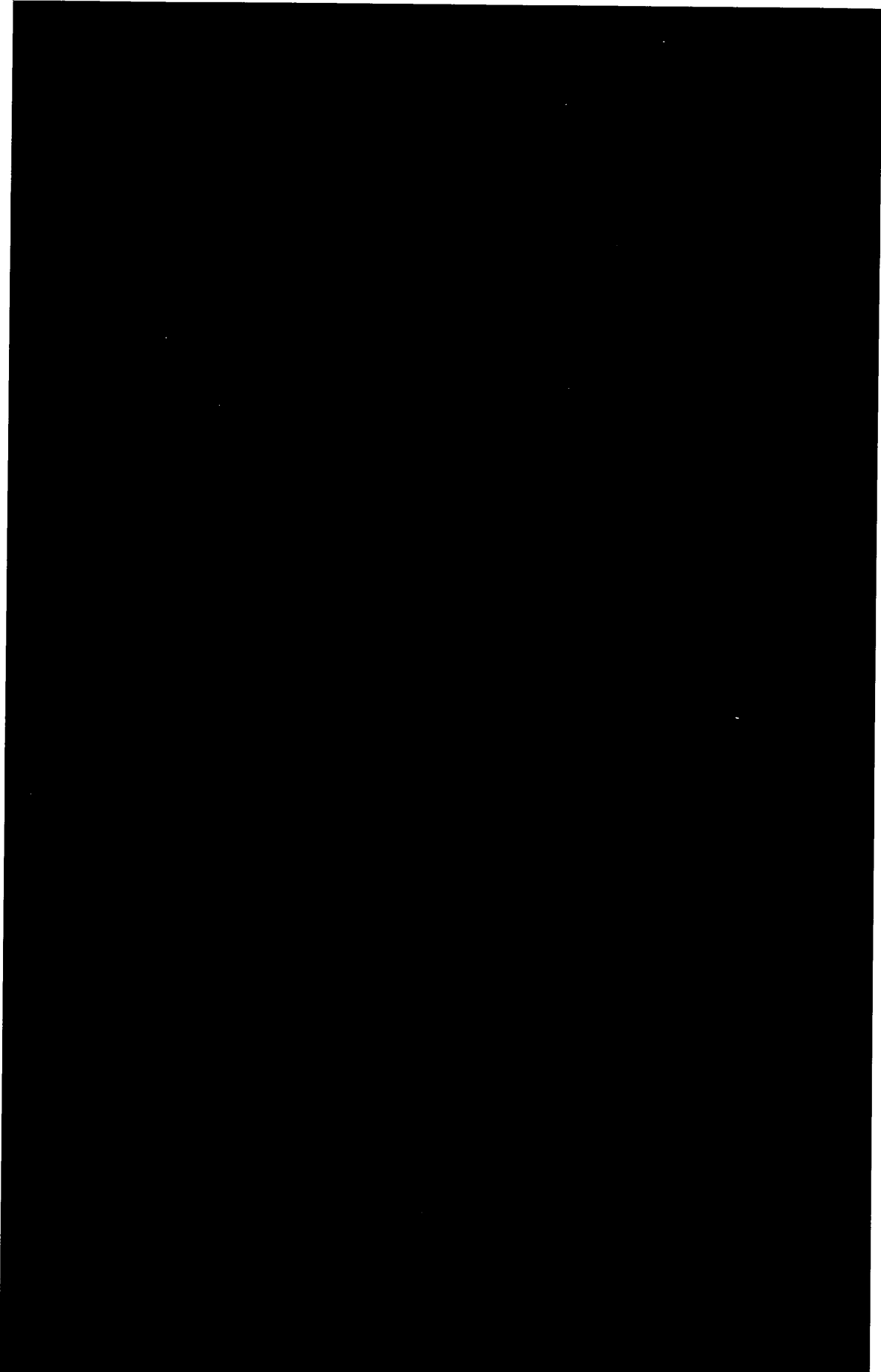
12/05/25



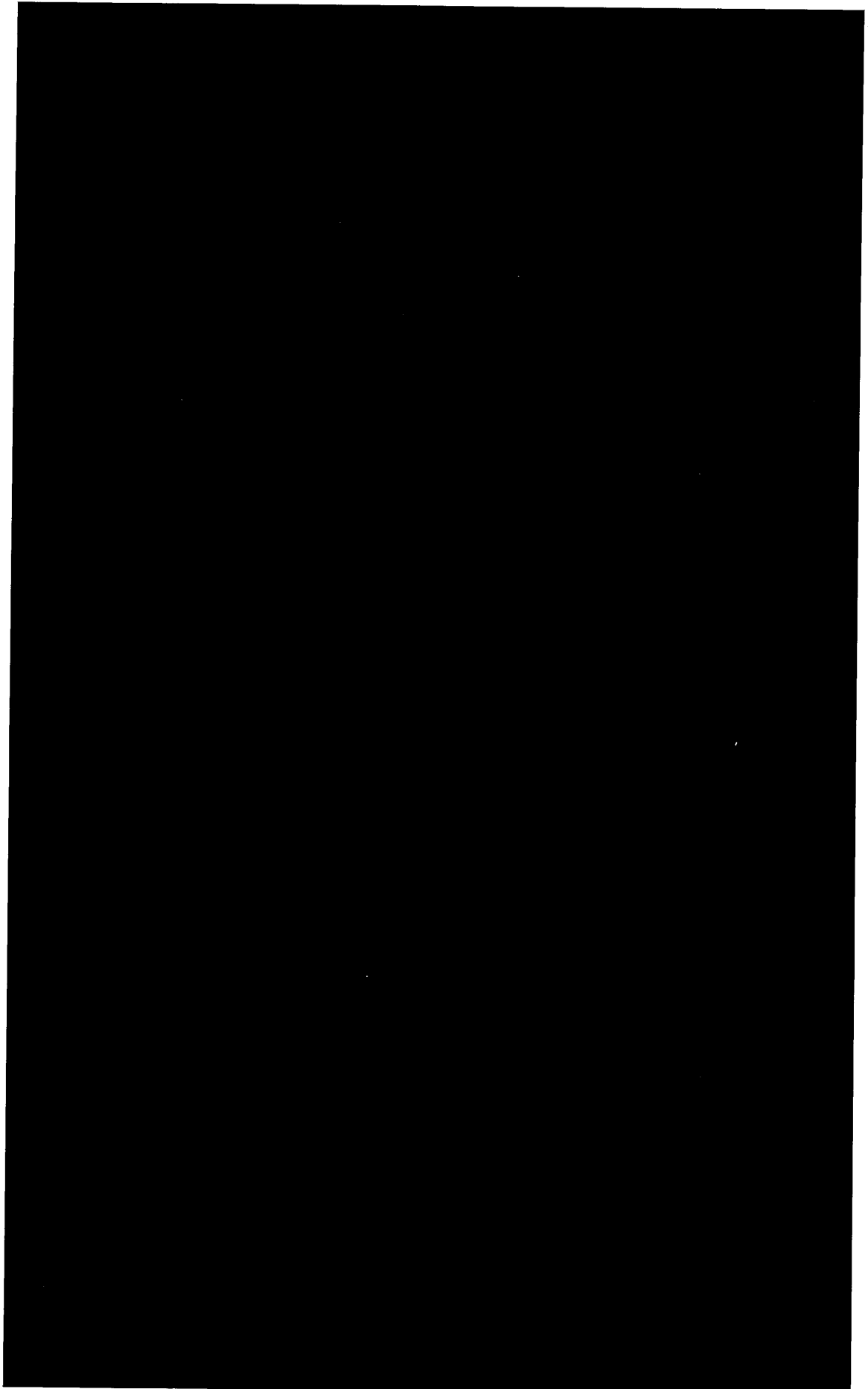
12/05/25



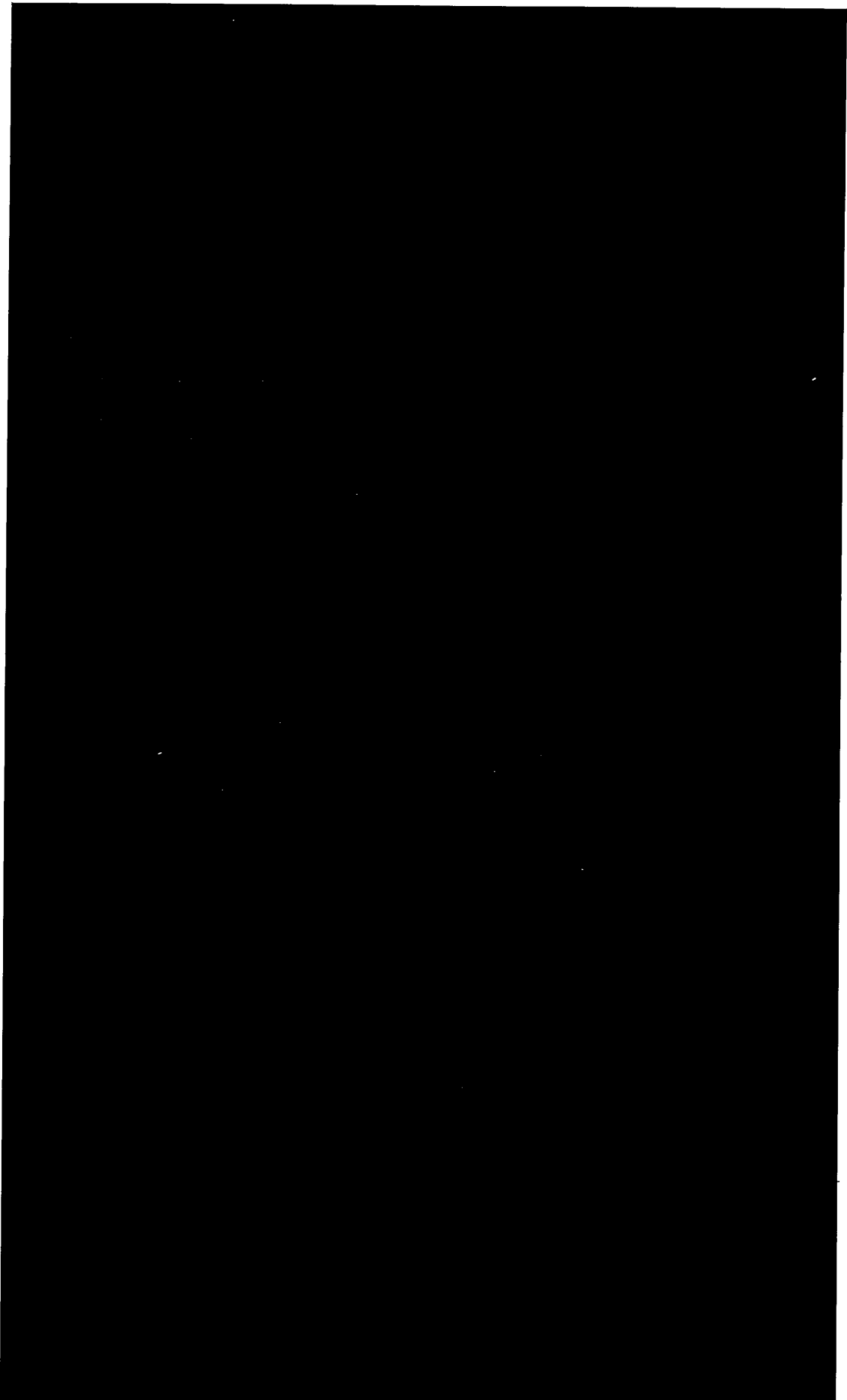
12/05/25



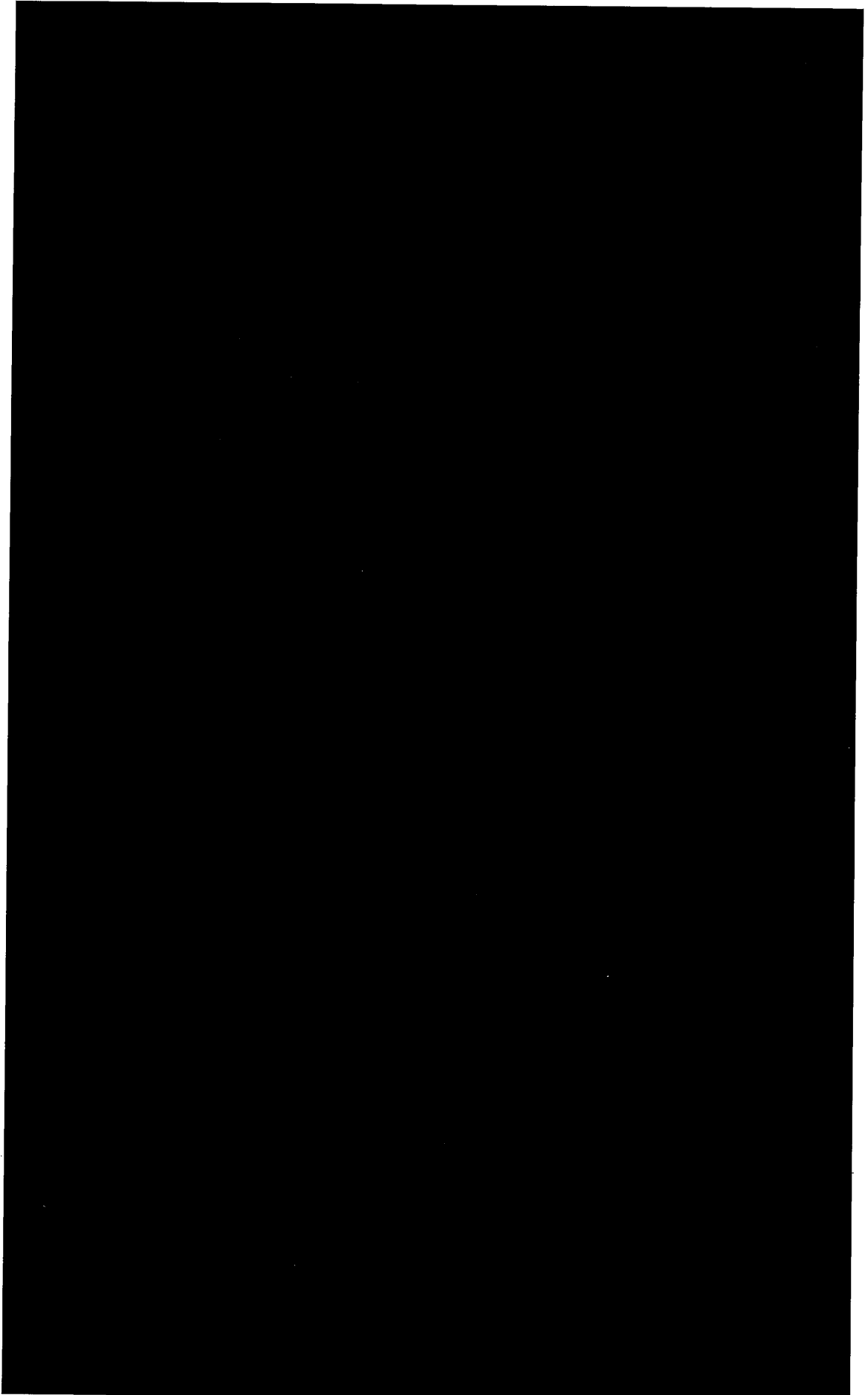
12/05/25



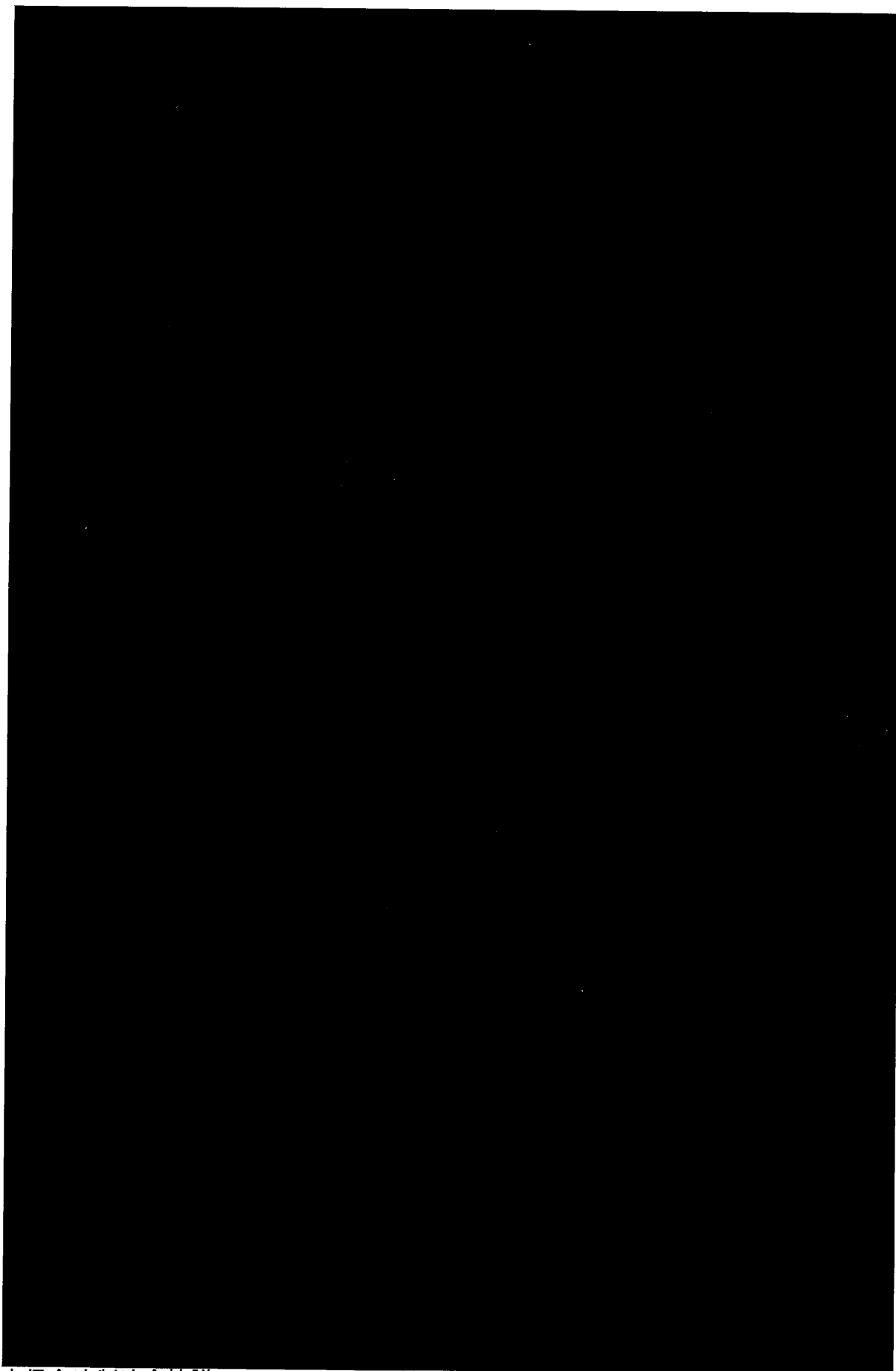
12/05/25



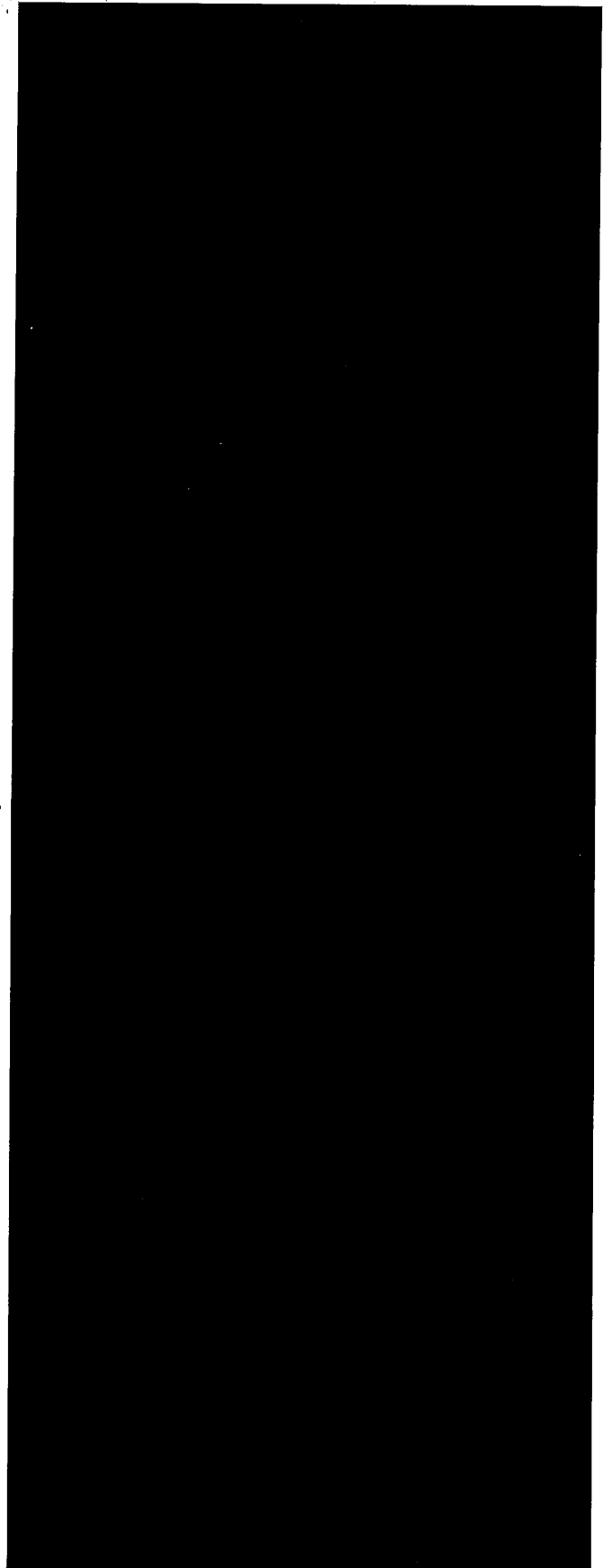
12/05/25

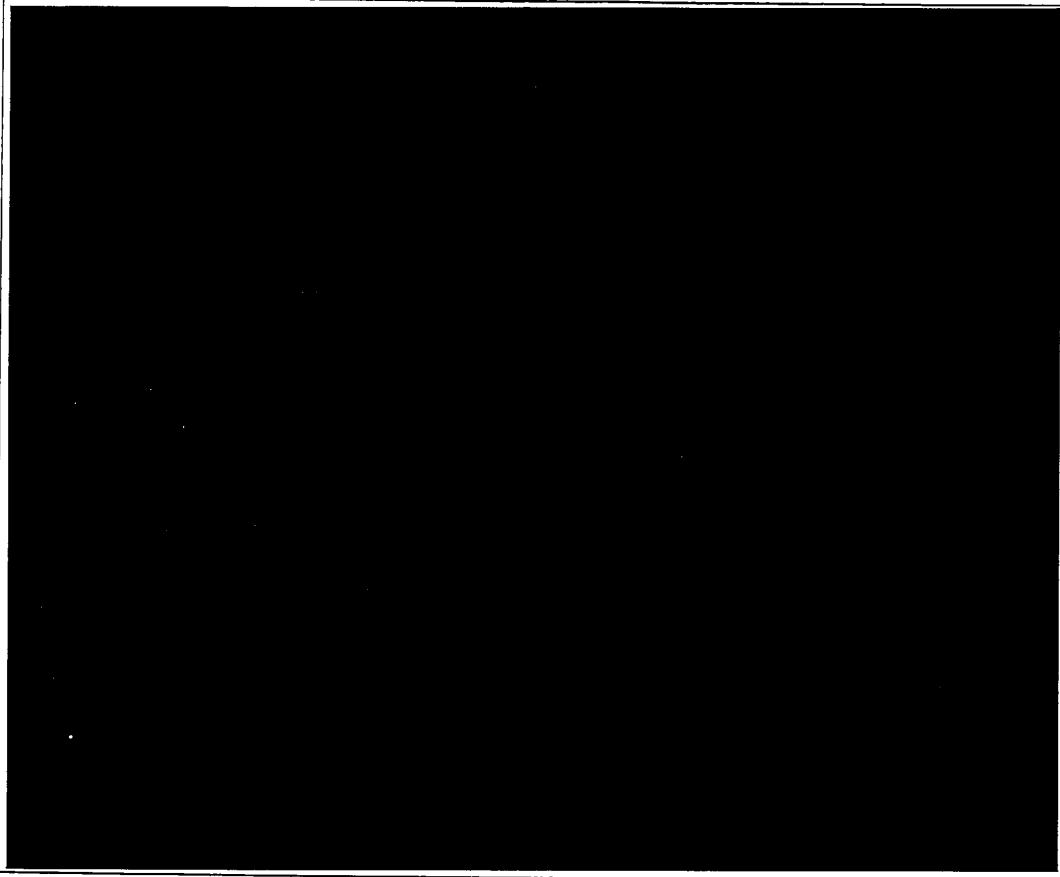
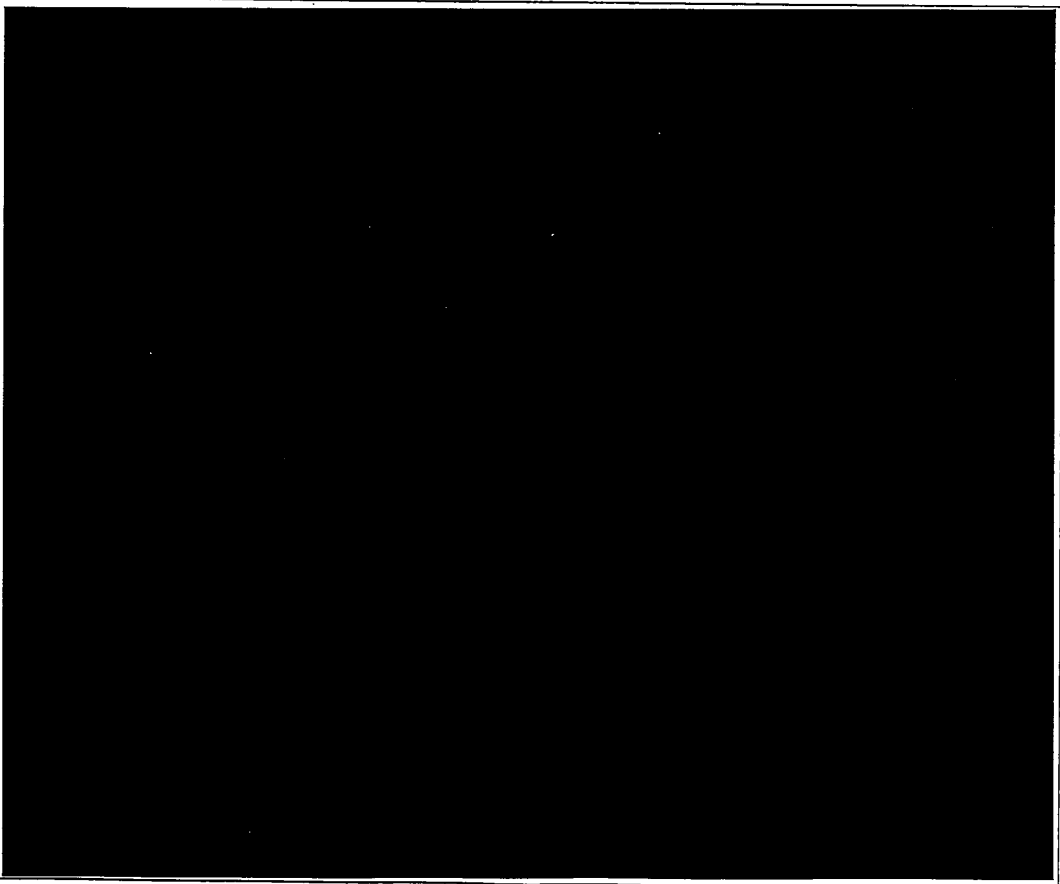


12/05/25

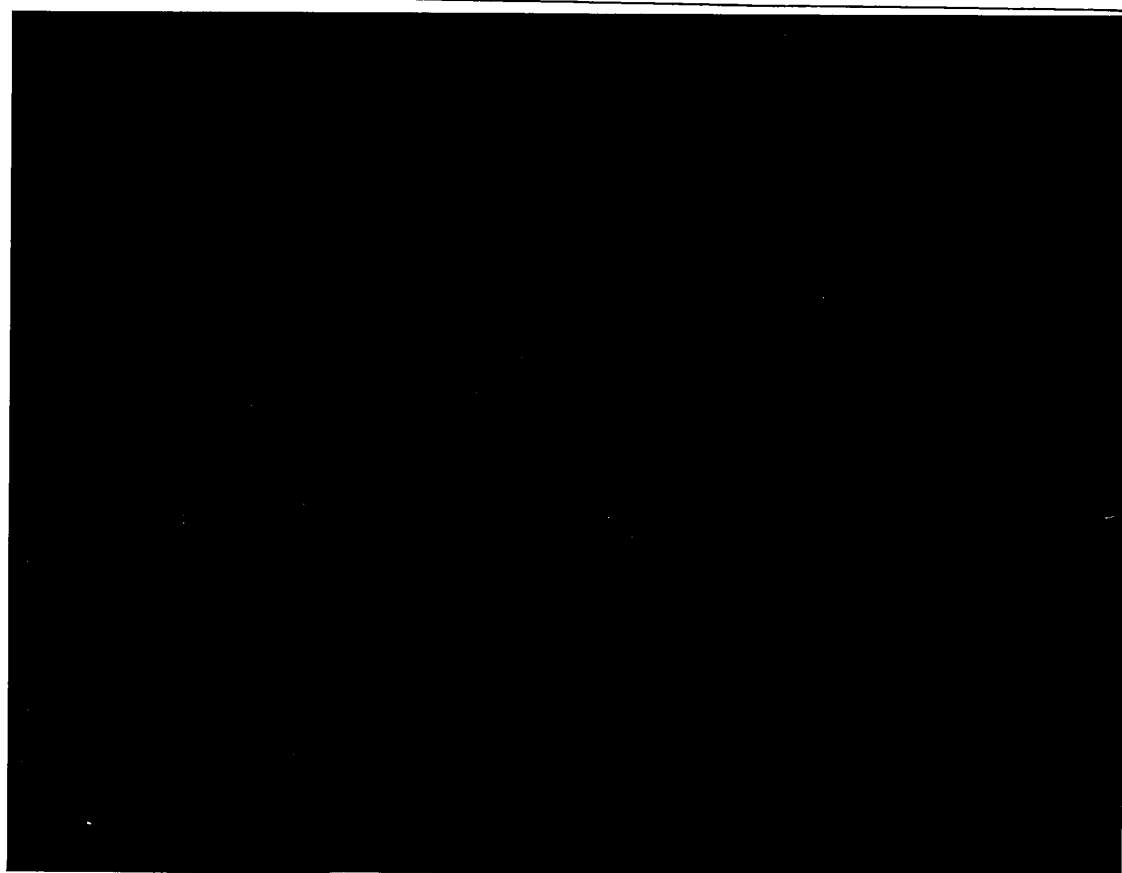


12/05/25



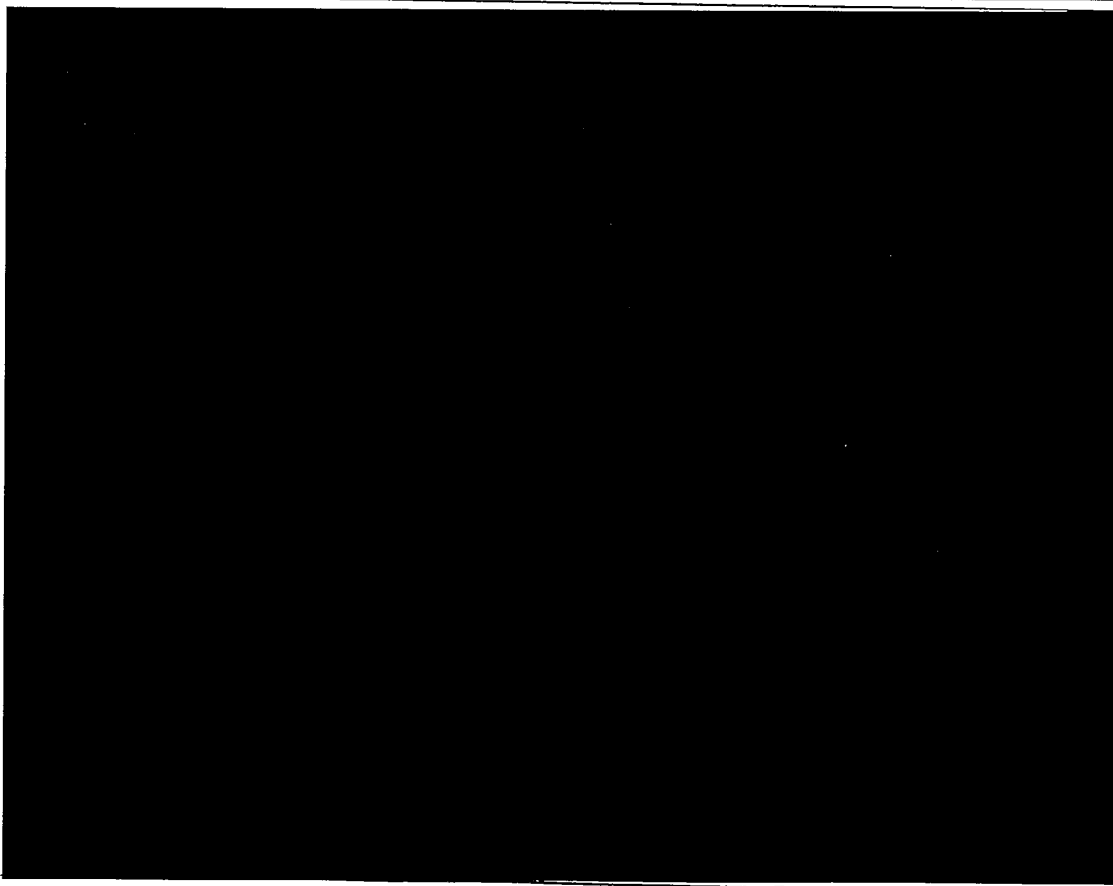
	特別秘密の取扱者等 (読替之前)
	(読替之後)

○
特別秘密の取扱者等 (関係)



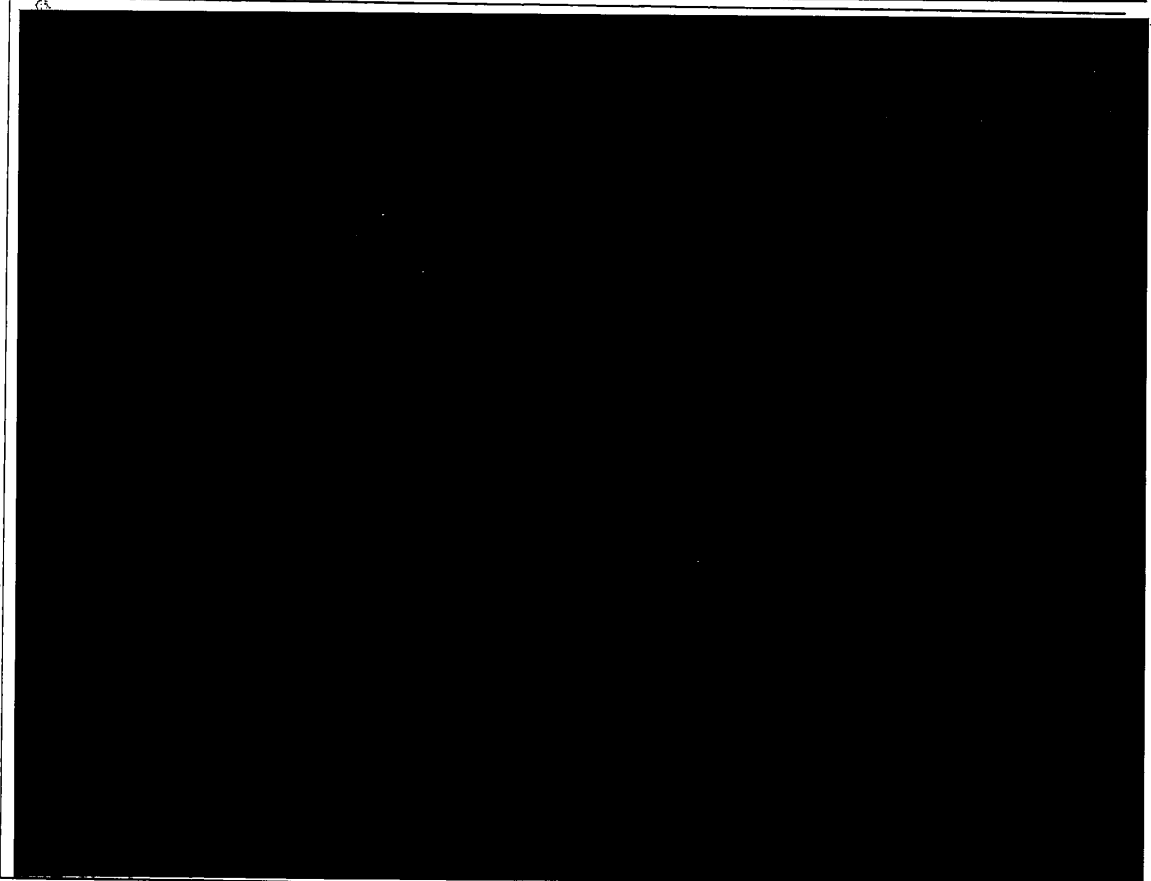
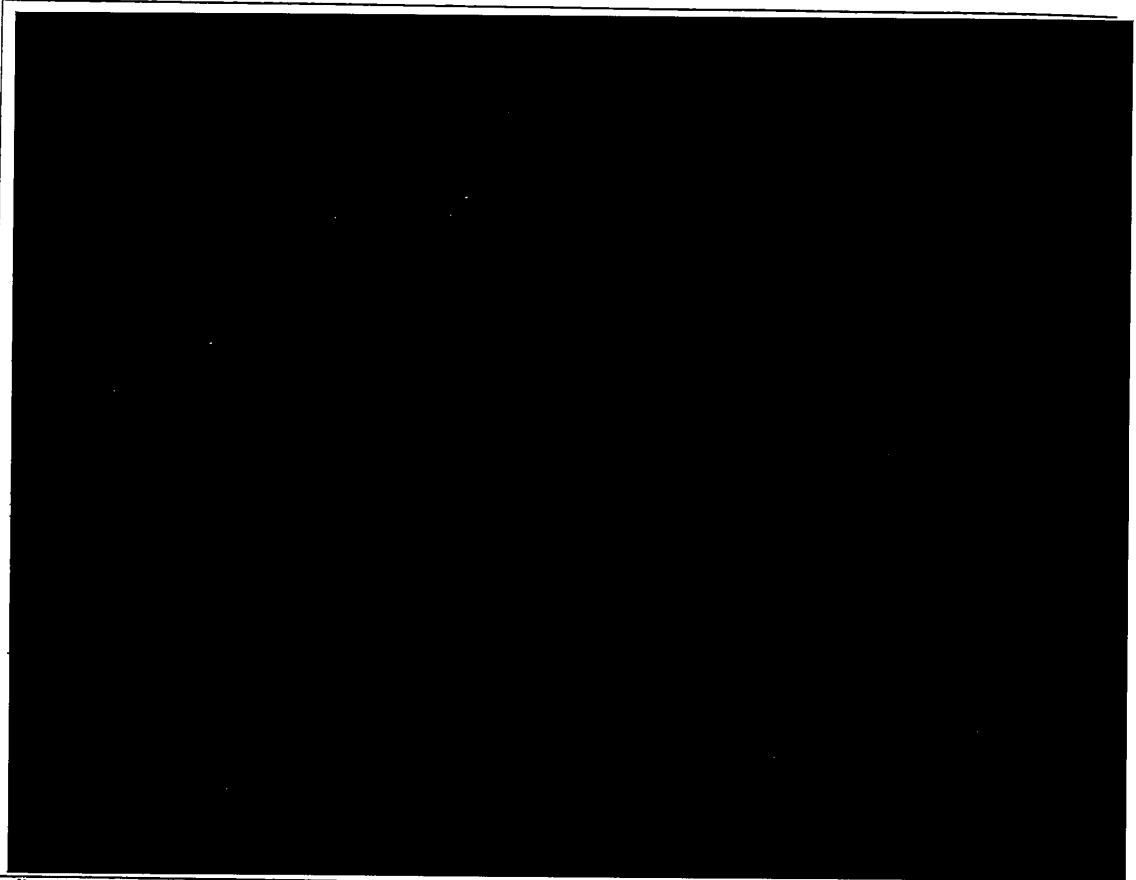
○
に係る適性評価（関係）

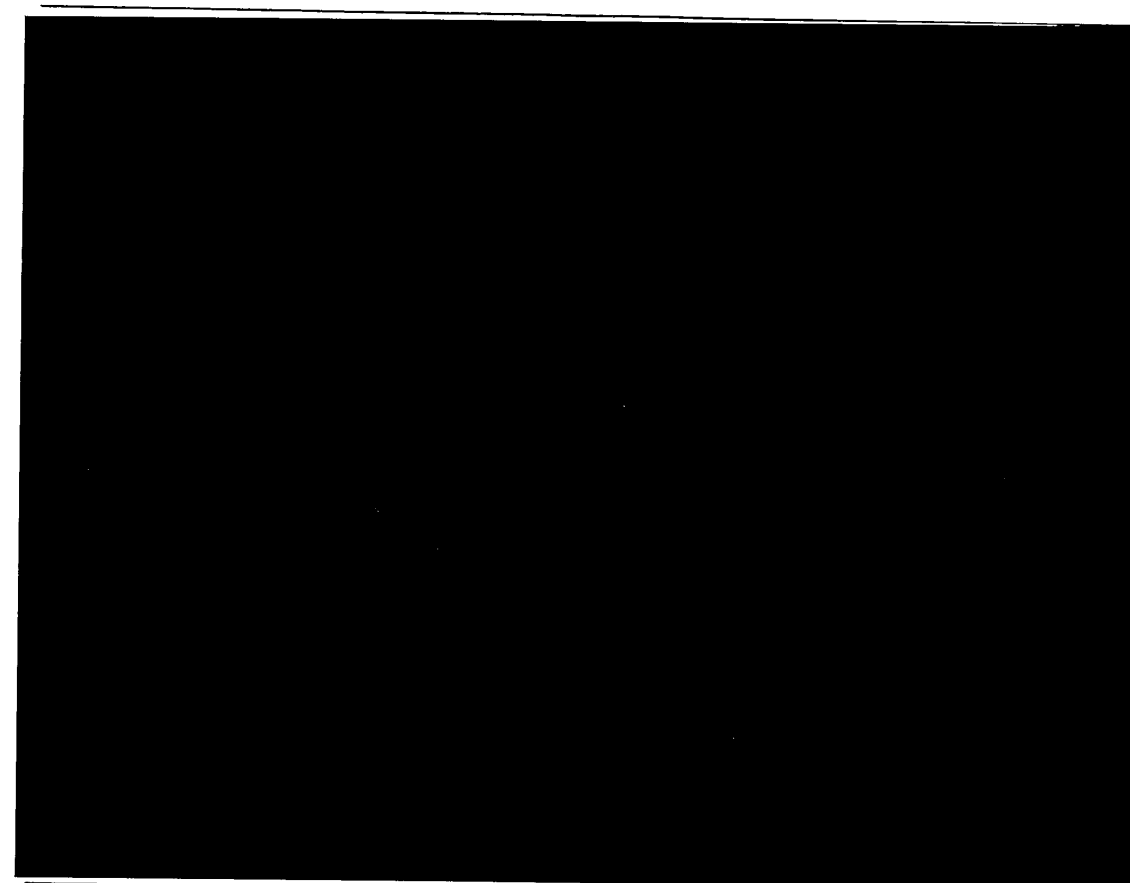

（読替え前）




（読替え後）

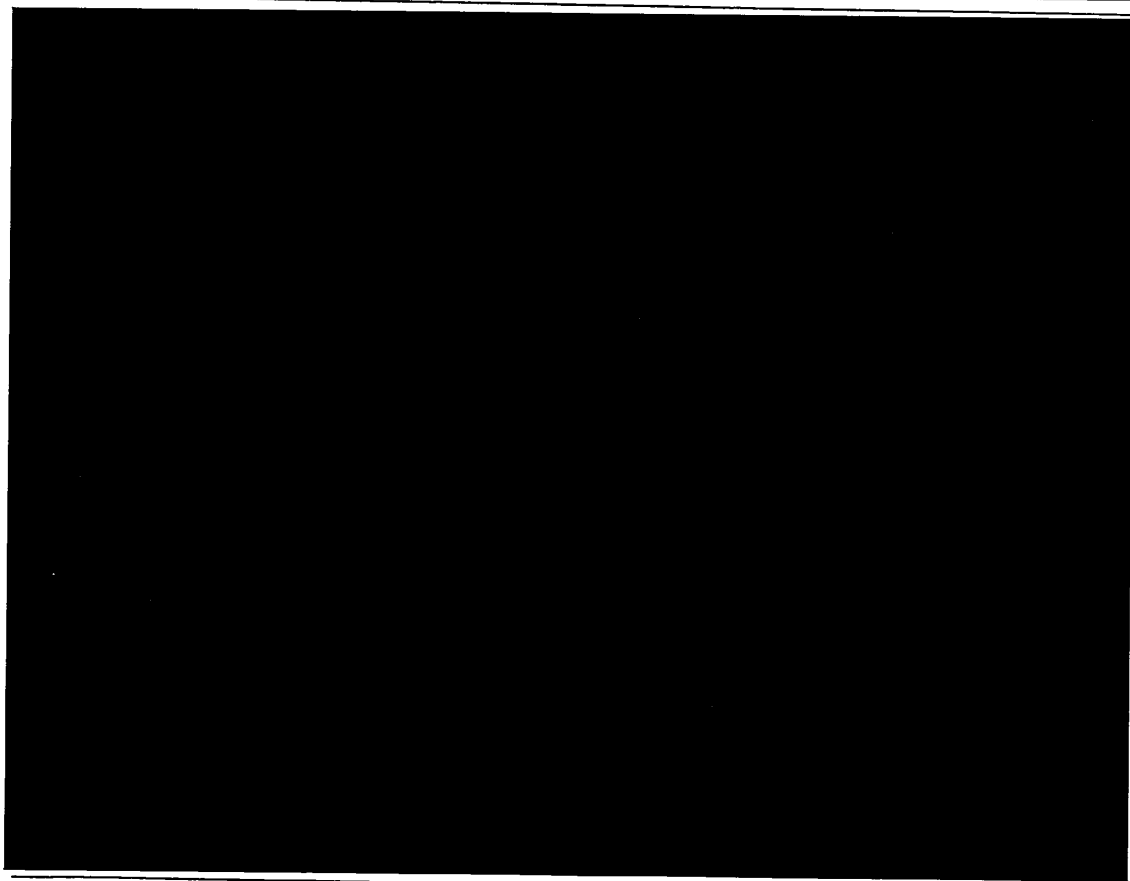
12/05/25



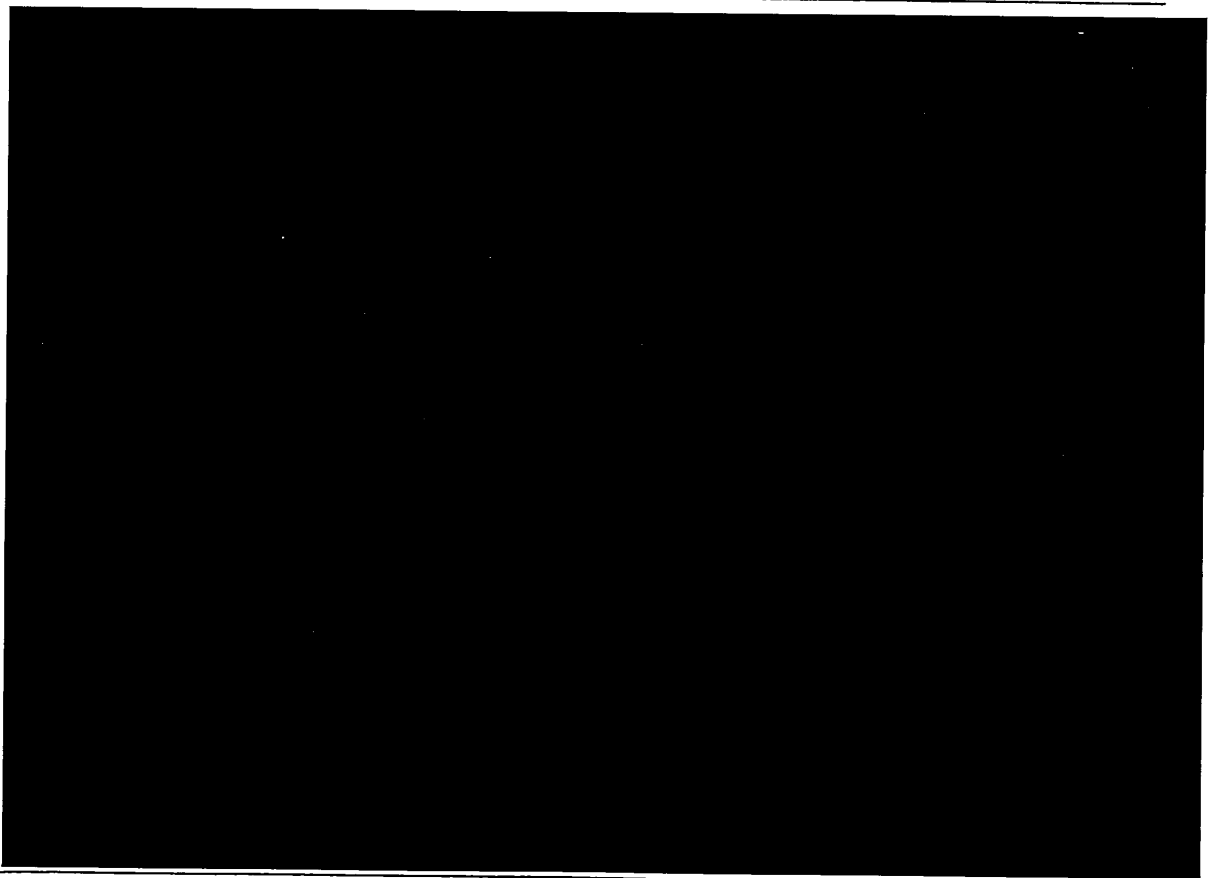
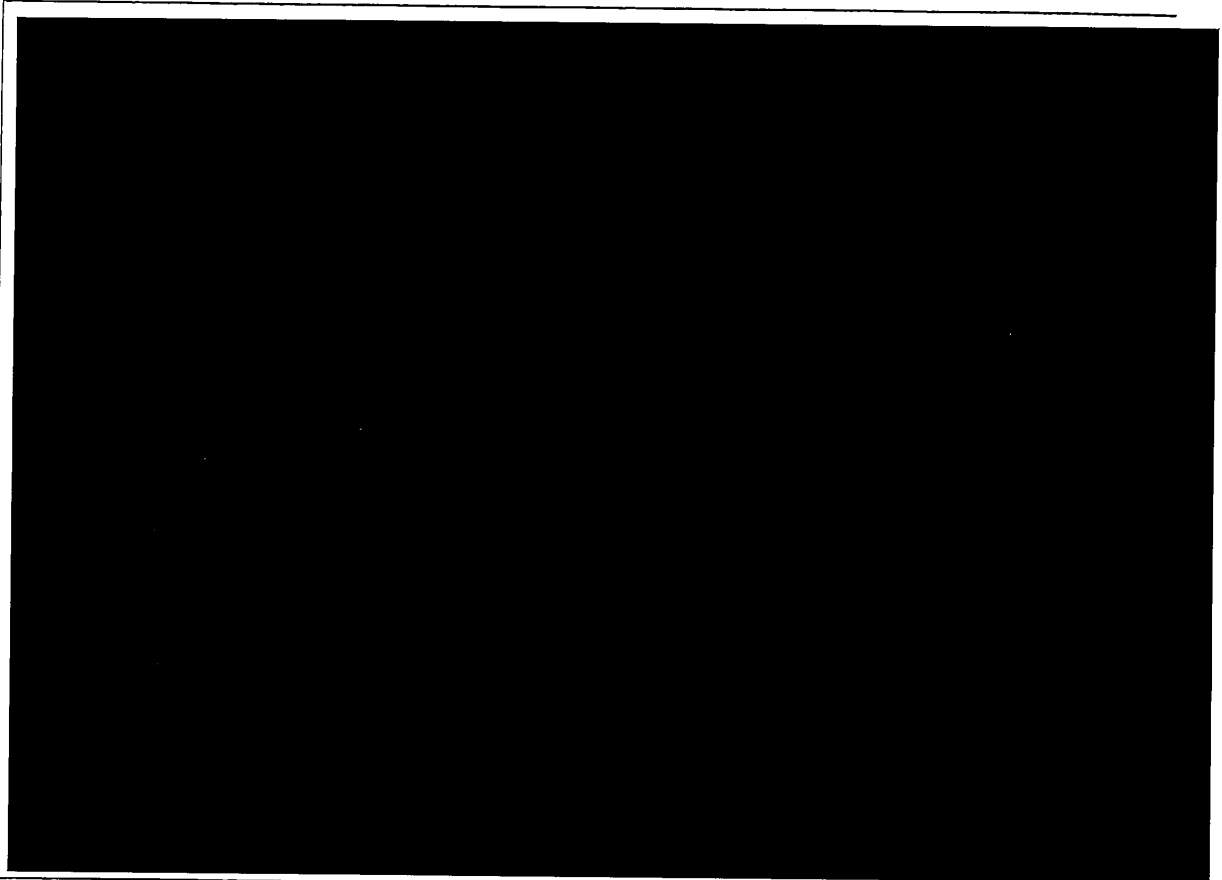


（読替え前）

に係る適性評価（関係）



（読替え後）



特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）

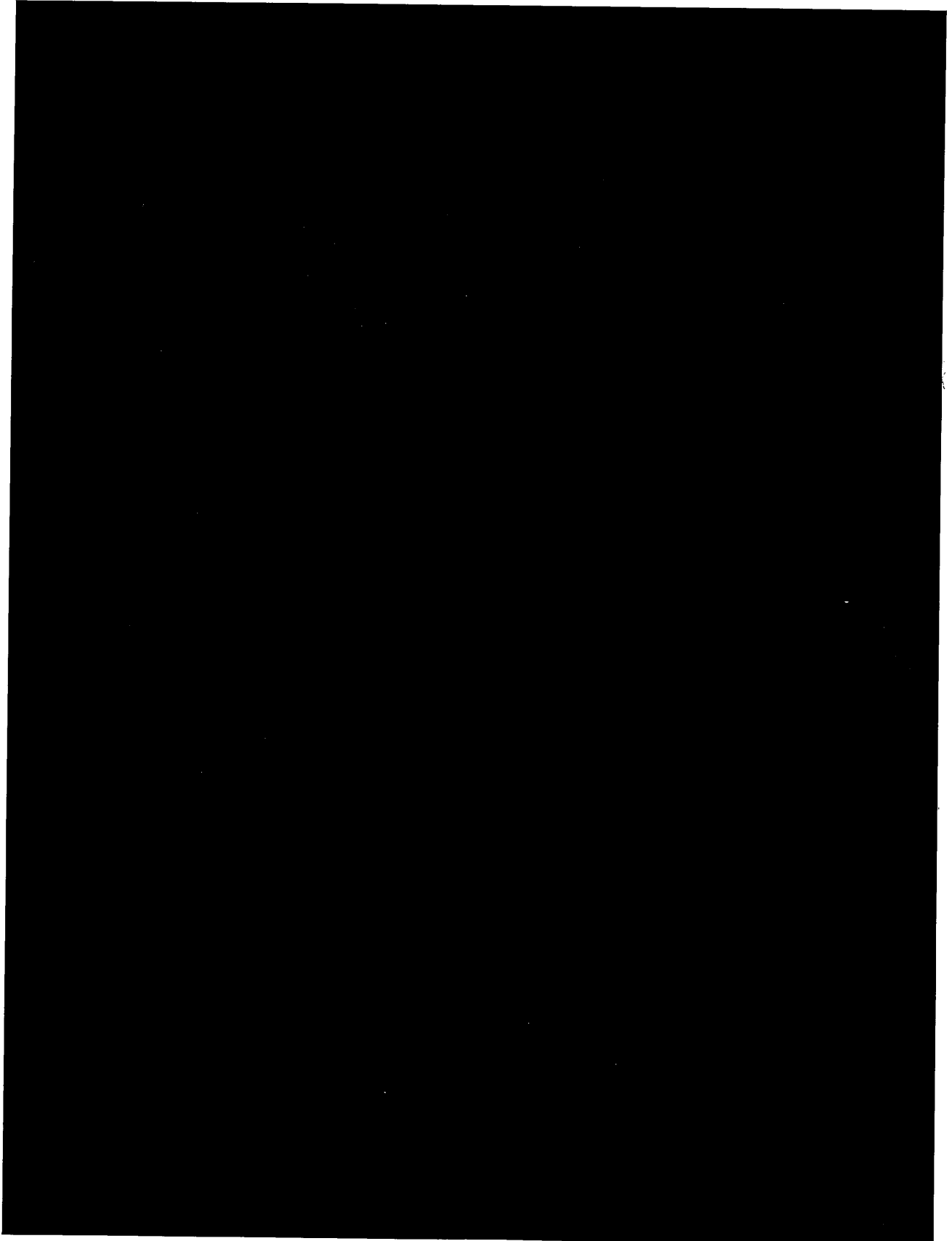
【逐条解説】

（案）

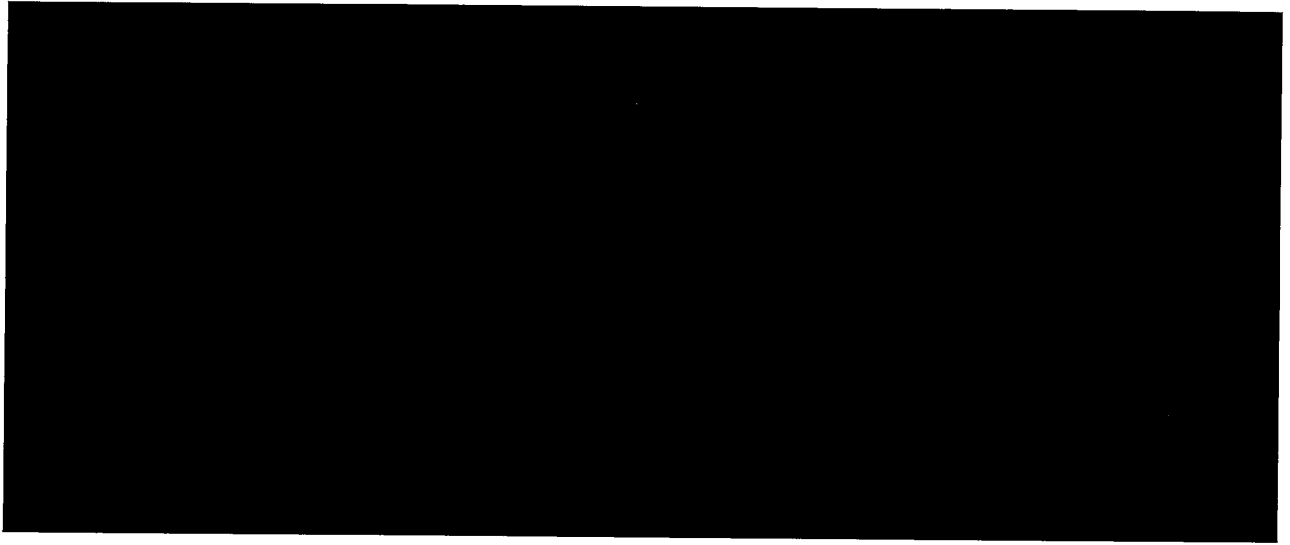
平成24年〇月
内閣官房

12/05/25内調内検討済み

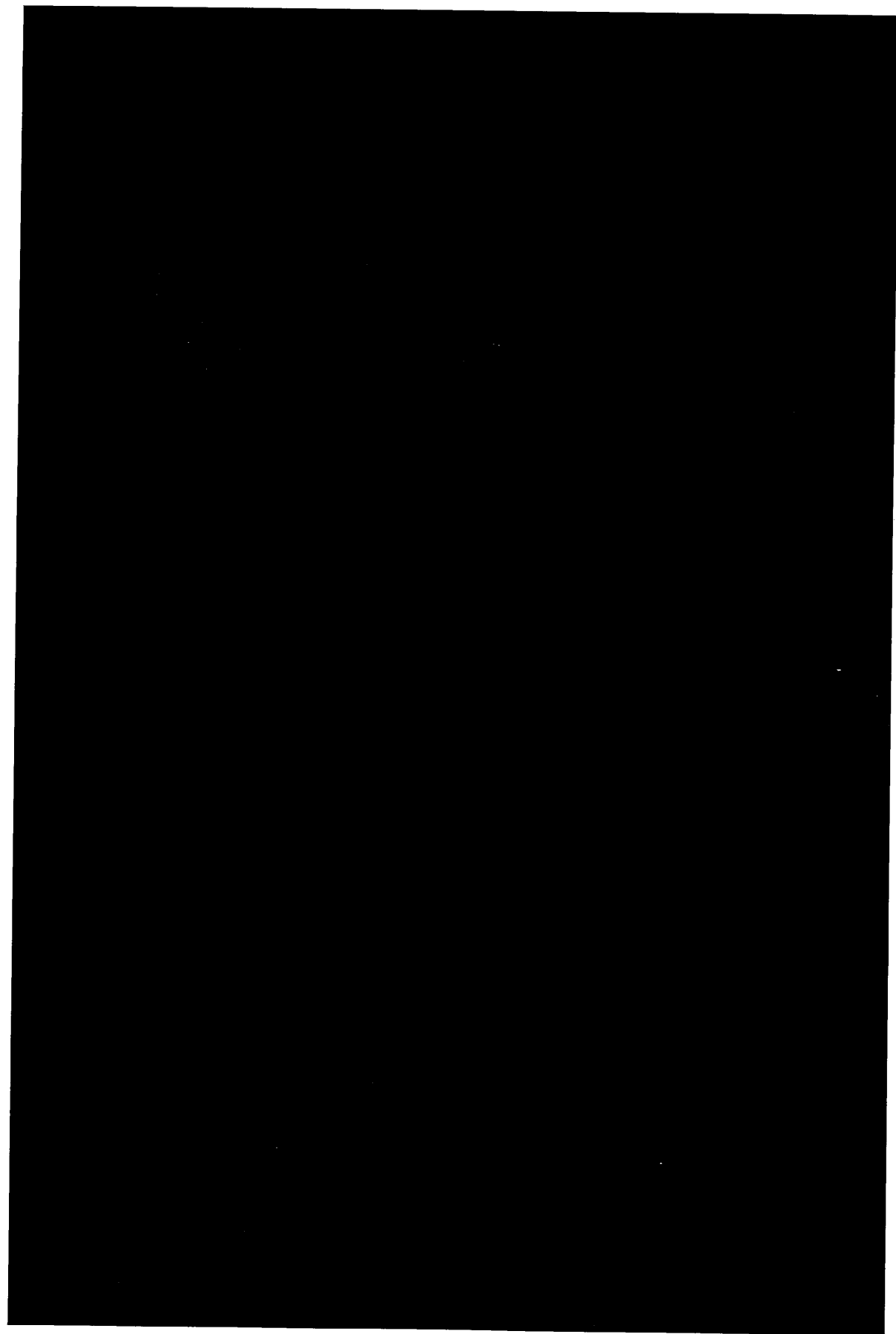
目次



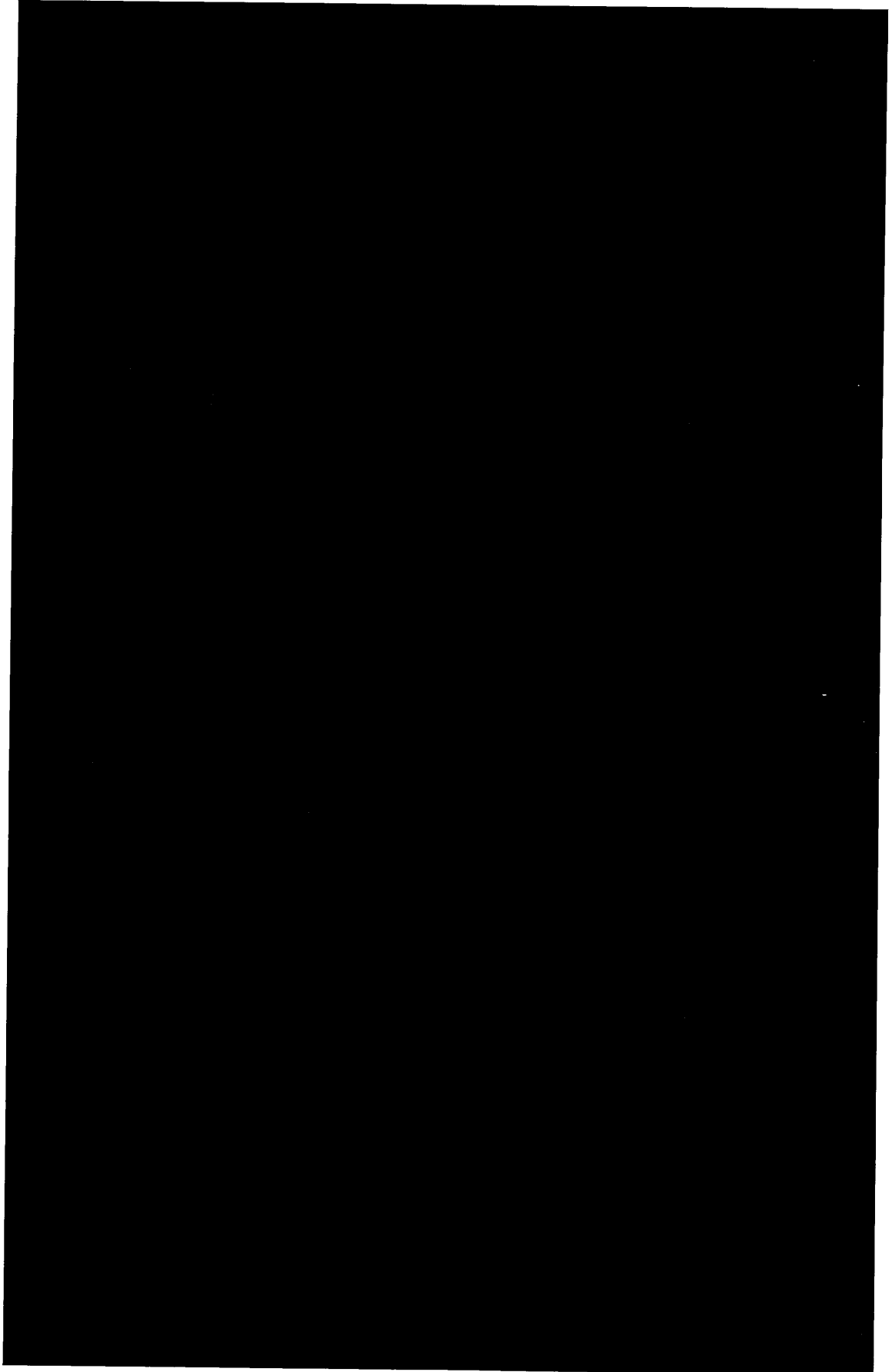
12/05/25内調内検討済み



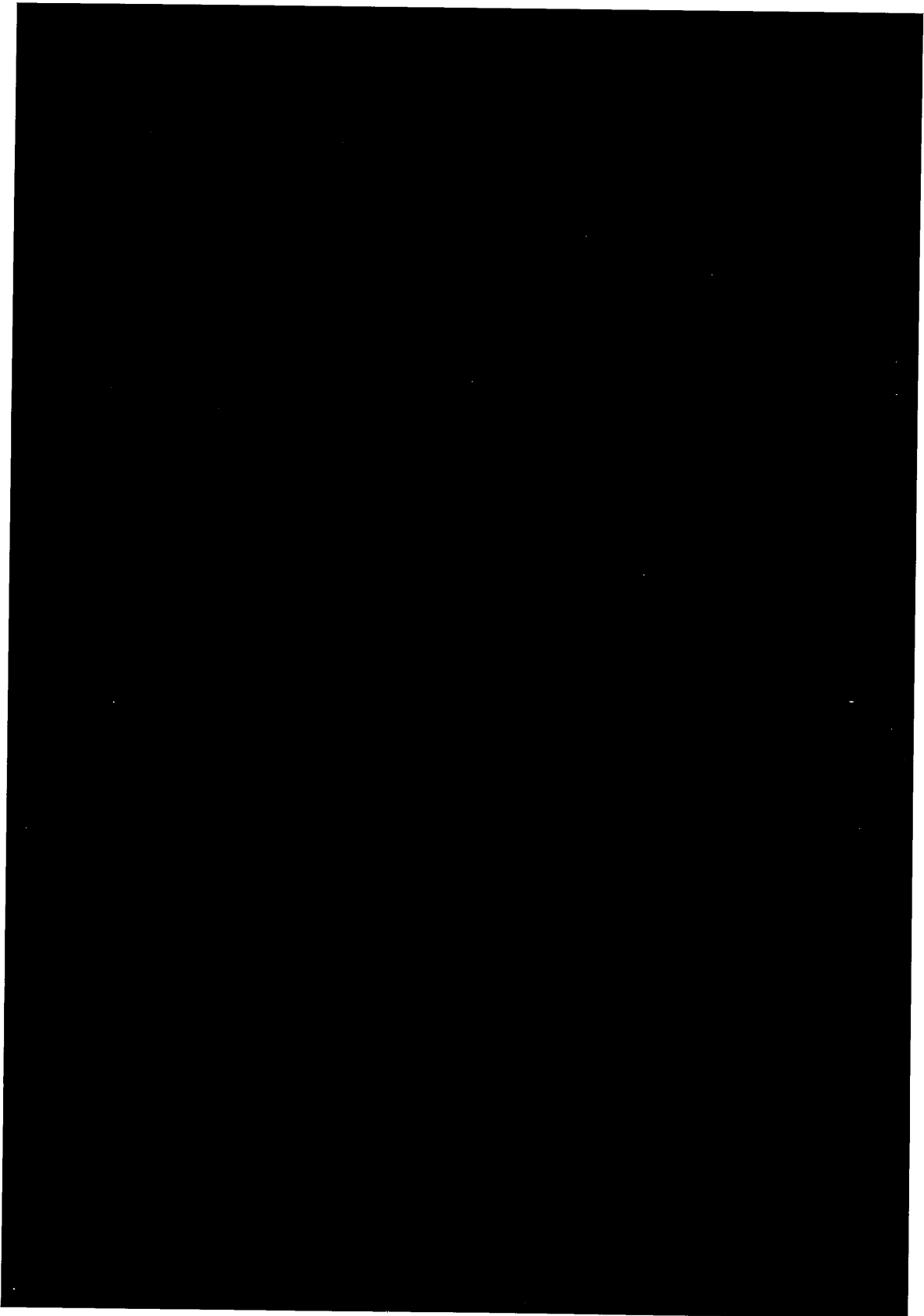
12/05/25内調内検討済み



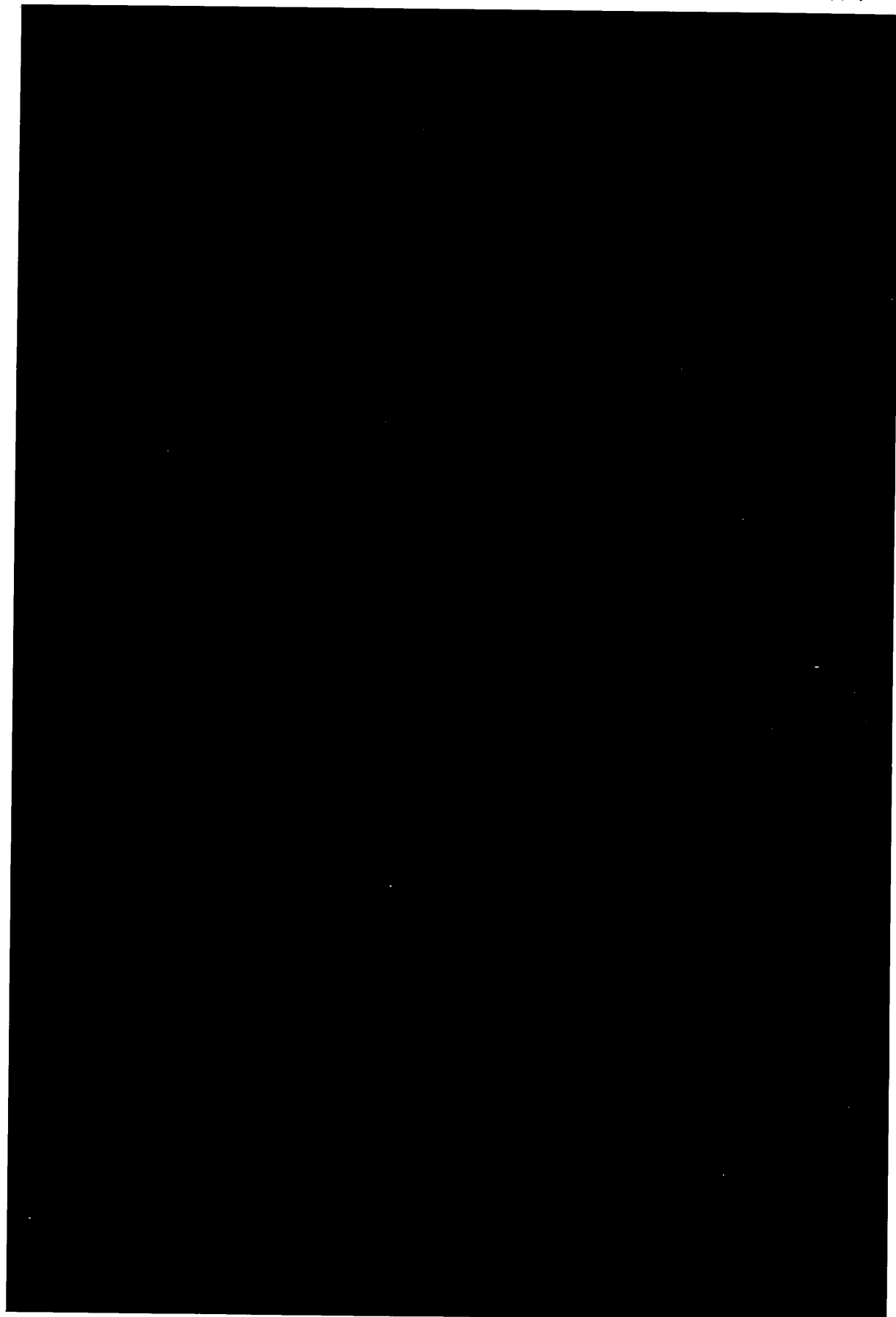
12/05/25内調内検討済み



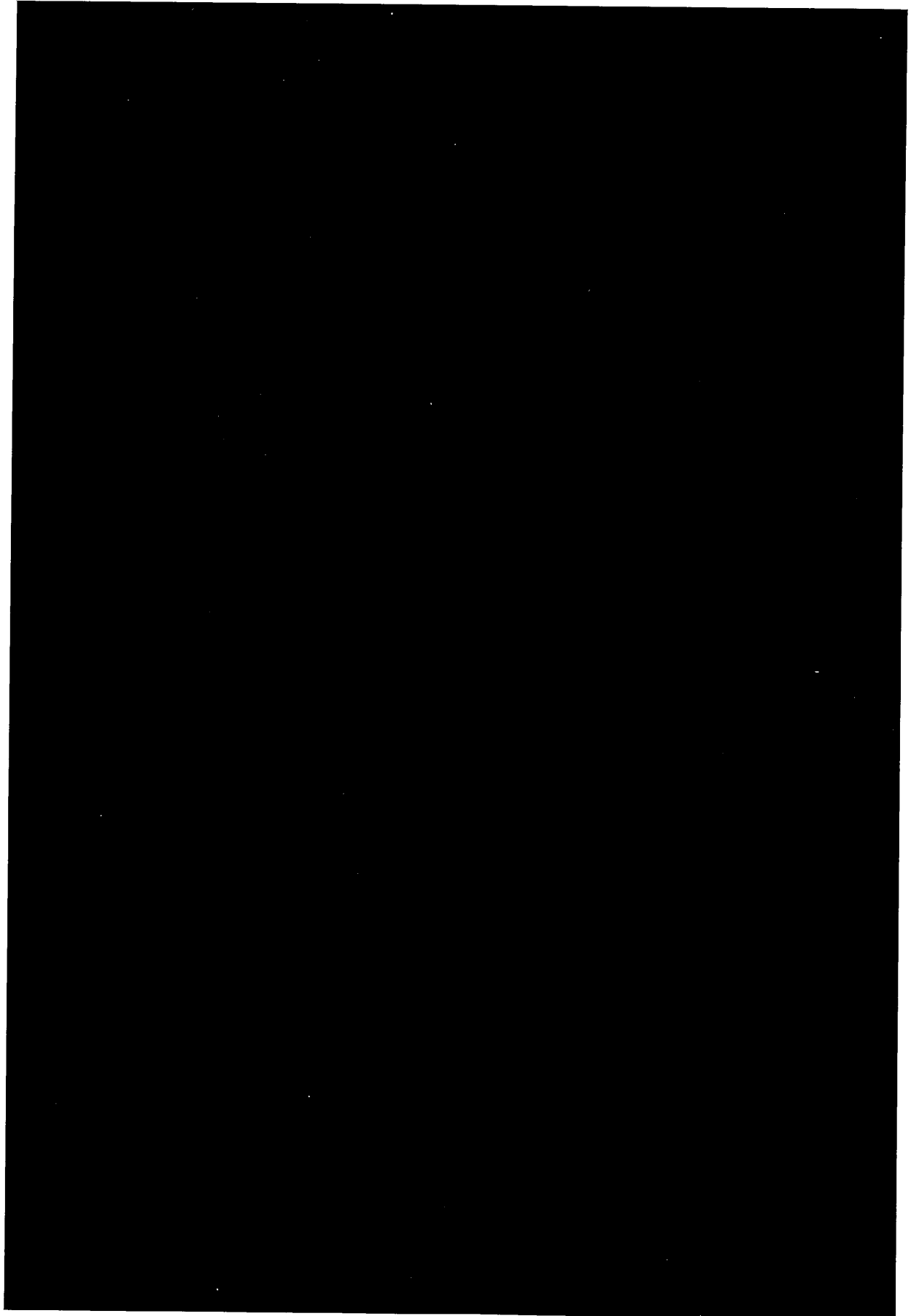
12/05/25内調内検討済み



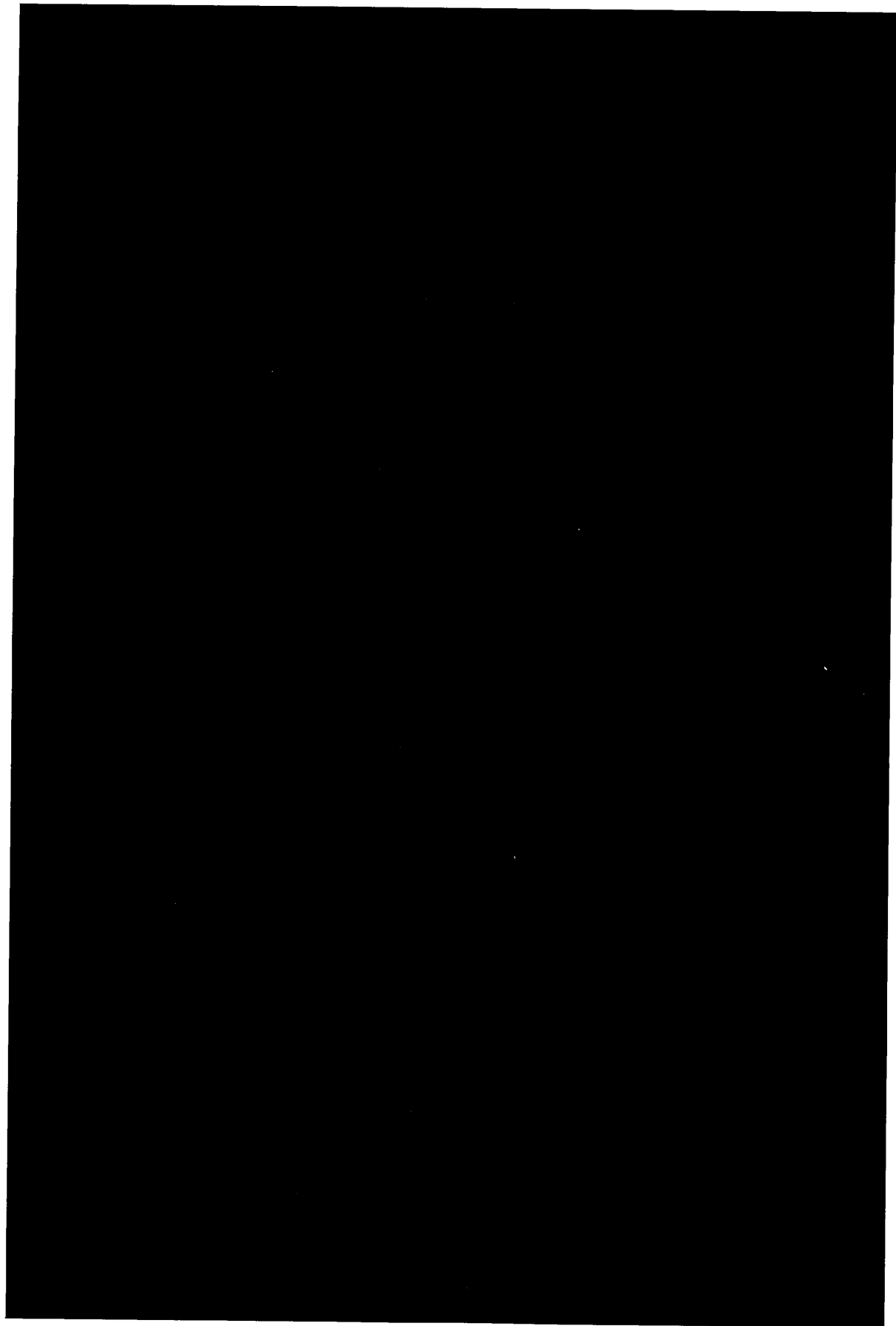
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み

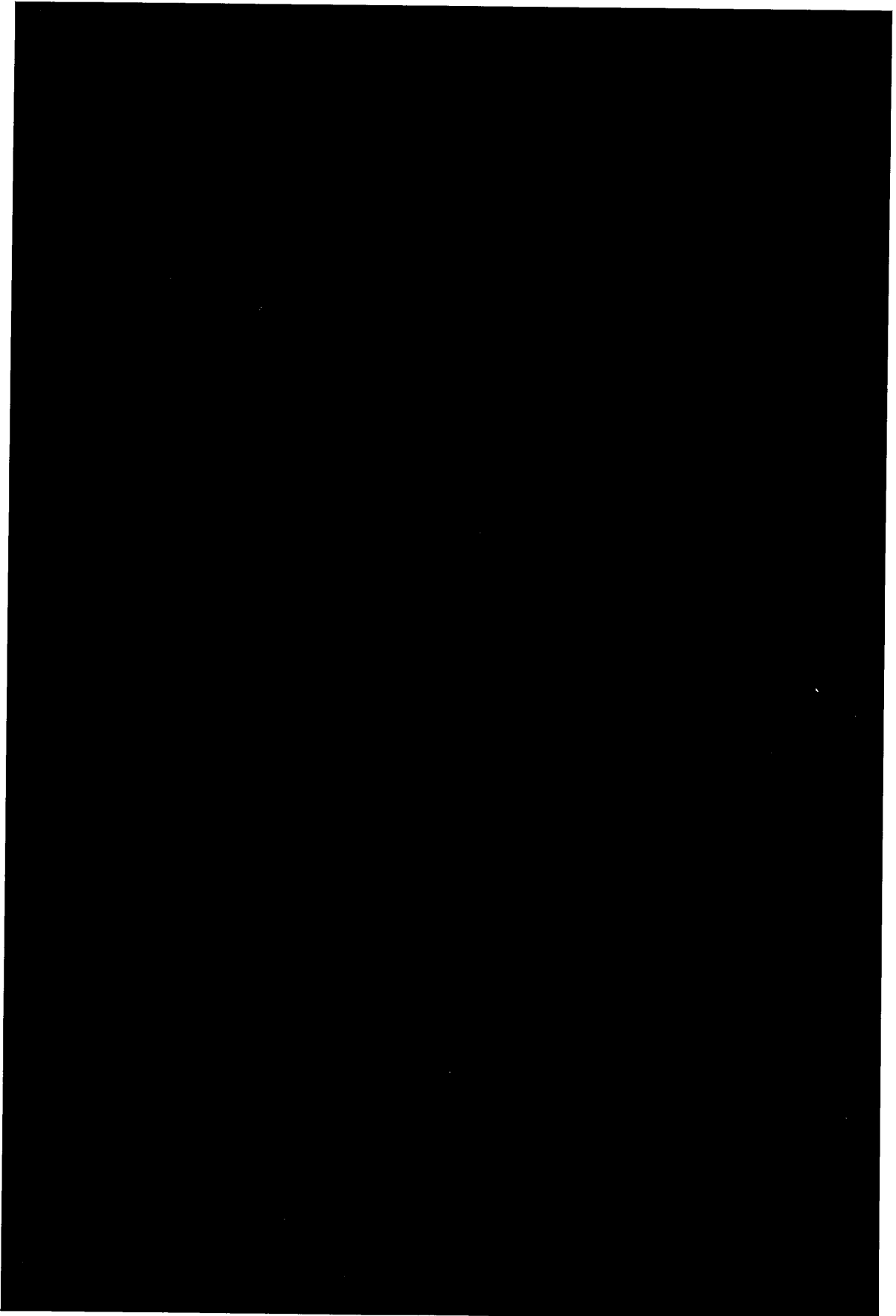


12/05/25内調内検討済み

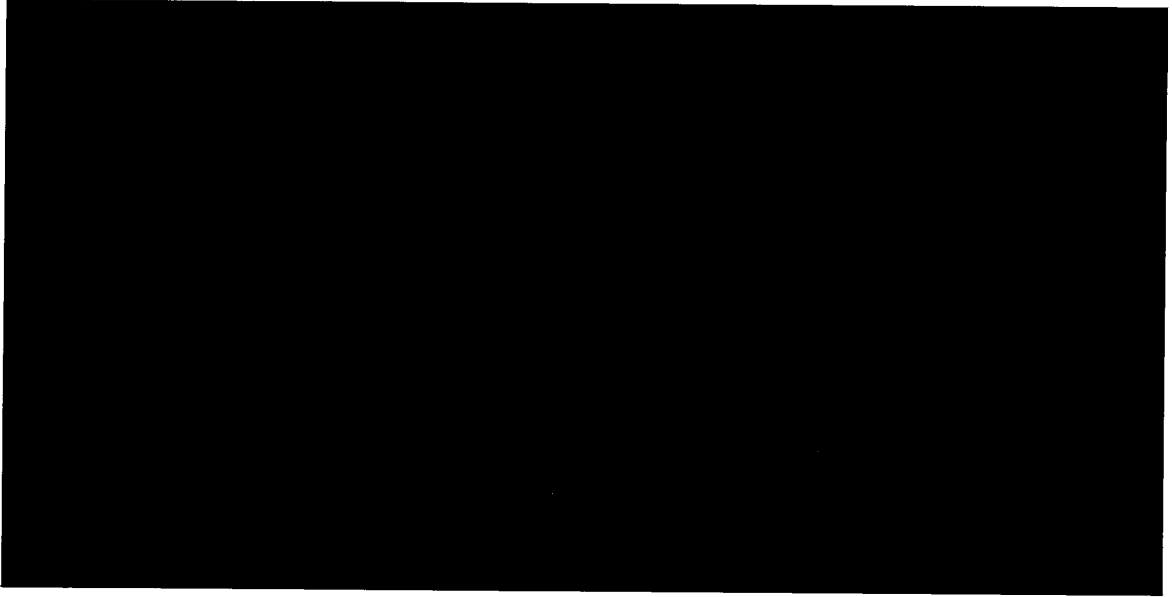


12/05/25内調内検討済み

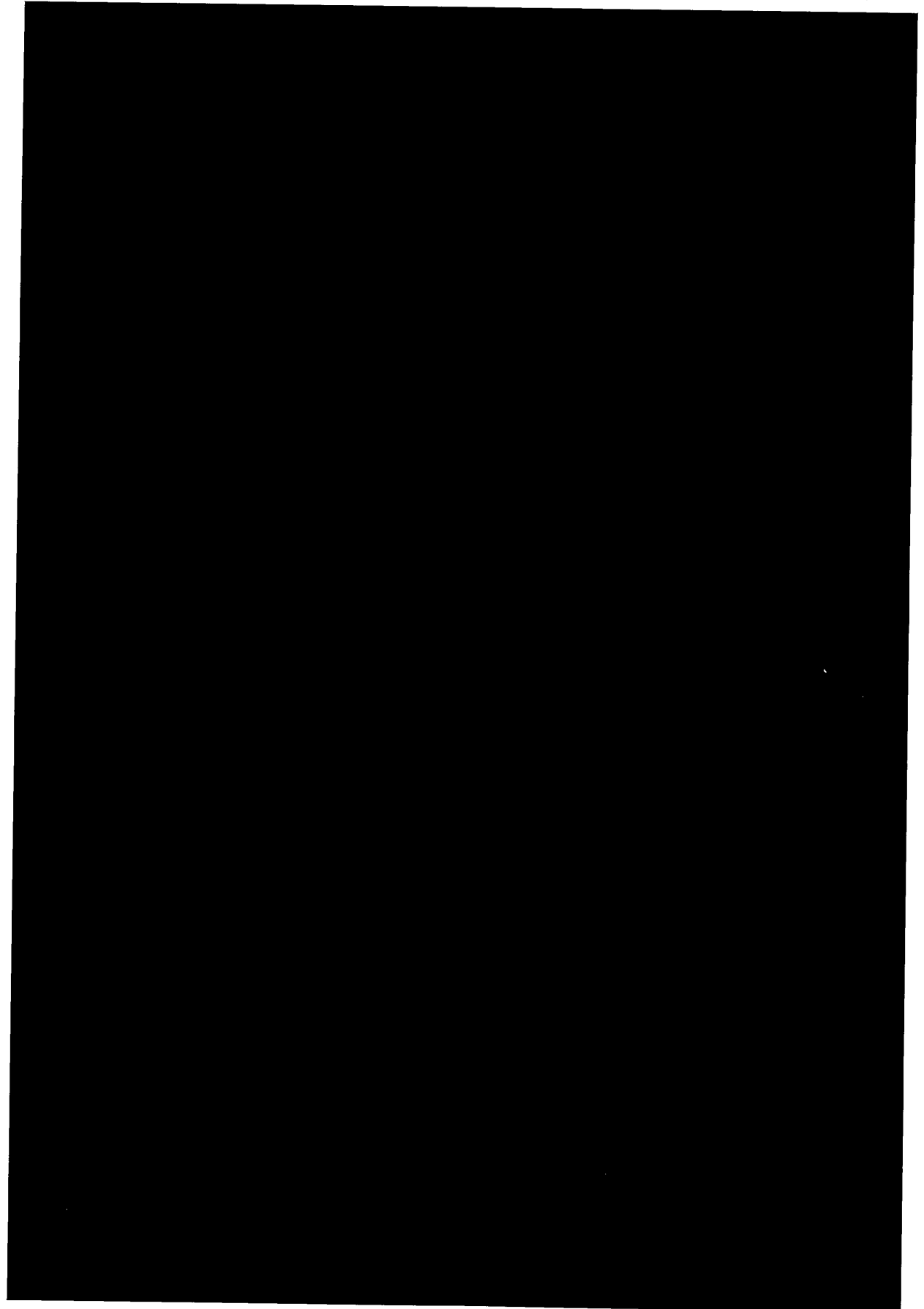
12/05/25内調内検討済み



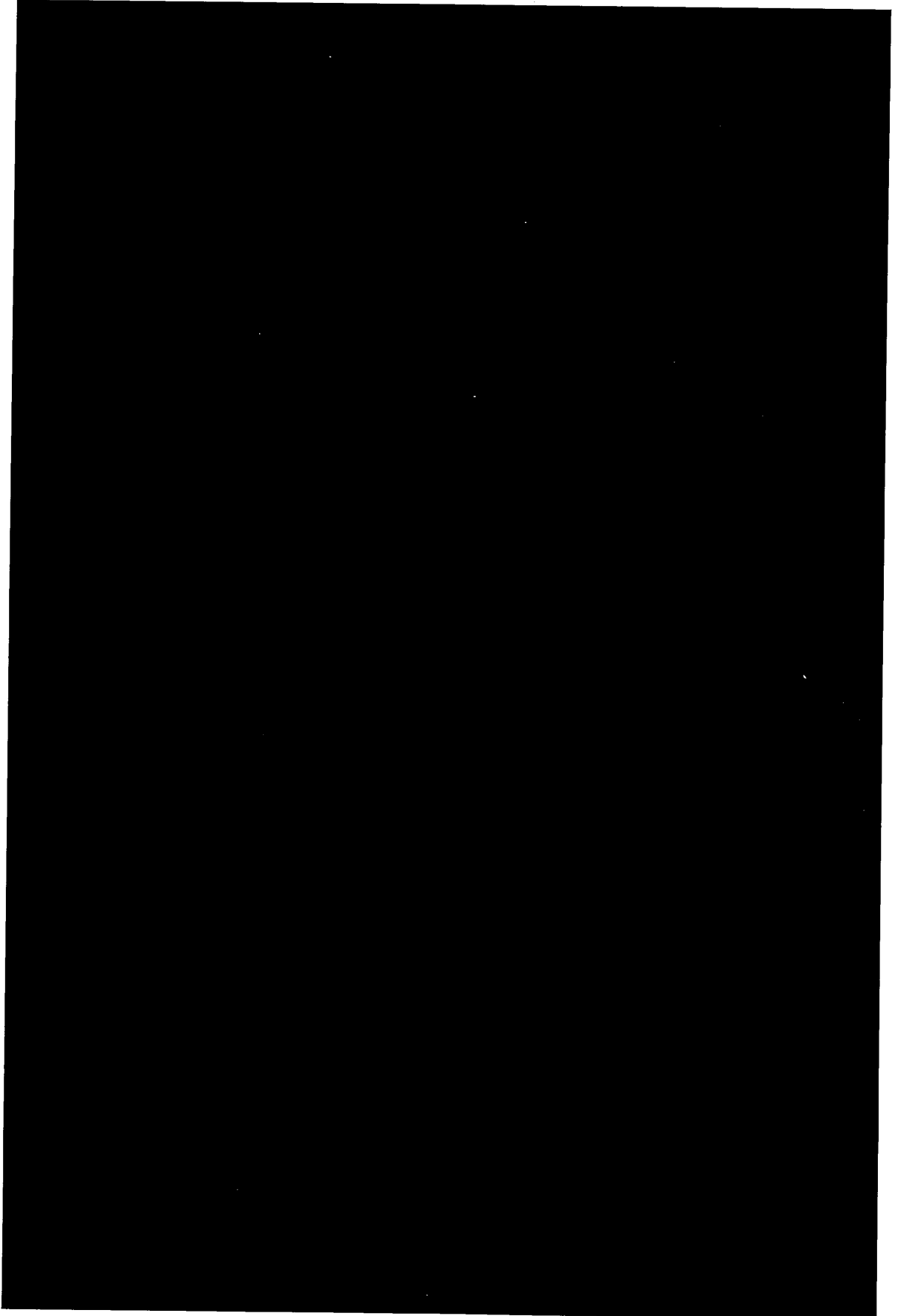
12/05/25内調内検討済み



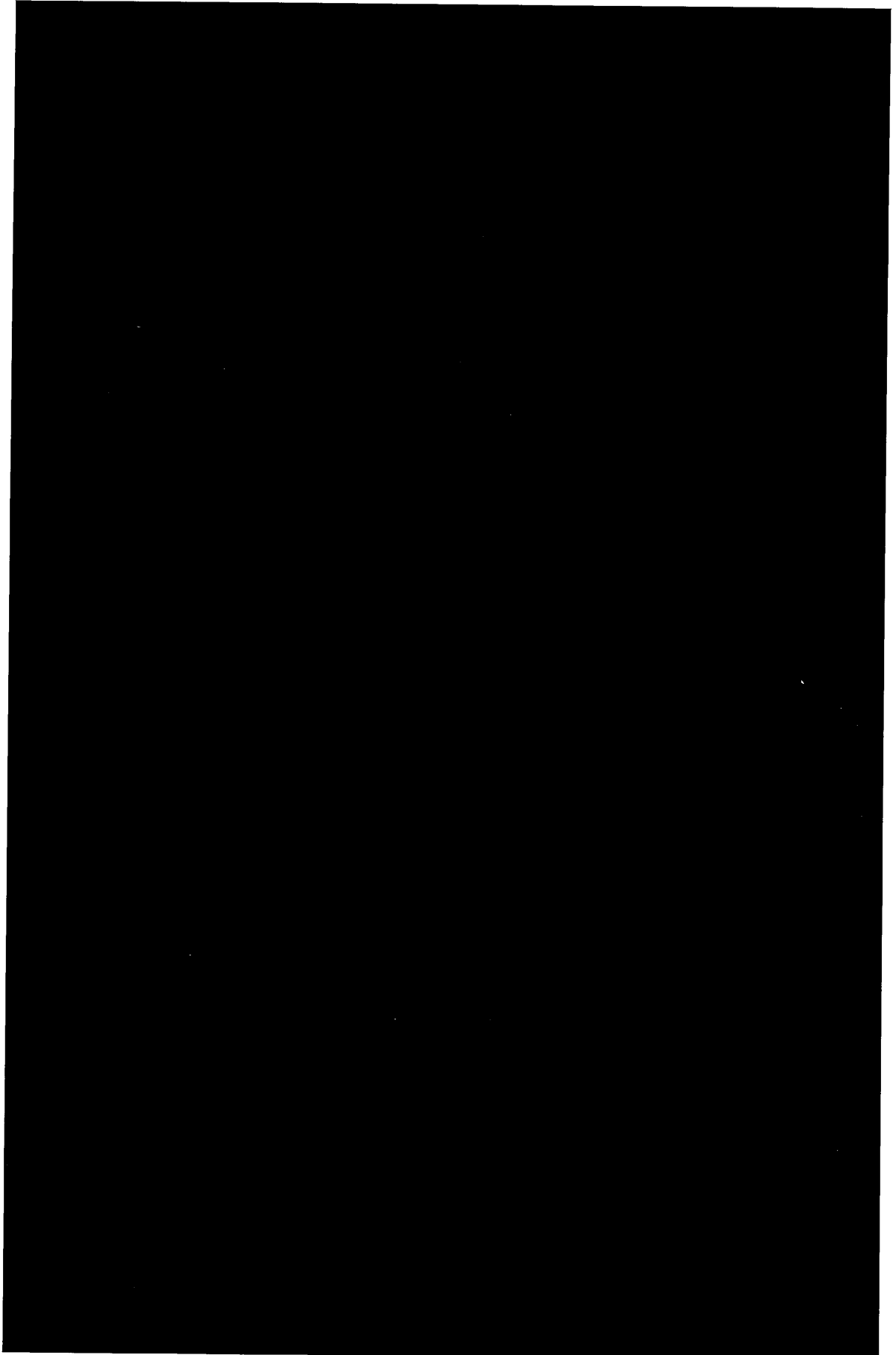
12/05/25内調内検討済み



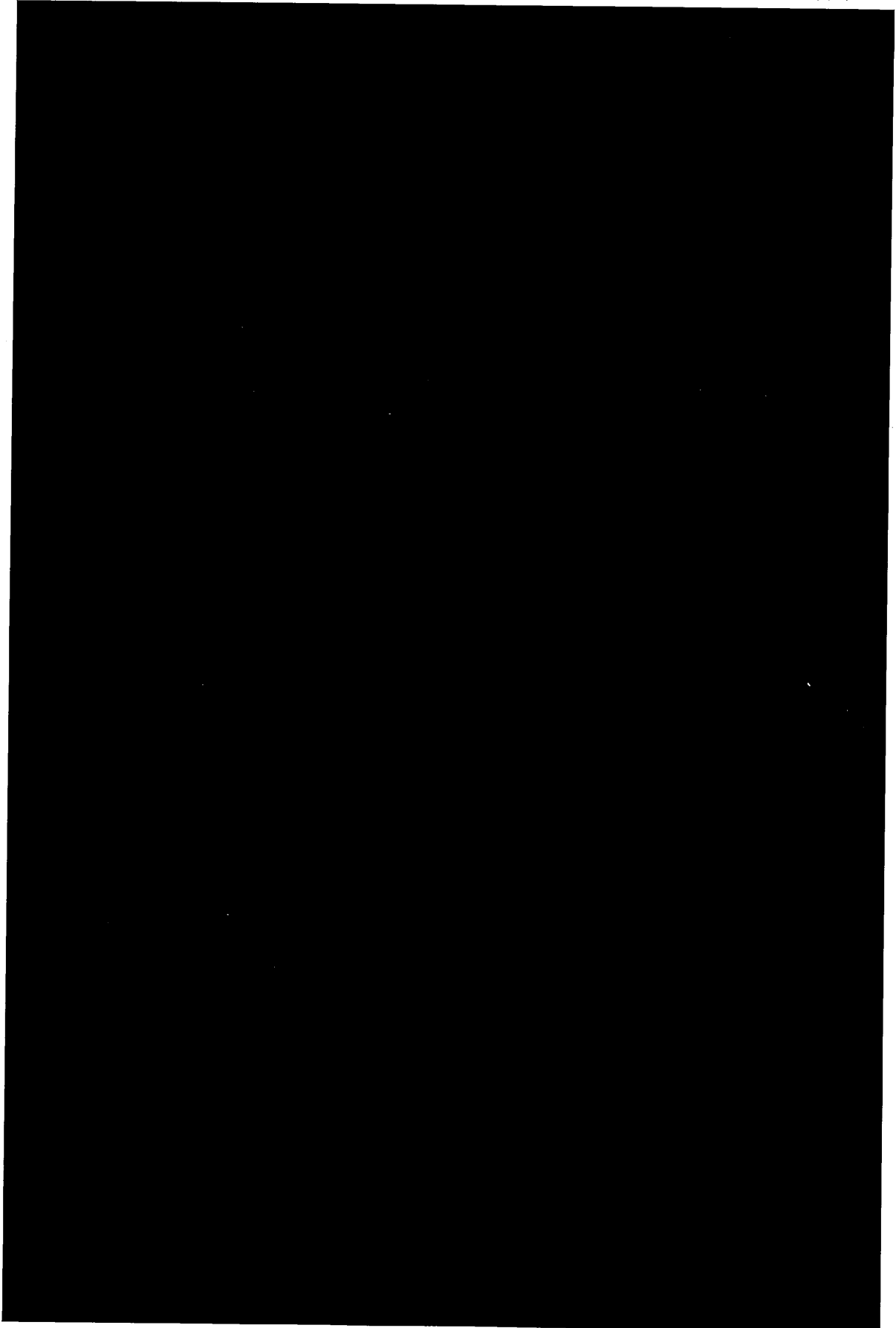
12/05/25内調内検討済み



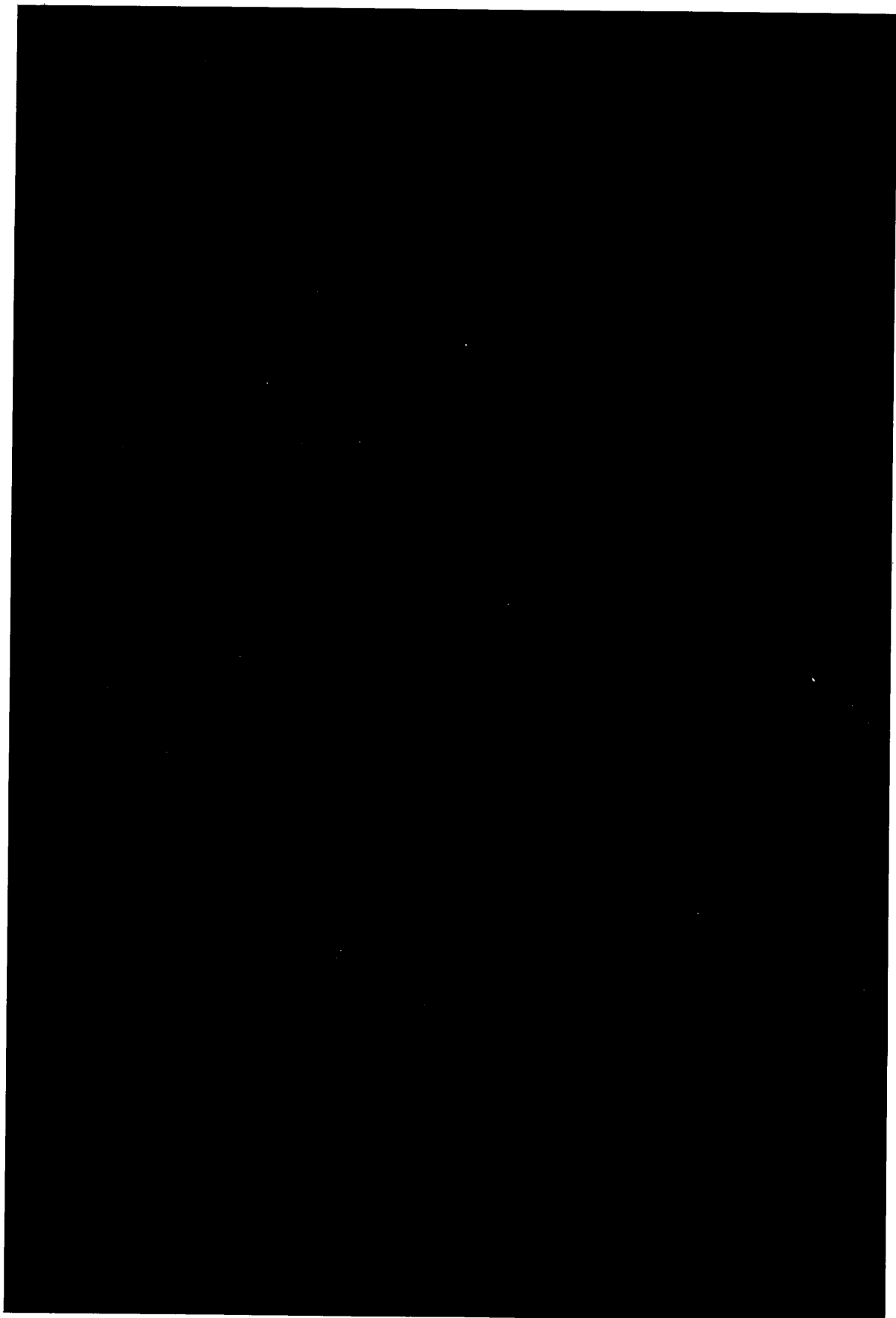
12/05/25内調内検討済み



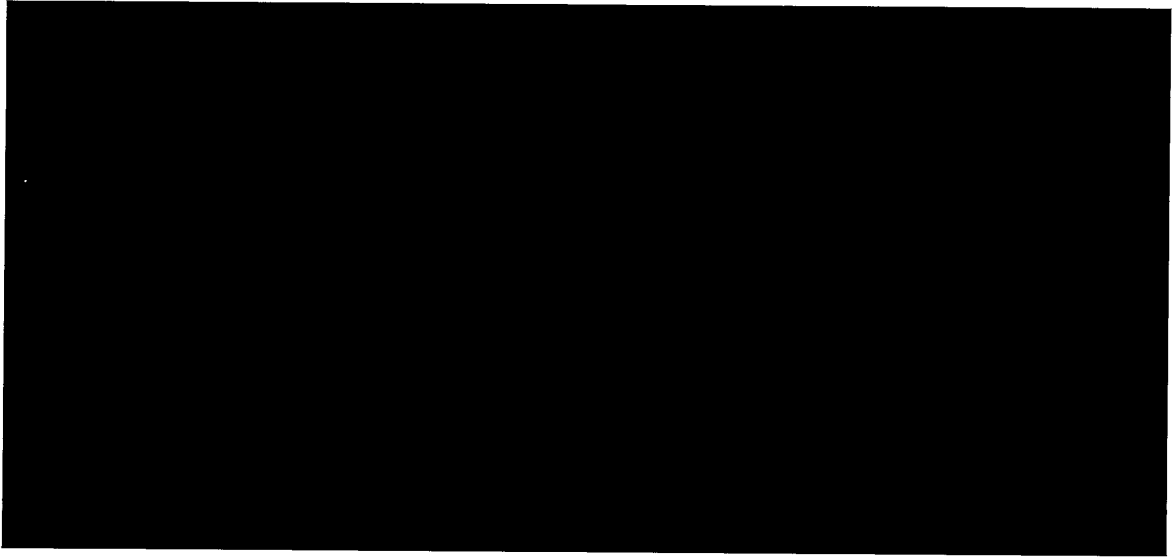
12/05/25内調内検討済み



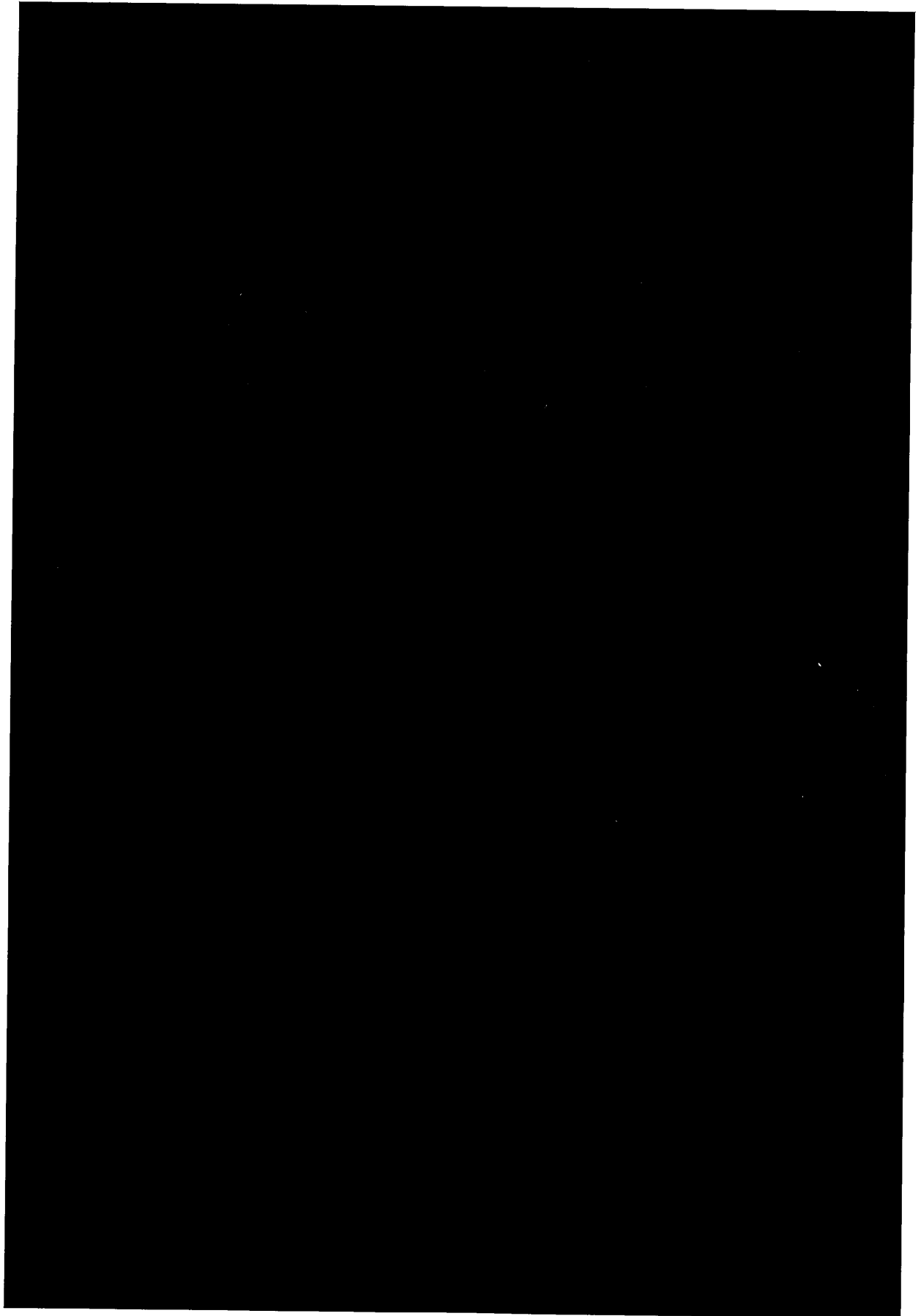
12/05/25内調内検討済み



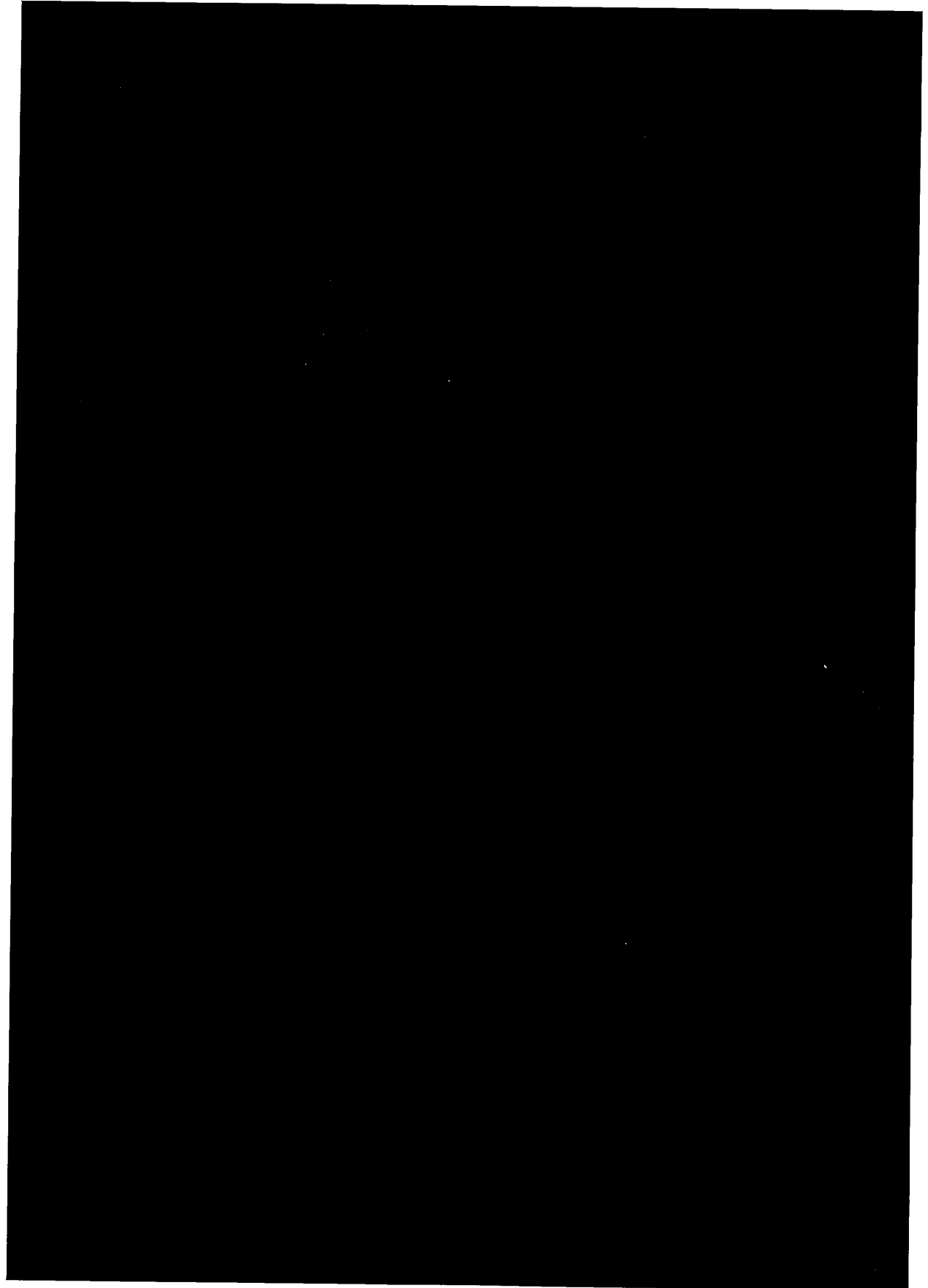
12/05/25内調内検討済み



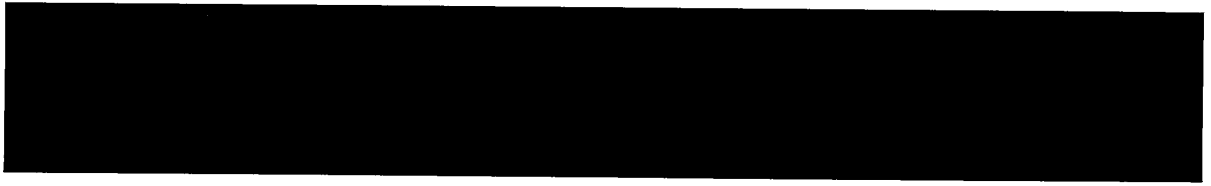
12/05/25内調内検討済み



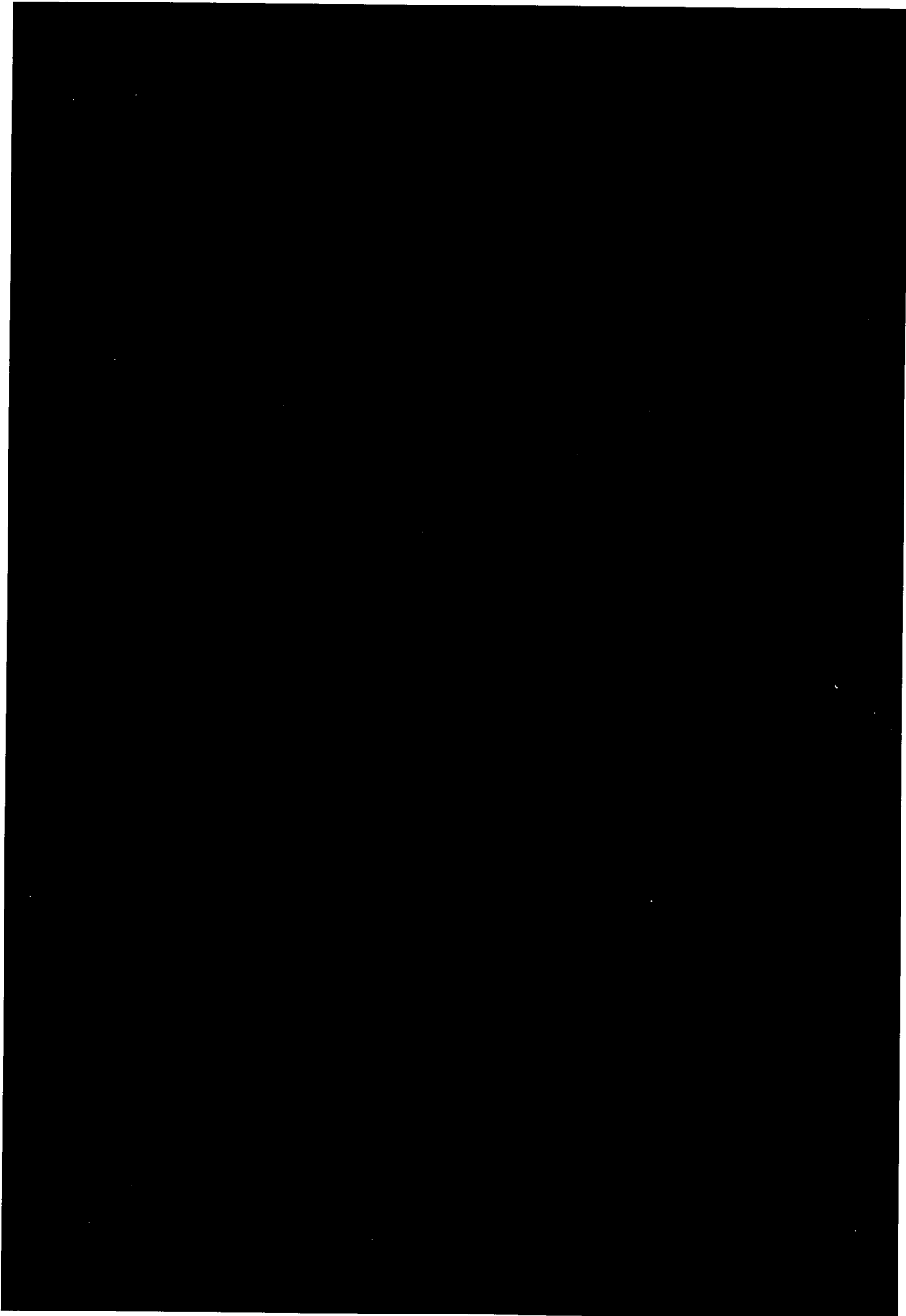
12/05/25内調内検討済み



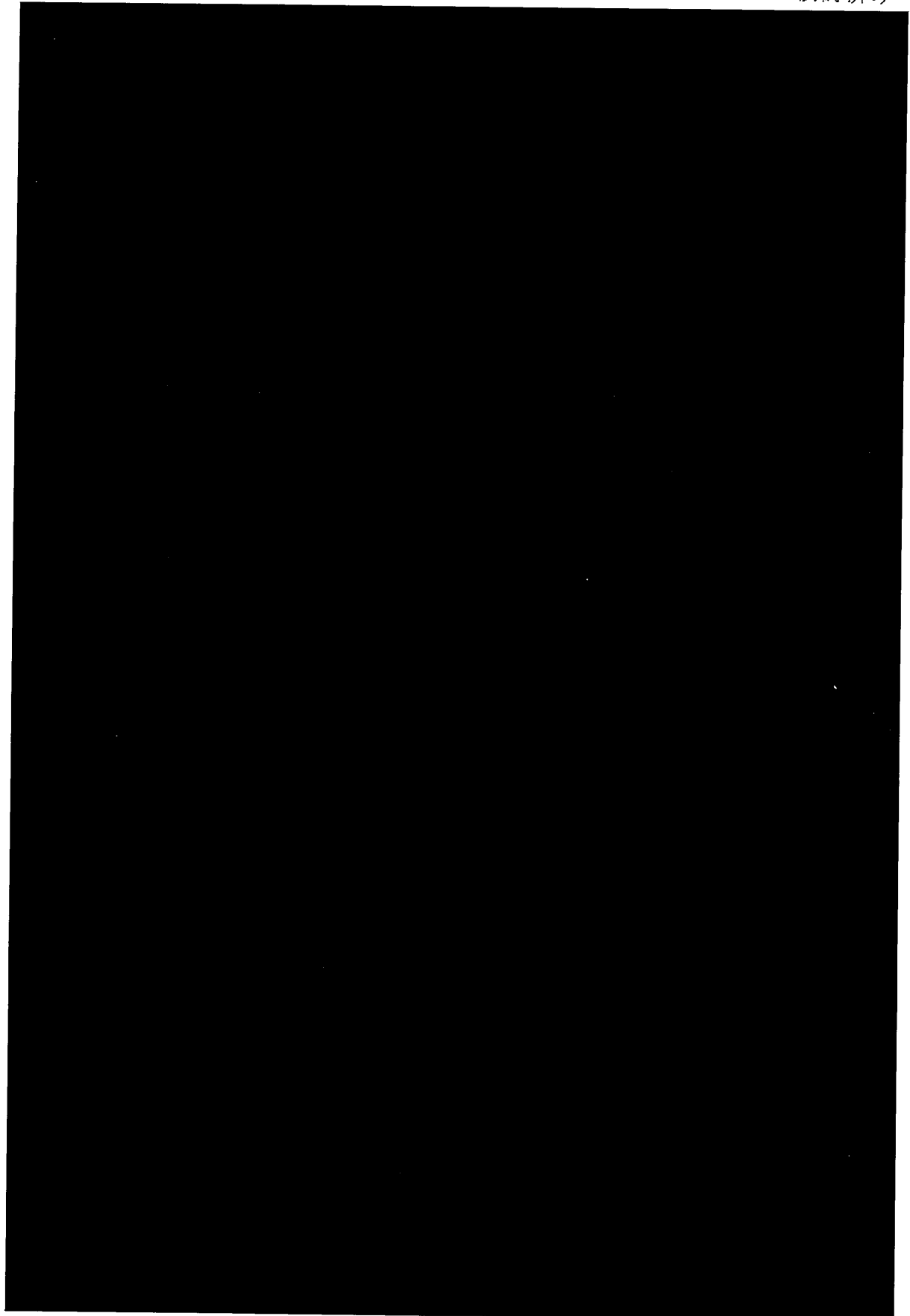
12/05/25内調内検討済み



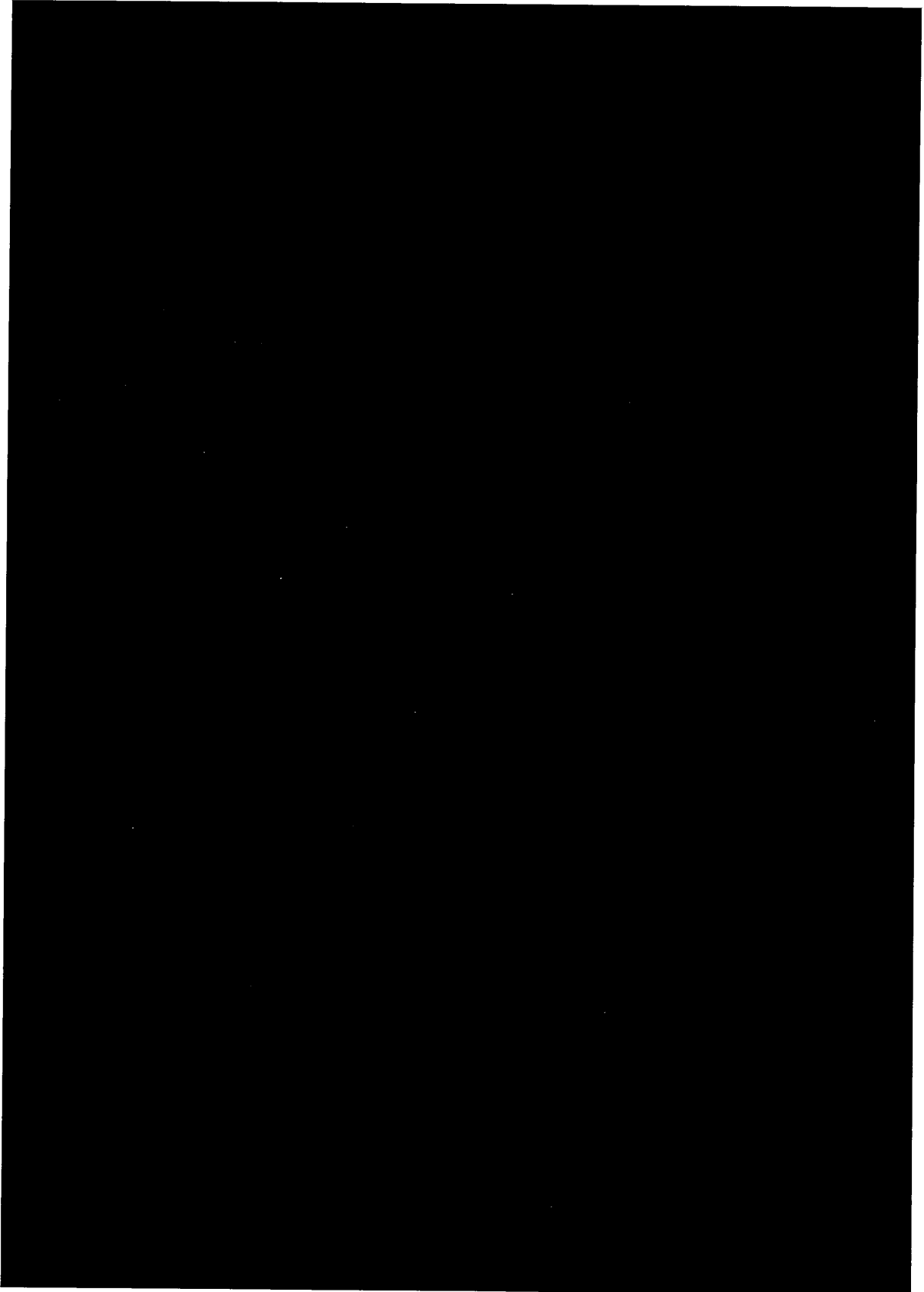
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み

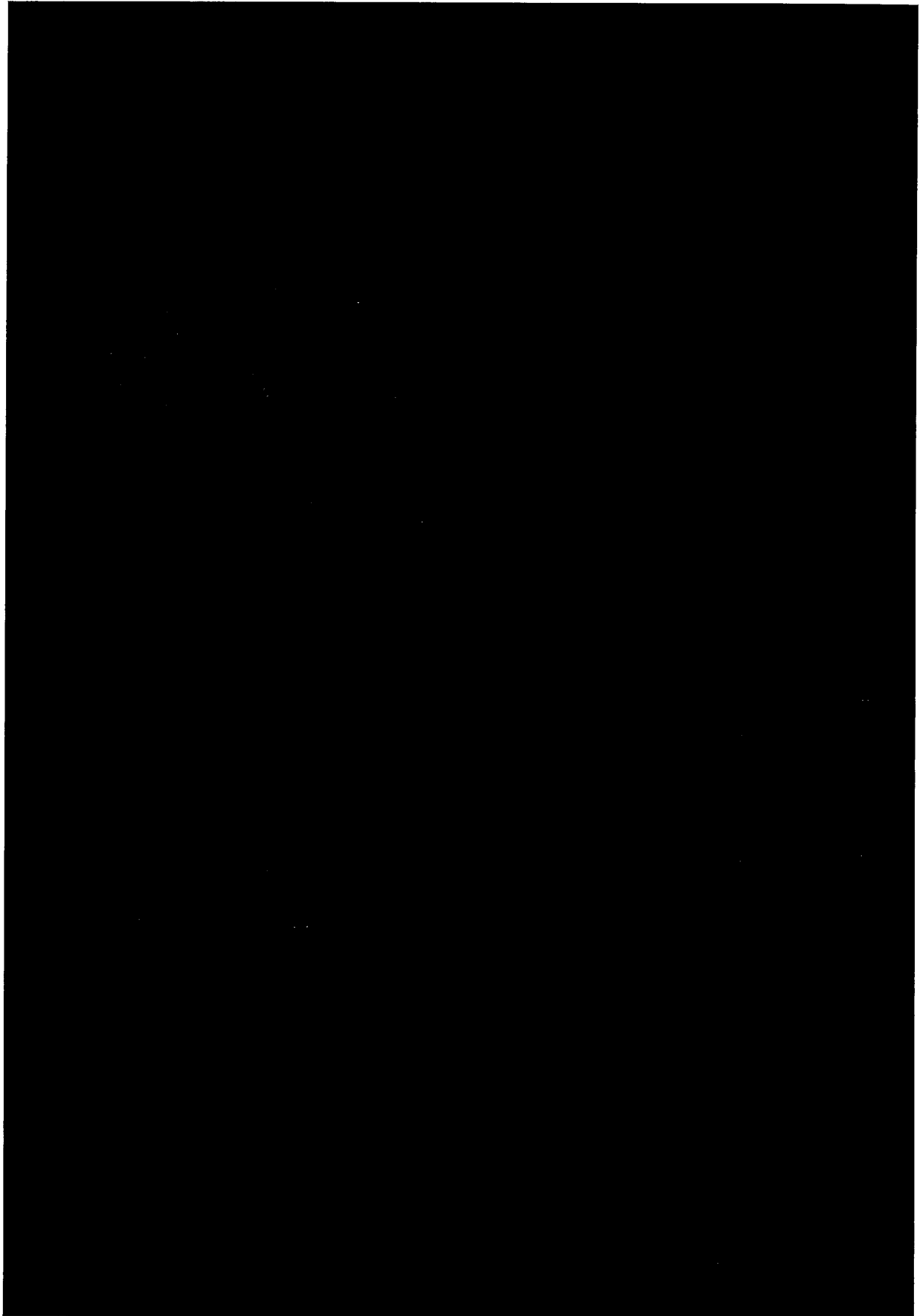


12/05/25内調内検討済み

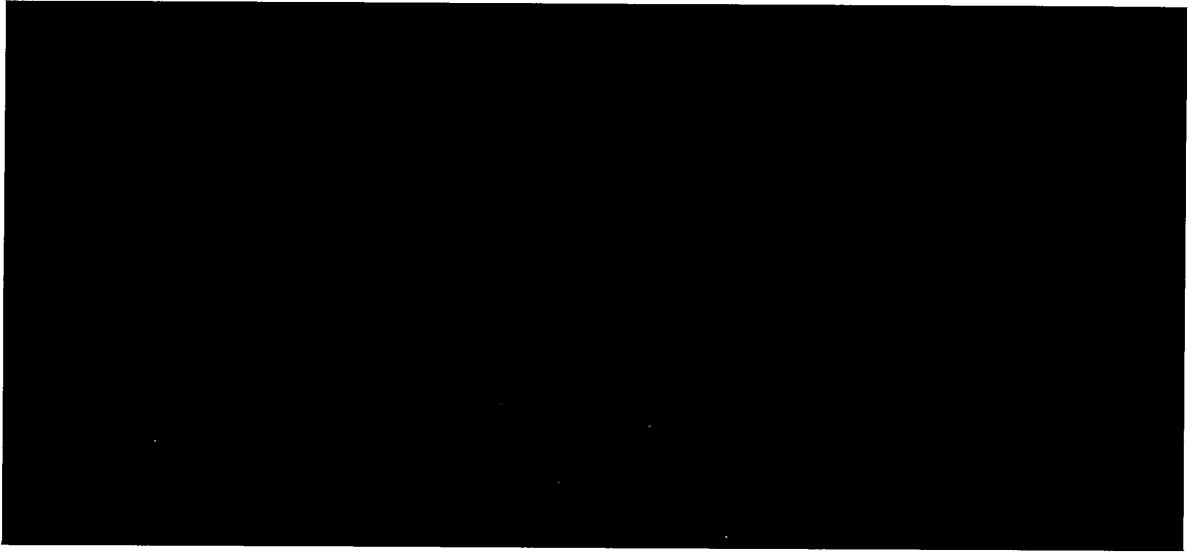
12/05/25内調内検討済み

12/05/25内調内検討済み

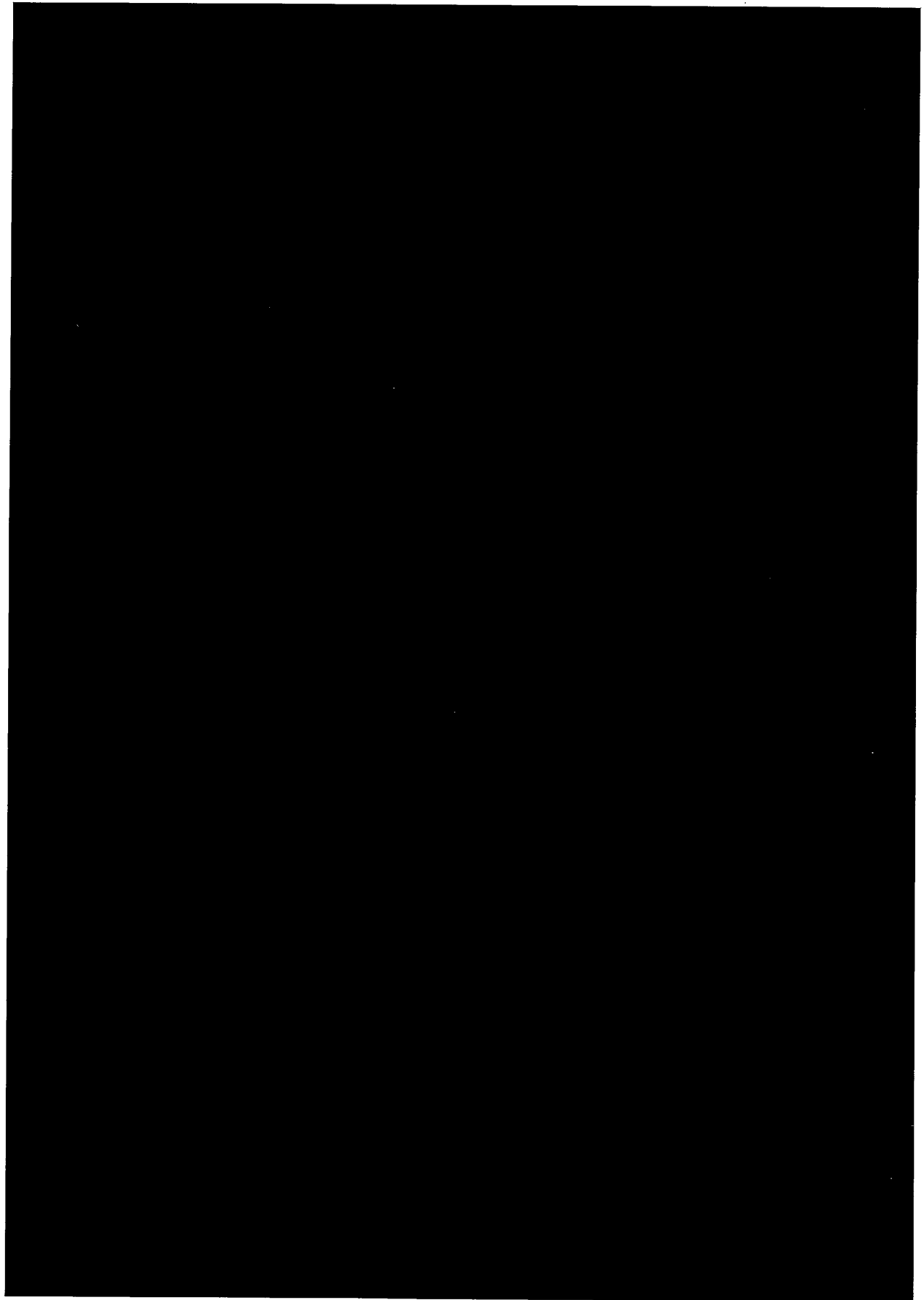
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み

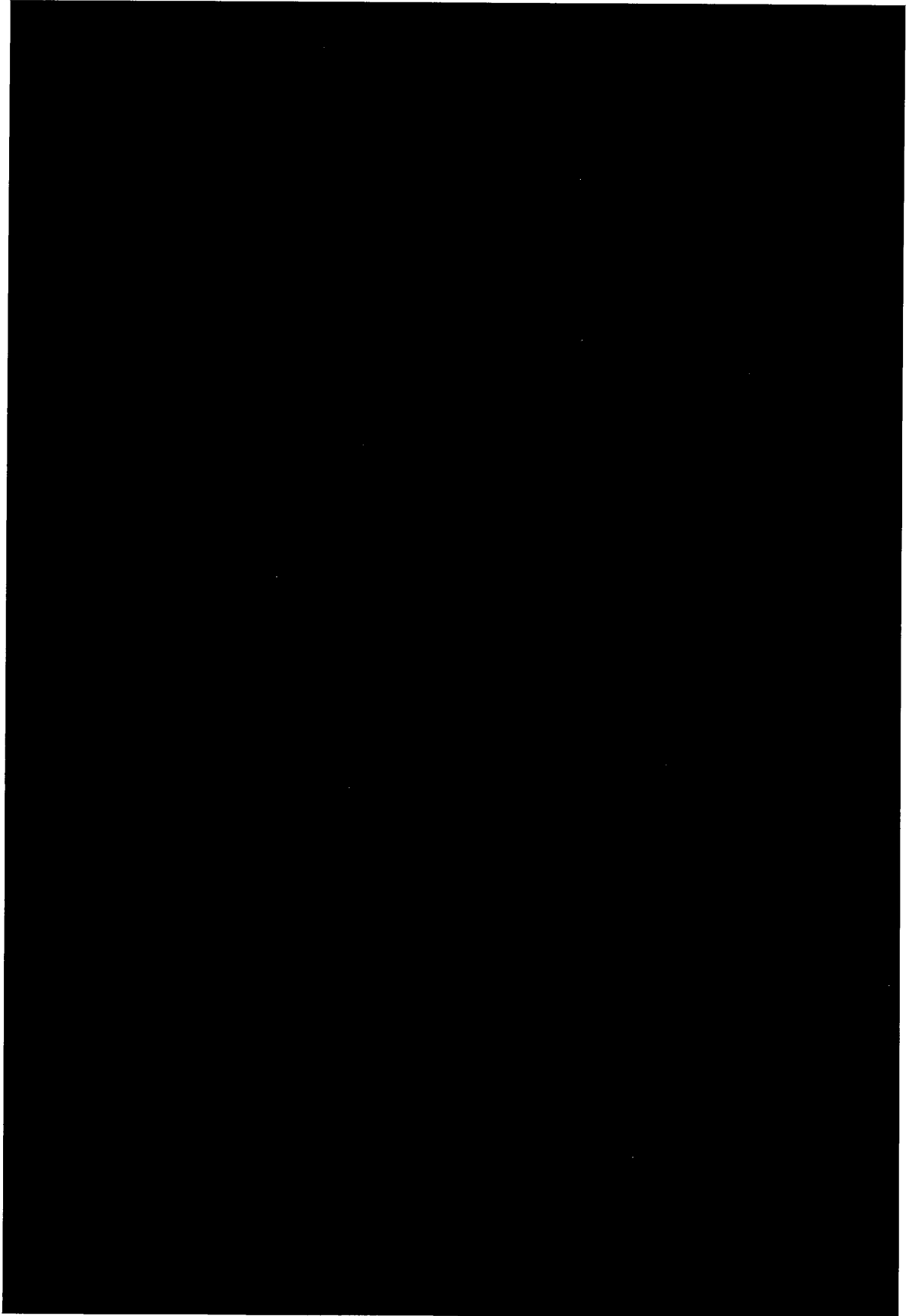


12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み

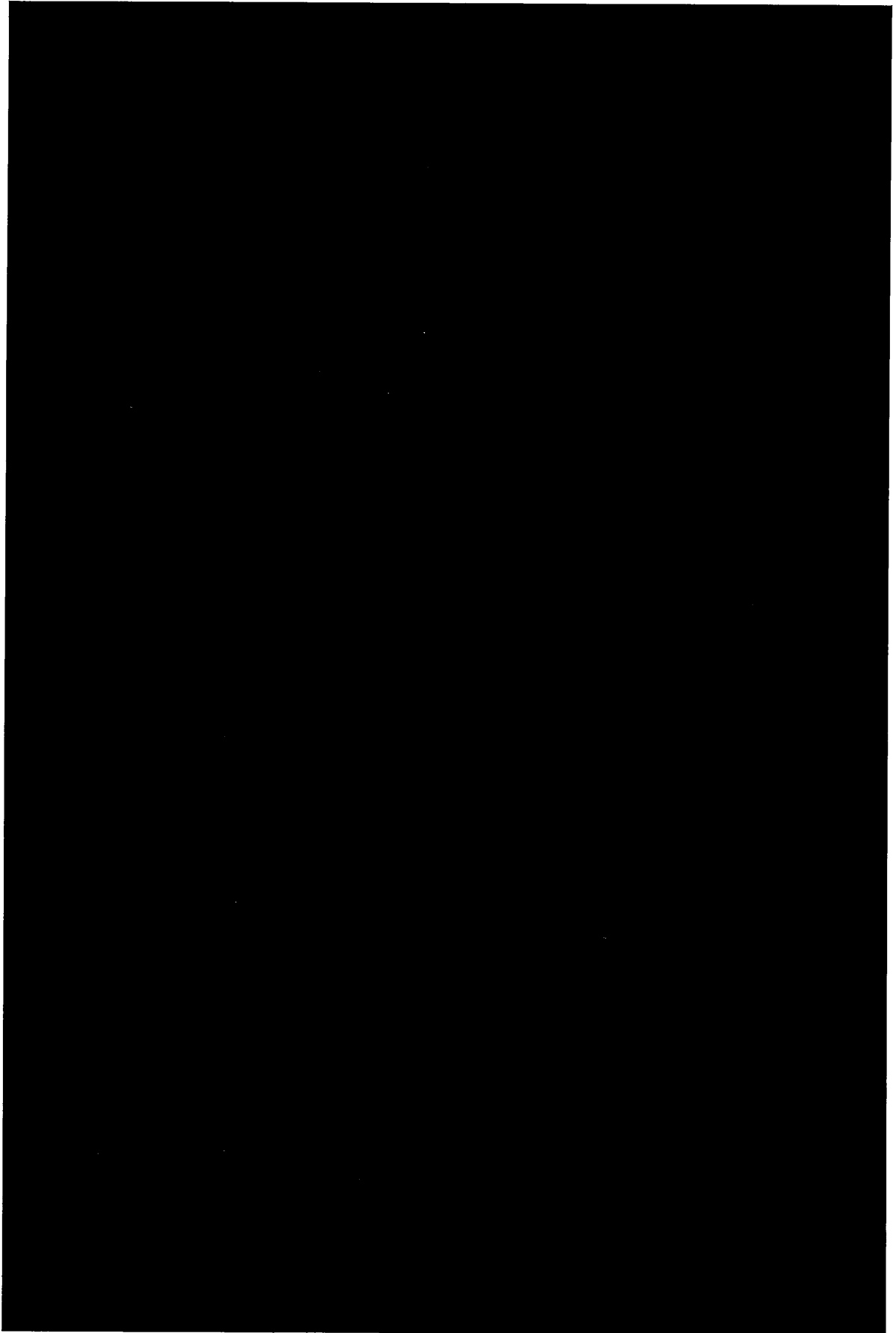
12/05/25内調内検討済み



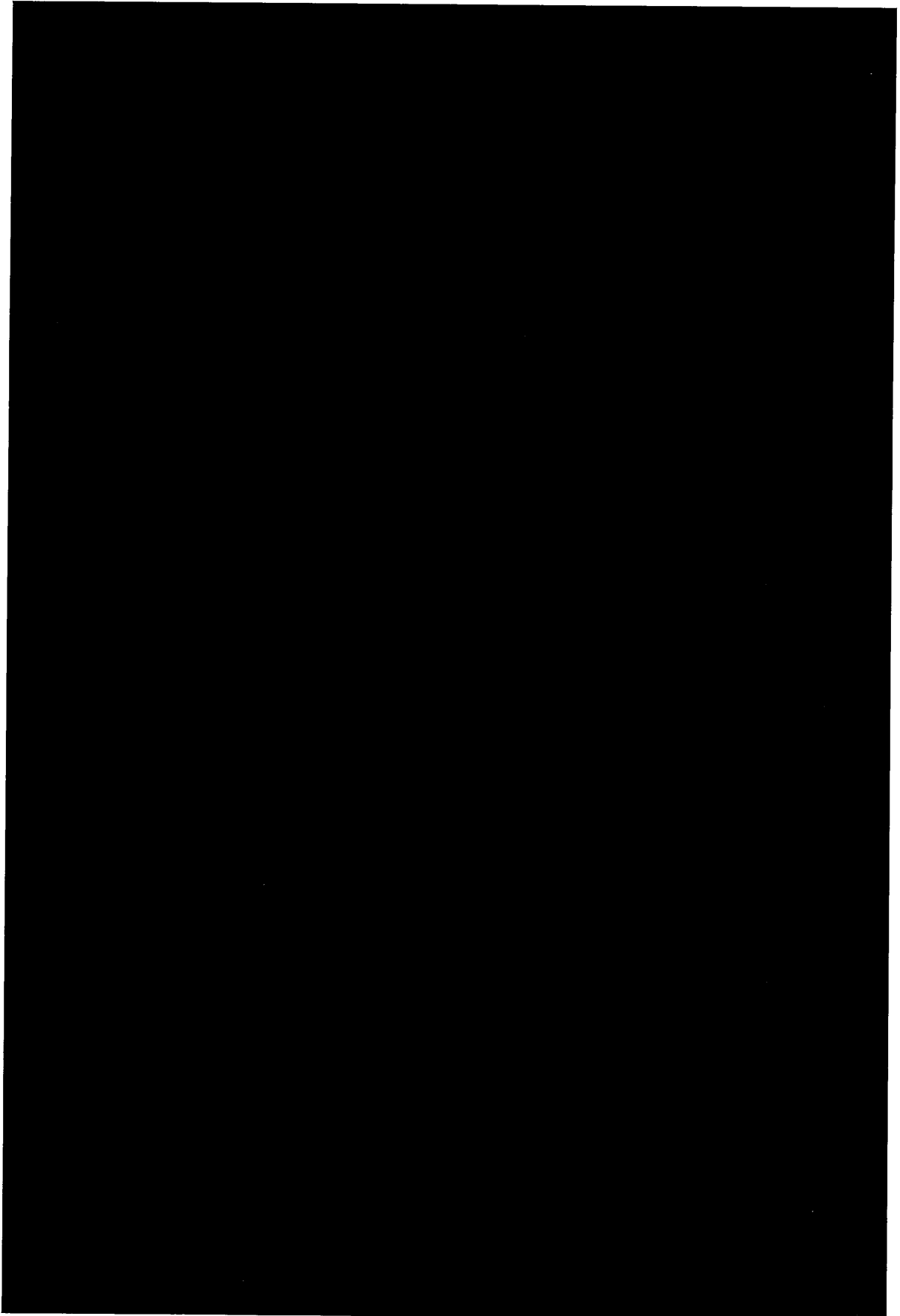
12/05/25内調内検討済み



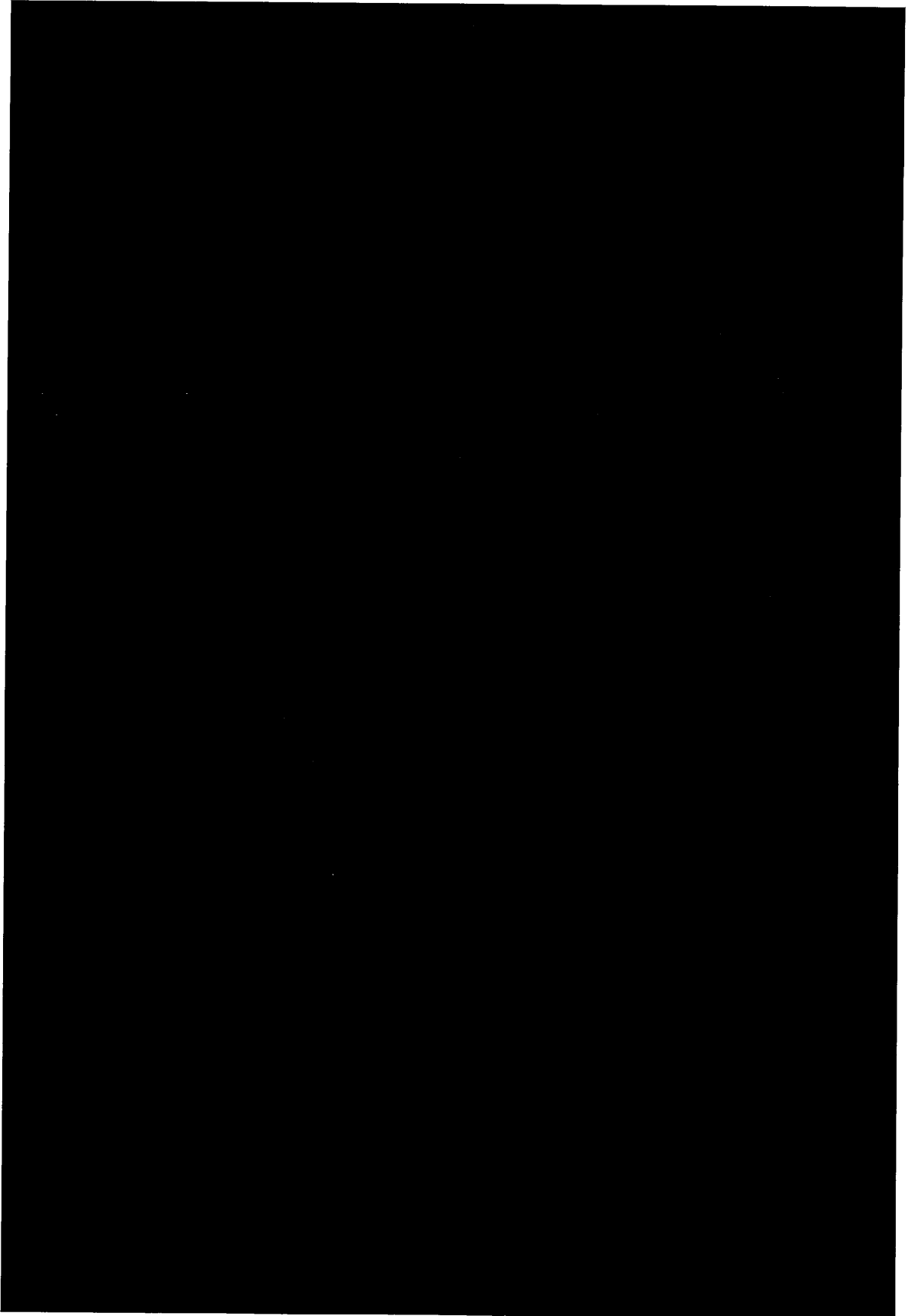
12/05/25内調内検討済み



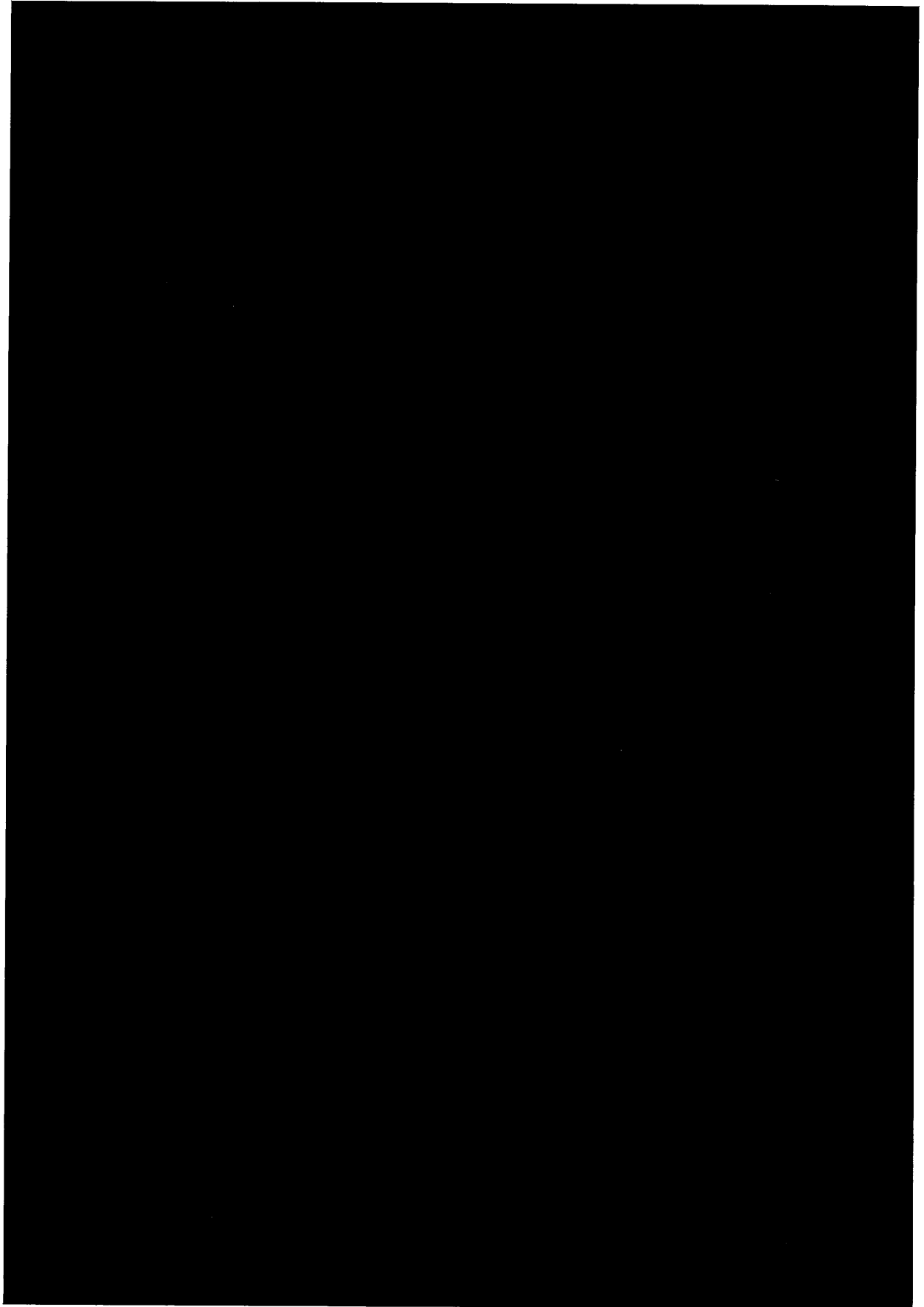
12/05/25内調内検討済み



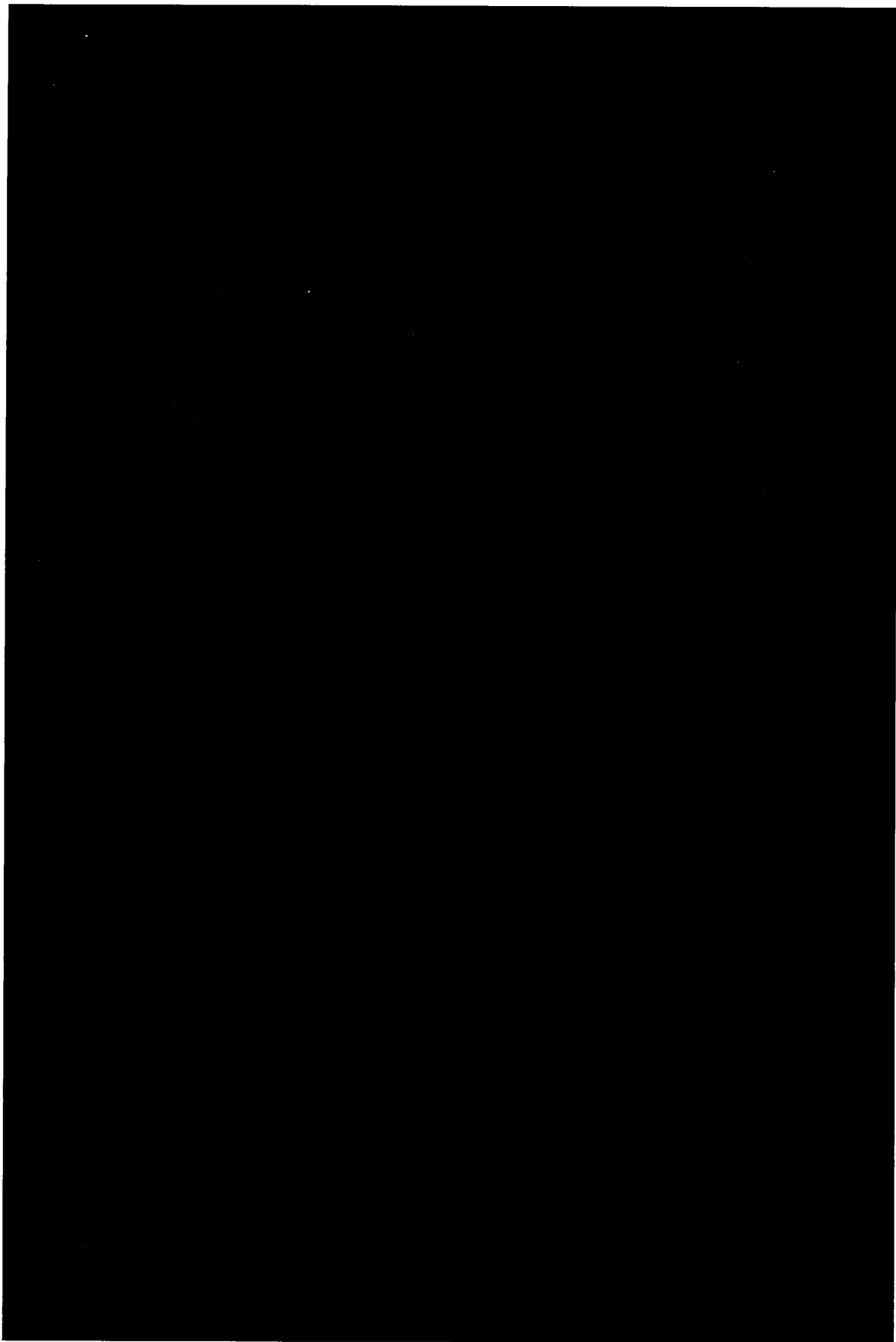
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み

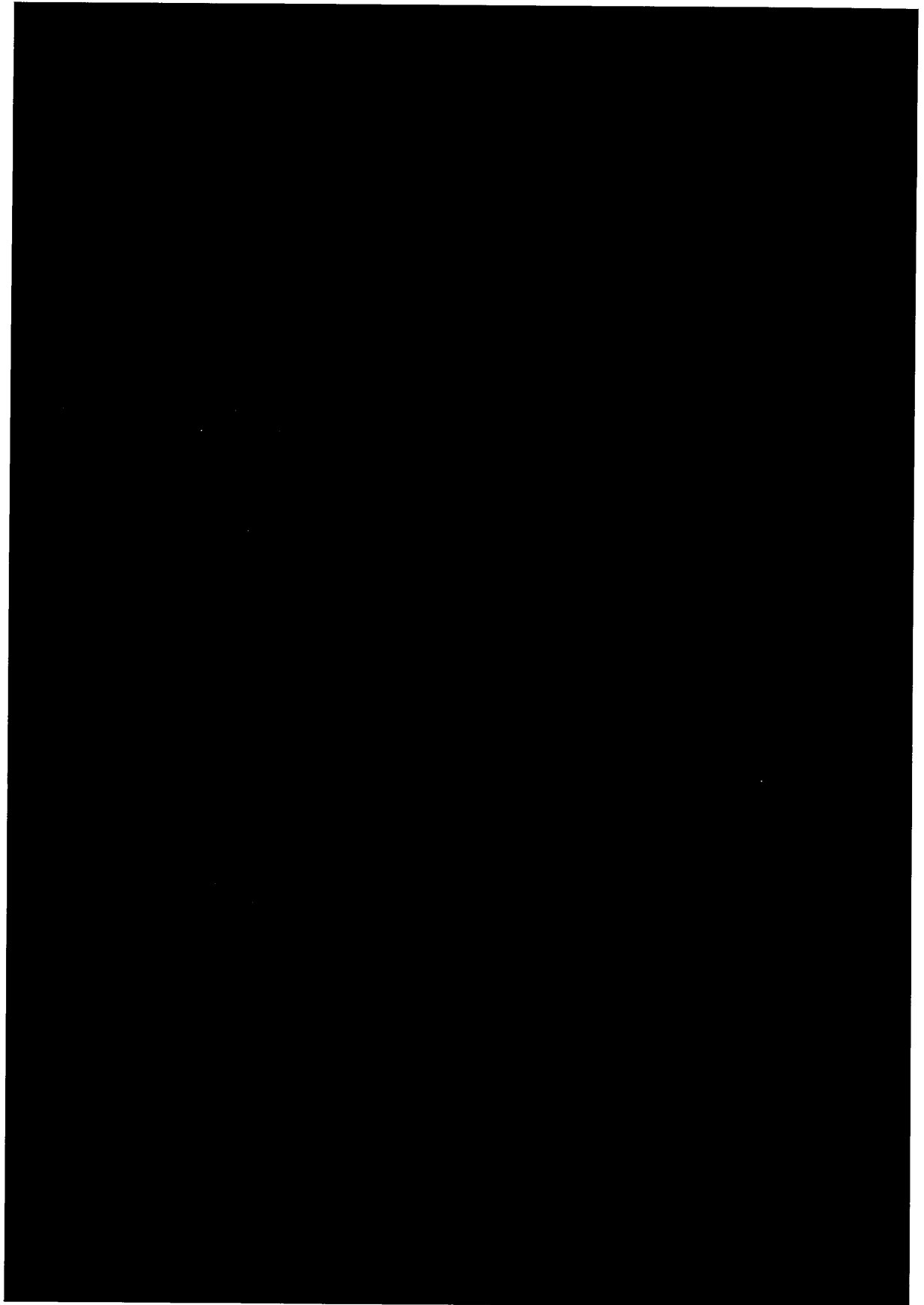


12/05/25内調内検討済み

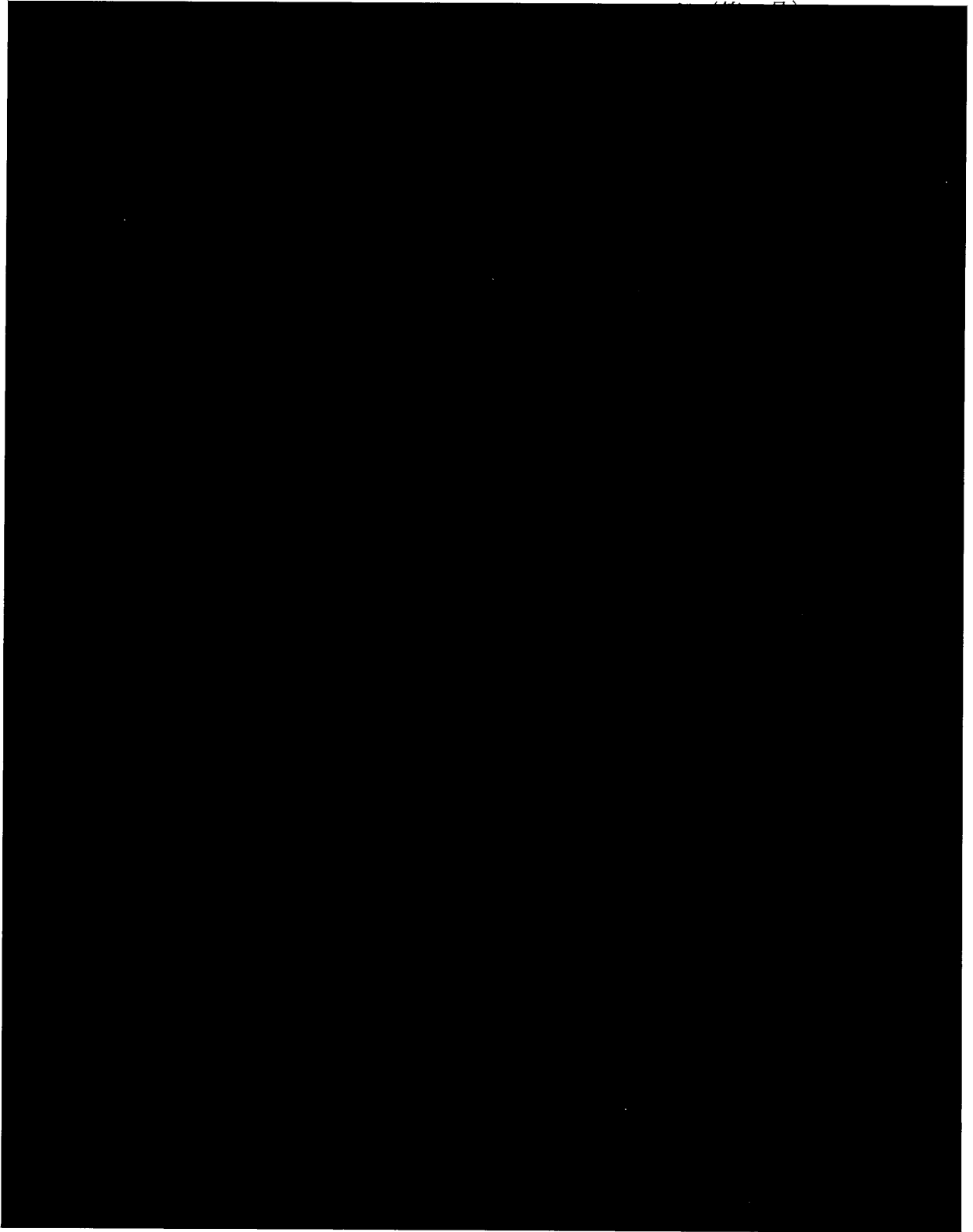
12/05/25内調内検討済み



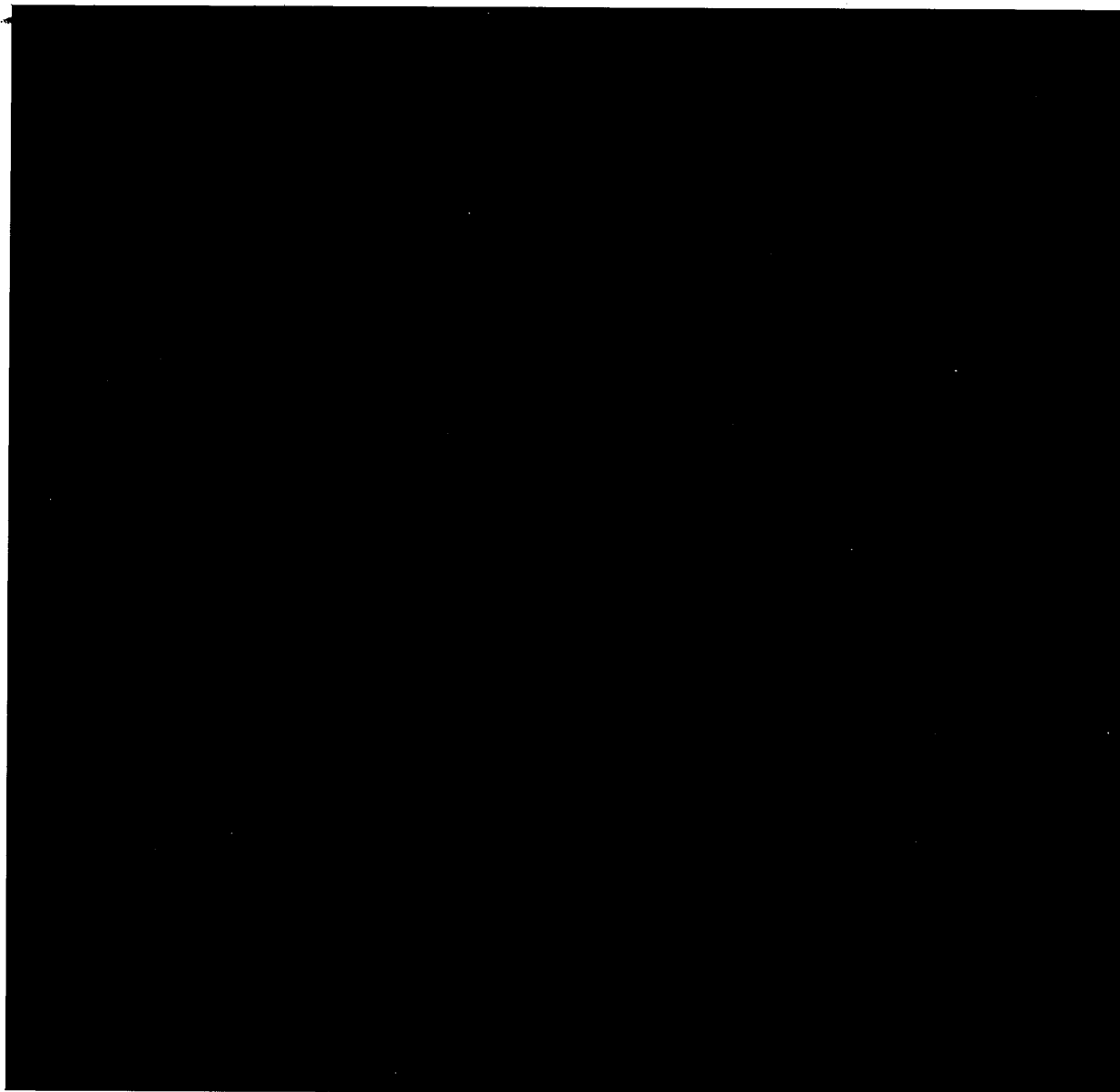
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み



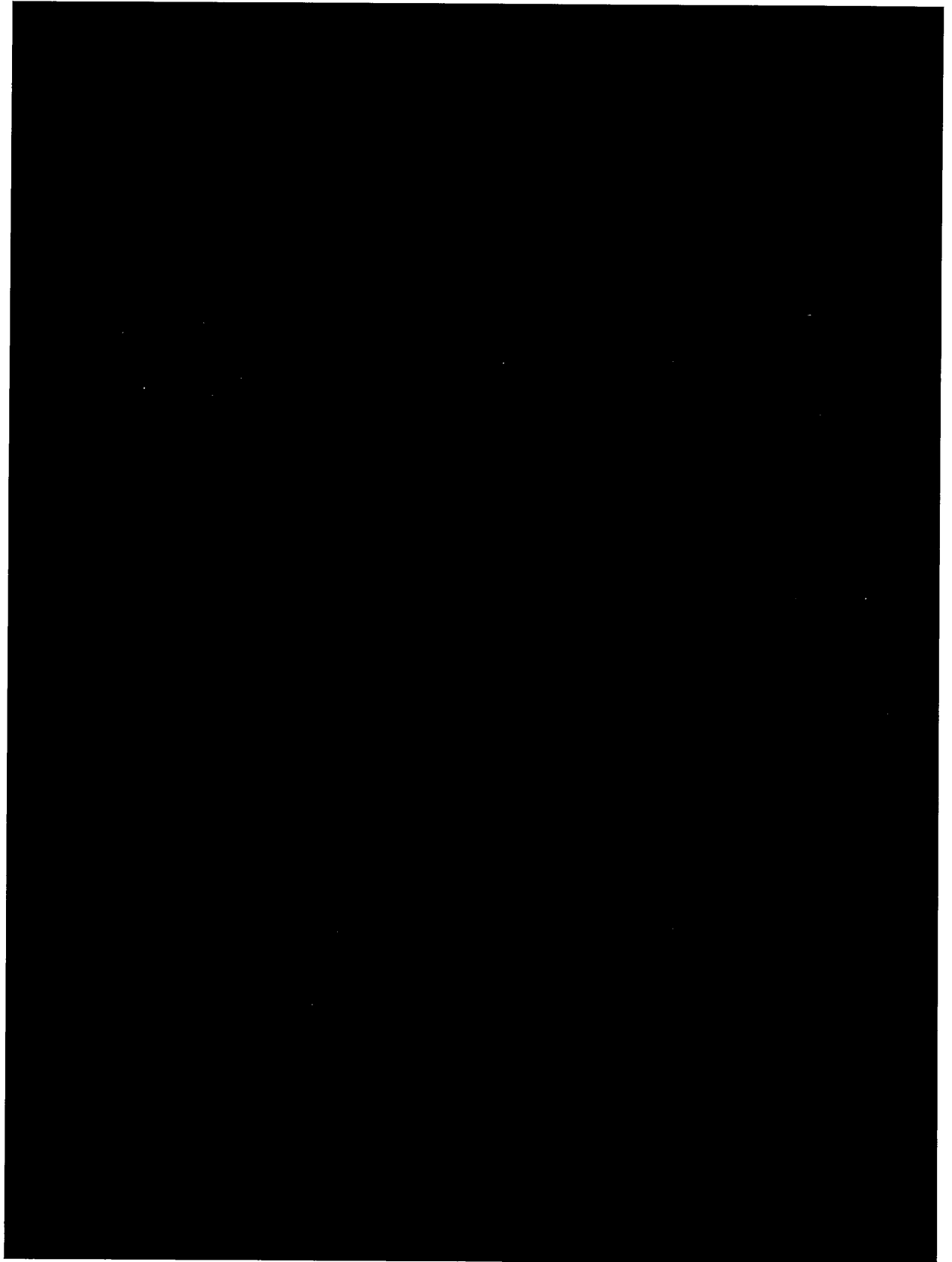
12/05/25内調内検討済み



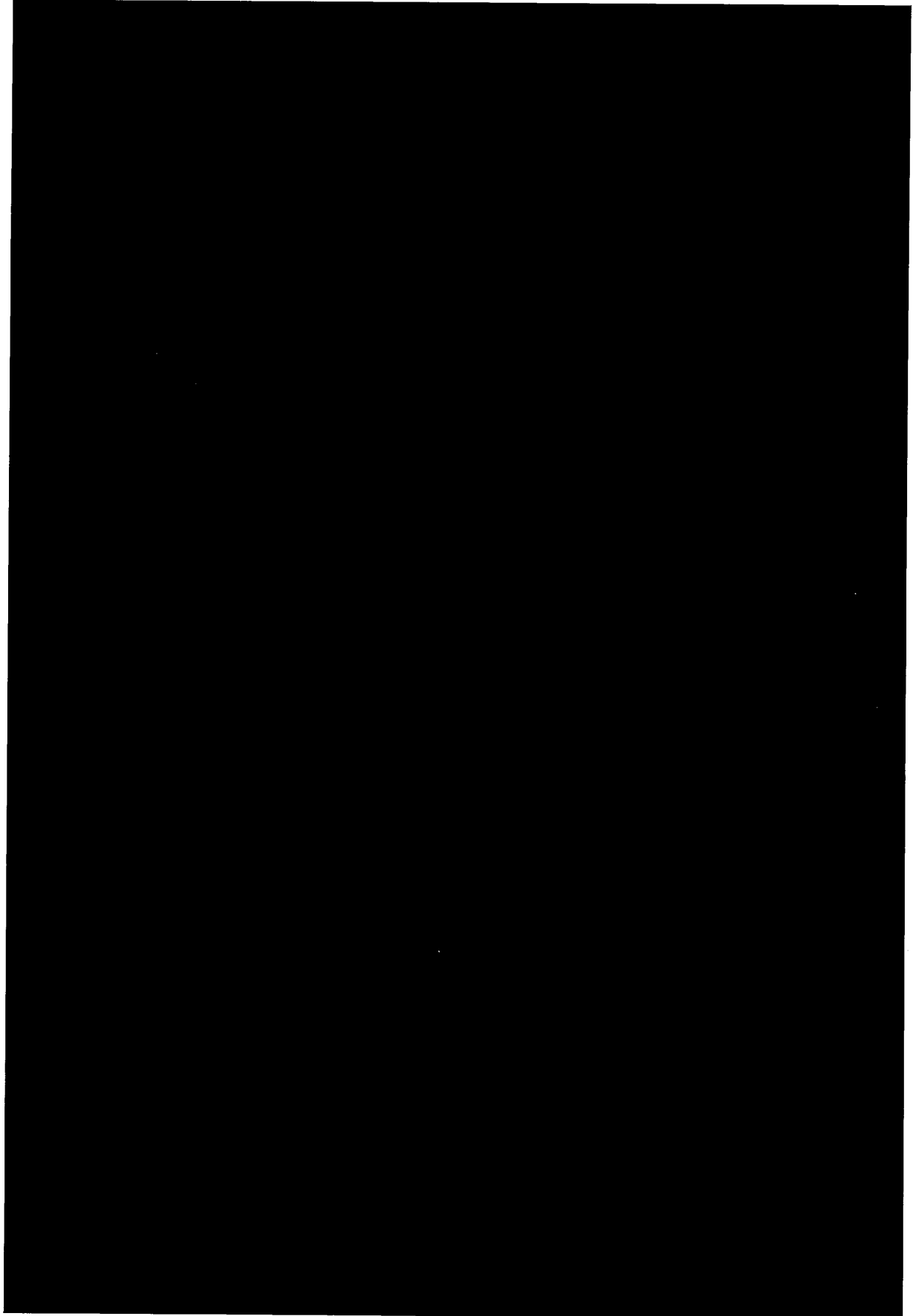
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み

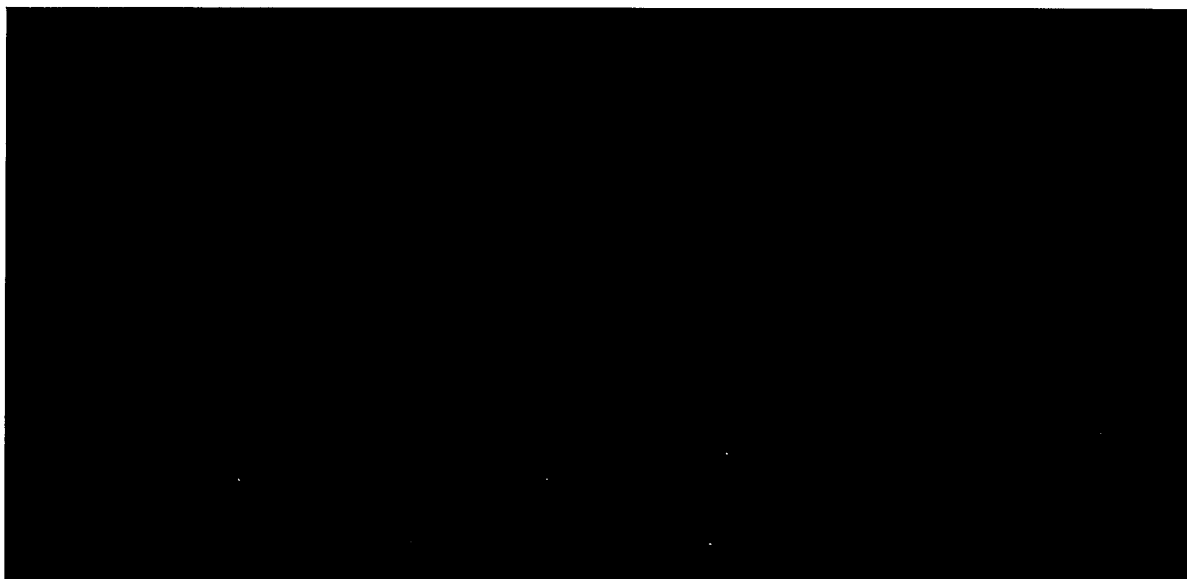


12/05/25内調内検討済み

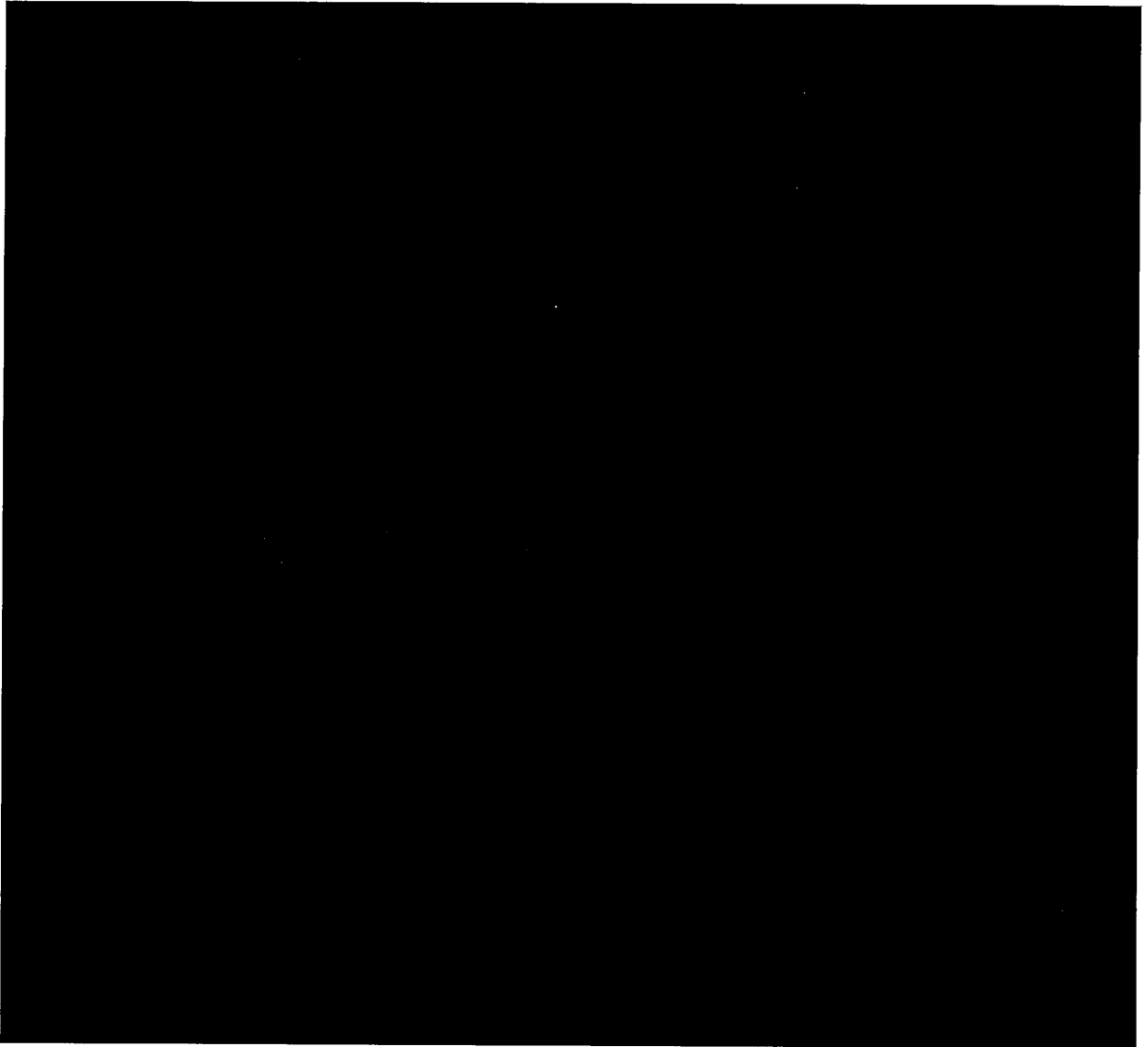


12/05/25内調内検討済み

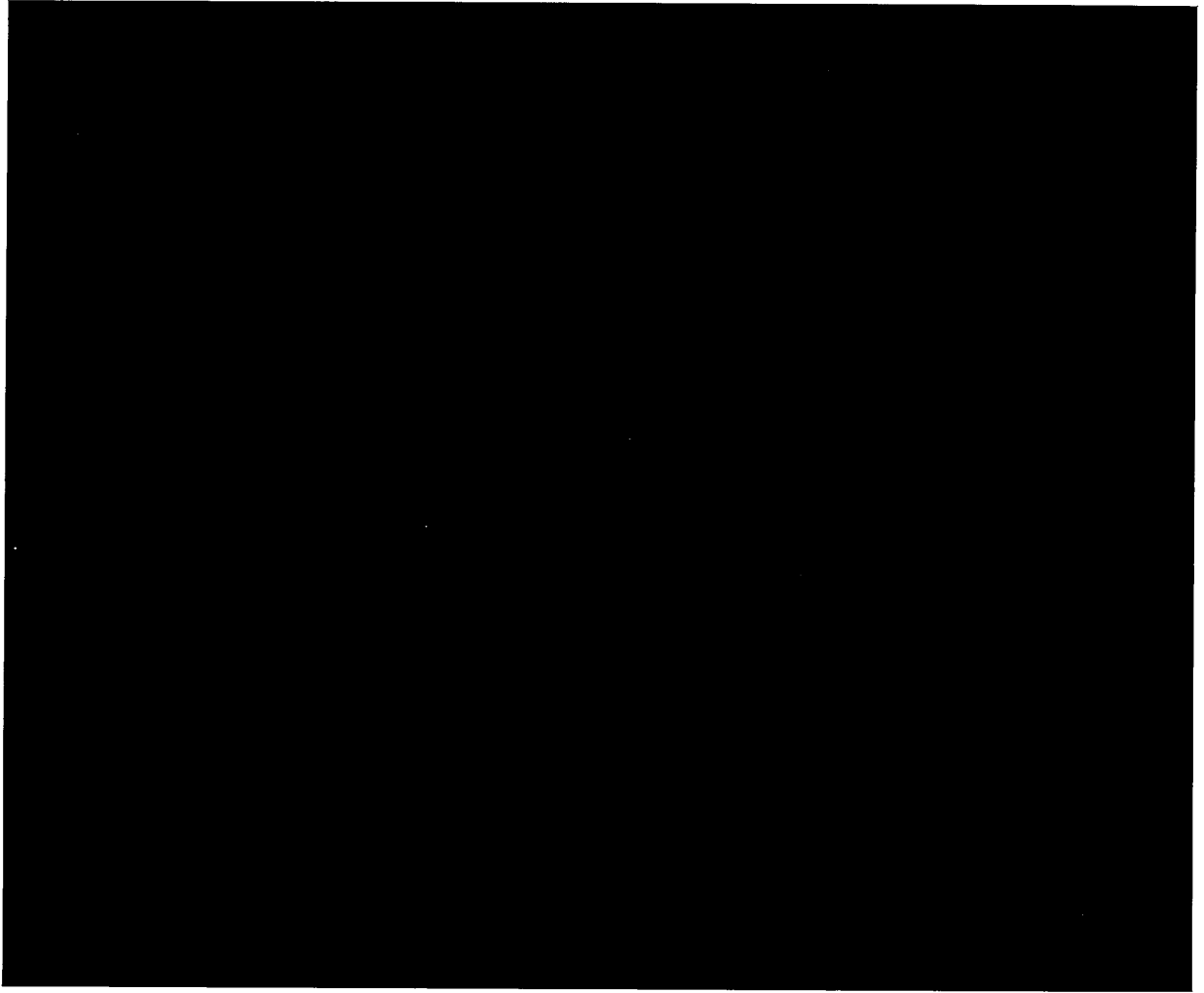
12/05/25内調内検討済み



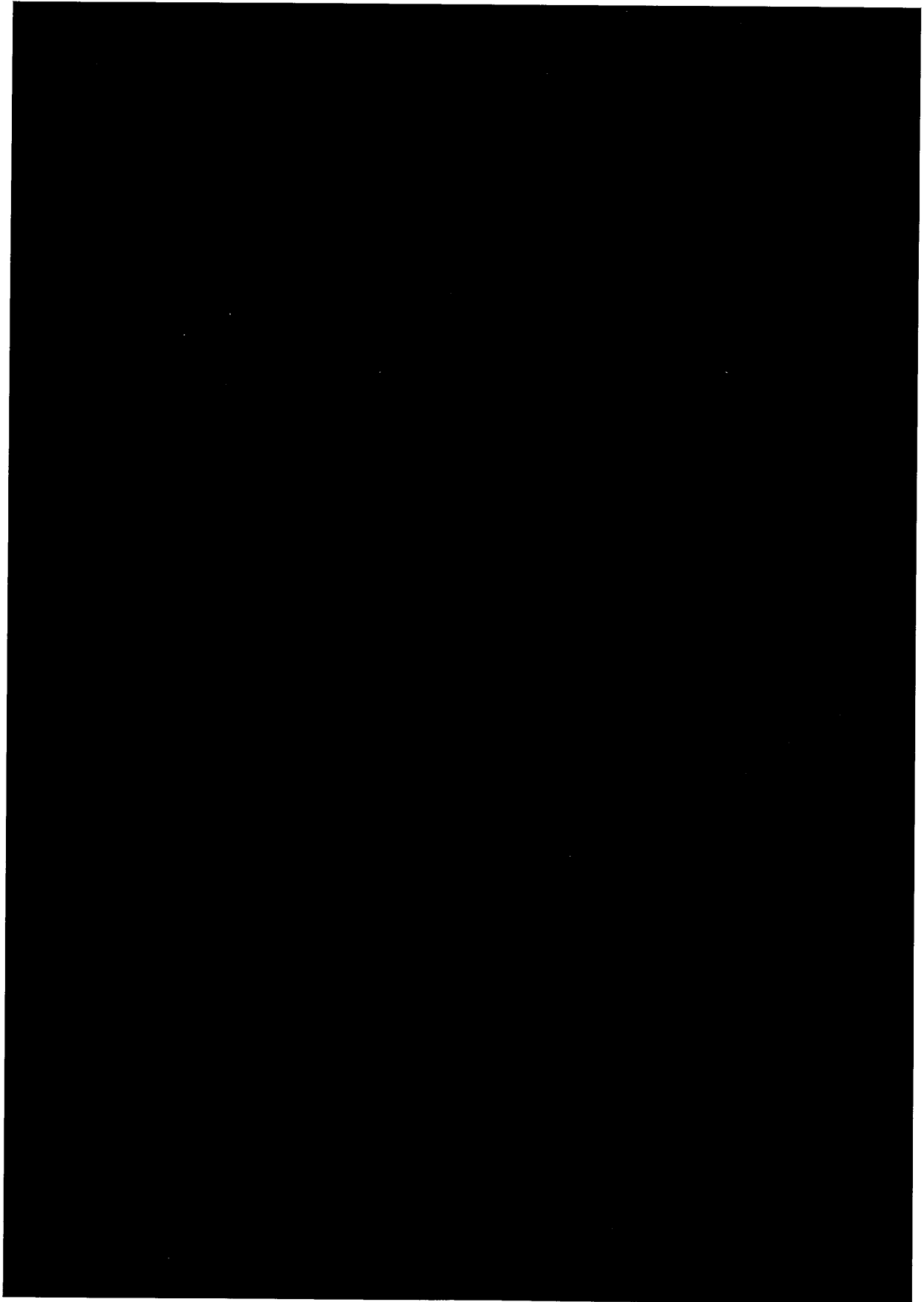
12/05/25内調内検討済み



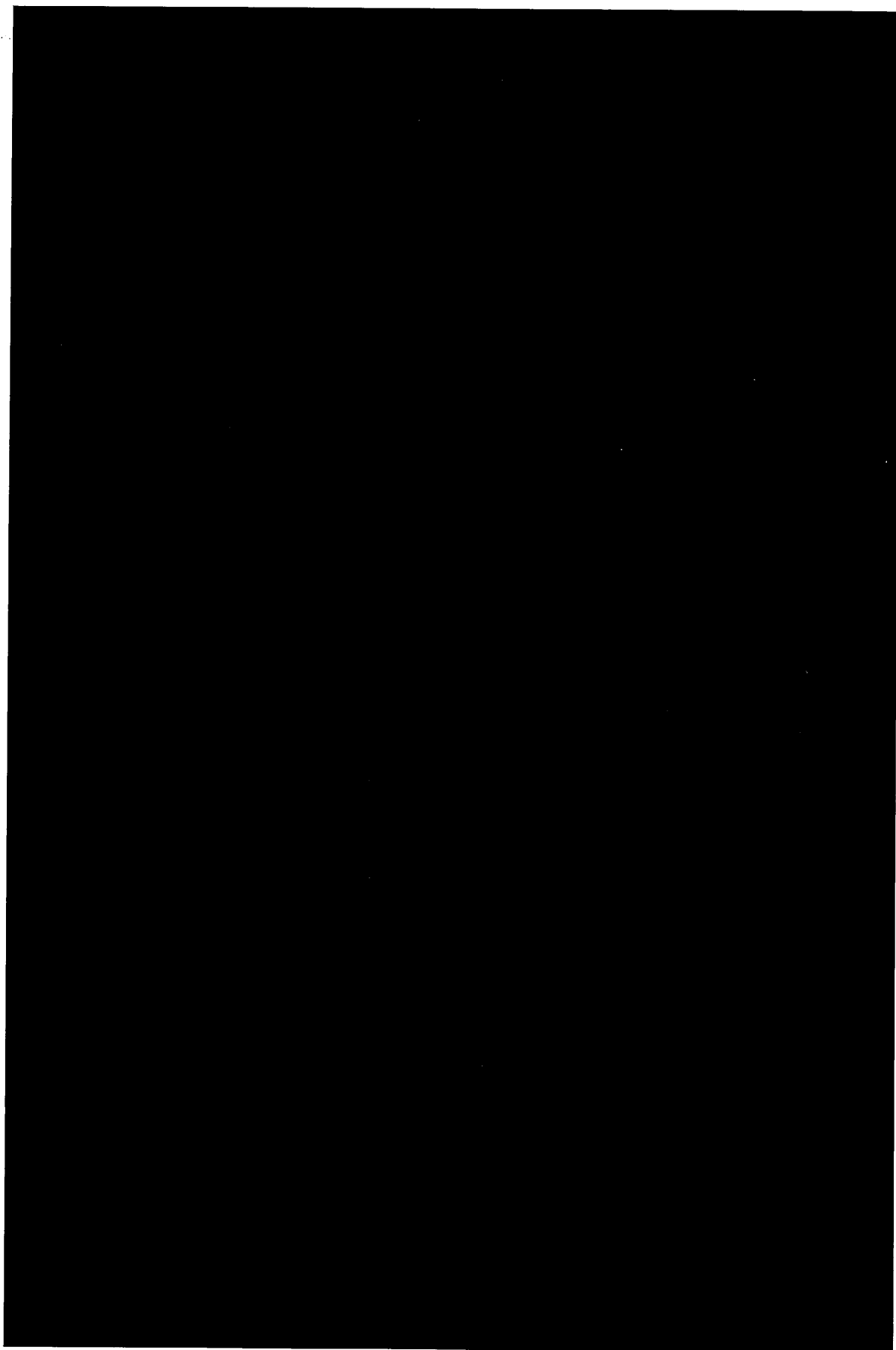
12/05/25内調内検討済み



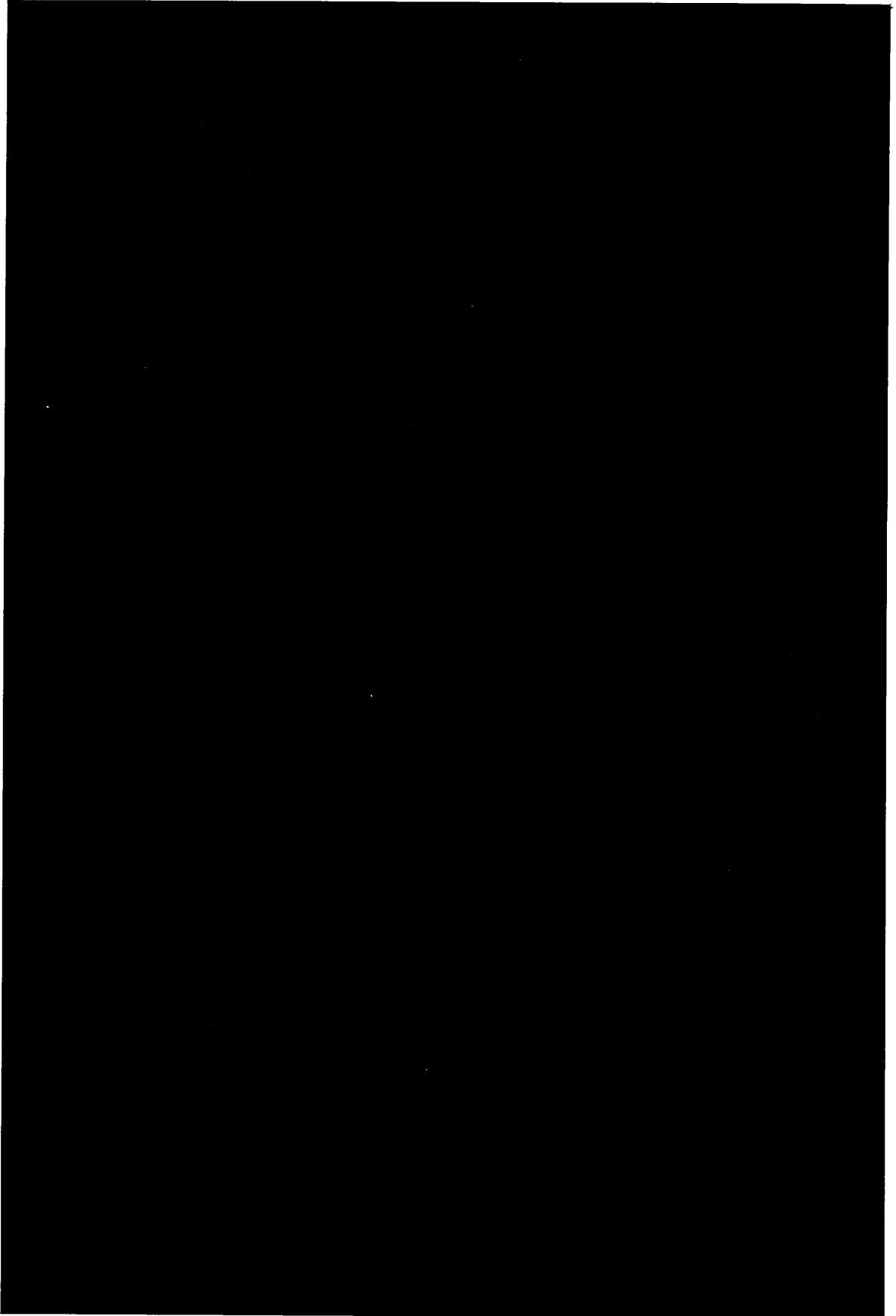
12/05/25内調内検討済み



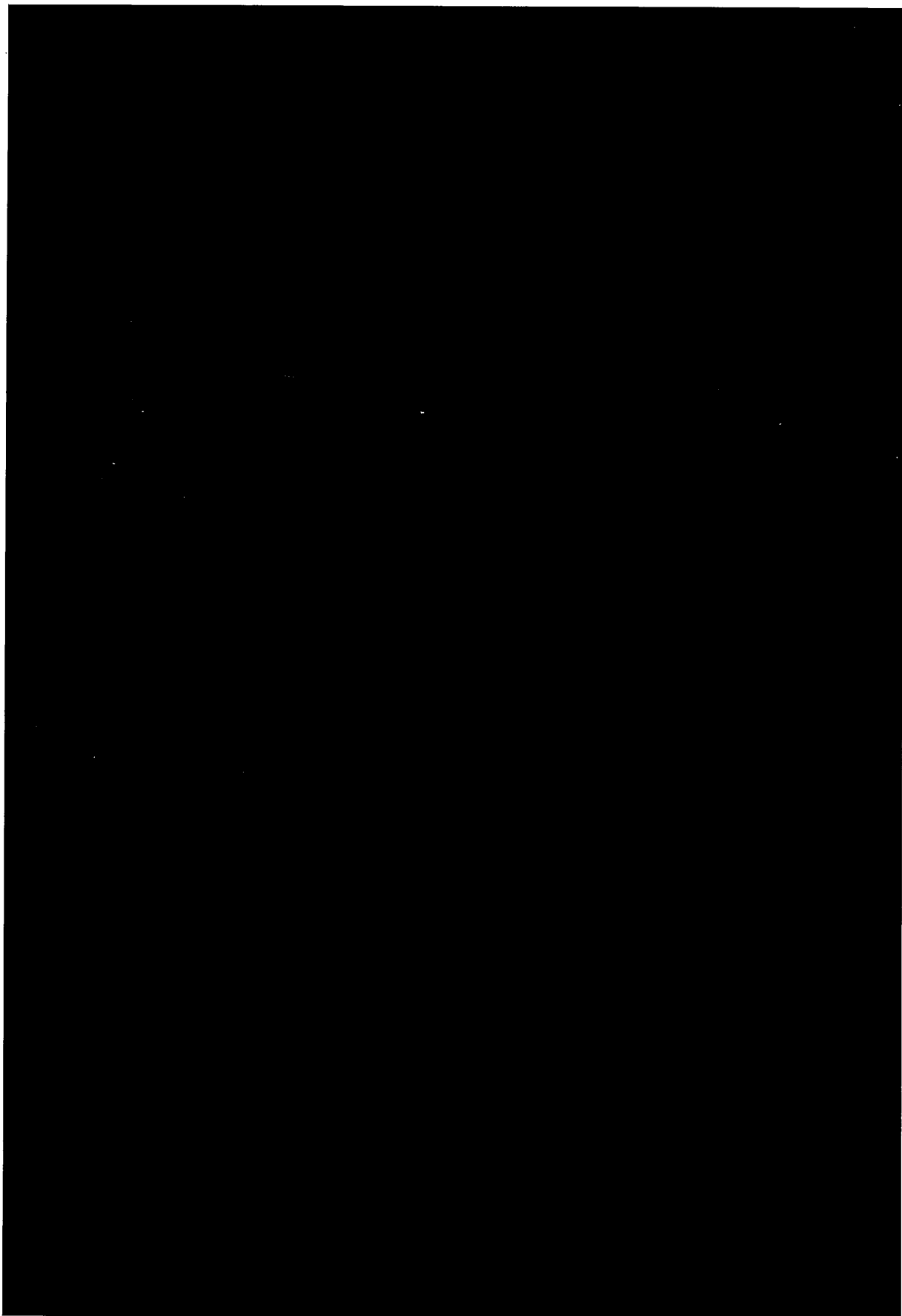
12/05/25内調内検討済み



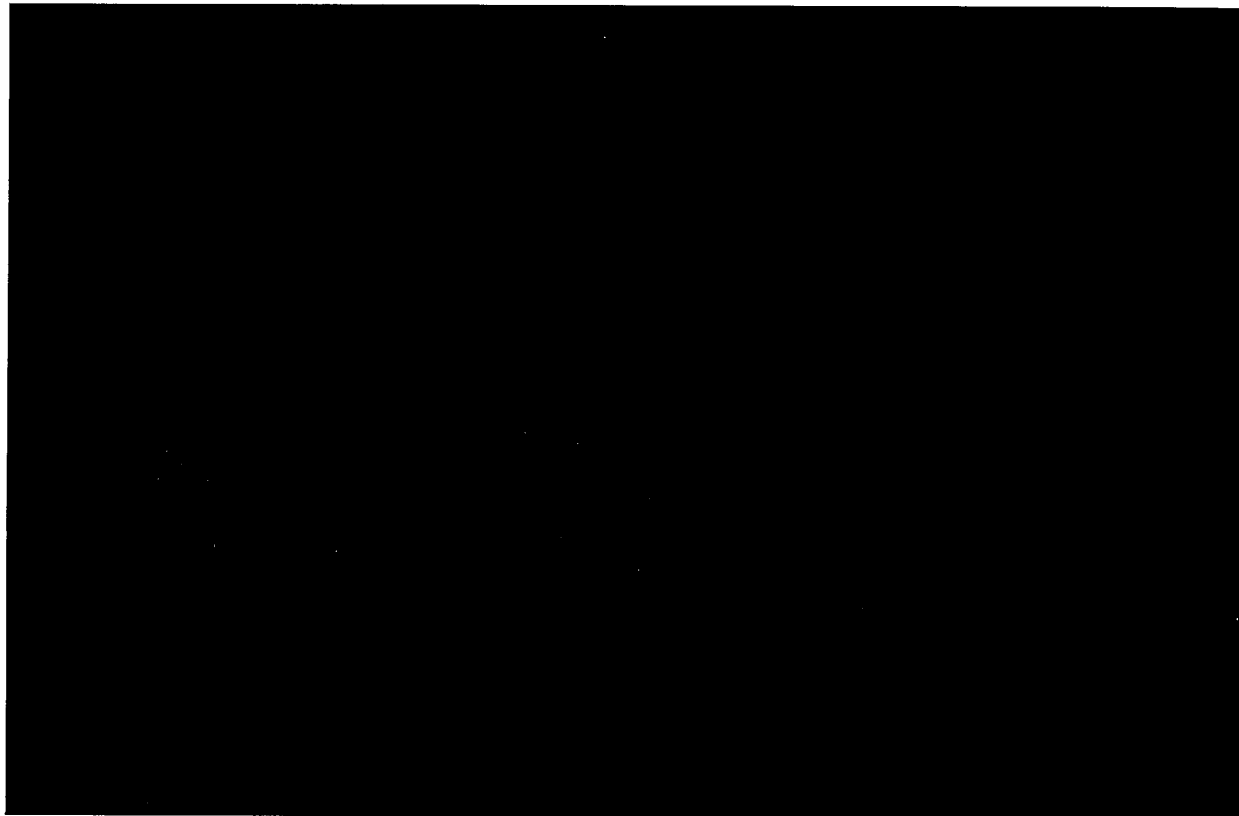
12/05/25内調内検討済み



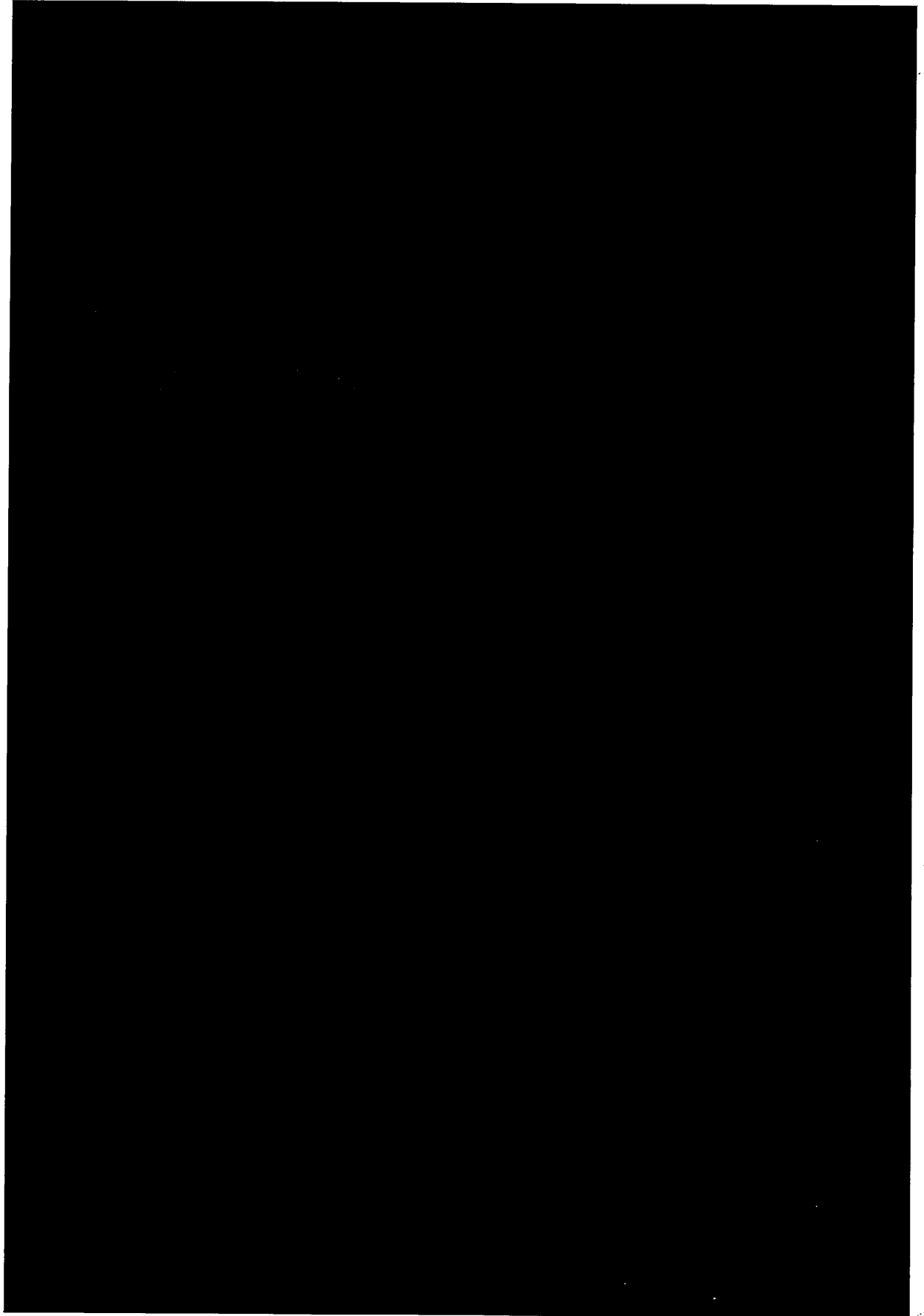
12/05/25内調内検討済み



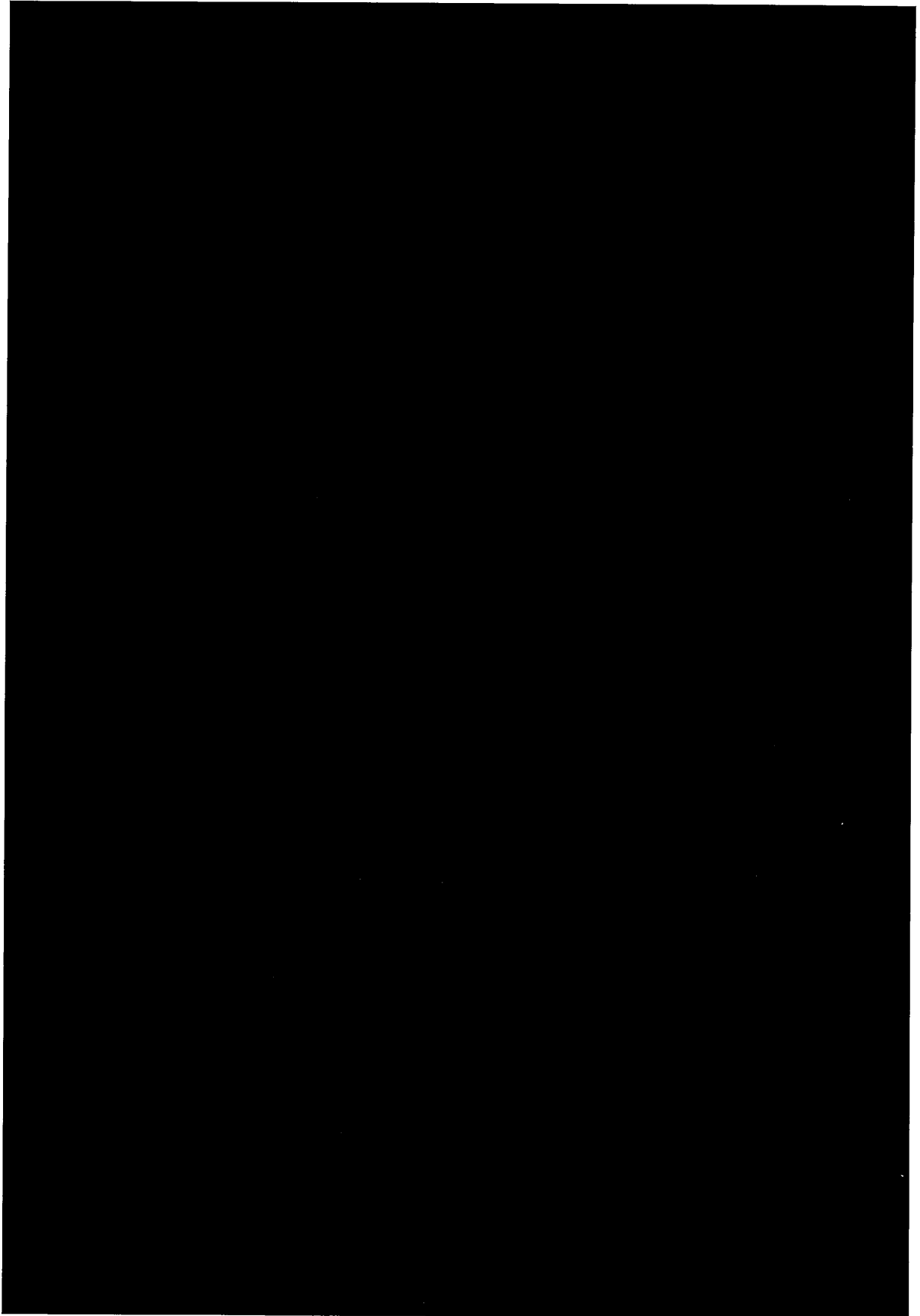
12/05/25内調内検討済み



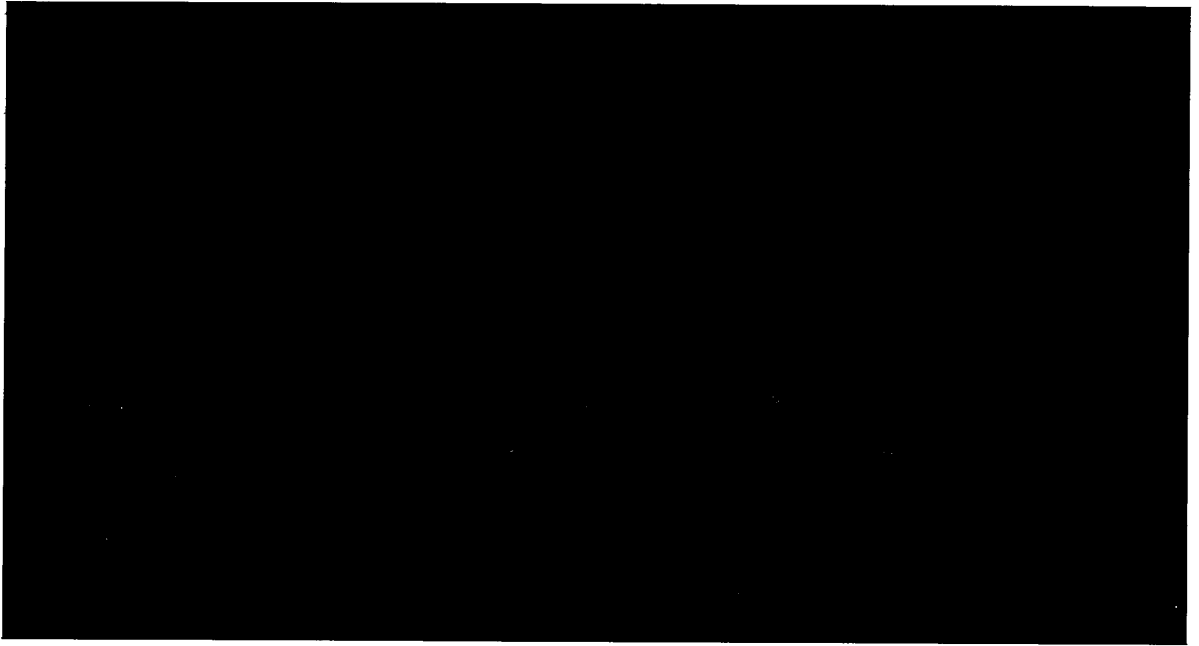
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み

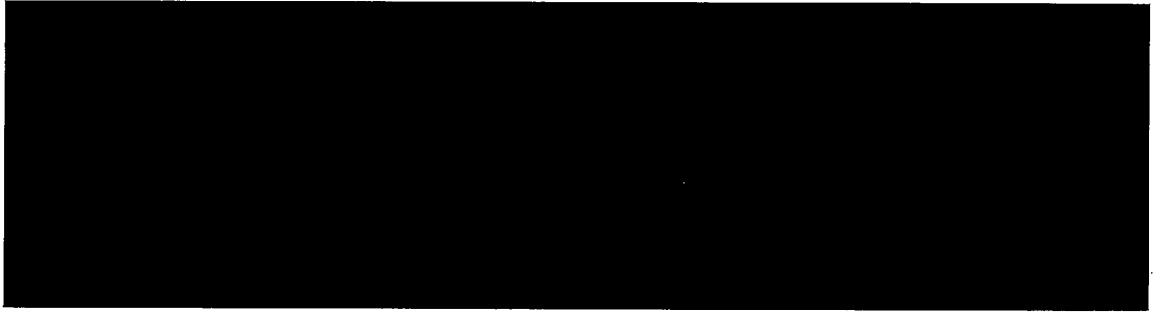


12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み

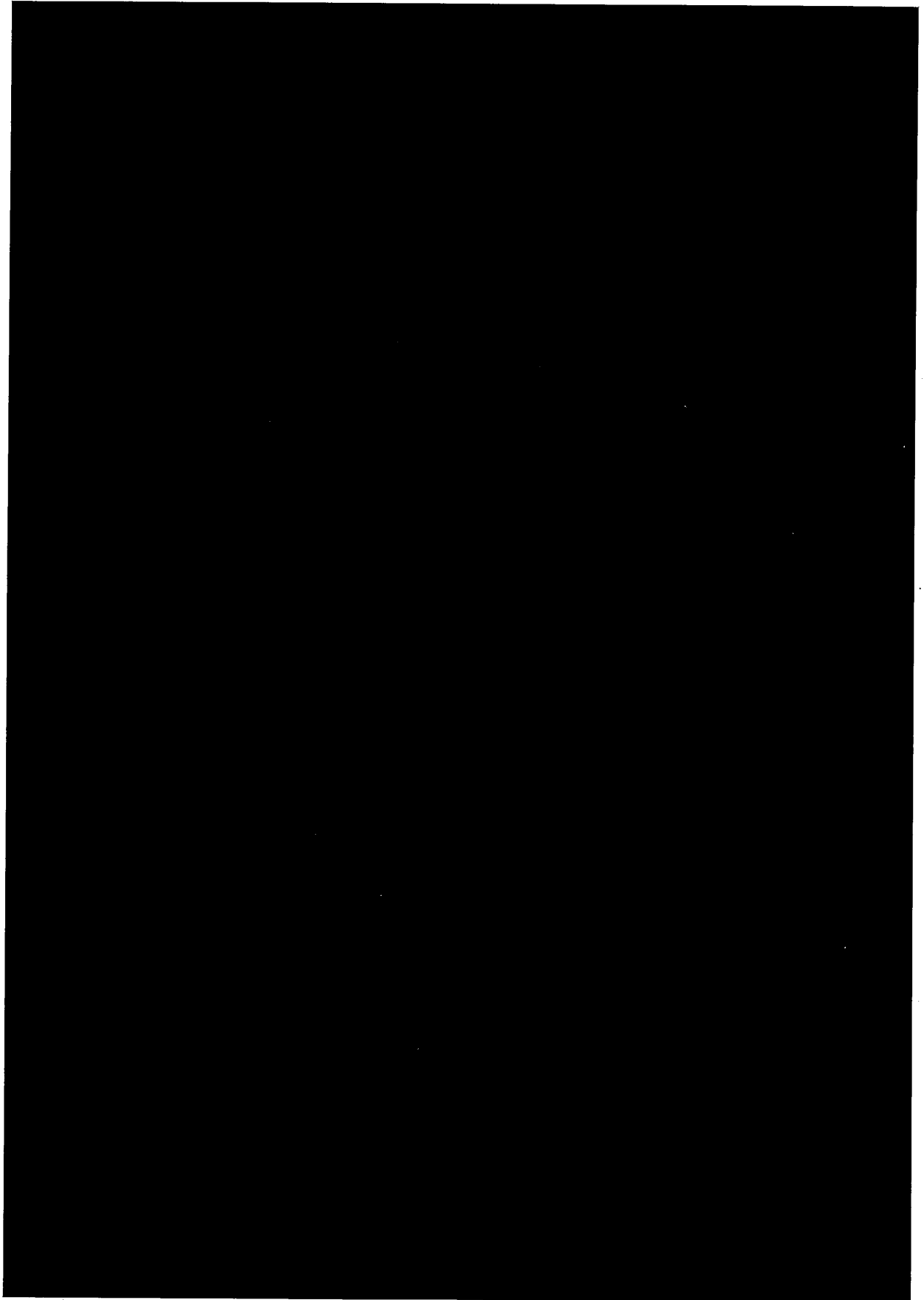
12/05/25内調内検討済み



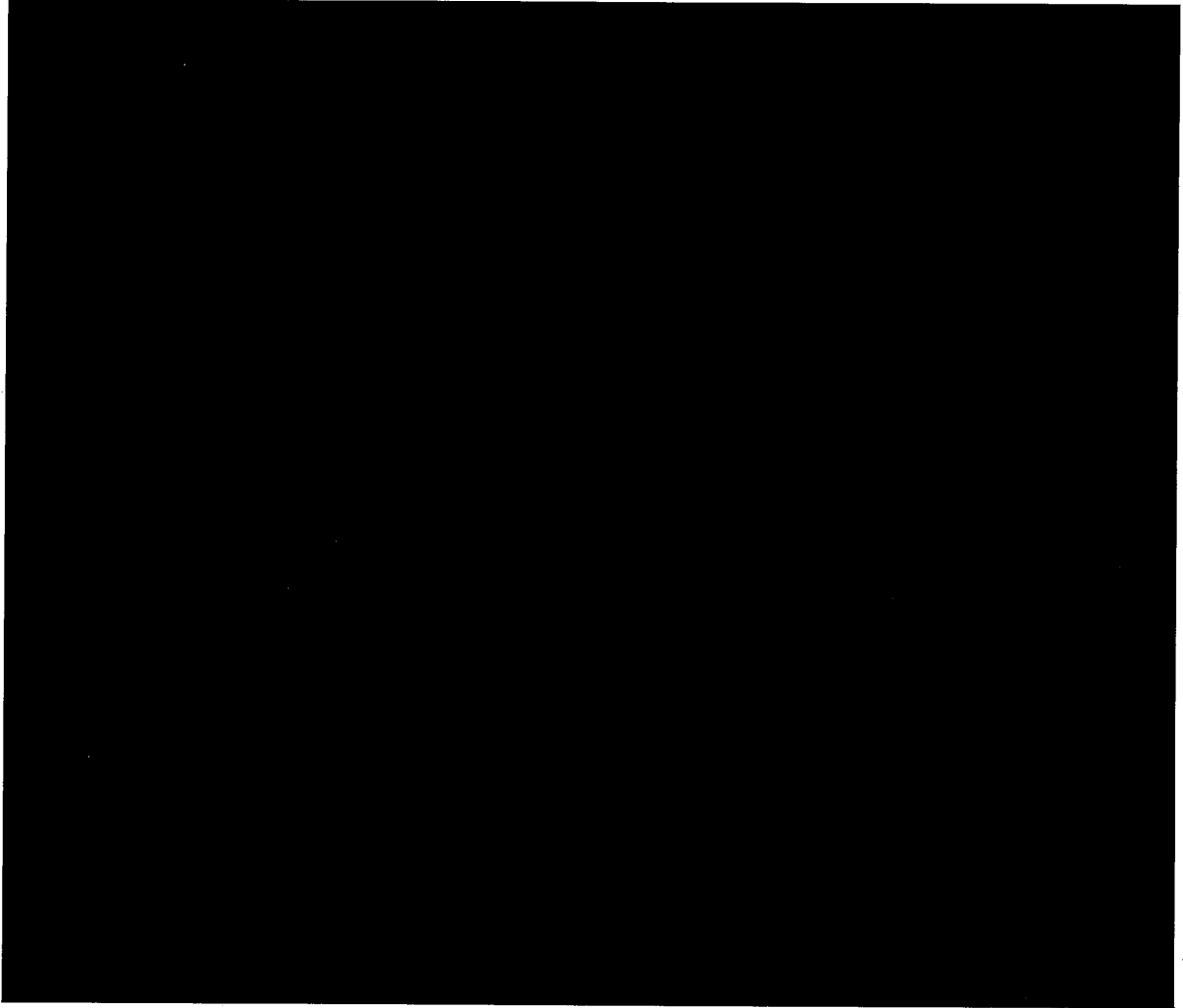
12/05/25内調内検討済み



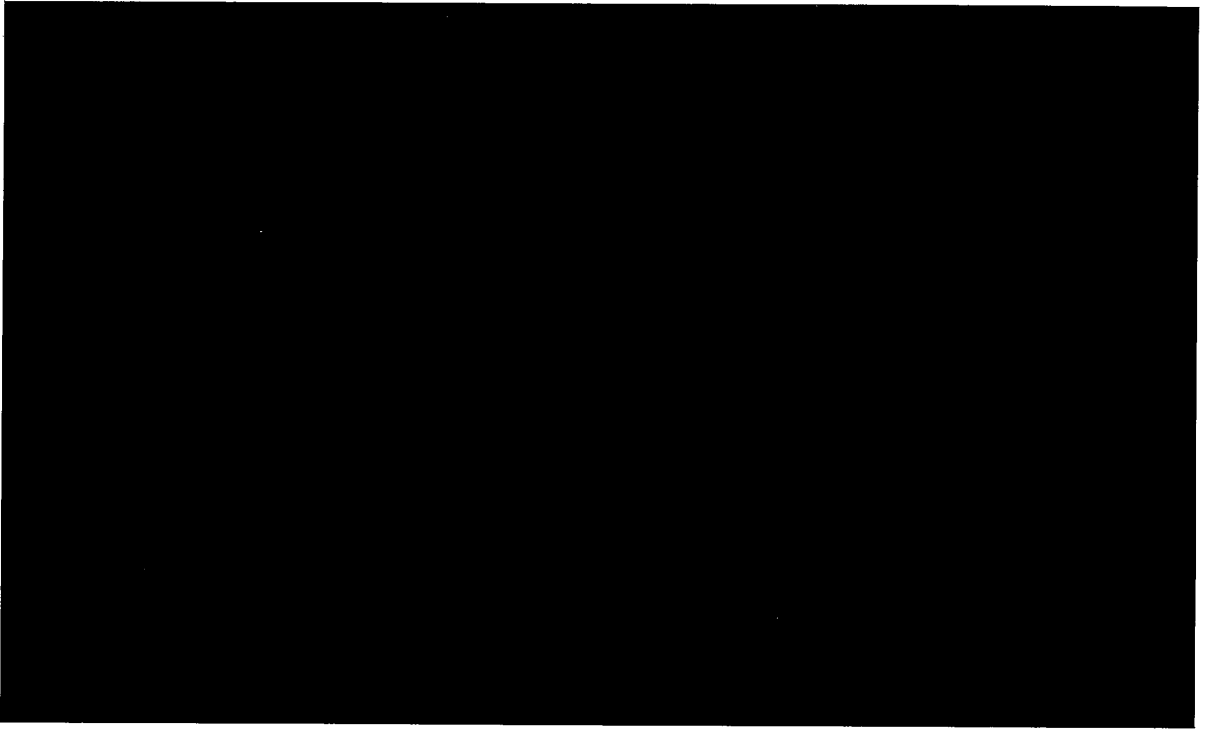
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み



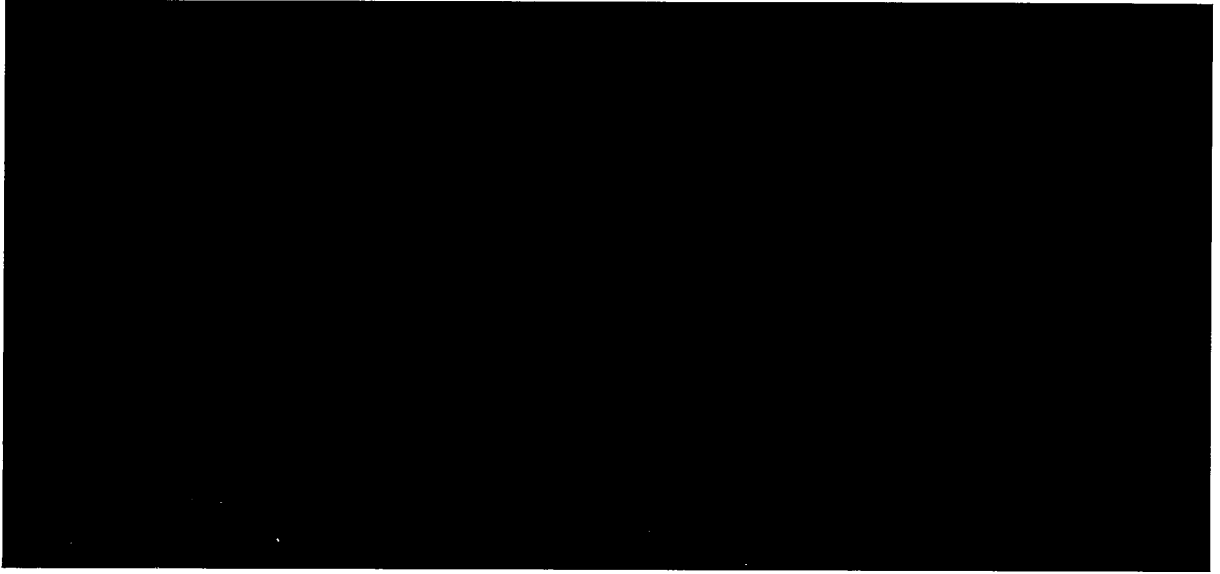
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み



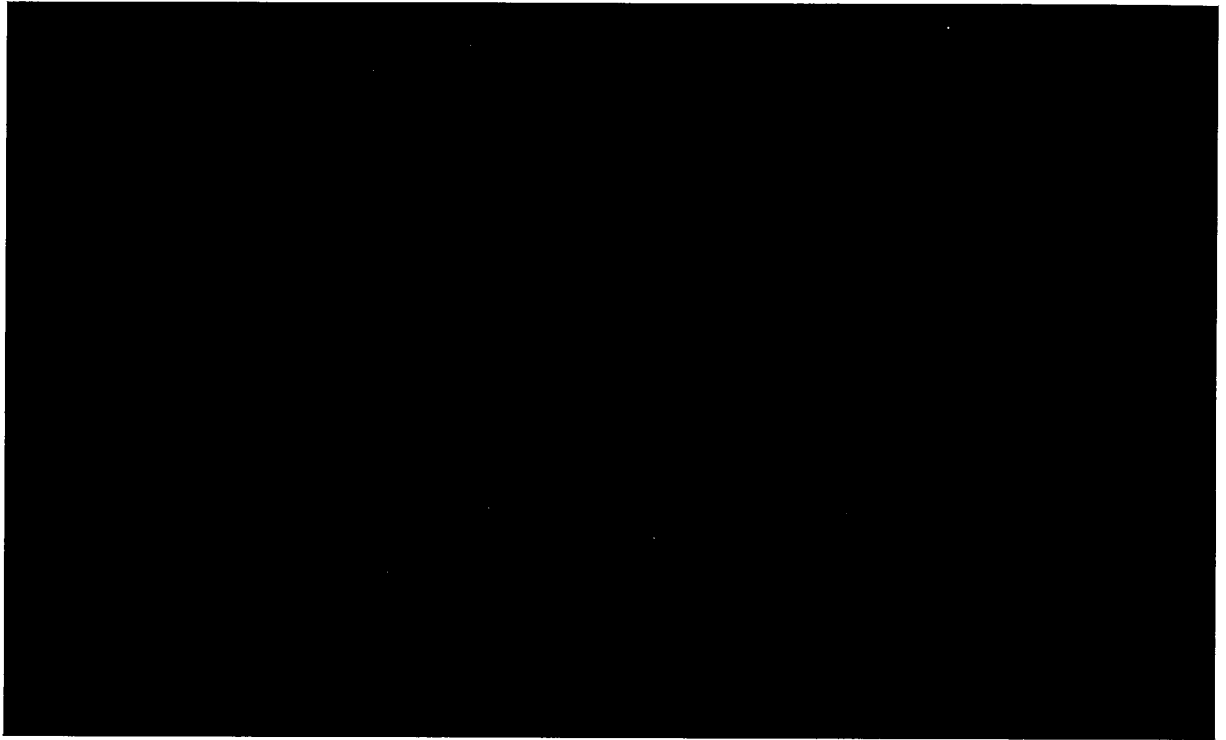
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み

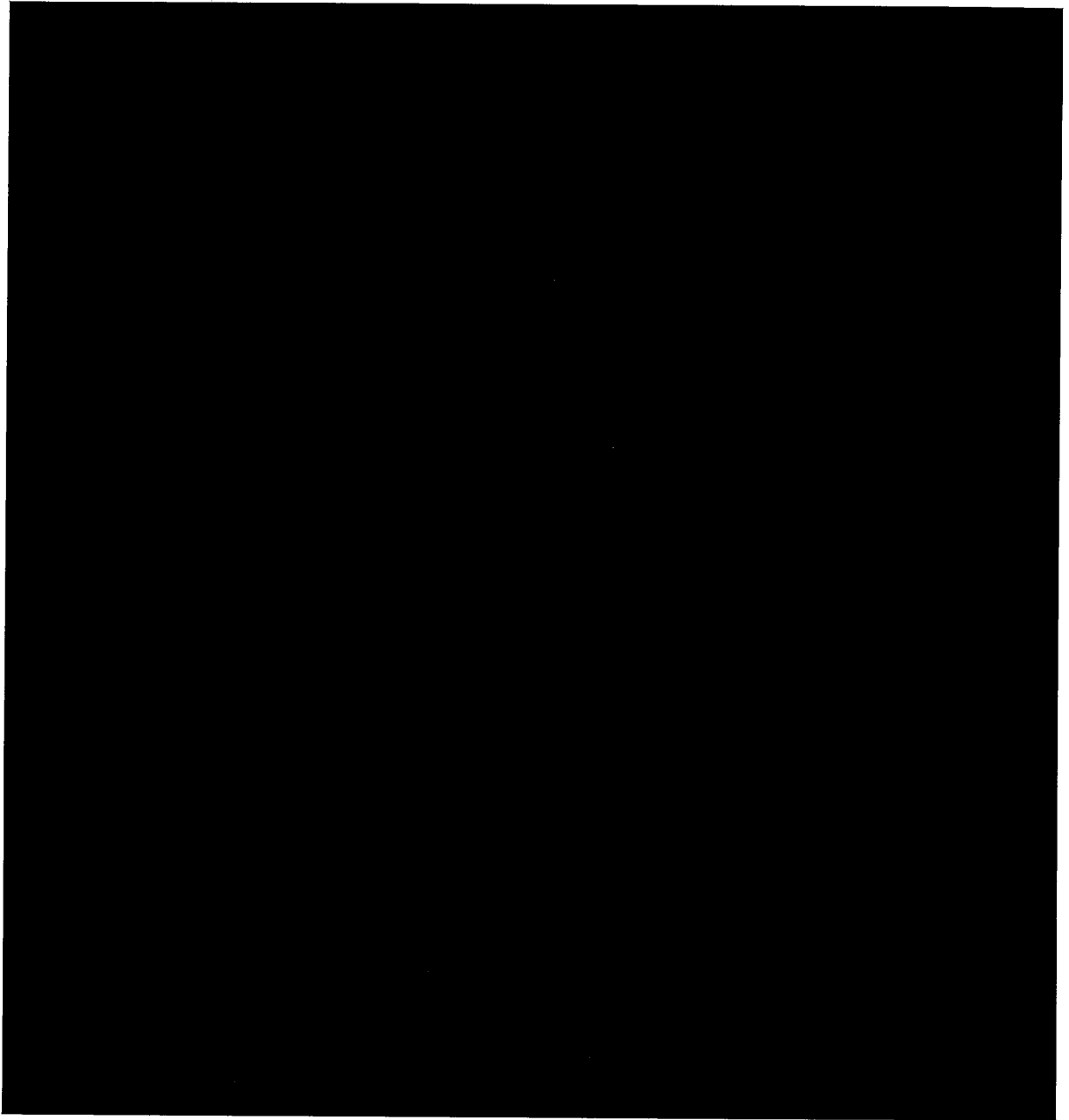


12/05/25内調内検討済み

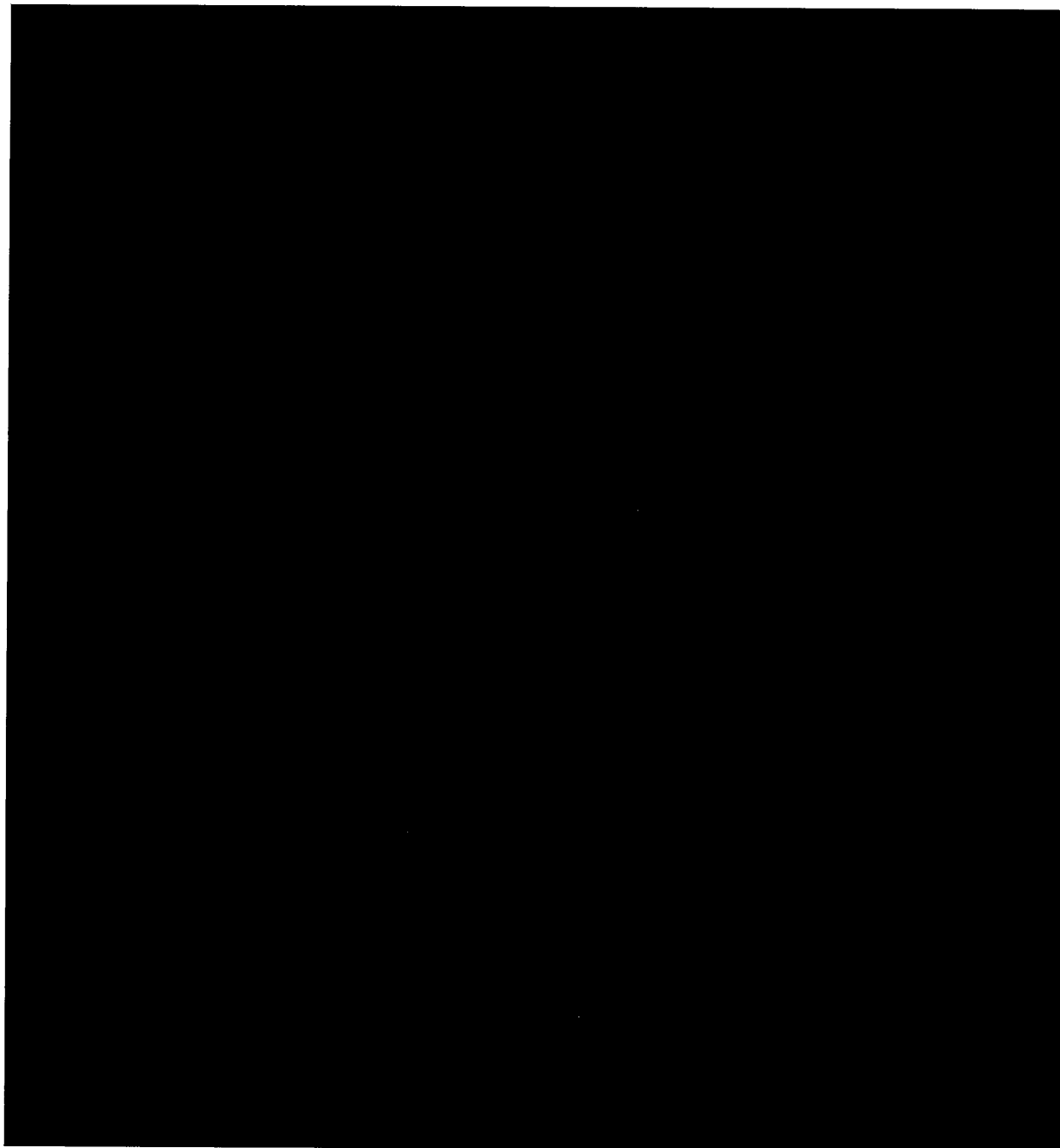


12/05/25内調内検討済み

12/05/25内調内検討済み

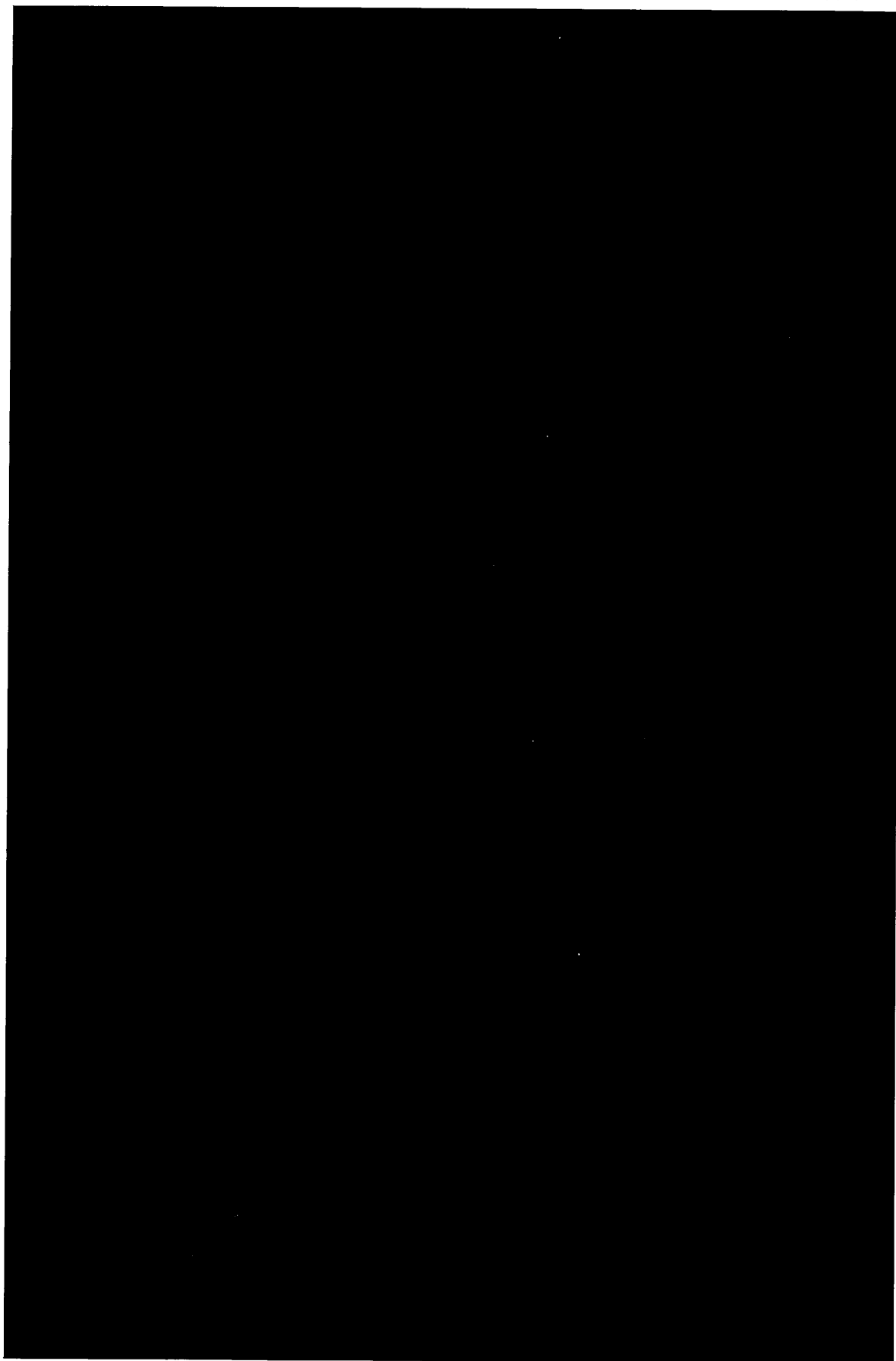


12/05/25内調内検討済み

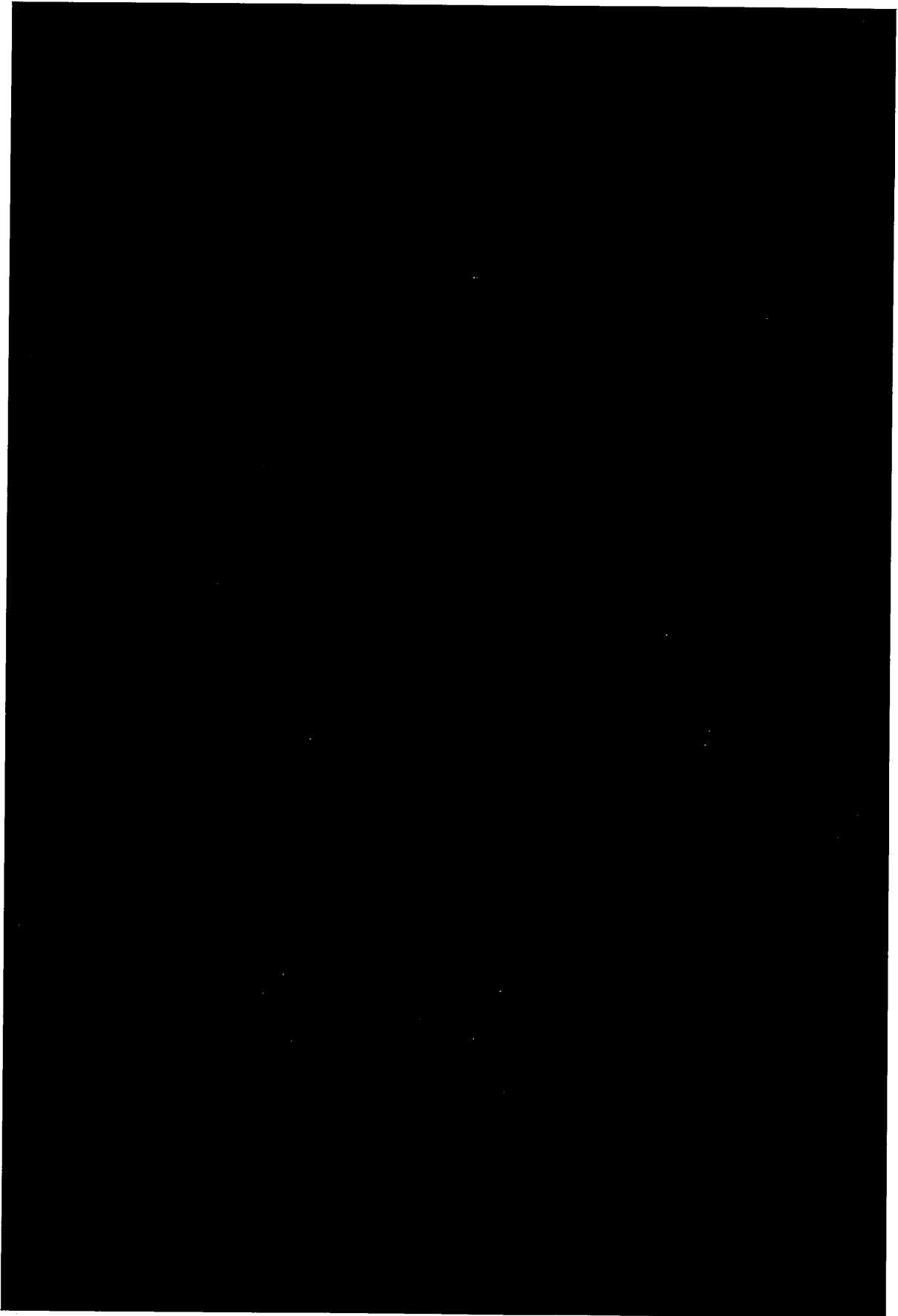


12/05/25内調内検討済み

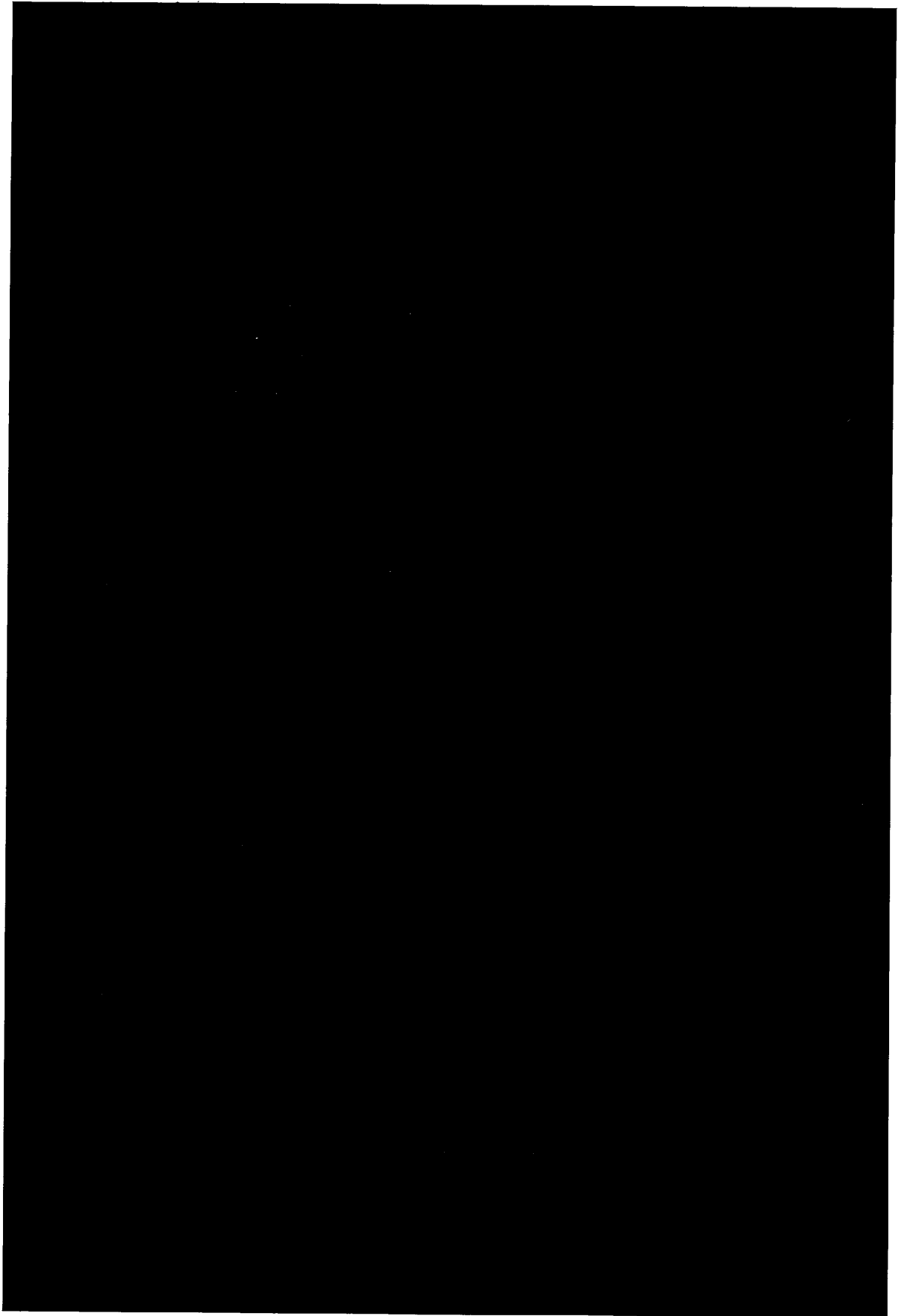
12/05/25内調内検討済み



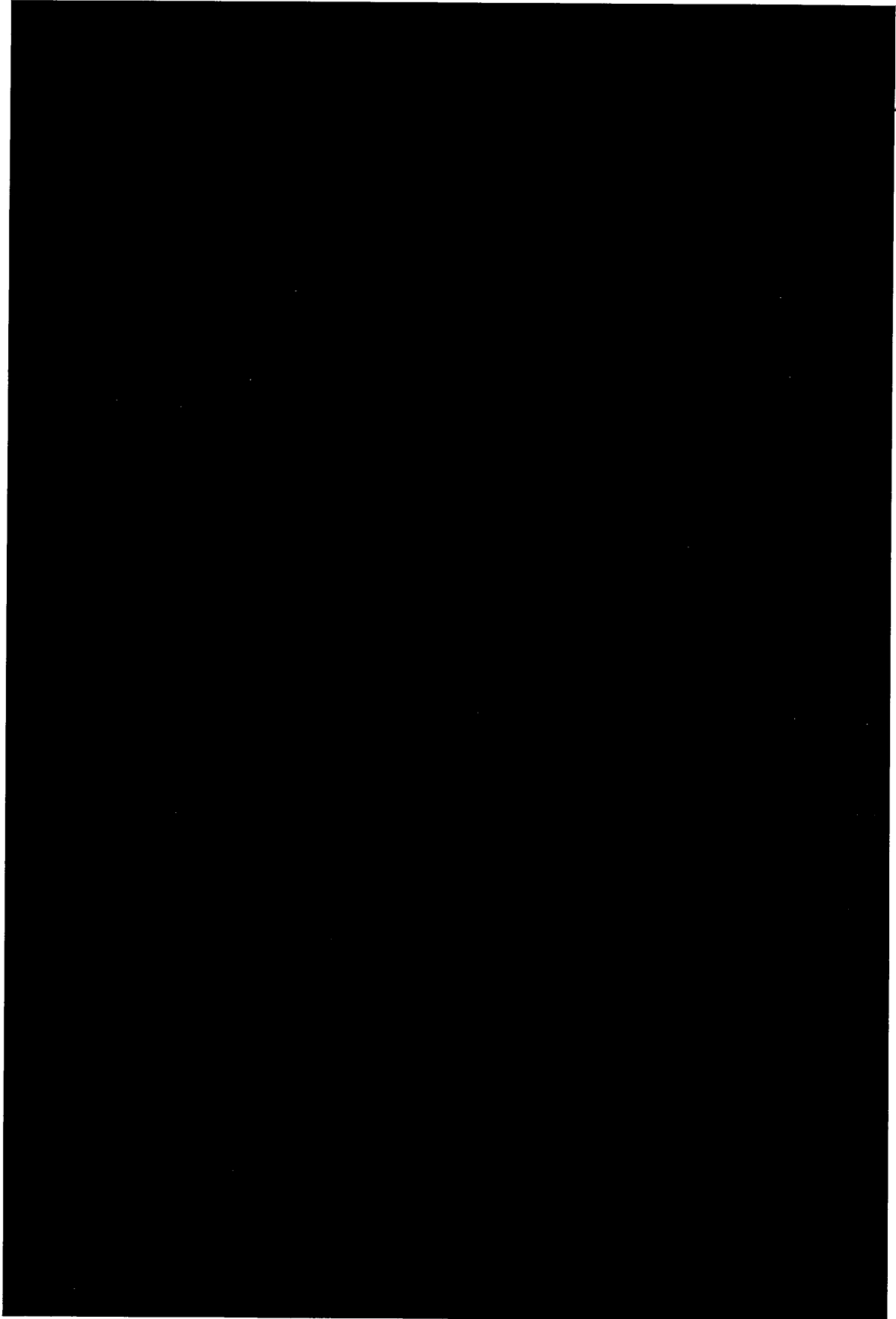
12/05/25内調内検討済み



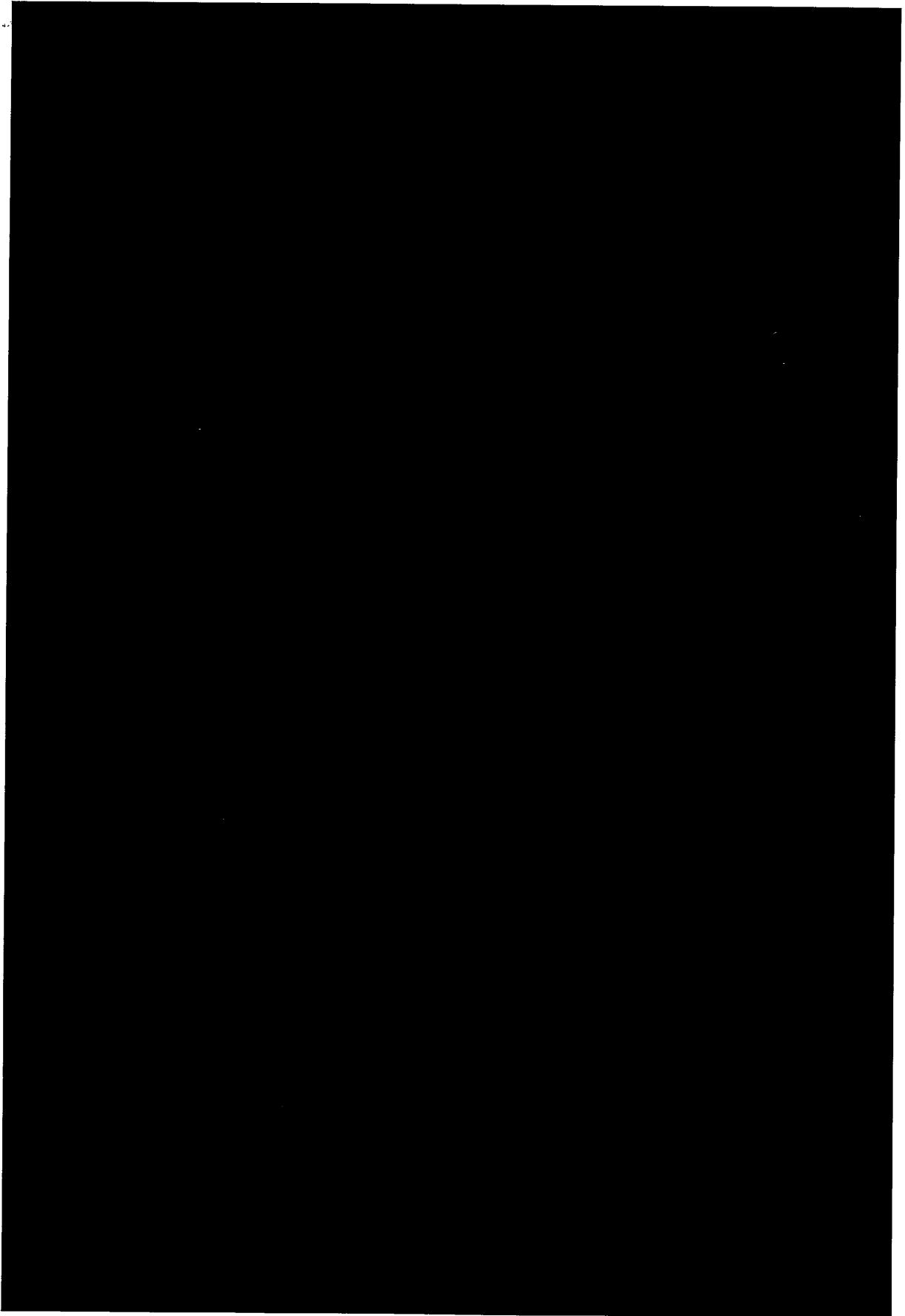
12/05/25内調内検討済み



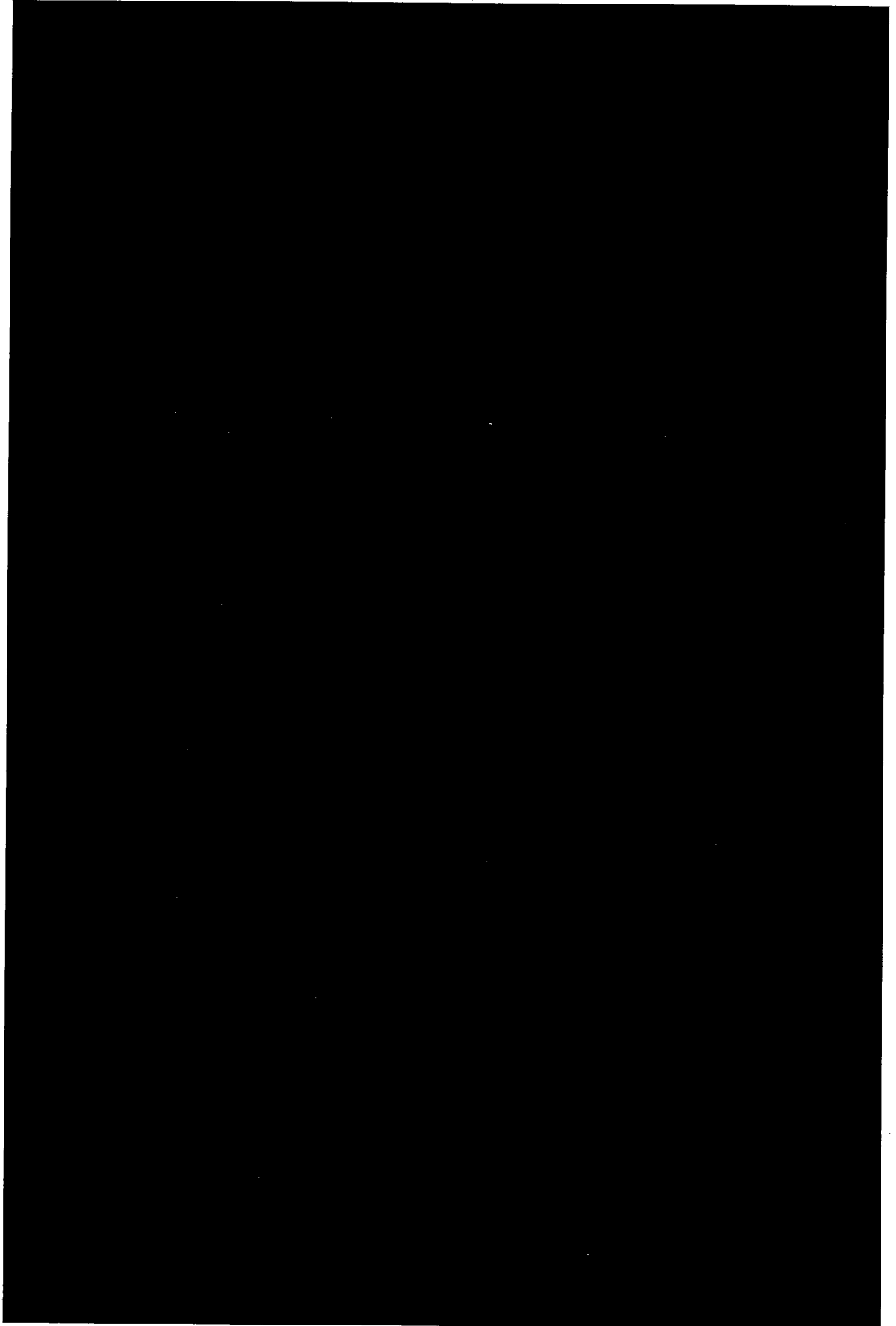
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み

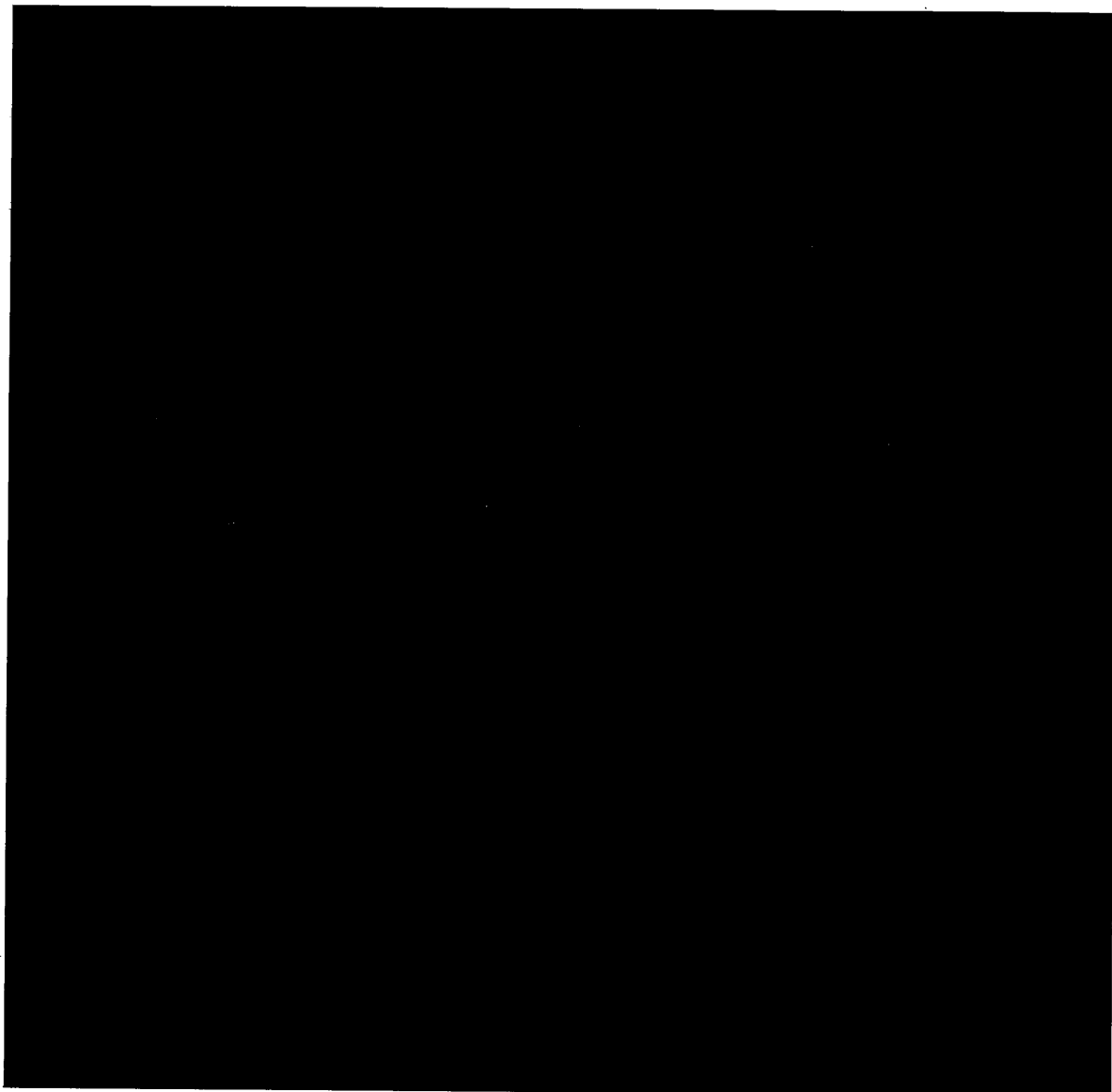


12/05/25内調内検討済み



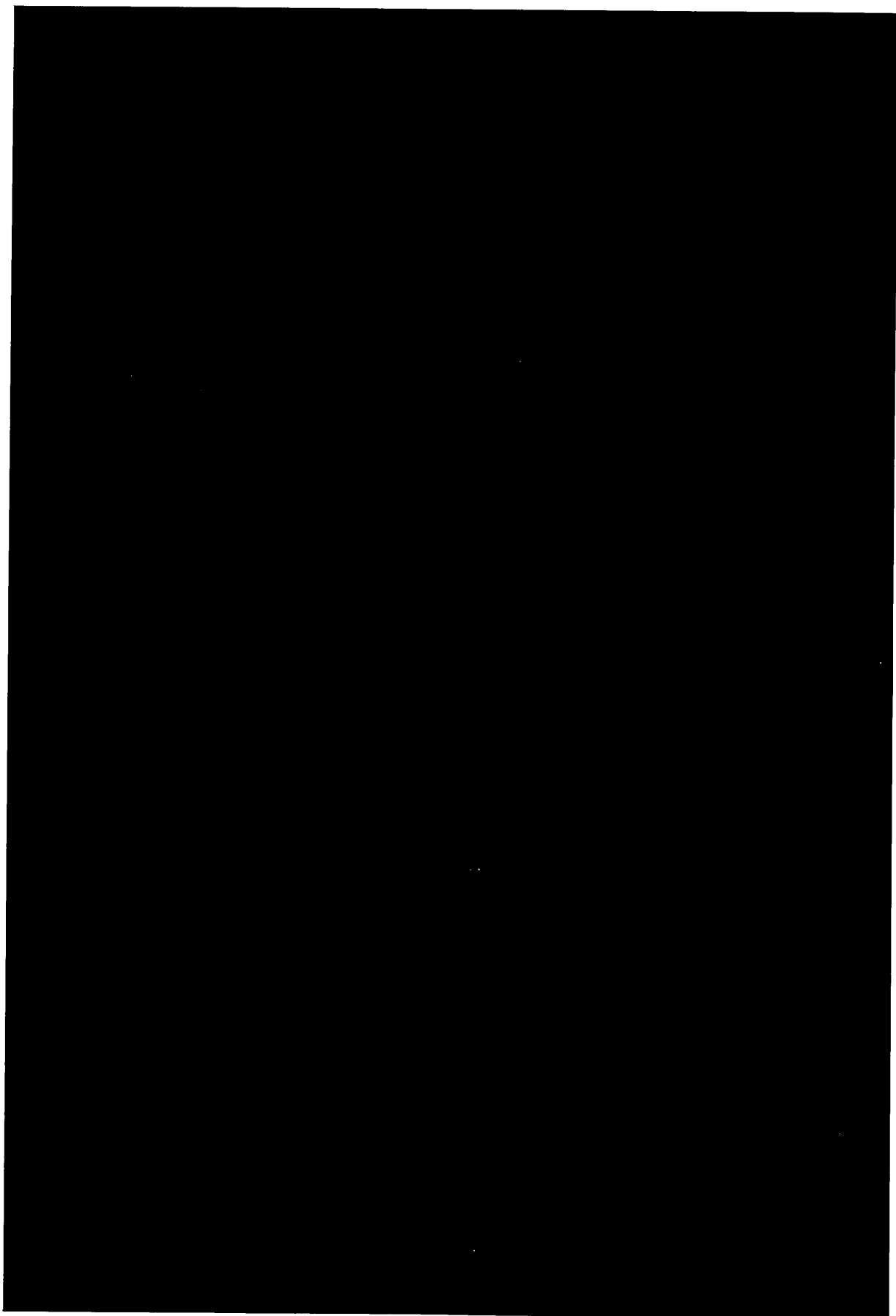
12/05/25内調内検討済み

12/05/25内調内検討済み

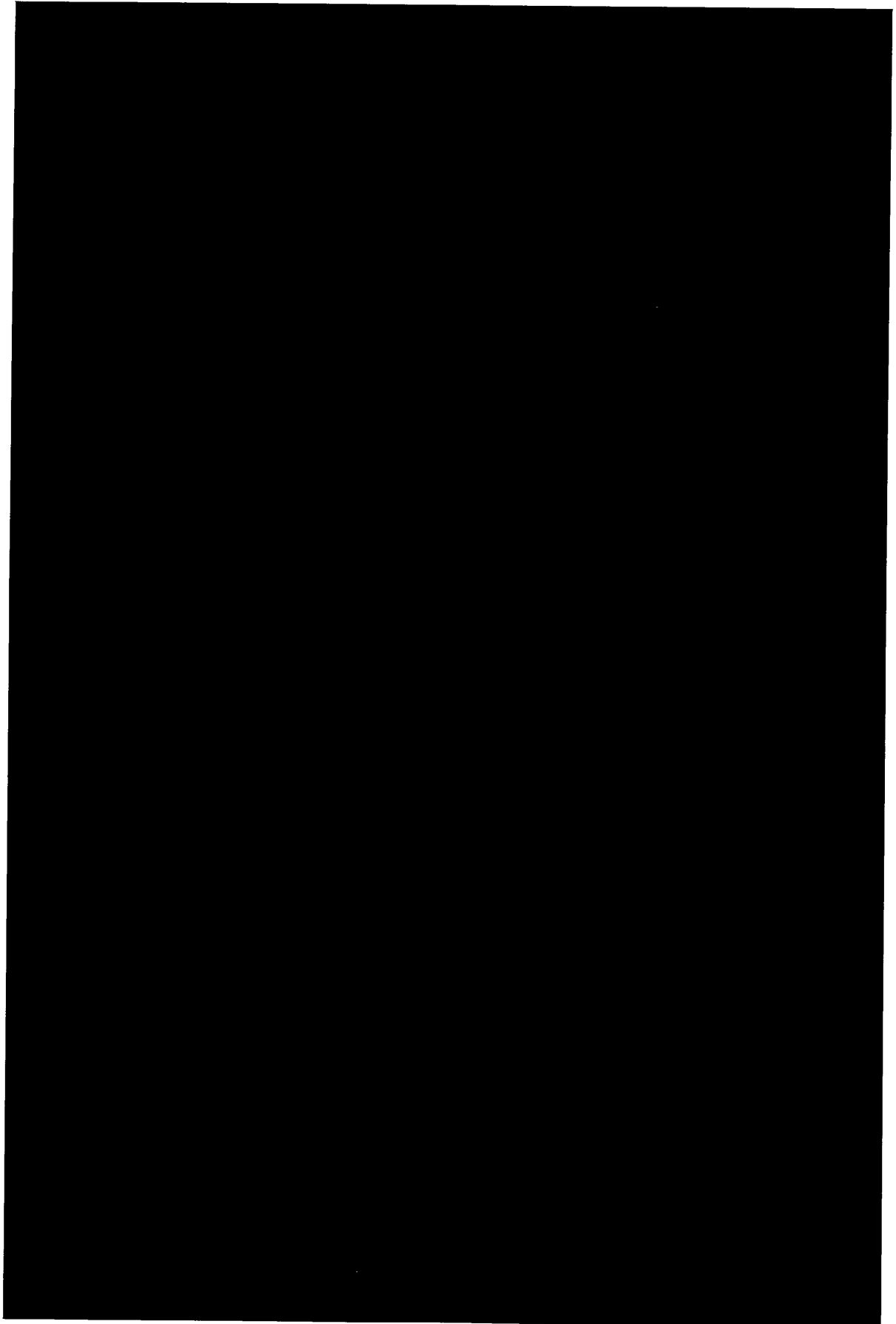


12/05/25内調内検討済み

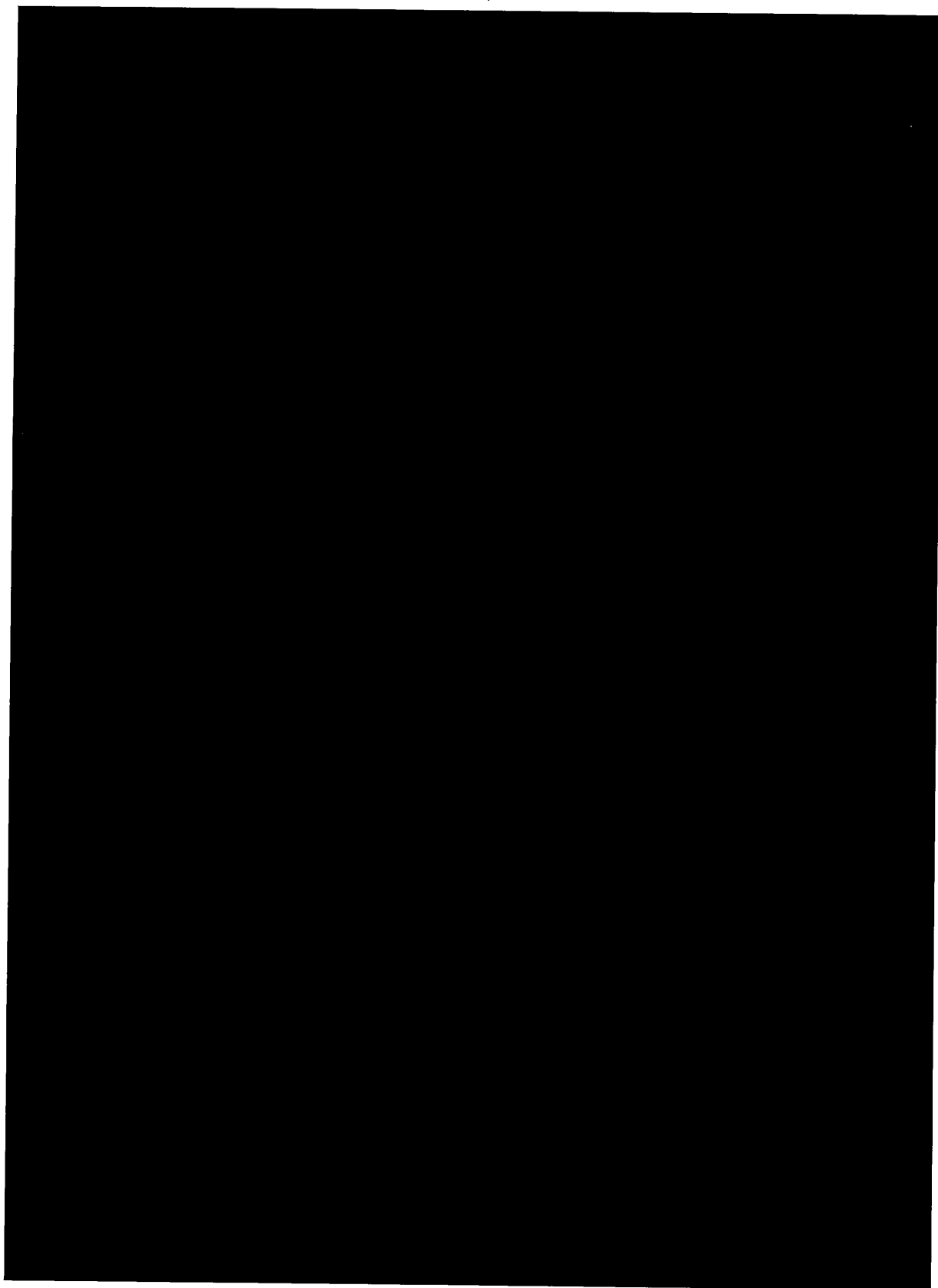
12/05/25内調内検討済み



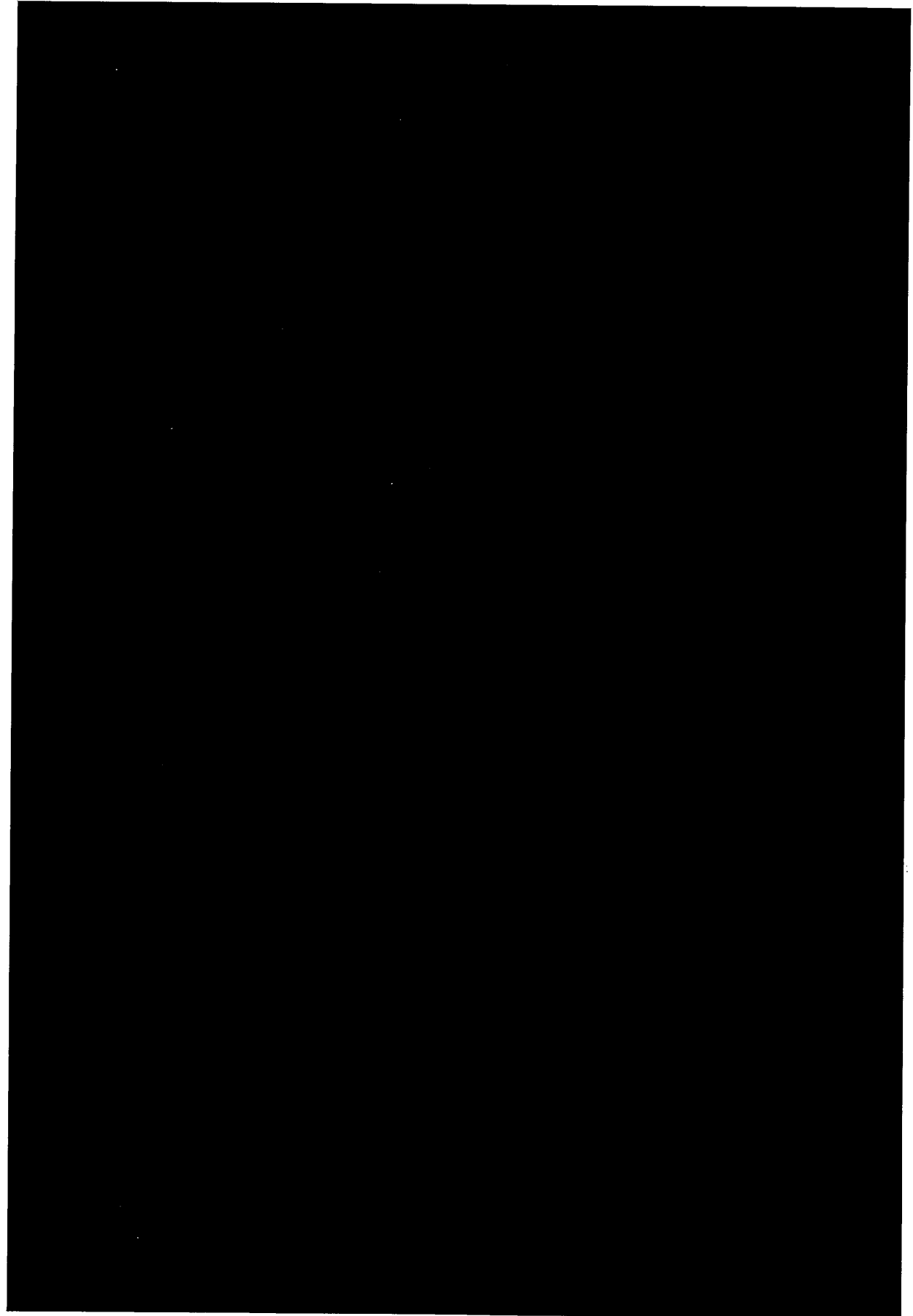
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み

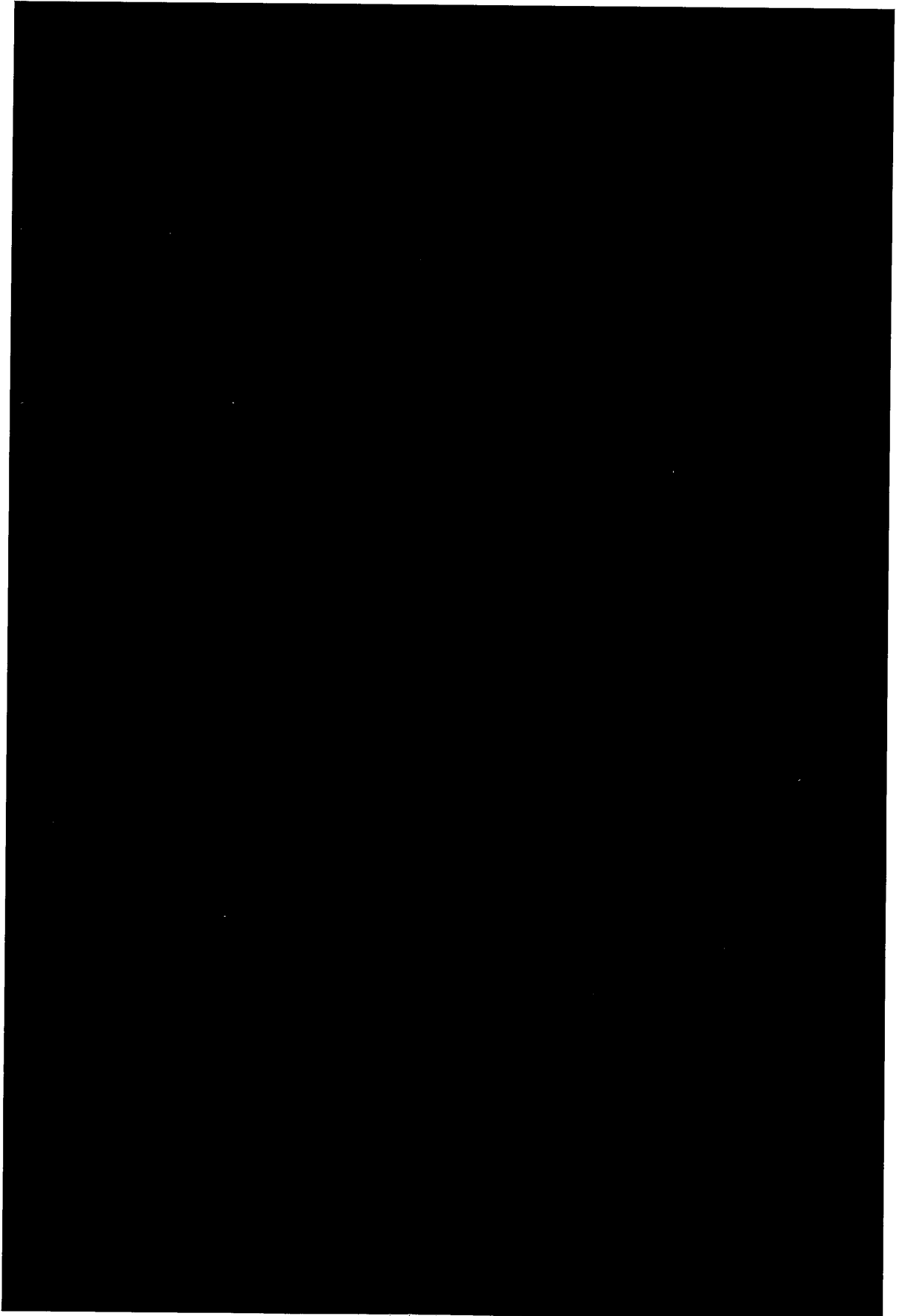


12/05/25内調内検討済み

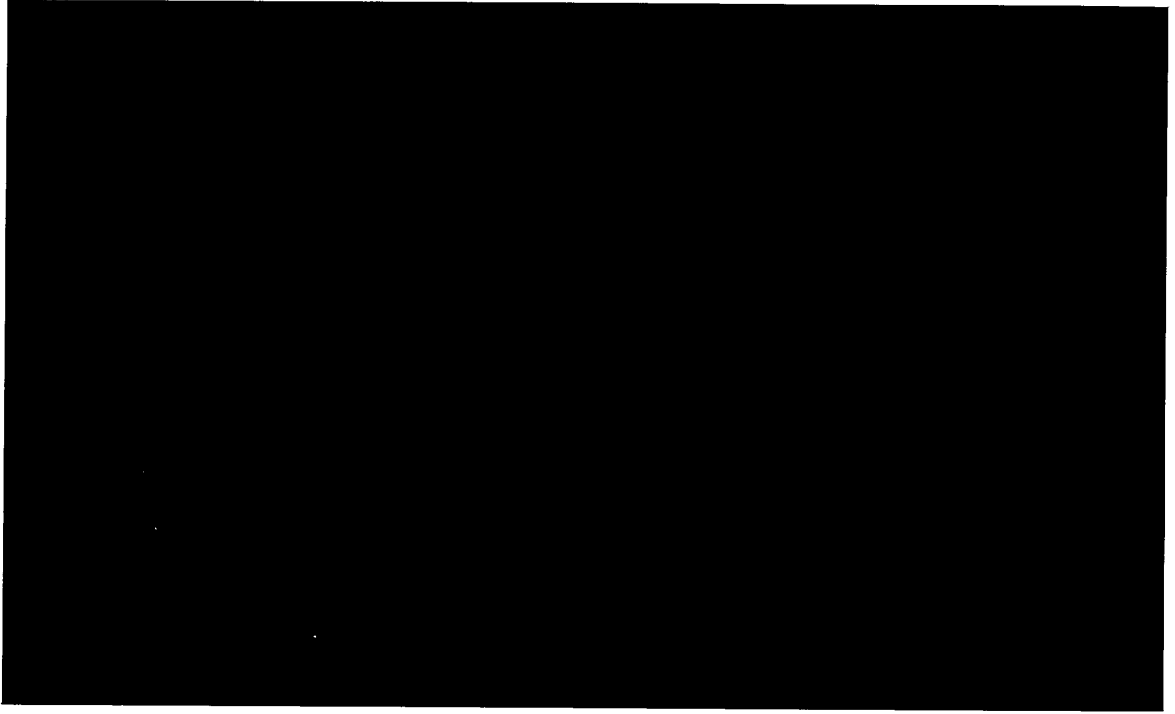


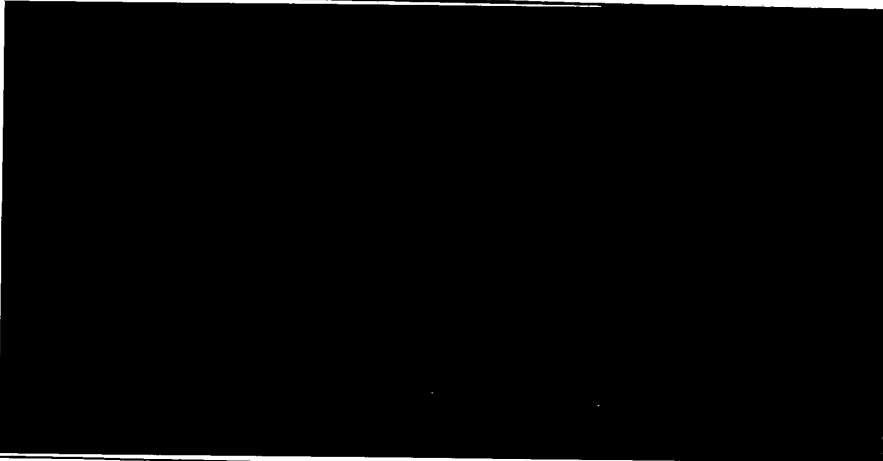
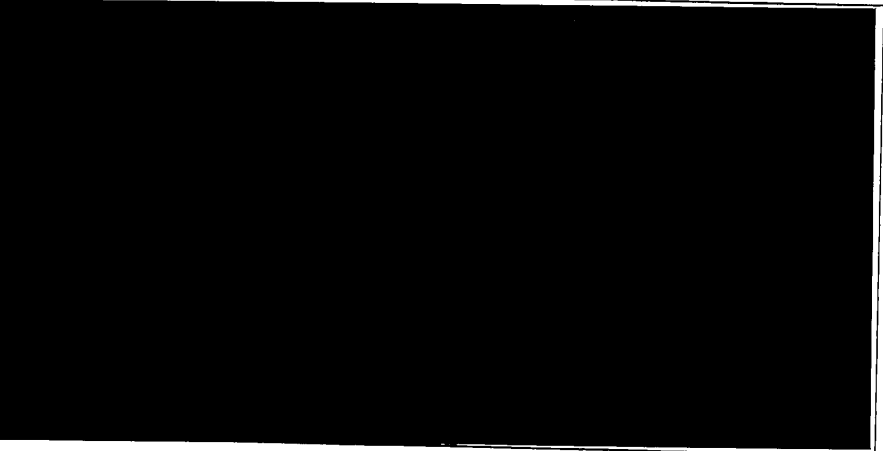
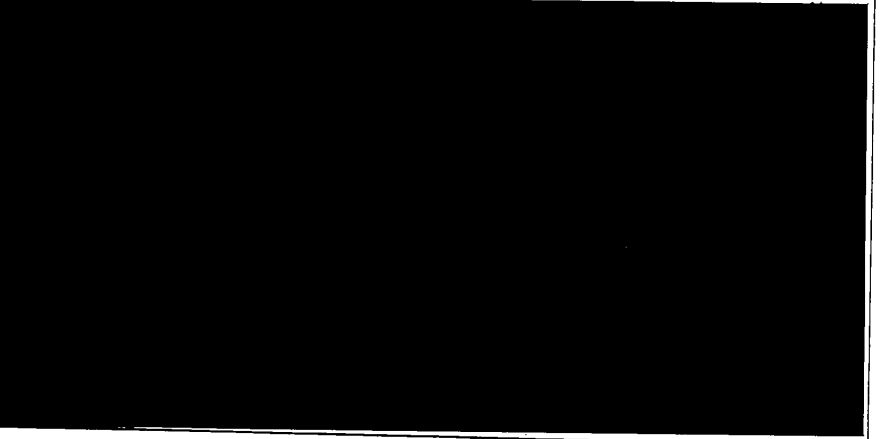
12/05/25内調内検討済み

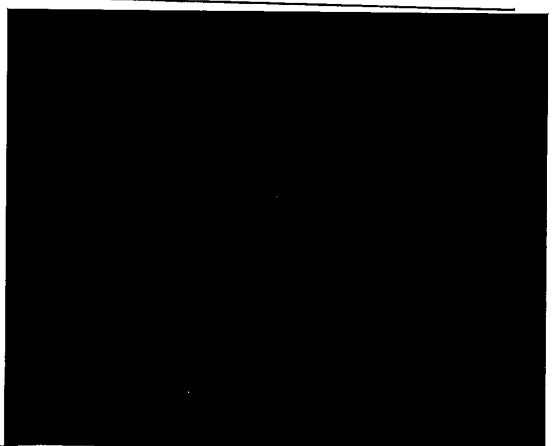
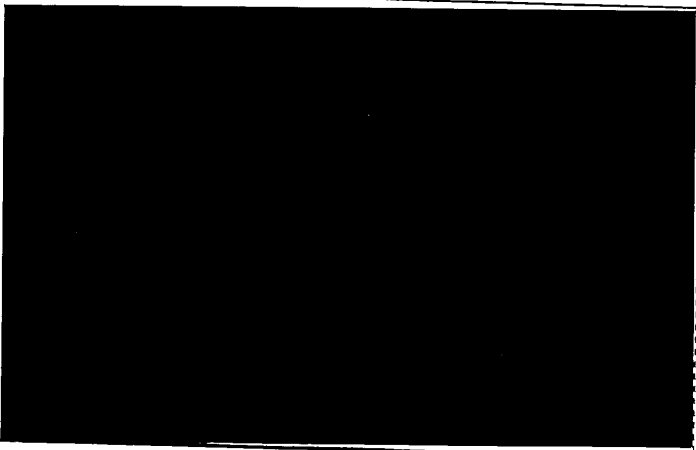
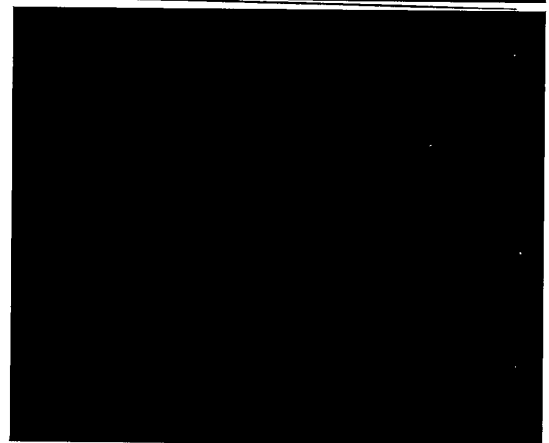
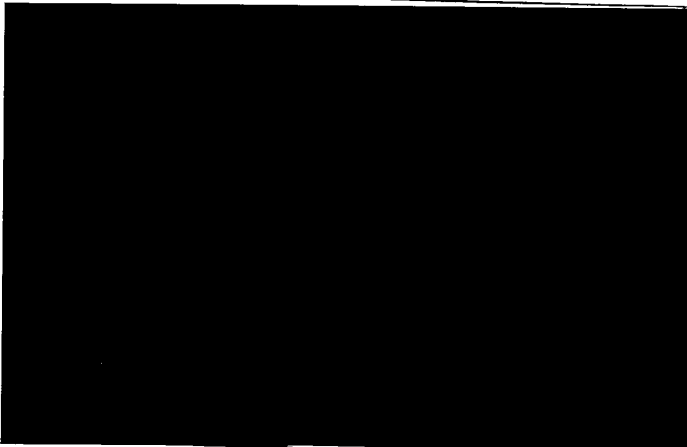
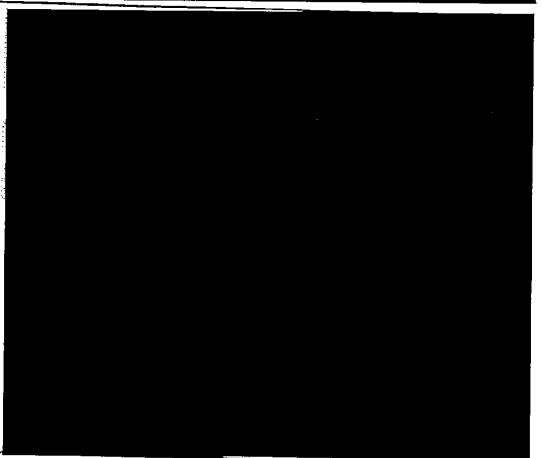
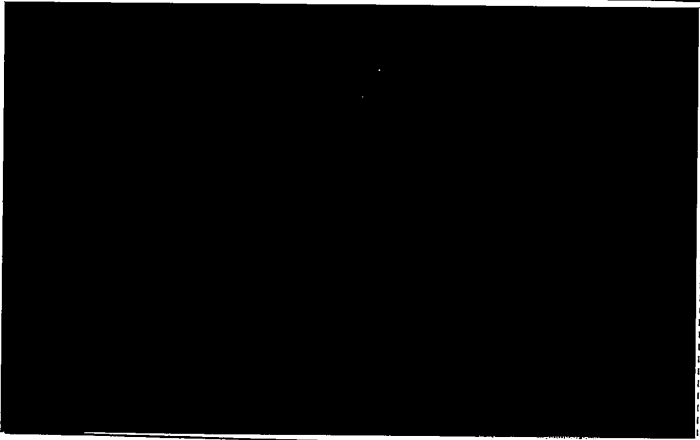
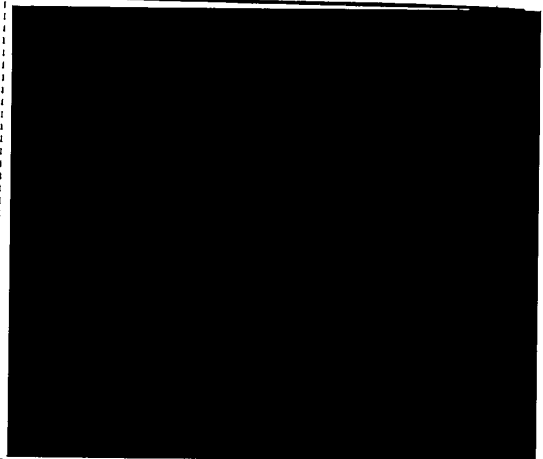
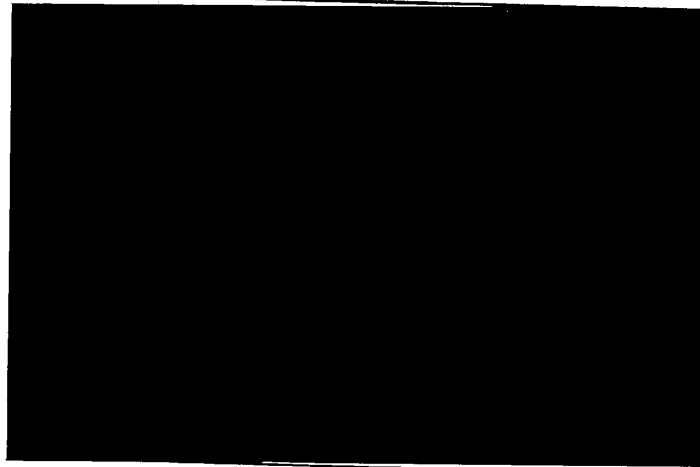
12/05/25内調内検討済み



12/05/25内調内検討済み

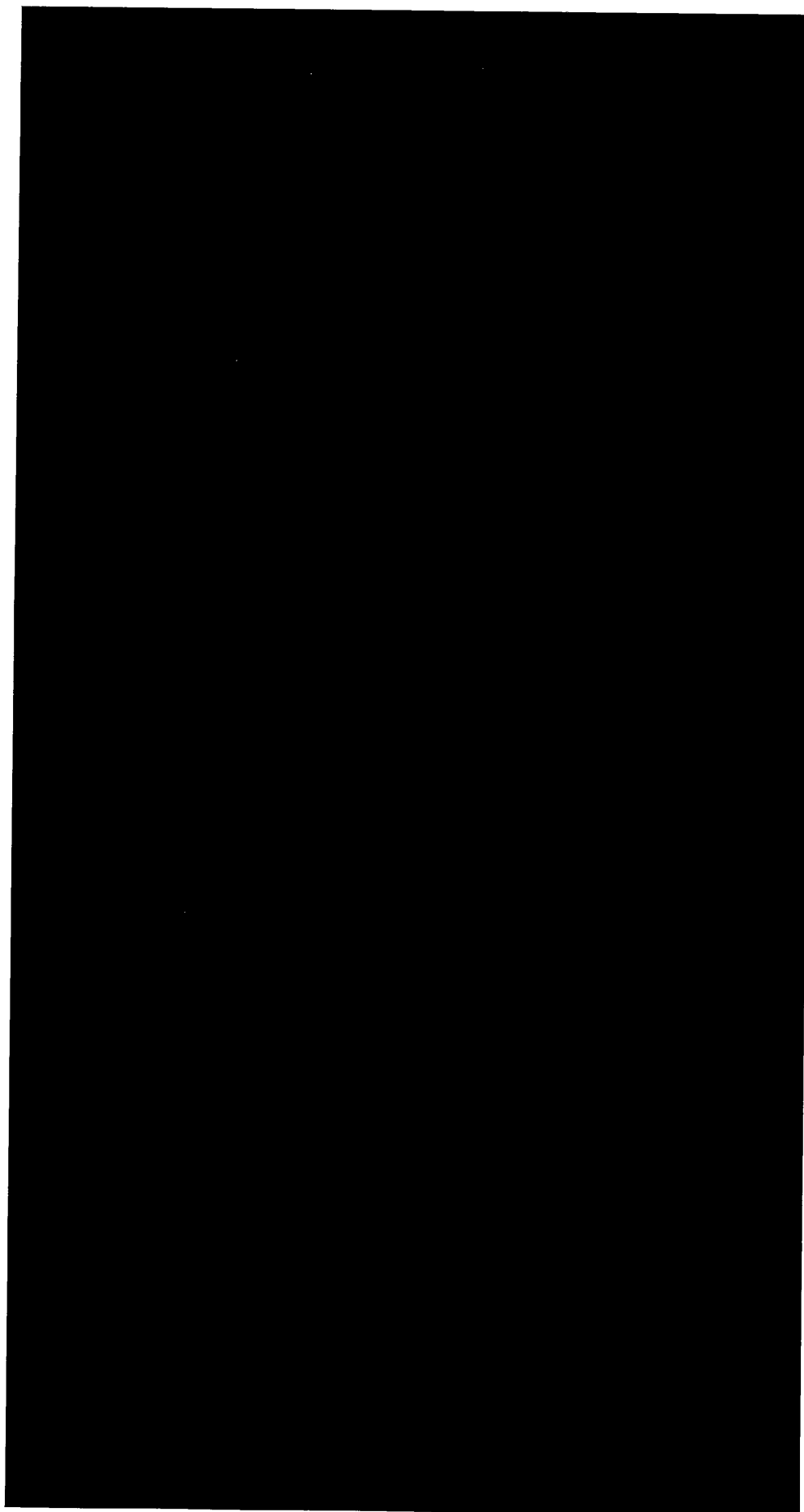


【資料2】特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）と秘密保全に関する現行法との対照表			
	特別秘密の保護に関する法律（仮称）（案）（抄）	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）
			
			
		日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）（抄）	



12/05/25内調内検討済み

○ 第十六条修正案



○ 新旧対象表

	修正案
	原案

○ 刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五号）

（不正指令電磁的記録作成等）

第百六十八条の二 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録

二 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。

3 前項の罪の未遂は、罰する。

防衛省からの質問に対する回答について

内調職員061(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年5月28日 10:43

宛先:

添付ファイル: 回答送付(120522防衛省).jtd (29 KB)

様、様

いつも大変お世話になっております。貴省から5月22日付け質問に対する回答を添付しておりますので、よろしくご査収願いたします。

.....
内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111 (内線:)

E-Mail:
.....

(機密性 2 情報)

防衛省 担当者 殿

事 務 連 絡

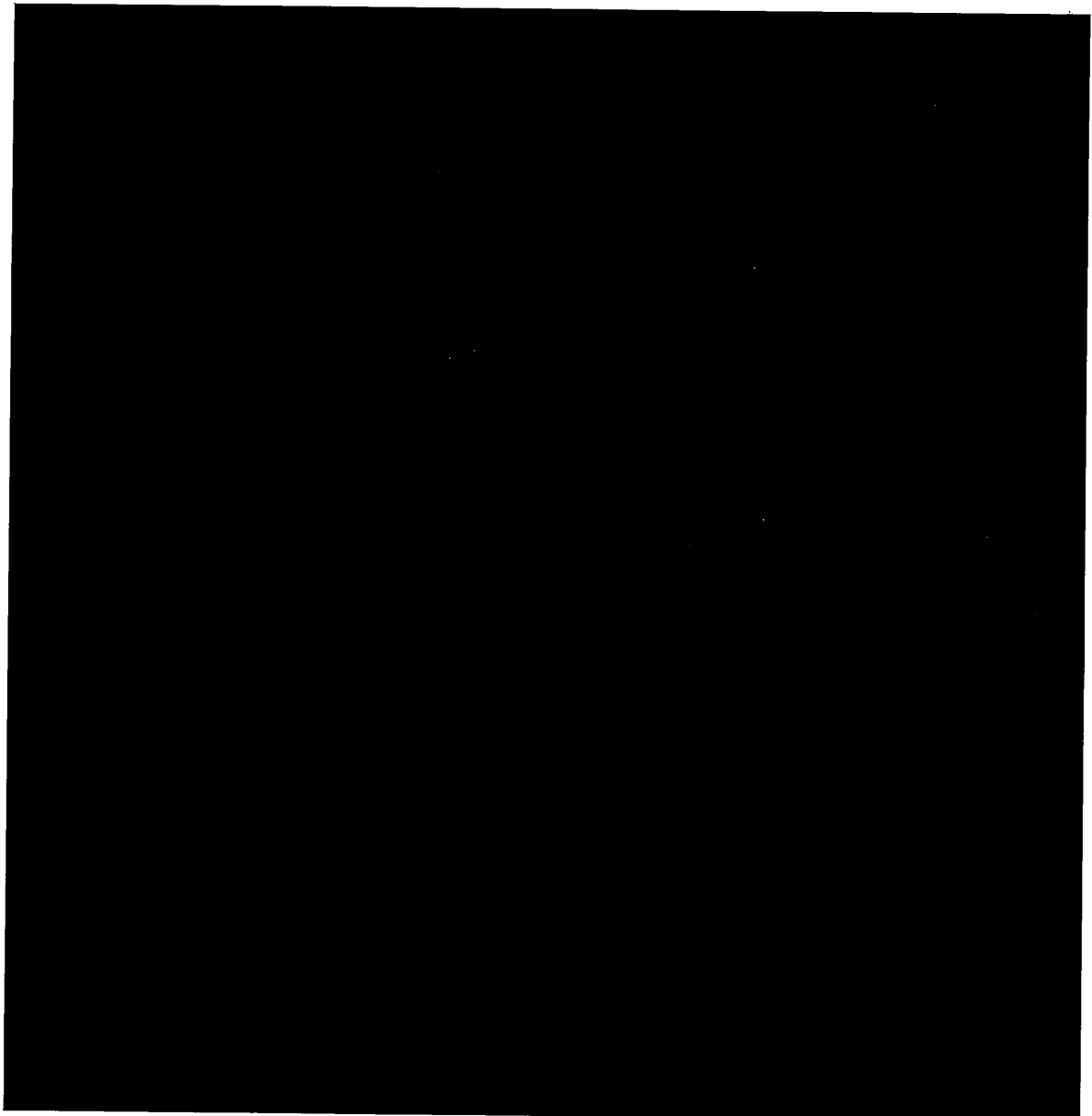
平成24年 5 月 28 日

内閣情報調査室

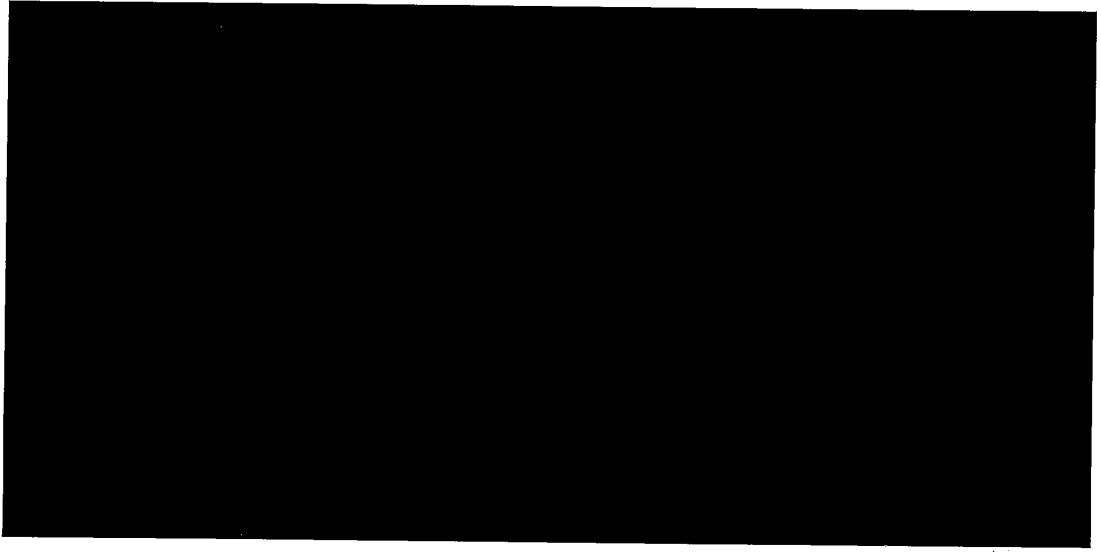
防衛省からの意見等（平成24年5月22日付け）に対する回答

標記について、貴省からの5月22日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、
宜しくお取り計らい願います。

記



(機密性 2 情報)



防衛省との協議結果メモ

1 日時・場所

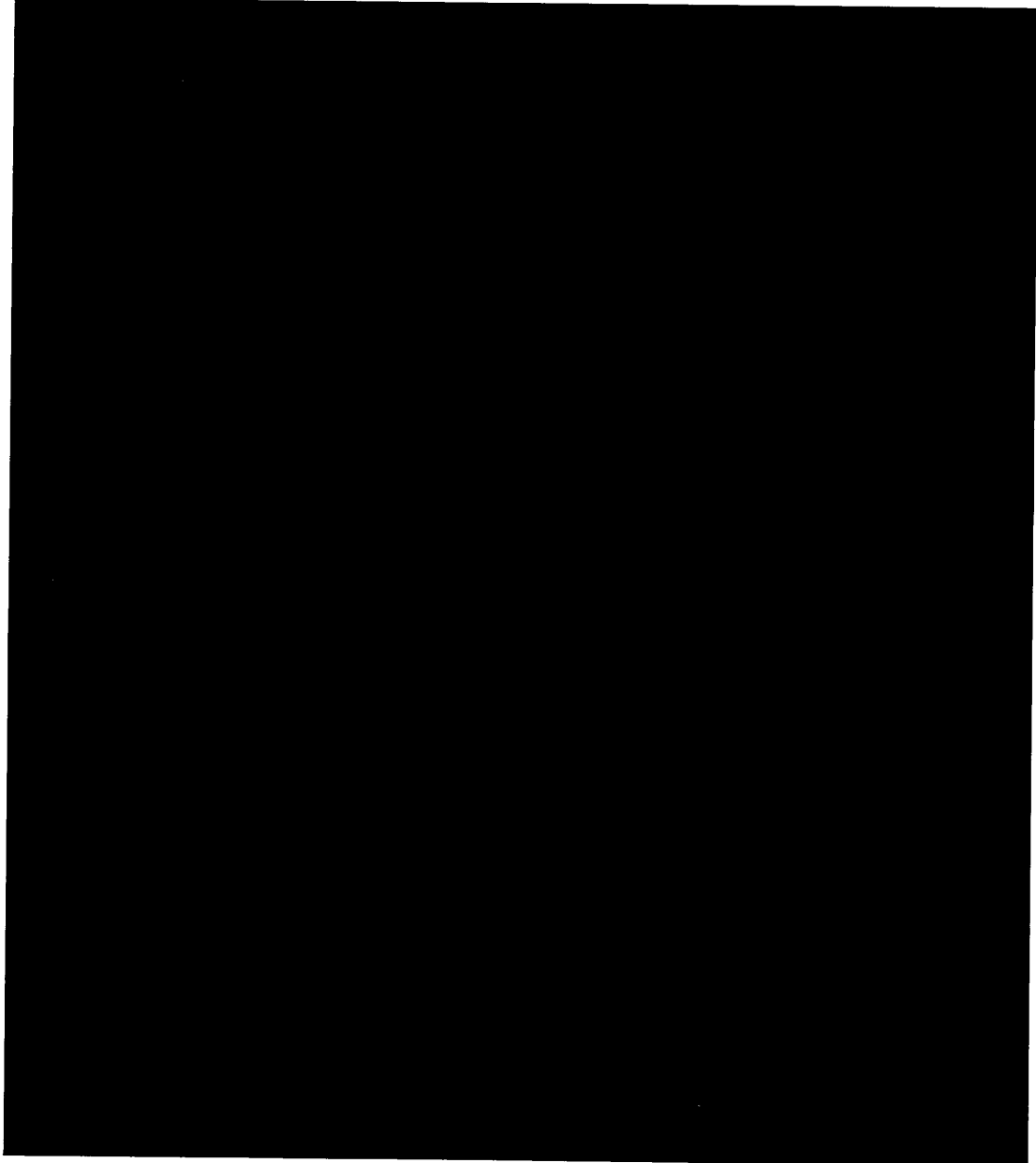
平成24年5月31日午前10時40分から午後0時頃まで
内閣府本府6階605会議室

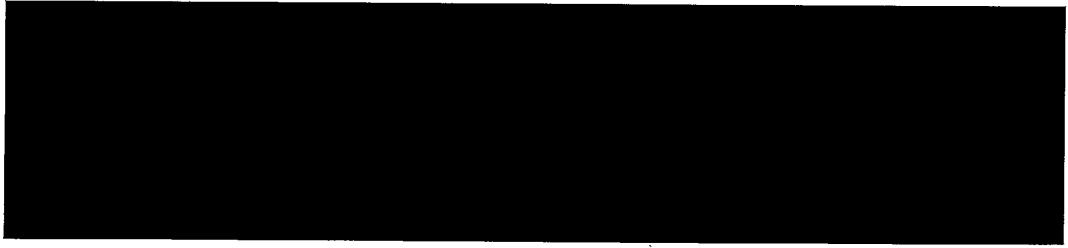
2 出席者

(防衛省) ■■■前任部員、■■■部員、■■■係長

(内 調) ■■■補佐、■■■補佐、■■■

3 結果要旨





以上

別紙

注意

(機密性2情報)

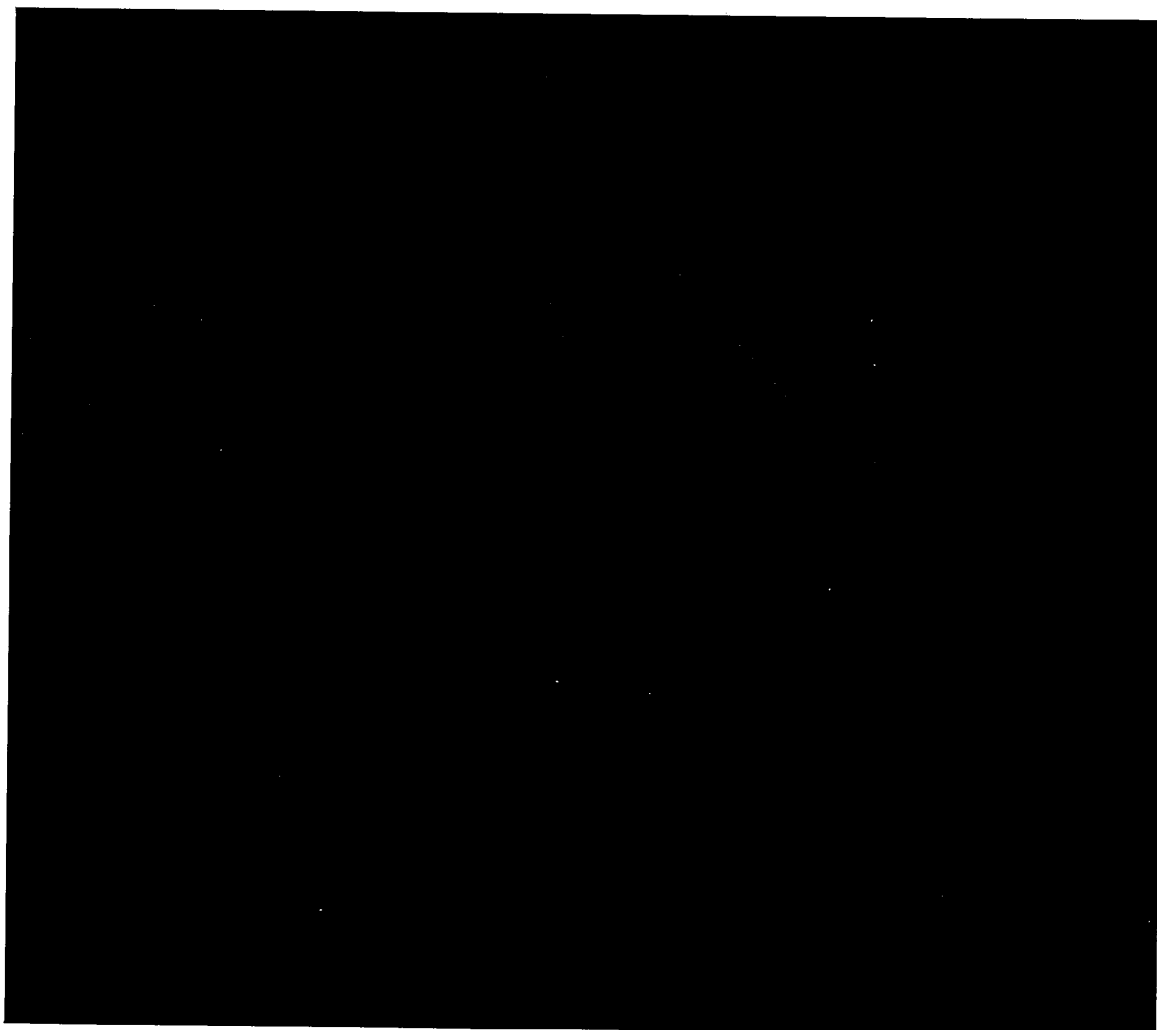
平成24年4月27日
防衛省防衛政策局調査課

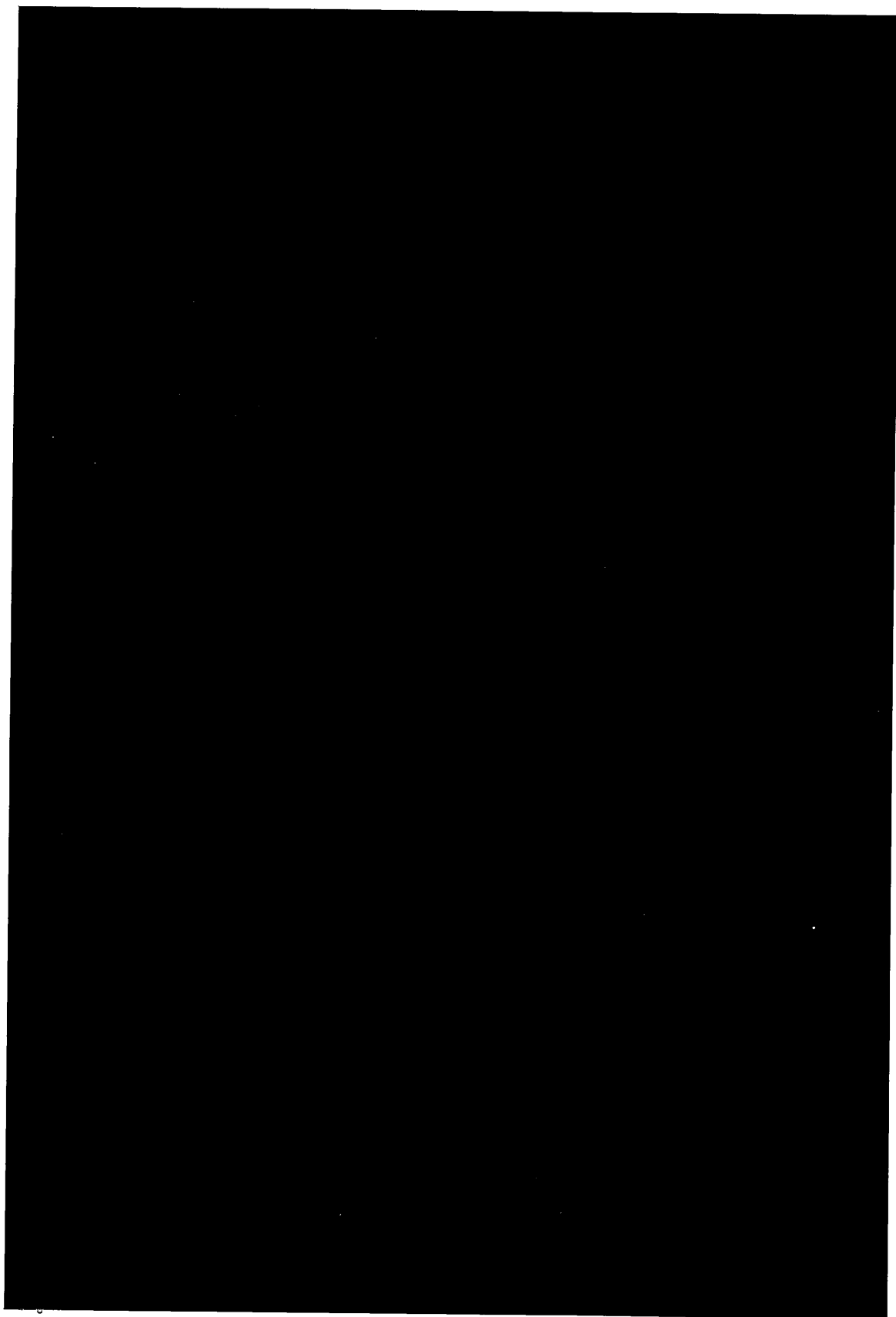
内閣情報調査室御中

「特別秘密の保護に関する法律（仮称）」に係る意見等について（指定権関連）
～第5次～

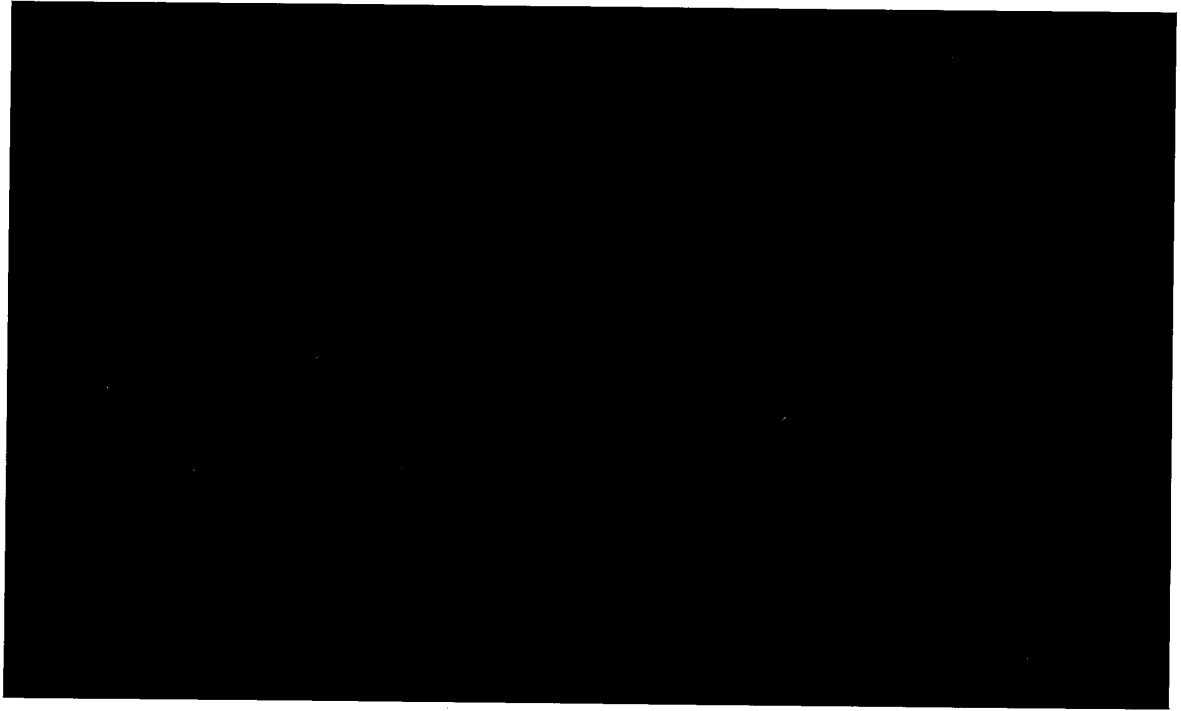
平成24年4月17日付で当省から提出した標記の意見等について、未だ貴室からの回答がないところであるが、平成24年4月23日付で内閣法制局に「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）【逐条解説（案）】」が持ち込まれたことを踏まえ、当該逐条解説（案）P14のイ及びP68の（2）アについて、以下のとおり、意見等を提出します。

なお、本意見等に対しては、当省に対して直接文書にて回答をお願いします。また、これに対する貴室からの回答の内容によっては、再度、意見等を提出させていただく場合がある旨申し添えさせていただきます。





注意
(機密性 2 情報)



(機密性 2 情報)

防衛省 担当者 殿

事 務 連 絡

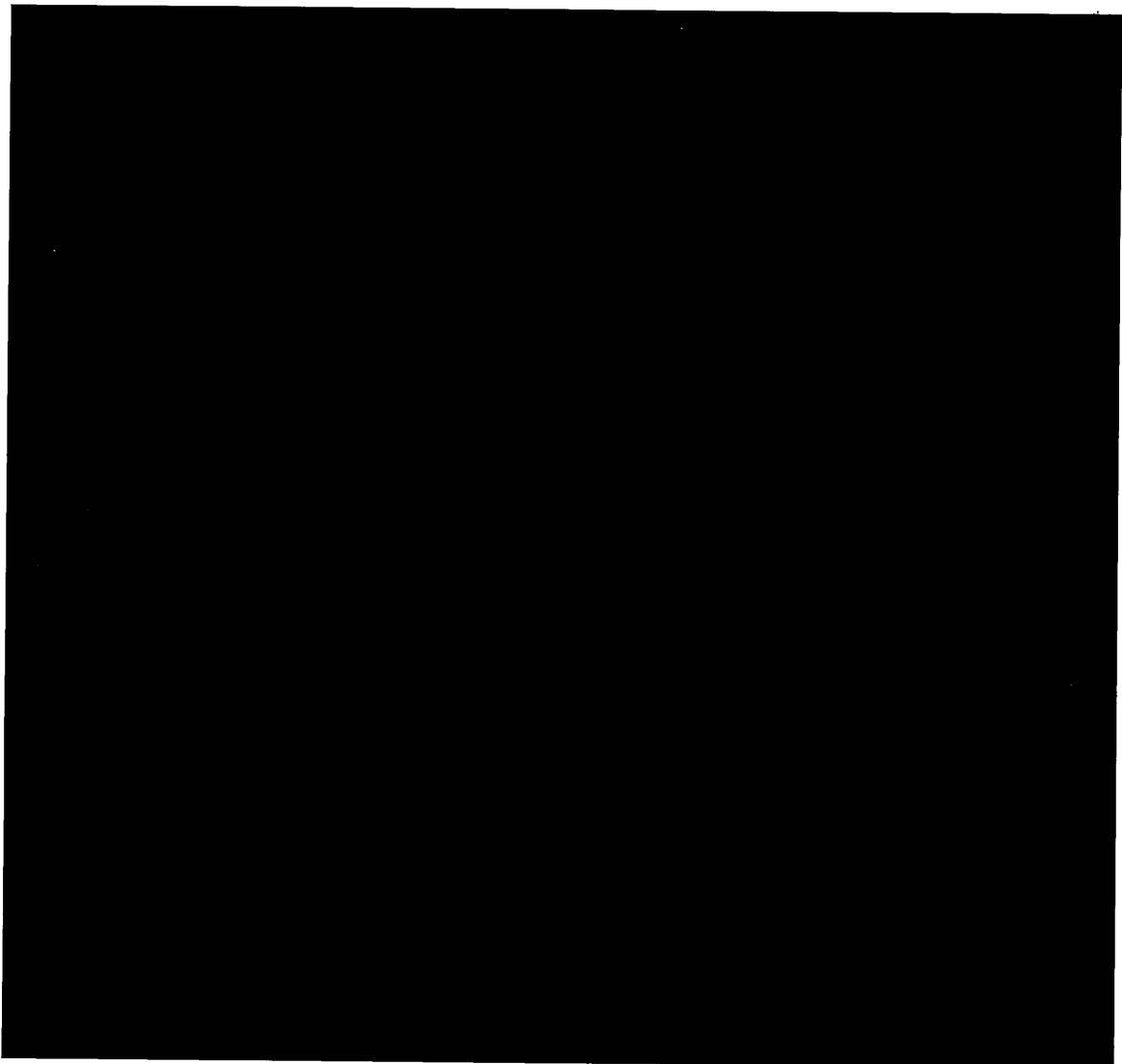
平成24年 5 月 28 日

内 閣 情 報 調 査 室

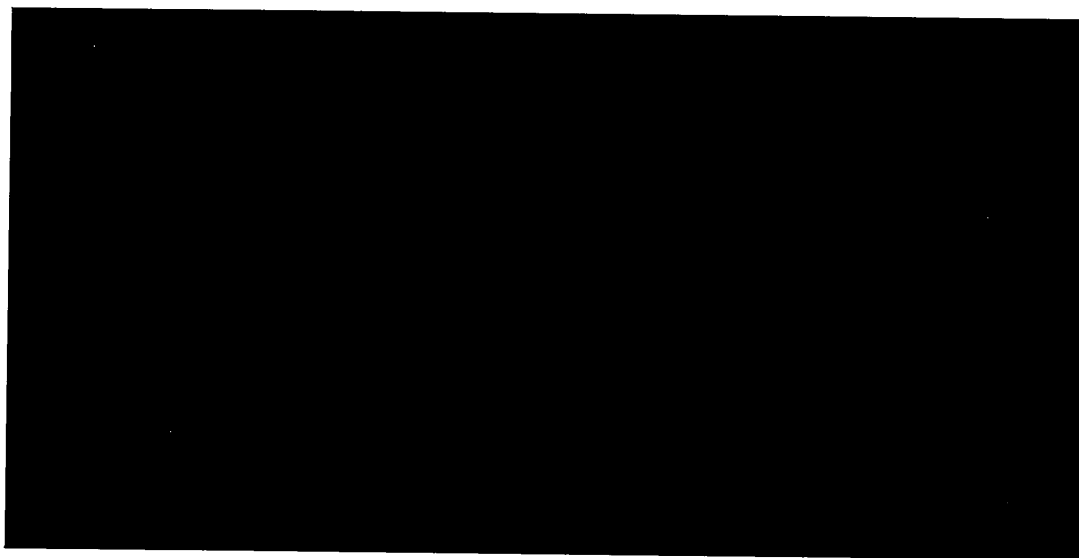
防衛省からの意見等（平成24年5月22日付け）に対する回答

標記について、貴省からの5月22日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、
宜しくお取り計らい願います。

記



(機密性 2 情報)



注意
(機密性2情報)

平成24年5月28日
防衛省防衛政策局

内閣情報調査室 御中

「特別秘密の保護に関する法律（仮称）」に係る意見について
～第7次～

標記について、以下のとおり、意見を提出します。

なお、以下の意見に対する回答の内容によっては、再度、意見を提出させていただく
場合があることを申し添えさせていただきます。

